

東京都地域防災計画

震災編

(令和5年修正)

[本冊]

素案

東京都防災会議

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

1 地域等の標記

	標 記	説 明
1	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
2	区部	東京都の地域のうち、特別区の所在する地域をいう。
3	多摩地域	東京都の地域のうち、市及び郡部町村の所在する地域をいう。
4	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
5	多摩島しょ地域	東京都の地域のうち、3及び4に属する地域をいう。

2 機関名等の標記

	標 記	機関等
1	都	東京都
2	都本部	東京都災害対策本部
3	都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
4	都〇〇局	東京都〇〇局
5	関東総合通信局	総務省関東総合通信局
6	関東財務局	財務省関東財務局
7	関東信越厚生局	厚生労働省関東信越厚生局
8	東京労働局	厚生労働省東京労働局
9	関東農政局	農林水産省関東農政局
10	関東森林管理局	農林水産省関東森林管理局
11	関東経済産業局	経済産業省関東経済産業局
12	関東東北産業保安監督部	経済産業省関東東北産業保安監督部
13	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
14	関東運輸局	国土交通省関東運輸局
15	東京航空局	国土交通省東京航空局東京空港事務所
16	関東地方測量部	国土地理院関東地方測量部
17	東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
18	第三管区海上保安本部	海上保安庁第三管区海上保安本部

用 語 例

	標 記	機関等
19	関東地方環境事務所	環境省関東地方環境事務所
20	北関東防衛局	防衛省北関東防衛局
21	国立病院機構	独立行政法人国立病院機構
22	水資源機構	独立行政法人水資源機構
23	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
24	東日本高速道路	東日本高速道路株式会社
25	中日本高速道路	中日本高速道路株式会社
26	首都高速道路	首都高速道路株式会社
27	JR 東日本	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部
28	JR 東海	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部
29	JR 貨物	日本貨物鉄道株式会社首都圏本部
30	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社東京事業部
31	日本郵便	日本郵便株式会社
32	東京ガスグループ	東京ガス株式会社 東京ガスネットワーク株式会社
33	KDDI	KDDI 株式会社
34	NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式 会社
35	NTT ドコモ	株式会社 NTT ドコモ
36	ソフトバンク	ソフトバンク株式会社
37	楽天モバイル	楽天モバイル株式会社
38	日本通運	日本通運株式会社首都圏支店
39	福山通運	福山通運株式会社
40	佐川急便	佐川急便株式会社
41	ヤマト運輸	ヤマト運輸株式会社
42	西濃運輸	西濃運輸株式会社
43	東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社
44	東武鉄道	東武鉄道株式会社
45	東急電鉄	東京急行電鉄株式会社
46	京成電鉄	京成電鉄株式会社
47	京王電鉄	京王電鉄株式会社
48	京急電鉄	京浜急行電鉄株式会社
49	西武鉄道	西武鉄道株式会社

	標 記	機関等
50	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社
51	東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
52	東京モノレール	東京モノレール株式会社
53	ゆりかもめ	株式会社ゆりかもめ
54	北総鉄道	北総鉄道株式会社
55	東京臨海高速鉄道	東京臨海高速鉄道株式会社
56	多摩都市モノレール	多摩都市モノレール株式会社
57	首都圏新都市鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社
58	東海汽船	東海汽船株式会社
59	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
60	都庁輸送組合	東京都庁輸送事業協同組合
61	都医師会	公益社団法人東京都医師会
62	都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
63	都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会
64	東京都立病院機構	地方独立行政法人東京都立病院機構
65	献血供給事業団	公益財団法人献血供給事業団
66	都獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会
67	TBS ラジオ	株式会社 TBS ラジオ
68	文化放送	株式会社文化放送
69	ニッポン放送	株式会社ニッポン放送
70	ラジオ日本	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
71	エフエム東京	株式会社エフエム東京
72	J-WAVE	株式会社 J-WAVE
73	日経ラジオ社	株式会社日経ラジオ社
74	interfm	株式会社 InterFM897
75	日本テレビ	日本テレビ放送網株式会社
76	TBS テレビ	株式会社 TBS テレビ
77	フジテレビジョン	株式会社フジテレビジョン
78	テレビ朝日	株式会社テレビ朝日
79	テレビ東京	株式会社テレビ東京
80	TOKYO MX	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
81	東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
82	東京ハイヤー・タクシー協会	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
83	都個人タクシー協会	一般社団法人東京都個人タクシー協会
84	日本エレベーター協会	一般社団法人日本エレベーター協会関東支部

3 法令・条例名等の標記

	標 記	説 明
1	本部条例	東京都災害対策本部条例(昭和 37 年都条例第 110 号)
2	本部規則	東京都災害対策本部条例施行規則(昭和 38 年都規則第 12 号)
3	本部運営要綱	東京都災害対策本部運営要綱(昭和 38 年 4 月 8 日 38 総行災発第 12 号)

目 次

用 語 例

目 次

第 1 部	東京の防災力の高度化に向けて.....
第 1 章	地域防災計画震災編の概要
第 1 節	計画の目的及び特徴
第 2 節	計画の構成
第 3 節	計画の習熟
第 4 節	計画の修正
第 2 章	東京の現状と被害想定
第 1 節	東京の概況
第 2 節	被害想定
第 3 章	地震に関する調査研究
第 1 節	被害想定・地域危険度調査研究
第 2 節	震災対策調査研究
第 4 章	被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）
第 1 節	これまでの経緯
第 2 節	10 年間の主な取組状況や社会環境の変化等
第 3 節	減災目標の設定
第 4 節	減災目標の達成に向けた取組
第 5 章	複合災害への対応
第 6 章	各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ
第 2 部	施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）
第 1 章	都、区市町村等の基本的責務と役割
第 1 節	基本理念及び基本的責務
第 2 節	都、区市町村及び防災機関の役割
第 2 章	都民と地域の防災力向上
第 1 節	現在の到達状況
第 2 節	課題
第 3 節	対策の方向性
第 4 節	到達目標
第 5 節	具体的な取組
	【予防対策】
1	自助による都民の防災力向上
2	地域による共助の推進
3	マンション防災における自助・共助の構築

目 次

4	消防団の活動体制の充実
5	事業所による自助・共助の強化
6	ボランティアとの連携
7	都民・行政・事業所等の連携
	【応急対策】
1	自助による応急対策の実施
2	地域による応急対策の実施
3	マンション防災における応急対策の実施
4	消防団による応急対策の実施
5	事業所による応急対策の実施
6	ボランティアとの連携
第3章	安全な都市づくりの実現
第1節	現在の到達状況
第2節	課題
第3節	対策の方向性
第4節	到達目標
第5節	具体的な取組
	【予防対策】
1	安全に暮らせる都市づくり
2	建築物の耐震化及び安全対策の促進
3	液状化、長周期地震動への対策の強化
4	出火、延焼等の防止
	【応急対策】
1	消火・救助・救急活動
2	河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止
3	危険物等の応急措置による危険防止
	【復旧対策】
1	公共の安全確保、施設の本来機能の回復
第4章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第1節	現在の到達状況
第2節	課題
第3節	対策の方向性
第4節	到達目標
第5節	具体的な取組
	【予防対策】
1	道路・橋梁
2	鉄道施設
3	河川・港湾・空港施設等
4	緊急輸送ネットワークの整備

5	水道	
6	下水道	
7	電気・ガス・通信等	
8	ライフラインの復旧活動拠点の確保	
9	エネルギーの確保	
10	エネルギーの確保	
	【応急対策】	
1	道路・橋梁	
2	鉄道施設	
3	河川・港湾・空港施設等	
4	水道	
5	下水道	
6	電気・ガス・通信等	
7	エネルギーの確保	
	【復旧対策】	
1	道路・橋梁	
2	鉄道施設	
3	河川・港湾・空港施設等	
4	水道	
5	下水道	
6	電気・ガス・通信等	
	第5章 津波等対策	
	第1節 現在の到達状況	
	第2節 課題	
	第3節 対策の方向性	
	第4節 到達目標	
	第5節 具体的な取組	
	【予防対策】	
1	河川・海岸保全施設等の整備	
2	地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化	
3	水防組織	
4	資器材の整備	
5	津波浸水予測に基づく津波浸水ハザードマップの作成等津波避難計画の策定等	
6	大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化	
7	津波予測等に対する避難誘導	
8	津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	
9	島しょ地域の地震・津波対策の推進	

目 次

【応急対策】	
1 河川、海岸、港湾施設等の応急対策	
2 津波警報・注意報等の伝達体制	
3 津波に対する避難誘導態勢	
【復旧対策】	
1 河川管理施設、局所管施設の応急復旧等	
2 港湾・海岸・漁港施設等の復旧	
3 被災者の他地区への移送	
第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化	
第1節 現在の到達状況	
第2節 課題	
第3節 対策の方向性	
第4節 到達目標	
第5節 具体的な取組	
【予防対策】	
1 初動対応体制の整備	
2 業務継続体制の確保	
3 消火・救助・救急活動体制の整備	
4 広域連携体制の構築	
5 応急活動拠点の整備	
【応急対策】	
1 初動態勢	
2 消火・救助・救急活動	
3 応援協力・派遣要請	
4 応急活動拠点の調整	
第7章 情報通信の確保	
第1節 現在の到達状況	
第2節 課題	
第3節 対策の方向性	
第4節 到達目標	
第5節 具体的な取組	
【予防対策】	
1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	
2 住民等への情報提供体制の整備	
3 住民相互の情報連絡等の環境整備	
【応急対策】	
1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	
2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	
3 広報体制	

4	広聴体制	
5	住民相互の情報連絡等	
第8章	医療救護・保健等対策	
第1節	現在の到達状況	
第2節	課題	
第3節	対策の方向性	
第4節	到達目標	
第5節	具体的な取組	
	【予防対策】	
1	初動医療体制等の整備	
2	医薬品・医療資器材の確保	
3	医療施設の基盤整備	
4	遺体の取扱い	
	【応急対策】	
1	初動医療体制等	
2	医薬品・医療資器材の供給	
3	医療施設の確保	
4	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	
	【復旧対策】	
1	防疫体制の確立	
2	火葬	
第9章	帰宅困難者対策	
第1節	現在の到達状況	
第2節	課題	
第3節	対策の方向性	
第4節	到達目標	
第5節	具体的な取組	
	【予防対策】	
1	帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	
2	帰宅困難者への情報通信体制整備	
3	一時滞在施設の確保及び運営の支援	
4	帰宅支援のための体制整備	
	【応急対策】	
1	帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	
2	事業所等における帰宅困難者対策	
3	駅周辺での混乱防止	
	【復旧対策】	
1	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	
2	徒歩帰宅者の支援	

目 次

第10章 避難者対策	
第1節 現在の到達状況	
第2節 課題	
第3節 対策の方向性	
第4節 到達目標	
第5節 具体的な取組	
【予防対策】	
1 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）	
2 避難場所・避難所等の指定・安全化	
3 避難所の管理運営体制の整備等	
4 車中泊	
【応急対策】	
1 避難誘導	
2 避難所の開設・管理運営	
3 車中泊	
4 動物救護	
5 ボランティアの受入れ	
6 被災者の他地区への移送	
第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進	
第1節 現在の到達状況	
第2節 課題	
第3節 対策の方向性	
第4節 到達目標	
第5節 具体的な取組	
【予防対策】	
1 食料及び生活必需品等の確保	
2 飲料水及び生活用水の確保	
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	
4 輸送体制の整備	
5 輸送車両等の確保	
6 燃料の確保	
【応急対策】	
1 備蓄物資の供給	
2 飲料水の供給	
3 物資の調達要請	
4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分	
5 義援物資の取扱い	
6 輸送車両の確保	
7 船舶の確保	

8	ヘリコプター等の確保
9	燃料の供給
	【復旧対策】
1	多様なニーズへの対応
2	炊き出し
3	水の安全確保
4	生活用水の確保
5	市場の流通確保、消費者への正確な情報提供
6	物資の輸送
第12章	放射性物質対策
第1節	現在の到達状況
第2節	課題
第3節	対策の方向性
第4節	到達目標
第5節	具体的な取組
	【予防対策】
1	情報伝達体制の整備
2	都民への情報提供等
3	放射線等使用施設の安全化
	【応急対策】
1	情報連絡体制
2	都民への情報提供等
3	放射線等使用施設の応急措置
4	核燃料物質輸送車両等の応急対策
	【復旧対策】
1	保健医療活動
2	放射性物質への対応
3	風評被害への対応
第13章	住民の生活の早期再建
第1節	現在の到達状況
第2節	課題
第3節	対策の方向性
第4節	到達目標
第5節	具体的な取組
	【予防対策】
1	生活再建のための事前準備
2	トイレの確保及びし尿処理
3	ごみ処理
4	災害廃棄物処理

目 次

5	災害救助法等
【応急対策】	
1	被災住宅の応急危険度判定
2	被災宅地の危険度判定
3	家屋被害状況調査等
4	罹災証明書の交付準備
5	義援金の募集・受付
6	トイレの確保及びし尿処理
7	ごみ処理
8	災害廃棄物処理
9	災害救助法等の適用
10	激甚災害の指定
【復旧対策】	
1	罹災証明書の交付
2	被災住宅の応急修理
3	応急仮設住宅等の供与
4	都営住宅の応急修理
5	建設資材等の調達
6	被災者の生活相談等の支援
7	義援金の募集・受付・配分
8	被災者の生活再建資金援助等
9	職業のあっせん
10	租税等の徴収猶予及び減免等
11	その他の生活確保
12	中小企業への融資
13	農林漁業関係者への融資
14	応急金融対策
15	災害廃棄物処理の実施
16	災害救助法の運用等
第3部	災害復興計画.....
第1章	復興の基本的考え方
第2章	復興本部.....
第3章	震災復興計画の策定
第4章	東京都震災復興マニュアルのしくみ
第4部	南海トラフ地震等防災対策.....
第1章	対策の方針.....
第1節	対策の目的
第2節	南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方

第2章	南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標	
第1節	南海トラフ巨大地震等による被害想定	
第2節	被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	
第3章	都、島しょ町村及び防災機関の役割等	
第1節	都、島しょ町村及び防災機関の役割	
第2節	島しょ住民と地域の防災力向上	
第4章	南海トラフ地震等防災対策	
第1節	災害予防対策	
第2節	南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策	
第3節	災害応急対策	
第5章	東海地震事前対策	
第1節	事前対策の目的等	
第2節	都、区市町村及び防災機関の役割	
第3節	都民・事業所等のとるべき措置	
第4節	災害予防対策	
第5節	東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	
第6節	警戒宣言時の応急活動体制	

地域防災計画 震災編の沿革

第 1 部

東京の防災力の高度化に向けて

第1章 地域防災計画震災編の概要

第1節 計画の目的及び特徴

1 計画の目的

- 東京都地域防災計画震災編は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画である。
- その目的は、都、区市町村、防災機関、事業者、地域の防災組織及び都民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、都の地域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、都民の生命・身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、東京の防災力を向上し、「首都東京の防災力の高度化」を図ることにある。

2 計画の特徴

- この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、被害想定や最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、都民・都議会の提言などを可能な限り反映してきた。
- 一方、国は、令和3年5月、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保や災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法や災害救助法等を改正した。
- また、東京都防災会議は、令和4年5月、科学的知見に基づき起こりうる被害像をより具体的に明らかにし、その被害を低減するため、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- 被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。
- 今回の令和5年修正に当たっては、震災対策の実効性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法等の改正等を踏まえつつ、男女平等参画その他の多様な視点に一層配慮した検討を行うため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するなど、所要の修正を行った。

第2節 計画の構成

- この計画には、都、防災機関、事業者及び都民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主 な 内 容
第1部 東京の防災力の高度化に向けて	○ 計画の目的や前提となる首都直下地震等の被害想定、減災目標 等
第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）	○ 都及び防災機関等が行う予防対策、都民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第4部 南海トラフ地震等防災対策	○ 南海トラフ地震等に対する島しょ（伊豆諸島及び小笠原諸島）の防災対策 ○ 東海地震事前対策（都内全域を対象とした警戒宣言等に関する計画）

第3節 計画の習熟

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、地震災害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

- この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。

第2章 東京の現状と被害想定

第1節 東京の概況

1 地勢

- 東京都は、区部及び多摩地域の内陸部と伊豆諸島及び小笠原諸島などの島しょ部からなっている。
- 内陸部は、東西に細長く、その西半分は関東山地の一部をなし、東半分は関東平野に位置している。

内陸部は、標高 2,000m を超す山りょうから、いわゆる「ゼロメートル地帯」までの高度差を有し、大きくは山地、丘陵地、台地、低地の四つの地形に区分することができる。これらの地形は、各地形を構成する地層と密接に関係している。
- 島しょ部は、太平洋西部の広大な海域に分布している。

(資料図●●「東京都の地形区分」別冊①資料 P●●)

(資料図●●「模式地質断面図」別冊①資料 P●●)

(1) 山地

- 西多摩地域の大部分を占める東京の山地は、標高にして約 300m～2,000m、地形は急しゅんで、多摩川や秋川沿いに、狭小な河岸段丘がわずかに発達している。
- あきる野市（旧五日市町周辺）には、新生代第三紀に生成された五日市町層群と呼ばれる地層が盆地状に分布している。

(2) 丘陵地

- 山地の周縁部に位置する丘陵地は、西多摩地域の一部と南多摩地域に分布している。標高にして 100m～300m のなだらかな起伏を示し、北から南に阿須山（加治）丘陵、狭山丘陵、草花丘陵、加住丘陵、多摩丘陵が連なっている。
- 丘陵地の表面は、火山灰から成る関東ローム層と段丘れき層からなっている。

(3) 台地

- 台地は、西多摩地域の東部から北多摩地域、山の手地域にかけて東西に広がり青梅市付近を扇の要とする古多摩川の扇状地形をなしている。標高は、20m～200m の範囲の地域である。
- 関東ローム層と各台地（段丘面）との対応を示すと、別図のようになる。

(資料図●●「関東ローム層と段丘との関係」別冊①資料 P●●)

(4) 低地

- 低地は、最も新しい地質時代である沖積世（1万年前～現在）に形成された地層（沖積層）によって特徴づけられる地域で、沖積低地と谷底低地の二つに区分できる。
- 沖積低地は、荒川、隅田川、江戸川の下流域のいわゆる下町低地と多摩川下流域の大田区南部の多摩川低地である。地盤は、場所により多少の差はあるが、重量構造物の支持層となる固くしまった洪積層とその上部の軟弱層に区分できる。
- 石神井川、善福寺川、浅川など台地や丘陵地を流れる中小河川に沿う谷底低地では、沖積層の厚さは谷の下流部でも10m位で、沖積低地と比べ厚くはないが、谷底低地には、かつて繁茂した水葦類が完全に分解される前に埋没し、泥炭層（腐植土層）を形成した箇所がある。

2 人口・産業

(1) 人口

- 総務省「令和2年国勢調査」による東京都の人口は、1,404万7,594人となり、前回平成27年の1,351万5,272人に比べ、53万2,322人（3.9%）の増加となっている。
- 人口を地域別にみると、区部は、973万3,276人で平成27年に比べ46万536人（5.0%）増加し、総人口に占める区部の割合は69.3%である。また、平成27年からの人口増加数の86.5%が区部における増加となっている。
多摩市町村の人口は、428万9,857人で平成27年に比べ7万3,816人（1.8%）増加している。
島しょの人口は、2万4,461人で平成27年に比べ2,030人（7.7%）の減少となっている。
- 年齢別人口では、年少人口（0～14歳）は158万8,415人（11.2%）、生産年齢人口（15～64歳）は928万4,428人（66.1%）、老年人口（65歳以上）は319万4,751人（22.7%）となっている。平成27年と比べると、年少人口が45,118人（3.0%）の増加、生産年齢人口は35万7,000人（4.0%）の増加となり、老年人口は13万205人（4.3%）の増加となっている。
- 都内に在住する外国人は、48万3,372人で、平成27年の37万8,564人と比べ、10万4,808人（27.7%）増加しており、総人口に占める割合は3.4%と平成27年に比べ0.6ポイント上回っている。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、ネパールの順で多く、これらの国籍で外国人全体の71.5%を占めている。

(2) 産業・観光

- 総務省「令和3年経済センサス-活動調査（速報値）」による東京都の事業所数（民営のみ）は62万3,895事業所、従業者数は993万5,188人となっている

る。

- 従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の73.2%を占めている。
- 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業22.3%、宿泊業、飲食サービス業11.9%、不動産業、物品賃貸業10.4%である。
- 産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が37.0%で最も高く、次いで学術研究、専門・技術サービスが20.2%、不動産業、物品賃貸業が17.1%となっている。
- 情報通信業の従業者数は東京都が全国の54.3%を占めている。
- 資本金階級別では、資本金3,000万円未満の会社企業が全体の83.3%を占めている。
- 東京都「令和2年東京都観光客数等実態調査」による東京を訪れた観光客数（推計値）は339,577千人（対前年比39.2%減）で、そのうち国内旅行者は337,054千人（同37.9%減）、海外からの旅行者は2,523千人（同83.4%減）である。

第2節 被害想定

- 東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。
- また、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を決定した。
- さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定した。
- 前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。
- このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害定見の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定した。

（資料第●●「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日**東京都防災会議公表**）別冊①資料P●●）

- なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示した。

また、現状において想定し得る被害量だけではなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も初めて推計した。

第2章 東京の現状と被害想定

第2節 被害想定

- なお、南海トラフ巨大地震等による被害想定については、第4部で記載する。

(1) 前提条件

ア 想定地震

項 目	内 容			
想定地震	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規 模	マグニチュード（以下「M」と表記する。）7.3		M8クラス	M7.4
発生確率	今後30年以内70% （南関東地域におけるM7クラスの確率）		今後30年以内 0～6% （180年から590年の発生間隔）	今後30年以内 0.5～2%

イ 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される災害
冬・早朝5時 風速 4m/s 8m/s	○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速 4m/s 8m/s	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕18時 風速 4m/s 8m/s	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(2) 想定結果の概要

ア 全体の傾向

- 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。
- 建物被害は、都心南部直下地震、多摩東部直下地震では、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。大正関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多摩南部を中心に発生する。立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生する。
- 死亡は揺れや火災を原因とするものが多く、負傷は建物を原因とするものが多い。

- 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- ライフラインは、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震では、区部東部や区部南部に被害が多い。
- 避難者は、都心南部直下地震が最大となり、約299万人が発生する。
- 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乘客等が集中し、混乱する。
- エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

イ 地震動（地震のゆれ）

区分		5強以下	6弱	6強	7
都心南部直下地震	M7.3	41.7%	34.9%	22.6%	0.8%
多摩東部直下地震		22.9%	48.2%	28.8%	0.0%
大正関東地震	M8クラス	46.2%	45.5%	8.3%	0.0%
立川断層帯地震	M7.4	65.7%	22.0%	11.8%	0.5%

ウ 橋梁・橋脚被害（カッコ内は大被害）

区分		高速道路	一般国道	都道	区市町村道	鉄道
都心南部直下地震	M7.3	9.4% (0.0%)	7.2% (0.0%)	2.5% (0.1%)	0.7% (0.0%)	1.9% (0.0%)
多摩東部直下地震		7.0% (0.0%)	6.0% (0.0%)	1.9% (0.1%)	0.7% (0.1%)	1.8% (0.0%)
大正関東地震	M8クラス	5.4% (0.0%)	6.3% (0.0%)	1.8% (0.1%)	0.9% (0.1%)	1.0% (0.0%)
立川断層帯地震	M7.4	0.8% (0.0%)	2.1% (0.0%)	0.4% (0.0%)	0.2% (0.0%)	0.1% (0.0%)

エ ライフライン被害（冬・夕方、風速8m/s）

区分		電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (被害率)
都心南部直下地震	M7.3	11.9%	4.0%	24.3%	26.4%	4.0%
多摩東部直下地震		9.3%	2.9%	12.5%	25.8%	4.3%
大正関東地震	M8クラス	4.0%	0.9%	2.8%	15.7%	2.9%
立川断層帯地震	M7.4	2.2%	0.9%	2.8%	4.7%	2.0%

※拠点的な施設や機能の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性がある点に留意する必要がある。

第2章 東京の現状と被害想定

第2節 被害想定

オ 総括表

都心南部直下地震（風速 8 m/s）					
想定シーン			冬・早朝	冬・昼	冬・夕方
建物被害	全壊・焼失棟数（棟）		108,433	119,598	194,431
	要因別	揺れ・液状化等	82,199	82,199	82,199
		火災	27,410	39,281	118,734
人的被害	死者数（人）		5,879	3,547	6,148
	要因別	揺れ	4,916	2,403	3,209
		屋内収容物	275	247	239
		急傾斜地崩壊	11	7	8
		ブロック塀等	6	57	205
		屋外落下物	0	1	5
		火災	671	831	2,482
	死者数に占める要配慮者の割合		65.4%	60.8%	63.7%
	負傷者数（人）		84,667	81,751	93,435
	要因別	揺れ	75,612	69,685	69,547
		屋内収容物	6,579	7,082	6,496
		急傾斜地崩壊	14	9	11
		ブロック塀等	209	1,982	7,057
		屋外落下物	4	80	378
		火災	2,248	2,914	9,947
	うち重傷者数（人）		9,974	9,762	13,829
社会的影響	避難者数（最大）（人）		2,595,391	2,647,882	2,993,713
	帰宅困難者数（人）		—	4,525,949	—
	閉じ込めにつながりうるエレベーター台数（台）		21,456	21,574	22,426
	自力脱出困難者数（人）		35,049	30,903	31,251
	災害廃棄物（万トン）		2,950	2,978	3,164
交通	道路	橋脚・橋梁被害率	0.8～9.4%	0.8～9.4%	0.8～9.4%
	鉄道	橋脚・橋梁被害率	1.9%	1.9%	1.9%
	港湾	岸壁被害率	71.5%	71.5%	71.5%
ライフライン	上水道	断水率	26.4%	26.4%	26.4%
	下水道	被害率	4.0%	4.0%	4.0%
	電力	停電率	9.1%	9.5%	11.9%
	通信	不通回線率	1.2%	1.5%	4.0%
	ガス	供給停止率	24.3%	24.3%	24.3%

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

※2 揺れ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

※3 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。

※4 新幹線の被害を除く。

※5 交通・ライフライン被害は、以下のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。

- ・道路、鉄道被害：橋脚・橋梁被害 ・港湾被害：岸壁被害
- ・電力被害：配電設備被害による停電率
- ・通信被害：配電網被害による不通回線率

第2章 東京の現状と被害想定

第2節 被害想定

多摩東部直下地震（風速 8 m/s）					
想定シーン			冬・深夜	冬・昼	冬・夕方
建物被害	全壊・焼失棟数（棟）		98,361	105,621	161,516
	要因別	揺れ・液状化等	70,108	70,108	70,108
		火災	29,070	36,542	94,425
人的被害	死者数（人）		5,104	2,947	4,986
	要因別	揺れ	4,079	1,874	2,593
		屋内収容物	261	222	216
		急傾斜地崩壊	42	24	32
		ブロック塀等	7	65	224
		屋外落下物	0	1	3
		火災	715	762	1,918
	死者数に占める要配慮者の割合		67.0%	63.6%	66.2%
	負傷者数（人）		79,337	69,865	81,609
	要因別	揺れ	70,872	59,066	60,608
		屋内収容物	6,111	6,160	5,721
		急傾斜地崩壊	52	30	40
		ブロック塀等	236	2,251	7,720
		屋外落下物	3	54	252
		火災	2,062	2,303	7,269
	うち重傷者数（人）		8,259	7,715	11,441
社会的影響	避難者数（最大）（人）		2,475,958	2,509,151	2,755,568
	帰宅困難者数（人）		—	4,525,949	—
	閉じ込めにつながりうるエレベータ台数（台）		19,220	19,821	19,808
	自力脱出困難者数（人）		28,641	23,367	24,056
	災害廃棄物（万トン）		2,542	2,560	2,699
交通	道路	橋脚・橋梁被害率	0.8～7.0%	0.8～7.0%	0.8～7.0%
	鉄道	橋脚・橋梁被害率	1.8%	1.8%	1.8%
	港湾	岸壁被害率	50.2%	50.2%	50.2%
ライフライン	上水道	断水率	25.8%	25.8%	25.8%
	下水道	被害率	4.3%	4.3%	4.3%
	電力	停電率	7.2%	7.5%	9.3%
	通信	不通回線率	1.1%	1.3%	2.9%
	ガス	供給停止率	12.5%	12.5%	12.5%

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

※2 揺れ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

※3 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。

※4 新幹線の被害を除く。

※5 交通・ライフライン被害は、以下のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。

- ・道路、鉄道被害：橋脚・橋梁被害
- ・港湾被害：岸壁被害
- ・電力被害：配電設備被害による停電率
- ・通信被害：配電網被害による不通回線率

第2章 東京の現状と被害想定

第2節 被害想定

大正関東地震（風速 8 m/s）					
想定シーン			冬・深夜	冬・昼	冬・夕方
建物被害	全壊・焼失棟数（棟）		38, 510	43, 268	54, 962
	要因別	揺れ・液状化等	28, 319	28, 319	28, 319
		火災	10, 389	15, 254	27, 216
人的被害	死者数（人）		1, 971	1, 205	1, 777
	要因別	揺れ	1, 528	713	969
		屋内収容物	173	134	140
		急傾斜地崩壊	14	8	10
		ブロック塀等	3	28	100
		屋外落下物	0	0	2
		火災	254	322	556
	死者数に占める要配慮者の割合		64. 1%	60. 9%	62. 9%
	負傷者数（人）		39, 445	34, 521	38, 746
	要因別	揺れ	34, 548	28, 130	29, 214
		屋内収容物	4, 272	4, 613	4, 247
		急傾斜地崩壊	17	10	13
		ブロック塀等	105	957	3, 442
		屋外落下物	2	32	154
		火災	501	779	1, 676
	うち重傷者数（人）		3, 255	3, 214	4, 481
	社会的影響	避難者数（最大）（人）		1, 428, 882	1, 451, 347
帰宅困難者数（人）		－	4, 525, 949	－	
閉じ込めにつながりうるエレベータ台数（台）		15, 778	15, 839	15, 977	
自力脱出困難者数（人）		11, 605	9, 896	10, 021	
災害廃棄物（万トン）		1, 345	1, 357	1, 385	
交通	道路	橋脚・橋梁被害率	0. 2～2. 1%	0. 2～2. 1%	0. 2～2. 1%
	鉄道	橋脚・橋梁被害率	1. 0%	1. 0%	1. 0%
	港湾	岸壁被害率	0. 5%	0. 5%	0. 5%
ライフライン	上水道	断水率	15. 7%	15. 7%	15. 7%
	下水道	被害率	2. 9%	2. 9%	2. 9%
	電力	停電率	3. 4%	3. 6%	4. 0%
	通信	不通回線率	0. 4%	0. 6%	0. 9%
	ガス	供給停止率	2. 8%	2. 8%	2. 8%

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

※2 揺れ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

※3 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。

※4 新幹線の被害を除く。

※5 交通・ライフライン被害は、以下のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。

- ・道路、鉄道被害：橋脚・橋梁被害
- ・港湾被害：岸壁被害
- ・電力被害：配電設備被害による停電率
- ・通信被害：配電網被害による不通回線率

※6 島しょにおける大正関東地震の被害想定については、第4部で記載する。

立川断層帯地震（風速 8 m/s）					
想定シーン			冬・深夜	冬・昼	冬・夕方
建物被害	全壊・焼失棟数（棟）		27, 144	33, 134	51, 928
	要因別	揺れ・液状化等	16, 066	16, 066	16, 066
		火災	11, 375	17, 554	36, 941
人的被害	死者数（人）		1, 245	875	1, 490
	要因別	揺れ	872	414	593
		屋内収容物	71	51	54
		急傾斜地崩壊	30	16	22
		ブロック塀等	2	15	47
		屋外落下物	0	0	0
		火災	270	380	775
	死者数に占める要配慮者の割合		61. 5%	61. 5%	62. 0%
	負傷者数（人）		18, 235	16, 445	19, 229
	要因別	揺れ	15, 766	13, 447	13, 559
		屋内収容物	1, 851	1, 503	1, 465
		急傾斜地崩壊	37	20	27
		ブロック塀等	68	503	1, 617
		屋外落下物	0	1	4
		火災	512	971	2, 556
	うち重傷者数（人）		1, 961	2, 025	2, 898
	社会的影響	避難者数（最大）（人）		495, 012	518, 095
帰宅困難者数（人）		—	4, 525, 949	—	
閉じ込めにつながりうるエレベータ台数（台）		5, 184	5, 216	5, 309	
自力脱出困難者数（人）		6, 712	5, 858	5, 829	
災害廃棄物（万トン）		577	591	636	
交通	道路	橋脚・橋梁被害率	1. 0～6. 3%	1. 0～6. 3%	1. 0～6. 3%
	鉄道	橋脚・橋梁被害率	0. 1%	0. 1%	0. 1%
	港湾	岸壁被害率	57. 5%	57. 5%	57. 5%
ライフライン	上水道	断水率	4. 7%	4. 7%	4. 7%
	下水道	被害率	2. 0%	2. 0%	2. 0%
	電力	停電率	1. 5%	1. 7%	2. 2%
	通信	不通回線率	0. 3%	0. 5%	0. 9%
	ガス	供給停止率	2. 8%	2. 8%	2. 8%

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

※2 揺れ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

※3 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。

※4 新幹線の被害を除く。

※5 交通・ライフライン被害は、以下のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。

- ・道路、鉄道被害：橋脚・橋梁被害 ・港湾被害：岸壁被害
- ・電力被害：配電設備被害による停電率
- ・通信被害：配電網被害による不通回線率

カ 身の回りで起こり得る被害の様相

○ 今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。

○ なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

《インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き》

発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。

《救出救助機関等による応急対策活動の展開》

建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

《避難所での避難》

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。

《住み慣れた自宅等での避難生活》

建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。

《帰宅困難者を取り巻く状況》

携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

キ 被害軽減効果の推計

- 今回の被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害低減効果を推計した。

- ・ 耐震化率の向上による、揺れによる建物被害や人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少



- ・ 家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上による、屋内収容物の移動・転倒による人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少



- ・ 出火抑制対策による、火災被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が7～9割程度減少



第2章 東京の現状と被害想定

第2節 被害想定

- ・ 津波に対する避難意識の向上による被害軽減効果

今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少し、最終的には、人的被害をゼロとすることが可能

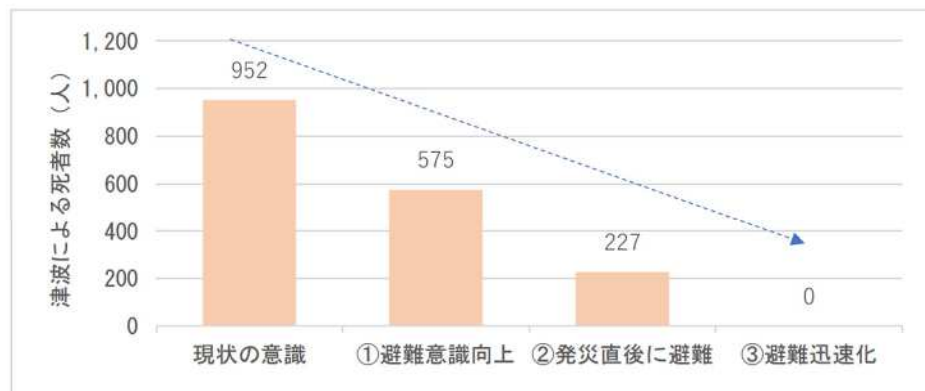


図 津波からの避難意識向上による死者数の対策効果(南海トラフ津波ケース①、冬・早朝)

第3章 地震に関する調査研究

第1節 被害想定・地域危険度調査研究

1 被害想定調査研究

- 東京都防災会議は、昭和53年に区部、昭和60年に多摩地域、平成3年に東京都全域を対象として、海溝型巨大地震である関東大地震の再来を前提とした地震被害想定調査研究を実施し、公表した。
- さらに、中央防災会議が、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」を決定したことを受け、直下地震の被害想定として平成9年8月に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。
- 平成18年5月には、都市構造の変化や中央防災会議の被害想定を踏まえて、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」を公表した。
- 平成24年4月には、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- その後、平成24年8月に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」が公表されたが、これは国全体を考慮した広範囲の想定であり、詳細な被害状況が示されていない。
そのため、都としても南海トラフに関する独自の被害想定を行うこととし、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。
- 前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している点を踏まえ、改めて客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

2 地域危険度測定調査

- 都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第12条第1項に基づき、次の用途に資するためおおむね5年ごとに調査を実施している。
 - （1）地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
 - （2）震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- 本調査は、市街化区域を対象として、地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。
（資料第●●「地震に関する地域危険度」別冊①資料P●●）

〔測定調査の経過〕

第3章 地震に関する調査研究

第2節 震災対策調査研究

区 分	対 象 地 域	調 査 期 間	公 表 時 期
第1回	区 部 多摩地域	昭和 47～49 年度 昭和 52～53 年度	昭和 50 年 11 月 昭和 55 年 7 月
第2回	区 部 多摩地域	昭和 56～57 年度 昭和 59～60 年度	昭和 59 年 5 月 昭和 62 年 5 月
第3回	区部・多摩	平成 元～3 年度	平成 5 年 1 月
第4回	区部・多摩	平成 6～9 年度	平成 10 年 3 月
第5回	区部・多摩	平成 11～14 年度	平成 14 年 12 月
第6回	区部・多摩	平成 17～19 年度	平成 20 年 2 月
第7回	区部・多摩	平成 21～24 年度	平成 25 年 9 月
第8回	区部・多摩	平成 26～29 年度	平成 30 年 2 月
第9回	区部・多摩	平成 29～令和 4 年度	令和 4 年 9 月

第2節 震災対策調査研究

1 火災等に関する調査研究

- 東京消防庁は、東京都震災対策条例第 12 条に基づく延焼、出火等の地震防災の基礎調査及び実災害の被害調査を行い、被害を軽減するための各種対策を検討するとともに、都知事の諮問機関である火災予防審議会の答申を受けて、各種対策を実施している。

また、震災時の出火防止対策に資する調査研究、消防活動での安全対策等に資する調査研究等を、必要に応じて実施している。

(資料第●●「火災予防審議会（地震対策部会）の諮問及び答申事項一覧」別冊①資料 P●●)

(資料第●●「東京消防庁の実施している各種調査研究等」別冊①資料 P●●)

2 地盤の液状化及び被害状況の把握に関する調査研究

- 東京都土木技術支援・人材育成センターは、昭和 62 年に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」（東京都土木技術研究所（当時））の公表を行い、令和 4 年には地盤の有識者からなる「東京の液状化予測図」更新に関するアドバイザー委員会」の助言を踏まえ、新たな「東京の液状化予測図」を作成し、公表している。

3 港湾施設の耐震性等に関する調査研究

- 都は、地震に対する安全性を確認する基礎資料として、大規模構造物である東京港第二航路海底トンネル、臨海トンネル及びレインボーブリッジに加えて、埋立地である品川、夢の島、有明ふ頭及び中央防波堤内側埋立地等の計 12 か所で地震動の観測を行っている。

4 強震計等の観測による重要構造物等の地震動の調査研究

- 都は、主要構造物その周辺地盤に多くの強震計を設置し、強震観測記録の収集を行っている。
主要な道路橋りょうや東部低地帯における堤防、水門などの河川施設とその周辺地盤の計 19 地点に設置している強震計等の観測で得られた地震波形を利用して地盤と構造物の地震動特性の解析を行っている。

5 地震に関する情報の収集・分析

- 国は、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づき地震調査研究推進本部を設置し、関係行政機関及び大学等の調査結果等を一元的に収集するとともに、整理・分析し、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行っている。
- 国は、首都直下地震は、切迫性が高く、推定される被害が甚大であると指摘されていることから、首都圏下で発生する地震の姿を明らかにするとともに、建物の耐震構造技術の向上や災害対応体制の確立により被害軽減につなげていくことを目的として、平成 19 年度から平成 23 年度に「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」を実施した。
- また、国等は、都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト（都市災害プロジェクト）（平成 24～28 年度）や官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備することを目的とした「首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト」（平成 29 年～令和 3 年度）を実施した。
- 都は、これらのプロジェクトに参加するなど、地震に関する情報の収集・分析に努めてきた。
- 都は、引き続き、国のプロジェクト等に参加するなど、地震に関する調査研究の成果等を積極的に収集し、その分析に努めていく。

6 地下構造調査

- 文部科学省は、堆積平野における精度の高い地震動予測を行うため、「地震関係基礎調査交付金」事業として、関連する地方公共団体に堆積平野地下構造調査の実施を進めている。
- 都は、平成14年度に「地震関係基礎調査交付金」を受け、東京の深部地下の地質基盤構造を調査した。
- 国は、平成23年東北地方太平洋沖地震とそれ以後の地殻変動により、地震発生確率が高くなっている可能性がある主要活断層帯の一つとして、立川断層帯を挙げており、新たな調査を実施することにより長期評価の精度をさらに向上させるため、立川断層帯を対象に平成24年度からの3年間を調査期間として重点的調査観測を実施した。
- 都は、地元市町との連携を図るとともに、調査結果を踏まえた国の動向等に注視していく。

7 長周期地震動に関する調査

- 公益社団法人土木学会及び一般社団法人日本建築学会では、平成18年に「海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築構造物の耐震性向上に関する共同提言」をとりまとめた。
- また、国において、平成27年度には「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」がなされ、その後「相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動検討会」で大正関東地震をモデルとした長周期地震動の影響等について検討を進めている。
- 長周期地震動の影響については、課題が残されており、今後の検討について留意する必要がある。
- なお、「首都直下地震等による東京の被害想定」では、長周期地震動がもたらし得る被害について定性的に評価するとともに、過去災害における特徴的な事象として長周期地震動による被害をまとめた。

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第1節 これまでの経緯

- 都は、平成19年の地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきた。
- また、災害による人的・物的被害の軽減に加え、都民生活や都市活動の早期復旧・復興が重要であることから、平成24年に東京都防災会議で決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、同年に修正した地域防災計画修正の際に、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で目標を定め、その達成に向けて、国、区市町村、事業者、都民と協力して対策を推進してきた。

第2節 10年間の主な取組状況や社会環境の変化等

1 課題の抽出

- 前回の減災目標の設定から10年が経過しており、この間の住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や、高齢化や単身世帯の増加に伴う都内人口構造の変化など、東京を取り巻く環境の変化等を踏まえた課題は、以下のとおりである。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等①】

耐震化・不燃化等の取組の着実な進展により、被害は一定程度減少したが、
なおも阪神・淡路大震災と同規模である6千人以上の死者が発生する見込み

◆ 耐震化・不燃化の取組と被害想定の変化



・耐震改修の助成等により耐震化を促進するとともに、老朽建築物の除却助成や都税の減免措置等による不燃化の取組を着実に進めるなど、災害に強い都市づくりを着実に進めてきたことなどにより、前回の被害想定と比べ、人的・物的被害が3割から4割程度減少することとなった。

◆ 戦後の我が国の自然災害における死者・行方不明者数の比較



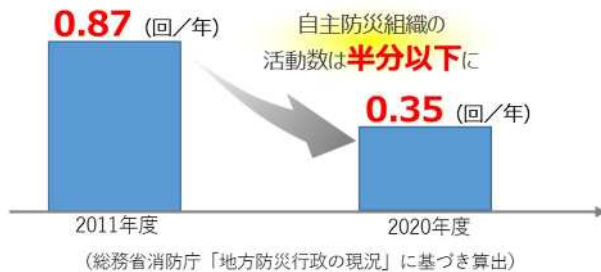
・都市づくりの進展により、着実に被害は減少する一方で、都内で最大の被害をもたらす都心南部直下地震では、いまだ、6千人を超える死者数が想定されており、阪神淡路大震災と同規模である。

・これは、戦後の日本における自然災害と比べても、3位相当の甚大な被害が想定されている。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等②】

東日本大震災から10年が経過し、自助・共助を支える家庭での防災行動や地域での防災活動は鈍化傾向も、テレワークの普及により働く世代の地域定着が促進

◆ 都内における自主防災組織1団体における活動数（防災訓練）



・都内における自主防災組織の1団体当たりの活動回数は、例えば、平常時の任務としている防災訓練の実施状況が、この10年で半分以下となるなど、地域での防災行動が鈍化傾向になっている。

・また、地域防災の重要な役割を担う消防団員も減少傾向が続いている。

◆ 消防団員数

消防団の入団についても消火活動や救助活動など地域防災の重要な役割を担う消防団員は減少

2.4万人 → 2.2万人

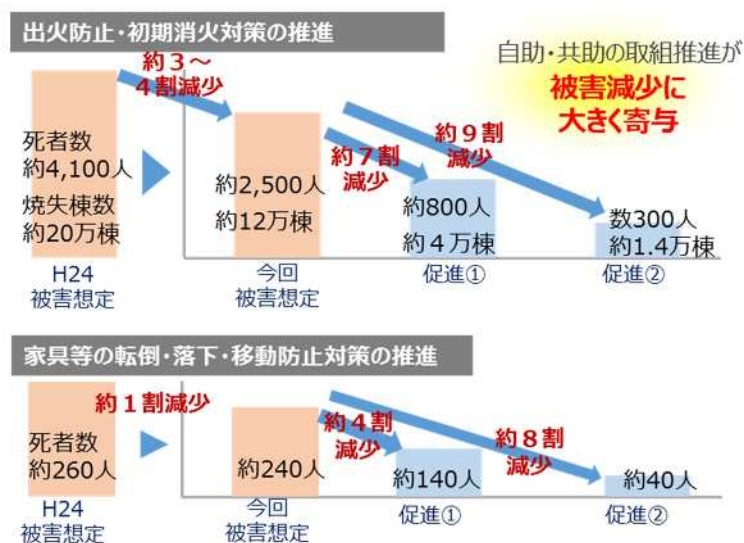
◆ テレワークの導入状況

コロナ禍等で企業のテレワークは大きく進展

14.8% → 64.3%

・一方で、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、テレワークを導入している企業が増えており、働く世代の地域定着が進んでいる。

◆ 自助・共助の取組促進による被害軽減効果の事例



・この10年間の不燃化の促進等により、人的・物的被害の想定が3割から4割程度減少している。

・一方、未だ甚大な被害が想定されるため、今後、感震ブレーカー設置などの出火防止対策や、消火器設置・消火訓練実施などの初期消火対策を推進することで、火災による人的・物的被害が7割から9割程度減少すると推計されている。

・また、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進することで、4割から8割程度減少すると推計されるなど、家庭や地域における自助・共助の取組推進が、被害減少に大きく寄与することが期待される。

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第2節 10年間の主な取組状況や社会環境の変化等

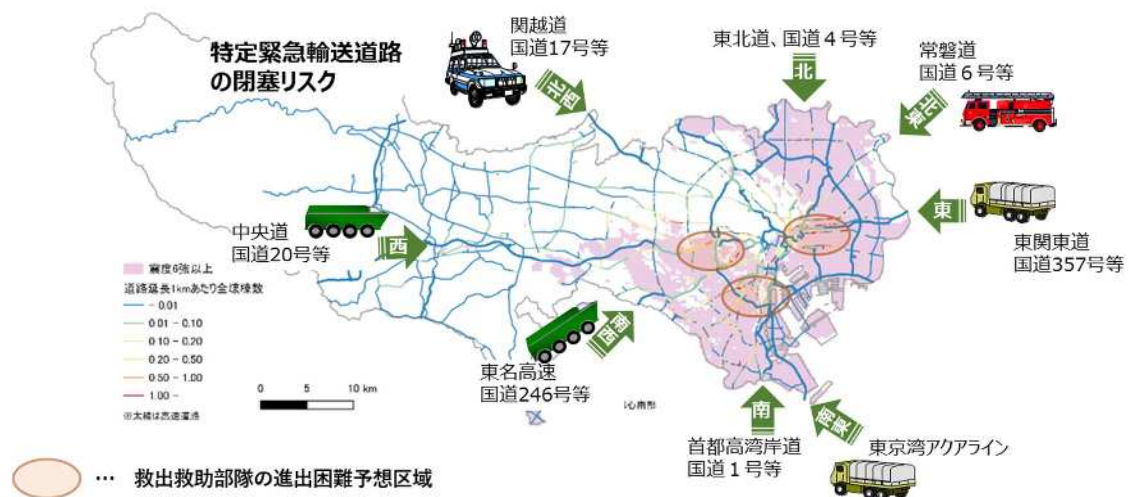
【これまでの取組状況や社会環境の変化等③】

首都中枢機能を支える行政施設や主要道路沿道建築物等の耐震化は一定程度進展も、すべての応急対策の「生命線」となる緊急輸送道路には、なお閉塞リスクの高い地域が存在

◆ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化・被害想定における閉塞リスク

主な項目	概ね10年前の状況	現在の達成状況
防災上重要な公共建築物の耐震化率	90.3%	98.5%
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	79.1%	87.4%

建物の倒壊等による道路閉塞等に伴い、救出救助部隊が被災地域に進出できないおそれ



◆ 過去の大規模災害における閉塞事例

【阪神淡路大震災】

阪神高速道路の倒壊により、並走する国道も長期にわたり寸断し、救援救急活動に大きな制約。

全線復旧まで 1年8か月超



- ・ 防災上重要な公共建築物の耐震化はこの10年で大きく進展している。
- ・ 一方、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化も着実に進展しているものの道半ばであり、新たな被害想定では、特定沿道の全壊棟数は最大81棟と見込まれており、緊急輸送ルートが確保できず、救出救助部隊が被災地域に進出できないおそれも想定される。
- ・ 阪神淡路大震災では、高速道路の倒壊等により、並走する国道も長期にわたり寸断し、救援救急活動に大きな制約が生じた。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等④】

ライフラインは、管路等の耐震化が進展したものの、基幹施設の被災などによる復旧日数の長期化が懸念

◆ 既往大震災におけるライフラインの復旧状況

過去の大規模災害では、完全復旧までには時間を要している

災害名	電気	水道	ガス
東日本大震災 (H23)	3日後に約80% 約3か月で復旧完了	1週間で約57% 約6か月半で復旧完了	約2か月で復旧完了
熊本地震 (H28)	約5日後に復旧完了	1週間で約9割 約3か月半で復旧完了	15日間で復旧完了
北海道胆振東 部地震(H30)	1日半後に約99% 約1か月で復旧完了	1週間で約92% 約1か月で復旧完了	被害なし

農林水産省「近年の主な自然災害によるインフラへの被害状況」

・過去の大規模災害においても、各ライフラインの復旧完了までに、長期間を要した事例もある。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等⑤】

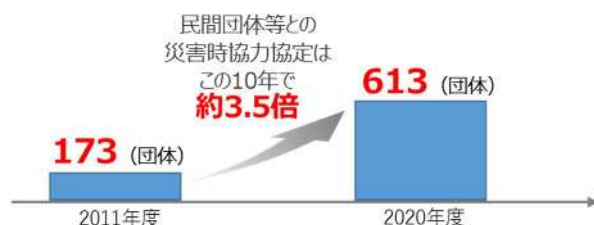
災害の教訓を踏まえた備蓄物資の拡充や、民間事業者との協定拡充による被災者支援体制の充実強化、区市町村への被災者生活再建支援システムの導入促進など、早期復旧を支える基盤の整備が一定程度進展

◆ これまで追加してきた主な備蓄物資

過去の災害の教訓	主な追加備蓄品目	備考
阪神淡路大震災・東日本大震災等	紙おむつ 生理用品	乳幼児・要介護者 女性
熊本地震等	米粉クッキー	食物アレルギー対応
	ストーマ装具	オストメイト
	液体ミルク	乳児
令和元年台風15・19号等	段ボール製簡易ベッド 屋内テント	避難生活環境向上 感染症対策
	ブルーシート	被災家屋の応急対応

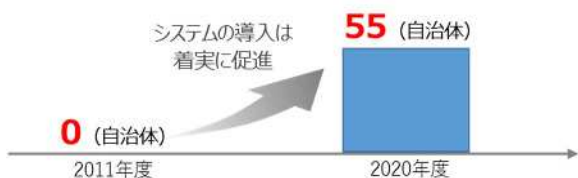
・過去の災害の教訓等も踏まえ、被災者の多様なニーズに的確に対応するため、都の備蓄物資の品目を随時追加するなど、被災者の生活環境のQOLの向上に努めてきた。

◆ 民間応援協定締結数



・災害時における各種応急・復旧業務の協力を依頼する民間団体等との協定締結は大幅に増加している。

◆ 被災者生活再建支援システムの導入状況



・区市町村が住家被害認定調査や罹災証明書発行が効率的に実施できるよう導入した被災者生活再建支援システムについても、導入自治体が大きく増加している。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等⑥】

通信依存の増大やマンション居住者の更なる増加など、都民の居住形態やライフスタイルの大きな変化、感染症対策など複合的な事象も想定した対応が必要

◆ スマートフォン保有世帯率



・災害時の情報収集のツールとしても欠かせないスマートフォンを保有する世帯率は、都内において、この10年で約6倍増加している。

◆ キャッシュレス決済の利用状況

キャッシュレス決済比率 14.1% ➡ 32.5%

・電子マネー利用額が倍増するなど、消費支出のキャッシュレス決済が増加している。

◆ 在宅避難が可能な耐震性の高いマンションの増加



・都内におけるタワーマンション等の超高層建築物は約4割増加している。
・耐震性が高く、自宅に留まることができると住民が増える一方、エレベーターの停止等により陸の孤島化のおそれ。

◆ 複合災害の事例

- ・平成28年の熊本地震では、震度7の地震が立て続けに発生し、余震への不安などから避難生活が長期化したことなどにより、災害関連死が直接死のおよそ4倍にのぼった。
- ・令和2年7月に発生した熊本県での豪雨では、災害発生後の3週目から感染者が急増。

2 今後の防災対策の充実強化に向けた基本認識

- これまでの取組が着実に効果を挙げる一方、社会環境等の変化等により、顕在化した課題等を踏まえ、以下の基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図っていく。

① ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要
② 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制のさらなる強化が必要
③ すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を確実に確保する必要

3 基本認識に基づく今後の取組の方向性

- 基本認識を踏まえ、今回の令和5年修正では、以下の3つの視点と分野横断的な視点に基づき、防災対策の具体化を図っている。

【3つの視点】

視点1 家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
視点2 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化	都や区市町村等の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、都民の生命と首都機能を守り抜く
視点3 すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、都民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災DXの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

- また、これらの視点に基づき、区市町村や関係機関など、各主体との一層の連携強化により、各防災施策の重層化を図っている。

第3節 減災目標の設定

- 都は2022年（令和4年）12月、「強靱化された首都東京」の実現を目指し、TOKYO強靱化プロジェクトを策定し、2040年代の目指すべき東京の姿とその実現に向けた道筋を示している。また、都の総合計画である「未来の東京戦略」においても、目指す2040年代の姿とその実現に向けた2030年への戦略を示している。
- 今回の令和5年修正においては、3つの視点に、分野横断的な視点も加え、2040年代までの概ね中間地点となる2030年度までに達成すべき減災目標を以下のとおり定める。
- なお、それぞれの視点における対策の進捗と減災目標との関係を一層明確化するため、今回の令和5年修正においては、減災目標の下に各視点において目標とすべき指標を設定することとした。

【減災目標】

2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

- 減災目標の確実な達成のため、3つの視点と分野横断的な視点それぞれについて、目標とすべき指標は、以下のとおりである。
- なお、南海トラフ巨大地震等対策の減災目標については、第4部で定める。

【指標一覧】

◆視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進

項目	2030年度の目標
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	感震ブレーカー設置率 25%（都内）
木造住宅密集地域を中心に、感震ブレーカーの設置に対する支援や普及啓発の促進等を積極的に行い、都内における設置率を向上	
初期消火対策実施率（消火器設置）	消火器保有率 60%（都内）
木造住宅密集地域を中心に、消火器の設置を促進するとともに、あわせて消火訓練の実施や風呂水の汲み置きなどの普及啓発等を行うなど、初期消火対策を促進	
家具類の転倒・落下・移動防災対策	75%
各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進	
自助の備えを講じている都民の割合	100%
防災ブックなど各種媒体を活用し、都民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進	

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第3節 減災目標の設定

◆視点2：都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化

項目	2030年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率 99%（2025年度） ・一般沿道 耐震化率 90%（2025年度）
これまでの耐震助成に加え、アドバイザー制度の拡充等により、耐震化を促進	
区市町村のBCP策定	都内全区市町村でBCP策定
様々な事態にも対応できるBCPの作成・改定を促進	
都内の受援応援体制の充実強化	都内全区市町村で受援応援計画等を策定
新たな被害想定や複合災害等を踏まえ、都内の受援応援体制を強化	
一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
都内滞留者の大半を占める企業従業員に対し、効果的な普及啓発を実施	
一時滞在施設の確保	90%
行き場のない帰宅困難者のために必要となる一時滞在施設を早期確保	

◆視点3：すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

項目	2030年度の目標
つながる通信の確保	全ての避難所において通信環境を確保
被災者が集まる避難先におけるWi-Fi等の設置を促進	
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
避難所運営の向上や必要な物資の確保体制の整備等を通じて、避難所環境を不断に見直し	
災害時トイレの確保	都内における災害時トイレ空白エリア解消
自助・共助・公助の連携による様々な方策を展開し、災害時に対応できるトイレを確保	

◆分野横断的な視点：ハード対策

項目	2030年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率 99%（2025年度） ・一般沿道 耐震化率 90%（2025年度）
これまでの耐震助成に加え、アドバイザー制度の拡充等により、耐震化を促進	
住宅の耐震化	・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消（2025年度） ・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減（2030年度）
旧耐震基準の住宅やマンションはもとより、新耐震基準の中で、築年数が古く耐震性が不十分な木造住宅における耐震化を促進	
整備地域の不燃化	全整備地域の不燃領域率 70%達成
整備地域 28 地域、約 6,500ha において不燃化の取組を促進	
特定整備路線の整備	全線整備（2025年度末）
整備地域内の全 28 区間、約 25 kmを整備	

項目	2030年度の目標
無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路 50%（2024年度迄）
環状七号線の内側エリアや第一次緊急輸送道路等など、都内全域における無電柱化を加速	
水道管路の耐震継手化	断水率が高いと想定される地域の解消（2028年度迄）
都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域における水道管路の耐震継手化を重点的に推進	
下水道管路の耐震化推進	・耐震化等を実施した施設の割合 93%（2025年度） ・浮上抑制対策を実施した道路の割合 93%（2025年度）
・避難所、災害復旧拠点、一時滞在施設や災害拠点連携病院などから排水を受け入れる下水道管の耐震化等を推進 ・緊急輸送道路、無電柱化している道路や緊急道路障害物除去路線などにおけるマンホールの浮上抑制対策を推進	

第4節 減災目標の達成に向けた取組

- 10年間の主な取組状況や社会環境の変化等を踏まえた対策を「東京都地域防災計画（震災編）改定に向け今後具体化を図るべき重点事項（以下「重点事項」という。）」として位置付けた。
- 令和5年修正に向けた検討において、各主体の役割や取組が整理できたものは、第2部等にその内容を記載している。
- 一方、減災目標の確実な達成のため、長期的な視点から今後一層具体化を図るべき取組もあることから、引き続き、各局・関係機関で構成する「東京都防災対策推進ワーキンググループ」等において、検討を深めていくこととする（「重点事項一覧」参照）。

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第4節 減災目標の達成に向けた取組

【重点事項一覧】

項目
都民と地域の防災力向上（第2部第2章）
関東大震災100年を「地域防災力の再興元年」として、国や区市町村とも連携し、訓練やシンポジウム、セミナー、各種普及啓発等を継続的に実施し、都民の自助・共助意識を効果的に底上げ
セミナーやシンポジウムなど防災に関心のある人の知識を高める「プル型」の普及啓発に加え、防災に関心のない人にも防災を「我が事」として感じてもらえる「プッシュ型」の普及啓発を充実強化
事業者や市民活動団体等と連携し、テレワーカーや外国人が「新たな共助の担い手」として活躍できるようにするための方策を具体化し、地域防災力を補完
自主防災組織の活動支援やマンション住民の防災、避難所生活環境の改善など、地域の実情に応じて、区市町村が実施する取組を支援
被害想定で明らかになったライフライン停止の長期化リスク等を踏まえ、都民における家庭内備蓄の充実に向けた支援策を実施
区市町村や市民活動団体等と連携し、平時の研修、訓練等の実施、発災時の多数の災害ボランティアの受入れや調整を行う体制、活動拠点の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について充実強化
災害時ボランティアの供給と需要に地域間のギャップが生じた際の区市町村間のボランティアの広域調整の仕組みの構築など、都及び東社協、区市町村社協等との連携体制を一層強化
発災直後の初動対応の担い手として期待される自主防災組織等について、その編成や活動への支援等を通じて、災害対応力を強化
発災時に設置する「外国人災害時情報センター」を効果的に運営するため、庁内外の関係機関との連携体制を平時から構築
町会・自治会など避難所運営を担う人材が減少・高齢化している現状を踏まえ、女性や要配慮者など多様な視点から避難所運営を行える地域人材を育成する方策を検討するとともに、区市町村の避難所運営の支援策を強化
単身高齢者が増加していることなども踏まえ、地域やマンションコミュニティによる共助の推進の支援策を強化
家具類の転倒やエレベーター・水道・トイレ等の長期停止、コミュニティの希薄化など、在宅避難を行う上でのマンション特有の課題の解決に向け、住民・管理組合・管理会社のそれぞれに対する多面的で、効果的な普及啓発策を推進
安全な都市づくりの実現（同第3章）
耐震化率100%の早期実現に向けた施策を具体化
最大級の揺れや津波に対しても居住地等が浸水することのないよう、河川施設や海岸保全施設等の耐震対策を一層推進
整備地域における不燃領域率70%の早期実現に向けた施策を具体化
都のハード・ソフト施策の取組による複合的な効果を都民に対し、わかりやすく発信
整備地域のみならず、被害想定に基づき甚大な被害が発生することが想定される地域や、災害拠点病院、主要大規模救出救助活動拠点周辺等において、不燃化促進に向けた取組を強化
不燃化対策の効果を都民に定量的に示すことが出来るよう、整備地域以外も含めた都内全体の不燃化の取組を評価できる仕組みづくり
発災時のエレベーターへの閉じ込めを抑制するため、地震に強いエレベーターへの更新を促す方策を強化するとともに、発災後の更なる早期復旧に向けた体制を整備

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第4節 減災目標の達成に向けた取組

安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保（同第4章）	
	いつ起こるともしれない大規模地震に備え、ライフライン施設の耐震化を一層推進
	特に、被害想定に基づき甚大な被害が発生することが想定される地域や、避難者、帰宅困難者等が多数発生する可能性がある地域における通信確保の対策を重点的に進めるなどメリハリのある対策を実施
	発災時の大規模停電や通信途絶による、キャッシュレス決済等への影響を踏まえた対応策を検討
	災害時の復旧を迅速かつ的確に行うため、各種地下埋設物等を3Dで正確に把握するなど、DXを活用した管理体制を確保
	被害想定で浮き彫りになった道路閉塞が及ぼす救出救助活動への影響等も考慮し、緊急輸送道路沿道で道路閉塞リスクの高い区間の早期解消に向けた、沿道建築物の耐震化を促進
	道路整備のさらなる推進による緊急輸送ネットワークの強化や、道路閉塞など陸路による輸送等が困難な状況を見据え、水上ルートの活用も含めた緊急輸送ルート確保を具体化
	限られた人員・資機材で同時に道路啓開作業が必要な場合における優先的に啓開を行う路線の選定など、様々な事態にも対応できる、柔軟かつ円滑な道路啓開体制を強化
	第一次緊急輸送道路など、現行計画に基づき無電柱化を重点的に進める路線に加え、甚大な被害が想定されるエリアや災害拠点病院までのアクセス道路を対象とし、無電柱化をさらに加速化
	協定締結事業者の関係車両が早期に応急対策活動等に入れるよう、最新技術等も活用しながら、緊急通行車両の標章交付手続の迅速化等を図るなど、より効果的な交通規制の方策を検討
	区部における甚大な被害で、都庁災害対策本部に十分な要員が参集できない状況も見据えた災害対応体制を構築
	救出救助活動や被災地への物資供給が遅滞することがないように、被害想定で明らかになった道路閉塞リスクなども踏まえ、被災地へのラストマイル等における道路啓開の実効性を向上
	被災のエリアや規模によっては、陸路からの傷病者搬送が困難となるケースも想定し、水上ルート等を活用した搬送体制についても、一層検討を推進
津波等対策（同第5章） ※南海トラフ地震等防災対策（第4部）参照	
広域的な視点からの応急対応力の強化（同第6章）	
	発災後の時間軸ごとの様相や道路閉塞リスクなどを踏まえ、応急対策に係る都や警察、消防、自衛隊等の関係機関の役割分担や連携手順を定めた「首都直下地震等対処要領」の見直しを図り、より実戦的な応急対策体制を構築
	発災後の道路閉塞や延焼などの被災状況や、電力、通信の状況等も踏まえ、職員の安否確認手段の確保や、より現実的な参集態勢等を想定して、都の業務継続計画や受援応援計画を見直し
	都内区市町村による受援体制の強化や受援計画等の策定に向けた支援策の具体化
	被害想定や救出救助機関の活動計画等を踏まえ、優先的に開設すべき大規模救出救助活動拠点候補地の精査を行い、限られた人的資源を有効に活用するための取組を展開
	発災直後の救出救助からライフライン復旧、災害廃棄物の仮置など、時々刻々と変化する状況に応じた応急対策活動を円滑に行うため、都内の限られたオープンスペースを有効に活用
情報通信の確保（同第7章）	
	災害時にもつながる通信基盤の確保に向け、通信ビルや携帯電話基地局など通信施設の耐震化、非常用電源の長時間化などの取組を強化
	断線リスク等を踏まえた光ケーブル回線の格子化や、将来的な技術革新の動向等も見据えた衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を強化

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第4節 減災目標の達成に向けた取組

発災後のよりシビアな状況を踏まえ、全国のライフライン事業者間や関係行政機関とのより現実的な相互応援体制の構築など、各種ライフラインの早期復旧に向けた態勢づくりを推進
医療救護・保健等対策（同第8章）
道路閉塞やライフラインの機能支障、医療人材自身の被災など、新たな被害想定で示された様々な事態が発生しても、災害拠点病院や災害拠点連携病院等が確実に医療を提供できる体制を強化
首都直下地震が都内のどこでも発生し得ることを踏まえ、二次保健医療圏間の連携体制など、都内全体の医療提供体制の強化に向けた検討を一層推進
広域医療搬送体制の実効性向上に向けた検討を更に推進
感染症まん延下における災害発生を見据えた、区市町村の防疫活動を支援する体制を強化
都内の被災状況や区市町村の対応体制等を踏まえ、遺体の搬送、収容所の確保・運営、検視・検案、火葬など、一連の遺体の取扱い等について、区市町村に対する具体的な支援・連携を検討
災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院の体制整備
帰宅困難者対策（同第9章）
帰宅困難者が住民向け避難所に殺到し、避難所の収容力超過や備蓄物資の早期枯渇を招く可能性なども踏まえ、D Xなどを活用した迅速かつ適切な情報提供等の方策を具体化
通信が途絶し、帰宅困難者による情報収集が困難となった場合等も想定し、平素より一時滞在施設を表示する制度を構築するなど、通信途絶時においても発災時に帰宅困難者が自律的に安全な場所に避難できる仕組みを検討
事業所防災リーダーの確実な増勢を進め、「一斉帰宅の抑制」等の帰宅困難者対策にとどまらず、企業から従業員への「地域防災活動への貢献」を促すツールとしても活用するなど、地域防災力の向上の観点からも活用できる方策を検討
一時滞在施設の確保目標 66 万人の早期達成に向け、補助事業の継続等既存の取組に留まることなく、目標達成を加速化するための具体的方策を検討
避難者対策（同第10章）
指定避難所となっている都立施設については、災害時の地域との円滑な連携を図るため、地域防災活動への参画や協力を積極的に実施
子供や高齢者、障害者、外国人等の要配慮者など、多様な視点に立った避難所運営、避難者対策を行う区市町村に対する一元的な支援体制を充実・強化
避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、区市町村による個別避難計画策定の加速化に向けた都の支援策を充実強化
避難所の衛生環境や被災者のストレス等による既往症の悪化などに伴う震災関連死を抑止するため、被災者の生活環境の改善に向けた区市町村への支援策を強化
新たな被害想定を踏まえた、ペットの同行避難などの取組の実効性を向上
避難所の衛生環境や被災者の既往症の悪化等に伴う震災関連死を抑止するため、医療・福祉との連携など公衆衛生の観点から、避難所や在宅避難への巡回診療体制や、被災生活環境の改善等に向けた区市町村の支援策を一層強化
物流・備蓄・輸送対策の推進（同第11章）
備蓄量や品目など、行政の備蓄のあり方を検証するとともに、時間の経過とともに多様化する被災者ニーズに対し、より一層きめ細かに対応できるような物資調達体制を構築
既存の広域輸送拠点が液状化や損壊等により使用できない場合も想定し、代替拠点の活用オペレーションを具体化するとともに、多摩地域をはじめ、近隣県なども含めた複数の広域輸送拠点を確保

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第4節 減災目標の達成に向けた取組

住民の生活の早期再建（同第13章）	
	罹災証明書の早期発行のため、被害想定結果に基づき、首都直下地震発生時の都内各地域における住家被害認定調査や罹災証明発行に必要となる人員を推計し、それに対応する体制や資機材の確保策を具体化
	トイレが長期間使用できないことを踏まえ、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進に加え、避難者数等を見据えた災害対応型トイレの確保や、民間事業者との協定による調達体制の構築など、ハード・ソフト両面による取組を加速化
	いつ起こるともされない首都直下地震に備え、ドローンやAIを活用した住家被害認定調査及び罹災証明の迅速化について、本格的な実装を早期実現
	発災時に、被災者が自らに適した支援制度を把握し、有効に活用して生活再建に取り組むことができるよう、ウェブサイトやリーフレット等の環境整備
	発災時に、電力や通信が途絶した場合でも、被災者が必要とする防災情報を収集できるよう、職員の被災地等の巡回によるプッシュ型の提供など、情報提供体制を構築
	各地域における災害廃棄物発生量と一次仮置場の候補地のバランスを考慮し、地域間での連携や民間事業者等との協力体制のもと、初動期における現実的な処理体制を整備
	復旧・復興を見据えた、広域的な処理体制を充実強化
	平時から、国や区市町村等と連携した訓練等の充実強化により、東京都及び区市町村の災害廃棄物処理計画の実効性を高めるとともに、災害廃棄物処理計画が未策定の区市町村に対する支援を実施
	災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援する「災害廃棄物処理支援員制度」を活用した体制づくりの検討を一層推進
南海トラフ地震等防災対策（第4部）	
	南海トラフ巨大地震で、西日本により甚大な被害が発生し、都及び都内区市町村にも都外応援が求められるような事態も想定し、都内区市町村との受援応援ルールを具体化
	甚大な被害が発生した地域への支援のため、島しょ地域への都外からの救助や物資の支援が十分得られないような状況も想定し、全島避難も念頭においた南海トラフ巨大地震発生時の関係機関等との連携による対処要領を具体化
	島しょ災害において、地元町村と連携し、応急的な対応が行えるよう、支庁の防災機能の強化を検討
	高齢者などの要配慮者や、季節的に土地勘のない観光客が多いという地域特性を十分踏まえた津波浸水リスクや避難行動の啓発策を強化
	新たな被害想定を踏まえた津波避難計画モデルの作成や、避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、区市町村による個別避難計画策定の加速化に向けた都の支援策を充実強化
	発災時にも輸送機能を確保できるよう、港湾、空港、道路等の基盤整備を着実に進めるとともに、発災後の緊急輸送の迅速な復旧・復興を図るため、関係機関との全国的な応援体制や連携体制を確保・強化
	南海トラフ巨大地震発生時や警戒情報発表時における航路寸断や運航停止の長期化を見据え、島しょ地域における災害用物資や燃料（重油等）の備蓄、調達方法を具体化
	離島の地理的な制約条件等も踏まえ、初動対応の担い手となる地域防災力の向上に向けた検討を推進
	南海トラフ地震等を見据えた島しょ海底ケーブルの強靱化及び早期復旧体制の構築

第5章 複合災害への対応

第1節 はじめに

- 東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。
- また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

- こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

- 先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

(共通事項)

- 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策 等

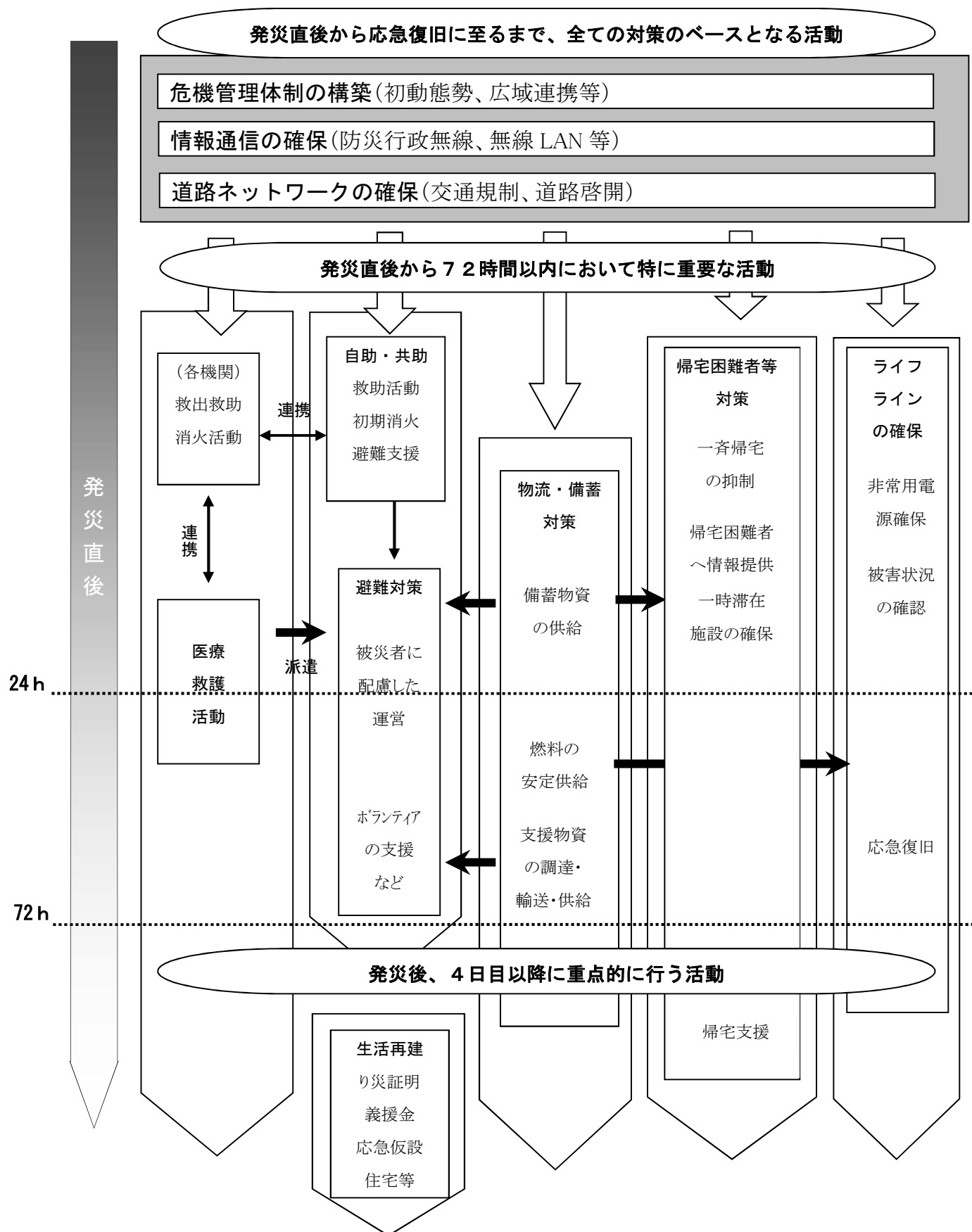
(大規模自然災害＋大規模自然災害)

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

(感染症対策＋大規模災害)

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ



第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、②発災直後からの72時間以内において特に重要な活動、③発災後、4日目以降に重点的に行う活動の3つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

○ 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動
(危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

○ 発災直後から72時間以内において特に重要な活動

(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。

また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

○ 発災後、4日目以降に重点的に行う活動
(生活再建、帰宅支援)

発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。

第2部

施策ごとの具体的計画

（予防・応急・復旧計画）

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

- 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。
- 東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた責務である。
- 震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、首都東京の機能を維持しなければならない。

2 基本的責務

(1) 知事の責務

- 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 知事は、東京都における震災対策事業に関する計画（以下「震災対策事業計画」という。）及び帰宅困難者対策に関する実施計画を策定し、その推進に努めなければならない。
- 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
- 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）に基づく体制をとる。

(2) 都民の責務

- 都民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

- 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - イ 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備
 - オ 飲料水及び食料の確保
 - カ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責2ぶ任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務

- 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の都民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

1 都の役割

- (1) 東京都防災会議に関すること。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
- (7) 緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (9) 人命の救助及び救急に関すること。
- (10) 消防及び水防に関すること。
- (11) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (12) 外出者の支援に関すること。
- (13) 応急給水に関すること。
- (14) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (16) 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (17) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (18) 災害復興に関すること。
- (19) 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (21) 事業所防災に関すること。
- (22) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

2 各局の分掌事務

局 名	分 掌 事 務
都 政 策 企 画 局	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 その他特命に関すること。
都 子 供 政 策 連 携 室	1 子供に関する災害対策に係る他の局との調整に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 総 務 局	1 本部長室の庶務に関すること。 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。 3 区市町村の指導連絡に関すること。 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5 本部の職員の動員及び給与に関すること。 6 本部における通信施設の保全に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関すること。
都 財 務 局	1 災害対策関係予算に関すること。 2 車両の調達に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5 野外収容施設の建設工事に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
都 デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること。 3 基盤システムの維持に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。
都 主 税 局	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

局 名	分 掌 事 務
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	1 災害に関する被災者等からの相談業務に関する事。 2 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関する事。 3 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関する事。 4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関する事。 5 私立学校との連絡調整に関する事。 6 文化施設及びスポーツ施設の点検、整備及び復旧に関する事。 7 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関する事。 8 災害時における他の局の応援に関する事。
都 都 市 整 備 局	1 都市の復興計画の策定に関する事。 2 被災建築物、がけ地等の調査に関する事。 3 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。
都 住 宅 政 策 本 部	1 住宅の復興計画の策定に関する事。 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関する事。 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関する事。 4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。
都 環 境 局	1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する事。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関する事。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関する事。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。 5 被災建築物等からの石綿飛散防止に関する事。 6 災害時における他の局の応援に関する事。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

局 名	分 掌 事 務
都 福 祉 保 健 局	1 医療及び防疫に関すること。 2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 4 避難者の移送及び避難所の設営に関すること。 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 6 義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。 7 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること（他の局に属するものを除く。）。
都 産 業 労 働 局	1 救助物資の確保及び調達に関すること。 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 中 央 卸 売 市 場	1 生鮮食料品の確保に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 建 設 局	1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること。 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 3 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川における流木対策に関すること。 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。
都 港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設及び空港施設の保全及び復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5 港湾における流出油の防御に関すること。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

局 名	分 掌 事 務
都 会 計 管 理 局	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2 災害救助基金の出納に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 交 通 局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 水 道 局	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 下 水 道 局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 3 災害時における他の局及び市町村の応援に関すること。
都 教 育 庁	1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。
都選挙管理委員会 事務局 都人事委員会事務局 都労働委員会事務局 都監査事務局 都収用委員会事務局	1 災害時における他の局の応援に関すること。
警 視 庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東 京 消 防 庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前三号に掲げるもののほか、消防に関すること。

3 区市町村の役割

- (1) 区市町村防災会議に関すること。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 緊急輸送の確保に関すること。
- (5) 避難の勧告等及び誘導に関すること。
- (6) 消防（特別区を除く。）及び水防に関すること。
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (8) 外出者の支援に関すること。
- (9) 応急給水に関すること。
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- (11) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (13) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (14) 災害復興に関すること。
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (16) 防災市民組織の育成に関すること。
- (17) 事業所防災に関すること。
- (18) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (19) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

4 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条及び第57条（宮内庁法（昭和22年法律第70号）第18条第1項において準用する場合を含む。）宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、都においては、以下の16機関が該当している。

名 称	内 容
関 東 総 合 通 信 局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関 東 財 務 局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関 東 信 越 厚 生 局	1 被害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
東 京 労 働 局	1 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。 2 雇用対策に関すること。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
関 東 農 政 局	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事。 2 応急用食料・物資の支援に関する事。 3 食品の需給・価格動向の調査に関する事。 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。 10 被害農業者に対する金融対策に関する事。
関 東 森 林 管 理 局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。 2 鉦山における保安に関する事。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
関 東 地 方 整 備 局	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 通信施設等の整備に関すること。 3 公共施設等の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 豪雪害の予防に関すること。 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 11 災害時における復旧資材の確保に関すること。 12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
関 東 運 輸 局	1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。 2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 4 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
東 京 航 空 局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関 東 地 方 測 量 部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
東京管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
第三管区海上保安本部 （東京海上保安部） （横浜海上保安部） （下田海上保安部） （東京湾海上交通センター）	1 津波情報等の伝達に関すること。 2 震災に関する情報の収集に関すること。 3 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること。 4 排出油の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関すること。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関すること。 6 海上における治安の維持に関すること。 7 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること。 8 その他、震災応急対策に必要な事項
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
北 関 東 防 衛 局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

5 自衛隊の役割

名 称	内 容
陸 上 自 衛 隊 (第 1 師 団)	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
海 上 自 衛 隊 (横須賀地方総監部)	
航 空 自 衛 隊 (作戦システム運用隊本部)	

6 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

平常時にあっては都の防災会議、発災時にあっては都の災害対策本部に出席を要請することが予定される都の防災対策に資する指定公共機関として、都においては、以下の機関を指定している。

名 称	内 容
国 立 病 院 機 構	1 国立病院機構の医療の提供に関すること。 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。
水 資 源 機 構	1 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。）又は改築の実施に関すること。 2 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること。
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
日 赤 東 京 都 支 部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 こころのケア活動に関する事。 4 赤十字ボランティアの活動に関する事。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。 6 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。 8 災害救援物資の支給に関する事。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 10 外国人の安否調査に関する事。 11 遺体の検案協力に関する事。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
日 本 放 送 協 会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事。 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事。 3 放送施設の保全に関する事。
東 日 本 高 速 道 路 中 日 本 高 速 道 路	1 道路、施設の建設及び維持管理に関する事。 2 災害時の緊急交通路の確保に関する事。 3 道路、施設の災害復旧工事に関する事。
首 都 高 速 道 路	1 首都高速道路等の建設及び保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
J R 東 日 本 J R 東 海	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。
J R 貨 物	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
N T T 東 日 本	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
日 本 郵 便	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東京ガスグループ	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日 本 通 運	1 災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。
福 山 通 運	
佐 川 急 便	
ヤ マ ト 運 輸	
西 濃 運 輸	
東京電力グループ	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
K D D I	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
N T T ド コ モ	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
ソ フ ト バ ン ク	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
楽 天 モ バ イ ル	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

7 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関であり、都においては、以下の機関を指定している。

名 称	内 容
東 武 鉄 道	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
東 急 電 鉄	
京 成 電 鉄	
京 王 電 鉄	
京 急 電 鉄	
西 武 鉄 道	
小 田 急 電 鉄	
東 京 地 下 鉄	
東 京 モ ノ レール	
ゆ り か も め	
北 総 鉄 道	
東京臨海高速鉄道	
多摩都市モノレール	
首都圏新都市鉄道	
東 海 汽 船	1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都トラック協会 都庁輸送組合	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
都 医 師 会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。
都 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること。
都 薬 剤 師 会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
東京都立病院機構	1 所管する病院の医療救護活動に関すること。
献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関すること。
都 獣 医 師 会	1 動物の医療保護活動に関すること。
T B S ラ ジ オ	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
文 化 放 送	
ニ ッ ポ ン 放 送	
ラ ジ オ 日 本	
エ フ エ ム 東 京	
J - W A V E	
日 経 ラ ジ オ 社	
i n t e r f m	
日 本 テ レ ビ	
T B S テ レ ビ	
フジテレビジョン	
テ レ ビ 朝 日	
テ レ ビ 東 京	
T O K Y O M X	
東 京 バ ス 協 会	1 バスによる輸送の確保に関すること。
東 京 ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー 協 会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること。
日本エレベーター 協 会 関 東 支 部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関すること。 2 エレベーターの早期復旧に関すること。

8 協力機関の役割

東京都は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と
 応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

(東京都地域防災計画(震災編)別冊② 協定一覧参照)

団体の名称	応援協定の名称
東京建設業協会 日本道路建設業協会 東京都中小建設業協会 南多摩建設業協会 北多摩建設業協会 西多摩建設業協会 伊豆七島建設業協同組合 日本埋立浚渫協会	災害時における応急対策業務に関する協定
建設コンサルタント協会関東支部 東京都測量設計業協会 東京都地質調査業協会	災害時における設計、測量、地質調査等の応急 対策業務に関する協定
東京建設重機協同組合	災害時におけるクレーン等の供給に関する協 定
東京二十三区清掃一部事務組合	大規模災害時における清掃工場の使用に関す る協定
東京建物解体協会	災害時における建物の解体等の応急対策業務 に関する協定
一般社団法人日本自動車連盟 全日本高速道路レッカー事業共 同組合 一般社団法人全国ロードサービ ス協会	災害時等における道路啓開等の支援に関する 協定
東京都コンクリート圧送協同組 合	コンクリート圧送車等を活用した応急対策業務
日本建築構造技術者協会	地震時における都有施設の応急危険度判定に 関する協定
全日本シティホテル連盟関東支 部 東京都簡易宿泊業生活衛生同業 組合 東京都ホテル旅館生活衛生同業 組合	震災時における応急危険度判定員への宿泊施 設の提供に関する協定

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

団体の名称	応援協定の名称
東京都建築士事務所協会 日本建築構造技術者協会 耐震総合安全機構 東京建設業協会 東京都中小建設業協会 みずほ銀行、みずほ信託銀行	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定
全国木造建設事業協会 日本木造住宅産業協会 プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会	災害時における応急復旧業務に関する協定
石川島播磨重工業 川崎重工業 栗本鐵工所 佐藤鉄工 大同機工 豊国工業 日立造船 三菱重工業	災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定
荏原製作所 電業社機械製作所 西島製作所 新潟原動機 日立製作所 ヤンマー東日本	災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定
東京都造園緑化業協会	災害時における応急対策業務に関する協定
東京都環境公社	地震時における緊急点検等に関する協定
東京道路清掃協会	災害時等における情報収集業務等に関する協力協定
街路灯保守管理共同組合	災害時等における復旧業務の協力等に関する協定
東京タグセンター	災害時における応急対策業務に関する協定
関東小型船安全協会	災害時における応急・復旧業務に関する協定
I H I インフラシステム 豊国工業 大同機工 三菱重工鉄構エンジニアリング 西田鉄工	災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定
日立プラントテクノロジー クボタ機工 荏原製作所	災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

団体の名称	応援協定の名称
東京電業協会 東京都電設協会	都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定
東京都塗装工業協同組合	都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定
日本ダクタイトイル鉄管協会 日本ダクタイトイル異形管工業会 水道バルブ工業会 日本水道鋼管協会 東京建設重機協同組合 東京管工機材商業協同組合 東京都中小建設業協会 株式会社クボタ コスモ工機株式会社 大成機工株式会社 株式会社栗本鐵工所 日本鑄鉄管株式会社	災害時における水道工事用材料、応急復旧用建設機械、資機材等の供給又は情報提供に関する協定等
東京空調衛生工業会	災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定
東京都管工事工業協同組合 協同組合東京都水道請負工事連絡会 東京都水道専業者協会 三多摩管工事協同組合	災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定
西武バス株式会社 東京パッセンジャー株式会社 小田急ハイウェイバス株式会社 青和観光株式会社 東栄運輸株式会社 東京滋賀交通株式会社 東武バスセントラル株式会社 ニュープリンス観光バス株式会社 日本中央バス株式会社 株式会社フジエクスプレス 株式会社平成エンタープライズ 株式会社 瑞穂 南多摩運送株式会社 ワールド自興株式会社	災害時における応急対策用バスの供給に関する協定
東京水道株式会社	災害等発生時における業務の協力に関する協定

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

団体の名称	応援協定の名称
下水道メンテナンス協同組合	災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定 水再生センター・ポンプ所内における緊急時の応急措置等に関する協定
東京下水道設備協会	災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定
日本下水道施設管理業協会	災害時における処理場等の応急対策業務に関する協定
東京都管工事工業協同組合	災害時における排水設備の復旧に関する協定
東京都下水道サービス	災害発生時等における協力体制に関する覚書
東京都都市づくり公社 下水道メンテナンス協同組合	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都及び多摩地域 30 市町村と締結）
東京都都市づくり公社 全国上下水道コンサルタント協会関東支部	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都及び多摩地域 30 市町村と締結）
東京都警備業協会	災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定
東京建設業協会	災害時における救助・救急業務に関する協定
日本産業・医療ガス協会	災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定
日本医療機器協会	災害時における救急器材の調達業務に係る協定
東京医薬品卸業協会	災害時における医薬品類の調達業務に係る協定
日本衛生材料工業連合会	災害時における衛生材料の調達業務に係る協定
東京セメント建材協同組合	震災時における消防活動業務の協力に関する協定
東京都生コンクリート工業組合 東京地区生コンクリート協同組合 三多摩生コンクリート協同組合 関東東生コン協同組合 埼玉中央生コン協同組合 玉川生コンクリート協同組合 湘南生コンクリート協同組合	震災時における消火活動業務に関する協定
東京都公園協会 屋形船東京都協同組合	震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

団体の名称	応援協定の名称
ジャパンケネルクラブ 全国災害救助犬協会 日本救助犬協会 日本レスキュー協会	災害救助犬団体等との協定
東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会	震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定
日本消火器工業会 日本マグネシウム協会	水による消火が適さない金属を取り扱う工場等での火災発生時における消火資器材提供に関する協定
東京都柔道整復師会 東京都助産師会 東京都看護協会	災害時の救護活動等についての協定
日本救急医療財団	災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定
東京医薬品卸業協会	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定
大東京歯科用品商協同組合	災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定
日本産業・医療ガス協会	災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定
日本医療機器協会	災害時における医療機器等の調達業務に関する協定
日本衛生材料工業連合会	災害時における衛生材料の調達業務に関する協定
全国福祉輸送サービス協会東京都支部	災害時における要援護者の移送に関する協定
東京都生活衛生同業組合連合会	災害時における被災者の支援に関する協定
東京都社会福祉協議会 東京都老人保健施設協会	災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣に関する協定
東京都医療ソーシャルワーカー協会	災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定
東京精神保健福祉士協会 東京社会福祉士会 東京都介護福祉士会 NPO 法人東京都介護支援専門員研究協議会	災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定
日本災害医療支援機構（JVMAT）	災害時における救援活動協力に関する協定

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

団体の名称	応援協定の名称
日本医科大学付属病院 東邦大学医療センター大森病院 東京都立松沢病院 東京都立広尾病院 昭和大学附属烏山病院 東京都立豊島病院 大泉病院 慈雲堂病院 日本大学医学部附属板橋病院 成増厚生病院 陽和病院 東京足立病院 大内病院 成仁病院 東京都立墨東病院 順天堂東京江東高齢者医療センター 東京海道病院 駒木野病院 高月病院 恩方病院 平川病院 七生病院 桜ヶ丘記念病院 立川病院 井之頭病院 東京都立多摩総合医療センター 東京都立小児総合医療センター 吉祥寺病院 青木病院 山田病院 国立精神・神経医療研究センター病院	東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書
ドライアイスメーカー会 全日本ドライアイスディーラー会	災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定
東京博善 戸田葬祭場 日華	災害時における火葬の実施に関する協定
全東京葬祭業連合会 全日本冠婚葬祭互助協会 全日本葬祭業協同組合連合会 八王子葬祭業協同組合	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

※ 東京都と締結

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

団体の名称	応援協定の名称
関東旅客船協会 日本船主協会 日本外航客船協会 日本内航海運組合総連合会 江戸屋形船組合 東京観光船協議会 東京湾遊漁船業協同組合	災害時における船舶による輸送等に関する協定
東京港運協会 東京港港湾運送事業協同組合	災害時における緊急物資受け入れ等に関する協定
調布空港協議会 東京ヘリポート協議会	災害時の航空機による緊急輸送業務への協力に関する協定
東京都漁業協同組合連合会 東京湾遊漁船業協同組合	災害時における水上輸送基地の利用に関する協定
全国物流ネットワーク協会	災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定
日本自動車ターミナル	災害時における施設使用等に関する協定
全国清涼飲料工業会	災害時における容器入飲料の調達に関する協定
東京倉庫協会	災害時等における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定
NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の調達支援協力に関する協定
AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定
佐川急便	災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
西濃運輸	災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
日本通運	災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
福山通運	災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
ヤマト運輸	災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
東京都トラック協会	災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定書
東日本段ボール工業組合	災害時における物資の調達支援協力に関する協定

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

団体の名称	応援協定の名称
東京都冷凍空調設備協会	災害時における可動式空調機器の調達等に関する協定
イオン	災害時における支援協力に関する協定
ローソン	災害時における物資の調達支援協力に関する協定
ボランティアアーキテクツネットワーク	災害時における物資の調達支援協力に関する協定
アスクル	災害時における物資の調達・輸送等に関する協定
ファミリーマート	災害時における物資の調達支援協力に関する協定
立飛リアルエステート	災害時における支援協力に関する協定
東京都テント・シート工業会	災害時における物資の調達支援協力に関する協定
KDDI	災害時における無人航空機を活用した物資の輸送等に関する協定書
ソフトバンク	災害時における無人航空機を活用した物資の輸送等に関する協定書
石油連盟	大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定
東京都石油業協同組合 東京都石油商業組合	大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定
東京都内の石油製品販売事業者	大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定
ティ・エス・ピー太陽	災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定
東京都生活協同組合連合会	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定
東京都L P ガス協会	災害時におけるL P ガス等の供給に関する協定
日本即席食品工業協会	災害時における食料品調達業務に関する協定
全国調理食品工業協同組合 東京都漬物事業協同組合	災害時における副食品（漬物、つくだ煮・煮豆）供給に関する協定
東京都味噌工業協同組合 全国味噌工業協同組合連合会 日本醤油協会	災害時における調味料（味噌、醤油）供給に関する協定

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

団体の名称	応援協定の名称
神明ホールディングス ニュー・ノザワ・フーズ イクタツ 三多摩食糧卸協同組合 全農パールライス東日本 東京支店 東京山手食糧販売協同組合 木徳神糧 ヤマタネ 東光食品 カーギルジャパン	異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定
東京都内中央卸売市場の各種関係団体等	大規模災害時における生鮮食料品の調達及び輸送に関する協定など
岩谷産業 ENEOS 東京瓦斯 巴商会 東京都環境公社	燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援で使用する外部給電器の保管及び使用に係る契約書
朝日新聞社 共同通信社 読売新聞社 毎日新聞社 日本経済新聞社 中日新聞東京本社 産業経済新聞東京本社 日刊工業新聞社 日本工業新聞社 時事通信社 ジャパンタイムズ	災害時等における報道要請に関する協定
日本アマチュア無線連盟	アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定
東京商工会議所	東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

団体の名称	応援協定の名称
東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 東京司法書士会 東京税理士会 東京都行政書士会 東京土地家屋調査士会 東京都社会保険労務士会 東京都中小企業診断士協会 東京都不動産鑑定士協会 日本建築家協会 東京都建築士事務所協会 日本技術士会 再開発コーディネーター協会 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 東京公共嘱託登記司法書士協会 日本公認会計士協会東京会 日本弁理士会関東支部 全日本土地区画整理士会 東京社会福祉士会	復興まちづくりの支援に関する協定
東京都社会福祉協議会	東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定
東京都社会福祉協議会	災害ボランティア活動支援に関する協定
公益財団法人 日本道路交通情報センター	震災時等における情報の提供に関する協定
東京都産業資源循環協会	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
東京都宅地建物取引業協会 全日本不動産協会東京都本部 東京共同住宅協会 全国賃貸住宅経営者協会連合会 日本賃貸住宅管理協会	震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

団体の名称	応援協定の名称
茨城県宅地建物取引業協会 栃木県宅地建物取引業協会 群馬県宅地建物取引業協会 埼玉県宅地建物取引業協会 千葉県宅地建物取引業協会 東京都宅地建物取引業協会 神奈川県宅地建物取引業協会 山梨県宅地建物取引業協会 静岡県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会茨城県本部 全日本不動産協会栃木県本部 全日本不動産協会群馬県本部 全日本不動産協会埼玉県本部 全日本不動産協会千葉県本部 全日本不動産協会東京都本部 全日本不動産協会神奈川県本部 全日本不動産協会山梨県本部 全日本不動産協会静岡県本部 全国賃貸住宅経営者協会連合会 東京共同住宅協会	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定
全国建設労働組合総連合東京都連合会 災害復旧職人派遣協会	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定
住宅金融支援機構首都圏支店	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定
みずほ銀行	災害時における指定金融機関との取り決めについて
東京都立産業技術研究センター	放射性物質等による災害時等対応に関する協定
災害ボランティアバイクネットワーク関東	災害時等におけるオフロードバイク等を活用した情報収集等の支援に関する協定
新宿駅周辺防災対策協議会	新宿駅周辺における一時滞在施設の確保等に向けた連携に関する協定
日本建設業連合会関東支部	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書
東京都環境計量協議会	災害時における石綿モニタリングに関する協定書
建築物石綿含有建材調査者協会	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

第2章 都民と地域の防災力向上

本章における対策の基本的考え方

○ 自助・共助の重要性と対策の基本的考え方

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。

本章では、自助・共助の担い手となる都民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団による取組を定めている。

これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による都民及び地域の防災力の向上を推進していく。

○ 現在の対策の状況

都は、これまで、災害に対する備えを万全にするための防災ブックの配布や救命講習の実施など、都民の自助を促進する取組を進めてきた。

現在、都内には、約 7,300 の防災市民組織があり、地域における訓練等を行っているほか、98 の消防団に約 21,700 人（令和4年4月現在）の消防団員が所属している。また、約 21,700 人が災害時のボランティアとして登録している。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、屋内収容物（家具等）による死傷者が約 7,300 人発生すると見込まれるほか、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害が想定されている。こうした被害を抑制するとともに、発災後の生活を継続するためには、家具類の転倒・落下・移動防止対策や食料等の備蓄、安否確認などの自助の取組、また、防災市民組織、消防団等による共助の体制整備を一層促進する必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 防災ブックの活用を促すとともに、実践的な防災訓練や総合的な防災教育を推進し、自助の備えを促進
 - <到達目標> 自助の備えを講じている都民の割合を 100%に到達
- ・ 防災の専門家の派遣や女性の防災人材育成等による、防災市民組織の活性化を促進
 - <到達目標> 地域における平時の備えや災害時の適切な防災活動の実現 など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第2章 都民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

- 東日本大震災後における都民の自助の取組状況について、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施した人は、62.2%
- 防災市民組織の結成数 7,320 団体（令和3年4月現在）
- うち意欲的な防災活動を継続している防災市民組織「東京防災隣組」を246 団体認定（平成29年3月現在）
- この10年間に都内のマンション戸数は約45 万戸増加し、約201 万戸（平成30年10月現在）
- 消防団員数は、定員約26,700 人に対し、約21,700 人（令和4年4月現在）
- 町会・自治会等と事業所との災害時の応援協定締結数は延べ927 件（令和3年度末現在 東京消防庁管内）
- 東京都防災ボランティア等の登録者数は、約15,700 人

第2節 課題

- 都民一人ひとりの自助の備えや発災時に適切な行動をとれるような備えが重要
- 防災市民組織が発災時に実効ある行動をとれるような平常時の活動の活性化が必要であると共に、防災活動の場でも女性の活躍が必要
- マンションにおいてはエレベーターや水道、トイレが使用不可となった際に在宅避難を継続させるための対策が必要
- 消防団の定員の充足や災害活動体制の充実が必要
- 事業所の地域に対する役割（地域の救助活動・事業継続等）を果たす体制の整備が必要
- 一般ボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制の整備が必要

第3節 対策の方向性

- 備蓄、家の安全対策、防災訓練への参加など、都民の自助を促進
- 防災の専門家の派遣や防災リーダーの育成を通じ、防災市民組織の活動活性化を促進すると共に、女性防災人材の育成を推進
- 日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、住民や管理組合等を対象としたセミナーを実施しマンションの防災力向上を推進
- 消防団員の募集活動や訓練等の充実による能力向上、資機材の整備を推進
- 事業所防災計画の作成や地域との災害時協定の締結を促進
- 災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進

第4節 到達目標

- 自助の備えを講じている都民の割合を100%に到達
- 防災市民組織の活動活性化により、地域防災力を向上
- マンションを含めた地域の防災活動を活性化
- 消防団活動体制の充実により、災害活動能力を向上
- 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化
- 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）	
○ 自助による都民の防災力向上	
・ 都民による自助の備えの促進	
・ 防災市民組織の活動の活性化及び女性防災人材の育成	
○ 地域による共助の推進	
・ 防災市民組織の活動の活性化及び女性防災人材の育成	
○ マンション防災における自助・共助の構築	
・ マンション居住者における自助の備え	
○ 消防団の活動体制の充実	
・ 消防団員の確保、教育訓練、資機材整備の推進	
・ 防災意識の啓発、防災教育・訓練の充実	
○ 事業所による自助・共助の強化	
・ 事業所防災計画の作成・修正の促進	
・ 防災市民組織との災害時協定締結の促進	
○ ボランティアとの連携	
・ 災害ボランティアコーディネーターの養成	
地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内	
○ 自助による応急対策の実施	
・ 都民自身による防火、情報収集等の実施	
○ 地域による応急対策の実施	
・ 防災市民組織等による初期消火・円滑な避難所運営等の実施	
○ マンション防災における応急対策の実施	
・ マンション管理組合等における応急対策の実施	
○ 消防団の活動体制の充実	
・ 消防団による消火・救助・応急救護活動等の実施	
○ 事業所による応急対策の実施	
・ 消防団員の確保、教育訓練、資機材整備の推進	
○ ボランティアとの連携	
・ 東京都災害ボランティアセンターの設置、情報収集・提供等の実施	
地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途	
○ 消防団の活動体制の充実	
（応急対策から継続して実施）	
○ ボランティアとの連携	
（応急対策から継続して実施）	

第1節 現在の到達状況

1 自助による都民の防災力向上

防災対策では、都民一人ひとりによる自助の取組が重要であることから、都は平成27年度に防災ブック「東京防災」を作成し、都内の各家庭に配布した。平成29年度には、女性の防災への参画を促すとともに、都民の一層きめ細やかな災害への備えを促進することを目的に「東京くらし防災」を作成し、都立・区市町村立施設や民間事業者の都内店舗事業所で配布を行った。また、これらの冊子の閲覧が可能な「東京都防災アプリ」など、様々な媒体を通じ、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

さらに、自助の備えとしての各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策や日常備蓄の実施、都民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による都民の防災力向上を図っている。

- ・ 家庭にある食料等で3日間以上の食事をとることができる割合 71.8%
(令和4年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」)
- ・ 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止の備えをしている都民の割合 62.2%
(令和3年9月「消防に関する世論調査」)
- ・ 災害用伝言ダイヤル又は災害用伝言板を知っている割合 70.9%
(令和4年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」)
- ・ 1年間の防災訓練体験者数 約48万人(令和3年度 東京消防庁管内)
- ・ 救命講習を受講した都民の人数 約315万人
(令和3年度末現在 東京消防庁管内)
- ・ 全都の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒を対象に、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を作成し、防災教育ポータルにて配信することにより、実践的な防災教育を推進
- ・ 都立高校(全日制課程と一部の定時制課程)における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練(令和4年度 全日制177校、定時制10校実施予定)

2 地域による共助の推進

現在、都内には約7,300の防災市民組織があり、各地域において防災訓練などの自主的な取組が進められている。

都では、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定し、その活動内容をホームページ等で紹介してきた。

また、防災の専門家を防災市民組織等へ派遣し、地域で想定される災害を学ぶ機会等を提供し、地域防災力の向上を図っている。

災害時の多様なニーズにきめ細かく対応するため、地域防災活動の核となる女性の防災人材育成事業を進めている。実施に当たっては、人材育成方針等を「女性の視点から見る防災人材の育成検討会議」(平成29年度)にて検討した。

- ・ 東京防災隣組の認定 246 団体（平成 29 年 3 月現在）
- ・ 防災市民組織の結成数 7,320 団体（令和 3 年 4 月現在）
- ・ 防災市民組織への専門家の派遣

3 マンション防災における自助・共助の構築

この 10 年間に都内のマンション戸数（6 階建以上の共同住宅）は約 45 万戸増加し、約 201 万戸となり、そのうち、11 階建以上の高層マンションは約 24 万戸増加し、約 94 万戸となった。高層マンションの増加により、長周期地震動の問題やエレベーター停止、トイレ使用不可などマンション防災における問題点が顕在化している。特に、1 棟あたりの居住者が多く、エレベーターの不通時、高層階との行き来が困難となる 20 階以上のいわゆるタワーマンションが増加している。

- ・ 都内のマンション戸数 2,017,400 戸
- ・ うち高層マンション戸数 940,200 戸（平成 30 年住宅・土地統計調査）
- ・ 災害時の対応マニュアルを作成しているマンションの割合 31%（令和 4 年 3 月「東京都住宅マスタープラン」）
- ・ 定期的に防災訓練を実施しているマンションの割合 45%（令和 4 年 3 月「東京都住宅マスタープラン」）
- ・ 防災用品や医療品・医薬品を備蓄しているマンションの割合 38%（令和 4 年 3 月「東京都住宅マスタープラン」）
- ・ 非常食や飲料水を備蓄しているマンションの割合 19%（令和 4 年 3 月「東京都住宅マスタープラン」）
- ・ 東京とどまるマンション（※） 登録数 7 棟 2,640 戸（令和 5 年 1 月現在）

※ 東京とどまるマンション

停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源の確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション（令和 5 年 1 月に「東京都 LCP 住宅」から「東京とどまるマンション」に名称変更）。

4 消防団の活動体制の充実

災害時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。

都内では、98 の消防団に約 21,700 人（令和 4 年 4 月現在）の消防団員が所属しており、都は、消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など、消防団の活動支援を行っている。

- ・ 都内の消防団員数 約 21,700 人（令和 4 年 4 月現在）

5 事業所による自助・共助の強化

災害時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、都は、防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所など地域の連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図る

第2章 都民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

ている。

- ・ 町会・自治会等と事業所との災害時の応援協定締結
延べ 927 件（令和 3 年度末現在 東京消防庁管内）
- ・ 事業所防災計画の届出率（消防計画の作成義務対象物に対する届出率）
約 80%（令和 4 年度末現在）
- ・ 東京消防庁及び各市町村と事業所等の応急手当普及員との協働による応急手当講習の実施

6 ボランティア活動への支援

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営など、災害時において多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、都は、総合防災訓練の実施に合わせ、ボランティア活動支援に係る訓練を実施するなど、ボランティアが災害時に円滑に活動できる体制づくりを推進している。

- ・ 東京都防災ボランティア等（※）登録者数 約 15,700 人（令和 4 年度末現在）

※ 東京都防災ボランティア等

語学ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都建設防災ボランティア

- ・ 警視庁交通規制支援ボランティア登録者数 2,458 人（令和 4 年 5 月末現在）
- ・ 東京消防庁災害時支援ボランティア登録者数 3,549 人（令和 4 年 3 月末現在）

第2節 課題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被害項目	想定される被害	
焼失棟数	最大	118,734 棟
屋内収容物による死者	最大	275 人
屋内収容物による負傷者	最大	7,082 人
要配慮者の死者	最大	3,915 人

1 自助による都民の防災力

被害想定では、屋内収容物による死傷者が約7,300人発生すると想定されており、こうした被害を抑制するためには、家具類の固定などの転倒・落下・移動防止の備えを講じる必要がある。

また、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食料等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。

都が実施した調査（令和3年9月「消防に関する世論調査」及び令和4年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」）によれば、家具類の転倒防止等の対策を実施している割合は62.2%、家庭にある食料等で3日間以上の食事をとることができる割合は71.8%、災害用伝言ダイヤル又は災害用伝言板を知っている割合は70.9%となっている。

対策は浸透してきているが、引き続き、未実施者を中心に啓発活動を展開し、都民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

また、過去の災害から、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策が必要である。

2 地域における共助

災害時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者などの要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

被害想定では、要配慮者の死者が約4,000人発生すると想定されており、都民一人ひとりの共助の取組への参画や防災市民組織等の活動の活性化を一層推進していくことが必要である。

避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

3 マンション防災における自助・共助

タワーマンションをはじめとしたマンションの増加は、マンション防災の必要性を高めている。躯体が耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が原則となる。しかし、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。

4 消防団の活動体制

被害想定では、焼失棟数が最大約 11 万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

都内の消防団は、定員約 26,700 人に対して、現員約 21,700 人（令和4年4月現在）となっており、定員充足など消防団の活動体制を整えることが必要である。

5 事業所による自助・共助の取組

災害時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められている。

現在、都内の事業所では、地域の町会・自治会等との応援協定の締結などの取組が進められているが、被害想定では、最大約 299 万人の避難者や約 415 万人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、災害時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

6 ボランティア活動の支援体制

災害時において、ボランティアは、避難所の運営支援や炊き出し、災害廃棄物撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。また、被害想定では最大約 299 万人の避難者の発生が想定されており、首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう支援体制を整備するとともに、市民活動団体等と連携体制の構築を図る必要がある。

第3節 対策の方向性

1 自助による都民の防災力向上

都民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災ブックを活用し更なる防災意識の啓発を推進するとともに、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を図る。

また、都民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

さらにまた、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神をかん養していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

2 地域による共助の推進

地域防災の中心を担う防災市民組織等に対する防災の専門家の派遣や、防災市民組織等の核となる「防災市民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。

また、災害時の都民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していく。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

3 マンション防災における自助・共助の推進

マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならず、一般的に、住んでいる住居で区別すべきでないが、防災対策の観点からは、その被害の特殊性に鑑み、それに応じた特別の対策が必要である。但し、戸建て住宅等の住民との均衡に配慮しながら特別な対策が必要である。

発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、原則としてその後は在宅避難となるため、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが不可欠である。

日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していく。

マンション防災には、都、区市町村はもとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携してマンション防災に取り組むことが重要である。

東京都はマンション防災の共助の推進のために、停電時のエレベーターや水道の利用に必要な電源の確保や防災マニュアル策定等の防災対策を講じたマンションである「東京とどまるマンション」の普及を図る。

4 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を災害時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。

5 事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、災害時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。

6 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

災害時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都及び区市町村と地域の社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

第4節 到達目標

1 自助の備えを講じている都民の割合を100%に到達

防災ブックなど各種媒体を活用し、都民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を進める。また、各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、都民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、都民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

さらにまた、被災した際も、外国人が言語等で不都合を感じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 防災市民組織の活動活性化により、地域防災力を向上

防災市民組織の活動を支援することで、地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや災害時の適切な防災活動が行われるようにする。

女性の防災人材を育成することにより、災害時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにする。

3 マンションを含めた地域の防災活動の活性化

マンション防災の必要性を都民が認識し、自助・共助の体制を構築する。そのため、マンション管理組合の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにする。また、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図る。

4 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

消防団の定員充足率の向上等による体制の充実や災害時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。

5 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災市民組織等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を強化する。

また、東京消防庁による事業所防災計画の作成指導の継続的な実施等を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

6 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

都及び区市町村において災害時のボランティア活動を想定した訓練を、毎年実施すること等により、地域の社会福祉協議会、災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される市民活動団体等とのネットワークを構築する。

また、災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成等により、災害時における円滑なボランティア活動の支援を推進する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

1 自助による都民の防災力向上	4 消防団の活動体制の充実
2 地域による共助の推進	5 事業所による自助・共助の強化
3 マンション防災における自助・共助の構築	6 ボランティアとの連携
	7 都民・行政・事業所等の連携

1 自助による都民の防災力向上

1-1 都民による自助の備え

都民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- ・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・ 日頃からの出火の防止
- ・ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ・ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ・ 水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- ・ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ・ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ・ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- ・ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・ 都や区市町村が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ・ 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ・ 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- ・ 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

1-2 防災意識の啓発

(1) 対策内容と役割分担

行政等は、都民の危機意識を喚起することにより、都民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、災害時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 政 策 企 画 局	○ 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供
都 総 務 局	○ 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 ○ 多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 ○ 自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握 ○ 防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報の発信 ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ Webサイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組を促進 ○ 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施 ○ 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施 ○ 区市町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進
都子供政策連携室	○ 子供に対する防災情報の「東京都こどもホームページ」への掲載
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援

第2章 都民と地域の防災力向上
第5節 具体的な取組 <予防対策>

機 関 名	対 策 内 容
都 都 市 整 備 局	○ 耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供 ○ 防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、個別相談を実施する区を支援 ○ 大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発を図る。
都 住 宅 政 策 本 部	○ リーフレット「東京仮住まい」の作成・配布、Web版の公表
都 福 祉 保 健 局	○ 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施 ○ 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知 ○ 避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援の実施 ○ 区市町村職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
都 水 道 局	○ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
都 教 育 庁	○ 学校における震災への事前の備え、災害時の対応、教育活動の再開への対応を周知
警 視 庁	○ 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、災害対策課Twitter等への掲載 ○ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練の実施

機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁	○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
区 市 町 村	○ 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成 ○ 防災マップや防災パンフレット等の作成・配布 ○ 災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○ 防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会の実施 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施

第2章 都民と地域の防災力向上
第5節 具体的な取組 ＜予防対策＞

機 関 名	対 策 内 容
東京管区気象台	○ 防災に関するパンフレット、映像教材等の広報資料の作成・配布 ○ 関係機関と連携した講演会の開催、講師の派遣などによる防災知識の普及・啓発及び防災気象情報の利活用の促進 ○ お天気フェア等の開催 ○ 報道発表、気象の知識、安全教育支援資料等のホームページへの掲載及び利活用の促進 ○ 東京都教育庁と連携した安全教育の支援
東京労働局	○ 「第13次東京労働局労働災害防止計画（2018年～2023年）」に基づき「Safe Work TOKYO」の下、官民一体となり第三者災害防止につながる災害防止対策を推進 ○ 東京産業安全衛生大会の開催等により、労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上、防災につながる安全知識の普及啓発 ○ 特に建設業等に対しては、地震発生及び強風後の足場等仮設設備の点検等による災害防止を促進
日赤東京都支部	○ 都民、学校等を対象に、救急法等の講習会及び防災・減災に関するセミナーの実施 ○ 東京都赤十字救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 ○ 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオの活用 ○ 防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載
首都高速道路	○ 地震発生時の対応などの情報を周知するパンフレットの配布
N T T 東 日 本	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介 ○ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
N T T ド コ モ	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板の利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布

機 関 名	対 策 内 容
K D D I	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進 ○ 災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
ソ フ ト バ ン ク	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供 ○ 災害対策関連機器・サービスの紹介
楽 天 モ バ イ ル	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害対策関連機器、サービスの紹介、防災関連グッズ等の配布
各 放 送 事 業 者	○ 平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成 ○ 家庭・職場で、地震に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載
東京ガスグループ	○ マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載 ○ 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ○ 防災・安全対策に関する取り組み紹介
東京電力グループ	○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

1-3 防災教育・防災訓練の充実

(1) 対策内容と役割分担

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神をかん養する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、都民、防災市民組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2章 都民と地域の防災力向上
第5節 具体的な取組 <予防対策>

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催（再掲） ○ 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第33条（防災教育）） ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 ○ 災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施
都 教 育 庁	○ 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進 ○ 自治体防災課等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練 ○ 都立高校生等を対象とした防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災士養成講座の実施 ○ 安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習」の開催等による教員の資質向上 ○ 東京消防庁等と連携した防災教育の推進 ○ 関東地方測量部、区市町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進
警 視 庁	○ テロ対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
東 京 消 防 庁	○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 都民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施

機 関 名	対 策 内 容
	○ 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 ○ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 (資料第●●「応急手当普及用資器材現況」別冊①資料P●●) ○ 都民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
区 市 町 村	○ 防災市民組織の育成指導 ○ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ○ 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援 ○ 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 ○ 実践的な防災訓練を通じた都民の防災行動力の向上の推進 ○ 関東地方測量部、都と連携した自然災害伝承碑の取組推進

機 関 名	対 策 内 容
関東地方測量部	○ 都、市区町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進

1－4 外国人支援対策

(1) 対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等
都 総 務 局	○ 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 ○ 多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の改修・ダウンロード促進 ○ 東京都防災ホームページ等で多言語による防災知識の普及・啓発を実施
都 政 策 企 画 局	○ 在京大使館等との連絡体制の確保
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 在住外国人のための防災訓練や区市町村及び国際交流協会の職員等に対する災害時の外国人支援等に係る研修の実施 ○ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練及び東京都防災（語学）ボランティアに対する研修や訓練の実施
都 産 業 労 働 局	○ 観光関連事業者等のための外国人旅行者対応マニュアルの配布
都 住 宅 政 策 本 部	○ リーフレット「東京仮住まい」の多言語版の作成
区 市 町 村	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 避難道路標識等の外国語標記の推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

- （一財）東京都つながり創生財団と連携し、「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及・啓発に努める。
- 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、外国人災害時情報セ

ンターの設置・運営等の訓練を実施するとともに、東京都防災（語学）ボランティアに対して研修や訓練を行い、スキルアップを図る。

- 防災に関する動画を「東京動画」等においてインターネット配信し、情報提供を行う。
- 都及び区市町村は、在住外国人向けメディア（エスニック・メディア）や外国人支援団体に対し、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行う。
- 東京観光情報センター等において、防災情報も掲載したトラベルガイドを配布し、外国人旅行者に対する情報提供を行う。
- 駅舎、宿泊施設、観光案内所等において、119番通報要領及び地震発生時の行動要領等を掲載したリーフレット（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、タイ語用）を配布し、外国人旅行者に対して情報提供を行う。
- 都内観光関連事業者等へ緊急、災害時の対応マニュアルを配布し、外国人旅行者に対する案内・誘導、情報提供等の円滑化を図る。
- ローマ字、英文併記を原則に、道路標識の整備を推進する。
- 外国人への情報伝達を支援するため、在京大使館等との通信訓練を引き続き実施する等、連絡体制の確保に取り組んでいく。
- 防災館（東京消防庁 都民防災教育センター）等と連携し、外国人への防災知識の普及啓発と実地体験を組み合わせた防災訓練を実施する。併せて区市町村及び国際交流協会の職員等に対して災害時の外国人支援等に係る研修を実施し、区市町村の実態に応じた取組を促進する。
- 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を実施するとともに、東京都防災（語学）ボランティアに対して、研修や訓練を行い、スキルアップを図る。

《区市町村》

- 地域の国際交流協会等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。
- 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。
- 東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

2 地域による共助の推進

（1）対策内容と役割分担

防災市民組織の活性化

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるため

には、地域の事情に精通した防災市民組織等の活動が重要となる。

各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

（資料第●●「防災市民組織の結成数の推移」別冊①資料 P●●）

（資料第●●「防災市民組織の訓練用資器材の現況」別冊①資料 P●●）

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 防災市民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（再掲） ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成（再掲）
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じて、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化を図る
警 視 庁	○ テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じた地域防災力強化の推進
東 京 消 防 庁 市 町 村 消 防 本 部	○ 防災市民組織の救出救護班員及び一般都民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区市町村と連携した防災市民組織の活性化の推進 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲）
東 京 消 防 庁	○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施 ○ 防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催
都 水 道 局	○ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町、防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 住民への積極的な支援・助言による、防災市民組織の組織化の推進

○ 上記の行政機関のほか、防災市民組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- ・ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- ・ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- ・ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- ・ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ・ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備
- ・ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

3 マンション防災における自助・共助の構築

3-1 マンション居住者による自助の備え

マンション居住者は、本章第5節の予防対策「1-1 都民による自助の備え」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題である次に掲げる対策を行う。

- ・ エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ・ 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた簡易トイレの準備

3-2 防災意識の啓発

(1) 対策内容と役割分担

行政等は、本章第5節の予防対策「1-2 防災意識の啓発」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり啓発を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布
都 住 宅 政 策 本 部	○ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知

機 関 名	対 策 内 容
不 動 産 会 社 等	○ マンションを販売した際に、購入者に対する、(賃貸の場合は、賃借人に対する、) 災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。
マ ン シ ョ ン 管 理 組 合 等	○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携し、) 防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。
マ ン シ ョ ン 管 理 会 社 等	○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携し、) 防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

3-3 防災教育・防災訓練の充実

(1) 対策内容と役割分担

行政等は、本章第5節の予防対策「1-3 防災教育・防災訓練の充実」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり防災教育を実施していく。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ マンション防災セミナーの開催 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化
都 住 宅 政 策 本 部	○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施
不 動 産 会 社 等	○ マンション購入者(賃貸の場合は賃借人)に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マ ン シ ョ ン 管 理 組 合 等	○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マ ン シ ョ ン 管 理 会 社 等	○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

4 消防団の活動体制の充実

(1) 対策内容と役割分担

消防団は、常備消防、区市町村をはじめとする行政機関と防災市民組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい

環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練 ○ 市町村の消防防災施設の整備促進
東 京 消 防 庁 市 町 村	○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練 ○ 消防団資機材・分団本部施設等の整備 ○ 地域等と連携した防災対策の推進

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 消防団の存在と活動を知ってもらう広報や女性、学生、会社員などをターゲットにした消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団員の確保策をさらに推進する。
- 都消防協会が実施する消防操法大会の開催を支援するなど、消防団の教育訓練の充実を図り、人材育成面での支援を行う。
- 消防団がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、新たな技術を使った技能の向上や女性消防団員同士の交流を深め、入団・定着促進等を行うことで人材を確保する取組など多面的に消防団の活動を支援し、その体制の強化を促進する。

《東京消防庁及び市町村》

- 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。
(資料第●●「消防団の現況」別冊①資料P●●)
(資料第●●「消防団施設・装備の現況[特別区]」別冊①資料P●●)
- 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
(資料第●●「応急手当指導員・普及員数[特別区]」別冊①資料P●●)
- 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。

- 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 消防団員への訓練に e-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

5 事業所による自助・共助の強化

(1) 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画（※）の作成促進等により、事業所の防災力を向上させる。

（資料第●●「指定公共機関等の訓練一覧（指定公共機関等）」別冊①資料 P●●）

※ 事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 事業所相互間の協力体制の推進
都 環 境 局	○ 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定等を指導 ○ 火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導
都 産 業 労 働 局	○ 都内中小企業の BCP の策定に係る取組を支援 ○ BCP の実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 ○ 都内中小企業による危機管理関連製品等の開発改良・実用化を支援

機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁 市 町 村 消 防 本 部	○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導 ○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ○ 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○ 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○ 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
区 市 町 村	○ 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進

(2) 詳細な取組内容

《事業所》

- 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - ・ 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
 - ・ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ・ 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
 - ・ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
 - ・ 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策

- ・ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
- ・ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

《東京消防庁及び各市町村》

○ 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

- ・ 防火管理者の選任を要する事業所

消防法（昭和23年法律第186号）第8条、第8条の2等により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

- ・ 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

- ・ 防災管理者の選任を要する事業所

消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。

この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

- ・ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

a ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。

b 震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

c 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

- ・ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時には、編成された組織が自衛消防隊として活動する

ことが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

《東京消防庁》

- 事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。
 - ・ 防火管理者の選任を要する事業所
東京消防庁は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。
 - a 震災に備えての事前計画
 - b 震災時の活動計画
 - c 施設再開までの復旧計画
 - ・ 防災管理者の選任を要する事業所
東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前aからcまでの事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。
 - ・ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
東京消防庁は、小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成を指導する。
 - ・ 防災対策上重要な施設の事業所防災計画
都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設（6業種37事業所）を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。
- 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

《都総務局》

- 住民に対し、地域と事業所の相互連携の必要性について、研修等を通じ普及啓発を行う。
- 事業所内の防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成を行う。

《都環境局》

- 高圧ガス取扱事業所に対しては、防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに、東京都高圧ガス地域防災協議会及びその加盟高圧ガス取扱事業所並びに関係機関等と協力して、実験、基礎訓練及び総合訓練を実施する。
- 高圧ガス保安団体に対し、自主保安体制としての東京都高圧ガス地域防災協議会の充実・強化、及び未加入事業所について同協議会への参加を促

すよう指導する。

- 火薬類保管事業所に対しては、平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時における危険防止のための応急措置などについて、自主保安体制の整備を指導する。

《都産業労働局》

- BCP 策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等により、BCP の普及啓発及びBCP 策定に係る取組を支援する。
- BCP の実効性を確保するため、BCP を策定した企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助する。
- 都内中小企業による都市危機管理能力を高める優れた技術・製品等の開発改良・実用化及び販路開拓に係る経費の一部を助成し、都市危機管理能力の向上を図る。

《区市町村》

- 広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

6 ボランティアとの連携

6-1 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携

大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機 関 名	活 動 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○ 災害時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保

機 関 名	活 動 内 容
東京ボランティア・市民活動センター	○ 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ○ 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
区 市 町 村	○ 区市町村社会福祉協議会等との連携による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

6-2 東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。
(資料第●●「東京都防災ボランティアに関する要綱」別冊①資料P●●)

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都生活文化スポーツ局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都都市整備局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令 (昭和37年政令第16号) 第17 条に規定する土木又は建築技 術者	災害対策本部が設置される 規模の地震又は降雨等の災害 により、宅地が大規模に被災 した場合に、被害の発生状況 を把握し、危険度判定を実施
都 建 設 局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理 等の経験により、同施設等の 被災状況について一定の把握 ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況 の点検業務支援、都立公園等 避難場所における建設局所管 施設の管理業務支援、参集途 上における公共土木施設等の 被災状況の把握

6-3 交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
警 視 庁	警察署の管轄区域内に 居住し、又は活動拠点を 有している者で、大震災 等の発生時に、警察署長 からの要請により交通規 制の支援を行うもの	1 大震災の発生時に、警察官に 協力し、交通の整理誘導、交通 広報並びに交通規制用装備資器 （機）材の搬送及び設置を行う 活動 2 平素から、交通規制の内容を 表示した案内板、垂れ幕等を保 管し、大震災等の発生時に、署 長が指定する箇所にこれらの設 置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実 施する交通規制に関し署長が必 要と認める活動

6-4 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
東 京 消 防 庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。 2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。

6-5 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

【赤十字ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
日 赤 東 京 都 支 部	《東京都赤十字救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

7 都民・行政・事業所等の連携

（１）対策内容と役割分担

各主体は、従来の都民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進 ○ 区市町村が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供などの必要な施策の推進
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成 ○ 都内の社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワークの形成

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
東 京 消 防 庁 市 町 村 消 防 本 部	○ 都民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進
区 市 町 村 関 係 防 災 機 関	○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 ○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 ○ 合同防災訓練の実施 ○ 地区防災計画の作成の推進

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

- 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような各種対策を推進する。
 - ・ 駅周辺の混乱防止協議会等、都、区市町村、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置
 - ・ 防災市民組織における事業者間連携や町会・事業者間等の連携の普及・拡大
 - ・ 自治体間の相互支援体制の強化
 - ・ 行政、事業所、地域との連携の在り方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発
 - ・ 震災に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催
 - ・ 東京商工会議所、東京経営者協会等の協力により紹介を受けた、防災について地域貢献意志のある事業所と地域との連携の区市町村を介した推進
 - ・ 地域と事業所との連携事例の区市町村、防災市民組織等への積極的な PR 及び地域貢献する事業者の広報誌、ホームページによる紹介

《都生活文化スポーツ局》

- 災害時にも情報共有等ができるよう、都内の男女平等参画センター等との連携及びネットワーク体制の強化
- 災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワーク形成を推進

《東京消防庁及び区市町村》

- 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。
- 区市町村及び関係防災機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制

の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

- 住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、区市町村防災計画の中に位置づける。

【応急対策】

1 自助による応急対策の実施	4 消防団による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施	5 事業所による応急対策の実施
3 マンション防災における応急対策の実施	6 ボランティアとの連携

1 自助による応急対策の実施

1-1 都民自身による応急対策

- 災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

1-2 外国人の情報収集等に係る支援

(1) 対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

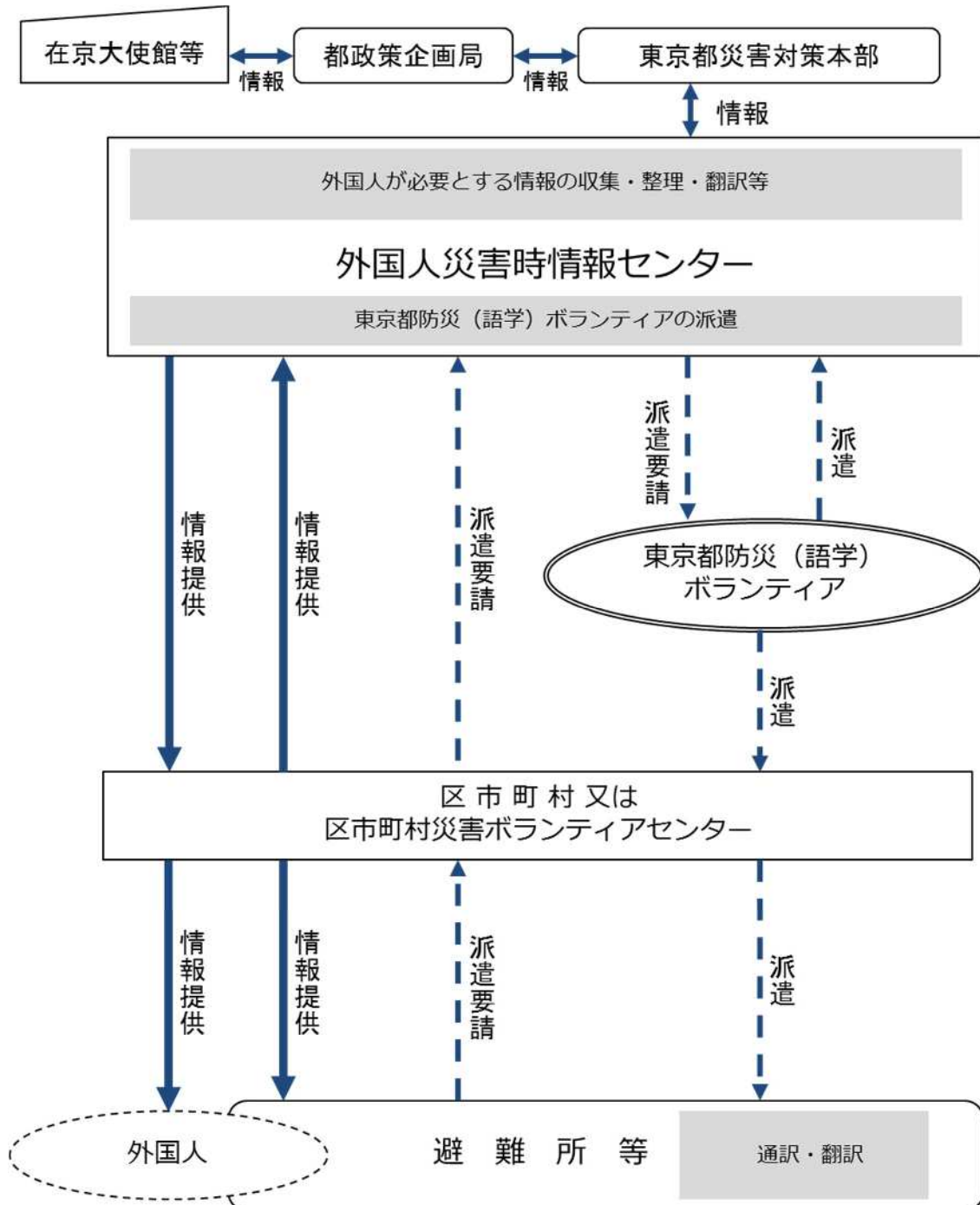
機 関 名	対 策 内 容
都政策企画局	○ 在京大使館等との連絡調整
都総務局	○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。 ○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。
都生活文化スポーツ局	○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、（一財）東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣 ○ （一財）東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施

第2章 都民と地域の防災力向上
 第5節 具体的な取組 <応急対策>

機 関 名	対 策 内 容
都産業労働局	○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料 Wi-Fi サービス、東京の観光公式サイト「G O T O K Y O」等を活用した情報提供
区 市 町 村	○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換 ○ 区市の国際交流協会等との連携
観 光 関 連 事 業 者 等	○ 外国人旅行者の案内、誘導、情報提供

(2) 業務手順

【外国人災害時情報センター】



2 地域による応急対策の実施

(1) 対策内容と役割分担

防災市民組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
防 災 市 民 組 織	○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 初期救護活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 避難所運営 ○ 自治体及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動等（「自主防災組織の手引」）
消 防 団	○ 消防隊と連携した消火活動 ○ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 ○ 災害情報の収集・伝達活動 ○ 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等
事 業 所	○ 事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

(2) 詳細な取組内容

＜防災市民組織＞

○ 市民消火隊等による活動

火災が発生した場合は、防災市民組織が協力して、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

○ 救出・救護活動

地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。

倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。

また、要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

○ 避難所運営支援

避難所運営主体である区市町村や地域住民と連携し、防災市民組織リーダー

を中心に、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営支援を行う。

3 マンション防災における応急対策の実施

(1) 対策内容と役割分担

マンション管理組合等は、本章第5節の応急対策「2 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
マ ン シ ョ ン 管理組合・自治会等	○ マンション居住者の安否確認 ○ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○ 集会室等を利用した避難所運営 ○ 建物被害調査と二次被害防止 ○ ライフライン復旧状況の確認 ○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

4 消防団による応急対策の実施

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

5 事業所による応急対策の実施

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 出火防止措置を実施する。
- 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一齐帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

6 ボランティアとの連携

(1) 対策内容と役割分担

都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

なお、都又は都から事務の委任を受けた区市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

機 関 名	対 策 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等に対して支援を実施 ○ 都内外の被災状況の情報収集 ○ 国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 区市町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築
東 京 ボ ラ ン テ ィ ア ・ 市 民 活 動 セ ン タ ー	○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ○ 区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ○ 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
区 市 町 村	○ 区市町村社会福祉協議会等との協働による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区市町村災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援
警 視 庁	○ 交通規制支援ボランティアへの支援要請

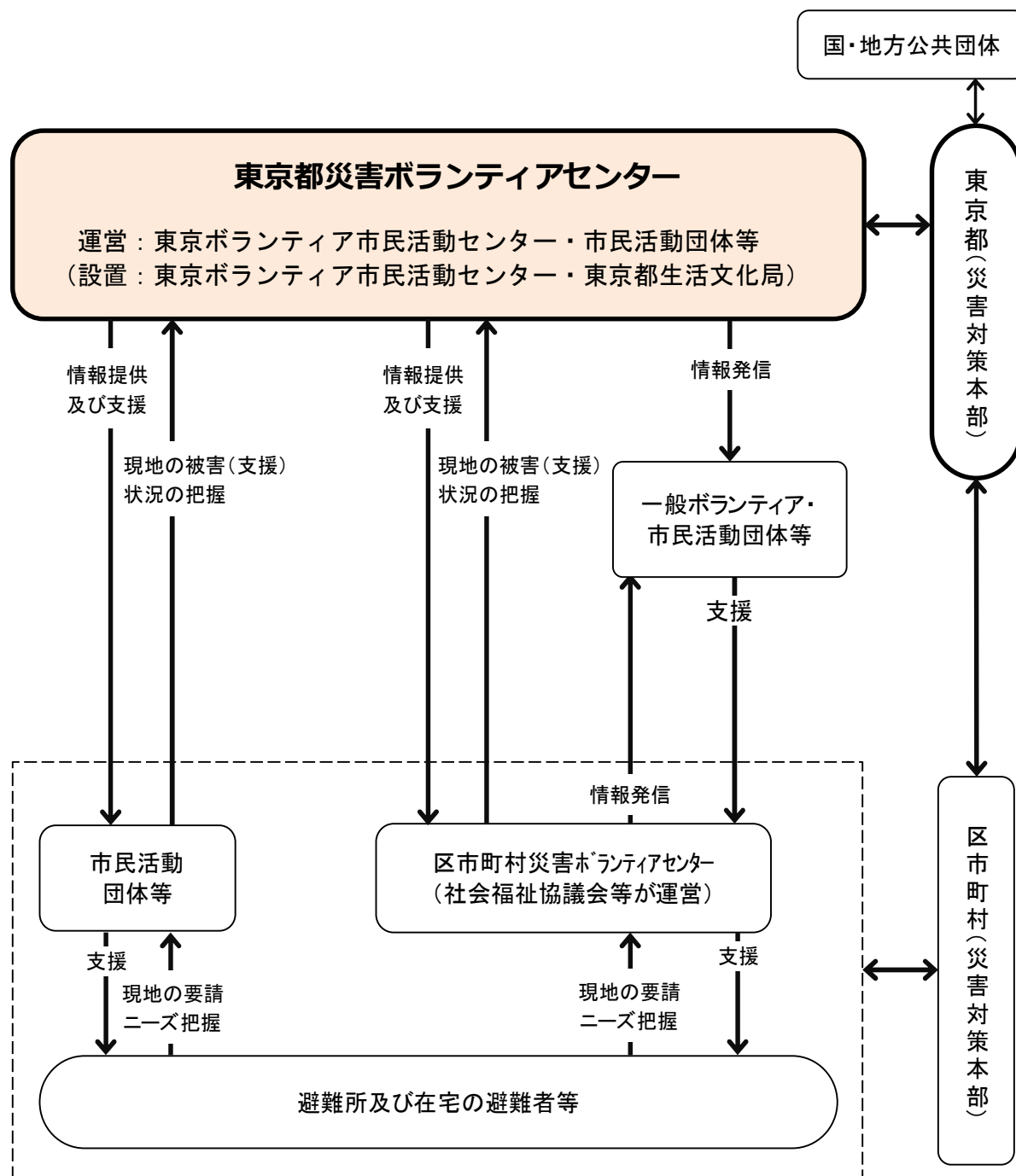
機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁 各 消 防 署 所	○ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防 災 （ 語 学 ） ボ ラ ン テ ィ ア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被 災 宅 地 危 険 度 判 定 士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交 通 規 制 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時 支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施

(2) 業務手順

【一般ボランティア】



第3章 安全な都市づくりの実現

本章における対策の基本的考え方

○ 不燃化、耐震化による地震に強い都市づくり

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における首都東京の都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

地震に強い都市づくりの実現に向けて、防災都市づくり推進計画を踏まえながら、公園などのオープンスペースの確保などにより、安全な市街地の整備に向けた取組を推進していく。

○ 現在の対策の状況

都はこれまで、震災時に大きな被害が想定される木造住宅密集地域における不燃化への取組を促進するとともに、防火水槽等の整備に取り組んできた。

また、警察署、都立病院等の防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物をはじめとして、東京都耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化に向けた取組を進めている。

更に、東日本大震災で課題となった液状化に対する取組として、予測図の見直しや検討委員会による検討を踏まえ、地盤調査データや地歴データ等の情報を提供するとともに、液状化に備えるための手引やリーフレット等により啓発活動を行っている。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」においても、区部木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や焼失による被害が想定されており、建築物の耐震化、不燃化に一層取り組む必要がある。また、液状化への適切な対策、室内での家具類の転倒・落下・移動防止等への対策や消防水利の整備及び開発・確保にも引き続き取り組んでいく必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 発災時の延焼の防止
 - <到達目標> 整備地域の不燃領域率 70%、特定整備路線の全線整備
- ・ 建築物の耐震化による被害の軽減
 - <到達目標> 防災上重要な公共建築物の耐震化率 100%及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進
- ・ 液状化への対応
 - <到達目標> 継続的な液状化予測図の見直し及び建築物における液状化対策に関する情報提供の充実 など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

- 木造住宅建築物の更新を促進し、整備地域の不燃領域率は62%（平成28年度）
- 防災上重要な公共建築物の耐震化率は98.5%（令和元年度）、特定緊急輸送道路の総合到達率は●%（令和4年12月末）
- 液状化に備えるための手引やリーフレット等による啓発活動、液状化判定に必要な地盤調査データ等の情報の提供
- 特別区内における消防水利の充足率は98.4%（令和4年3月末）

第2節 課題

- 木造住宅密集地域の延焼拡大のおそれ
- 公共建築物及びマンション等の耐震化の促進、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進
- 液状化発生を見据えた適切な対策の必要
- 震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応する消防水利の不足

第3節 対策の方向性

- 整備地域の中で特に重点的・集中的に改善を図るべき地区における不燃化特区制度の活用や、特定整備路線の整備による木造住宅密集地域の早期改善
- 耐震改修促進計画に基づく公共建築物の積極的な耐震化促進、耐震化に向けた積極的な意識啓発及びマンション耐震化の費用助成、耐震化推進条例に基づく緊急輸送道路の沿道建築物の重点的な耐震化推進等
- 液状化ポータルサイトの地盤情報等の充実及びアドバイザーの現地への派遣による建て主等への適切なアドバイスの実施
- 経年防火水槽の再生、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備及び関係各機関と連携した水利の開発・確保

第4節 到達目標

- 整備地域の不燃領域率 70%
- 特定整備路線の整備 令和7年度までの全線整備
- 防災上重要な公共建築物の耐震化 できるだけ早期に100%
- 特定緊急輸送道路 令和7年度までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消
- 液状化ポータルサイトやアドバイザー制度により、地盤情報や液状化対策のための情報提供をより充実
- 消防水利不足地域の解消

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）	
○ 安全に暮らせる都市づくり	・ 木密不燃化など地域特性に応じた防災都市づくり ・ 河川、海岸、港湾施設等の整備 ・ 高層建築物及び地下街等における安全対策 ・ がけ崩れ、地すべり等の防止
○ 建築物の耐震化及び安全対策の促進	・ 建築物の耐震化の促進 ・ エレベーター対策、家具等の転倒等の防止
○ 液状化、長周期地震動への対策の強化	・ 液状化対策の強化 ・ 長周期地震動対策の強化
○ 出火、延焼等の防止	・ 消防水利の整備、防火安全対策 ・ 危険物施設等、危険物等の輸送の安全化
地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内	
○ 河川施設等の応急対策による二次災害防止	・ 河川、海岸、港湾施設等の応急対策 ・ 社会公共施設等の応急対策 ・ 砂防、治山施設等の応急対策
○ 消火・救助・救急活動	・ 救助・救急活動の実施、地域での救護等実施 ・ 消火活動の実施、地域での消火活動実施
○ 危険物等の応急措置による危険防止	・ 危険物施設等、危険物輸送車両等の応急対策 ・ 流出油、流木の応急対策、危険動物の逸走時対策
地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途	
○ 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	・ 河川、海岸、港湾施設等の復旧 ・ 社会公共施設等の復旧 ・ 二次的な土砂災害防止対策
○ 消火・救助・救急活動	(応急対策から継続して実施)
○ 危険物等の応急措置による危険防止	(応急対策から継続して実施)

第1節 現在の到達状況

1 都におけるこれまでの取組

東京を真に災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本となる。このため、都は、市街地再開発事業や木造住宅密集地域（※1）整備事業など、災害に強い、安全で快適なまちをつくるための事業を推進してきた。

市街地再開発事業では、木造建物が無秩序に密集し、かつ道路が狭い地域において、細分化した敷地を統合し、住宅や工場・店舗などを不燃中高層建築物に建て替え、併せて避難場所や道路等の公共施設を一体的に整備して、オープンスペースの多い防災まちづくりを行うことを目的とし、昭和44年11月に策定した「江東再開発基本構想」に基づき、亀戸・大島・小松川地区、白鬚東地区などを整備してきた。

また、昭和56年には、大震災時に最も甚大な被害をもたらすと予測される市街地大火から、都民の生命と財産を守るため、「安心して住めるまち、逃げないですむまち」を目指し、「火を出さない、火をもらわない」という視点から、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯で囲まれたブロック（防災生活圏）を形成し、圏域内での防災機能の向上と併せて、安全で住みよいまちづくりを目指し、区部を対象とした「都市防災施設基本計画」を策定した。

平成7年1月に阪神・淡路大震災が発災し、木造住宅密集地域の建物倒壊や火災等により、大きな被害が生じたことを踏まえ、都は、「都市防災施設基本計画」の考え方を継承しつつ、より効果的、集中的に防災都市づくりを推進するため、平成7年に「防災都市づくり推進計画」（※2）を策定し、災害時の危険性が高いと考えられる市街地から優先的に整備をすることとして、市街地の防災性の向上に取り組んでいる。

その後、三度の改定を経て、令和元年度には、最新の地域危険度等の調査結果や、これまでの取組の成果や課題を踏まえた効果的な施策を展開し、早期に市街地の防災性を確保するため、「防災都市づくり推進計画」を改定した。

※1 木造住宅密集地域

震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域

※2 防災都市づくり推進計画

東京都震災対策条例に基づき、震災を予防し、震災時の被害の拡大防止の観点から、防災都市づくりに関する施策を展開するもので、施策の基本的な方向や整備地域等を定めた「基本方針」と、具体的な整備計画等を定めた「整備プログラム」で構成

2 木造住宅密集地域の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）

都は、区市と連携して、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域において、道路・公園の整備や防災性の高い建築物への建替えを促進し、市街地の不燃化を進めている。

- ・ 不燃領域率（※1） 防災都市づくり推進計画に定める整備地域で 62%（平成 28 年度）
- ・ 延焼遮断帯（※2）形成率 整備地域 64%（平成 28 年度）
- ・ 都市計画道路の整備率 整備地域でおおむね 6 割（平成 28 年度）

※1 不燃領域率

市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が 70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる。

※2 整備地域

地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域として指定。

※3 延焼遮断帯

地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間

3 建築物の耐震化及び安全対策

発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全な都市づくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。

- ・ 防災上重要な都立建築物（警察署、都立病院等） 耐震化率 99.9%（令和 3 年度）
- ・ 防災上重要な公共建築物 耐震化率 98.5%（令和元年度）
- ・ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号）第 7 条に基づき指定した、特定緊急輸送道路総合到達率●.●%（令和 4 年 12 月）
- ・ 災害拠点病院 耐震化率 96.3%（令和元年 9 月）
- ・ 公立小中学校 99.9%（平成 30 年 4 月）私立小中学校 99.7%（令和 4 年 4 月）
- ・ 住宅 耐震化率 92.0%（令和元年度）
- ・ 民間特定建築物 耐震化率 88.4%（令和元年度）
- ・ 家具類の固定などの転倒・落下・移動防止対策実施率 62.2%（「消防に関する世論調査」令和 3 年 9 月）

4 液状化対策の強化

平成 23 年度に設置した、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討提案を踏まえ、平成 25 年 5 月より、区市等と連携し都民への普及啓発を図るため、手引の閲覧やリーフレットの配布を開始するとともに、液状化の可能性の有無の判断ができるよう過去の地形図や柱状図などを含む資料の閲覧を開始した。同年 6 月より、都民からの相談窓口として、「東京都液状化対策アドバイザー制度」を開始した。さらに、平成 26 年 5 月に液状化ポータルサイトを開設し、液状化の可能性や具体的な対策についての情報を広く提供している。

5 出火、延焼等の防止

東京消防庁、都、区市町村において防火水槽等の整備を行っている。

- ・ 特別区内における消防水利の充足率 98.4%（令和 4 年 3 月末）
- ・ 水道の維持管理上必要な施設として私道等に設置されており、消火栓と同様の構造を持つ排水栓を消火活動に活用するため、東京消防庁と水道局との間で「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」を締結（特別区：平成 24 年 6 月）
また、多摩地区都営水道 26 市町と東京都の間で、「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」を締結（多摩地区都営水道 26 市町：平成 24 年 9 月）
- ・ 小河内貯水池、村山上貯水池、村山下貯水池及び山口貯水池の水源を消火活動に活用するため、東京消防庁と水道局との間で「緊急時における貯水池の水利使用等に関する基本協定」を締結（平成 25 年 7 月）

第2節 課題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数（全壊）	最大 82,199 棟
建物焼失棟数	最大 118,734 棟
長周期地震動による影響	建物損傷、家具の転倒、什器類の移動等
建物被害	経年劣化による被害規模の増加
急傾斜地崩壊による被害	地盤の緩み等が生じている場合で、その後の集中豪雨等に伴う斜面崩壊等による被害増大
出火、延焼	通電による復電火災、細街路の閉塞による避難困難等

1 木造住宅密集地域の不燃化に向けた課題

老朽化した木造住宅が密集し、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域約 6,500ha は、区部面積の約 1 割強を占めており、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、本地域での防火対策が重要である。

これらの地域の建築物は順次、更新時期を迎えているが、狭あい道路や行き止まり道路に接しており、狭小敷地や接道不良地が多いこと、権利関係が複雑なこと等によって、建替えが進みにくい状況にある。

更に、高齢化が急速に進展しており、建替え意欲の減退等により老朽木造建築物の更新が進んでない点も課題となっている。

2 建築物の耐震化、安全対策の課題

建築物の耐震化は着実に進んでいるが、東京都耐震改修促進計画に定める目標に向けて、更に重層的に施策を講じていく必要がある。また、強い揺れに備え、家具類の転倒・落下・移動防止等の一層の対策が必要である。

3 液状化対策の課題

液状化被害の発生危険性のある箇所について、適切な対策を講じるために、具体的な情報を収集する必要がある。

4 出火、延焼等の防止に向けた課題

震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、的確な消防水利の整備を進める必要がある。また、震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。

建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱、地盤の液状化等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。

第3節 対策の方向性

1 木造住宅密集地域の不燃化促進

都では、平成24年度に木密地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げ、整備地域のなかで特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として指定し、都と区とが連携して不燃化を強力に推進しており、この取組は令和7年度まで5年間延長している。

また、震災時等における市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上効果の高い都施行の都市計画道路である特定整備路線について、地元の理解と協力を得ながら、着実に整備を進め、地域の防災性向上を図る。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

令和5年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である特定緊急輸送道路の沿道建築物、住宅、公共建築物及び特定建築物の耐震診断、耐震改修等を促進する。このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行う。

また、耐震補強が必要なマンションに対し、耐震改修等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。

3 液状化対策の強化

ポータルサイトの地盤情報を更に拡充するため、国等の動向をも踏まえつつ、民間建築物の地盤データの収集、公開に向け取り組んでいくとともに、令和5年度からは依頼を受けたアドバイザーが現地確認を行い、建て主等へアドバイスを行う新たな取組を実施する。

また、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえ、木造住宅などの建築物を対象とした「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成し、広く都民に情報提供している。

4 出火、延焼等の防止

経年防火水槽の再生、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都、区市町村及び関係機関等と連携して水利の開発・確保を図る。

5 既存の施設等の活用

発災時には、都がこれまでに災害に強いまちづくりに向けて整備を行ってきた、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、東京の総力を結集した取組により、安全な都市づくりを図っていく。

第4節 到達目標

1 整備地域の不燃領域率 70%、特定整備路線の全線整備

震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域（約 6,500ha）とし、防災都市づくりに係る施策を展開しながら、すべての整備地域において、不燃領域率 70%の達成を目指す。

また、特定整備路線については、令和7年度までに全線整備を目指す。

2 防災上重要な公共建築物及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進

災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化を、できるだけ早期に 100%完了する。

また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、特定緊急輸送道路について、重点的に耐震化を推進することにより、令和7年度末までに総合到達率 99%、かつ、区間到達率 95%未満の解消を目指す。

- ・ 社会福祉施設等（主に要配慮者が利用する入所施設）、保育所 耐震性が不十分な建築物をおおむね解消（うち自己所有の建築物については 100%）（令和 12

年度)

- ・ 災害拠点病院 100% (令和7年度)
- ・ 都営住宅 100% (令和7年度)
- ・ 住宅 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 (令和7年度)
- ・ 民間特定建築物 耐震化率95% (令和7年度)

3 ポータルサイトやアドバイザー制度を活用して、地盤情報や液状化対策のための情報提供をより充実

建て主や所有者の液状化対策の必要性が判断できるように利用者のニーズに応じたポータルサイトの地盤情報の充実を図る。また、建て主等が液状化対策の検討に必要な地盤データや対策工法の情報を、都や区等の窓口及び都のホームページで提供するとともに、アドバイザー制度により、アドバイザーが現地を確認の上、建て主等に対し、適切な液状化対策のアドバイスを実施する。

4 消防水利不足地域の解消

消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を抑制する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 安全に暮らせる都市づくり | 3 液状化、長周期地震動への対策の強化 |
| 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 | 4 出火、延焼等の防止 |

1 安全に暮らせる都市づくり

1-1 地域特性に応じた防災都市づくり

(1) 対策内容と役割分担

計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。

また、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、東京の総力を結集した取組により、安全な都市づくりを図っていく。

機 関 名	対 策 内 容
都 都 市 整 備 局	○ 地域特性に応じた防災都市づくりを推進 ○ 防災都市づくりに資する事業等の推進 ○ その他の防災都市づくり事業等の推進 ○ 都市空間の確保 ○ 公園の整備の推進 ○ 緑地・農地の保全 ○ 臨海副都心の整備
都 建 設 局	○ 道路の整備 ○ 都立公園の整備 ○ 河川、海岸保全施設等の整備
都 産 業 労 働 局	○ 農地の防災機能の強化
都 港 湾 局	○ 港湾、海岸保全施設等の整備 ○ 海上公園の整備 ○ 臨海副都心の整備 ○ 島しょ空港地下土木施設について必要な耐震対策を推進

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 公園の整備 ○ 緑地・農地の保全

(2) 詳細な取組内容

ア 地震に強い都市づくりの推進

(ア) 防災都市づくり推進計画

《計画の目的と対象区域》

- 防災都市づくり推進計画は、東京都震災対策条例第13条の規定に基づき、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画である。
- 本計画は、東京都内の市街化区域（23区28市町）を対象とし、木造住宅密集地域が連なる地域を中心とした23区及び多摩地域の7市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市及び狛江市）について防災生活圏を設定し、延焼遮断帯の整備を進めていく。

また、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域として指定するとともに、不燃化推進特定整備地区（以下「不燃化特区」という。）の区域を重点整備地域に指定し、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する。（木造住宅密集地域約8,600ha、整備地域28地域約6,500ha、重点整備地域52地区約3,350ha）

《延焼遮断帯の整備方針》

- 延焼遮断帯の形成は、災害に強い都市構造を実現する上で重要であり、特にその軸となる都市計画道路は、延焼遮断機能に加え、緊急車両の通行路や消防活動等の救援・救助活動の空間や安全な避難路の確保など、大変重要な役割を担っている。

このため、延焼遮断帯の形成に当たっては、広域的な観点から都市の防災上の骨格的なネットワークを形成する骨格防災軸やそれを補完する主要延焼遮断帯・一般延焼遮断帯に位置付けられた都市計画道路を中心に整備を進めるとともに、防火地域等の指定や都市防災不燃化促進事業による沿道建築物の不燃化の促進など、重層的に施策を実施していく。

《市街地の整備方針》

- 整備地域及び重点整備地域では、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等の基盤整備型事業や木造住宅密集地域整備事業等の修復型事業を実施することで、効果的に整備を進めていく。

建替え後は、原則として、全ての建築物が準耐火建築物又は耐火建築物となるよう新たな防火規制区域の指定を行うこととし、燃えないまちに作り変えていく。

また、地域の状況に応じて、地区計画又は用途地域により敷地面積の最低限度を定めることとし、敷地の細分化に歯止めを掛けていく。

更に、防災生活道路の整備などにより防災性の向上を図ることで、地域の特性に応じた目指すべき市街地像の実現に向け取組を進めていく。

《避難場所の確保及び指定》

- 大規模公園、スーパー堤防、公共住宅、学校、市街地再開発事業などの公共事業等により整備された大規模なオープンスペースのうち、避難場所としての要件を有し安全性を確保できる場所は、事業者と協議の上、定期的な見直しの際、避難場所として指定し、これにより避難距離の短縮化や、更なる安全性の向上を図る。

65ha以上の土地で町丁目内の建築物が耐火率70%以上を確保するなど、地区内残留地区の要件を満たす地域については、その安全性を慎重に検討し、安全性が確保できる場合には、避難場所等の定期的な見直しの際、地区内残留地区の指定を行っていく。

(イ) 不燃化特区制度と特定整備路線の取組

- 東日本大震災の発生等を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を平成24年に立ち上げ、「燃え広がらないまち」、「燃えないまち」の実現に取り組んできた。令和2年3月には、防災都市づくり推進計画の基本方針を改定、取組期間を令和7年度まで5年間延長し、以下の取組を行っている。

- ・区と連携した市街地の不燃化の促進

整備地域において特に改善を必要としている地区について、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して、不燃化のための特別の支援を行う不燃化特区に指定し、区と連携して推進する。不燃化特区では、固定資産税等の減免措置や老朽建築物の除却、建替えなどの支援を行う。令和4年4月現在、52地区約3,350haで事業を実施している。

また、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づく新たな防火規制を適用する区域を拡大する。

- ・延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路（特定整備路線）の整備

市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上、効果の高い主要な都市計画道路を特定整備路線に指定し、関係権利者に対する生活再建のための特別な支援策を講じることにより、都施行の都市計画道路の整備を推進する。路線の選定に当たっては、防災上の課題や住民の意向等、地域の実情に精通している地元区へ意見照会を行い、現在28区間、約25kmで事業を実施している。

- ・地域における防災まちづくりの気運醸成

木造住宅密集地域の整備・改善は、地域のまちづくりや住民の生活に直結した課題であり、地元区の果たす役割が重要であることから、木造住宅密集地域を抱える区に対して積極的な取組を行うよう強く働き掛け

るとともに、その取組を支援する。また、個別相談を実施する区を支援するするなど、地域における防災まちづくりの気運を醸成する。

(ウ) 防災街区整備方針

- 防災街区整備方針は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく方針であり、これを都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の2第1項の規定により都市計画に定めるものである。

本方針は、木造住宅密集地域を対象とした都市計画のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、都市再開発の方針等と整合を図り定めるものであり、防災街区整備事業や市街地再開発事業等の個別の都市計画の上位に位置付けられている。

防災上特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を「防災再開発促進地区」、延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき道路・公園等を「防災公共施設」として指定し、整備に関する計画の概要等を示している。

（令和4年6月現在、防災再開発促進地区を99地区、約6,191ha、防災公共施設を355箇所指定している。）

イ 防災都市づくりに資する事業等

(ア) 沿道一体整備事業等

- 都都市整備局は、木造住宅密集地域の都市計画道路整備に併せて、民間活力を誘導しつつ地域住民との協働による沿道まちづくりを進め、沿道の効率的な土地利用を促進することで、建物共同化などの不燃化による延焼遮断帯の早期形成を図り、防災機能の向上を図る。
- 沿道まちづくりに当たっては、都と区が連携しながら、道路整備によって生じる不整形で小規模な残地と沿道宅地との有効活用による建物の共同化などに向けた地元住民の合意形成を支援する。

(イ) 特定整備路線の整備推進

- 震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、災害時の延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となるなど、地域の防災性向上に大きな効果が見込まれる都市計画道路を「特定整備路線」として平成24年度に選定した。整備に当たっては、民間事業者のノウハウを活用した相談窓口の設置や関係機関との連携による移転先の確保など、関係権利者の生活再建をきめ細かに支援することで、丁寧な対応をしながら用地取得を進めるとともに、用地が確保できた箇所から順次工事を実施し、整備を推進する。併せて、不燃化特区制度の取組などによる市街地の不燃化も一体的に進めることで、より高い施策効果の発現を目指す。

(ウ) 都市防災不燃化促進事業

- 都都市整備局は、防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯の周辺区域のうち、早急に不燃化が必要な区域を「不燃化促進区域」として指定する。
- 区域指定後10年間で同区域内の不燃化率が70%になるように、区域内での耐火建築物の建築費を一部助成することにより耐火建築物への建替促進を図る。
- 都は、事業主体である区に対して、国とともに事業に要する費用の一部を補助している。

(エ) 土地区画整理事業

- 都都市整備局は、都施行の土地区画整理事業を着実に実施するとともに、大規模跡地を活用して土地利用の転換を図るなど、都市機能の更新を行う。道路・公園などの整備により、避難・延焼遮断空間を確保し、倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新等地域の不燃化を促進する。
- 公共施設の整備水準が低い地区や無秩序に宅地化が進み生活環境が悪化している地区等において、土地の交換分合により公共施設用地を確保し、道路・公園等の整備・改善を図り、地区環境を改善して安全で快適なまちを実現する。
- 土地区画整理組合や区市町村等が実施する土地区画整理事業に対して指導及び助言を行うとともに、事業促進に向け、助成を行う。

(オ) 市街地再開発事業

- 都都市整備局は、都施行の市街地再開発事業を着実に実施するとともに、木造建物が無秩序に密集し、道路が狭あいで、住宅や商工業が混在した地域において、建築物の不燃高層化、土地の高度利用化を図るとともに、震災時には避難場所ともなる大規模公園や道路等の公共施設を一体的に整備し、オープンスペースを確保することによって地域の防災性や生活環境の向上を図る。
- 都は、市街地再開発組合等が施行する市街地再開発事業に対し、指導及び助成を行う。

(カ) 防災街区整備事業

- 本事業は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、老朽建物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。
- 都は、防災街区整備事業組合等が施行する防災街区整備事業に対し、指導及び助成を行う。

(キ) 住宅地区改良事業

- 都都市整備局は、既成市街地において、老朽木造住宅が密集し、災害の危険性が高い劣悪な環境下にある地区について、既存住宅を除却し新たに中高層の耐震耐火住宅や道路・公園等の整備を行う区に対して助成を行う。

(ク) 住宅市街地総合整備事業

- 都都市整備局は、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う。
- 都においては、拠点開発型と密集住宅市街地整備型の事業を行っており、拠点開発型については、事業主体である区市に対して国が事業に要する費用の一部を補助している。
密集住宅市街地整備型については、国の補助を受けて都自ら行うほか、事業主体である区に対して、事業に要する費用の一部を補助している。

(ケ) 木造住宅密集地域整備事業

- 都都市整備局は、主要生活道路などの先行整備に合わせ、防災性と住環境を向上し、木造住宅密集地域内の安全性確保に取り組む。
- 要件を満たした地区を対象に、区が行う老朽建築物等の建替えや公共施設整備のための用地取得等に対し、都は、国の住宅市街地総合整備事業とともに助成を行う。

(コ) 不燃化推進特定整備事業（不燃化特区）

- 都都市整備局は、整備地域において、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を、区からの提案申請により不燃化特区として指定し、都と区とが連携して不燃化を強力に推進する。
- 指定した不燃化特区において、老朽建築物の除却や建替え促進に向けた助成、固定資産税・都市計画税の減免措置などを実施するとともに、体制強化のための仕組みづくり、専門家派遣、ノウハウ提供などにより区を取組を支援し、市街地の不燃化を強力に推進している。

(サ) 防災生活道路整備・不燃化促進事業

- 都都市整備局は、延焼遮断帯に囲まれた市街地における緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災上重要な防災生活道路の整備や沿道の不燃化に取り組む。
- 防災生活道路については、防災都市づくり推進計画に位置付け、計画的・重点的に整備を進めていく。
- 防災生活道路の整備の機会を捉えて、無電柱化も併せて取組んでいく。
- 防災生活道路沿道の危険なブロック塀や擁壁については、道路閉塞を未然に防止するための支援策を検討していく。

(シ) 特定整備路線等の整備促進に資する移転先整備事業

- 特定整備路線等の整備促進に向け、コミュニティに配慮しつつ、高齢者などが安心して住める移転先の確保を図る。
- 権利者などのニーズや地域特性に応じて、都有地や既存建築物を有効活用し、円滑な生活再建を促進する。

(ス) 地区計画制度の推進

- 都都市整備局は地区計画（※）制度を木造住宅密集地域の改善、拡大の未然防止の一手法として、積極的な活用が図られるよう、区市を誘導・支援する。

※ 地区計画

身近な地区レベルでのスプロール化やミニ開発、建築物の用途の混在等を防ぐため、土地利用の規制や建築物の用途・形態の制限などを総合的に定めて、まちづくりに係る諸制度を活用して良好な市街地を形成する制度である。

(セ) 地区計画策定支援事業

- 都都市整備局は、木造住宅密集地域拡大の未然防止を図る地区計画の導入や新たな防火規制区域の指定等を行う区市に対し助成を行う。

(ソ) 避難場所の確保

- 都都市整備局は、避難場所が不足する地域について、避難場所となりうる可能性がある空間を調査し、権利者の理解を得ながら積極的に避難場所としての指定に努める。
- 当該地域における都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう誘導する。
- 避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導する。

(タ) 防火地域等の指定

- 都都市整備局は、都市型火災に対する東京の体質強化を図るため、防災上重要な地域（避難場所周辺、延焼遮断帯となりうる避難道路の沿道など）を中心に、都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定拡大に努める。
- 防災都市づくり推進計画で定める整備地域等の災害時の危険性が高い地域において、建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の耐火性を強化するため、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の区域の指定を進める（平成26年3月現在 約3,400haを指定）。

（資料第●●「防火地域・準防火地域の指定状況」別冊①資料P●●）

(資料第●●「不燃化率・耐火構造比率の推移」別冊①資料P●●)

(資料第●●「建築物混成率の現状」別冊①資料P●●)

(チ) 国土調査事業（地籍調査）

- 密集市街地では、土地の所有関係が錯綜^{そうそう}しており、公共事業等の実施前に土地の所有関係を整理する必要がある。都都市整備局及び区市町村は、地籍調査の事業計画を立て、地籍調査を実施し、地籍簿及び地籍図を作成してきた。

特に、「防災都市づくり推進計画」の重点整備地域を含む密集市街地では、「都市再生地籍調査事業」により多くの街区の境界が先行的に調査されている。境界が決まることで、他の防災関連事業の推進や震災時の境界の復元に利用される。

(ツ) 自己用住宅の不燃化促進

- 都住宅政策本部は、木造住宅密集地域のうち、早急に整備すべき市街地内における自己用木造住宅の不燃化建替えを促進するため、その所有者が耐火・準耐火構造住宅へ建て替える場合、建設資金の融資先を紹介し、当該金融機関が都の利子補給を受けて低利融資を行う（「東京都個人住宅利子補給助成制度要綱」）。

ウ その他の防災都市づくり事業等

(ア) 民間の活力も活用した防災拠点整備の促進

- 都都市整備局は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備の整備を促進する。
- 都心・副都心などにおいて、地元区や民間事業者等と連携して大街区化を進め、市街地の更新により耐震性を向上させるのに併せて、オープンスペースや機能的な道路空間を創出し、市街地の防災性を向上させる。それとともに、環境と調和した効率的なエネルギー利用が可能となる建築物を誘導して、その中に帰宅困難者の一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備等を備えることで、まちなかにおける防災上の拠点を整備する。
- 鉄道駅周辺や主要な街道周辺で行われる市街地再開発事業など民間の開発プロジェクト等において、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備などを備えた防災上の拠点となる施設を誘致し、災害時における宿場的な機能を創出する。
- 都市開発事業等を通じた都市再生の推進に併せて、ターミナル駅周辺等の滞留者の安全確保に係る機能の充実を誘導・推進する。
- 更新期を迎える複数の都有施設が集積する地区において、都有施設の移転・更新に併せて、民間のノウハウ等を活用しながら、周辺開発の誘発を図り、備蓄倉庫や帰宅困難者のための一時滞在施設等の確保に配慮した施設の整備を誘導し、都市の防災性の向上に寄与する。

(イ) 防災機能を有する既存の施設等の活用

- 都はこれまでも、防災都市づくり施策として、都市の安全性の向上に向け、市街地整備や再開発等を進め、地域における防災上の拠点を整備してきた。
- 東京を高度な防災都市とするためには、こうした防災上の拠点を有効に活用する必要がある。
- このため、地域における防災上の拠点について、発災時に給水拠点等として活用できるものは、その役割を明確に位置付けるとともに、貯水槽などの施設について適切に維持管理・更新を行うなど、既存の施設を有効に活用することにより、発災時の機能の確保を図る。

(ウ) 津波避難施設整備事業

- 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、津波からの避難者の安全を確保するため、津波避難タワー、津波避難階段、津波避難誘導標識等の整備を行う島しょの町村に対して、都は国とともに事業に要する費の一部を補助している。

(エ) 道路のバリアフリー化

- 東京都震災対策条例に基づいて都が指定する避難道路のうち、都道についてバリアフリー化を完了させるなど、震災発災時における安全な移動環境を確保する。

(オ) デジタルツインの活用

- 現実空間のデータを仮想空間に3Dで再現し、様々な分析・シミュレーションが可能となるデジタルツインについて、庁内データを連携するための基盤を構築し、庁内各局が行政データを活用できる環境を整え、迅速な意思決定や政策立案の実現を後押しする。
- 地形などを三次元で表現するために必要な点群データを取得・整備し、デジタルツインの高度化を図り、庁内各局の防災事業での活用を進めていく。
- 防災DX等の早期実現を支えるデジタルツインの基盤高度化に向け、都内全域で都市の3Dデジタルマップの整備を進める。

エ 都市空間の確保

(ア) 公園の整備

- 都都市整備局は、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」に基づき、震災時に避難場所や救助等の活動拠点となる公園等の整備を重点的に推進する。
- 都建設局は、令和4年7月時点で83公園2,051haを開園した。令和3

年から令和12年までの10年間で都立公園130haの開園を目標として整備を進める。

(資料図●●「東京都立公園・庭園 配置図」別冊①資料P●●)

- 都建設局は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した都民や帰宅困難者のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保など、防災関連施設を整備してきた。

今後も、救出救助部隊の活動支援や避難者の安全確保のため、災害や停電時にも主要公園施設の機能維持に必要な防災関連施設を、首都直下地震等対処要領を踏まえて整備し、都立公園の防災機能の充実を図る。

- 都都市整備局は、センター・コア・エリア内の未整備の都市計画公園・緑地の区域を対象として、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる「公園まちづくり制度」を運用し、公園機能の早期発現を図る。
- 都都市整備局は、民設公園制度を活用し、未整備の都市計画公園・緑地を避難場所にも活用可能な公園的空間として早期に確保を図る。
- 都建設局は、震災時における都立公園の円滑な利用を図るため、関係行政機関等と連携し、震災時利用計画を策定する。
- 都港湾局は、避難場所や防災活動の拠点等、防災上の利用を考慮して海上公園の整備促進を図る。

(資料図●●「海上公園配置図」別冊①資料P●●)

(イ) 工場等跡地の利用

- 都都市整備局は、先行取得した工場等跡地を、将来の街づくりの種地として有効に活用し、防災都市づくりを推進する。

(ウ) 返還基地跡地等の利用

- 都都市整備局は、都内にある9箇所の大規模な基地跡地のうち、キャンプ王子、武蔵野住宅地区、キャンプ朝霞及びグラントハイツ住宅地区の各跡地について、避難場所に指定し、防災面を考慮して公園等を十分に確保している。
- 立川基地跡地は、広大な敷地のうち115haを国が立川広域防災基地に位置付け、都も当該地に立川地域防災センターを設置するなど整備を進めている。
- 調布基地跡地に都が整備した調布飛行場は、多摩島しょ地域の防災活動の拠点として位置付け、調布基地跡地に移転を予定している公共施設と防災上の連携を行うなど、跡地全体で防災拠点機能を高める方策を検討する。
また医療品、食料品をはじめとする緊急物資等の輸送基地としての機能・体制を整える。

(エ) 緑地・農地の保全

- 都市の緑地は、火災の延焼防止や避難場所としての機能など、防災上重要な役割を担っている。都都市整備局は、区市町村と連携して特別緑地保全地区の指定を促進し、都市の緑地の保全を図る。
- 市街化区域内における農地は、火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能など、防災上重要な役割を担っている。都都市整備局は、区市町村と連携して生産緑地地区の指定を促進する。
- 都産業労働局は、災害時に利用可能な農地の防災機能の強化に向けた区市町の取組に対し、ハード・ソフトの両面の支援を実施する。

(オ) 防災ネットワークの形成

- 都都市整備局は、都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路など様々な空間を活用して、防災ネットワークを形成する。
- 都建設局は、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶとともに、街路樹の再生・きめ細やかな維持管理の継続などグリーンロードネットワークの充実を図る。

(カ) 臨海副都心の整備

- 都港湾局は、臨海副都心における土地利用計画について、災害時の安全確保にも配慮して、十分な面積の公園、緑地等のオープンスペースを確保する（全体面積の約28%）。特に、水と緑のネットワーク形成機能、防災機能等を併せ持つシンボルプロムナード（標準幅員80m）を整備している。
また、国及び都が整備する基幹的広域防災拠点の機能に対応した整備を行う。
- 液状化に対しては、十分な地盤調査に基づき適切な対策を講じる。建築物、施設構造物の建設に当たっては、十分な耐震性を確保するとともに、地盤調査を実施し安全性を高める対策を講じる。
- 建築物は耐火構造とし、内装材には可能な限り不燃材料を用いるとともに、消火設備をはじめとする防災設備を適切に配置する。
- 高層建築物には、避難及び消火活動の防災性を向上させるため、ヘリコプターの緊急離着陸場などを整備するよう、建物所有者を指導する。

(キ) オープンスペースの把握と整備

- 震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害の軽減を果たし、都民生活の再建と都市復興を円滑に行うことができる。
- 都は、東京都震災対策条例で、事前にこれらの活動のための土地、家屋の確保に努めることを定めており、都内の利用可能なオープンスペースを国、区市町村、関係機関と協議の上把握し、具体的なオープンスペース等

の利用に関して「首都直下地震等対処要領」に定め、地権者の事前同意を得た上で告示し、都民に周知する。

- 都内には、救出救助活動を行う大規模救出救助活動拠点が配置されているが、大規模な震災に備えて、警察や消防、自衛隊等が救出救助活動を行うため、引き続き充実・整備していく。

場所の選定に当たっては、アクセス道路や部隊展開面積、大型船が着棧できる耐震バースや小型船舶だまりの活用を考慮する。

- 震災時の応急対策活動を円滑に行うため、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び関係区市町村の協力の下に取り組み、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。
- 大規模災害時の支援部隊等の活動を支援するため、高速道路の休憩施設の防災拠点化について検討する。

(ク) 基幹的広域防災拠点の整備

- 首都圏全体の広域防災を担うため、国は東京都臨海部の「有明の丘」地区と川崎市東扇島地区の2箇所で適切な役割分担と連携を行うことにより、全体で一つの基幹的広域防災拠点としての機能を果たす。
- 当該地周辺については、基幹的広域防災拠点の機能を補完し、都の防災機能の向上に資するため、災害時の活用方法を検討する。

1-2 河川、海岸、港湾、空港施設等の整備

河川、海岸保全施設等の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐとともに、大規模地震発生時における被災者の避難や救援物資、応急・復旧用資器材の海上輸送基地等となる港湾施設の耐震強化を図る。

(第2部第5章「津波等対策」P●●参照)

島しょ地域では、災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の地下構造物について、必要な耐震対策を図る。

(第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P●●参照)

1-3 高層建築物及び地下街等における安全対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都都市整備局 特定行政庁である 区市 指定確認検査機関	○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく完了検査や特定建築物定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化
東 京 消 防 庁	○ 高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導 ○ 関係事業所に対する対策の指導

(2) 詳細な取組内容

- 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
- 地下街等については、都内には代表的な地下街が9箇所あり、延床面積は約183,000 m²に及ぶほか、地下鉄、商業ビルなど、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。

都では、集中豪雨対策として、河川施設の整備や排水ポンプの設置、浸水に強い建物や安全に避難できる建物の整備の促進などを進めるとともに、水害に関する情報収集・提供や、管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練などを推進することとしている。

今後、更に、津波等により、浸水が生じた場合も視野に入れた対策を検討していく。

- 首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。

このため、都、関係区市町村、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進めていく（2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 2-2「エレベーター対策」、2-3「落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止」参照）。

《都都市整備局》《特定行政庁である区市》《指定確認検査機関》

- 都都市整備局、特定行政庁である区市及び指定確認検査機関は、高層建築物及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。

特に、地下街の建設について、都都市整備局は、関係機関による協議会等を通じて、総合的な観点から安全強化を図る。

《都都市整備局》《特定行政庁である区市》

- 都都市整備局及び特定行政庁である区市は、既存の高層建築物及び地下街の

うち、対象となるものに対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年又は3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

(資料第●●「地区別・高さ別高層建築物一覧表」別冊①資料P●●)

(資料第●●「地下街一覧表」別冊①資料P●●)

＜警視庁＞

- 警視庁は、高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

ア 高層建築物

- ・ 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施
- ・ 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

イ 地下街

- ・ 地下街警備要図の作成
- ・ 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- ・ 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- ・ 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布

＜東京消防庁＞

- 東京消防庁は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。

- ・ 高層の建築物の防火安全対策
- ・ 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m 以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- ・ 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- ・ 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
- ・ 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

- 東京消防庁は、関係事業所に対して次の対策を指導する。

ア 火災予防対策

- ・ 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- ・ 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・ 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

イ 避難対策（混乱防止対策）

- ・ 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ・ ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ・ ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止
- ・ 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
- ・ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- ・ 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

ウ 防火・防災管理対策

- ・ 従業員に対する消防計画の周知徹底

- ・ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
 - ・ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
 - ・ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
 - ・ 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
 - ・ 実践的かつ定期的な訓練の実施
- エ 消防活動対策
- ・ 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊、地すべり、山地災害等の防止

(1) 対策内容と役割分担

ア がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止

機 関 名	対 策 内 容
都都市整備局	○ がけ・擁壁等、ブロック塀等の安全化 ○ 宅地の安全化
都 各 局	○ ブロック塀等の安全化
区 市 町 村	○ ブロック塀等の安全化

イ 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害、農地・農業用施設災害等防止

機 関 名	対 策 内 容
都産業労働局	○ 山地災害危険地の安全化 ○ 農地・農業用施設の安全対策
都 建 設 局	○ ハード対策 ・ 土石流対策 ・ 地すべり対策 ・ 急傾斜地崩壊対策 ○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策
都 環 境 局	○ 保全地域の急傾斜地崩壊対策
区 市 町 村	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 農地・農業用施設の安全対策

(2) 詳細な取組内容

ア がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止

(ア) がけ・擁壁等の安全化

- 都都市整備局は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅

地造成工事規制区域内にあつては、都市計画法及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、がけ・擁壁の指導、監督を行う。

- 既設の危険ながけ・擁壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。また、区市町村が行うがけ・擁壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがけ・擁壁の危険性を認識していただき、その改善に結び付けていく。

（イ）宅地の安全化

- 都都市整備局では、指定された宅地造成工事規制区域内における一定の宅地造成について、法律に基づく規制を行う。
（資料第●●「宅地造成工事規制区域の内訳」別冊①資料P●●）
- 過去に造成された一団の盛土造成地について、平成26年3月に大規模盛土造成地マップとして公表している。今後、危険な大規模盛土造成地の詳細調査を行い地震時の安全性を診断し、必要に応じて対策工事など安全確保の取組につなげていく。

（ウ）ブロック塀等の安全化

- 都都市整備局は区市町村と連携し、建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。
- 令和2年3月に一部改定した東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、一定規模以上の塀に耐震診断を義務付け、令和7年度末までに耐震性が不十分な塀をおおむね解消することを目指し取組を進める。
- 都都市整備局は、自己点検のチェックポイントや、区市町村における助成制度及び相談窓口の一覧などを耐震ポータルサイトに掲載し、広く情報発信することで、所有者による安全対策の取組を支援する。
- 都都市整備局は、民間のブロック塀等の撤去や新設等を行う者に対し補助金を交付する区市町村に対して支援し、ブロック塀等の安全対策の促進を図る。
- 都教育庁は、公立小中学校等のブロック塀等の安全対策を行う区市町村を支援し、震災時における児童生徒等の安全確保を図る。
- 都各局は通学路を含む不特定多数が通行する道路等に面する塀等について、第一優先順位で撤去等の安全対策を行う。

イ 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害、農地・農業用施設災害等の防止

(ア) 土石流対策

- 都建設局は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき、土石流発生の危険性が高く、又は発生した場合に多くの人家や公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流を順次、砂防指定地に指定し、対策工事を行う。
（資料第●●「土石流危険溪流と砂防指定地」別冊①資料P●●）

(イ) 地すべり対策

- 都建設局は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。
（資料第●●「地すべり危険箇所と地すべり防止区域」別冊①資料P●●）

(ウ) 急傾斜地崩壊対策

- 都建設局は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行う。
（資料第●●「急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域」別冊①資料P●●）
- 都環境局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に指定された保全地域の所有地において、近隣に民家等の保全対象施設がある箇所について急傾斜地崩壊対策工事を行う。

(エ) ソフト・ハードの連携による土砂災害対策

- 都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進する。土砂災害警戒区域は平成31年1月末までに13,281箇所を指定しており、指定に当たっては地元自治体との合意形成を図り順次進める。
- 区市町村は、ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。
- 土砂災害警戒区域等の指定により、区域内に避難所等が存在することが

明らかになった箇所については、箇所ごとの緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施する。

（資料第●●「土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域指定数」別冊①資料P●●）

（オ）山地災害危険地の安全化

- 都産業労働局は、土砂流出防止、土砂崩壊防止等、森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、山地災害危険地区対策の計画的な推進を図る。

（資料第●●「山地災害危険地区」別冊①資料P●●）

（カ）農地・農業用施設の安全対策

- 都産業労働局及び区市町村は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、必要に応じてハザードマップの作成配布等のソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の耐震化の促進

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 公共建築物等の耐震化
都 主 税 局	○ 税制面での耐震化支援
都都市整備局 都住宅政策本部	○ 東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進
都福祉保健局	○ 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化
区 市 町 村	○ 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進 ○ 公共建築物等の耐震化

（2）詳細な取組内容

ア 建築物の耐震化

- 令和5年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、民間建築物及び公共建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。
- 区市町村は、耐震改修促進計画を策定し、住宅、建築物の耐震化を促進する。
- 建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるように創設した「耐震マーク表示制度」の普及を図る。
- 不特定多数の方や、避難上特に配慮を要する方が利用する大規模建築物などについては、平成29年度末に耐震診断結果を公表し、所有者の耐震化へ

の意識付け及び都民へ情報提供を行っている。

【住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標】

建築物の種類		耐震化率	
		現状（※） 令和元年度末	目標 令和7年度末
住 宅		92.0%	おおむね解消
	主な公共住宅	91.9%	おおむね解消
	都営住宅	95.9%	100%
	都住宅供給公社住宅	99.5%	令和2年度末に100%達成
民間特定建築物		88.4%	95%
防災上重要な公共建築物		98.5%	出来るだけ早期に達成

※ 国の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値等

イ 公共建築物等の耐震化

- 都は、大地震時に消火・避難誘導、情報伝達等の応急活動の拠点となる消防署、警察署その他の庁舎建築物及び緊急の救護所又は避難所等となる病院・学校等について、耐震診断を実施し、その結果に基づき、順次、補強・改築を進める。補強を行うに当たっては、免震や制震工法など新しい補強技術の採用も検討する。
- 都は、防災上重要な都立建築物（病院、学校等）について、「耐震化整備プログラム」を策定し、耐震化を進めてきた。残る耐震化未完了建築物について、早期に耐震化を完了するよう努める。
- 震災時における児童生徒等の安全確保と都民の一時的収容施設等としての機能を確保するため、学校施設の耐震化を推進する。
- 都営住宅の耐震化率を、令和7年度までに100%とすることを目標として、着実に耐震化を推進する。
- 区市町村は、区市町村施設の耐震化に努める。

ウ 民間建築物の耐震診断・耐震改修

- 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。
都では、都市整備局ホームページにおいて簡易耐震診断や、耐震化に関するリーフレットの配布等により、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努める。
また、建築物の所有者や管理者を対象に、相談窓口や診断機関の紹介や、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行っている。
- 不特定多数が利用する特定建築物（大規模な百貨店、ホテル、劇場等）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

及び東京都耐震改修促進計画に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働き掛け等により、重点的に耐震化を促進し、令和7年度までに耐震化率95%を目指す。

エ 耐震改修促進法に基づく認定

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、都都市整備局は、ホテル、百貨店等の民間建築物や学校等の公共建築物の耐震改修計画を認定するとともに、建築物の耐震性が確保されている旨の認定を行い、耐震化の円滑な促進を図っている。

オ マンションの耐震化等

- 都住宅政策本部は、東京都耐震改修促進計画に基づき、マンションの耐震化を推進し、令和7年度末までに耐震性が不十分なマンションをおおむね解消することを目指す。
- 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合への郵送やメールによる送付を通じて啓発を進める。
- マンションについては、合意形成の困難さがあることから、専門家を繰り返し派遣して技術的支援を行うなど、管理組合の取組を後押しする。
- マンションの長寿命化を促進するため、共用部分を計画的に修繕、改良する管理組合に対して利子補給を行う（マンション改良工事助成制度）。また、国の社会資本整備総合交付金を活用し、耐震診断等への助成を行い、マンションの耐震化の推進を図る。
- 一方、令和7年度末までに過大な改修費、困難な合意形成等により、耐震化にすぐには取り組めないマンションに対し、大規模な地震で被害が大きくなる傾向のあるピロティ階の対策を支援する。
- マンション再生まちづくり制度により、老朽マンションの建替え等を促進する。

カ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

- 都都市整備局は、平成23年4月施行の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物について、重点的に耐震化を推進し、令和7年度末までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消を目指す。
- 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度や耐震化アドバイザーの派遣、改修計画作成支援により、区市町村や関係団体と連携して耐震化を推進する。
- 一般緊急輸送道路の沿道建築物について、助成制度の拡充や耐震化アドバイザーの活用などにより、区市町村や関係団体と連携しながら令和7年度末までに耐震化率90%を目指す。

- 震災時において、区域を越えて主要都市や防災拠点等をつなぐ緊急輸送道路の機能を最大限発揮させることが必要であるため、九都県市による協議会にて連携した取組や更なる耐震化の検討を行っていく。
- 特定緊急輸送道路の沿道建築物に該当する都営住宅について、優先的に耐震化を推進する。

キ 戸建住宅等の耐震化

- 都都市整備局は、木造住宅耐震診断事務所の登録や相談窓口の設置等を実施しており、また、所有者への積極的な働き掛け等を実施する区市町村に対して、耐震診断・改修の助成を行うなどにより、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
- 地域危険度が高く、老朽化した木造建築物が特に密集するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」内の戸建住宅等について、平成18年度から、重点的に耐震化を促進している。
- 昭和56年（1981年）6月1日から平成12年（2000年）5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅について、所有者自らの安全点検を推奨するとともに耐震診断や耐震改修等の助成を行っていく。
 - 都都市整備局は、耐震診断の実施について、区市町村が実施する個別の働き掛けに対する支援や、木造住宅を対象に簡易診断等を実施する技術者を派遣するなどにより、建物所有者が耐震性能を把握する環境を整備する。

ク 東京都災害拠点病院の耐震化の整備

- 都福祉保健局は、病院等の耐震診断や施設の耐震化について支援を行う。令和7年度末までに災害拠点病院については耐震化率を100%とする。

ケ 社会福祉施設等の耐震化

- 都福祉保健局は、旧耐震基準で建築された、民間社会福祉施設等の耐震化等に要する費用及び耐震性のある建物への移転に要する費用の一部を補助し、令和12年度までに耐震性が不十分な建物をおおむね解消（うち自己所有の建築物については耐震化率100%）する。
- 都福祉保健局は、社会福祉施設等への個別訪問などを通じて、耐震化に関する相談や提案等を行うとともに、技術的助言を要請する施設に対しアドバイザーを派遣する。

コ 自己用住宅の不燃化促進

- 都住宅政策本部は、木造住宅密集地域のうち、早急に整備すべき市街地内における自己用木造住宅の不燃化建替えを促進するため、その所有者が耐火・準耐火構造住宅へ建て替える場合、建設資金の融資先を紹介し、当該金融機関が都の利子補給を受けて低利融資を行う（「東京都個人住宅利子補給助成制度要綱」）。

サ 税制面からの支援

- 都主税局は、平成 20 年度に創設した耐震化促進税制により、特別区内で旧耐震基準で建築された住宅について、耐震化のための建替え又は改修を税制面から支援する。

2-2 エレベーター対策

(1) 対策内容と役割分担

震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上
都 都 市 整 備 局	○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発 ○ 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築
都 住 宅 政 策 本 部	○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進
区 市 町 村	○ 区市町村立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上
日 本 エ レ ベ ー タ ー 協 会	○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ 都と連携したエレベーター閉じ込めの救出体制の構築 ○ 協会加盟各社による全国からの応援体制の構築
東 京 消 防 庁	○ エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築

(2) 詳細な取組内容

ア エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

(ア) 都施設

- 都住宅政策本部は、都営住宅の既設エレベーターへの停電時自動着床装置の設置を推進する。なお、P波感知型地震時管制運転装置等は設置済み。
- 都は、他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装 置 名	機 能
リスタート運転機能	○ 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	○ 停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型 地震時管制運転装置	○ 主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

（イ）区市町村施設

- 区市町村は、都施設の対策に準じて、区市町村施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

（ウ）民間施設

- 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。
- 都都市整備局は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、ホームページに掲載するなど、不特定多数の人が利用する建物を含め、所有者などに閉じ込め防止対策を促し、普及啓発していく。
- 日本エレベーター協会は、加盟各社に災害時の閉じ込め防止装置設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。
- 日本エレベーター協会加盟の各メーカーは、エレベーター改修について対応を行う。

イ 救出体制の構築

（ア）救出要員を増員するための講習の実施

- 日本エレベーター協会は、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者などによる救出作業（危険の伴わないものに限る。）についても講習会等を実施する。

（イ）エレベーター保守管理会社の連絡体制強化

- 限られた保守要員が効率よく救出活動をするためには、エレベーター保守管理会社の本部と現場の保守要員との連絡体制強化が必要であり、日本エレベーター協会は、関係する通信事業者と協議し、協会加盟のエレベーター

ター保守管理会社への災害時優先電話の導入を進める。

(ウ) エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

- 日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社が直ちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。
- 都及び日本エレベーター協会は、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等ではなく、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。

(エ) 緊急通行車両等事前届出済証の交付

- 日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めからの救出を迅速に行うことができるよう、協会加盟のエレベーター保守管理会社に対して、緊急通行車両等事前届出済証の交付の事前申請を行うよう周知する。

(オ) 迅速な救助体制の構築

- 東京消防庁は、日本エレベーター協会から講師を招き、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施し、迅速な救助体制を整備する。
- 日本エレベーター協会は、協会加盟各社からの閉じ込め等に関する情報を都と共有する体制を構築する。
- 都都市整備局は、日本エレベーター協会等と連携し、都内のエレベーター閉じ込め等の情報を収集する体制を構築する。

ウ 早期復旧体制の構築

(ア) 「1ビル1台」ルール of 徹底

- 地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、日本エレベーター協会は、そのルールの徹底を協会加盟のエレベーター保守管理会社に要請するとともに、都と連携して広く都民・事業者等に普及啓発する。

(イ) 自動診断仮復旧システムの採用

- エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。
- 今後の開発状況を見ながら、都は防災上重要な都施設への本システムの設置を検討していく。民間施設に対しても、日本エレベーター協会とともに本システムの導入の働き掛けを検討する。

(ウ) 復旧体制の充実

- 日本エレベーター協会加盟各社は、全国的な応援体制の構築を支援するとともに、迅速な復旧に向けて、体制の強化を図る。

2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 ○ 関係機関等への家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請 ○ 都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発
都生活文化スポーツ局	○ 美術品等の転倒・落下防止対策の推進
都都市整備局	○ 建築物の天井等の落下防止対策を推進 ○ 屋外広告物に対する規制
東京消防庁	○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発 ○ 関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知
区 市 町 村	○ 家具類転倒・落下・移動防止対策を推進 ○ 住民の安全確保を図るため支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進
国土交通省 総務省 都市再生機構	○ 専門技術者向けの手引及び住民啓発用パンフレットの作成・普及

(2) 詳細な取組内容

ア 天井等の落下防止対策

- 都都市整備局は、都内建築物について、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。
- 都は、学校施設や幼稚園・保育所等の吊り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を進める。

イ 屋外広告物に対する規制

- 都都市整備局は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、区市町と連携して、屋外広告物の許可申請時、

指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

- 一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置する。

ウ 自動販売機の転倒防止

- 都は、業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。
- 自動販売機の転倒防止対策について、関東経済産業局は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS 規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。

エ 家具類の転倒・落下・移動防止対策

- 都及び区市町村は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。
- 都は、都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。
- 都及び東京消防庁は、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について、広く都民や事業者にも周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導を推進する。
- 東京消防庁は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。
 - ・ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、都民や事業所に対する防災指導を実施
 - ・ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施
 - ・ 関係機関、関係団体等と連携した周知
 - ・ 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施
- 区市町村においては、高齢者や障害者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の配布や取付けなどの支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。その際、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、住民の利便性を図るように努める。
- 国土交通省、総務省、都市再生機構は、専門技術者向けの「家具転倒防止等の手引き」と住民啓発用パンフレット「地震による家具の転倒を防ぐには」を作成し、この普及に努める。

オ 美術品等の転倒・落下防止

- 都生活文化スポーツ局は、美術館・博物館等における収蔵品及び展示品等の転倒・落下を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免

震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

2-4 文化財施設の安全対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
所 有 者 管 理 者	○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○ 文化財防災点検表を作成
都 教 育 庁	○ 文化財所在リストを整備

(2) 詳細な取組内容

- 文化財防災点検表の点検内容（主要項目）は以下のとおりである。
 - ア 文化財周辺の整備・点検
 - ・ 文化財の定期的な見回り・点検
 - ・ 文化財周辺環境の整理・整頓
 - イ 防災体制の整備
 - ・ 防災計画の作成
 - ・ 巡視規則や要項の作成等
 - ウ 防災知識の啓発
 - ・ 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - ・ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼び掛け
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災設備の整備と点検
 - 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
 - カ 緊急時の体制整備
 - 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

2-5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 都立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
都 総 務 局	○ 公共建築物等応急危険度判定部会に関する要綱の整備
都 財 務 局	○ 都各局が実施する応急危険度判定を支援する体制を整備

機 関 名	対 策 内 容
都 財 務 局 都 都 市 整 備 局	○ 応急危険度判定の講習等を実施
都 教 育 庁	○ 都立学校における安全確保のための体制整備と区市町村との協力体制の調整
区 市 町 村	○ 区市町村立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
社会公共施設の 管 理 者	○ 所管する社会公共施設が被災した場合に備え、必要に応じて応急危険度判定の実施方法を確保

(2) 詳細な取組内容

ア 判定対象施設

- 都及び区市町村の公共建築物、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち社会公共施設等（※）を対象とする。

※ 社会公共施設等

都立施設、都立以外の公立施設及び民間施設のうち、警察署、消防署、災害対策本部が設置される庁舎の他、避難所に指定されている学校施設等、二次避難所に指定されている社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅となりうる公的住宅等を総称している。

イ 判定実施体制の整備

《都各局》

- 所管する都立施設の各施設管理者に対し応急危険度判定の意義を周知する。
- 都各局は、所管する都立施設のうち社会公共施設等について、迅速な判定が実施できるよう、判定対象施設リストを作成し、判定技術者の配置に努めるとともに、計画的に応急危険度判定に必要な資機材を配備する。また、所管する都立施設について応急危険度判定の実施体制を整備する。

《都総務局》

- 社会公共施設等の応急危険度判定実施の調整を行うため公共建築物等応急危険度判定部会設置要綱（骨子）を整備する。

《都財務局》《都都市整備局》

- 都財務局及び都都市整備局は、都各局の職員等に対して、講習会等により応急危険度判定の意義及び判定基準についての周知を図る。

《都財務局》

- 都財務局は、その講習会等の受講者等を都立建築物応急危険度判定技

術者として登録し、都各局の応急危険度判定技術者について把握する。

- 都財務局は、都立建築物応急危険度判定について、連絡協議会の設置、安全点検・応急危険度判定運用マニュアルの策定等を行い、実施体制を整備する。

＜都教育庁＞

- 避難所となる都立学校においては、学校危機管理マニュアルにより安全確保のための状況把握に努めるとともに区市町村と協力して迅速に応急危険度判定が行われるよう調整を図る。

3 液状化、長周期地震動への対策の強化

3-1 液状化対策の強化

(1) 対策内容と役割分担

液状化被害の発生危険性のある箇所について、インフラ施設等の液状化対策、都民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 公共建築物に対する液状化対策
都 都 市 整 備 局	○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ○ 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供
都 建 設 局	○ 見直した「東京の液状化予測図」を都民に情報提供
都 水 道 局	○ 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手化を実施
都 下 水 道 局	○ 液状化の危険性が高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を実施
特定行政庁である区市指定確認検査機関	○ 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する的確な対策を講じるよう促す。

(2) 詳細な取組内容

ア 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

- 都都市整備局は、液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図る。
- 特定行政庁である区市及び指定確認検査機関は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。
- 都は、液状化のおそれのある地域に公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。

- また、都は、大規模な開発を行う場合、関係者との連絡・調整について考慮する。

イ インフラ施設等の液状化対策

- 都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替える。
- 都下水道局は、液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象にマンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。
- 都都市整備局及び都総務局は、羽田空港の機能を確保するため、滑走路等の液状化対策を引き続き推進し、早期に完了させるよう、国に働き掛ける。
- 管理道路の液状化対策として、震災時に道路上の障害物除去及び応急復旧等を担う事業者を確保するため、インセンティブの適用を検討するなど契約制度を見直すとともに、応急対策や早期復旧に資する災害対応力を強化するなど、緊急輸送道路等の通行が迅速に確保できる体制を強化し、ソフト面からも道路の震災対策を図る。

ウ 液状化に係る情報提供

- 都都市整備局は、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえて作成した液状化による建物被害に備えるための手引やリーフレットを活用し、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、都民に情報提供する。
- また、都民からの相談に対し地域の状況に即して適切に対応していくため、液状化対策に関し必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、液状化による建物被害に備えるための手引の活用などについて、区市と連携し取り組んでいく。
- 都建設局は、地盤の有識者からなる「東京の液状化予測図」更新に関するアドバイザー委員会」の助言を踏まえ、令和4年3月に「東京の液状化予測図」の見直しを行っている。

3-2 長周期地震動対策の強化

(1) 対策内容と役割分担

高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 長周期による危険物対策についての九都県市連携 ○ 長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者に周知
都 財 務 局	○ 都庁舎への制振装置の設置による耐震安全性の向上
都 都 市 整 備 局	○ 高層建築物等について、建築主及び建築士などの団体等に対して、補強方法の事例、家具転倒防止対策等の情報提供
東 京 消 防 庁	○ 屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理を指導 ○ 長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者に周知
東京管区气象台	○ 長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進

(2) 詳細な取組内容

ア 建築物所有者等の対策の推進

- 都都市整備局は、高層建築物等について、建築主及び建築士や建設業の団体等に対して、都が作成したリーフレットを活用し、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などについて、情報提供する。
- 都財務局は、都庁舎への制振装置の設置により耐震安全性を向上させ、建築物の変形を小さくし大きな揺れを早く収めることで業務の継続を図り、発災後の防災拠点としての機能を確保する。

イ 危険物等施設における被害の防止

- 都総務局は、国が取りまとめた東日本大震災での石油タンク等の被害の実態調査の検討結果等を踏まえ、九都県市で連携し、長周期地震動対策について国に働き掛ける。
- 東京消防庁は、長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋を適正に維持・管理するよう指導することにより安全性の確保を図る。

ウ 室内の安全確保

- 都総務局及び東京消防庁は、長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く都民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

エ 長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進

- 東京管区气象台は、長周期地震動の影響を受けやすい高層ビルの管理者や住民等をターゲットとして、関係機関や地方公共団体等と協力し、長周期地

震動に関する情報の普及・啓発活動の取組を推進し、長周期地震動やとるべき防災行動の理解促進、長周期地震動階級の周知、利活用方法の検証等を行う。

4 出火、延焼等の防止

4-1 消防水利の整備、防火安全対策

(1) 対策内容と役割分担

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保
東 京 消 防 庁	○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 ○ 消火活動が困難な地域への対策 ○ 火気使用設備・器具の安全化 ○ 電気設備等の安全化 ○ その他出火防止のための査察・指導
区 市 町 村	○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保

(2) 詳細な取組内容

ア 出火等の防止

＜東京消防庁＞

- 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。
その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。
- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

(資料第●●「防火対象施設現況」別冊①資料P●●)

- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、都民等への指導を行っていく。

イ 初期消火体制の強化

- 東京消防庁は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、都民及び事業者能耐震措置を指導する。
各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

ウ 火災の拡大防止

- 消防水利の整備について、次の項目を推進する。

《東京消防庁》

- ・ 震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- ・ 木造住宅密集地域等の道路狹隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- ・ 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- ・ 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。
- ・ 特別区においては、消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備の推進に努める。
- ・ 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
- ・ 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
- ・ 所有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。
- ・ 多摩地区については、水利整備を行うそれぞれの市町村と連携し、効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。

(資料第●●「消防水利の現況」別冊①資料P●●)

《東京都》

- ・ 公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、原則として、防火水槽を設置する。
- ・ 所有地の売却に際しては、既存の防火水槽の存置又は代替水利の確保

に努める。

- ・ 都都市整備局は、区市町村に対して、公共施設及び特殊建築物を整備するときには、防火水槽を設置するよう働き掛ける。
- ・ 都都市整備局は、区市町村に対して、宅地開発等に関する条例や指導要綱に、防火水槽等の設置対象や容量規定を設けるなど、地域の実情を踏まえた内容とするよう働き掛ける。
- 都都市整備局及び都建設局は、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、道路側溝等の暗きょ化、無電柱化、コーナー部分の隅きり整備などを、関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。
東京消防庁は、道路狭隘等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備、消防団の災害活動体制の充実等を進める。
- 東京消防庁は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消火活動が困難な地域の解消に向けて消防活動の立場から防災都市づくり事業等に対して提言、要望をする。

4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

(1) 対策内容と役割分担

ア 石油等危険物施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁等	○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○ 石油等危険物施設の安全化

(資料第●●「危険物貯蔵所等一覧」別冊①資料P●●)

イ 液化石油ガス消費施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 液化石油ガス消費施設の安全化

ウ 火薬類保管施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 火薬類保管施設の安全化

エ 高圧ガス取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 高圧ガス取扱施設の安全性確保

オ 毒物・劇物取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都生活文化スポーツ局 都福祉保健局 都教育庁 特別区 保健所設置市	○ 毒物・劇物による危害未然防止

カ 化学物質関連施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 化学物質取扱施設の安全性向上 ○ PCB 保管事業者の明確化

キ 放射線等使用施設の安全化

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）（※）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

※ RI（ラジオ・アイソトープ）

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都 総 務 局 都 福 祉 保 健 局 都 産 業 労 働 局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進

ク 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 都民、作業員、ボランティア等への広報 ○ 協定締結団体等との体制の構築

(2) 詳細な取組内容

危険物等施設については、耐震性など安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

ア 石油等危険物施設の安全化

《東京消防庁等》

- 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。
(資料第●●「RI 規制法対象事業所一覧」別冊①資料 P●●)
- 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

イ 液化石油ガス消費施設の安全化

《都環境局》

- 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づき、次の措置を講じるよう指導する。
 - ・ 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
 - ・ 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置
- 地震時の容器の転倒防止や流出防止、配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG 漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給消費設備基準」等に基づき指導する。
- 災害時における LP ガス等の供給に関する協定に基づき、LP ガス等の避難所への供給に関し、東京都 LP ガス協会と相互に協力して実施する。

ウ 火薬類保管施設の安全化

火薬類は、火薬庫への貯蔵及び火薬庫の所（占）有者による定期自主検査が義務づけられ、保安に関しては厳重な技術上の基準により規制されている。火薬庫以外の場所への貯蔵が認められている少量の火薬類についても、構造及び設備等に関する技術上の基準が定められている。

《都環境局》

- 火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。
(資料第●●「火薬類製造所一覧」別冊①資料P●●)
- (資料第●●「火薬類及び火薬外貯蔵施設一覧」別冊①資料●●)
- 平時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

エ 高圧ガス取扱施設の安全化

《都環境局》

- 施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。
また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
(資料第●●「高圧ガス関係対象事業所数」別冊①資料P●●)
- 東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設、液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」に基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を行う。
- 防災計画指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。
(資料第●●「高圧ガス保安法・液化石油ガス法関係対象事業者数」別冊①資料P●●)
- 高圧ガス施設について、防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保することとした。

《都環境局》《東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所》《関係機関等》

- 都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。
- 高圧ガス取扱事業所等との連携を強化（防災訓練の充実、緊急収納容器の配備、業務用MCA無線機を配備）する。さらに業務用MCA無線機については、定期的に自主的な訓練を実施する。

オ 毒物・劇物取扱施設の安全化

- 都福祉保健局、特別区及び保健所設置市は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

（資料第●●「毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧」別冊①資料 P●●）

- 都福祉保健局は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 事業者は、漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備する。
- 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めていく。
- 都生活文化スポーツ局は、私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

カ 化学物質関連施設の安全化

《都環境局》

- 化学物質を取り扱う全ての事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）で規定している化学物質適正管理指針に基づいて震災対策を講じる。更に、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。加えて、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。

また、化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。

- PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について、区市町村との情報共有を図っていく。

キ 放射線等使用施設の安全化

《都福祉保健局》

- RI使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

《都総務局》《都福祉保健局》《都産業労働局》

- RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
- 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係

各局がそれぞれの RI 対策を推進する。

(資料第●●「RI 規制法対象事業所一覧」別冊①資料 P●●●)

ク 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

《都環境局》

- 災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。
- 都環境局、協定締結団体及び区市は協力して、年1回災害訓練を実施する。

4-3 危険物等の輸送の安全化

(1) 対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 ○ 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 ○ 高圧ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施
都福祉保健局 特別区 保健所設置市	○ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○ 関係機関との連絡通報体制の確立
東 京 消 防 庁	○ タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 ○ イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
警 視 庁	○ 危険物等運搬車両の通行路線の検討 ○ 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 ○ 関係機関等の連絡通報体制の確立
関東東北産業 保安監督部	○ 高圧ガス移動における災害予防対策の指導
第 三 管 区 海上保安本部 (東京海上保安部)	○ 東京港での船舶による危険物荷役等における法令遵守、保安確保の指導 ○ 危険物取扱岸壁・事業所及び危険物積載船への、随時岸壁の点検及び立入検査等による防災資器材の点検及び防火管理指導の徹底 ○ 東京港排出油等防除協議会による定期的な防除訓練等実施、自主的な災害予防対策の確立

機 関 名	対 策 内 容
J R 貨 物	○ 鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導の実施 ○ 火薬類等の危険品輸送時の災害防止 ○ 部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制の確立 ○ 社員に対する事故時の処理方法等の教育指導、訓練実施

(2) 詳細な取組内容

《都環境局》

- 販売事業者や運送指導員などを対象とした保安講習会において、高圧ガスの移動に関する法令や技術上の基準、違反事例などを解説し、移動に伴う災害・事故の未然防止、法令遵守の啓発を行い、保安の強化を図る。
- 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検を実施し、法令や技術上の基準に適合するように指導取締りを行う。
- 東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等により年1回開催している高圧ガス防災訓練において、高圧ガスの車両による移動に関する法令遵守訓練などを実施し、防災意識の高揚と緊急措置技術の向上を図る。

《都福祉保健局》《特別区》《保健所設置市》

- 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。
要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

《東京消防庁》

- タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。
- 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。
- 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

《警視庁》

- 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

《関東東北産業保安監督部》

- 高圧ガス移動上の災害に対処するため、災害予防対策を指導する。

《第三管区海上保安本部（東京海上保安部）》

- 港則法（昭和23年法律第174号）第22条に基づき、東京港での船舶による危険物（放射性物質含む。）の荷役、積み込み、積み替え、荷卸しの許可時にその内容を確認し、法令の遵守及び保安の確保に努めるよう指導する。
- 危険物取扱岸壁・事業所及び危険物積載船には、随時岸壁の点検及び立入検査等を行い、防災資器材の点検及び防火管理指導の徹底を図る。
- 東京港排出油等防除協議会による定期的な防除訓練等を実施し、自主的な災害予防対策の確立を図り、保安意識の高揚に努める。

（資料第●●「危険物とう載船の専用岸壁」別冊①資料P●●）

《JR 貨物》

- 鉄道タンク車（私有車を含む。）については、タンク車設計基準により、安全性を確保し検査体制を強化する。私有タンク車については、当該所有者に安全性に関する指導を行う。
- 石油等の危険物の取扱い、輸送等について、JR 貨物運転規則、貨物輸送手続、貨物運送約款の規制等により、安全性確保に細心の注意を払い災害防止に努める。
- 火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物及び劇物等の危険品の輸送については、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、貨物輸送手続、貨物運送約款、営業処理手続（規程）、放射性物質車両運搬規則等の規定により安全輸送や取扱い等に当たり、災害防止に努める。
- 部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。
- 社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法（危険品貨物異常時応急処理ハンドブックの活用）、消火方法、部内外における連絡方法、タンク車の構造等について教育指導に当たるとともに、年1～2回以上、次により訓練を実施する。
 - ・ 火災予防月間における消火訓練及び避難誘導訓練
 - ・ 危険物等積載タンク車等事故時の連絡及び脱線復旧訓練
 - ・ 防災関係機関主催の防災訓練への参加

（資料第●●「貨物駅の危険物取扱量」別冊①資料P●●）

【応急対策】

1 消火・救助・救急活動	3 危険物等の応急措置による危険防止
2 河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止	

1 消火・救助・救急活動

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

（第2部第2章「都民と地域の防災力向上」P●●参照）

（第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P●●参照）

2 河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止

2-1 河川、海岸、港湾施設等の応急対策

堤防・護岸、港湾・漁港施設といった公共土木施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

（第2部第5章「津波等対策」P●●参照）

2-2 社会公共施設等の応急対策

（1）対策内容と役割分担

ア 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局 区 市 町 村	○ 都立及び区市町村立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 ○ 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施
社会公共施設の 管 理 者	○ 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○ 判定が困難な場合、都又は区市町村に判定実施の支援要請

イ 社会公共施設等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局 区 市 町 村 社会公共施設の 管 理 者	○ 状況に応じて必要な措置をとる。

(2) 詳細な取組内容

ア 社会公共施設等の応急危険度判定

(ア) 都立及び区市町村立の公共建築物が被災した場合

- 都及び区市町村は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- その判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。
- 都災害対策本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。
- 都財務局は、判定部会の決定に基づき、都の応急危険度判定技術者等を活用し、判定を実施する。
- 応急危険度判定技術者が不足する場合、都本部は他団体（他行政庁、民間団体）への協力を要請する。

(イ) その他の社会公共施設が被災した場合

- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は区市町村に判定実施の支援を要請する。
- 都災害対策本部は公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

イ 社会公共施設等の応急対策

(ア) 都立病院

- 停電時の措置
 - ・ 自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。
- 給水不能時の措置
 - ・ 緊急時、受水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都災害対策本部が設置された場合には都本部を通じて、都水道局に応急給水（給水車等）を要請する。
- 一般回線不通時の措置
 - ・ 衛星通信機器等を活用し、法人本部及び各都立病院間で音声通信、データ通信等による情報収集を行い、都福祉保健局へ報告する。

- 患者の避難措置
 - ・ 常時、担架送者と独歩可能者を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。
 - ・ 避難場所はあらかじめ選定しておく。
- 職員参集上の措置
 - ・ 緊急時安否確認システムにより、職員の安否確認及び参集確認を行い、参集体制の構築を図る。
- 重要器材等の保管措置
 - ・ 手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。
 - ・ 放射性同位元素（RI）使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講じる。

（イ）各医療機関

- 事業継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

（ウ）社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

（エ）動物園施設等

- 施設長は、入園者の避難誘導に当たり、パニックを防止し、あらかじめ定める避難場所に誘導し、安全確保に万全を期する。
- 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちにその破損箇所を補修するなど、応急措置を行う。
- 動物の脱出等の事態が発生した場合、別に定める「対策計画」により処理する。

（オ）都中央卸売市場

- 応急対策として、市場ごとの自衛消防組織により、初期消火、避難誘導など救助活動等を行う。

(力) 学校施設

- 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(キ) 文化財施設

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(ク) 都立文化施設・社会教育施設

- 都立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう都生活文化スポーツ局及び都教育庁等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

(ケ) 応急仮設住宅となりうる公的住宅等

- 各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

2-3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

ア 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
都 環 境 局	○ 保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施

イ 治山施設等

機 関 名	対 策 内 容
都 産 業 労 働 局	○ 治山施設の被害状況の把握、施設の応急対策の実施
各 市 町 村	○ 被害情報を収集し都産業労働局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施

(2) 業務手順

ア 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

《都建設局》

- 砂防施設（砂防堰堤、流路工、山腹工等）、地すべり防止施設（集水井、抑止杭、排水工等）及び急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
- 土砂災害による急迫した危険が認められる場合、区市町村が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。

《都環境局》

- 保全地域（都有地）の急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。

《区市町村》

- 土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。
- 土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

イ 治山施設等

《都産業労働局》

- 治山施設（治山ダム工・護岸工・流路工・土留工・山腹緑化工・法枠工・落石防止工・防潮工等）の被害状況を把握するとともに、都建設局等と即時連絡をとり、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
- 都産業労働局は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。
 - ・ 食料の搬入が困難な場合
 - ・ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき
 - ・ 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合
- 都産業労働局は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、区市町

村が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。

《都森林事務所》《都支庁》

- 都森林事務所及び都支庁は、被災地域住民の協力を得て情報を収集し、都産業労働局に報告するとともに、被災した治山施設で、放置すると著しい被害を生ずるおそれのあるものは、速やかに応急復旧対策を実施する。

《各市町村（農業関係所管部署）》

- 各市町村（農業関係所管部署）は、被害の情報を収集し、都農業振興事務所又は都支庁を通じて、都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

3 危険物等の応急措置による危険防止

- 都、区市町村又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

ア 石油等危険物施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁等	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 ○ 必要に応じて、応急措置命令等を実施
区 市 町 村	○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
事 業 者 等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

イ 液化石油ガス消費施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ○ 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講じるよう指示
区 市 町 村	○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
事 業 者 等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

ウ 火薬類保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 危険防止措置を指導 ○ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
区 市 町 村	○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	○ 危険防止措置の監督又は指導 ○ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
事 業 者 等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

エ 高圧ガス取扱施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都県市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
都 環 境 局	○ 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ○ 安全維持等のため必要な場合は、事業者緊急措置を命令
警 視 庁	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○ 区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導
東 京 消 防 庁	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施
区 市 町 村	○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	○ 都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講じるよう指導
事 業 者 等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
東京都高圧ガス 地域防災協議会	○ 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防 災 事 業 所	○ 出動要請を受けて応援出動

オ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局 特 別 区 保 健 所 設 置 市	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ○ 災害情報の収集、伝達
都 下 水 道 局	○ 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ○ 災害情報の収集、伝達
都 教 育 庁	○ あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導
警 視 庁	○ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○ 区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導
東 京 消 防 庁	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施
区 市 町 村	○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
事 業 者 等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

カ 化学物質関連施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○ PCB 対策 区市町村との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告
区 市 町 村	○ 必要に応じ、事業者に応急措置を指示
事 業 者 等	○ 危険が想定される場合等は区市町村等関係機関に連絡、応急措置を実施

キ 放射線等使用施設の応急措置

- 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合に

においては、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 36 年法律第 167 号）に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命ずることができる。

（資料第●●「RI 規制法対象の事業所一覧」別冊①資料 P●●）

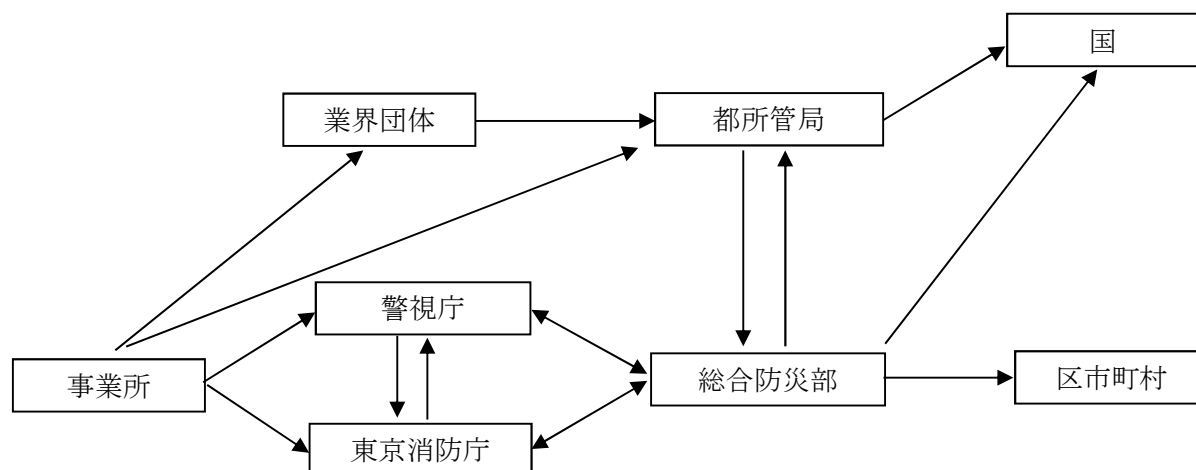
機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都 福 祉 保 健 局	○ RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施
区 市 町 村	○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

ク 石綿含有建築物等の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ○ 協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 ○ 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援
特 別 区 市	○ 都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 ○ 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ○ 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施
建築物所有者等	○ 建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施

(2) 業務手順及び詳細な取組内容

<一般的な事故報告等の流れ>



ア 石油等危険物施設の応急措置

《東京消防庁等》

- 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- ・ 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ・ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

《区市町村》

- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・ 住民に対する避難指示等
- ・ 住民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ 液化石油ガス消費施設の応急措置

《都環境局》

- 液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。

- 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。更に被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者等に対し緊急措置を講じるよう指示する。

《区市町村》

- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

ウ 火薬類保管施設の応急措置

《都環境局》

- 火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講じるよう指導する。
- 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

《関東東北産業保安監督部》

- 火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行う。
- 必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

《区市町村》

- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

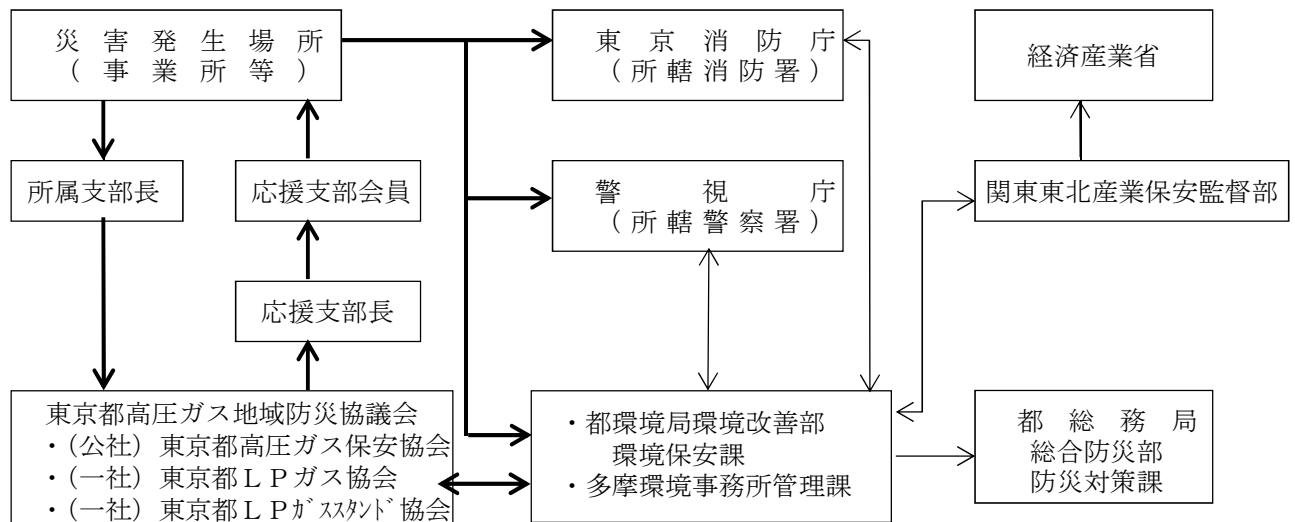
- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施す

る。

エ 高圧ガス取扱施設の応急措置

(高圧ガス震災時応援連絡体制)

資料第●●「高圧ガス震災時応援連絡体制図」別冊①資料P●●●



(注) 太線は応援出動体制を示す。

- 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。
- 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。

(資料第●●「高圧ガス震災時応援連絡体制図」別冊①資料P●●●)

- 高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他県市との間に広域情報連絡体制を定めている。
- 高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口
- 関係機関は高圧ガス大規模漏えい等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。

(資料第●●「高圧ガス大規模漏えい時通報様式」別冊①資料P●●●)

(資料第●●「高圧ガス漏えい事故発生時の広域通報系統図」別冊①資料P●●●)

《都総務局》

- 都県市境付近で漏えい事故が発生した場合には、「高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。

《都環境局》

- 高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合、事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。更に被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、事業者に対し緊急措置を命ずる。

《警視庁》

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 区市町村長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《東京消防庁》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報
- 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P●●の震災消防活動により対処する。

《関東東北産業保安監督部》

- 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講じるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

《区市町村》

- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

《東京都高圧ガス地域防災協議会》

- 災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガス震災時応援連絡体制」に基づき、ガス種別により指定した防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。

《防災事業所》

- 高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請を受けて応援出動する。

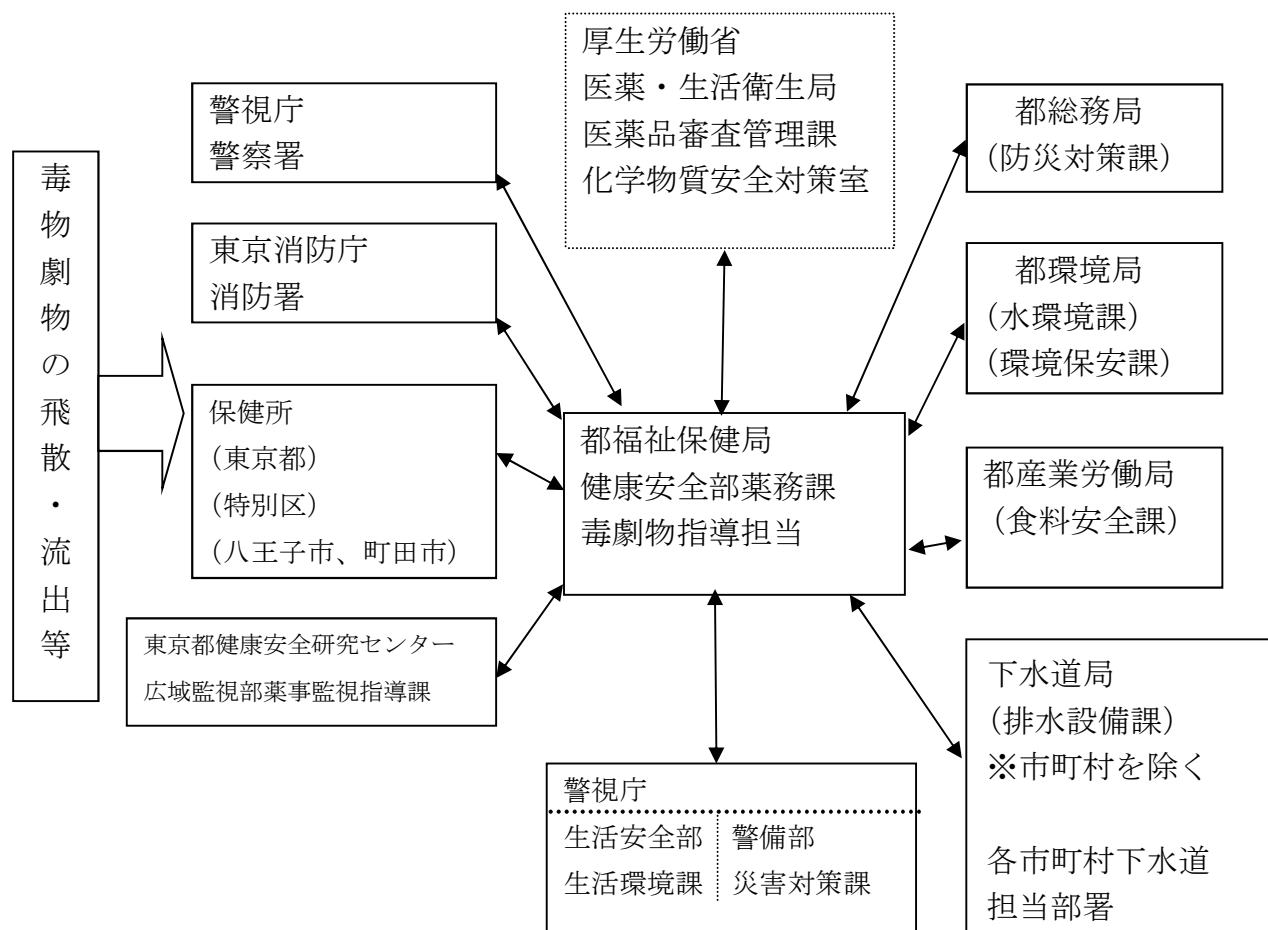
《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予

想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

オ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(機関別対応措置)



《都福祉保健局》《特別区》《保健所設置市》

- 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。
- 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

(資料第●●「災害時の毒物劇物飛散・流出等に係る連絡系統図」別冊①資料 P●●)

(資料第●●「毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧」別冊①資料 P●●)

《警視庁》

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を

行う。

- 区市町村長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《東京消防庁》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報
- 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P●●の震災消防活動により対処する。

《都教育庁》

- 発生時の活動について、次の対策を計画し、これに基づき行動するよう指導する。
 - ・ 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
 - ・ 出火防止及び初期消火活動
 - ・ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
 - ・ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
 - ・ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
 - ・ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
 - ・ 避難場所及び避難方法

《都下水道局》

- 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。
- 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

《区市町村》

- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施す

る。

カ 化学物質関連施設の応急措置

《都環境局》

○ 化学物質対策

被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

○ PCB 対策

被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告する。

《区市町村》

○ 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

○ PCB 対策

PCB 保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及び PCB 汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

《事業者等》

○ 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区市町村及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

○ PCB 対策

発災により PCB 機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

キ 放射線等使用施設の応急措置

《東京消防庁》

○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。

- ・ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

《都福祉保健局》

- RI 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

《区市町村》

- 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

ク 石綿含有建築物等の応急措置

《都環境局》

- 都民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- 協定締結団体及び区市と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- 区市と連携し、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行う。

《特別区及び市》

- 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

《建築物所有者等》

- アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

3-2 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

ア 危険物輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 関係機関との密接な情報連携 ○ 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 ○ 災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
東 京 消 防 庁	○ 関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策の実施
区 市 町 村	○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	○ 都及び関係機関との密接な情報連絡 ○ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令
関 東 運 輸 局	○ 危険物輸送の実態に応じた対策を推進
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 関係事業者等に対し災害の実態に応じた措置を指導
事 業 者 等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
J R 貨 物	○ 事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置 ○ 消防、警察等の関係機関への通報

イ 核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和 58 年 11 月 10 日設置）において安全対策を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
原子力規制委員会 国 土 交 通 省 厚 生 労 働 省 総 務 省 環 境 省 警 察 庁 総 務 省 消 防 庁 海 上 保 安 庁	○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○ 派遣係官及び専門家の対応
警 視 庁	○ 事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置

機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁	○ 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都 総 務 局	○ 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○ 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 ○ 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事 業 者 等	○ 関係機関への通報等、応急の措置を実施 ○ 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
区 市 町 村	○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

（２）詳細な取組内容

ア 危険物輸送車両等の応急対策

《都環境局》

- 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。
- 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を命令する。
- 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

《警視庁》

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

《東京消防庁》

- 関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 災害応急対策は、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P●●の震災消防活動により対処する。

《関東東北産業保安監督部》

- 都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの

移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。

《関東運輸局》

- 危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。
 - ・ 災害発生時の緊急連絡設備の整備
 - ・ 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。
 - ・ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

《第三管区海上保安本部（東京海上保安部）》

- 関係事業者の管理及び船舶所有者、代理店等に対して災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。
(資料第●●「危険物とう載船の専用岸壁」別冊①資料P●●)
- ・ 危険物専用岸壁における荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・ 危険物の海上への流出防止措置と応急措置
- ・ 港内の危険物積載船に対する、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止
- 港長公示第3-1号（令和3年4月1日）に基づく、次の事項に関する規制を徹底する。
 - ・ 危険物荷役専用栈橋において引火性危険物積載タンカーの停泊中における当該船舶より30m以内の他の一般船舶の航行・停泊の禁止（ただし、当該タンカーが荷役を実施していない状況であって、当該タンカーに引火するおそれがないよう（喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用せず、煙突に火の粉吐出を防止するに十分な装置を施していること等）、対策を適切に講じている当該タンカーの運航に係のある船舶及び官公庁用船舶を除く）

《JR貨物》

- 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道事故発生時緊急連絡要領、危険品貨物異常時応急処理ハンドブックに従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

《区市町村》

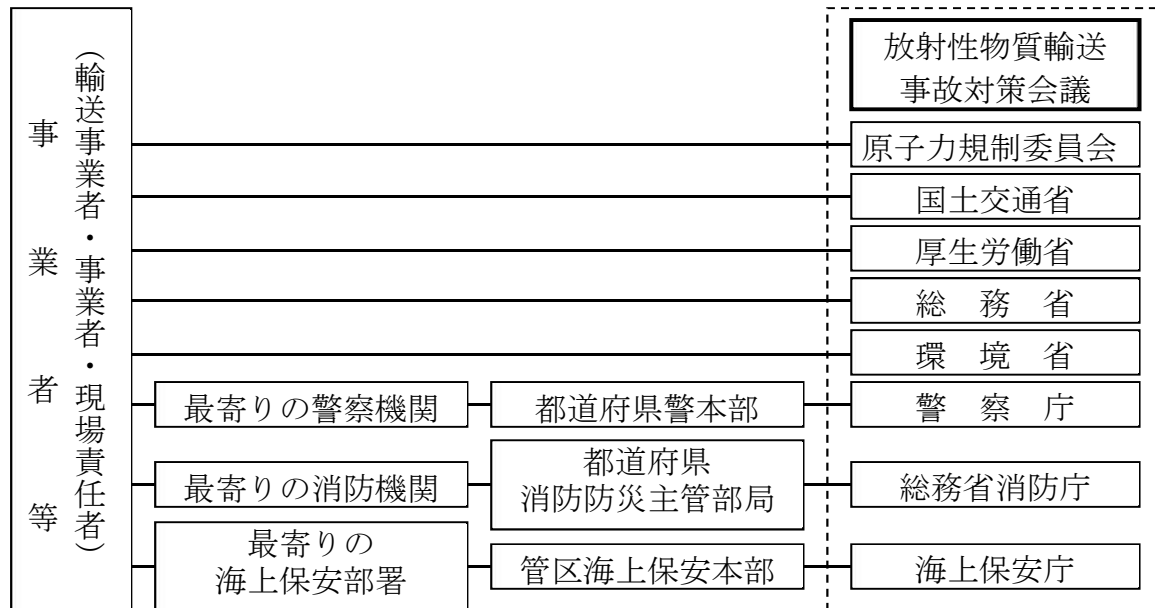
- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施す

る。

イ 核燃料物質輸送車両の応急対策



《原子力規制委員会》《国土交通省》《厚生労働省》《総務省》《環境省》《警察庁》《総務省消防庁》《海上保安庁》

○ 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。

- ・ 事故情報の収集、整理及び分析
- ・ 関係省庁の講ずべき措置
- ・ 係官及び専門家の現地派遣
- ・ 対外発表
- ・ その他必要な事項

○ 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。

○ 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。

○ 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

《警視庁》

○ 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。

○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、

救助活動等必要な措置をとる。

《東京消防庁》

- 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

《都総務局》

- 事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講じる。

《第三管区海上保安本部》

- 事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。措置を実施するために必要な体制を整備する。
- 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行う。

《事業者等》

- 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講じる。
- 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

《区市町村》

- 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

3-3 流出油、流木の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

ア 流出油の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 都 建 設 局 都 港 湾 局	○ 関係機関との情報連絡体制の確立 ○ 救助活動の推進 ○ オイルフェンスの展張 ○ 集油船及び清掃船等による流出油の回収 ○ 監視艇による油処理剤等の散布 ○ 警戒及び立入制限

機 関 名	対 策 内 容
	○ 応急資器材の緊急輸送への協力 ○ 自衛隊への出動要請（総務局） ○ 油処理剤等の資材確保 ○ 関係機関に対する協力要請
警 視 庁	○ 災害発生時の作業態勢 ・ 被災者の救出救助 ・ 警戒及び立入制限 ・ 消火資器材輸送への協力 ・ 関係機関に対する船艇、航空機の動員要請 ○ その他 ・ 海上及び河川における火気使用禁止に係る広報 ・ 沿岸住民に対する避難指示等伝達及び避難誘導 ・ 交通規制及び警戒区域の設定
東 京 消 防 庁	○ 災害発生時の作業態勢 ・ 人命救助 ・ オイルフェンスの展張 ・ 流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布 ・ 初期消火及び延焼防止措置 ・ 警戒及び立入制限 ・ 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送 ・ 避難船移動に係る関係機関への要請 ・ タンカーバージによる残油移替に係る関係機関への要請 ・ 関係機関に対する船艇、航空機の動員要請 ・ 消火資器材の確保 ・ その他の応急処理 ○ その他 ・ 海上及び河川における火気使用禁止に係る広報 ・ 沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対する火気管理の指導、広報 ・ 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導 ・ 沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達及び避難誘導 ・ 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導 ・ その他必要な措置
沿 岸 区	○ 沿岸住民に対する火気管理の徹底指導及び災害状況の周知 ○ 陸上への被害拡大防止 ○ 沿岸住民に対する避難指示等 ○ 区管理河川におけるオイルフェンスの展張、油処理剤等の散布

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海上保安本部 (東京海上保安部)	○ 災害発生時の作業態勢 ・ 船艇、航空機による状況確認 ・ 関係機関との情報連絡 ・ 救助、防除態勢の確立 ・ 人命救助 ・ 流出箇所閉鎖の指導 ・ 原因者が手配した資器材による防除活動の指導 ・ 積荷油の抜き取り又は移送の指導 ・ オイルフェンスの展張 ・ 油回収船、油吸着剤、油処理剤等による流出油処理作業の指導 ・ 初期消火及び延焼防止措置 ・ 警戒及び立入制限 ・ 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送 ・ 避難船曳航の指導、助言 ・ タンカーバージによる残油瀬取りの指導、助言 ・ 関係機関に対する船艇、航空機の動員要請 ・ 消火資器材の確保 ・ その他の応急処理 ○ 船舶交通の制限 ・ 航行の制限又は禁止 ・ 港内在泊船舶に対する避難勧告及び移動命令 ・ その他必要な交通整理 ○ その他 ・ 港内及び付近海域における火気の禁止又は制限 ・ 漁業組合等に対する防災措置の指導、協力要請

(資料第●●「防除資材等常備状況表」別冊①資料P●●)

(資料第●●「東京消防庁化学消火剤等保有状況表」別冊①資料P●●)

(資料第●●「消防艇一覧表」別冊①資料P●●)

イ 流木の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 流出材木が発生した場合、直ちに関係機関に連絡するとともに、利用者に対し、最寄りの貯木場に収容管理するよう指示
東 京 消 防 庁	○ 関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて消防艇等を出場させ、監視警戒に当たる。

(資料第●●「港湾区域における貯木場能力一覧」別冊①資料P●●)

3-4 危険動物の逸走時対策

(1) 対策内容と役割分担

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都福祉保健局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整
都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都 建 設 局	○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警 視 庁	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
東京消防庁	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
区 市 町 村	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・ 住民に対する避難指示等 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡

【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1 河川、海岸、港湾施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。港湾施設については、広域輸送基地（ふ頭）及び、東京港防災船着場を最優先に行うとともに、公共の安全確保上緊急な対応が必要な施設について、速やかに復旧を行う。

（第2部第5章「津波等対策」P●●参照）

1-2 社会公共施設等の復旧

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局 各 施 設 管 理 者	○ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施

（2）詳細な取組内容

都は、被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

ア 動物園施設等

- 施設の被害を早急に調査し、復旧を行う。特に、脱出により人命に危害を及ぼすおそれのある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

イ 都中央卸売市場

- 災害復旧工事に対処するため、職員の動員体制をとる。
- 早急に施設の被災状況を調査し応急復旧を行い、事業を再開して生鮮食料品の安定供給に努める。

ウ 学校施設

- 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、当該教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

エ 文化財施設

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区市町村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

オ 都立文化施設・社会教育施設

- 都生活文化スポーツ局及び都教育庁は、都立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

1-3 二次的な土砂災害防止対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 区 市 町 村	○ 土砂災害防止対策の実施

(2) 詳細な取組内容

- 都及び区市町村は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

本章における対策の基本的考え方

○ 発災後の交通ネットワークとライフライン等の確保による都市機能の維持

道路や港湾、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、都民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。

また、発災後の都民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるためのエネルギー（電力）の確保が不可欠である。

本章では、都民生活や都市機能を支える交通ネットワークやライフライン、エネルギー確保についての対策を示す。

○ 現在の対策の状況

都はこれまで、首都圏三環状道路をはじめとする道路整備や緊急輸送道路等の橋梁の耐震化（耐震化率99%）を推進するとともに、港湾、鉄道施設等の耐震化を進めてきた。

また、水道管路の耐震継手化及び下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化も進めている。電気、ガス、通信などの各事業者においても、施設の耐震化や非常用電源の確保などが進められている。エネルギーの確保については、太陽光発電や小水力発電による電力確保に加えて、非常用発電のための燃料確保の取組も行ってきた。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、細街路の閉塞や交通渋滞等による被害が見込まれるほか、東京港のバースの被害が想定されている。また、ライフラインについては、断水や停電、ガスの供給停止といった被害が想定されている。

こうした想定を踏まえて、道路整備や港湾、鉄道施設の耐震化を一層推進するとともに、ライフライン施設の耐震化やエネルギーの確保に取り組む必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 発災後の交通機能の維持
 - <到達目標> 特定緊急輸送道路について総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消、緊急輸送道路の橋梁の100%耐震化
- ・ 水道・下水道施設の耐震化、バックアップ機能の確保
 - <到達目標> 水道管路の耐震継手化や、下水道管の耐震化
- ・ 発災後の都市機能維持のための電力確保
 - <到達目標> 都市機能維持に不可欠な施設への自立・分散型電源導入 など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況

- 首都圏三環状道路整備率 82%（令和4年8月）、主要な骨格幹線道路整備 区部放射道路 72%、区部環状道路 76%、多摩南北道路 82%、多摩東西道路 70%（令和4年3月）、連続立体交差事業の推進（都施行 395 箇所、区施行 2 箇所の計 397 箇所の踏切を除却）（令和4年3月）
- 水道管の耐震継手率 48%（令和4年3月）、重要施設（避難所や主要な駅）への供給ルートの耐震継手化率 95%（令和4年3月）、避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化等を 4,618 箇所、緊急輸送道路等のマンホール浮上抑制対策を 1,314 kmで完了（令和4年3月）

第2節 課題

- 幹線道路ネットワークのミッシングリンクの存在や、発災時の沿道建築物の倒壊による道路閉塞の発生
- ライフライン施設の被災防止や代替機能の不足による都市機能への影響
- ライフライン施設等の停電による機能停止、非常用発電機への燃料の供給体制の確立

第3節 対策の方向性

- 発災後も交通機能を維持できるよう、ソフト・ハード両面で対策を実施（幹線道路ネットワークの整備、道路橋梁等の耐震化による安全確保、新たな交通規制による円滑な交通確保、鉄道の安全確保と早期復旧等）
- 水道・下水道施設等、ライフライン施設の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり
- 自立・分散型電源の導入促進などエネルギー確保の多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、都市機能を維持

第4節 到達目標

- 令和7年度までに特定緊急輸送道路について総合到達率 99%かつ区間到達率 95%未満の解消及び緊急輸送道路等の橋梁を 100%耐震化。幹線道路ネットワークの整備
- 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の水道管路の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消。令和7年度までに避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化などを 5,515 施設、緊急輸送道路等のマンホールの浮上抑制対策を 1,500kmで完了
- 都市機能を維持するために不可欠な施設への自立・分散型電源導入推進と、燃料供給体制の整備

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

○ 交通関連施設の安全確保

- ・ 道路・橋梁の安全確保、情報収集体制の充実等
- ・ 鉄道・港湾・漁港施設の耐震化促進、早期復旧対策
- ・ 河川・空港施設等の設備等の整備

○ ライフライン等の確保

- ・ 重要施設等の耐震化の推進
- ・ ネットワーク化、二重化によるバックアップ体制
- ・ 被災設備の早期復旧に向けた取組の継続

○ エネルギーの確保

- ・ 都有施設の発電機増強
- ・ 非常用発電設備等の燃料確保

地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内

○ 交通ネットワークの機能確保

- ・ 緊急輸送道路における障害物除去等の調整、交通規制
- ・ 鉄道の運転規制、浸水事故発生対応等
- ・ 河川、海上、港湾、漁港、空港における障害物除去、交通規制

○ 発災時のライフライン機能の確保

- ・ 水道、下水道施設の調査、点検、応急措置等
- ・ 電気・ガス・通信等の点検、危険予防措置等

○ 発災時のエネルギー供給機能の確保

- ・ 自立・分散型電源による拠点施設での電源確保
- ・ 燃料の安定供給

地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途

○ 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止

- ・ 道路の障害物除去・搬出、応急復旧等
- ・ 鉄道施設の被害状況に応じた復旧
- ・ 河川、港湾、空港施設等の応急復旧、緊急工事等

○ ライフライン機能の早期復旧

- ・ 水道、下水道施設の復旧
- ・ 二次災害防止等の観点から復旧

○ 発災時のエネルギー供給機能の確保

（応急対策から継続して実施）

第1節 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

緊急輸送道路（※1）のうち、特に沿道建築物の耐震化を図るべき道路を特定緊急輸送道路（※2）として告示（平成23年6月）するとともに、首都圏三環状道路をはじめとする道路整備や連続立体交差事業など道路ネットワークの構築を推進している。

また、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や橋梁の長寿命化対策を進めるとともに、港湾、鉄道施設の耐震化を推進している。

- ・ 首都圏三環状道路整備率 82%（令和4年8月）
- ・ 主要な骨格幹線道路整備
区部放射道路 72%、区部環状道路 76%、多摩南北道路 82%、多摩東西道路 70%（令和4年3月）
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化率 99%（令和3年3月）
- ・ 連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、都施行 395 箇所、区施行 2 箇所の計 397 箇所の踏切を除却（令和4年3月）
- ・ 橋梁の予防保全型管理をより一層推進していくために「橋梁予防保全計画」を策定（令和3年3月）
- ・ 臨海部の耐震強化岸壁について、緊急物資輸送対応施設は 26 バース計画のうち 14 バース完成、幹線貨物輸送対応施設は 22 バース計画のうち 5 バース完成（令和5年4月）
- ・ 東日本大震災を踏まえて「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定（平成24年12月）し、水門、排水機場等の耐震・耐水対策を実施するとともに、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地位まで範囲を拡大し、耐震・耐水化に着手

※1 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

※2 特定緊急輸送道路

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36条）第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。

2 ライフライン等の確保

ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を実施している。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。

- ・ 水道管路の耐震継手率 48%（令和4年3月）
- ・ 重要施設への供給ルートの耐震継手化率 95%（令和4年3月）
- ・ 避難所や災害復旧拠点などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて 4,618 箇所を完了（令和4年3月）し、更に、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大し、対策を推進
- ・ 緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、1,314 kmについてマンホールの浮上抑制対策を完了（令和4年3月）し、更に、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進
- ・ 地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、7,491ha を完了（令和4年3月）
- ・ 水再生センター・ポンプ所等において、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）を1系統で確保する耐震対策が令和元年度末に完了。現在は、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進

3 エネルギーの確保

都市機能を支えるエネルギー（電力）については、都はこれまで、浄水場、水再生センター、都立学校等を活用して太陽光発電を導入するほか、水再生センター等で非常用発電設備の整備などの取組を進めるとともに、民間事業者及び区市町村が再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムを導入する際の支援を実施している。

また、非常用発電に必要となる燃料の安定供給に向けて、石油関係団体との間で協定を締結するほか、都災害対策用車両への燃料給油を目的とした指定給油所を整備し、一定量の燃料の備蓄を行っている。

- ・ 浄水場、水再生センター、都立学校等を活用した太陽光発電の導入
2万5,800 kW（2020年度末）
- ・ 給水所小水力発電の導入 2,000 kW
- ・ 一時滞在施設の設置等を要件に、コージェネレーションシステムの導入に

対する助成事業を実施

- ・ 民間事業者及び区市町村に対し、地産地消型の再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池の導入に対する助成事業を実施

第2節 課 題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被 害 項 目	想定される被害
渋滞区間延長	緊急輸送道路総延長 1,970 kmのうち、約 800 km（約 40%）
鉄道被害	在来線、私鉄線で最大 1.9%
橋梁・橋脚被害	都内高速道路の橋脚の最大 9.4%
港湾施設被害	最大 148 箇所（総バース 208 箇所）
空港施設被害	羽田空港の滑走路等で被害が発生する可能性
断水率	最大 26.4%
下水道管きょ被害率	最大 4.0% （多摩東部直下地震の場合 4.3%）
停電率	最大 11.9%
ガス供給支障率	最大 24.3%
固定電話不通率	最大 4.0%

1 交通関連施設の安全確保に向けた課題

- ・ 道路機能の確保

首都圏三環状道路は、令和4年8月末で整備率82%となっており、整備が着々と進んでいるが、災害時の避難・救急活動のルートを実際に確保するためには、早期の整備が必要となる。

また、幹線道路ネットワークについて、外環や区部放射・環状道路、多摩東西及び南北道路等でミッシングリンクが生じているため、被災時の代理機能が確保できていない。また、緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞する可能性がある。

臨海部においても、国際物流機能を維持し、かつ、迅速・円滑な緊急物資輸送等が可能となる道路ネットワークが必要である。

このほか、都内の踏切数は、令和4年4月時点で、約1,050箇所あり、その中には、道路ネットワークを形成する上で課題となる箇所が存在する。また、踏切の閉鎖により、緊急・救急活動の妨げとなる可能性がある。

橋梁は、ひとたび落下すると、橋梁がまたぐ道路・河川・鉄道等への影響が大きい。補強だけでなく架け替えなど、抜本的な対策が必要とされる場合もあるため、着実に適切な対策を講じる必要がある。

- ・ 港湾、鉄道等の機能確保

震災時に被災者の避難や救援物資、応急・復旧用資器材の海上輸送基地として重要な役割を果たす耐震強化岸壁（緊急物資輸送対応施設）の整備率は、54%であり、引き続き、耐震強化を進める必要がある。

また、震災時においても、首都圏の経済活動を停滞させないよう、物流機能を確保するための耐震強化岸壁（幹線貨物輸送対応施設）の整備率は、23%と低く、更なる拡充が必要である。

鉄道施設の対策は、鉄道耐震に係る省令等に基づき、耐震対策を促進していく必要がある。

2 ライフラインの確保に向けた課題

水道については、大規模地震が発生した場合においても、被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するために、効果的に水道管路の耐震継手化を推進していく必要がある。また、耐震化の取組を進めてきているが、一部にバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。

また、下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組とともに水再生センター・ポンプ所等の耐震化を更に強化していく必要がある。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、バックアップ機能の強化など、引き続き、こうした事業者による取組を着実に進める必要がある。

3 エネルギーの確保に向けた課題

エネルギーは都市の機能を支える上で不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立電源の確保が重要となる。

また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組を推進するとともに、国や石油関係団体との連携を強化する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

道路や港湾、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災などにより機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

都民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制を実施する。また、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道の安全確保と早期復旧に向け、鉄道施設の耐震性の向上を図る。

港湾施設については、東京港の耐震強化岸壁の整備を一層推進する。これらのソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進により、発災後も都市の機能を維持する。

第4節 到達目標

1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化の推進

幹線道路ネットワークの整備と鉄道施設の耐震化がされるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化を令和7年度までに100%完了する。加えて、特定緊急輸送道路について沿道建築物の耐震化により、令和7年度までに総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消を達成し、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。

また、環状七号線の内側エリアや、多摩地域及び周辺区部の第一次緊急輸送道路の計画幅員で完成した都道における無電柱化を推進し、令和17年度の完了を目指す。第一次緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線の無電柱化を令和6年度末までに完了する。

更に、耐震強化岸壁の施設数が増加することにより、東京港の防災力が向上するほか、鉄道について、事業者等による耐震化等の取組を継続する。

2 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の水道管路の耐震継手化、下水道の耐震化の更なる推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

また、下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害拠点病院からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを平成25年度までに完了した。現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大して耐震化を推進するとともに、水再生センター・ポンプ所等の耐震化についても引き続き推進していく。

更に、電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組を継続する。施設の耐震化に加え、災害時にも供給を途絶させないバックアップ体制を整備す

る取組を継続する。

これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧する供給網を確保する。

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

上下水道や物流拠点（ふ頭、市場等）など都市機能を維持するために不可欠な重要施設への自立・分散型電源導入や機能維持に必要となる燃料供給及び連携体制等を確立する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

1 道路・橋梁	6 下水道
2 鉄道施設	7 電気・ガス・通信等
3 河川・港湾・空港施設等	8 ライフラインの復旧活動拠点の確保
4 緊急輸送ネットワーク	9 エネルギーの確保
5 水道	

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

ア 道路・橋梁の安全確保等

道路整備事業の推進や、道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去（※）用資機材の確保等を進める。

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進 ○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○ 重点整備エリア等の無電柱化を推進 ○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○ 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保 ○ 都県境（千葉県）の橋梁整備に向けた取組を推進 ○ 分かりやすい標識整備等
都 港 湾 局	○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○ 道路ネットワークの整備を推進 ○ 緊急輸送道路の無電柱化を推進 ○ 島しょ空港地下土木施設について必要な耐震対策を推進
都 都 市 整 備 局	○ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進 ○ 面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援

機 関 名	対 策 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 交通の安全と円滑に資する情報の提供
警 視 庁	○ 震災時の交通情報収集方策の検討 ○ ITS を活用した震災時の交通情報発信の検討
関東地方整備局	○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○ 首都近隣区域において防災資機材備蓄基地を計画的に整備 ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成
東日本高速道路 中日本高速道路 首都高速道路	○ 道路、橋梁等について、耐震化等の取組を推進
東日本高速道路 中日本高速道路	○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成

（資料第●●「道路の延長」別冊①資料P●●）

※ （道路）障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

イ 緊急通行車両等の確認

震災時に緊急通行車両等（※）として使用を予定している車両について、事前に確認する。（資料第●●「緊急通行車両等の確認事務」別冊①資料P●●）

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 緊急通行車両等の確認
都 財 務 局	○ 緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都 交 通 局 都 水 道 局 都 下 水 道 局 東 京 消 防 庁	○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

※ 緊急通行車両

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める次の車両をいう。

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車
- 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送
その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの

（２）詳細な取組内容

ア 道路・橋梁の安全確保等

《都建設局》《都港湾局》

- 緊急輸送道路等の橋梁416橋について、令和7年度までに耐震化を100%完了させる。

（資料第●●「橋梁現況表」別冊①資料P●●）

- 日常的な巡回点検に加え、路面下空洞調査などにより、道路の維持管理を着実にやっていく。

《都建設局》

- 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、道路・橋梁等の安全確保を図っていく。
- 山間部において、擁壁、落石防護柵の設置など道路の斜面对策を、緊急性の高い箇所から計画的に整備を図るとともに、山岳道路斜面点検に、ドローン等最先端技術を活用する。
- 迅速な道路障害物除去に向け、がれき等の撤去に不可欠な重機類、資機材等の確保のため、関係団体と協定を締結するとともに、道路防災ステーションの活用を進める。
- 緊急道路障害物除去路線（※1）については、防災拠点等の見直しを踏まえて設定している。

（資料図●●「緊急道路障害物除去路線図」別冊①資料P●●）

- 震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支えるため、新たな緊急輸送道路となり得る幹線道路整備を推進する。

（資料第●●「公道現況表」別冊①資料P●●）

- 環状七号線の内側エリアや、多摩地域及び周辺区部の第一次緊急輸送道路等の計画幅員で完成した都道において無電柱化を推進する。また、甚大な被害が想定されるエリアや災害拠点病院までのアクセス道路を対象とし、必要性の高い区間から順次整備を進める。さらに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。
- 連続立体交差事業の推進により、数多くの踏切を除却することで道路ネットワークの形成を促進する。
- 職員に対して、定期的に参集等の初動対応訓練を行うなど情報収集体制の充実を図る。また、警視庁等の関係機関と連絡調整を図る。
- 震災時に道路上の障害物除去及び応急復旧等を担う事業者を確保するため、インセンティブの適用を検討するなど契約制度を見直すとともに、応急対策や早期復旧に資する災害対応力を強化するなど、緊急輸送道路等の通行が迅速に

確保できる体制を強化し、ソフト面からも道路の震災対策を図る。

- 多摩山間部の道路について、多摩川南岸道路、秋川南岸道路等の整備を推進し、通行止め等で地域が孤立しないよう、道路の拡幅、線形改良、代替路等を整備するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性を更に強化する。
- 島しょ地域では、島民の生活を支え、緊急時の重要な避難路となる都道について、迅速な避難、復旧活動が行えるよう道路の拡幅・線形改良、代替路等を整備するとともに、無電柱化や斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性を更に強化する。
- 東京と千葉の都県境での橋梁の配置間隔が長いエリアにおいて、洪水など災害時の広域避難や緊急物資輸送等、防災機能の向上を図るため、新たな3橋梁の整備に向けた取組を推進する。
- 都道の案内標識の英語併記化や表示内容にピクトグラムを追加するなど、外国人を含めた全ての人に分かりやすい道路案内標識を整備するとともに、案内サインの整備を促進する。

《都港湾局》

- 被災時における円滑な交通を確保するため、道路ネットワークの整備を推進する。
- 災害発生時において、緊急物資の輸送等や国際コンテナ物流の停滞を回避するため、全ての緊急輸送道路を無電柱化する。
- 島しょ地域では、災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の地下構造物についての必要な耐震対策や港、空港の無電柱化を促進するとともに、DXを活用した島しょ港湾の防災対応力の強化を図る。

《都都市整備局》

- 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路について、令和7年度までに総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消の達成を目指し、助成制度や低利融資制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。
- 外環の整備及び沿線のまちづくりを進める。
- 被災時における円滑な交通の確保に向け、面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援する。

《都都市整備局》《都建設局》

- 首都圏三環状道路や国道357号など、国等が整備を行う幹線道路の早期完成を、国に強く働き掛けていく。
- 緊急輸送道路等の橋梁や沿道建築物の耐震化の促進、液状化対策、道路閉塞時における優先的な道路障害物除去等により、緊急輸送ネットワーク（※2）指定拠点など防災上重要な施設への道路網を確保する。

《都生活文化スポーツ局》

- （公財）日本道路交通情報センターと協定を締結し、同センターが運用する災害時情報提供システムを活用し、都で把握した火災情報も加えて交通の

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

安全と円滑に資する情報を提供する。

《警視庁》

- 震災発生時には、車両感知器のみでは交通情報の収集が困難となる可能性があることから、インターネットの活用など、交通情報の収集方法の多様化等により、震災発生時においても必要な情報が的確に収集・活用できる方策について検討する。
- 震災発生時の緊急交通路（※3）等の確保や都心方向への流入抑止を図るため、ITS技術を活用し、タイムリーな規制情報等を発信できるよう検討する。

《東日本高速道路》《中日本高速道路》《首都高速道路》

- 道路・橋梁等について、耐震化の取組を推進するとともに、災害に関する取組を周知する。

《都各局》《関東地方整備局》

- 共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効で、道路の陥没など大きな被害を避ける効果もあり、事業の促進や適切な維持を図る。

【共同溝への対応】

機 関 名	共同溝に関する現況及び整備計画
都 建 設 局	○ 経年変化により安全性が低下した共同溝については、適切に補修 ○ 大規模な埋設物工事などが発生する箇所については、他の施設の整備計画を踏まえ、共同溝整備を検討・調整
都 港 湾 局	○ 臨海副都心地域では、埋立地の特性から液状化等の対策を行い、災害に強い共同溝を整備済 ○ 各ライフライン事業者とともに保守点検を行い、計画的な維持補修を実施
関 東 地 方 整 備 局	○ 地震に対する安全性向上を図るため、幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進
東 京 消 防 庁	○ 一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握 ○ 非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。

※1 緊急道路障害物除去路線

原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線

※2 緊急輸送ネットワーク

震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク

※3 緊急交通路

災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

イ 緊急通行車両等の確認

《警視庁》《都財務局》《都交通局》《都水道局》《都下水道局》《東京消防庁》

- 各機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者から申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。
- 緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、届出済証を申請者に交付する。
- 各機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、提出された届出済証により審査を省略し、標章を交付する。

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都 交 通 局 各 鉄 道 事 業 者	○ 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進 ○ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保 ○ 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止 ○ エレベーターの安全対策の推進
都 都 市 整 備 局	○ 鉄道施設の耐震対策を支援
東 京 消 防 庁	○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導

(資料第●●「鉄道施設の現況」別冊①資料P●●)

(資料第●●「鉄道施設の耐震化及び安全対策」別冊①資料P●●)

（２）詳細な取組内容

《都交通局》

- 都営地下鉄については、これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。現在は、東日本大震災を踏まえ、施設の安全性をより一層高めるとともに、早期の運行再開を図るための更なる耐震対策を実施している。合わせてエレベーターの安全対策を推進する。また、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。

《都交通局》《各鉄道事業者》

- 国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保している。

《各鉄道事業者》

- 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進するとともに、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。

《都都市整備局》

- 鉄道耐震に係る省令等に基づく耐震対策を進めるため、国と協調した鉄道施設耐震対策事業費補助を実施する。
- 引き続き、鉄道施設の耐震対策を進めるため必要財源の確保を図ることを国へ求めていく。

《東京消防庁》

- 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

3 河川・港湾・空港施設等

（１）対策内容と役割分担

資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 島しょ部において土のう等、水防資器材の備蓄
都 港 湾 局	○ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設を整備 ○ 島しょ空港地下土木施設について必要な耐震対策を推進
都 建 設 局	○ 河川施設を整備 ○ 土のう等、水防資器材の備蓄
第 三 管 区 海上保安本部 (東京海上保安部) (東京湾海上 交通センター)	○ 救難防災用資機材を整備 ○ 航行環境を整備
東 京 航 空 局	○ 資機材等の整備

機 関 名	対 策 内 容
	○ 災害時早期復旧等のための計画を策定
区 市 町 村	○ 土のう等、水防資器材の備蓄

(資料第●●「空港施設の現況」別冊①資料P●●)

(2) 詳細な取組内容

＜都総務局＞

- 島しょ部における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- 島しょ部の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

＜都港湾局＞

- 東京沿岸部を守る海岸保全施設について、耐震や耐水対策等を推進し、浸水被害等を防ぐ。
(第2部第5章「津波等対策」P●●参照)
- 東京港の岸壁、防波堤、護岸等の港湾施設等について、大規模地震発生時においても港湾機能を確保できるよう耐震対策を推進していくとともに、ふ頭と既存の緊急輸送道路を結ぶ道路を整備する。
- 東京港の防災対応力強化を図るため、DXを活用していく。
- 地震・津波・火山噴火等、島しょ地域での災害発生時における迅速な避難、復旧活動が行えるよう、既存岸壁の改良等により耐震性・耐波性を強化し、港湾・漁港施設の防災力を向上させる。
- 島しょ港湾・漁港の緊急輸送岸壁は、「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針（平成26年1月東京都港湾局離島港湾部計画課）」に基づき、整備を推進していく。

また、島しょ部の緊急輸送岸壁等と東京における輸送拠点との機能連携に取り組む、防災力を向上させる。

(資料第●●「港湾施設の整備」別冊①資料P●●)

(資料第●●「島しょ港湾・漁港けい船施設」別冊①資料P●●)

- 島しょ地域では、災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の地下構造物について、必要な耐震対策を図る。

(第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P●●参照)

＜都建設局＞

- 東部低地帯を守る河川施設について、耐震や耐水対策等を推進し、浸水被害等を防ぐ。
(第2部第5章「津波等対策」P●●参照)
- 都内(島しょ部を除く。)における水防活動を十分に行うことができるよう、

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

- 都内（島しょ部を除く。）の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等を適切に維持し、輸送経路等を確認しておく。
- 建設事務所は、応援資機材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を適切に維持するとともに、最寄りの業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。

《第三管区海上保安本部（東京海上保安部、東京湾海上交通センター）》

- 救難防災用資機材の整備に関しては、災害応急活動において海・陸・空の関係機関との連携を考慮に入れ、互換性を考慮したものとするとともに、保有状況を常に把握し、必要に応じて関係機関等と情報交換を行う。
- 東京湾における海上交通の安全のため、航行管制及び情報提供を行う体制の充実に努める。また、航路標識の整備等、航路環境の整備を実施する。

《東京航空局》

- 復旧用資材及び機器の調達体制の整備に努める。
- 緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワーク維持のため耐震性の確保に努める。
- 空港関係者において災害時の避難・早期復旧のための計画を策定し、災害時における対応、復旧の計画・対策・行動計画を定めた。

《区市町村》

- 水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- 水防管理団体は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

4 緊急輸送ネットワークの整備

（１）対策内容と役割分担

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。

機 関 名	対 策 内 容
各 防 災 機 関	○ 緊急輸送ネットワークの拠点を指定
都 各 局	○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備

（２）詳細な取組内容

《都総務局》

- 「発災時における緊急輸送ルート確保に向けた基本方針」を踏まえ、国・各道路管理者・関係機関が一体となった緊急輸送ルート確保に向け、実践的な訓練や事例検討を積み重ね、国の啓開計画等と連携した体制を構築していく。

また、防災船着場等の整備に加え、近隣の防災拠点までのルート状況を予め把握するとともに、災害時における施設の被害状況把握や船舶確保などの運用体制を構築し、訓練等により水上ルートの活用の実効性を高めていく。

《各防災機関》《都各局》

- 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（区市町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。

- ・ 第一次緊急輸送ネットワーク

応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

- ・ 第二次緊急輸送ネットワーク

第一次緊急輸送路（※1）と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

- ・ 第三次緊急輸送ネットワーク

トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

- 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。

- 交通管理者が交通規制を実施する「緊急自動車専用路（※2）」、「緊急交通路」と、道路管理者が道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図り、緊急輸送ネットワークの実効性を担保する。

- 海上輸送基地については、耐震強化岸壁の整備を拡充するとともに、災害時の航路機能を確保するため、民間事業者の港湾施設の耐震改修を促進する。

また、水上輸送基地についても、関係機関と連携して、必要な整備等を図る。

※1 緊急輸送路

知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、又は指定拠点を相互に連絡する輸送路

※2 緊急自動車専用路

発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線。具体的な路線はP●●を参照。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

【緊急輸送ネットワークにおける指定拠点】

区分		指定拠点の種類	箇所	機能
都・区市町村		・都庁本庁舎、立川地域防災センター ・区市町村本庁舎 53	2 53	一次
輸送路管理等	道路管理等	・関東地方整備局、国道事務所 2 ・警視庁（本部庁舎） ・都建設事務所 11 ・東日本高速道路、中日本高速道路 2 ・首都高速道路 3	3 1 11 3 3	一次
	鉄道管理等	・鉄道本社 14	14	一次
	空港管理等	・東京航空局東京空港事務所、東京空港整備事務所（東京国際空港） ・東京都調布飛行場管理事務所（東京都調布飛行場） ・東京港管理事務所ヘリポート担当（東京ヘリポート）	2 1 1	一次
	港湾管理等	・東京港管理事務所、東京港建設事務所、高潮対策センター、第二高潮対策センター ・関東地方整備局、東京港湾事務所	4 1	一次
	河川管理等	・荒川下流河川事務所 ・（※）都建設事務所 11、都江東治水事務所 水門管理センター	1 11 1 1	一次
	放送	・放送局 15	15	二次
主要初動対応	防災拠点	・基幹的広域防災拠点 2	2	一次
	自衛隊	・陸上自衛隊駐屯地 9 ・航空自衛隊基地 2	9 2	二次
	警察	・（※）警視庁（本部庁舎）、多摩総合庁舎、新橋庁舎 ・機動隊 9、特科車両隊、自動車警ら隊 7、交通機動隊 10、高速道路交通警察隊 2 ・方面本部 10 ・警察署 97	3 29 10 97	二次
	消防	・東京消防庁（本庁舎） ・消防方面本部・訓練場 25 ・装備工場、幡ヶ谷庁舎、航空隊江東航空センター、航空隊多摩航空センター、即応対処部隊 ・消防署 81 ・稲城市消防本部（消防署）	1 25 5 81 1	二次

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 ＜予防対策＞

区分			指定拠点の種類		箇所	機能	
	医 療	病院等	・ 災害拠点病院 83 ・ 日赤東京都支部		83 1	二次	
		医薬品等 備蓄倉庫	・ (※) 立川地域防災センター ・ 備蓄倉庫 7 ・ 都薬剤師会医薬品・情報管理センター 16 ・ 医薬品卸売販売業者倉庫 31 ・ 医療用ガス販売業者倉庫 8		1 7 16 31 8	二次	
		血液センター	・ 東京都赤十字血液センター 4 ・ 献血供給事業団		4 1	二次	
		保健所等	・ 保健所、保健センター58		58	二次	
		救出救助 拠点	救出救助 拠点	・ 大規模救出救助活動拠点（告示済箇所） 47 ・ 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 88 ・ 河川等船着場（災害拠点病院近接） 18		47 88 18	二次
	その他		・ 都建設局公園緑地事務所 2		2	二次	
	ライフライン		電信電話	・ NTT 東日本 45、KDDI 6、NTT ドコモ 6、 NTT コミュニケーションズ 7、 ソフトバンク 6、楽天モバイル 1		71	二次
			電気	・ 東京電力グループ 30		30	二次
			ガス	・ 東京ガスグループ 31		31	二次
			水道	・ 水道局支所等 7、給水管理事務所 2		9	二次
下水道			・ 下水道事務所 7、流域下水道本部		8	二次	
輸送 拠点	広域輸送 基地	陸上 輸送基地	・ (※) 立川地域防災センター、多摩広域防災倉庫 ・ トラックターミナル 4		2 4	三次	
		航空 輸送基地	・ (※) 東京国際空港 ・ (※) 東京都調布飛行場 ・ (※) 東京都東京ヘリポート		1 1 1	一次	

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

区分			指定拠点の種類	箇所	機能
	海上輸送 基地		<緊急物資輸送対応施設> ・大井食品ふ頭（2バース）、芝浦ふ頭（5バース）、辰巳ふ頭（2バース）、10号地その1多目的ふ頭（1バース）、品川ふ頭（内貿）（2バース）、中央防波堤内側内貿ふ頭（1バース）、東京国際クルーズふ頭（1バース）	7	一次
			<幹線貨物輸送対応施設> ・大井コンテナふ頭（3バース）、中央防波堤外側コンテナふ頭（1バース）、中央防波堤内側内貿ふ頭（1バース）	3	一次
			<緊急物資輸送等対応施設> ・竹芝ふ頭（1バース）、日の出ふ頭（1バース）、晴海ふ頭（1バース）、品川ふ頭（内貿1バース、コンテナ2バース）、フェリーふ頭（1バース）、10号地ふ頭（6バース）、青海コンテナふ頭（5バース）、大井コンテナふ頭（5バース）、中央防波堤外側コンテナふ頭（1バース）	9	三次
			<島しょ部の緊急物資輸送対応施設> ・大島（岡田港岸壁（-7.5m））、利島（利島港岸壁（-7.5m））、新島（新島港岸壁（-7.5m））、式根島（野伏漁港-7.5m岸壁）、神津島（神津島港岸壁（-7.5m））、三宅島（阿古漁港-7.5m岸壁）、御蔵島（御蔵島港岸壁（-7.5m））、八丈島（神湊港岸壁（-7.5m））、八重根漁港（-5.5m岸壁）、青ヶ島（青ヶ島港岸壁（-6.0m））、父島（二見港岸壁（-7.5m））、母島（沖港岸壁（-5.0m））	12	三次
	水上輸送 基地		・河川等船着場（その他）98	98	三次
	地域内 輸送拠点		・区市町村庁舎等 105	105	三次
	その他		・駅 東京、秋葉原、上野、日暮里、池袋、新宿、渋谷、品川、赤羽、蒲田、錦糸町、大崎、新橋、立川、八王子、三鷹、国分寺、北千住、京王多摩センター、浅草、テレコムセンター八王子、隅田川、東京貨物ターミナル（JR貨物） ・高速道路 PA、SA（首都高15、中央高速2） ・都中央卸売市場 7	21 3 17 7	三次

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 ＜予防対策＞

区分	指定拠点の種類	箇所	機能
車両基地	・都交通局自動車営業所 12 ・その他車両基地 2	12 2	三次
備蓄倉庫	・備蓄倉庫（直営倉庫） 10 ・（※）備蓄倉庫（兼用倉庫） 6	10 6	三次
その他	・火葬場 18	18	三次

（注）※印は対象施設に重複があることを示す。

（資料第●●「指定拠点一覧表」別冊①資料P●●）

5 水道

（１）対策内容と役割分担

水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
都 水 道 局	○ 水道施設の耐震化の推進 ○ 管路の効果的な耐震継手化の推進 ○ バックアップ機能の強化 ○ 自家用発電設備の新設・増強

（２）詳細な取組内容

- 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
- 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。
- 震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。
 （資料図●●「水道水源と水系別給水区域概要図」別冊①資料P●●●）
 （資料図●●「主要送配水幹線図」別冊①資料P●●●）
- 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。
- 震災時における材料の調達には、迅速・確実に確保する観点から、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う（局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している）。
 （資料第●●「震災復旧用材料一覧」別冊①資料P●●●）
- 医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、緊急給水車の拡充を行った。
- 水道局施設内に存在するブロック塀や劣化したブロック塀等について、現行法規に適合するよう安全対策を施工済み（令和2年度完了）。

6 下水道

(1) 対策内容と役割分担

下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進するとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
都 下 水 道 局	○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホールの浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進 ○ 水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ 大都市間の相互応援体制の構築 ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○ 災害復旧用資機材の整備

(2) 詳細な取組内容

- 避難所や災害復旧拠点などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進しており、現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。
- 震災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などを対象にマンホールの浮上抑制対策を推進しており、現在は、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進している。
- 地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、対策を推進している。
- 水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進する。
- 停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備を更に整備する。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

- 太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。
- 断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。
- 発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保していく。霞が関など首都機能が集積した地区の排水を受ける芝浦水再生センターと、処理区域が広範に及ぶ森ヶ崎水再生センターの2センター間について先行的に整備するとともに、全体的なネットワーク手法を確立する。
- 震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。
- 区と連携し、仮設トイレを設置可能なマンホールの指定拡大や、区市町村が収集・運搬するし尿の受入体制について拡充していく。
- 区部の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、「21大都市災害時相互応援に関する協定」等に基づく大都市間の相互応援体制の構築を図る。
- 市町村による下水道施設の耐震化を支援する。
- 市町村の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、市町村間の相互支援の調整や都下水道局からの支援及び他自治体からの応援の受入を円滑に行うための体制を充実させる。また、市町村との協定等に基づき、訓練を実施する。
- 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及び・ポンプ所等に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求める。

7 電気・ガス・通信等

(1) 対策内容と役割分担

都、区市町村及び災害応急対策に係る機関は、災害時に公共施設、拠点施設や避難所等の機能を維持するために、非常用電源の導入や LP ガスの活用等必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 燃料の安定調達
都 環 境 局 都 産 業 労 働 局	○ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時における LP ガスの活用の促進
都住宅政策本部	○ 東京とどまるマンションの普及・推進
警 視 庁	○ 信号機の滅灯対策

機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁	○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導
区 市 町 村	○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置
東 京 電 力 グ ル ー プ	○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施
東 京 ガ ス グ ル ー プ ガ ス 事 業 者	○ ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 災害時におけるLPガスの活用を促進
N T T 東 日 本	○ 震度7クラスの地震においても機能を維持する設備構築 ○ 非常用電源の長時間化 ○ 通信網の多ルート・中継拠点分散化
各 通 信 事 業 者	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策に取り組む (資料第●●「通信施設の現況」別冊①資料P●●)

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

- 病院や社会福祉施設など都民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点（ふ頭、市場等）など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の拠点となる施設に、常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。
- 災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行うとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- ネットワークシステムも含めて「停電時対応マニュアル」等を整備しているが、一層の充実を図るとともに、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。
- 大規模救出救助活動拠点や避難場所に指定されている都立公園等に非常用発電設備等を設置し、応急・復旧活動の拠点や避難場所としての機能を強化する。

《都各局》《都財務局》《都総務局》

- 電力供給停止に備えて、都施設における発電設備等の整備を進めるとともに、財務会計システム等の機能維持について、電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源による給電やバックアップ体制を確保する。

《都財務局》

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

- 都庁舎では、非常用発電設備を増強するとともに、電力事業者からの電力供給に加えて地域冷暖房センターからも電力供給を受け、外部電源を二元化することなどにより、防災拠点としての機能を向上させる。

《都総務局》《都環境局》《都産業労働局》

- 計画停電に関する情報提供については、一義的には電力事業者による迅速かつ正確な対応が求められる。このため、都は、電力事業者に対し適切な情報提供の実施を働き掛けるとともに、国に対し電力事業者への的確な指導を求めていく。また、都においては、情報連絡の専用窓口を明確にするなど、円滑な情報提供を行うとともに、非常時の通信手段等の充実を図るなど、的確な情報連絡体制を構築する。
- 発災時に、全国的な燃料の安定供給を図るため、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用体制について国と連携し、強化していく。

《都環境局》《都産業労働局》

- 都市開発と連動したコージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進する。
- 災害時に避難所機能等を担う民間施設に対して、コージェネレーションシステムなど、自立・分散型電源の導入を支援する。
- 災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源としてのLPガスの活用について、ガス事業者との協定締結等の方策により促進する。
- 災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、産業用・家庭用燃料電池等の導入を支援する。
- 住宅用ソーラーパネルの非常用電源としての活用法について、ホームページ等を通じて普及啓発を行う。
- 災害時に避難所機能等を担う都有施設等に対して、非常用電源としても有効な太陽光発電設備を優先的に設置する。
- ZEV（Zero Emission Vehicle）等の導入を促進し、外部給電器などと併せた非常用電源としての活用方法について普及啓発を行う。

《都総務局》《都各局》

- 都は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結するとともに、国や石油関係団体との連携体制を構築しており、引き続き協定の実効性を高める取組を進め、連携体制を強化していく。具体的には、発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等重要施設について、施設の情報を予めリスト化し、平時から関係機関と共有するなど、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。

- ZEV及び外部給電器を活用し、災害時に事業所等への給電を行う。

《都住宅政策本部》

- 停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保（ハード

対策)や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組(ソフト対策)によって、災害時でも生活継続しやすいマンション(東京とどまるマンション)の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」により、都のホームページ上で登録住宅の情報について公表し、東京とどまるマンションを周知するとともに、登録を促進する。

《警視庁》

- 停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。

《東京消防庁》

- 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

《区市町村》《総務局》

- 区市町村は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。

《都総務局》《東京電力グループ》

- 都は災害時に停電が発生し、復旧が長引くおそれがあるときに、東京電力グループに対し円滑に電源車の派遣を要請できるよう、災害対策上重要な施設に関する情報をリスト化し、平時から共有するとともに、所管消防署への危険物取扱に関する事前申請を行う。

《東京電力グループ》

- 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

【設備別基準】

設 備 名		電気施設関連の耐震設計基準
水 力 発 電		○ 機器の耐震設計は、水平加速度 0.5G 程度、ダム・水門扉・鉄管固定台は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）又は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）により耐震設計を行っている。
変 電		○ 機器は、動的設計（0.3G 共振正弦 2 波）、屋外鉄構は静的水平加速度 0.5G（地震時には風圧加重を考慮しない。）、機器と屋外の基礎は、水平加速度 0.2G 以上としている。
送 電	架 空 線	○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地 中 線	○ 油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

設 備 名	電気施設関連の耐震設計基準
配 電	○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。
通 信	○ 変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

(注) 1Gは、おおむね地球の重力による加速度に相当する980ガル

- 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- 国などから発表された津波被害想定については、電気施設への影響を詳細に評価の上、継続して対策内容の検討を進めている。
- 島しょ地域の電気施設は上記の耐震設計基準等に準じて設計している。

《東京ガスグループ》

- 製造所・整圧所設備
 - ・ 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
 - ・ 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。
- 供給設備
 - ・ 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。
 - ・ 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
 - ・ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備。

【施設別安全化対策】

施 設 名	都市ガス関連の安全化対策
製 造 施 設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止

施 設 名	都市ガス関連の安全化対策
供 給 施 設	○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通 信 施 設	○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備
そ の 他 の 安 全 設 備	○ 地震センサーの設置 LNG 基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度 5 程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

《各通信事業者》

- 電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

【設備別安全化対策】

事 項	安 全 化 対 策
電 気 通 信 設 備	○ 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施 （１）豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 （２）暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施 （３）地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

事 項	安 全 化 対 策
電 気 通 信 シ ス テ ム	○ 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 (1) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 (2) 主要な中継交換機を分散設置 (3) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築 (4) 通信ケーブルの地中化を推進 (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保 (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進

《NTT 東日本》

- 区市町村が指定した避難所（小中学校、公民館等）のうち各区市町村から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。
- 地震対策協議会又は、自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

《各通信事業者》

- 都庁、区市町村役場等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。
- 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。

8 ライフラインの復旧活動拠点の確保

(1) 対策内容と役割分担

ライフラインの早期復旧のため、広域応援を受け入れる活動拠点を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 都 財 務 局 都 港 湾 局 東 京 消 防 庁	○ ライフラインの復旧活動の拠点を確保

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》《都財務局》《都港湾局》《東京消防庁》

- ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、都は、広域応援を受け入れるため、東京二十三区一部事務組合の清掃工場21箇所を救出及び救助の活動拠点（ライフライン復旧活動拠点）として指定するとともに、若洲海浜公園、多摩地域の清掃工場5箇所及び白鬚東地区を候補地としてライフライン復旧活動拠点を確保し、災害時に活用する。

9 エネルギーの確保

(1) 対策内容と役割分担

都、区市町村及び災害応急対策に係る機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 燃料の安定調達
都 環 境 局 都 産 業 労 働 局	○ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時におけるLPガスの活用促進
都住宅政策本部	○ 東京とどまるマンションの普及・推進
都 水 道 局	○ 自家用発電設備の増強整備による電力の自立化

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

機 関 名	対 策 内 容
都 下 水 道 局	○ 非常用発電設備の整備などによる停電や電力不足に対応する自己電源の増強
警 視 庁	○ 防災対応型信号機と信号機用非常用電源設備の整備推進
区 市 町 村	○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置
東 京 ガ ス グ ル ー プ ガ ス 事 業 者	○ ガス設備の耐震化と供給継続性向上 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 災害時におけるLPガスの活用を促進

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

- 病院や社会福祉施設など都民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点（ふ頭、市場等）など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の拠点となる施設に、常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。
- 災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行うとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- 大規模救出救助活動拠点や避難場所に指定されている都立公園等に非常用発電設備等を設置し、応急・復旧活動の拠点や避難場所としての機能を強化する。

《都財務局》

- 都庁舎では、非常用発電設備を増強するとともに、電力事業者からの電力供給に加えて地域冷暖房センターからも電力供給を受け、外部電源を二元化するなどにより、防災拠点としての機能を向上させる。

《都総務局》《都各局》

- 都は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結するとともに、国や石油関係団体との連携体制を構築しており、引き続き協定の実効性を高める取組を進め、連携体制を強化していく。具体的には、発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等重要施設について、施設の情報を予めリスト化し、平時から関係機関と共有するなど、円滑な燃料供給ができるよう関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施することで、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。
- ZEV及び外部給電器を活用し、災害時に事業所等への給電を行う。

《都環境局》《都産業労働局》

- 都市開発と連動したコージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進する。

- 災害時に避難所機能等を担う民間施設に対して、コージェネレーションシステムなど、自立・分散型電源の導入を支援する。
- 災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源としてのLPガスの活用について、ガス事業者との協定締結等の方策により促進する。
- 災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、産業用・家庭用燃料電池等の導入を支援する。
- 住宅用ソーラーパネルの非常用電源としての活用法について、ホームページ等を通じて普及啓発を行う。
- 災害時に避難所機能等を担う都有施設等に対して、非常用電源としても有効な太陽光発電設備を優先的に設置する。
- ZEV等の導入を促進し、外部給電器などと併せた非常用電源としての活用方法について普及啓発を行う。

《都住宅政策本部》

- 停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション（東京とどまるマンション）の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」により、都のホームページ上で登録住宅の情報について公表し、東京とどまるマンションを周知するとともに、登録を促進する。

《都水道局》

- 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるように電源の確保を図っていく。

《都下水道局》

- 停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備を更に整備する。
- 太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。

《警視庁》

- 停電時の交通安全や避難円滑化に向け、信号機用非常用電源設備や防災対応型信号機の整備を推進する。

《区市町村》《総務局》

- 区市町村は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。

10 ライフライン事業者の連携体制の構築

(1) 対策内容と役割分担

平時より、都とライフライン事業者間の連絡・情報共有体制を密にし、災害時の円滑な応急復旧体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局 各ライフライン 事 業 者	○ ライフライン事業者間の相互連携体制の構築

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》《各ライフライン事業者》

- 都とライフライン事業者間において、適宜連絡協議会を実施するなど平時の連絡を密にするとともに、発災時のタイムラインに応じて想定される活動内容、被害・復旧状況等の情報、要請・依頼事項、連絡手段等を予め共有し、災害時に円滑な復旧活動を行える相互連携体制を構築する。

【応急対策】

1 道路・橋梁	5 下水道
2 鉄道施設	6 電気・ガス・通信等
3 河川・港湾・空港施設等	7 エネルギーの確保
4 水道	

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

第一次・第二次交通規制の実施、緊急通行車両等の確認、道路・橋梁の情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化等を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

ア 道路交通規制等

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施 ○ その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施 ○ 緊急通行車両等の確認
都 財 務 局	○ 緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都 交 通 局 都 水 道 局 都 下 水 道 局 東 京 消 防 庁	○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

（資料第●● 「緊急通行車両等の確認事務」別冊①資料P●●）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <応急対策>

イ 緊急道路障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局 都 港 湾 局 警 視 庁 関東地方整備局 区 市 町 村 東日本高速道路 中日本高速道路 首都高速道路	○ 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 ○ 道路上の障害物の除去等を実施

ウ その他応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局 都 港 湾 局 関東地方整備局 東日本高速道路 中日本高速道路 首都高速道路	○ 発災時における通行止め等の措置など通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施 ○ 被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施
警 視 庁	○ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施

(2) 業務手順

ア 道路交通規制

- 都内に震度6弱以上の地震が発生！
- 大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知！

交通規制【警視庁】

第一次交通規制

- 道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施
- ①環状七号線内側への一般車両の流入禁止
- ②環状八号線内側への一般車両の流入抑制
- ③緊急自動車専用路の指定
- ④被災状況に応じて、①②③の交通規制を拡大若しくは縮小
- ⑤その他の緊急自動車専用路の指定

第二次交通規制

- 被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）
- ①緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定
- ②その他の緊急交通路の指定

震度5強の地震が発生した場合の交通規制

- 都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線内側への一般車両の流入禁止規制及び、環状八号線内側への一般車両の流入抑制

緊急通行車両の確認

■ 確認機関

- ①【都交通局長】
【都水道局長】
【都下水道局長】
【東京消防庁消防総監】
⇒所管関係車両を確認
- ②【都財務局長】
⇒①を除く都関係車両を確認
- ③【警視庁】
⇒関係車両を確認

■ 確認手続等

★震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両

確認機関による事前届出審査

↓
緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、届出済証を申請者に交付

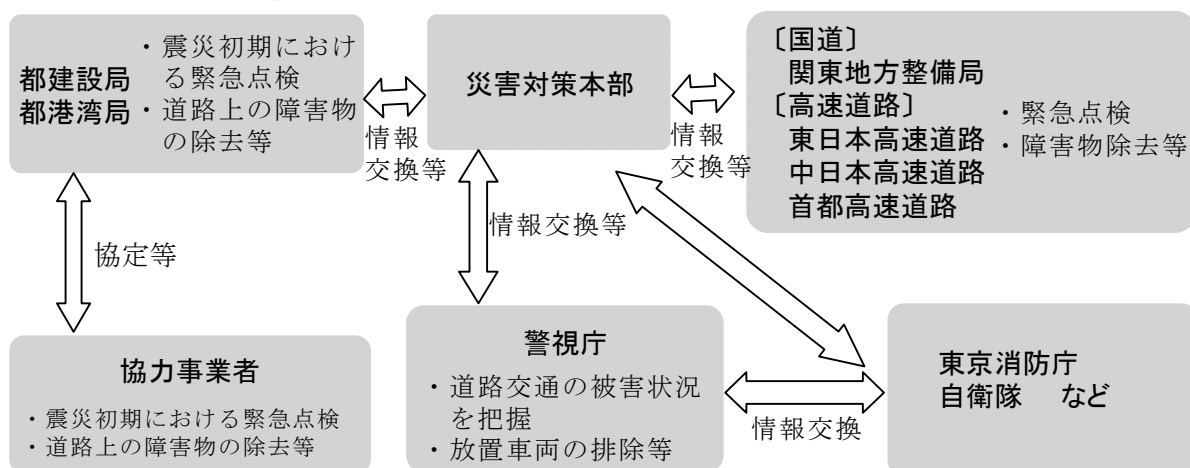
↓
届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、標章を交付

★届出済証の交付を受けていない車両

確認機関による確認申請書審査

↓
審査結果に基づき標章を交付

イ 緊急道路障害物除去



(3) 詳細な取組内容

ア 道路交通規制等

《警視庁》

被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

(ア) 第一次交通規制（災害発生直後）

- 環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
- 環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- 緊急自動車専用路指定予定路線（※1）を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する（※2）。

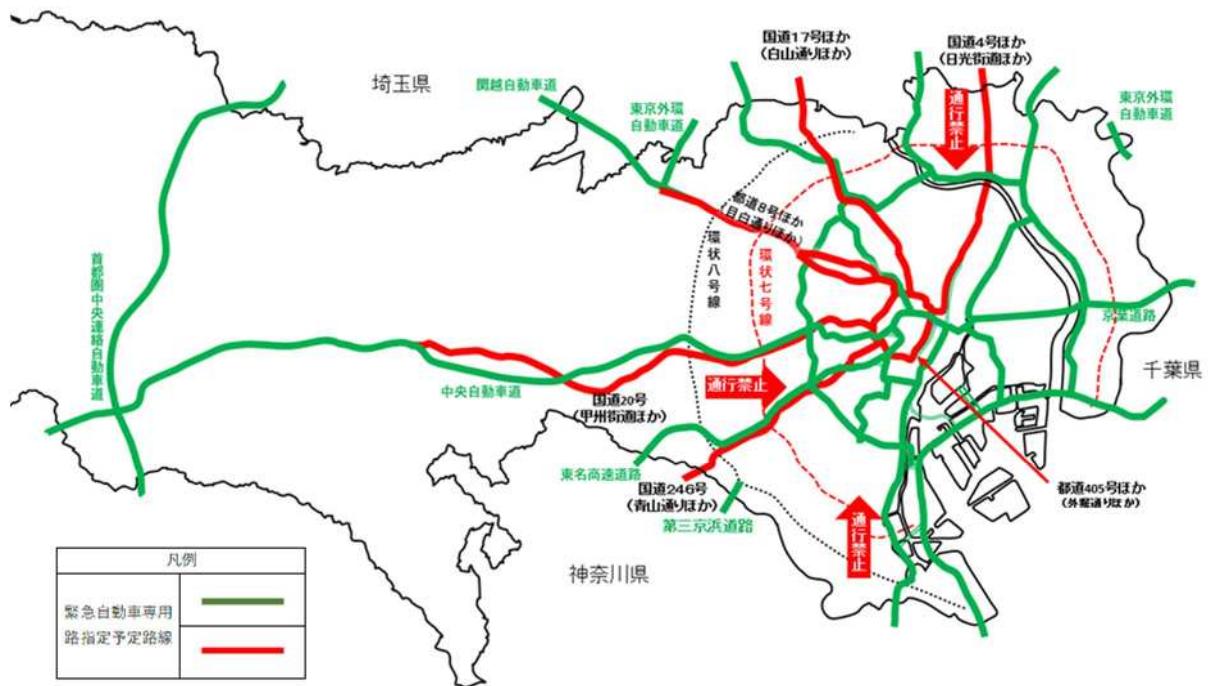
※1 緊急自動車専用路指定予定路線

国道4号ほか（日光街道ほか）	国道17号ほか（白山通りほか）
国道20号（甲州街道ほか）	国道246号（青山通りほか）
都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通りほか）
都道8号（新目白通り）	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

※2 自転車、路線バス

環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



(イ) 第二次交通規制

- 前記緊急自動車専用路指定予定路線（※1）を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する（※2）。

※1 緊急交通路指定予定路線

国道1号 (永代通り)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)
国道1号 (第二京浜ほか)			
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)
都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号ほか (井の頭通りほか)	都道312号 (目黒通り)
		都道7号 (睦橋通り)	
都道315号ほか (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)
	国道16号 (東京環状)		

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

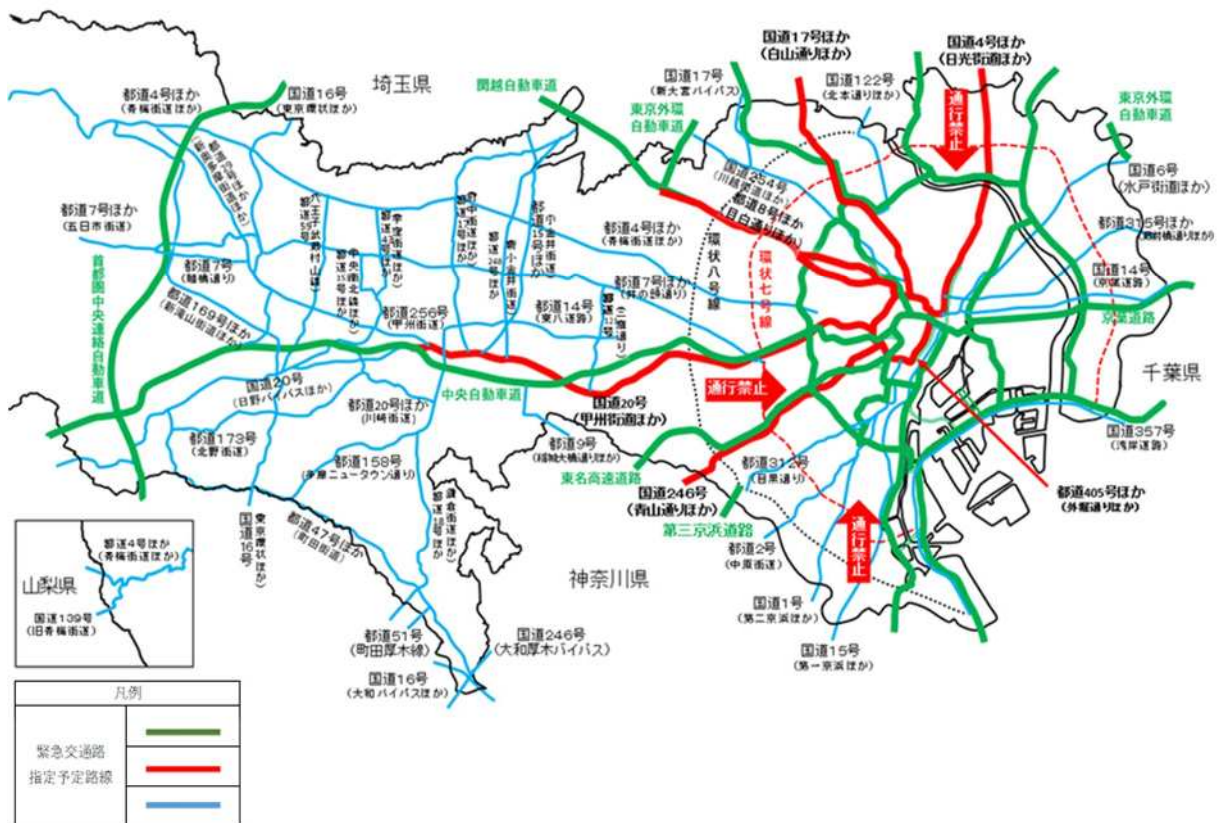
第5節 具体的な取組 <応急対策>

	国道 16 号 (大和バイパスほか)		
国道 246 号 (大和厚木バイパス)	都道 9 号 (稲城大橋通りほか)	都道 14 号 (東八道路)	都道 15 号ほか (小金井街道)
都道 17 号ほか (府中街道ほか)	都道 18 号ほか (鎌倉街道ほか)	都道 20 号ほか (川崎街道)	都道 29 号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道 43 号ほか (芋窪街道ほか)	都道 47 号ほか (町田街道)	都道 51 号 (町田厚木線)	都道 59 号 (八王子武蔵村山線)
都道 121 号 (三鷹通り)	都道 153 号ほか (中央南北線ほか)	都道 158 号 (多摩ニュータウン通り)	都道 169 号ほか (新滝山街道ほか)
都道 173 号 (北野街道)	都道 248 号ほか (新小金井街道)	都道 256 号 (甲州街道)	

※2 自転車、路線バス

環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



(ウ) 緊急通行車両等の確認

- 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。
 - 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。
- (資料第●●「緊急通行車両等の確認事務」別冊①資料P●●)

(エ) 緊急通行車両等の種類

- 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転

車

- 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

(オ) 広域応援の車両

- 事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

(カ) 規制除外車両

- 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

(キ) 緊急交通路等の実態把握

- 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

(ク) 交通規制の実行性を確保する手段・手法

- 主要交差点への規制要員の配置
緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。
- 広域緊急援助隊（交通部隊）の配置運用
道府県公安委員会から広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等広域緊急援助隊（交通部隊）の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。
- 警備員、ボランティア等の協力の受入れ
規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。
- 装備資器（機）材等の効果的な活用
交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活

用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

○ 交通管制システム等の効果的な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

（ケ）広報活動

○ 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を都民に対して、以下のとおり周知する。

・ 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼び掛け等についての広報の要請を行う。

・ 運転者等に対する広報

（資料第●●「運転者のとるべき措置」別冊①資料P●●）

○ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

（コ）緊急物資輸送路線の指定

《都本部》

○ 避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のための路線を指定する。

（サ）緊急道路障害物除去路線等の選定

《都本部》

○ 災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。

- ・ 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ・ 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- ・ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ・ 上記は、原則として、幅員 15m 以上の道路の路線

（シ）高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置等

《都本部》《東日本高速道路》《中日本高速道路》《首都高速道路》

○ 災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、会社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

- 都本部は、窓口会社（中日本高速道路）に対し、災害救助等に使用する車両に対する高速道路無料措置の実施を要請する。
- 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両について災害ボランティア車両高速道路通行証明の申請があったときは、会社は証明書を発行する。

《都総務局》《区市町村》

- 自治体が災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。
(資料第●●「災害派遣等従事車両証明の申請書ほか」別冊①資料P●●)

イ 緊急道路障害物除去

《道路管理者》

- 道路管理者は災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、都の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。

《都総務局》

- 被害の規模や状況によっては、都知事は関東地方整備局及び自衛隊に支援を要請する。
- 都知事は区市町村に対し、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

《都建設局》《都港湾局》

- 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。
- 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
- 障害物除去用資機材の充実
 - ・ 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。

《警視庁》

- 道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、白バイ、交通テレビシステム、警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。
- 緊急交通路等の確保のため、各警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関と協力し、道路上の障害物の除去にあたる。

《関東地方整備局》

- 震災後速やかに緊急点検及び緊急道路障害物の除去を実施する。
- 直轄国道以外の緊急輸送道路も含め、関係機関と連携し、緊急道路障害物の除去を実施する。
- 障害物除去用資機材の整備
 - ・ 発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

《東日本高速道路》《中日本高速道路》《首都高速道路》

- 震災後、直ちに状況把握のため緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。
- 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。
- 緊急道路障害物除去等作業態勢
 - ・ 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。
(資料第●●「緊急道路障害物除去路線等の作業分担」別冊①資料P●●)
 - ・ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
 - ・ 作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。
- 障害物除去用資機材の整備
 - ・ 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

ウ その他応急措置

《都建設局》

- 都道や緊急障害物除去路線に指定された区市町村道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して緊急点検を行う。
- 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。
- 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

《都港湾局》

- 都港湾局所管の道路、橋梁については、海陸から緊急点検を行い、被害状況及び交通状況の把握を行うとともに、緊急物資等の広域輸送基地からの緊急輸送路確保のため必要な措置を行う。

《関東地方整備局》

- 緊急道路パトロール及びヘリコプターや関係機関等からの道路情報の収集に努める。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <応急対策>

- 道路被災情報を把握し、応急復旧並びに必要なに応じて迂回道路の選定等を行い、緊急輸送路の確保に努める。

《東日本高速道路》《中日本高速道路》

- 大地震が発生したときは、高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。
- 大震災が発生した場合には、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常体制を確保し、直ちに災害応急活動に入る。
- 地震発生後、次の基準に従って、警察当局と協力して通行禁止規制を行い、ラジオ、情報板、看板、会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行車の安全確保に努める。（第2部第7章「情報通信の確保」P●●参照）

【第三京浜（東京都内）】

計測震度（震度階級）	通行規制の内容
計測震度 4.0 未満	なし
計測震度 4.0 以上 4.5 未満	速度規制
計測震度 4.5 以上（震度 5 弱以上）	通行止

【京葉道路・中央道・圏央道・八王子B P・外環道・関越道（東京都内）】

計測震度（震度階級）	通行規制の内容
計測震度 4.0 未満	なし
計測震度 4.0 以上 5.0 未満	速度規制
計測震度 5.0 以上（震度 5 強以上）	通行止

《首都高速道路》

- 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。
- 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じて応急復旧に努める。
- 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

(資料第●●「鉄道事業者の初動措置ほか」別冊①資料P●●)

機 関 名	対 策 内 容
都 交 通 局 各 鉄 道 事 業 者	○ 災害対策本部等の設置 ○ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡の実施 ○ 徐行等の運転規制の実施 ○ 乗客の避難誘導の実施 ○ 負傷者救護の優先的実施 ○ 浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業の実施

(2) 業務手順

- 旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- 駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。
- 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページやSNS等による情報提供を行う。
- 事故が発生した場合、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

(3) 詳細な取組内容

《都交通局》

- 地震発生時には、各路線に設置した所定の地震計の震度に応じて点検を実施する。
- 点検の結果、各種構築や各種設備を所管する部署による再点検が必要と判断される場合は、各施設の建物管理者が直接所管部署に確認を依頼する。所管部署は、再点検の結果により、二次災害の発生に考慮しつつ処置を行う。

《都交通局》《各鉄道事業者》

- 災害時の活動態勢
 - ・ 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
 - ・ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <応急対策>

○ 発災時の初動措置

各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

○ 乗客の避難誘導

- ・ 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- ・ 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
- ・ 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令等）と連絡の上、誘導する。
- ・ 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。
- ・ 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

○ 事故発生時の救護活動

- ・ 各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。
- ・ 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

（資料第●●「鉄道事業者の初動措置ほか」別冊①資料P●●）

【浸水事故（高潮、洪水、津波等）発生時の対応】

機 関 名	対 策 内 容
都 交 通 局	○ 土のう、止水板、防水扉、自動浸水防止装置等により浸水を防止するとともに、排水ポンプにより浸水箇所の排水を実施 ○ 旅客を安全な場所に避難させる等の措置
J R 東 日 本	○ 防水扉、止水板、土のう等を配備し、地下駅、トンネル内の浸水防止に備えるとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想されるときは指令室に連絡し、必要な措置をとる。 ○ トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。
J R 東 海	○ 防止板及び防水ゲート等により浸水を防止 ○ 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所へ誘導し、安全を図る。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 ＜応急対策＞

機 関 名	対 策 内 容
東 武 鉄 道	○ 押上駅においては、他鉄道事業者と連携し、防潮扉及び防水板により浸水を防止
東 急 電 鉄	○ 駅の出入口から浸水のおそれがあるときは、土嚢や浸水防止板等を使用して浸水防止に当たる。 ○ 浸水により列車運転に支障があると予想された場合は、直ちに運輸司令所長に報告するとともに、旅客を安全な場所に避難させる等の措置をとり、その状況を把握し駅長に報告
京 王 電 鉄	○ 浸水防止対策は次による。 ・ 浸水防止の土のう配備 ・ 排水ポンプによる浸水箇所の排水 ・ 止水板による浸水の防止
京 成 電 鉄	○ 押上駅のずい道入口（押上1号踏切際）及び駅出入口に止水板による浸水の防止
京 浜 急 行	○ 本線の泉岳寺～品川駅間の地下区間の通風口には自動防水シャッターを備え、浸水を防止するとともに、浸水した場合は排水ポンプにより排水 ○ 空港線に浸水防水扉を設置し、浸水を防ぐとともに、浸水した場合は排水ポンプにより排水
西 武 鉄 道	○ 西武有楽町線新桜台駅の浸水対策は次による。 ・ 止水板・自動浸水防止装置による浸水の防止 ・ 排水ポンプによる浸水箇所の排水
小 田 急 電 鉄	○ 代々木上原駅～梅ヶ丘駅間地下区間に設置されたピットに雨水を溜め込み、所定水位に達した時点で排水ポンプを自動で起動させ排水 ○ 同区間において線路冠水のおそれがあるときは、列車を地下区間外に進出させた後に列車運転を見合わせる。
東 京 地 下 鉄	○ 止水板、防水扉、換気口浸水防止機及び防水ゲート等により浸水を防止 ○ トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水 ○ 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所へ誘導し安全を図る。
東京モノレール	○ 土のうを配備し浸水を防止 ○ 各トンネルや地下通路において浸水が発生した時は、排水ポンプで排水 ○ 浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所に誘導し安全を図る。
ゆ り か も め	○ 排水ポンプにより浸水箇所の排水を実施

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 ＜応急対策＞

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	○ 駅出入口付近の浸水が想定される場合は、駅係員を派遣し現状把握に努めるとともに、駅放送及び案内装置により旅客周知を徹底
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	○ 止水板及び防水扉の配備等により浸水を防止 ○ 排水ポンプによる浸水箇所の排水を実施 ○ 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な箇所へ誘導
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	○ 換気口、駅出入り口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を実施 ○ 万一浸水した場合は直ちに旅客を安全な箇所へ誘導し安全を図る。

3 河川・港湾・空港施設等

(1) 対策内容と役割分担

海上交通規制、航空交通規制、河川・港湾関係障害物除去等を行う。

ア 交通規制

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部) (東京湾海上交通センター)	<海上交通規制> ○ 航行情報の収集伝達 ○ 船舶交通の制限又は禁止
東 京 航 空 局 (東京空港事務所)	<航空交通規制> ○ 必要な保安措置及び航空事故防止措置、その他応急救護活動等の措置を実施 ○ 航空輸送基地（東京国際空港）の確保 ○ 必要に応じて飛行管制措置の実施

イ 河川・港湾関係障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 舟航河川における障害物を除去 ○ 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去
都 港 湾 局	○ 局保有のしゅんせつ船等の船舶を利用して障害物除去 ○ 清掃作業を委託している東京港埠頭株式会社やサルベージ業者等への応援要請 ○ 東京港の障害物除去に関する国への応援要請

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 船舶航行の障害となる漂流物の除去(巡視船艇により対応可能な範囲に限る。)
関 東 地 方 整 備 局	○ 港湾管理者が管理する区域に対する支援

ウ その他応急措置

(ア) 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視 被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施
都 建 設 局	○ 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施
都 港 湾 局	○ 高潮対策センター、第二高潮対策センターは、状況に応じ、その所管する水門を閉鎖するとともに排水機場を操作
都 下 水 道 局	○ 下水道管、高潮防潮扉、水再生センター・ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を実施
関 東 地 方 整 備 局	○ 堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

(イ) 港湾・漁港施設

機 関 名	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 東京港の港湾施設については、緊急物資等の広域輸送基地(ふ頭)及び東京港防災船着場を確保 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保 ○ 地震、津波等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急・復旧対策を実施 ○ 東京港の港湾施設については、災害情報マップ「支援丸」を活用して被災情報の収集や重機の位置情報を確認し、関係機関及び関係民間団体の協力を得て、必要な措置を実施
関 東 地 方 整 備 局	○ 被害を受けた港湾施設を関係機関と連携を図りながら、速やかに把握するとともに、応急対策に必要な支援を実施

(ウ) 空港施設

機 関 名	対 策 内 容
東 京 航 空 局	○ 必要に応じて臨時滑走路点検を行う（東京空港事務所に限る。）とともに、運航者に対し空港の状況について周知
都 港 湾 局	○ 調布飛行場、東京ヘリポート等について、被害状況調査、臨時滑走路点検等を実施するとともに、運航者に対し空港の状況について周知
関東地方整備局	○ 被害を受けた空港土木施設を関係機関と連携を図りながら、速やかに把握するとともに、応急対策に必要な支援を実施

エ 防災船着場の運用

- 都は、災害時に河川及び港湾が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。

このうち、都所管の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、下記のとおりとする。

【防災船着場の運用】

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ
都 災 害 対 策 本 部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。)	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知
都 建 設 局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐ。
都 港 湾 局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告

(2) 業務手順

ア 交通規則

- 東京海上保安部は、船舶交通の安全や船舶等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに通報を行う。
- 東京海上保安部は、船舶交通の整理指導を行うとともに、船舶交通に危険が生じるおそれのある時は、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。
- 東京航空局は、地震発生時には、地震災害対策本部を設置し、必要に応じ航空交通規制を実施する。
- 東京航空局は、空港の使用の可否に応じて、適切な管制措置を実施する。

イ 河川・港湾関係障害物除去

- 都港湾局は、舟航河川における障害物を除去する。
- 都港湾局は、障害物を早期に発見するため、監視艇等により速やかに巡回するとともに、障害物を除去する。
- 第三管区海上保安本部は、監視艇で除去できる漂流障害物を除去する。
- 関東地方整備局は、河川機能確保のため、土砂等の障害物を除去する。

ウ その他応急措置

- 都港湾局は、港湾施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、必要な応急措置及び応急・復旧対策を行う。
- 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班等の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

(3) 詳細な取組内容

ア 交通規制

(ア) 航行情報の収集伝達

《第三管区海上保安本部（東京海上保安部、東京湾海上交通センター）》

- 東京海上保安部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇の配備など必要な措置を講じる。
- 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動など必要な措置を講じる。
- 東京東航路及び東京西航路等港内の在泊船舶及び航行船舶並びに航路障害物の情報は、東京湾海上交通センターを介して国際 VHF により臨時放送をもって伝達する。

(イ) 規制措置

《第三管区海上保安本部（東京海上保安部、東京湾海上交通センター）》

- 東京湾海上交通センターにおいて、東京東航路及び東京西航路へ入出港する船舶に対し港則法に従い必要な交通管制信号を行う等、航行規制を実施する。
- 船舶が輻輳する海域に巡視船艇を配置して、船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合で船舶交通に危険が生じるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。
 - ・ 船舶海難の発生
 - ・ 岸壁等係留施設、その他海上構造物の損壊
 - ・ 大量の危険物の海上流出
 - ・ いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上流出
- 緊急物資輸送船舶を、状況により巡視艇による直接警戒等を実施して、都港湾局の開設する広域輸送基地（ふ頭）に着岸できるよう措置をとる。

(ウ) 航行環境の整備

《第三管区海上保安本部（東京海上保安部）（東京湾海上交通センター）》

- 東京湾における海上交通の安全のため、東京湾海上交通センターにおいて航行管制及び情報提供を行えるよう整備している。
- また、海洋情報部による水路の測量や潮汐の観測を実施するとともに、船舶の航路等を示す光波標識（灯標及び灯浮標）、電波標識（レーダービーコン）の整備及び航路の指定などの環境整備を実施している。

(エ) 航空交通規制の活動態勢

《東京航空局》

- 地震が発生した場合には、東京航空局における危機管理処理要領等に基づき、地震災害対策本部を設置して、航空交通規制を実施するとともに、以下の措置をとる。

（資料第●●「地震災害対策本部組織図」別冊①資料P●●）

 - ・ 情報の収集、伝達及び報告並びに関係行政機関、航空会社その他の機関との連絡調整を行う。
 - ・ 航空会社及びその他の関係機関に対して、航空機とその輸送能力の報告を求め、常にその状況を把握する。
 - ・ 施設の巡回、点検、整備等必要な保安措置及び航空事故防止措置、その他応急救護活動等の措置を行う。
 - ・ 都本部及びその他の関係機関と連絡を密にし、航空輸送基地（東京国際空港）を確保する。
 - ・ 関係航空会社と常に連絡調整を図り、人命救助及び緊急輸送等の協力を求める。

（オ）飛行管制措置

《東京航空局》

- 東京国際空港が使用できない場合の措置
 - ・ 飛行中の航空機を他空港へダイバートさせるための措置を行う。
 - ・ 人命救助及び緊急物資輸送のために運航しようとする航空機に対しては、飛行場以外の場所であっても離着陸することができるよう便宜を図ることとする。
- 東京国際空港が使用できる場合の措置
 - ・ 被災状況に応じ、離着陸可能な航空機を順次運航させる。なお、運航に当たっては着陸機を優先することとし、着陸の順序は、航空機の残燃料等の状況に応じて臨機応変に措置する。
 - ・ 人命救助及び緊急物資輸送のために運航しようとする航空機に対しては、駐機場、発着時刻等を調整し、当該機を円滑に離着陸させる。

イ 河川・港湾関係障害物除去

《都建設局》

- 舟航河川における障害物を除去する。なお、除去物は一時的に船舶航行の障害にならない場所に集積する。この作業の円滑な実施のために、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会等と、応急復旧に関する協定を締結している。
- 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。除去物は中央防波堤にある揚陸場又は、その都度定める場所に集積する。

《都港湾局》

- 船舶航路等の障害物を早期に発見するため、海上保安部と連絡を密にし、局所有の監視艇等により速やかに巡回する。
- 障害物除去に当たっては、局保有のしゅんせつ船等の船舶を利用して作業を実施するほか、東京港埠頭株式会社やサルベージ業者等の応援を求め、船舶の航行等の安全を図る。
- 除去した障害物等は、あらかじめ指定した集積場所に集積するほか、その種類によっては、一時的に船舶航行の障害にならない場所に集積する。
- 早急に除去することが困難な障害物は、標識の掲示及び危険防止措置を講じ、海上保安部に連絡し告示等の方法により周知を図る。流出油・流木の応急対応については、第3章第5節3-3「流出油、流木の応急対策」P●●を参照のこと。

《第三管区海上保安本部（東京海上保安部）》

- 船舶航行の障害となる漂流物を除去する（巡視船艇により対応可能な範囲に限る。）。
- 除去した漂流障害物については、東京都が指定した集積所にえい航し、東京港管理事務所に引き継ぐ。
- 巡視船艇による除去が困難なものについては、船舶交通の危険を防止するための措置を講じ、東京港管理事務所に引き継ぐ。

《関東地方整備局》

- 河川機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂等の障害物を除去する。
- 港湾管理者が管理する区域に対する支援を行う。

ウ その他応急措置

河川及び内水排除施設

《都下水道局》

- 水再生センター・ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の応急復旧に努める。

港湾・漁港施設

《都港湾局》

- 地震、津波等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設等が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急

措置及び応急・復旧対策を行う。

- 東京港の港湾施設については、関係機関及び関係民間団体の協力を得て必要な措置を行う。

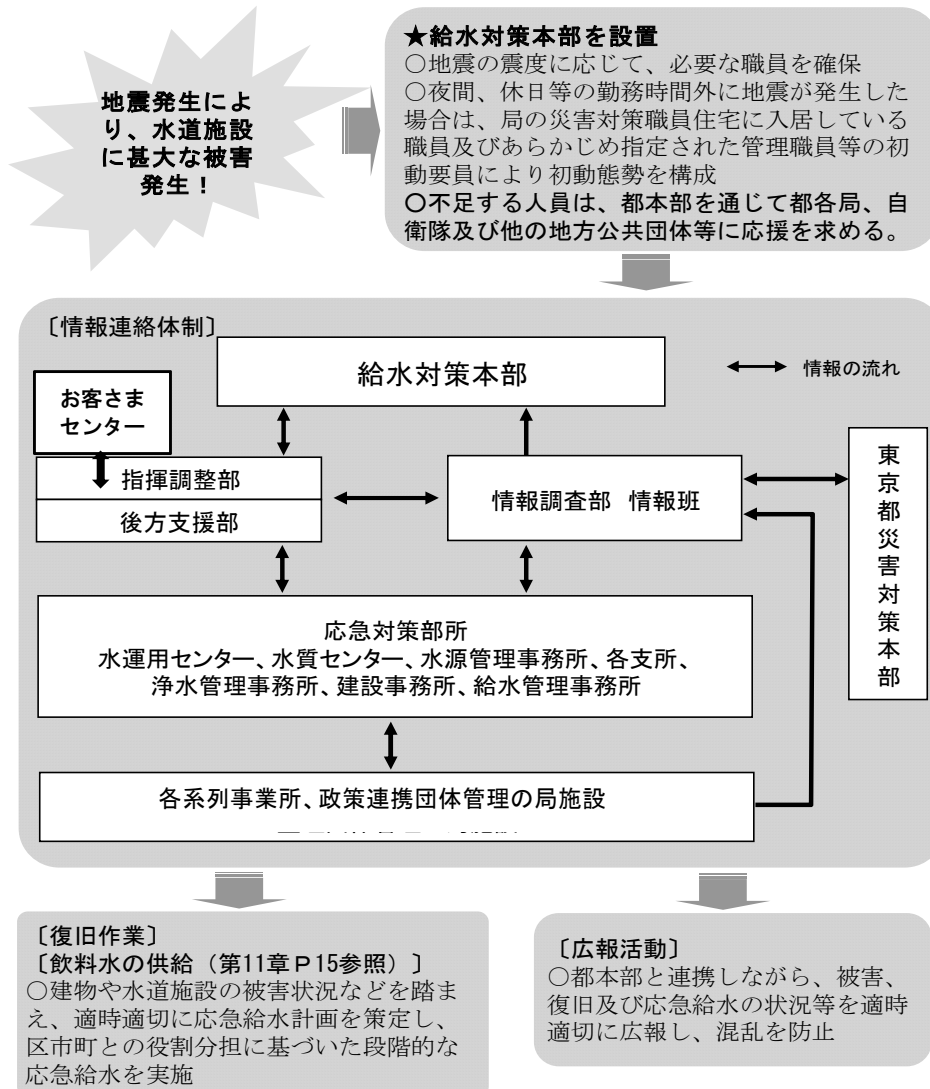
4 水道

（１）対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 水 道 局	○ 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底 ○ 施設の点検・被害調査を実施 ○ 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施

（２）業務手順



（資料第●●「給水対策本部組織図」別冊①資料P●●）

(3) 詳細な取組内容

《都水道局》

- 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。
- お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。
- 取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
- 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗に合わせ、再調整を実施する。
- 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。
- 水道水源林が被災した場合は、ドローン等を用いて被災箇所の調査を実施する。

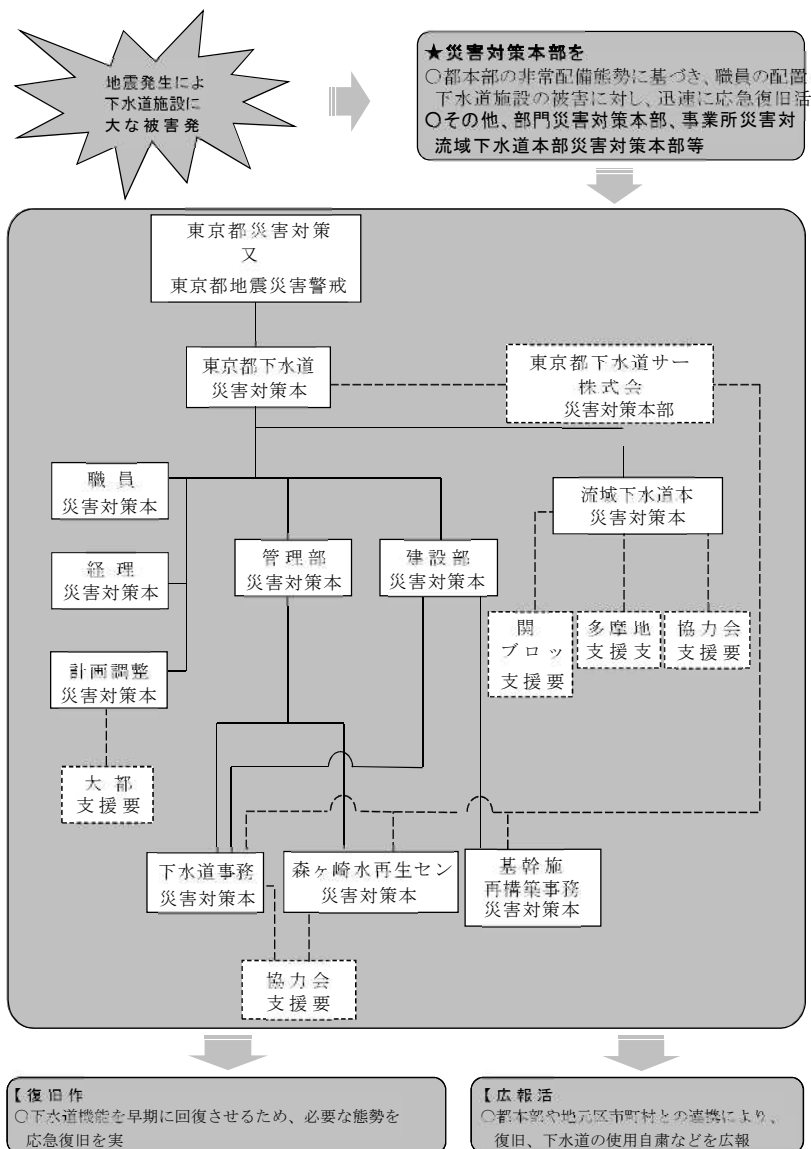
5 下水道

(1) 対策内容と役割分担

下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の調査、点検を行い、被害状況を把握する。

機 関 名	対 策 内 容
都 下 水 道 局	○ 下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底 ○ 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施 ○ 水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び諸機械の運転を継続

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

《都下水道局》

- 下水道管の緊急調査、水再生センター・ポンプ所等の被害状況調査、工事現場の点検等を行う。
- 各施設の点検を行い、施設の被害に対して、箇所、程度に応じた応急措置を実施する。
- 応急復旧に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。
- 被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。
- 市町村の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。

ア 下水道管等

- 緊急輸送道路などを地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、下水道管の被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

イ 水再生センター・ポンプ所等

- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- 水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。
- 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先供給協定により、確保に努める。

ウ 工事現場

- 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

6 電気・ガス・通信等

(1) 対策内容と役割分担

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ	○ 資材の調達・輸送 ○ 震災時における危険予防措置 ○ 応急工事 ○ 災害時における電力の融通
東京ガスグループ ガス事業者	○ 被害情報の収集 ○ 事業所設備等の点検 ○ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○ 被害推定に基づく応急措置 ○ 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○ 資機材等の調達 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 避難所等へのLPガス供給
各通信事業者	○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有、及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策

(2) 業務手順

- 災害対策本部や報道機関等から被害情報を収集するとともに、自社の被害状況を把握する。
- 資材の在庫を常に把握し、応急対策に必要な資材で不足するものは調達・確保する。
- 防災活動等において、安全確保のため必要な場合は、危険予防措置を実施する。
- 応急措置を実施する。

(3) 詳細な取組内容

《東京電力グループ》

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組 <応急対策>

- 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。
- 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
- 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。
- 島しょ地域においては、各島しょ事務所にて設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。

《東京ガスグループ》《ガス事業者》

- 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。
- 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。
- 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。
- 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。
- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。
- 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

《各通信事業者》

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。
 - ・ 気象状況、災害予報等
 - ・ 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
 - ・ 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体

活動状況の情報収集

- ・ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ・ 被災設備、回線等の復旧状況
- ・ 復旧要員の稼働状況
- ・ その他必要な情報

(資料第●●「通信事業者等の活動態勢」別冊①資料P●●)

(資料第●●「通信事業者等の応急対策」別冊①資料P●●)

- 臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

7 エネルギーの確保

(1) 対策内容と役割分担

施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ○ 重要な施設への燃料油の優先供給
東 京 ガ ス グ ル ー プ ガ ス 事 業 者	○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 避難所等への LP ガス供給

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

- 非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用により、病院や社会福祉施設など都民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点（ふ頭、市場等）など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の拠点となる施設の機能維持を図る。

《東京ガスグループ》《ガス事業者》（再掲）

- 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都 LP ガス協会が協力し、避難所等に LP ガスを救援物資として供給するよう努める。

《都総務局》

- 重要施設等からの要請に基づき、予め整備しているリストを活用し、国、石油関係団体へ速やかに燃料供給要請を行う。また、重要施設等の状況や復旧見込に応じ、東京電力への電源車要請や都各局への ZEV による給電依頼等の調整を行う。

【復旧対策】

1 道路・橋梁	4 水道
2 鉄道施設	5 下水道
3 河川・港湾・空港施設等	6 電気・ガス・通信等

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 道路の被災箇所で、被害がある箇所の復旧 ○ 都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
都 港 湾 局	○ 所管道路の障害物除去及び応急復旧の実施
関東地方整備局	○ 応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
区 市 町 村	○ 区市町村道上の障害物除去及び応急復旧の実施
東日本高速道路 中日本高速道路	○ 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から 応急復旧を実施
首都高速道路	○ 災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧 を図る。

(2) 詳細な取組内容

《都建設局》《都港湾局》《関東地方整備局》

- 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。
- 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

《東日本高速道路》《中日本高速道路》

- 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。
- 通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させる。

（資料第●●「都内幹線有料道路現況表」別冊①資料P●●）

＜首都高速道路＞

- 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- 災害復旧にあっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。
(資料第●●「首都高速道路現況」別冊①資料P●●)
(資料第●●「首都高速トンネル現況」別冊①資料P●●)
(資料第●●「首都高速道路網図」別冊①資料P●●)

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 交 通 局 各 鉄 道 事 業 者	○ 施設の被害状況に応じた復旧の実施

(2) 詳細な取組内容

＜都交通局＞

- 長期にわたり営業・運転の再開が困難で、大規模な復旧工事が必要と考えられる場合、局の災害対策本部で局全体の復旧活動の基本方針を策定する。その基本方針に基づき、施設の管理部が実施計画を策定し、施設の復旧を行う。
- 施設等の安全性に重大な影響は与えず、補修工事等により営業・運転再開が可能な場合、施設の管理部が復旧の実施計画を策定し、施設の復旧を行う。

＜各鉄道事業者＞

- 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川・港湾・空港施設等

(1) 対策内容と役割分担

河川管理施設の応急復旧、各機関が所管する施設の緊急工事等を行う。

ア 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策
都 建 設 局	○ 河川管理施設が大規模な破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ○ 区市町村の実施する応急措置を支援
都 港 湾 局	○ 局所管施設の緊急工事
都 下 水 道 局	○ 下水道管、水再生センター・ポンプ所等の排水施設の復旧対策
関東地方整備局	○ 都及び区市町村等の行う応急対策への支援

イ 港湾・漁港施設

機 関 名	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 被害を受けた港湾施設を速やかに復旧し、海上輸送の確保に努める。 ○ 応急的な復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地（ふ頭）及び東京港防災船着場を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を実施
関東地方整備局	○ 被害を受けた港湾施設を関係機関と連携を図りながら、早期復旧、供用に必要な支援を実施

ウ 空港施設

機 関 名	対 策 内 容
東 京 航 空 局 (東京空港事務所)	<東京国際空港> ○ 施設に被害を受けた場合は、空港業務を部分的にでも再開するため応急復旧に努める。 ○ 緊急物資等の輸送機能の維持及び確保に必要な措置をとる。 <島しょ空港（大島、新島、神津島、三宅島、八丈島）> ○ 以下の応急復旧について速やかに実施 ・ 航空保安無線施設又は管制施設等が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの
東京管区气象台	○ 東京国際空港及び島しょ空港（大島、新島、神津島、三宅島、八丈島）の以下の応急復旧について、速やかに実施 ・ 気象施設が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの

機 関 名	対 策 内 容
都 港 湾 局	＜島しょ空港（大島、新島、神津島、三宅島、八丈島）＞ ○ 応急復旧については、各支庁と協議し、速やかに実施 ・ 滑走路・着陸帯・誘導路・駐機場・照明施設などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの ＜東京ヘリポート＞ ○ 関係機関と協力し、早期に施設の復旧に努める。 ＜東京都調布飛行場＞ ○ 関係機関と協力し、早期に施設の復旧に努める。
関東地方整備局	○ 被害を受けた空港土木施設を関係機関と連携を図りながら、早期復旧、供用に必要な支援を実施

（２）詳細な取組内容

＜区市町村＞

- 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 区が管理する河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

＜都建設局＞

- 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
- 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 防潮堤により囲まれる江東地区の河川については、各水門が閉鎖されているときは、木下川排水機場、小名木川排水機場及び清澄排水機場より排水する。
- 排水機場施設の被害を取りまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
- 区が管理する河川管理施設の応急復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

＜都港湾局＞

- 港湾施設の復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地（ふ頭）及び東京港防災船着場を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を行う。
- 特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

＜港湾＞

- ・ 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

- ・ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ・ 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- ・ 外かく施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

<漁港>

- ・ 係留施設の破壊で、漁船等の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- ・ 輸送施設の破壊で、これによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ・ 漁港の埋そくで漁船等の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの
- ・ 外かく施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

《都下水道局》

- 水再生センター・ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- 復旧活動に当たっては、災害時における水再生センター・ポンプ所等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

《関東地方整備局》

- 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- 都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。
- 国が緊急に復旧すべき施設は以下のとおり
 - ・ 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
 - ・ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
 - ・ 河川の堤防護岸等の基礎部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - ・ 河川の埋そくで流水の疎通又は船舶の航行を著しく阻害するもの
 - ・ 護岸、床止、水門、樋門、ひ管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
 - ・ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

4 水道

(1) 対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容 等
都 水 道 局	○ 取水・導水施設の復旧対策 ○ 浄水・配水施設の復旧対策 ○ 送・配水管路、給水装置の復旧対策

(2) 詳細な取組内容

《都水道局》

- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。
ただし、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、応急措置を実施する。
- 都水道局では、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

《市町村》

- 都営水道となっていない市町村の復旧活動等については、その市町村の地域防災計画による。

5 下水道

(1) 対策内容と役割分担

下水道管、水再生センター・ポンプ所等、工事現場等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 下 水 道 局	○下水道管の復旧対策の実施 ○水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施

(2) 詳細な取組内容

《都下水道局》

- 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

＜下水道管等＞

- ・ 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、流下機能を確保するための復旧を行う。

＜水再生センター・ポンプ所等＞

- ・ 水再生センター・ポンプ所等は、流下機能の確保と揚水、沈殿、消毒機能の回復を図り、更に環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
 - ・ 水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。
 - ・ 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先供給協定により、確保に努める。
- 被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。
 - 市町村の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。

《市町村》

- 単独公共下水道や流域関連公共下水道の復旧活動等については、その市町村の定める地域防災計画による。

6 電気・ガス・通信等

(1) 対策内容と役割分担

復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東 京 電 力 グ ル ー プ	○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施
東 京 ガ ス グ ル ー プ ガ ス 事 業 者	○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施
各 通 信 事 業 者	○ 応急復旧による通信確保に取り組む

(2) 詳細な取組内容

《東京電力グループ》

- 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 主な手順は以下のとおり。
 - ・ 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
 - ・ 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
 - ・ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
 - ・ 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
 - ・ 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
 - ・ 変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
 - ・ 配電設備については、配電設備の応急復旧による迅速、確実な復旧を行う。
 - ・ 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。
 - ・ 島しょ地域における復旧活動は、大島・八丈島を拠点とし実施する。また、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し応急復旧にあたる。

- ・ 島しょ地域の復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。
- 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

《東京ガスグループ》

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 具体的な手順は以下のとおり。
 - ・ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - ・ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
 - ・ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
 - ・ 被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
 - ・ 都市ガスの復旧は 2,000～3,000 軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
 - ・ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
 - ・ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
 - ・ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- 更に、必要に応じて次の対応を行う。
 - ・ 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
 - ・ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
 - ・ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

《ガス事業者》

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- LP ガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都 LP ガス協会の点検体制の確立につい

て支援を行う。

《各通信事業者》

- 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況、及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡態勢を構築する。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
(資料第●●「通信事業者等の復旧対策」別冊①資料P●●)
- 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第5章 津波等対策

本章における対策の基本的考え方

○ 総合的対応力の強化による津波等の被害の抑制

東京都沿岸部や区部東部の低地帯、島しょ地域においては、震災時の津波や、堤防等の決壊に伴う被害などへの対策を十分に講じておく必要がある。

東日本大震災の教訓を踏まえ、河川施設、海岸保全施設等の整備や島しょ地域の港湾・漁港施設等の改良などのハード対策と、津波防災意識の啓発や、避難誘導體制の構築などのソフト対策を併せて推進していくことが重要である。

本章では、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的対応力の強化により、津波等の被害を最小限に抑える取組について示す。

○ 現在の対策の状況

都はこれまで、河川施設、海岸保全施設等の耐震対策等を進めるとともに、水門操作の迅速化を図るため、遠隔制御システムを導入してきた。また、訓練実施による津波防災意識の啓発、東京都防災行政無線等の整備による津波警報、注意報等の伝達体制の構築などにも取り組んできた。

島しょ地域においては、都が津波浸水ハザードマップ基本図や津波避難計画モデルを作成し、各町村の津波対策を支援するとともに、島内の幹線道路拡幅の推進等により、防災性の向上を図ってきた。また、港湾・漁港施設等の耐波性・耐震性を確保するため、既存岸壁などの改良を実施している。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、東京都沿岸部において津波高を防御できる水門・防潮堤等が整備されているが、海岸や河川の堤防等が損壊した場合は、被害が拡大するおそれがある。さらに、島しょ地域においては、高い津波が到来するおそれがある。

迅速な情報伝達、避難誘導體制を構築するとともに、避難場所・避難所等の安全性の検証、河川施設、海岸保全施設等の耐震化等についての対策強化や島しょ地域の港湾・漁港施設等の改良が必要である。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 河川施設等の耐震・耐水対策等による津波被害の抑制
→ <到達目標> 河川施設や海岸保全施設等における耐震・耐水対策等を推進
- ・ 避難経路や避難場所・避難所等における安全性確保
→ <到達目標> 津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成
- ・ 島しょ地域の浸水被害の軽減
→ <到達目標> 島しょ地域の港湾・漁港・海岸保全施設等の整備及び改良を推進など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第5章 津波等対策

第1節 現在の到達状況

- 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づく整備計画を策定し、河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策を推進
- 被害想定による津波浸水想定に基づき6町村がハザードマップを作成
- 東京都総合防災訓練において、津波による被害を想定した水門・陸こうの閉鎖訓練や住民の避難訓練等を実施
- 島しょ地域の港湾・漁港における既存岸壁等の改良を実施

第2節 課題

- 「首都直下地震等による東京の被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえた再検証に基づく施設の耐震化等
- 津波浸水想定に基づく安全な避難経路や避難所の確保
- 従来の行政圏域の枠を超えた情報伝達体制の着実な運用や避難体制の構築等
- 島しょ地域における津波の規模や発生頻度に応じた防護目標の明確化とこれに則した海岸保全施設等の整備推進

第3節 対策の方向性

- 「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、河川、海岸保全施設等の耐震・耐水性の確保のための対策を推進
- 津波浸水想定に基づき、必要な自治体のハザードマップ及び津波避難計画の作成を支援
- 都県境や区市町村境界を越えた広域避難について、関係機関等と連携し、避難先の確保や避難誘導の在り方を検討
- 島しょ地域の海岸保全施設等における浸水被害の軽減と、港湾施設等の耐波性、耐震性の向上

第4節 到達目標

- 水門・防潮堤等の耐震化・耐水化等を完了
- 津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成
- 島しょ地域の海岸保全施設や港湾・漁港施設等の整備を推進

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）	
○ 関係施設のさらなる耐震・耐水性の強化	・ 河川・海岸保全施設等の整備 ・ 水防活動に必要な資器材・備蓄等の確保
○ 被害を最小限に抑える体制の構築	・ ハザードマップ等に基づく避難誘導体制の構築 ・ 情報伝達体制の充実・強化 ・ 津波・高潮等の被害に対する防災意識の啓発、教育及び訓練の充実
○ 島しょ地域の地震・津波対策の推進	・ 海岸保全施設・港湾施設等の整備推進 ・ 被害状況の迅速・的確な把握のための仕組の検討 ・ 津波発生時の対応に関する啓発、教育、訓練
地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内	
○ 発災時の迅速・的確な対応	・ 水門・排水機場等の操作等水防活動の徹底 ・ 迅速な応急対策工事による被害拡大の防止
○ 情報伝達体制の確立と適切な避難誘導	・ 多様な情報通信手段を用いた迅速な情報把握 ・ 住民・船舶等への情報の迅速・的確な情報伝達 ・ 適切な避難指示の発令と安全な避難誘導
○ 島しょ地域における応急対策活動	・ 海面状態等の監視による状況把握 ・ 関係者と連携した避難誘導の実施 ・ 迅速な応急対策工事による被害拡大の防止等
地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途	
○ 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	・ 河川管理施設等の応急復旧、緊急工事等 ・ 港湾・海岸保全施設等の復旧
○ 被災者の域外避難	・ 被災者の移送先の決定 ・ 移送手段の確保、移送の実施
○ 活動の早期再開に向けた島しょの防災対策	・ 港湾・漁港施設等の復旧工事実施

第1節 現在の到達状況

1 河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策等の推進

大地震発生時において堤防の決壊による被害を防止するため、東京の沿岸部や低地帯において、耐震性を有する堤防、水門、排水機場等の河川施設、海岸保全施設を整備してきた。

また、東部低地帯における河川施設の耐震対策は、阪神淡路大震災を契機として、平成9年より堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の整備を進め、東部低地帯を囲む隅田川、中川、旧江戸川の外郭堤防や綾瀬川、呑川、内川の堤防、水門・排水機場の耐震対策事業を実施してきた。

また、東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策の在り方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言や耐震性能の照査等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。

都の堤防や防潮堤等は、これまで、伊勢湾台風級の高潮高に対して高さを確保することを目標として施設整備を進めてきた。令和4年5月に東京都防災会議が示した最大の津波高は、これまで整備の対象としてきた高潮高よりも低い想定となっていることから現行計画の堤防高で対応する。

さらに、同年12月には、この基本方針に基づき、最大級の地震が発生した場合にも各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とした「東部低地帯の河川施設整備計画」、「東京港海岸保全施設整備計画」及び「下水道施設の地震・津波対策整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場など、対策が必要な施設の耐震・耐水対策を推進している。

河川施設については、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地域まで範囲を拡大し、耐震・耐水対策を推進している。

海岸保全施設については、令和5年3月に策定した次期計画である「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、引き続き東京都沿岸部における地震・津波・高潮に対する安全性を確保することに加え、気候変動対策も推進している。

2 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化

高潮対策活動において情報把握と施設操作等の迅速化を図るため、東京港の水門管理において、昭和54年より遠隔制御システムを導入し、夜間・休日等に発生した非常災害も含め、非常時の活動への体制を整えている。海岸保全施設における水門等の制御や監視は高潮対策センター及び第二高潮対策センターで行っており、相互にバックアップ機能を有している。河川施設については、水門管理センターで水門等の制御や監視を行っており、さらに水門管理センターが機能不全となった場合に備え、バックアップ施設として木下川センターを整備している。

水防活動に必要な資器材については、水防倉庫480箇所（令和4年4月1日現

在)に備蓄しており、各機関が定期的に点検を実施している。

3 津波浸水想定に基づく津波浸水ハザードマップの作成

都は、過去の津波被害状況等を踏まえて、平成16年度に伊豆諸島及び小笠原諸島を対象に、それぞれ津波浸水予測調査を実施し、平成18年度に島しょ町村が津波浸水ハザードマップを作成する際に参考となる津波浸水ハザードマップ基本図を作成した。

また、平成25年度には、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」における津波浸水想定に基づき、改めて津波浸水ハザードマップ基本図を作成し、この基本図に基づき、6町村が津波浸水ハザードマップを作成している。

令和4年度には、「首都直下地震等による東京の被害想定」において見直した南海トラフ巨大地震等における津波浸水想定に基づき、津波浸水想定ハザードマップ基本図を改めて作成した。

4 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導体制の構築

東京都防災行政無線をはじめとした情報伝達手段を整備している。

(第2部第7章「情報通信の確保」P●●参照)

また、洋上飛行が可能なヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)装備機体3機を運用している。八丈島については、固定型ヘリテレ受信装置を整備し、リアルタイムで映像を受信することができるが、これ以外の地域では現地映像を録画して活用する。

5 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

都では、地震発生時の津波災害に備えた適切な行動方法や心構え等を「津波に対する心得」として示している。

また、東京都総合防災訓練では、津波による被害を想定し、水門・陸こう・高潮防潮扉の閉鎖訓練や住民の避難訓練等を行い、東京港における津波対策を検証している。島しょ地域においても、津波などの災害が発生した場合に備えた住民の避難訓練や救出救助訓練を実施している。

6 島しょ地域の地震・津波対策の推進

港湾・漁港施設の耐波性を確保するため、既存岸壁等の改良を実施してきた。また、これまでに実施した津波浸水予測調査の下、海岸保全施設の整備を実施している。

さらに、伊豆諸島及び小笠原諸島において、循環線をはじめとした島内の幹線道路について、道路拡幅、線形改良、橋梁等の整備を進め、防災性の向上を図っている。

第2節 課題

【被害想定（大正関東地震・南海トラフ巨大地震）】

被害項目	想定される被害
大正関東地震 最大津波高 (満潮時)	東京湾沿岸区部で T.P. 2.22m、島しょ部で T.P. 7.44m
南海トラフ巨大地震 最大津波高 (満潮時)	東京湾沿岸区部で T.P. 2.63m、島しょ部で T.P. 27.83m

1 河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策等の推進

大正関東地震・南海トラフ巨大地震発生時に地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。

河川施設、海岸保全施設等は、震災時には重要な役割を担うため、「首都直下地震等による東京の被害想定等」を踏まえて耐震・耐水対策を推進する必要がある。

また、海岸保全施設については、気候変動の影響による海面水位の上昇などに対応する必要がある。

2 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化

従来までは、高潮を主に想定した体制を構築してきたが、東日本大震災を踏まえ、新たに津波への対応を含めた体制の検討が必要となった。

東京港の水門管理については、現在は、高潮対策センター及び第二高潮対策センターから遠隔操作を行っているが、地震後の津波襲来時など、確実に操作ができるよう水門等の操作体制の強化が必要である。

3 津波浸水想定に基づく津波浸水ハザードマップの作成等の支援

都は、「首都直下地震等による東京の被害想定」等における津波浸水想定や、令和4年度に作成する津波浸水ハザードマップ基本図に対応した津波浸水ハザードマップの作成等を支援していく必要がある。

津波浸水想定に基づき、必要な自治体は津波浸水ハザードマップを作成するとともに、安全な避難経路や避難場所・避難所等の確保など、地域特性に応じた対策を講じることが必要である。

4 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導体制の構築

津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報・注意報等を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する必要がある。地震が発生してから津波が来襲するまでに時間の余裕がない場合があ

ることから、沿岸区、島しょ町村等において、伝達ルートに関係なく最初の警報・注意報に接したときは、直ちに住民等に周知し、避難させるなどの的確な措置を行う必要がある。

とりわけ、津波の発生を伴う大正関東地震・南海トラフ巨大地震が高潮と同時に発生した場合には、区部沿岸部において、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性も考えられる。

都は、河川が都県境域や自治体の行政界であることを踏まえ、従来の行政圏域の枠を超えた情報伝達体制の着実な運用や避難体制の構築等に取り組む必要がある。

また、災害時の島しょ地域への円滑な応援活動を実施するためには、島しょ地域全域をカバーするヘリテレ受信体制の整備など、通信網の多重化（バックアップ）が重要である。

5 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

新たな津波浸水予測調査の結果に基づき、現在の避難経路や避難場所・避難所等における安全性が確保されているか検証する必要がある。

また、現状では、避難場所・避難所等についての正しい理解が十分に普及しているとはいえず、津波、火災等の災害の態様に応じた安全な避難方法等について、広く普及啓発を進める必要がある。

6 島しょ地域の地震・津波対策の推進

対策の推進に当たっては、「首都直下地震等による東京の被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。

最大クラスの津波に対しては、ハード対策によって完全に浸水を防御することは現実的でないことから、津波の規模や発生頻度に応じて防護目標を明確化することが必要である。

第3節 対策の方向性

1 河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策等の推進

堤防・水門・排水機場・防潮堤等の耐震対策等については、「東部低地帯の河川施設整備計画」、「東京港海岸保全施設整備計画」及び「下水道施設の地震・津波対策整備計画」に基づき最大級の地震が発生した場合においても、津波等による浸水を防止するため、耐震性の強化を図る。また、万が一、地震により堤防等が損傷した場合においても、水門や排水機場の電気・機械設備が浸水しないよう耐水対策を行う。

都の堤防等は、これまで、伊勢湾台風級の台風による高潮高に対して高さを確保することを目標として施設整備を進めてきた。津波への対応については、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）で想定される最大の津波高が、高潮防御事業の計画高潮位よりも低いことから、堤防高の変更はせず、現行計画での高潮対策を進めることにより対応する。

また、海岸保全施設については、気候変動の影響による海面水位の上昇などを踏まえ、防潮堤の嵩上げ等を行う。

2 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化

二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門等の操作体制を強化し、東京都沿岸部を水害から守る。また、陸こう等については、施設の削減や遠隔制御システムの導入に取り組む。

都の水防組織においては、関係局や区市町村、水防管理団体が連携して、必要となる水防資器材の確保や体制の整備を行うことで、災害時には迅速に対応する。

3 津波浸水想定に基づく津波浸水ハザードマップの作成等の支援

都は、「首都直下地震等による東京の被害想定」等における津波浸水想定に基づき、必要な自治体の津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成を支援する。

さらに、都は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進する。

4 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導体制の構築

多様な受信手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、都民の安全の確保に取り組んでいく。

また、都県境や区市町村境界を越えた広域避難について、関係機関等と連携し、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方を検討する。

（第2部第10章「避難者対策」P●●参照）

5 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

地域において津波防災意識の啓発や訓練等を継続的に実施し、防災に対する正しい知識と体験を都民に広める。

6 島しょ地域の地震・津波対策の推進

津波の規模や発生頻度に応じた防護目標に則して海岸保全施設等の整備を推進し浸水被害を軽減するとともに、被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保する。(最大クラスの地震・津波への対策は、第4部「南海トラフ地震等防災対策」P●●参照)

また、ハード対策に加え、避難体制の構築、訓練、防災教育などソフト対策を組み合わせた総合的な対策を推進する。

第4節 到達目標

1 河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策等の推進

河川施設、海岸保全施設等については、必要な機能を確保するため、耐震対策等を講じる。

- ・ 東部低地帯を守る河川施設について、平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づく耐震・耐水対策を実施するとともに、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地域まで範囲を拡大し、耐震・耐水対策に着手
- ・ 東京の沿岸部を守る海岸保全施設について、「東京港海岸保全施設整備計画」（計画期間：令和4～令和13年度）に基づき、耐震・耐水対策等に加えて気候変動対策を推進
- ・ 水再生センター・ポンプ所等の耐震・耐水対策等を推進

2 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化

二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門の操作体制を強化し、発災時における水門・陸こう等の操作機能等を確保する。

3 津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成

都の津波浸水想定に基づき、必要な自治体で津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成を完了する。

4 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導体制の構築

都は、区市町村とともに、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の多様な受信手段を用いることにより正確な津波警報・注意報等をいち早く都民

に伝達する体制を整備する。

都の津波浸水予測調査に基づき、安全な避難経路や高台の避難場所・避難所等を確保するほか、広域避難に関する的確な避難誘導體制を整備するなど、あらゆる事態に備えた避難対策を推進する。

5 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

津波への対応や避難方法等についての周知徹底や、実践的な訓練等を通じ、地域防災力の向上を図る。

6 島しょ地域の港湾・漁港施設等の耐波化・耐震化を推進

海岸保全施設及び港湾・漁港施設の整備を推進して浸水被害の軽減を図るとともに、津波浸水ハザードマップ作成をはじめとした津波防災対策の強化を図るなど、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な対策を講じる。

- ・ 海岸保全施設等の整備推進や港湾・漁港施設等の粘り強い構造への転換により、浸水被害を軽減
- ・ 被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保

第5節 具体的な取組

【予防対策】

1 河川・海岸保全施設等の整備	6 大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関する情報等の伝達体制の充実・強化
2 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化	7 津波予測等に対する避難誘導
3 水防組織	8 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実
4 資器材の整備	9 島しょ地域の地震・津波対策の推進
5 津波浸水予測に基づく津波浸水ハザードマップの作成等	

1 河川・海岸保全施設等の整備

(1) 対策内容と役割分担

都と国土交通省関東地方整備局、区市町村は、管理区域である河川・海岸保全施設等の整備に連携して取り組む。

各 機 関	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、水門、排水機場、堤防などの河川施設の耐震・耐水対策等を推進
都 港 湾 局	○ 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・耐水対策等に加え、気候変動の影響を踏まえた防潮堤の嵩上げ等を推進
都 下 水 道 局	○ 水再生センター・ポンプ所等の耐震化・耐水化を推進 ○ 下水道管や水再生センター・ポンプ所等の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資器材を整備しておくよう協力を依頼
関 東 地 方 整 備 局	○ 国の直轄河川である荒川、江戸川、中川、多摩川について、築堤、護岸、高規格堤防等の整備を実施

(2) 詳細な取組内容

《都建設局、都港湾局、都下水道局》

- 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づいて策定した整備計画により、河川、海岸保全施設等の耐震・耐水対策等を行う。

- 津波への対応については、堤防高の変更はせず、現行計画での高潮対策を進めることにより対応する。

ア 河川施設

《都建設局》

- 東部低地帯を守る河川施設については、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対しても必要な機能を保持できるよう、必要に応じて更なる耐震性の強化を図ることとし、平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づく耐震対策を実施するとともに、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地域まで範囲を拡大し、耐震対策を推進する。
- 水門や排水機場等の電気・機械設備については、万一堤防等の損傷により浸水した場合にも、必要な機能が保持できるように耐水対策を講じていく。
- 東部低地帯の主要5河川（隅田川・中川・旧江戸川・新中川・綾瀬川）においては、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を推進し、安全性の向上を確保する。
- 整備に当たっては、広域的に地盤が低い地域、堤防背後の地盤高、施設の機能・配置・老朽度、東京都防災会議による浸水被害想定等により優先度を勘案し、計画的に対策を講じていく。

イ 海岸保全施設等

《都港湾局》

- 東京都沿岸部における地震・津波・高潮に対する安全性を確保するとともに、気候変動の影響に対応するため、令和5年3月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、海岸保全施設整備を推進する。
- 水門、排水機場、防潮堤、内部護岸等の耐震対策については、「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、最大級の地震が発生した場合においても、津波による浸水を防ぐことを基本とし、耐震性の強化を図る。
- 万が一、地震により防潮堤が損壊した場合においても、水門・排水機場等の電気・機械設備が浸水しないよう、耐水対策を実施する。
- 防潮堤の整備にあたっては、気候変動に伴う海面水位の上昇を想定した高潮高に対応するため、嵩上げ等を行う。

ウ 下水道施設

《都下水道局》

- 水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化

を推進する。

- 大規模地震の発生後を見据え、気候変動の影響を踏まえた高潮等に対応するため、下水道施設の耐水化を実施していく。

2 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化

(1) 対策内容と役割分担

都は、二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門等の操作体制を強化するとともに、陸こうの閉鎖等を迅速・確実に行えるよう、陸こうの削減や遠隔制御システムの導入を含め、操作体制を強化する。

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 津波避難ビルの確保、海拔表示、河川水位のリアルタイム表示など、各自治体が実施する先進的な防災対策を調査検討し、効果的な取組を他自治体にも普及促進
都 港 湾 局	○ 二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門等の操作体制を強化
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部) (東京湾海上交通センター)	○ 大規模災害発生時における船舶への警報などの伝達、避難すべき海域などの情報提供を迅速かつ確実に行うための体制を構築

(2) 詳細な取組内容

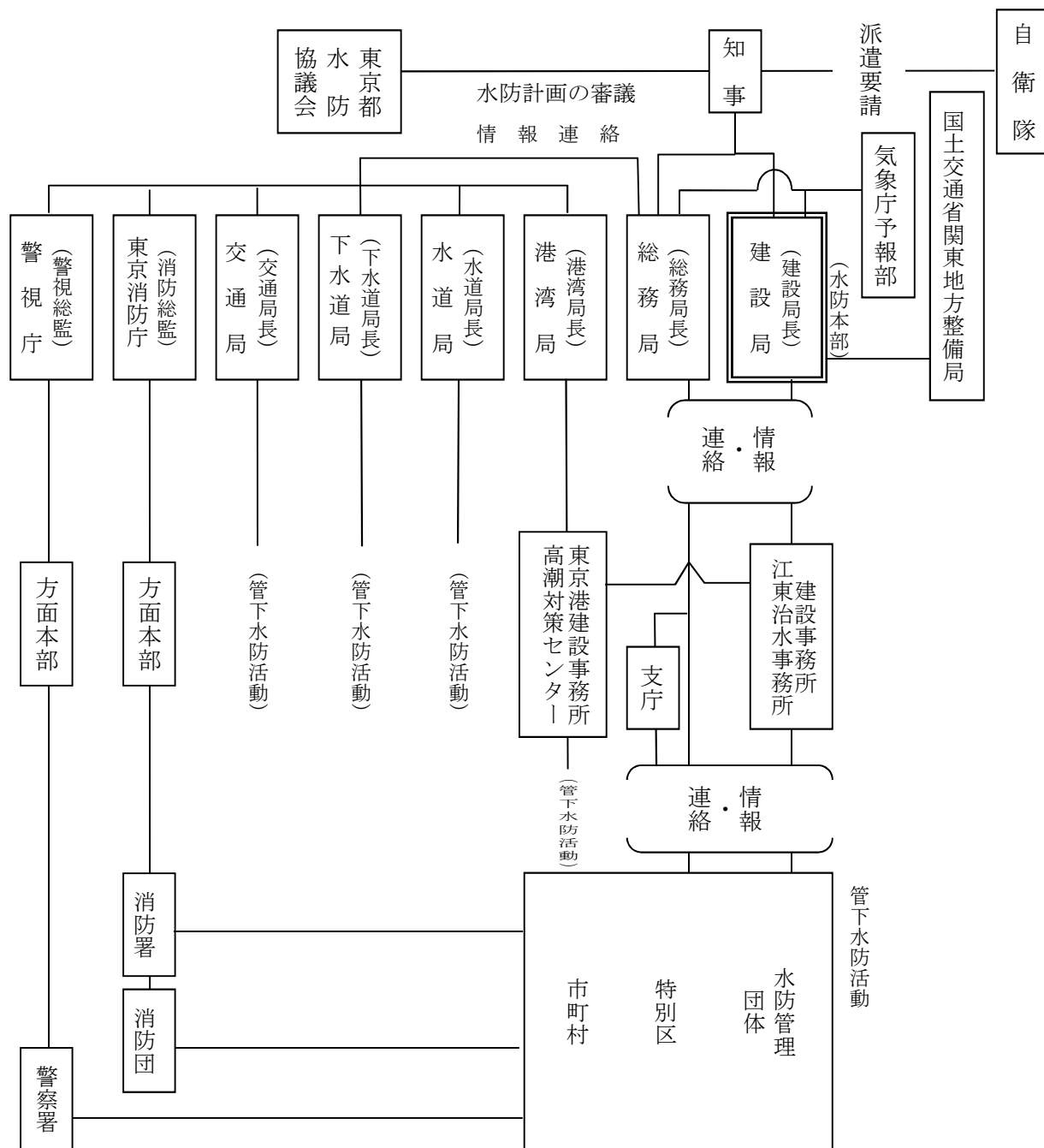
- 都は、関係自治体との意見交換会等により、津波避難ビルの確保、海拔表示、河川水位のリアルタイム表示など各自治体における取組状況を調査検討し、住民に分かりやすい効果的な取組を他自治体にも普及させる。
- 地震・津波・高潮に迅速かつ確実に対応するため、高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門等の操作体制を強化するとともに、陸こうの削減や遠隔制御システムの導入等を推進する。

3 水防組織

(1) 対策内容と役割分担

東京都における水防に関する組織は、以下組織図のとおりである。

(資料第●●「水防組織配備動員態勢」別冊①資料P●●)



(2) 詳細な取組内容

水防活動とは、洪水や高潮、津波等の場合に、河川の巡視をし、危険な場合には土のうの積上げ、シートの設置など水害の被害を未然に防止・軽減する活動の総称である。水防組織が連携して、水防活動に取り組む。

(詳細は東京都水防計画を参照)

4 資器材の整備

(1) 対策内容と役割分担

津波や地震による堤防等の決壊による被害を防止するため、施設管理者は、水防上必要な資器材の整備を行う。

各 機 関	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 管内における水防作業に対して効果的な援助ができるように水防倉庫を整備し、資器材を備蓄 (水防用備蓄資器材については、都水防計画を参照) ○ 管内の他の水防機関との情報連絡、情報収集を推進
都 港 湾 局	○ 震災時の水防活動が十分行えるよう、水防倉庫等に資器材を備蓄 ○ 資器材については、定期的に点検し、数量を確保
都 下 水 道 局	○ 下水道管や水再生センター・ポンプ所等の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資器材の備蓄の協力を依頼
関 東 地 方 整 備 局	○ 関東地方整備局管内において、河川防災ステーション等では必要な水防資器材を備蓄 ○ 関係機関と水防資器材の種類、数量等について、情報を共有化
沿 岸 区 村 島 し ょ 町 村	○ 水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保を実施 ○ 水防管理団体は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認

(2) 詳細な取組内容

東京都及び関係機関は、想定される施設被害状況等を踏まえ、必要となる資器材を適切な保管場所に備蓄するものとし、主体間で相互に協力し合うものとする。

5 津波浸水予測に基づく津波浸水ハザードマップの作成等

(1) 対策内容と役割分担

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、最新の被害想定等を踏まえた津波浸水想定に基づき、必要となる自治体は津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成を行う。

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 津波浸水想定に基づくハザードマップ基本図を提供し、沿岸区及び島しょ町村の津波浸水ハザードマップ作成を支援

各 機 関	対 策 内 容
	○ 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめとした津波対策を推進 ○ 津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供
都 各 局	○ 事業所や学校などの施設において、利用者等の安全を確保し、迅速かつ確実な避難を行うため、津波避難計画を策定
沿 岸 区	○ 都が実施する津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波ハザードマップを作成又は改定し、津波対策の充実を図る。
島 し ょ 町 村	○ 都が実施する津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波ハザードマップを作成又は改定し、津波対策の充実を図る。 ○ 推進計画に基づき、避難対象地域、指定緊急避難場所等、避難経路等を記載した津波避難計画を策定 ○ 住民による地域の津波避難計画作成を促し、住民等への理解を深める。 ○ 国、都などの庁舎等や民間施設を含む津波避難施設を適切に指定

（２）詳細な取組内容

《都総務局》

- 津波浸水想定が更新された際は、各島における地域ごとの浸水域などについてより詳細な検討を行った上で、その結果をハザードマップ基本図として島しょ町村に提供するなど、島しょ町村の津波防災対策を支援する。
- 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめ、それぞれの実情や課題に即した実効性のある対策を町村とともに推進していく。
- 津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体に対して、避難行動、避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供する。

《都各局》

- 事業所や学校などの施設において、迅速かつ確実な避難を行うため、災害の状況に応じ、施設職員等が協力して、利用者等の安全確保が図れるよう、津波

避難計画の作成等を行う。

《島しょ町村》

- 地域ごとの浸水域を住民、観光客等にし、迅速かつ確実な避難により人命を守るため、津波浸水ハザードマップを作成・配布する。
- 避難対象地域、指定緊急避難場所等・避難経路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 津波避難計画の策定に当たっては、住民による地域ごとの津波避難計画の作成を支援し、津波避難に関して住民等の理解を深める。
- 最大クラスの津波に対応できる指定緊急避難場所等として、国、都等の庁舎等及び民間施設を含む津波避難施設の適切な指定を行う。
- 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底しておくものとする。
- 地震発生後の海面状況の監視、避難の指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者などの観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、指定緊急避難場所等を定め、住民等に周知徹底を図る。

第5章 津波等対策

第5節 具体的な取組 <予防対策>

【津波避難計画で検討する内容（例）】

- ① 津波浸水想定区域
想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲を、津波浸水シミュレーション等による津波の浸水地域に基づき定める。
- ② 避難対象地域
津波が発生した場合に避難が必要な地域を、津波浸水想定区域に基づき設定
- ③ 避難迅速化重点地域
津波の到達までに、避難対象地域の外に避難することが困難な地域で、より迅速な避難などの対策を重点的に展開する必要がある地域
- ④ 避難（場）所
区市町村で設定した場所（施設）で、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外にある場所（施設）を選定
- ⑤ 避難目標地点
避難対象地域の外縁と避難経路の交点に設定
- ⑥ 避難経路等
避難目標地点まで短時間で到達できる経路で、安全性の高い経路を定める。
- ⑦ 初動体制
津波警報・注意報等が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。
- ⑧ 津波警報・注意報等の収集及び伝達
津波警報等や津波情報等を誰に、どのような手順で、どのような経路で伝達するかを定める。
- ⑨ 避難指示等の発令
津波警報・注意報等の通知を受けた場合又は認知した場合、自動的に避難指示等を発令する体制とする。
- ⑩ 避難行動要支援者、観光客等の避難対策
避難対象地域の避難行動要支援者や観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援
※特に、避難行動要支援者については、津波からの避難も想定した個別避難計画の策定に努める。
- ⑪ 防災事務に従事する者の安全確保
避難誘導、津波防災施設の操作等の防災事務の従事者が、津波浸水想定区域内で活動する場合の退避ルール等の確立
- ⑫ 津波対策の教育・啓発
津波発生時に円滑な避難を実施するため、津波のおそろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育・啓発を実施
- ⑬ 津波避難訓練の実施
地域の実情に応じて訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、可能な限り多くの回数を実施

6 大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化

(1) 対策内容と役割分担

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、沿岸区及び島しょ町村は、大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の情報（以下、「津波警報・注意報等」という。）を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。

（資料第●●「津波警報・注意報等の種類、標識」別冊①資料P●●）

（資料図●●「東京都の津波予報区」別冊①資料P●●）

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、沿岸区、島しょ町村、避難が必要な者にいち早く伝達する体制を構築
沿 岸 区 島 し ょ 町 村	○ 津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都や他の区市町村及び港湾管理者等と共に検討し、体制を構築 ○ 防災行政無線の整備・充実

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 気象庁とのホットラインなどにより、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集する。

《都総務局及び区市町村》

- 都及び区市町村は、津波警報・注意報等の情報伝達に対して防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、「東京都防災アプリ」等、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。
- 住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報・注意報等の情報伝達網と津波浸水ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。

《島しょ町村》

- 防災行政無線の整備・充実により、関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。

7 津波予測等に対する避難誘導

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 津波警報・注意報等に関して、避難が必要な者に、いち早く正確に情報を伝達する体制を整備 ○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」等における津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援
沿 岸 区 島 し ょ 町 村	○ 都が公表した津波浸水想定に基づき、必要な自治体では、津波警報・注意報等を迅速・的確に伝達するとともに、速やかな避難誘導を行うため、津波避難計画を策定 ○ 津波避難計画には、避難場所や避難経路等を示し、実地踏査等を繰り返すことで住民等への理解を促進 ○ 避難行動要支援者について、津波からの避難を想定した個別避難計画を策定 ○ 住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 都は、沿岸区及び島しょ町村に対して、以下の項目を含めた避難誘導等の計画の作成を支援することで、実際に津波警報・注意報等が発表された際の、住民や労働者、観光客、船舶等の迅速な避難を促し、安全な避難態勢を確保する。

《島しょ町村》

- 津波の危険性を正確に住民等に認識させるため、国等と連携して津波警報等の伝達及び避難指示を的確に実施し、住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。
- 災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、「避難行動要支援者名簿」の情報を適切に更新する。合わせて、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。
- 避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の避難支援等関係者に対する提供に当たっては、区市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者本人の同意が必要であることに留意する。
- 避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）を参

考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

8 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

(1) 対策内容と役割分担

都及び区市町村は、「地震イコール津波・即避難」を全都民の共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を都民に広める。

(資料第●●「津波避難指示文例、津波に対する心得」別冊①資料P●●)

各 機 関	対 策 内 容
都 教 育 庁	○ 防災教育において、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導 ○ 公立学校の「防災計画」を教職員へ周知を徹底 ○ 児童・生徒及び保護者に対する津波対応等の周知を徹底 ○ 沿岸区及び島しょ地域の学校において実践的な避難訓練を実施
沿 岸 区 村 島 し ょ 町 村	○ 住民等に対する津波防災教育を実施 ○ 都が公表した津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波浸水ハザードマップを作成・配布し、津波への対応や、避難場所・避難所等の位置等を周知 ○ 各消防署・警察署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進
東京管区气象台	○ 津波防災に関する普及・啓発を促進

(2) 詳細な取組内容

《都教育庁》

- 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用して、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導する。
- 教職員には、学校の「防災計画」の内容を周知徹底する。
- 沿岸区及び島しょ地域の学校では、津波の襲来を想定して、実践的な避難訓練を定期的に実施する。

《沿岸区、島しょ町村》

- 住民等に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための教育に努める。
- 津波浸水ハザードマップを作成・配布し、住民等に対して、津波への対応や避難の方法、避難場所・避難所等の位置等の周知を行う。

(第2部第10章「避難者対策」P●●参照)

- 島しょ町村は、関係防災機関、地域住民、事業所等が一体となって、津波警

報・注意報授受伝達、避難誘導、避難等の実践的訓練を実施する。

《東京管区気象台》

- 津波による人的災害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、都や区市町村、その他防災機関と連携し、以下の項目について普及・啓発を図る。
- ・ 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数日から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）
- ・ 津波警報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・ 警報・注意報発表時にとるべき行動

9 島しょ地域の地震・津波対策の推進

（1）対策内容と役割分担

伊豆諸島及び小笠原諸島の防災対策は、東日本大震災後の首都直下地震等による東京の被害想定等を踏まえ、浸水被害を軽減するとともに、必要な耐震強化等に取り組む。

（第4部第4章「南海トラフ地震等防災対策」第1節 災害予防対策 P●●参照）

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 津波浸水想定に基づく津波浸水ハザードマップ基本図を提供し、島しょ町村の津波浸水ハザードマップ作成を支援 ○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、各島の津波対策を支援 ○ 津波を想定した総合防災訓練を島しょ町村と合同で行い、新たな避難計画の策定やその後の防災訓練に反映 ○ 関係各局と島しょ町村とで構成される連絡会を設置し、各町村との情報共有や意見交換を行い、津波浸水ハザードマップ作成をはじめとした津波対策の推進について検討
都 建 設 局	○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、海岸保全施設の整備推進や必要に応じた既存施設の改良等を促進

各 機 関	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、港湾施設及び海岸保全施設の整備推進や必要に応じた既存施設の改良等を実施
島 し ょ 町 村	○ 地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを推進

（２）詳細な取組内容

《都総務局》

- 各島における地域ごとの浸水域などについてより詳細な検討を行った上で作成した津波浸水ハザードマップ基本図を島しょ町村に提供し、津波浸水ハザードマップ作成を支援する。
- 南海トラフの巨大地震に関し、人的・物的被害などを島ごとに検証し、島しょ町村に提供するなど、各島の津波対策を支援する。
- 地震の発生により短時間で到来する津波を想定した総合防災訓練を島しょ町村と合同で行い、訓練で得られた成果や課題を検証して、島しょ町村の新たな避難計画の策定やその後の防災訓練に生かしていく。
- 関係各局と島しょ町村とで構成される連絡会を設置し、各町村との情報共有や意見交換を行い、津波浸水ハザードマップ作成をはじめ、それぞれの実情や課題に即した実効性のある対策を町村とともに検討していく。

《都総務局、警視庁、東京消防庁》

- 島しょ地域におけるヘリテレ映像のリアルタイム受信を可能とし、都、警視庁及び東京消防庁で共有する体制の実現に向けた検討を行う。

（第2部第7章「情報通信の確保」P●●参照）

《都建設局、都港湾局》

- 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、護岸などの海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。

《島しょ町村》

- 島しょ町村は、都と連携し、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりに取り組んでいく。

【応急対策】

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 河川、海岸、港湾施設等の応急対策 | 3 津波に対する避難誘導態勢 |
| 2 津波警報・注意報等の伝達体制 | |

1 河川、海岸、港湾施設等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

海岸保全施設や港湾施設等の応急対策について定める。各施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、予防措置を実施する。被害を受けたときは、速やかに応急・復旧対策を行う。

ア 河川、海岸保全施設

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 水位及び潮位の観測を実施 ○ 河川管理施設及び工事箇所の変位の発見に努力 ○ 堤防、護岸の崩壊による災害の発生を防止するため、また崩壊の拡大防止のため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を実施
都 港 湾 局	○ 水門等については、地震発生及び津波警報が発表された場合には、必要な操作体制を配備 ○ 海岸保全施設及び工事箇所の変位の発見に努力 ○ 緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を実施 ○ 必要に応じ排水機を操作して内水位を低下
都 下 水 道 局	○ 高潮防潮扉については、津波警報が発表された場合には、直ちに全防潮扉の操作体制を配備。また、他の水防機関と連絡調整 ○ 下水道管や水再生センター・ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を実施
警 視 庁	○ 被災者の人命救助等に当たるほか、周辺地域の交通規制を実施
東 京 消 防 庁	○ 救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動
沿 岸 区 島 し ょ 町 村	○ 堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止のために、水防活動や必要な場合は応急対策工事を実施 ○ 建設事務所、支庁、都建設局道路管理部・河川部に速報

機 関 名	対 策 内 容
関東地方整備局	○ 堤防、護岸の崩壊による災害の発生を防止 ○ 水位の観測を実施 ○ 河川管理施設及び工事箇所の変位の発見に努力 ○ 堤防、護岸の崩壊による災害の発生を防止するため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を実施

イ 港湾・漁港施設

機 関 名	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 港湾施設について、関係機関及び関係民間団体の協力を得て必要な措置を実施 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施 ○ 被災時の応急対策業務及び港湾・漁港区域において発生した船舶の航行安全に支障となる障害物の除去
各 支 庁	○ 被害のあった島しょ港湾・漁港施設の使用停止等の措置を実施 ○ 速やかな被害状況調査及び応急対策の実施
関東地方整備局	○ 被害を受けた港湾施設を関係機関と連携を図りながら、速やかに把握するとともに、応急対策に必要な支援を実施

（２）業務手順

○ 水防組織

津波等による災害の発生が予想される場合は、水防活動が行われる。都の水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき、洪水、高潮、津波等による水害を防御し、被害を軽減することを目的として、東京都内の水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を規定したものであり、東京都地域防災計画風水害編における水防に関する具体的事項について定めている。

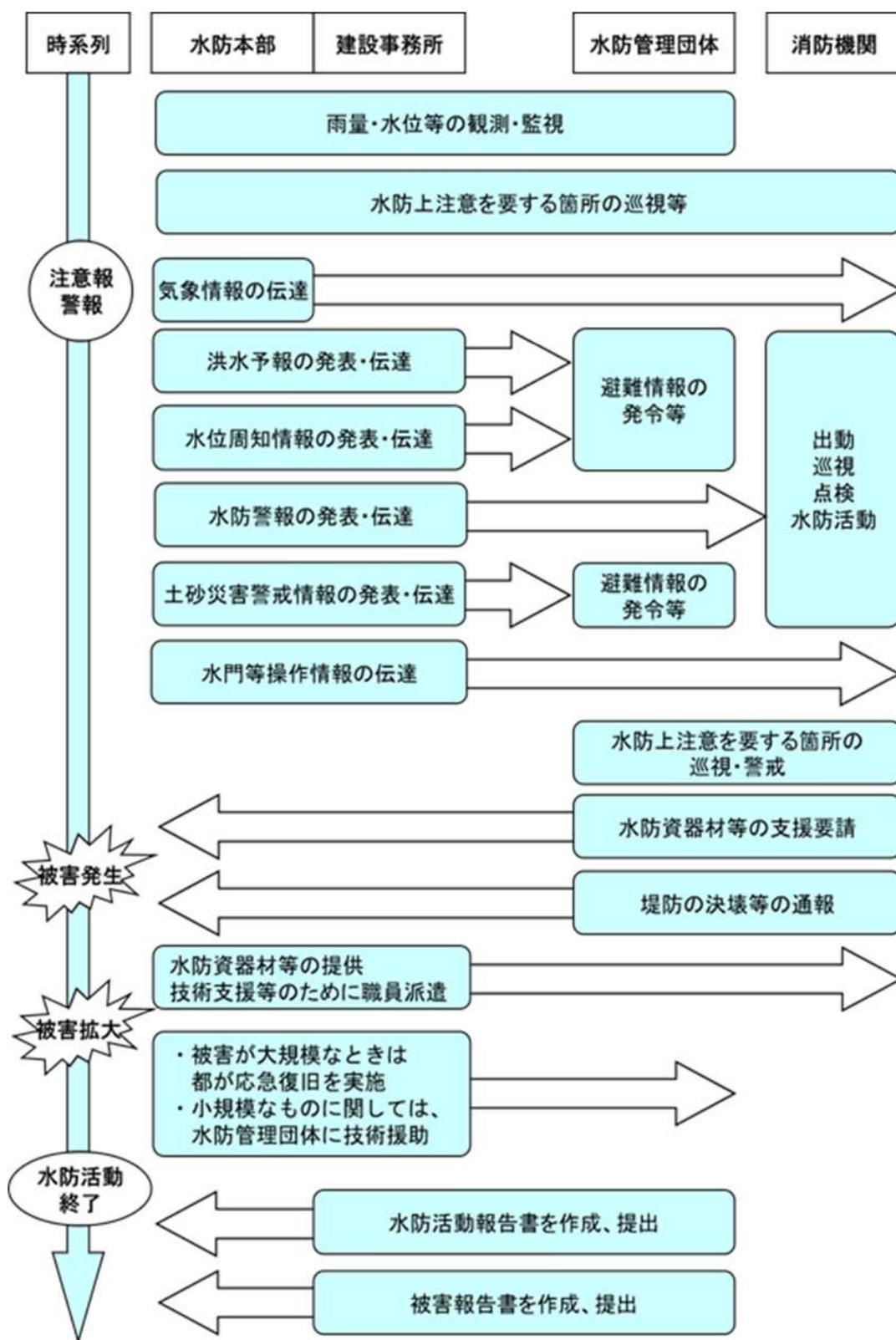
以下に水防に係る都の組織等を参考に示す。

ア 都の水防組織

水防に係る都の組織は「予防対策 3（1）」のとおりである。

イ 都及び水防管理団体等の水防活動

都及び水防管理団体等は、津波等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、以下の水防活動を行う。



※以上、令和4年度東京都水防計画から引用

(3) 詳細な取組内容

都は、水防法第7条に基づき「東京都水防計画」に定められた水防業務の円滑な実施に必要な事項の規定等に従い、各主体間が連携し、速やかに水防活動を実

施する。

ア 河川・海岸保全施設

- 都建設局、都港湾局、関東地方整備局は、応急対策等について、各々が締結する「災害時における応急対策業務に関する協定」等により対処する。
- 都建設局、都港湾局及び区市町村は、堤防、護岸の崩壊による災害発生及び崩壊の拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。また区市町村は、堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

《都建設局、都港湾局》

- 管理する施設が地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。
 - ・ 堤防、水門の決壊
 - ・ 護岸全壊又は決壊でこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- 災害対策本部が設置されたときは、関係区市町村と密接な連絡をとり、必要があるときは、備蓄資材の提供及び技術援助を行う。災害対策本部設置以前においても、気象情報等により災害発生が予想されるときは、水門閉鎖等必要な措置を行う。

《都建設局》

- 津波警報が発表されたときは、扇橋閘門は閉鎖を原則として必要に応じ操作し、その他の水門は直ちに閉鎖する。
- 震度5弱以上の地震発生時には、大島川、新小名木川、堅川、源森川、月島川水門及び、扇橋閘門を直ちに閉鎖する。
- 上記以外の水門又は震度4の地震発生時の全水門は、護岸損傷の有無、津波の発生状況、水位状況に応じて閉鎖する。
- 水位低下河川の排水機場及び関連の水門が閉鎖された排水機場は、定められた内水位を保持するように排水操作を行う。

《都港湾局》

- 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき若しくは震度5弱以上の地震を発表したとき又は高潮対策センターの地震計が震度5弱以上を表示したときは、全水門を閉鎖する。
- 気象庁が震度4の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度4を表示したときの水門操作は、護岸損傷の有無、津波の発生状況、水位状況を確認の上、必要に応じて閉鎖する。
- 気象庁が津波警報を発表したときは、陸こう及び逆流防止扉を原則直ちに閉鎖する。

イ 港湾・漁港施設

《都港湾局》

- 地震、津波等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設及び漁港施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急・復旧対策を行う。
- 東京港の港湾施設については、関係機関及び関係民間団体の協力を得て必要な措置を行う。
- 島しょ港湾・漁港等の被災施設については、被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を行う。また、関係民間団体の協力を得て被災時の応急対策業務並びに港湾・漁港区域において発生した船舶の航行安全に支障となる障害物の除去を行う。

《関東地方整備局》

- 被害を受けた港湾施設を関係機関と連携を図りながら速やかに把握し、応急対策に必要な支援を行う。

2 津波警報・注意報等の伝達体制

(1) 対策内容と役割分担

都は、気象庁及び関係機関、区市町村と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。

(第4部第4章「南海トラフ地震等防災対策」第3節 災害応急対策 P●●参照)

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 気象庁から津波警報・注意報等を受けたときは、防災行政無線によって、沿岸区、島しょ町村、各支庁（大島、三宅、八丈、小笠原）、東京消防庁、都建設局総務部、同江東治水事務所、都港湾局総務部及び同高潮対策センター等にその旨を通報
都 建 設 局	○ 津波警報・注意報等を受けたときは、都水防計画に基づき、直ちに各建設事務所及び江東治水事務所にその旨を連絡 ○ 各建設事務所は、都水防計画に基づき、津波警報・注意報等を管内各区市町村に連絡
都 港 湾 局	○ 津波警報・注意報等を受けたときは、直ちに、各出先機関等にその旨を連絡

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、直ちに津波の警戒強化警察署（以下「指定警察署」という。）に対し津波警報等の発表を伝達 ○ 指定警察署は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトカー、警備艇等を活用して危険区域の住民等に広報 ○ 指定警察署の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して住民等に周知 <pre> graph LR A[気象庁] --> B[警視庁] B -- "(通報)" --> C[全所属] C --> D[指定警察署] D --> E[パトカー 交番等 警備艇] E --> F[地域 住民等] </pre>
東 京 消 防 庁	○ 東京消防庁は、都総務局からの情報に基づき、地震による津波の発生するおそれがあるときは、直ちに消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は都民に周知
東京管区気象台 （ 気 象 庁 ）	○ 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、警察庁、警視庁、海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、NTT 東日本、NTT 西日本、日本放送協会、関東地方整備局、総務省消防庁、東京都及び緊急放送を行う放送局に通知 なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。 （注）NTT 東日本及びNTT 西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。
沿 岸 区 島 し ょ 町 村	○ 津波警報・注意報等の通報を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を実施 ○ 津波警報・注意報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、地域防災行政無線、広報車、サイレン等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努力
総 務 省 消 防 庁	○ 津波警報・注意報等について、人工衛星を用いて国（内閣府・気象庁から総務省消防庁）から送信し、区市町村の同報系の防災行政無線（同報無線）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム（J-ALERT）を区市町村及び島しょ町村の一部で運用 ○ 送信情報は、津波警報・注意報、緊急地震速報等

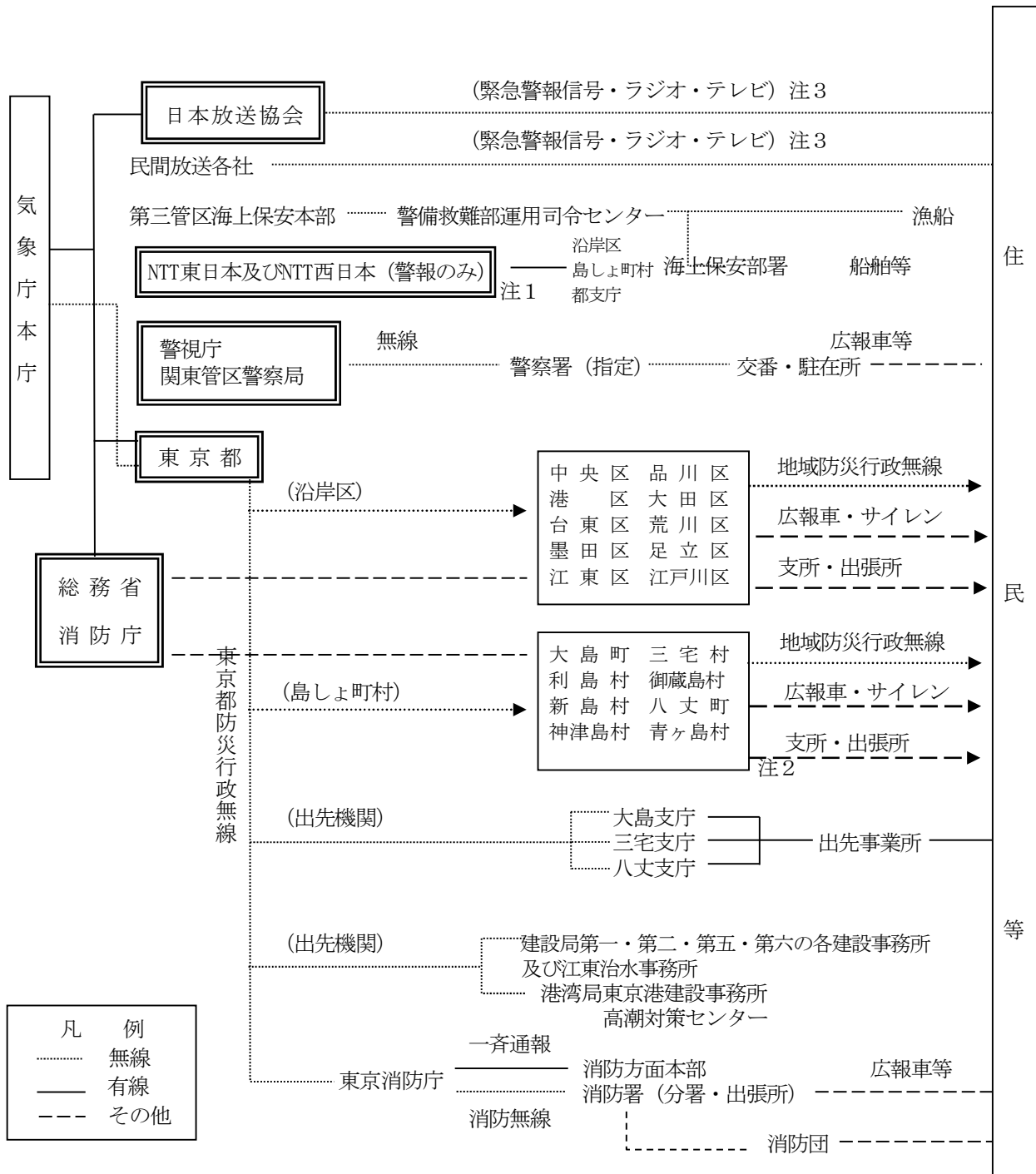
第5章 津波等対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

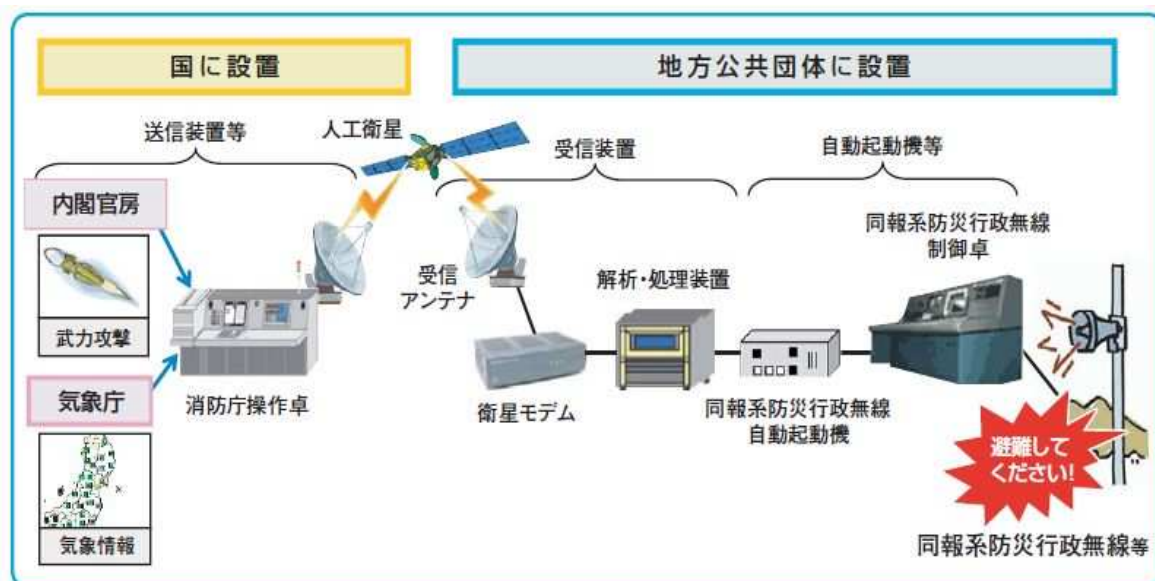
機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 巡視船艇、航空機によって、たれ幕、横断幕、拡声器、サイレン等により伝達周知 ○ 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターほか、各海岸局から次の周波数で船舶向け周知放送を実施（国際 VHF（16ch）156.8MHz） ○ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報を提供
東京海上保安部	○ 東京港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に伝達 ○ 東京湾海上交通センターを介して、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際 VHF（16ch）156.8MHz により周知 ○ 巡視船艇により適宜港内及びその周辺を巡回し、港内及びその付近に在泊する船舶に対して、拡声器、横断幕等により周知

(2) 業務手順

【大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図】



【 J-ALERT システムの構成図 】



（参照：平成 22 年 12 月 17 日付総務省消防庁報道発表資料）

（3）詳細な取組内容

区市町村は、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」など、地上情報通信網以外にも多様な情報通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。

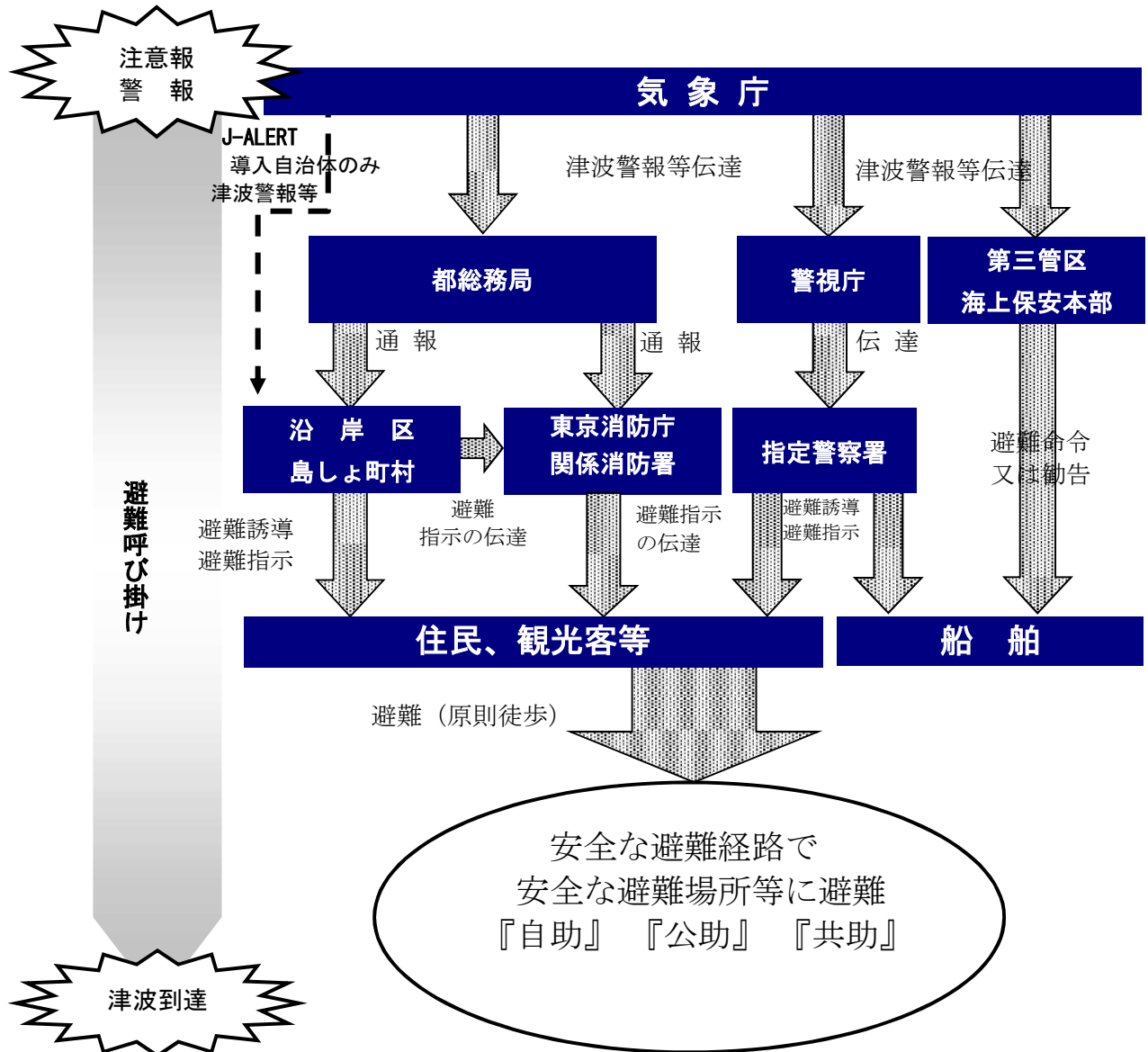
3 津波に対する避難誘導態勢

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 避難指示の伝達及び避難誘導を迅速・的確に実施
東 京 消 防 庁	○ 津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動態勢は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動
沿 岸 区 村 島 し ょ 町 村	○ 地震を感知したら津波警報・注意報等の情報収集に努力 ○ 事前に住民等に周知徹底した安全な避難路を経由して避難場所等に迅速に誘導
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 （東京海上保安部） （東京湾海上交通センター）	○ 港内外にある船舶等に対して必要な命令又は勧告等を実施

(2) 業務手順

【避難誘導態勢】



(3) 詳細な取組内容

沿岸区及び島しょ町村は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、警視庁や東京消防庁等と連携して住民や労働者、観光客、船舶等に伝達するほか、安全な避難路にて避難誘導を行う。

《警視庁》

- 指定警察署長は、津波警報・注意報等の発表を待つことなく、速やかに港湾、河川等に要員を派遣し、潮位の変化等の異常の有無の調査を行う。
- ヘリコプターを活用した上空からの住民等に対する広報を行う。
- 指定警察署長は、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき若しくは区町村長から要求があったときは、住民等に対し、指定された津波避難場所に避難するよう指示するとともに、必要により避難する住民等の誘導を

行う。この場合、直ちに区町村長に通知する。

《東京消防庁》

○ 避難誘導態勢

- ・ 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係自治体、警視庁等関係機関に通報する。
- ・ 避難が開始された場合は、消防団や関係機関と協力し避難誘導に当たるとともに、可能な範囲でヘリコプターの活用を図る。

《沿岸区、島しょ町村》

○ 近海で地震が発生した場合、津波警報・注意報等の発表以前であっても、津波が襲来するおそれがある。したがって、強い揺れ（震度4程度以上）または長時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次のとおり措置する。

- ・ 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、沿岸区長及び島しょ町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底を図る。
- ・ 津波警報・注意報等が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から退避するよう指示する。
- ・ 地震発生後、気象庁が津波警報・注意報等を発表したときは、直ちに住民等に対して避難指示を発令し、避難場所等への避難を促す。なお、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、避難場所等への立ち退き避難をすることが望ましいことから、緊急安全確保は基本的には発令しない。

○ 島しょ町村にあつては、地震発生後の海面状況の監視、避難指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力を得て、迅速に行う。

《第三管区海上保安本部（東京海上保安部、東京湾海上交通センター）》

○ 港内外にある船舶等に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等を行う。

- ・ 港内にある、又は入港しようとする船舶に対して、港外又は湾外の安全な場所に避難すること。避難できない船舶等は、係留索の強化等必要な安全措置を講じるよう命令・勧告する。
- ・ 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の命令・勧告する。
- ・ 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告を行う。
- ・ 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。

【復旧対策】

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1 河川管理施設、局所管施設の応急復旧等 | 3 被災者の他地区への移送 |
| 2 港湾・海岸・漁港施設等の復旧 | |

1 河川管理施設、局所管施設の応急復旧等

(1) 対策内容と役割分担

区市町村の河川管理施設、局所管施設の応急復旧等を行う。

ア 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
沿 岸 区 島 し ょ 町 村	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに応急復旧を含む必要な措置を実施
都 建 設 局	○ 破損等の被害を受けた場合の復旧工事等を実施 ○ 河川管理施設の応急復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置へも関与
都 下 水 道 局	○ 下水道管や水再生センター・ポンプ所等の下水道施設の応急復旧等を実施
関東地方整備局	○ 都及び区市町村等の行う応急対策へ関与

(2) 詳細な取組内容

《沿岸区、島しょ町村》

- 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 23区内の河川管理施設の応急・復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

《都建設局》

- 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- 沿岸区及び島しょ町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 防潮堤により囲まれる江東地区の河川については、各水門が閉鎖されているときは、木下川排水機場、小名木川排水機場及び清澄排水機場より排水する。
- 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ

ンプ車の派遣を決定する。

- 23区内の河川管理施設の応急復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

《都下水道局》

- 下水道管や水再生センター・ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- 復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

《関東地方整備局》

- 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- 都及び沿岸区及び島しょ町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。

2 港湾・海岸・漁港施設等の復旧

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 被害を受けた海岸保全施設を速やかに復旧し、防災機能を早期回復
都 港 湾 局	○ 被害を受けた港湾施設等を速やかに復旧し、海上輸送機能を確保 ○ 被害を受けた海岸保全施設を速やかに復旧し、防災機能を早期回復 ○ 島しょ空港（大島、新島、神津島、三宅島、八丈島）の以下の応急復旧について、各支庁と協議し、速やかに実施 ・ 滑走路・着陸帯・誘導路・駐機場・照明施設などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの
関東地方整備局	○ 耐震強化岸壁、航路・泊地、臨港道路の早期復旧、供用に関する支援を実施
東 京 航 空 局	○ 島しょ空港（大島、新島、神津島、三宅島、八丈島）の以下の応急復旧について、東京航空局が速やかに実施 ・ 航空保安無線施設または管制施設等が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの
東京管区气象台	○ 島しょ空港（大島、新島、神津島、三宅島、八丈島）の以下の応急復旧について、東京管区气象台が速やかに実施 ・ 気象施設が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの

（２）詳細な取組内容

＜都港湾局＞

- 港湾施設等の復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地（ふ頭）及び、東京港防災船着場を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を行う。
- 港湾施設等において、特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。
 - ・ 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
 - ・ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
 - ・ 港湾等の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
 - ・ 外かく施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- 防潮堤、水門等の海岸保全施設の全壊又は決壊で、これを放置すると被害を生ずるおそれがある場合は、復旧を行う。

＜関東地方整備局＞

- 耐震強化岸壁、航路・泊地、臨港道路の早期復旧、供用に関する支援を行う。

3 被災者の他地区への移送

- 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。
（第2部第10章「避難者対策」P●●参照）

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

本章における対策の基本的考え方

○ 広域的な視点からの応急対応力強化の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの人命を救うことにつながる。このため、都の本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、各局、区市町村、自衛隊をはじめとした関係防災機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。一方で、一自治体単独での対応にはおのずと一定の限界もあり、近年の災害の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。

本章では、大規模な地震が発生した場合における、東京都災害対策本部の体制や、国や域外の自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示す。

○ 現在の対策の状況

都は、大規模な震災時に迅速に災害活動を実施するため、東京都災害対策本部（全庁職員、約10万人体制）の設置等を定めている。また、広域連携体制として、全国知事会との災害時相互応援協定、九都県市における災害時相互応援協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定、水道事業に係る19大都市間の災害相互応援等に関する協定・覚書を締結し応援体制を構築してきた。さらに、大規模救出救助活動拠点として、大規模な都立公園や河川敷など屋外施設35箇所と清掃工場等屋内施設26箇所を候補地としている。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、負傷者約9万人、避難者約299万人など重大な人的被害、都民の生活を支えるライフライン被害などが想定されており、都民の命と首都中枢機能の維持に向け都の初動態勢や広域連携体制の強化、救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のための活動拠点の充実が必要である。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 初動対応体制の整備
 - <到達目標> 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築
 - ・ 広域連携体制の構築
 - <到達目標> 近隣県や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携
 - ・ 大規模救出救助活動拠点の整備、拡大
 - <到達目標> 大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保
- など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 現在の到達状況

- 都の初動対応（災害対策本部、災害即応対策本部の設置）
- 都政のBCPの改定（平成29年度）及び各局マニュアルの整備、区市町村BCP策定支援
- 広域連携体制の整備（全国知事会、九都県市、関西広域連合、21大都市）
- 大規模救出救助活動拠点の候補地として、都立公園等屋外施設35箇所と清掃工場等屋内施設26箇所を指定

第2節 課題

- 東日本大震災等の教訓を踏まえて、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要
- 大規模災害時は自治体の枠を超えた対応が求められるため、近隣県等との広域連携体制の一層の強化が必要
- 救出・救助活動やライフライン等の復旧活動の迅速化に向けて、活動拠点の充実が必要

第3節 対策の方向性

- 訓練等を通じた対応体制の検証などによる初動態勢の強化
- 九都県市や関係機関などとの広域連携体制の強化
- 大規模救出救助活動拠点の整備、拡大

第4節 到達目標

- 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築
- 近隣県や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携
- 大規模な救出・救助活動や復旧活動のための活動拠点の確保

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

○ 初動対応体制の整備

- ・ 都の初動態勢の整備
- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 都・区市町村の業務継続体制の確保
- ・ 消防・警察・自衛隊等の救助・救急体制

○ 広域連携体制の構築

- ・ 全国知事会・九都県市等との連携

○ 応急活動拠点の整備

- ・ 公園の整備等による活動拠点の確保
- ・ オープンスペース等の活用

地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内

○ 初動態勢

- ・ 東京都災害対策本部の組織、運営、役割分担
- ・ 区市町村の活動態勢
- ・ 消防・警察・自衛隊等機関の活動態勢

○ 応援協力・派遣要請

- ・ 行政機関・防災機関等の応援協力
- ・ 警察・消防の広域応援、自衛隊への派遣要請
- ・ 海外から（在日米軍含む）の救援部隊等の受入れ

○ 応急活動拠点の調整

- ・ 公共空間の使用調整

地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途

○ 初動態勢

（応急対策から継続して実施）

○ 応援協力・派遣要請

（応急対策から継続して実施）

○ 応急活動拠点の調整

（応急対策から継続して実施）

第1節 現在の到達状況

1 都の初動対応

都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、東京都災害対策本部等を設置する。また、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生（島しょ除く。）した場合は、東京都災害対策本部を自動的に設置し、職員が参集する体制を整備している。

- ・ 東京都災害対策本部 全庁職員 約10万人体制

2 広域連携体制

災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域連携体制として、全国知事会との災害時相互応援協定、九都県市における災害時相互応援協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定を締結している。

3 大規模救出救助活動拠点の整備

大規模な災害発生後すぐに、広域支援・救助部隊等が被災者の救出、救助等を行うための活動拠点として、オープンスペースを大規模救出救助活動拠点の候補地として指定している。

- ・ 都立公園及び河川敷等屋外施設 35箇所
- ・ 清掃工場等屋内施設 26箇所

第2節 課題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被 害 項 目	想定される被害
負傷者数	最大 93,435 人
重傷者数	最大 13,829 人
建物被害	最大 194,431 棟
地震火災	最大 118,734 棟
自力脱出困難者	最大 35,049 人

1 都の初動対応

東日本大震災では被害が極めて広範に及び、かつ甚大なものであった。また、被災地では自治体自身が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。現行の被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者、建物被害が想定されることから、迅速な救出・救助活動の実施に向けて、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。

2 広域連携体制

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、近隣県等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある。

3 大規模救出救助活動拠点の整備

救出・救助活動やライフライン等の復旧活動を迅速に実施するためには、部隊のベースキャンプ地や資器材等の置き場所などが必要であり、こうしたスペースを有する拠点施設を確保する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 初動対応体制の構築

都と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制の検証・見直しを適宜実施し、災害対応・総合調整機能の強化や、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

2 広域連携体制の強化

九都県市間等で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。

3 大規模救出救助活動拠点の整備、拡大

広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、大規模な救出・救助活動や復旧活動を円滑に実施する。

第4節 到達目標

1 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築

都各局や自衛隊・警察・消防などの関係機関が相互連携し、災害対応の総合調整機能を強化することで、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

2 近隣県や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携

現在の九都県市等の広域連携体制の一層の強化や、国、他県等と円滑な協力体制が取れるように都災害対策本部の下で受援応援体制をより強化していく。また、関係防災機関や事業者と連携して実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。

3 大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保

公園等の整備などにより、大規模な救出・救助活動のための拠点や復旧活動のための拠点となるオープンスペースを確保するとともに、その円滑な活用に向けて、受援や発災時に備えた大規模救出救助活動拠点、復旧活動拠点に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

1 初動対応体制の整備	4 広域連携体制の構築
2 業務継続体制の確保	5 応急活動拠点の整備
3 消火・救助・救急活動体制の整備	

1 初動対応体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

- 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備し、維持管理していく。
- 発災時は、都各局はもとより、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。
- こうした活動の実現にあたり、具体的な初動時の対応や他県等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するため、「首都直下地震等対処要領」を策定している。関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ、同要領の見直しを行っていく。
- これまでの災害の教訓等を踏まえ、応急対策の分野ごとに検討を行い、都災害対策本部機能を適宜強化するとともに、男女平等参画や多様な視点を踏まえた態勢の構築に努める。
- 引き続き、地域ごとに異なる被害や地形等を踏まえ、自衛隊、警察、消防などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう、陸・海・空の全てのインフラを活用するなど、実効ある体制を構築していくため、総合防災訓練等を実施していく。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 首都直下地震等対処要領の策定 ○ 総合防災訓練の実施
区 市 町 村	○ 区市町村防災訓練の実施

(2) 詳細な取組内容

ア 活動庁舎（東京都本庁舎（東京都防災センター））

- 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。
- 発災時に備え、適切に保守点検等を行い、機能維持を図っていく。

【東京都庁舎の概要】

項 目		第一本庁舎	第二本庁舎	議会議事堂
構 造		鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨鉄筋コンクリート造
		地下3階地上48階	地下3階地上34階	地下1階地上7階
面 積	敷 地	14,349.80 m ²	14,030.29 m ²	14,560.96 m ²
	延 床	196,755.04 m ²	139,949.78 m ²	44,986.70 m ²
電 気 設 備		特高受変電設備 66kV ・ 契約電力 9,500 kW		
		特別高圧・高圧変電設備 電気室 35 箇所	高圧変電設備 電気室 25 箇所	高圧変電設備 電気室 1 箇所
		○ 電力事業者からの電力供給に加えて第二本庁舎は、地域冷暖房センターから電力供給を受け、外部電源を二元化		
非 常 用 発 電 設 備 (燃料備蓄量)		定格 4,000kVA×2 台 (54,500ℓ×4 基、 他)	定格 3,000kVA×1 台 (54,500ℓ×2 基、 他)	定格 750kVA×1 台 (4,000ℓ+1,500ℓ)
		○ 停電時、第一本庁舎へ無給油で累計 72 時間程度の電力供給が可能 また、石油関連団体と連携して、燃料の供給体制を構築 ○ 非常用発電機は、起動後約 40 秒で電圧確立し、順次電力の供給を開始		
給 水 衛 生 設 備		上水受水槽 180 m ³ 中水受水槽 460 m ³	上水受水槽 180 m ³ 中水受水槽 500 m ³	上水受水槽 40 m ³ 中水受水槽 40 m ³
		○ 上水受水槽有効貯水量 約 290 m ³ (約 6 日間) ○ 中水・雨水・井水備蓄槽有効貯水量約 1,280 m ³ (約 3 日間)		

イ 活動庁舎（東京都立川地域防災センター）

- 東京都立川地域防災センターは、南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合を想定して国が整備した立川広域防災基地内にあり、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設である。
- 多摩地域の防災拠点としての機能について、充実・強化を図る。

ウ 東京都総合防災訓練等の実施

(ア) 総合防災訓練

- 都は、震度6弱以上の大地震を想定し、都、区市町村、関係機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。
訓練では、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。
- 参加対象は、都各局、区市町村、警察、消防、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、都民等とする。
- 訓練項目は、非常参集訓練、情報連絡訓練、本部運営訓練、現地実動訓練、医療救護活動訓練、道路障害物除去（啓開）作業訓練、ライフライン復旧訓練、住民避難訓練等を実施する。
- 実施時期は、防災の日、防災週間（8月30日～9月5日）中及びその他の日に実施する。
- 総合防災訓練の一環として、都と区市町村等との合同訓練を行う。

(イ) 図上訓練

- 都は、区市町村及び関係防災機関の協力の下に図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。

(ウ) 九都県市合同防災訓練

- 九都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）は、九都県市相互の協力連携体制を充実し、広域防災体制の強化を図るため、毎年、防災の日などに合同訓練を実施する。

エ 区市町村の防災訓練

- 区市町村は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。
- 訓練項目は、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実動訓練、図上訓練を実施する。
- 参加対象は、区市町村、地域住民、事業者、都、防災機関等とする。

オ 警視庁の防災訓練

- 9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区市町村及び地域住民と協力して随時実施する。
- 訓練項目は、警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、各級警備本部設置、交通規制訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出救助訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練とする。

- 参加関係機関は、都、防災機関、防災市民組織、地域住民、交通規制支援ボランティア、事業所等とする。

カ 東京消防庁の震災消防訓練

- 震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。
- 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。
- 参加関係機関は、都、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、他消防本部、協定締結団体等とする。

2 業務継続体制の確保

(1) 対策内容と役割分担

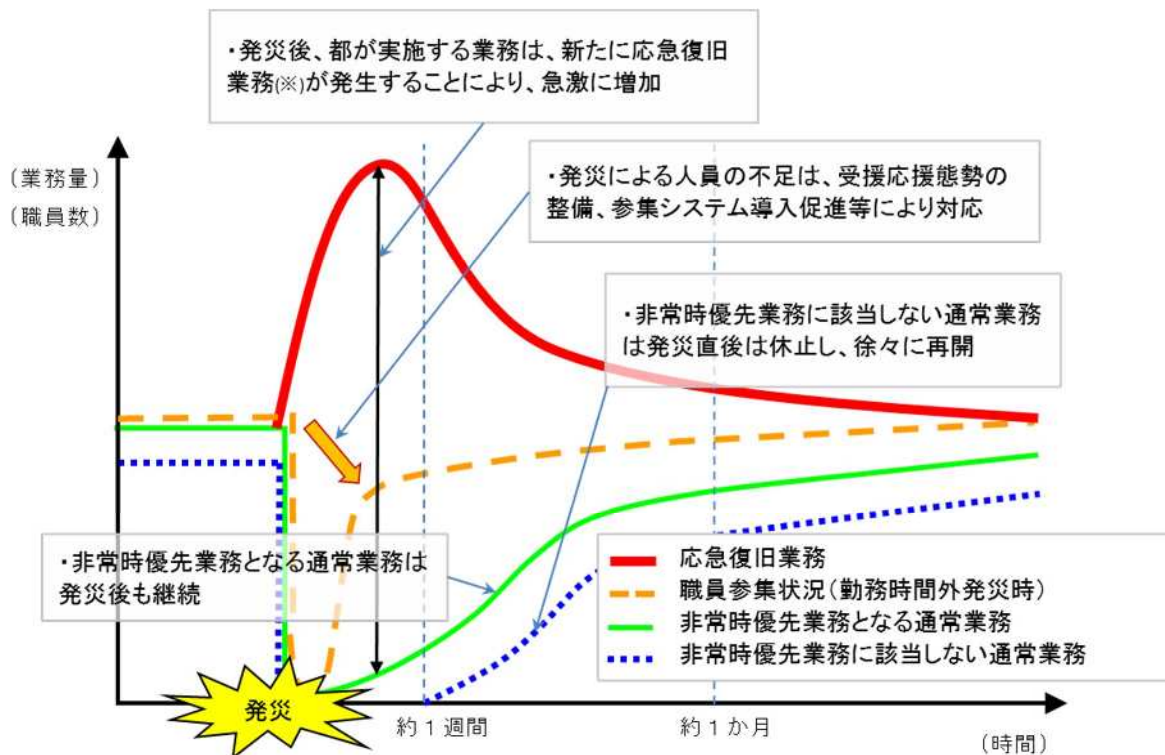
機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 都政のBCPに基づいた各局マニュアルの整備 ○ 各業務システム等の適切な保護及び早期の復旧
都 総 務 局	○ 都政のBCPの策定 ○ 区市町村、政策連携団体のBCPの策定支援 ○ 各局マニュアルの整備促進
区 市 町 村	○ 区市町村のBCPの策定

(2) 詳細な取組内容

- BCPとは、Business Continuity Planの略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務（以下、「非常時優先業務」という。）をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。
- 都政のBCPでは、計画の実効性確保のために、①全庁を挙げた災害対応態勢を直ちに確立する、②非常時優先業務を確実に実施する、③通常業務は原則として休止するという、3つの基本姿勢を定めている。
- 業務継続の取組は、以下の特徴を持っている。
 - ・ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと。
 - ・ 非常時優先業務の特定に当たっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。

- ・ 非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1週間以内に着手する業務を非常時優先業務として区分する。
- ・ 各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ・ 非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ・ BCPに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。

【非常時優先業務の整理に基づく休日・夜間発災時における業務継続のイメージ】



※主な応急復旧業務(区市町村支援業務も含む。)

- | | |
|-----------------|------------------|
| ○ 避難所支援 | ○ 燃料確保 |
| ○ 応急危険度判定、リ災証明等 | ○ 医療救護活動 |
| ○ 帰宅困難者対応 | ○ マスコミ、問合せ、来庁者対応 |
| ○ 物資輸送 | ○ 被災施設等の復旧 |

ア 都政のBCP等の策定

- 都は、災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、都民の生命、財産を守ることを目的に、消火、救助、救急などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。
- 大規模災害が発生した場合、都は、応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要がある。
- 都自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下に置かれる場合に備えて、都政のBCPにおいて、大規模災害発生時に優先的に実施する業務と、これを実施するために必要な執行体制、執行環境、必要な資源の確保等実効性の向上に向けた取組等を定め、業務の継続性を確保していく。
- 都政のBCPに基づいて非常時優先業務を効果的に遂行するためには、教育や訓練を繰り返し実施していくとともに、各業務システムやデータの適切な保護と早期復旧を図ることが重要であり、各局をまたいだ全庁的な認識の共有を図り、都庁一丸となった災害対応を行う意識を醸成することが必要である。
- 被害想定や災害規模に応じた非常時優先業務の見直し、近年のテレワークやWeb会議等を踏まえた態勢の構築など、都政を取り巻く状況の変化に応じ柔軟に改善を図っていく。
- BCM（Business Continuity Management：業務継続マネジメント）を全庁的に運用・推進するために「東京都BCM推進委員会」を設置し、①PLAN（計画の策定）、②DO（教育・訓練の実施）、③CHECK（点検・検証）、④ACTION（計画の見直し）というサイクルを通じた都政のBCPの持続的改善を図っていく。
- また、各局等危機管理マニュアルの継続的な改善や政策連携団体のBCP策定支援、複数局が関係する課題について検討体制を整備する等、災害対応力を強化していく。

イ 区市町村のBCPの策定

- 区市町村においては、都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを策定し、迅速な災害対策体制を構築していくことが必要である。
- 都は、区市町村におけるBCPの見直しや策定の推進に向けて、区市町村BCPガイドライン等により助言等を行うなど、引き続き、区市町村を支援していく。

3 消火・救助・救急活動体制の整備

（1）対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
東 京 消 防 庁	○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 航空消防活動体制の整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○ 孤立が想定される地区における救助訓練を実施 ○ 立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施 ○ 特別区消防団に対する教育訓練の充実 ○ 外国人への救急対応の充実強化
区 市 町 村	○ 消防訓練所等において市町村消防団の教育訓練を充実 ○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、救助・救急体制を整備（東京消防庁所管外の市町村）
自 衛 隊	○ 災害派遣計画等の整備
第三管区海上保安本部 （東京海上保安部）	○ 災害時に必要な救難防災用資機材の充実強化
関 東 地 方 整 備 局	○ 関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した、「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築
関 係 防 災 機 関	○ 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正

（２）詳細な取組内容

ア 警視庁の救出救助体制

- 災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。
- 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。
- 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資器材の整備を図る。
- 警視庁特殊救助隊の対処能力の向上、航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図る。
- 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

イ 東京消防庁の消防活動体制

- 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。
- 震災時等に重機等の特殊な車両やドローン等の資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。
- 同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資機材を整備する。
- 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資器材を配置する。また、協定に基づく災害救助犬との連携を考慮する。
- 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。
- 不整地走行能力の高い車両や広域浸水地域を滑走可能な特殊ボートを用いて災害に早期着手するとともに、道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。

(資料第●●「救助資機(器)材の現況」別冊①資料P●●)

(資料第●●「消防車両等の現況」別冊①資料P●●)

- 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。
- 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。
- 多数の傷病者に救命処置を実施するため、現場救護機能を有する特殊救急車(スーパーアンビュランス)を活用する。
- 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。

(資料第●●「救急資機(器)材の現況」別冊①資料P●●)

- 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- 消防ヘリコプターの機動性を生かし、消火活動体制の検討など航空消防力の強化を図る。

(資料第●●「東京消防庁ヘリコプター性能諸元」別冊①資料P●●)

(資料第●●「胴体下部取付け式消火タンクの現況」別冊①資料P●●)

- 応援航空機の受入体制及び衛星通信等を利用した情報体制の整備、活動計画等の策定、協定等に基づく消防機関相互の定期的な訓練の実施により、応

援航空機との連携体制を強化する。

- 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。
- 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

ウ 稲城市及び島しょの町村

- 稲城市及び島しょの町村は、消防活動体制、災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、救助・救急体制を整備する。

エ 自衛隊の活動体制

- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- 東京都、関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

オ 第三管区海上保安本部（東京海上保安部）の救助・救急活動

- 災害時に必要な救難防災用資機材の充実強化を図り、効果的に資機材を活用した迅速、的確、安全な救出・救護活動体制を整備する。

4 広域連携体制の構築

（１）対策内容と役割分担

- 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、都においては他の地方公共団体と協定を締結するなど、協力体制を構築している。
（資料第●●～●●別冊②協定等 P●●～●●）
- 東京都と都内区市町村との間で、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。
（資料第●●「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」別冊②協定等 P●●）
- 都は、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、区市町村とも連携して被災地支援につなげていくため、受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「東京都災害時受援応援計画」を策定している。関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ、同計画の見直しを行っていく。
- 区市町村においても、地域防災計画等に災害時の受援応援計画を位置付けるよう努めるものとされており、都は区市町村の災害時受援応援計画等の策定及び改定に向けて必要な支援を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 相互応援協定等の締結 ○ 東京都災害時受援応援計画の策定 ○ 区市町村の災害時受援応援計画等の策定支援
区 市 町 村	○ 相互応援協定等の締結 ○ 区市町村の災害時受援応援計画等の策定

(2) 詳細な取組内容

ア 九都県市

- 九都県市においては、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を策定するなど、平時から実働・図上訓練の実施等により発災時に備えているほか、部会等での意見交換等を通じて各都県市に共通の課題について検討するとともに、普及啓発活動等の取組を進めている。
- 九都県市での広域応援の体制構築として、各都県市間で円滑な連絡調整や情報共有ができるように情報通信手段の確保や緊急連絡網の整備を行うとともに、担当者による定期的な意見交換の場を設ける。
 - ・ 地域衛星通信ネットワークや中央防災無線網のほか、インターネット回線を介した Web 会議システムを利用した情報連絡手段を整備している。
 - ・ 通信機器の操作方法の習熟や、連絡先及び情報通信ルートの確認を図るため情報通信訓練を実施している。
 - ・ 各都県市における勤務時間内・外別の緊急連絡先一覧を整備している。
 - ・ 地震防災・危機管理対策部会の下に、実務担当者会議を設置し、防災・危機管理対策の研究や意見交換を行うほか、災害時の相互応援に関する事項について検討している。
- 国・自衛隊・警察・消防等との連携のため、各種会議・意見交換会等への出席や、ヘリサインに関する情報提供等を行い、九都県市と国や関係機関等による合同の実働訓練（毎年）、図上訓練（隔年）を実施している。
- 九都県市と関西広域連合との間で災害時相互応援協定を締結し、遠隔地からの応援を円滑に受け入れる体制を整備している。

イ 全国知事会

- 都道府県においては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、全国知事会の調整の下、各ブロック知事会（東京都は関東地方知事会）における支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックに渡る全国的な広域応援を実施することとしている。
- 発災時に迅速かつ的確に支援を行うため、あらかじめカバー（支援）県を定めておくとともに、ブロック連絡会議等において広域応援体制に関する見直し等を行っている。

ウ 21 大都市

- 東京都及び政令指定都市は「21 大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、災害を受けていない都市が相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することとしている。

エ 応急対策職員派遣制度

- 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省自治行政局及び関係機関（内閣府、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、地方公共団体）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災区市町村を支援することとしている。
- 応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を実施することにより、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進を図るとともに、都内の被災区市町村が適切に災害マネジメントを行えるよう、総括支援チームの役割、派遣要請の方法等について周知を図る。
- また、研修等を通じて、被災区市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員の確保に努める。

5 応急活動拠点の整備

（１）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ オープンスペースの確保 ○ 大規模救出救助活動拠点等の確保 ○ ヘリコプター活動拠点の確保
都 関 係 局 区 市 町 村	○ オープンスペースの確保・整備 ○ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 ○ ヘリコプター活動拠点の確保 ○ ヘリサインの整備

（２）詳細な取組内容

ア オープンスペースの確保・整備

- 震災時には、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の都民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれらの活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定めている。
- 都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法等を確立する。

- 震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び関係区市町村の協力の下に取り組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

イ ヘリコプター活動拠点の確保

- 都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院からおおむね5 km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。
(資料第●●「医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場及び河川等船着場候補地」別冊①資料P●●)
- 上記以外の用途のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や区市町村及び関係機関と連携して行う。
(資料第●●「災害時臨時離着陸場候補地一覧」別冊①資料P●●)

ウ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

- 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための大規模救出救助活動拠点は、区部・多摩地域で大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ha以上の活動面積を有する施設が必要である。これらの要件を満たす大規模な都立公園や河川敷など、屋外施設35箇所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設26箇所を、その候補地としている。
また、船舶を活用した救出救助活動を展開するために、大小様々な官公庁船等が集結可能なエリア等も含め、引き続き拠点を確保していく。
(資料第●●「大規模救出救助活動拠点候補地一覧」別冊①資料P●●)
- ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの復旧活動での利用にも考慮する。
- 公園などの整備等を推進し、大規模救出救助活動拠点の充実を図る。

エ ヘリサインの整備

- 震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設

を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。

- 都は、都立建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進める。区市町村においても所有する建築物等の屋上に表示を行う。
- また、著名建築物等の既存のランドマークを活用し、視認性を向上させる方策を検討するなど、広域航空部隊の円滑な活動の実現に向け、必要な取組を進めていく。
- ヘリサインの整備に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

(資料第●●「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項」別冊①資料P●●)

【応急対策】

1 初動態勢	3 応援協力・派遣要請
2 消火・救助・救急活動	4 応急活動拠点の調整

1 初動態勢

(1) 対策内容と役割分担

- 東京都災害対策本部における分掌事務は、下記のとおり。

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 本部長室の構成 本部長室は、次の者をもって構成する。 ・ 災害対策本部長 ・ 災害対策副本部長 ・ 災害対策本部員 ○ 本部長室の所掌事務 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 ・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 避難の指示に関すること。 ・ 災害救助法の適用に関すること。 ・ 区市町村の相互応援に関すること。 ・ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。 ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 ・ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 ・ 公用令書による公用負担に関すること。 ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

- 各局の災害対応における分掌事務は、第2部第1章のとおり（本部規則より）。

○ 現地災害対策本部の分掌事務は、下記のとおり。

機 関 名	対 策 内 容
現 地 災 害 対 策 本 部	○ 構成員 ・ 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。 ・ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ・ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 ・ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 ○ 分掌事務 ・ 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。 ・ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 ・ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 ・ 各種相談業務の実施に関すること。 ・ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。 ○ 設置場所 ・ 災害現地又は区市町村庁舎等

○ 地方隊の分掌事務は、下記のとおり。

名称	管 轄 区 域	分 掌 事 務
大 島 地 方 隊	大島支庁の管轄区域（大島町、利島村、新島村、神津島村）	地方隊は本部の事務を分掌する。
三 宅 地 方 隊	三宅支庁の管轄区域（三宅村、御蔵島村）	
八 丈 地 方 隊	八丈支庁の管轄区域（八丈町、青ヶ島村）	
小笠原地方隊	小笠原支庁の管轄区域（小笠原村）	

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組 <応急対策>

○ 現地派遣所の分掌事務は、下記のとおり。

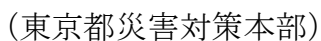
機 関 名	対 策 内 容
現 地 派 遣 所	○ 構成 ・ 現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。 ・ 現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する地方隊の隊員とする。 ○ 分掌事務 ・ 地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること。 ・ 本部長室及び局との連絡調整に関すること。 ○ 設置場所 ・ 災害現地又は支庁庁舎等

(2) 業務手順

【災害対策本部等の初動態勢等】

機 関 名	発災	1 h	24 h	72 h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
東京都災害対策本部	○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 ○指定要員等の参集開始 ○本部員等の参集開始 ○一般職員の参集開始	○第1回本部審議（以後、適宜開催） ○警察災害派遣隊の派遣要請 ○緊急消防援助隊への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○海上保安庁への支援要請 ○報道発表（以後、適宜発表） ○本部派遣員の参集 ○本部連絡員調整会議（以後、適宜開催） ○他県等への応援要請 ○災害救助法の事前連絡→適用		
海上保安庁等		○救援活動		

ア 東京都災害対策本部の組織



- 東京都災害対策本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。

(地方隊)

- 地方隊は本部の事務を分掌する（本部規則より）。
- 各地方隊は、大島地方隊が大島支庁の管轄区域（大島町、利島村、新島村、神津島村）、三宅地方隊が三宅支庁の管轄区域（三宅村、御蔵島村）、八丈地方隊が八丈支庁の管轄区域（八丈町、青ヶ島村）、小笠原地方隊が小笠原支庁の管轄区域（小笠原村）を管轄する。
- 地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 現地災害対策本部は、災害現地又は区市町村庁舎等に設置し、分掌事務等は以下のとおり。（本部規則より）

<構成>

- ・ 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員の中から指名する者とする。
- ・ 現地災害対策副本部長は、本部長が指名する本部の職員（局長及び支庁長が指名する職員）とする。
- ・ 現地災害対策本部には、その他の職員として、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部派遣員を置く。現地災害対策本部員は本部長が指名する者とし、現地災害対策本部派遣員は関係防災機関の長が指名した職員とする。

<分掌>

- ・ 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。
- ・ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣についての意見具申に関すること。
- ・ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。
- ・ 各種相談業務の実施に関すること。
- ・ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。

(現地派遣所)

- 現地派遣所は、災害現地又は支庁庁舎等に設置し、分掌事務等は以下のとおり。

<構成>

- ・ 現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。
- ・ 現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する地方隊の隊員とする。

<分掌>

- ・ 地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること。
- ・ 本部長室及び局との連絡調整に関すること。
- 現地災害対策本部派遣員を通じて区市町村災害対策本部や関係機関と連携し、被災地域の状況や要望を速やかに把握して対応する。

(現地機動班)

- 被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、危機管理監の指揮下に「現地機動班」を編成する。
- 現地機動班は、原則として、各区市町村にある都の施設などを活動拠点とし、人命・人身に係る応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集や都各局が実施する応急対策業務の応援、被災者の救援などを行う。
- 現地機動班の活動拠点となる都施設については、東京都防災行政無線など応急対策活動の実施に必要な資機材を整備する。
- 現地機動班の運用等については、総務局総合防災部長が定める。

イ 東京都災害対策本部の運営

(本部の設置及び廃止)

- 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、都本部を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、自動的に設置する。
- 都本部を構成する局の局長（以下「局長」という。）又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。
- 危機管理監は、都本部設置の要請があった場合、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。
- 都本部の組織及び運営については、災害対策基本法、本部条例、本部規則及び本部運営要綱により定める。
- 本部長（知事）は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国（総務省消防庁）に通知する。また、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。
 - ・ 区市町村長
 - ・ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者
 - ・ 陸上自衛隊第1師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空総隊司令官
 - ・ 厚生労働大臣、国土交通大臣
 - ・ 隣接県知事
- 政策企画局長は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
- 各局長及び地方隊長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。
- 都本部が設置された場合は、「東京都災害対策本部」の標示を掲出する。
- 本部長は、都の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、都本部を廃止する。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組 <応急対策>

- 都本部の廃止の通知等は、都本部の設置の通知等に準じて処理する。

(本部長室)

- 本部長室は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センターに直ちに開設される。
- 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。
 - ・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
 - ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ・ 避難の指示に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 区市町村の相互応援に関すること。
 - ・ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。
 - ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
 - ・ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
 - ・ 公用令書による公用負担に関すること。
 - ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。
- 局長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議する。

(即時対応会議)

- 本部長は、人命の救助、首都機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとるため、副本部長、関係する本部員及び本部派遣員で構成する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。
- 即時対応会議は、本部長が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長、本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長に対して当該会議の開催を求めることができる。
- 総務局長と危機管理監は協働し、必要な情報を即時対応会議に報告し、本部長の判断を仰ぐ。

(本部長室事務局)

- 都本部が設置された場合、都総務局は、本部長室の事務局として本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、対策分野ごとに部門等を設置する。
- 部門等のうち、救出救助統括室は、総務局・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁で構成し、各機関からの災害情報の共有、各機関が行う災害対処の活動に必要な支援・調整等を実施する。また、必要に応じ、救出救助統括室内に航空運用調整班を設置し、航空機の運用及び安全に関する調整を行う。この際、航空運用調整班は、各機関からの、航空機の知識・運用に長けた派遣者で

可能な限り構成するものとする。

- 部門等のうち、連携チームは、医療救護活動、物資の調達・輸送、道路やライフラインの復旧など、対策分野ごとに、各局、防災機関、関係団体、事業者、市民活動団体等で構成し、関係機関が一同に会し相互に情報の共有化等を図ることで、各対策を円滑に調整し迅速に対応する。また、連携チームは、発災後の被災状況等に応じて、臨機応変に適宜新設するものとする。

ウ 本部長等の職務

- 本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は、副知事、警視總監及び消防總監とし、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 本部員は、局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者とし、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。
- 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。
 - ・ 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。
 - ・ 本部の職員の動員に関すること。
 - ・ 本部における通信施設の保全に関すること。
 - ・ 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。
 - ・ 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。
 - ・ 各局にまたがる事務や各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。
- 局長及び地方隊長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。
 - ・ 調査把握した被害状況等
 - ・ 実施した応急措置の概要
 - ・ 今後実施しようとする応急措置の内容
 - ・ 本部長から特に指示された事項
 - ・ その他必要と認められる事項
- 本部長室の庶務は、総務局総合防災部が行う。

エ 本部派遣員について

- 次に掲げる機関のうち、都があらかじめ指定する機関は、本部長室の事務に協力するため、当該機関の職員を都本部に派遣する。
 - ・ 指定地方行政機関
 - ・ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
 - ・ 区市町村
 - ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関
- 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

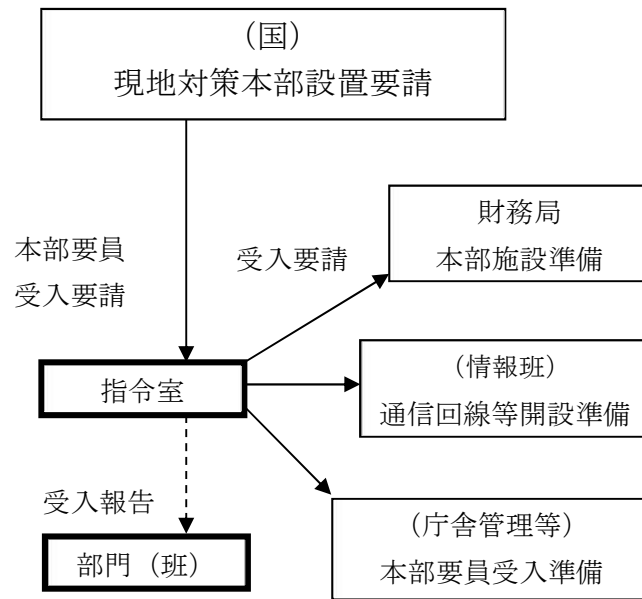
オ 本部連絡員等について

- 本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。
- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。
- 本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。
- 本部員代理は、局長が局に所属する者の内から指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

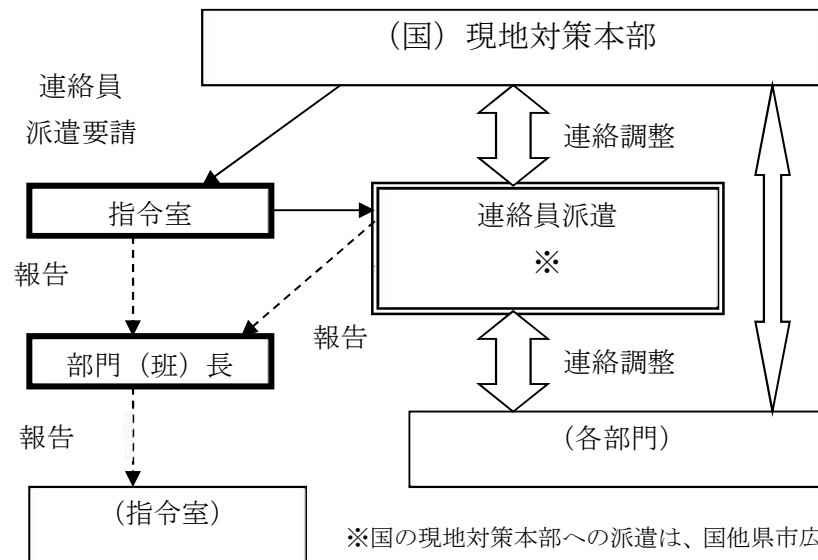
カ 国の現地対策本部との連携

- 都本部は、国の現地対策本部が東京都庁第一本庁舎5階大会議場に設置される場合は受入対応及び派遣対応を行い、有明の丘基幹的広域防災拠点に設置される場合は派遣対応を行う。そして、国の現地対策本部との連携を密にし、円滑な応急対策の推進を図る。

【国の現地対策本部の受入対応】



【国の現地対策本部への派遣対応】



※国の現地対策本部への派遣は、国他県市広域調整部門のほか各部門の参集状況を勘案し、都度決定する。

キ 都本部との連絡

- 都本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。
- 局長及び地方隊長は、都本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。
- 都本部の報道機関に対する発表は、政策企画局が都庁記者クラブ又は、臨時記者室において行う。

ク 都本部の運営を確保する施設

都本部の運営を確保するに当たり、東京都防災センターの機能を活用するとともに、多摩地域の防災拠点としての東京都立川地域防災センターの機能を活用する。

(東京都防災センター)

- 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。
- 東京都防災センターは、次の機能を有する。
 - ・ 情報収集、蓄積、分析、伝達機能
 - ・ 審議、決定、調整機能
 - ・ 指揮、命令、連絡機能
- 総務局総合防災部は、防災センターの各機能・設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。
- 東京都防災センターの各室の機能
 - ・ 災害対策本部室：災害対策活動の審議・決定を行う。
 - ・ 指令情報室：災害対策について情報処理及び対策立案等を行う。また都各局や区市町村、防災機関等との調整・情報連絡を行う。
 - ・ 防災機関室：国及び他県市や防災機関等における各機関相互間の調整・情報連絡を行う。
 - ・ 警視庁連絡室：警視庁本部等との通信連絡等を行う。
 - ・ 東京消防庁連絡室：東京消防庁本庁等との通信連絡等を行う。
 - ・ 海上保安庁連絡室：海上保安庁等との通信連絡等を行う。
 - ・ 自衛隊災害時連絡室：各自衛隊本部等との通信連絡等を行う。

(東京都立川地域防災センター)

- 東京都立川地域防災センターは、南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合を想定して国が整備した立川広域防災基地内にあり、東京都防災センターの指揮の下に行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、情報収集・連絡調整、救援物資の備蓄・輸送、要員確保などの機能を有している。
- 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。
- 立川広域防災基地には、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かし、地域の市町村や防災機関、立川広域防災基地所在の各施設との連携を図る。

ケ 都職員の初動態勢

(非常配備態勢)

- 災害その他の状況により、本部長が必要と認めたときに発令する。

- 以下の災害条件に適用する。
 - ・ 勤務時間内に発生した地震
 - ・ 勤務時間外に発生した震度5強以下の地震
 - ・ 島しょ地域で発生した地震
- 発令形式は、個別発令とする。
- 特別非常配備態勢の配備職員の区分を基本として、被害その他の状況に応じて、都本部長がその都度定める態勢とする。

(特別非常配備態勢)

- 夜間、休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生したときに発令する。
- 発令形式は、自動発令（都本部の自動設置に合わせて発令）とする。
- 全職員の一斉参集による態勢とする。
- 職員の配備区分

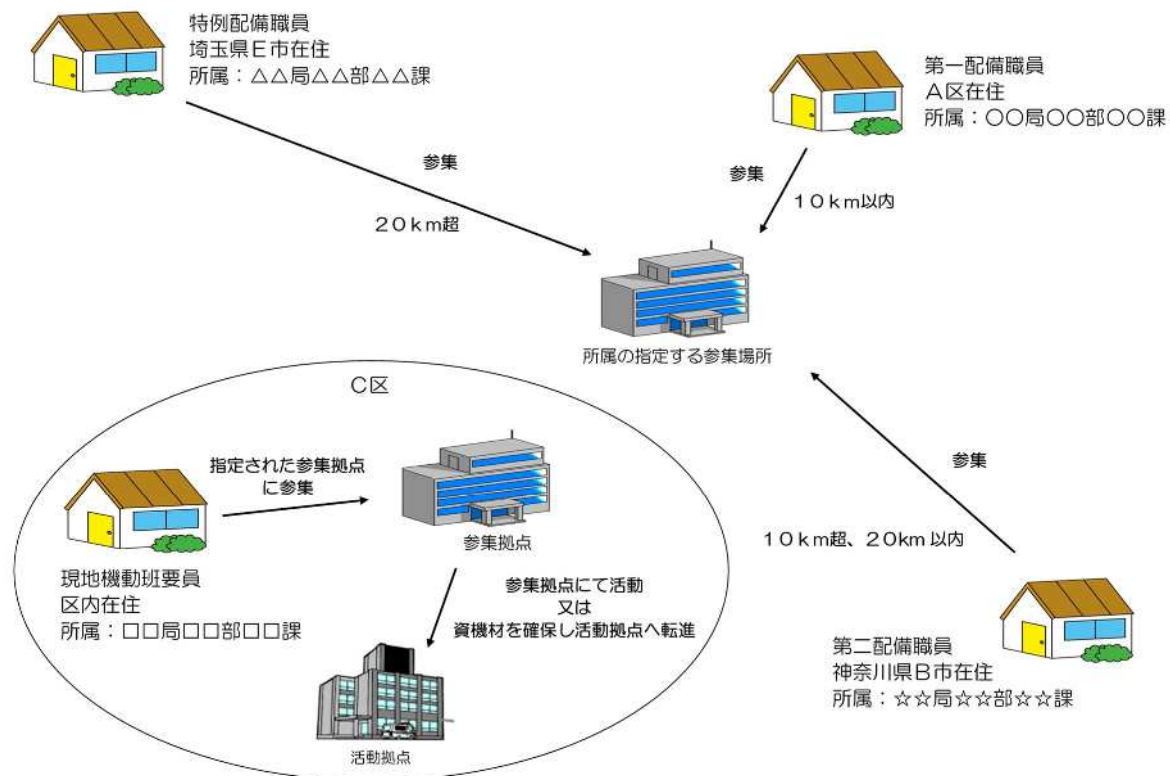
(資料第●●「都災害対策本部特別非常配備態勢」別冊①資料P●●)

- ・ 第一配備職員は、発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する応急対策業務に従事する。
- ・ 第二配備職員は、所属組織へ到着後、第一配備職員とともに応急対策業務に従事する。
- ・ 現地機動班要員は、総務局総合防災部の現地機動班の要員として、応急対策業務に従事する。
- 現地機動班
 - ・ 被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、危機管理監の指揮下に「現地機動班」を編成する。
 - ・ 現地機動班は、原則として、各区市町村にある都の施設などを活動拠点とし、人命に係る応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集などを行う。
 - ・ 現地機動班の活動拠点となる各施設については、東京都防災行政無線など応急対策活動の実施に必要な資機材を整備する。
 - ・ 現地機動班の運用等については、総務局総合防災部長が定める。
- 配備職員に関する特例
応急対策業務の実施に当たり、特別の理由がある場合は、都総務局総合防災部に協議の上、配備職員の区分、指定基準及び参集場所について特例を設けることができる。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組 ＜応急対策＞

特別非常配備態勢のイメージ図（本庁勤務者の場合）



【特別非常配備態勢に係る配備職員の指定基準】

（令和4年8月1日現在）

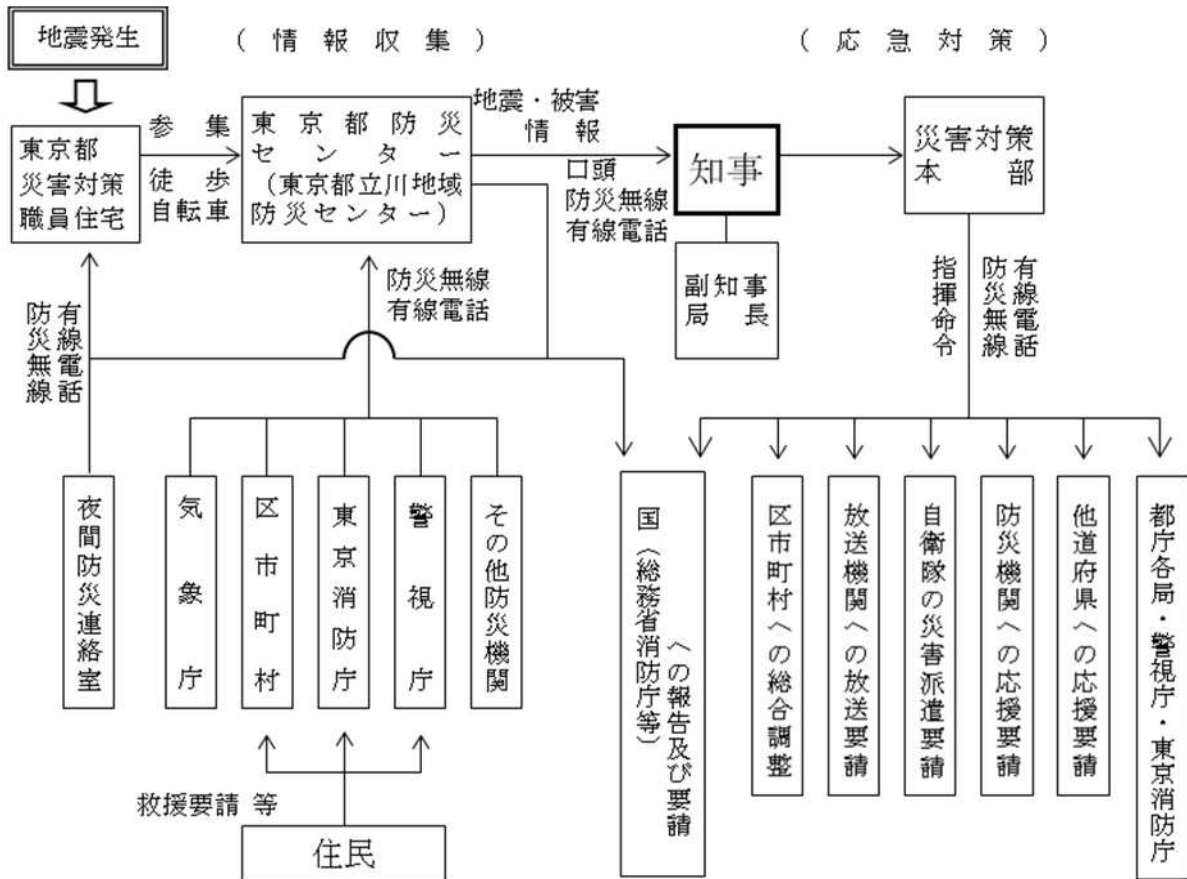
配備区分	参集場所	居住地から勤務地までの距離	所属組織における固有の 応急対策業務の有無	活動内容等	配備人員（人）
第一配備職員	当該職員が所属する組織	10 km 以内	有	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する応急対策業務に従事する	18,845
第二配備職員	当該職員が所属する組織	10 km 超 ～20 km 以内	有	所属組織へ到着後、第一配備職員とともに応急対策業務に従事する	15,376
現地機動班要員	あらかじめ指定された参集拠点	20 km 超	有	危機管理監の下に編成する現地機動班の要員として、応急対策業務に従事する	2,715
		条件なし	無		
特例配備	当該職員が所属する組織	20 km 超	有	応急対策業務の専門性や特殊性を考慮し、所属組織の応急対策業務に従事する	12,320

コ 夜間休日等における初動態勢の確保

- 夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、夜間防災連絡室及び東京都防災センター周辺及び東京都立川地域防災センターに東京都災害対策職員住宅を設置し、初動態勢を確保する。

- 夜間防災連絡室に主任連絡員及び連絡員を置き、以下の業務を行う。
 - ・ 気象情報の収集及び資料作成
 - ・ 地震及び台風等の災害に関する情報収集及び資料作成
 - ・ 危機管理に関する情報収集及び資料作成
 - ・ 火災、救急事故及び救助事故等に関する総務省消防庁への報告
 - ・ 島しょにおける急患搬送にかかる要請及び連絡
 - ・ 総合防災部職員及び各局防災主管課職員等への情報連絡
 - ・ 大規模災害の発生時等における災害対策本部の立上げ並びに災害対策本部構成局及び関係防災機関等に対する情報伝達
 - ・ 災害対策本部の設置時における総合防災部職員の災害対応業務等の補助
 - ・ 上記のほか、特に総合防災部長等が指示する業務
- 災害対策職員住宅に入居している職員は、震度5強以上（島しょを除く）の地震が発生した場合には、直ちに東京都防災センター又は東京都立川地域防災センターに参集し、危機管理監の指揮の下、災害情報の収集・連絡や都本部の運営事務に従事する。

【夜間・休日における初動態勢】



サ 都防災会議の開催

- 都の地域に災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、都防災会議を開催し、災害復旧に関して、都及び関係機関相互間での連絡調整

を図る。

シ 区市町村の活動体制

- 区市町村は、当該区市町村の区域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 区市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下、「区市町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 区市町村は、区市町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 区市町村は、区市町村本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 区市町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- 区市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、区市町村長（区市町村本部長）は、知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 区市町村は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

2 消火・救助・救急活動

（１） 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室において調整を図る。 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。
警 視 庁	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○ 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動に当たっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。 ○ 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○ 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 ○ 航空救助部隊を編成する。

機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁	○ 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○ 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常に対応では困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊を投入する。 ○ 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、防災市民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ○ 区市町村本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。 ○ 消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。
区 市 町 村	○ 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 ○ 必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。 ○ 区市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、区市町村長（区市町村本部長）は、知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 ○ 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
自 衛 隊	○ 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり。 ・ 被害状況の把握 ・ 避難の援助 ・ 避難者等の搜索援助 ・ 人員及び物資の緊急搬送 ・ 応急医療、救護及び防疫 など （災害派遣部隊の活動の詳細は、P●●のとおり）

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 遭難船及び遭難者の救助は、東京海上保安部所属の巡視船艇が対応するとともに、必要があれば第三管区海上保安本部に要請し、他部署の巡視船艇及び航空機の応援派遣を求める。 (資料第●●「東京都関係部署所属船艇等一覧表」別冊①資料P●●) ○ 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引き渡す必要のあるものについては、直ちにその措置を講ずる。 ○ 被災者の救出対策は、被災者の乗・下船の場所、運送方法等について、都と協議の上実施する。

(2) 詳細な取組内容

ア 警察機関がとるべき活動態勢

- 警視庁は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
(資料第●●「警備本部組織図」別冊①資料P●●)
- 警備要員は、東京都(島しょ部を除く。)に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- 東京都(島しょ部を除く。)に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等に当たる。
- 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長(警視総監)が運用する。
- 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備に当たる。
- 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - ・ 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - ・ 交通規制
 - ・ 被災者の救出救助及び避難誘導
 - ・ 行方不明者の搜索及び調査
 - ・ 遺体の調査等及び検視
 - ・ 公共の安全と秩序の維持

- 震災が発生した場合、総力を挙げて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資機材の整備を図る。
(資料第●●「警備活動用資機材の整備」別冊①資料 P●●)
- (資料第●●「ヘリコプターの機種及び性能基準」別冊①資料 P●●)
- (資料第●●「警備艇の性能等」別冊①資料 P●●)

イ 東京消防庁等における初動態勢の確保

【東京消防庁等における初動態勢】

項 目	活 動 態 勢
震災第一非常配備態勢	○ 東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	○ 東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非 常 招 集	○ 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 ○ 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

- 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。
- 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

【震災消防活動】

項目	内 容
活動方針	○ 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組 <応急対策>

項目	内 容
部隊の運用等	○ 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	○ 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ○ 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 ○ 道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助・救急活動	○ 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 ○ 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ○ 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ○ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○ 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

項目	内 容
情報収集等	○ 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○ 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○ 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
航空隊の活動	○ 大規模な地震が発生した場合、又は被害の発生が予想される場合は、直ちに情報収集活動を行う。 ○ 飛行活動環境の許容する範囲内で、地上消防部隊との連携のもと消防活動を行う。 ○ 消火活動を行う航空機に対し、航空消防活動の調整及び上空からの指揮を行う。 ○ 消防部隊及び使用資器材等の輸送を行う。 ○ 上空からの必要な情報の伝達、広報活動を行う。 ○ 救急患者、医師、医薬品等の輸送を行う。 (資料第●●「東京消防庁ヘリコプター性能諸元」別冊①資料P●●)

- 知事は、消防組織法に基づき、消防庁長官から他の道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、消防総監及び市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を求める。

ウ 防災機関の活動体制

- 地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
 - 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。
- (資料第●●「防災機関の災害対策組織」別冊①資料P●●～)

3 応援協力・派遣要請

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部 (都 総 務 局)	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん ○ 他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施

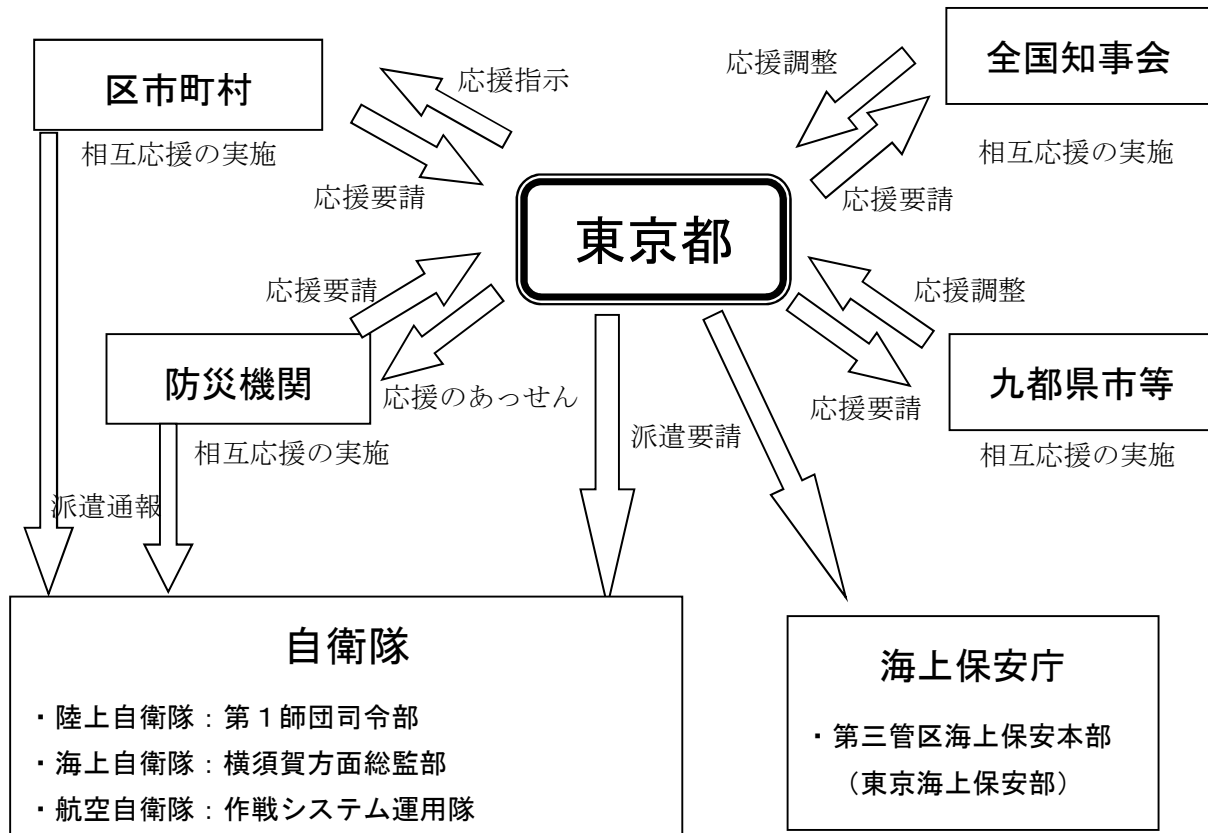
第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組 <応急対策>

機 関 名	対 策 内 容
	○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
区 市 町 村	○ 知事に応援又は応援のあつせんを求める。 ○ 区市町村間相互の応援協力について実施 ○ 区市町村域内の応援協力について実施 ○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知
自 衛 隊	○ 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知 (派遣部隊の派遣要請・活動内容は、P●●以降参照)
防 災 機 関	○ 知事に応援又は応援のあつせんを求める。 ○ 防災機関相互の応援協力について実施 ○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。

(2) 業務手順

【応援協力・派遣要請のフロー】



(3) 詳細な取組内容

ア 区市町村の応援協力

- 被災区市町村長は、知事に応援又は応援のあっせんを求めるなどして災害対策に万全を期することとする。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- 知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。
- 区市町村長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - ・ 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
 - ・ 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする場所、期間
 - ・ 応援を必要とする活動内容

- ・ その他必要な事項
- 区市町村は、区域内における公共的団体（※）の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 区市町村は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法については、区市町村地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。
- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
 - ・ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に連絡すること
 - ・ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
 - ・ 震災時における広報広聴活動に協力すること。
 - ・ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - ・ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - ・ 被災状況の調査に協力すること。
 - ・ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
 - ・ り災証明書交付事務に協力すること。
 - ・ その他の災害応急対策業務に協力すること。
- ※ 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

イ 防災機関等の応援協力

- 防災機関の長又は代表者は、都に対し災害応急対策の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - ・ 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
 - ・ 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする場所、期間
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要な事項
- 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては、日

赤東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、又は事前協議を整え、協力体制を確立している。

- 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。
 - ・ 各機関の協力業務の内容は、第2部第1章第2節「都・区市町村及び防災機関の役割」に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。
 - ・ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。
 - ・ 都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあっせんをする。
- 東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣罹災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動について協定を締結し、締結した協定に基づき活動を実施する。
- 東京電力グループは、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。
- 東京電力パワーグリッド株式会社は、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めている。
(資料②協定等参照)

ウ 民間団体との応援協力

- 都及び区市町村並びに関係防災機関は、その所掌事務に係る民間団体に対し、震災時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努める。
- 都は、関東旅客船協会、東京都生活協同組合連合会等の団体と協定を結び、震災時の協力業務及び協力方法を定めている。
(資料②協定等参照)

エ 各機関の経費負担

- 国から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

オ 広域応援協力

(ア) 九都県市における災害時相互応援

- 「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、首都圏を構成する九都県市域内で大規模な地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生の

恐れがある場合には、相互に連絡し合い、災害状況や災害対策本部の設置状況等について把握し、情報連絡体制を確立する。

- また、被災状況に応じ、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、九都県市間の応援を調整する。
- 九都県市域内での対応が困難な場合は、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に応援要請を行う。

一方、関西広域連合域内で大規模な地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生する恐れがある場合には、同協定に基づき、応援を実施する。

(イ) 全国知事会における災害時等の広域応援

- 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会の調整の下、各ブロック知事会（東京都は関東地方知事会）における支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックに渡る全国的な広域応援を実施する。
- 広域応援として、住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供等を実施する。
- ブロック内での応援及び調整のため、被災県ごとに、支援を担当する都道府県（カバー県）を協議して定める。また、被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県を置く。
- いずれかの都道府県において震度6弱以上の地震が観測された場合等において、全国知事会は、被災情報等の収集や連絡事務等を迅速かつ的確に進めるため、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部を設置する。
- 複数ブロックに渡る全国的な広域応援に係る事務を迅速かつ的確に進めるため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部を設置する。

(ウ) 21大都市における災害時相互応援

- 東京都及び政令指定都市は「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、災害を受けていない都市が相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することとしている。
- 食料・飲料水・生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供等を実施する。
- 応援を要請する都市は、被害の状況や必要な物資・資機材の品名・数量等の事項を明らかにし、口頭・電話又は電信により幹事都市へ応援を要請し、後日、文書を送付する。
- 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努める。また、通信途

絶等により被災都市と連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができる。

(エ) 応急対策職員派遣制度

- 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会）で構成される応援職員確保調整本部にて、被災区市町村ごとに被災区域ブロック内の都道府県又は指定都市を対口支援団体として決定し、対口支援団体等による支援を実施する。（第一段階支援）
- 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となって行う。
- 対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。（第二段階支援）
- 被災区市町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に東京都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。

(オ) 他水道事業体との災害相互応援等

- 東京都及び18大都市は、「19大都市水道局災害時相互応援に関する覚書」に基づき、水道事業に関し、災害が発生した際の大都市間の相互応援として、飲料水の供給や施設の応急復旧等に必要な資器材の提供等を実施する。
- また、東京都は、仙台市、大阪市、広島市、岡山市、千葉県の各水道事業体と相互救援等に関する協定や覚書を締結し、大規模災害等により被災した場合に、迅速かつ円滑な救援活動を相互に行う、または相手側から受けることとしている。
- さらに、公益社団法人日本水道協会を通じた、全国的な相互応援の仕組みが構築されている。

カ 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁）

- 大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。
- 前項により東京都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。
- 東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁または道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。

(資料第●●「警察災害派遣隊の派遣要請の流れ」別冊①資料P●●)

キ 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁）

- 消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- 知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。この場合、知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

(資料第●●「緊急消防援助隊の要請の流れ」別冊①資料P●●)

- ※ 消防総監等とは、消防総監（東京消防庁が管轄する区域）、市長（稲城市）及び町村長（島しょ地域）を指す。

【消防相互応援協力】

項 目	内 容
協 力 体 制	○ 地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。
応援要請の手続	○ 消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。 ○ 緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応がとれないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。
受 援 に 係 る 体 制 の 整 備	○ 緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係る体制を整備する。 ・ 指揮、連絡体制の整備 ・ 燃料、食料等の補給体制の整備 ・ 受入体制・施設の整備 ・ 応援航空機の活動拠点の整備

ク 自衛隊への災害派遣要請

- 知事は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、若しくは区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

(ア) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- 知事の要請による災害派遣
 - ・ 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ・ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣
 - ・ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区市町村長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ・ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ・ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ・ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
 - ・ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
 - ・ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

(イ) 災害派遣要請の手続等

- 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。
 - ・ 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - ・ 派遣を希望する期間
 - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・ その他参考となるべき事項
- 区市町村長は、当該区市町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。
- 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長（東京海上保安部長

及び東京空港事務所長を除く。)が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼する。

- 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。

(資料第●●「災害派遣要請の手続等①緊急の場合の連絡先②要請文のあて先」別冊①資料P●●～)

- 知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

(ウ) 自衛隊との連絡

- 都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。
- 都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。
- 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。
- 災害の規模が甚大な場合、自衛隊は、自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し、また迅速化を図るため、都庁内に自衛隊現地調整所(東部方面総監部)を設置する。

(エ) 災害派遣部隊の受入体制

- 知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は解体業者等の協力を得て、確保に努める。
- 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区市町村等関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

(オ) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

- 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興

に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。

(経費の負担)

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
- これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空システム運用隊等と協定を締結する。
 - ・ 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
 - ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
 - ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - ・ 天幕等の管理換に伴う修理費
 - ・ 島しょ部に係る輸送料等
 - ・ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都 の 域 内 を 担 当 す る 組 織	○ 陸上自衛隊 第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○ 海上自衛隊 横須賀地方総監部 ○ 航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
被 害 状 況 の 把 握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避 難 の 援 助	○ 避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避 難 者 等 の 捜 索 援 助	○ 安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組 <応急対策>

区 分	活 動 内 容
道 路 ま た は 水 路 の 障 害 物 除 去	○ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被 災 者 生 活 支 援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 ま た は 譲 与	○ 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他 臨 機 の 措 置 等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

（資料第●●「陸上・航空自衛隊航空機能力基準」別冊①資料P●●）

（資料第●●「陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準」別冊①資料P●●）

（資料第●●「海上自衛隊艦艇・航空機の能力基準等」別冊①資料P●●）

（資料第●●「ヘリコプター発着場基準及び表示要領」別冊①資料P●●）

（資料第●●「震災時の即時救援主要部隊の態勢図」別冊①資料P●●）

【災害基礎資料の調査及び収集担任（陸上自衛隊第1師団）】

都担当	地区担任部隊	担 当 地 域
第1師団長（練馬）	（23区分区） 第1普通科連隊	千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・荒川・板橋・練馬・足立・葛飾・江戸川の各区
	（多摩東分区） 第1後方支援連隊	立川・武蔵野・三鷹・府中・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・多摩・稲城・西東京の各市
	（多摩西分区） 第1施設大隊	八王子・青梅・町田・日野・福生・羽村・あきる野の各市、瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
	（島しょ部） 師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

（第1師団連絡班の派遣要領）

東京地域において大規模地震が発生した場合、地震発生後速やかに都本部に師団直轄の連絡班を派遣する。

ケ 海上保安庁への支援要請

- 知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにして支援を要請するものとし、海上保安庁は、要請に基づき、下記の《海上における災害応急対策》の実施に支障を来たさない範囲において、必要な支援を実施する。

（支援要請事項）

- ・ 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- ・ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ・ その他、都及び区市町村が行う災害応急対策の支援
- 支援要請手続

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、東京海上保安部を窓口として第三管区海上保安本部長に要請する。

ただし、緊急を要するときは、都防災行政無線又は、口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

東京海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所を通じて要請する。

 - ・ 支援活動を要請する理由
 - ・ 支援活動を必要とする期間
 - ・ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
 - ・ その他参考となる事項

区市町村長は、知事に対し海上保安庁の支援を依頼するものとするが、知

事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所に要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

《海上における災害応急対策》

- ・ 巡視船艇、航空機等を活用した、海上及び沿岸部等の被害状況の情報収集
- ・ 巡視船艇、航空機等を活用した、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動及び海上交通の安全確保等
- ・ 巡視船艇、航空機等を活用した、人員及び救援物資の輸送活動等
- ・ 上記を実施するために必要な車両による活動

コ 海外からの救援部隊の受入れ

(在日米軍への支援要請)

- 知事は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のために在日米軍の支援の必要があると認めた場合は、国を通じて在日米軍に対し支援を要請する。また、平常時から防災訓練を通じた在日米軍の受入体制の整備に努める。災害時の支援としては、次の内容などが考えられる。
 - ・ 他県及び海外からの救助隊の受入れと搬送、傷病者の搬送
 - ・ 支援物資等の受入れと搬送
 - ・ 都内で被災した遠隔地からの旅行者等の輸送
 - ・ 島しょ地域における艦船及び航空機による救援物資等の輸送
 - ・ 搜索救助活動

- 都は、平成13年から都内の米軍施設を総合防災訓練に活用し、平成18年からは米軍と連携して総合防災訓練を実施している。災害時の米軍の有用性については、東日本大震災におけるトモダチ作戦において実証された。

都は、これまでも赤坂プレスセンターや横田基地の活用などについて在日米軍との連携を進めており、今後も、こうした実績に基づき、米軍による災害時支援の要請・受入れを円滑に行うため、実効性のある仕組みづくりを進めていく。

(その他海外からの救援部隊等の受入れ)

- 海外からの支援の受入れは、政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となって行う。緊急災害対策本部の連絡窓口は都本部となる。
- 都は、海外からの救援部隊等による支援の申し出があった場合、次のことを確認した上で、支援受入れの必要性等を判断する。

協力の内容、救援部隊等規模、活動期間、入国上の規制、警視庁、東京消防庁等の関係機関の意向等

- 受入れの必要がある場合は、国と受入方法、活動の内容等を調整し、受入れを決定する。
- なお、平常時から、海外からの救援部隊の受入れ・連携を目的とした防災訓練を実施するなど、受入体制の整備に努める。

4 応急活動拠点の調整

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整

(2) 業務手順

- 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都本部で総合的に調整する。
- 都本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、現地機動班、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- 都各局及び区市町村は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- 都本部は、都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。
- オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。
- 都本部、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。
- 都本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。
 - ・ 離発着場の指定
 - ・ 応急対策に使用する航空機の需給調整

第7章 情報通信の確保

本章における対策の基本的考え方

○ 情報通信の重要性と対策の基本的考え方

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。更には、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。

本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、都民及び外国人を含めた来訪者への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示す。

○ 現在の対策の状況

都はこれまで、東京都防災行政無線網を都庁と各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備するとともに、災害情報システム（DIS）を防災機関や区市町村等 81 機関に整備するなど、防災機関等における通信網を確保してきた。加えて、東京都防災ホームページや、東京都防災アプリ等を活用して、都民への情報発信を行っているところである。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通分布が想定されている。

こうした想定を踏まえ、平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、メールや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めた多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 防災機関等をつなぐ多様な通信手段の配備
 - ＜到達目標＞ 業務用 MCA 無線の増設等による補完手段の確保
- ・ 報道機関との連携、住民への情報提供
 - ＜到達目標＞ ソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備
- ・ 住民相互の情報通信基盤の確保
 - ＜到達目標＞ 携帯端末を活用した災害用伝言サービスの充実など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第7章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

- 都庁を中心として、各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に東京都防災行政無線網を整備
- 防災機関や区市町村等の災害情報システムを整備
- 高所カメラの情報等を活用するなど、災害情報の収集体制を強化
- 東京都防災ホームページや東京都防災 Twitter、東京都防災アプリなどによる都民への情報提供
- 通信事業者による災害用伝言サービスの提供
- 九都県市と連携した安否確認方法の普及啓発

第2節 課題

- 発災時に通信手段の機能が大きく低下し、防災機関相互や行政機関内部での被害状況等の把握に時間を要することとなる
- 報道発表などの行政機関から都民等への情報発信機能の低下により、適切な情報提供ができなくなる
- 携帯電話等の通信規制等により、家族等の安否確認が困難になり、都民の冷静な判断を妨げるおそれがある

第3節 対策の方向性

- 防災行政無線を補完する多様な通信手段を配備し、災害情報システムの機能向上や防災行政無線、衛星携帯電話等の配備により、通信の補完手段等の充実
- 迅速な報道に向けた体制の整理、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用による多様化
- 通信事業者による安否確認手段の活用促進・サービスの充実など都民間の通信手段の確保と多様化

第4節 到達目標

- 業務用 MCA 無線機、衛星電話などによる多様な補完手段の確保
- 迅速な報道体制の確保
- 事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備
- 携帯端末を活用した災害用伝言サービスの充実、利用経験の促進

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

○ 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

- ・ 関係防災機関との情報連絡体制を構築
- ・ 防災行政無線を基幹とするネットワークの整備

○ 住民等への情報提供体制の整備

- ・ ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールを活用
- ・ 報道機関との体制の整理、訓練など報道対応の円滑化を推進
- ・ ホームページの機能強化等

○ 住民相互の情報連絡等の環境整備

- ・ 家族等による安否確認手段の確保・周知
- ・ 多様な通信手段の確保

地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内

○ 防災機関相互の情報通信連絡体制

- ・ DIS 等を活用した被害状況等の報告体制
- ・ 高所カメラ、ヘリテレ等を活用した情報収集体制

○ 広報・広聴体制等

- ・ ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールを活用
- ・ 発信情報の整理等を踏まえた広報体制を整備
- ・ 相談窓口の設置など広聴体制を確立
- ・ ホームページ等の円滑な運用

○ 住民相互の情報連絡等

- ・ 家族等による安否確認手段の周知など
- ・ 多様な通信手段の活用

地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途

○ 防災機関相互の情報通信連絡体制

（応急対策から継続して実施）

○ 広報・広聴体制等

（応急対策から継続して実施）

○ 住民相互の情報連絡等

（応急対策から継続して実施）

第1節 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

都庁を中心とした東京都防災行政無線網を各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備するとともに、防災機関や区市町村等 92 箇所に災害情報システムを整備している。

また、高所カメラ及びヘリコプターを活用した画像情報等を活用するなど、災害情報の収集体制を強化している。

- ・統制局 2、中継局 28、端末局 331、移動局 698（令和 4 年 6 月 1 日現在）
（災害情報システムに携帯電話を活用した画像情報を取り込む。）

2 住民等への情報提供

東京都防災ホームページや東京都防災 Twitter、東京都防災アプリを活用した都民への情報提供や、報道機関への情報提供体制を整えている。

3 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による災害用伝言サービスの提供及び九都県市と連携した安否確認方法の普及啓発を実施している。

第2節 課題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被 害 項 目	想定される被害
固定電話不通率	最大で 4.0%
停電率	最大で 11.9%

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

震災時に、電話、FAX 等の通信手段の機能が大きく低下し、都や区市町村の行政機関内部における情報連絡、外郭団体や協力機関等との情報連絡が影響を受ける。

その結果、都内の被害状況や各局における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じ得る。

2 住民等への情報提供

防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくいなど確実に情報提供できる体制となっていないことから、他媒体の活用等により、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

3 住民相互の情報収集・確認等

電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

第3節 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。機能拡充に当たっては被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析するため、地理情報システム (GIS) 機能、ビッグデータや SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用等、最新の情報通信関連技術の活用を考慮する。また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話、モバイル衛星通信機器等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

2 報道機関との連携、住民への情報提供

東京都防災ホームページの機能強化や、SNS や東京都防災アプリ、デジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、住民への情報提供を推進する。また、災害情報システムを一層活用した効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を迅速化して報道対応の円滑化を図るなど、報道機関との連携を密にする。

3 住民相互の情報通信基盤の確保

通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実するほか、モバイル衛星通信機器等の活用などにより情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。

また、災害用伝言サービスの利用経験を促進する。

第4節 到達目標

1 情報連絡・収集・提供体制の強化

防災行政無線回線網のループ構成化や下水道施設を活用した光ファイバーの行政への無償利用拡大などにより通信ネットワークを強化する。また、衛星携帯電話やモバイル衛星通信機器、業務用MCA無線等の配備により情報連絡体制を強化する。

都庁や東京スカイツリー等の高所カメラを活用した動画像情報等の充実を図り、災害時における情報収集体制を構築する。

災害情報システムと東京都防災ホームページ（災害情報提供システム）との連携をさらに進めることにより、災害に関する情報の提供体制を強化する。

2 迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備

都庁内のみならず区市町村や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制と都民に提供する災害情報の充実を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。

また、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。

3 携帯端末を活用した災害用伝言サービスの充実、利用経験の促進

一時滞在施設等において、無線LANアクセスポイントの設置やSNSを含めたソーシャルメディアなど多様な情報基盤を強化し、通信手段の多様化を図る。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 | 3 住民相互の情報連絡等の環境整備 |
| 2 住民等への情報提供体制の整備 | |

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

関係防災機関、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）、関係省庁等との情報連絡体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備） ○ 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 ○ 地震計ネットワークの運用 ○ 緊急地震速報（※1）の利用 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）（※2）の利用 ○ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）（※3）の利用 ○ Lアラート（災害情報共有システム（※4）の利用） ○ 地理空間情報の活用 ○ SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用
都 各 局	○ 関係防災機関との情報連絡体制を構築 ○ 関係省庁との情報連絡体制を構築 ○ 地理空間情報の活用
警 視 庁	○ 関係防災機関との情報連絡体制の構築

第7章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 <予防対策>

機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁	○ 各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急デジタル無線等の運用 ○ 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築 ○ 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ○ 震災消防対策システムの運用
区 市 町 村	○ 都本部との情報連絡体制を構築 ○ 固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備
陸 上 自 衛 隊	○ 都本部との情報連絡体制を構築
海 上 保 安 庁	○ 都本部との情報連絡体制を構築
関東総合通信局	○ 関東地方非常通信協議会の運営
各 通 信 事 業 者	○ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進

※1 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

※2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみににおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

※3 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。

※4 Lアラート（災害情報共有システム）

総務省が全国に普及促進しているもので、ICT を活用して、災害時の避難指示等地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テ

レビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

(2) 詳細な取組内容

≪都総務局≫

- 行政機関内の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な連絡体制を確保できるよう、通信手段の多様化を図る。
- 関係機関との情報連絡において、専用電話や衛星携帯電話、光ファイバー網による回線、災害時優先電話、業務用 MCA 無線等、重層的な情報連絡を行う。

(資料第●●「業務用 MCA 無線機配備一覧」別冊①資料 P●●)

- 中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地対策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡体制を構築する。
- 東京都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、東京都立病院機構、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している。

(資料第●●「東京都防災行政無線の概要」別冊①資料 P●●)

(資料第●●「東京都防災行政無線回線構成図①～④」別冊資料 P●●～●●)

- 東京都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。

・ 東京都災害情報システム

災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。

また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ表記し、作戦地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。

クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。

・ 画像伝送システム

区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。

・ 地震被害判読システム

警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。

- 都総務局、警視庁及び東京消防庁は、島しょ地域全体におけるヘリテレ映像のリアルタイム受信を可能とし、都、警視庁及び東京消防庁で共有する。
- 都は、消防防災無線（総務省消防庁所管）又は自治体間を結ぶ地域衛星通信ネットワーク等を利用して、他県等との相互応援協定に基づく応援依頼や災害対策活動を行うため、他県等と通信する。
- 都は、防災行政無線網、災害情報システム、画像情報等について、東部方面総監部等への情報提供体制を構築し、自衛隊との情報共有を強化する。
- 都は、東京海上保安部との映像情報等の共有体制を構築し、海上保安庁との情報連絡体制を強化する。
- 都は、九都県市と相互連携と協力体制を確保するため、地域衛星通信ネットワークや災害時優先電話などで相互に連絡を取り合う。
- 都（一部島しょ地域分）、東京消防庁、都内の各区市町村及び気象庁が設置した地震計（103基）を災害情報システムに取り込み、気象庁へ送信することでネットワーク化を図り、各防災機関に震度情報を提供する。これにより、各防災機関が相互に協力しながら、迅速な初動対応を行い、被害を最小限に抑える体制を確立する。
- 令和3年度から運用中の災害情報システムについては、被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析し、応急対策へ活用することを目的とし、地理情報システム機能のほか、SNS分析ツール等、最新の情報通信関連技術を採用した。
- 気象庁が提供する緊急地震速報を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
- 全国瞬時警報システムや緊急情報ネットワークシステムから送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備する。

《都各局》

- 東京都防災行政無線や都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築する。

（資料第●●「都各局の保有する無線」別冊①資料P●●～●●）

- 中央防災無線などを利用して関係省庁との情報連絡を行う。

《警視庁》

- 防災行政無線等により、関係防災機関と情報連絡体制を構築する。

《東京消防庁》

- 消防・救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。
- 都、区市町村及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制を構築する。
- 救急告示医療機関等に病院端末装置の活用により、情報共有の強化を図る。

- 高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、地震被害判読システム及び他機関保有映像の活用により情報収集伝達体制を強化する。
- 震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。
(資料第●●「東京消防庁通信連絡系統図」別冊①資料P●●)
(資料第●●「消防通信設備の現況」別冊①資料P●●)
(資料第●●「情報処理設備の現況」別冊①資料P●●)

《海上保安庁》

- 海上保安庁は、東京都と東京海上保安部との間の映像情報等の共有体制を構築し、情報連絡体制を強化する。

《区市町村》

- 地域防災行政無線又はその他の手段により、当該区市町村の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備に努める。
(資料第●●「区市町村防災行政無線等の概要」別冊①資料P●●)
(資料第●●「区市町村の保有する防災行政無線等一覧表」別冊①資料P●●)

《陸上自衛隊》

- 東京都と東部方面隊（東部方面総監部・第1師団司令部）との間に情報連絡態勢を構築する。
 - ・ 首都直下地震発生時の東京都庁への通信構成検証
 - ・ 東京都庁への自衛隊基地電話の延長、陸自へり映伝映像及び会議映像の配信など

《関東総合通信局》

- 関東地方非常通信協議会（事務局：関東総合通信局陸上第二課）を運営し、非常時に構成員所有の通信施設を相互に利用するための環境整備をするとともに、非常通信訓練及び通信機器の定期的点検を促進する。

《各通信事業者》

- 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。
- 基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。

《その他共通事項等》

- 都本部、都各局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- 区市町村及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。
- 平常時より設備・機器の点検や操作の習熟等に努める。

- アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を
経由して情報収集を行う。

- 災害に関する情報の収集等に当たっては、地理空間情報の活用に努める。

2 住民等への情報提供体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

東京都防災ホームページの強化や災害情報の充実により、住民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都 政 策 企 画 局	○ 東京都防災 Twitter をはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報広聴課 Twitter により幅広く発信 ○ 放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備
都 総 務 局	○ 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 ○ 防災 Twitter、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用
都 各 局	○ 在住外国人等への情報の提供
都 都 市 整 備 局	○ 災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立
都 産 業 労 働 局 都 建 設 局 都 港 湾 局 都 水 道 局 都 下 水 道 局	○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立
都 デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	○ スマートポールを活用した情報発信 ○ 東京都公式ホームページ等へのアクセス集中対策の実施
警 視 庁 東 京 消 防 庁	○ ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供
区 市 町 村	○ 地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 ○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備 ○ 住民への情報伝達手段の多様化を図る
関東総合通信局	○ Lアラートによる住民への防災情報伝達システムの整備促進
東京電力グループ 東京ガスグループ 各 通 信 事 業 者 各 放 送 機 関	○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立

(2) 詳細な取組内容

《都政策企画局》

- 都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策について、報道要請及び放送要請を速やかに行うため、「災害時等における報道要請に関する協定」及び「災害時等における放送要請に関する協定」等を締結し、体制を整備する。
(別冊②協定参照)

《都各局》

- 在住外国人に対して、防災に関する動画のインターネット配信など、平常時から情報提供を行う。
(第2部第2章「都民と地域の防災力向上」P●●参照)

《都総務局》

- 災害時のアクセス集中に強く、外国語対応を迅速に行うための自動翻訳機能を持った東京都防災ホームページを整備する。
- 防災 Twitter 及びLアラートを利用した東京都防災アプリやデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールを活用し、迅速な災害時の情報提供体制を整備する。

《都都市整備局》

- 災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立

《都総務局》《東京消防庁》

- 火災の進展予測、要避難地域等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関が連携して情報共有の体制を整える。

《都デジタルサービス局》

- スマートポールのサイネージを活用し、Lアラート（災害情報共有システム）と連携した発災時における災害情報や避難場所情報等の発信を行う。
- 東京都公式ホームページ等に対してCDNを導入し、災害等によるアクセス集中時においても、都民への安定的な情報提供が行える仕組みを整備している。

《区市町村》

- 固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備し、地域住民への情報伝達体制を構築する。
- コミュニティ FM やエリアメールなど様々な情報提供手段を検討するとともに、住民に情報入手方法等を周知する。
- 防災マップの作成等、多様な手段により防災関連情報を提供する。

《関東総合通信局》

- 防災行政無線を高度化することで、災害時に通信を断絶することなく情報伝達するとともに、Lアラート等をはじめ、あらゆる通信・放送手段を連携させて、地域住民に情報を伝達する防災情報伝達システムを検討する。

《各ライフライン事業者》

- ライフライン6社（NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI、東京電力グループ、東京ガスグループ、都水道局）は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と構

築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ7社と必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。

《通信事業者3社（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク）》

- 「災害時訪日外国人支援 SMS」として、通信3社は訪日外国人に向け、SMSを用いて動画ニュースや災害時無料 Wi-Fi 等の情報を4言語で適時に配信を行う。

《各通信事業者》

- 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。
- 基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。

《各放送機関》

- 放送施設の整備を行う。

（資料第●●「放送施設の整備計画」別冊①資料P●●）

3 住民相互の情報連絡等の環境整備

(1) 対策内容と役割分担

都民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、都民が事前にその方法を熟知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○ その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進
区 市 町 村	○ 地域住民相互間の安否確認手段の周知
通 信 事 業 者	○ 安否確認手段の確保及び周知
都 交 通 局	○ 駅における情報提供体制の整備
鉄 道 事 業 者	○ ホームページや SNS 等を利用した情報提供体制の整備
各 通 信 事 業 者	○ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 都民が日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- 帰宅困難者に対する情報提供のため、一時滞在施設等において、無線 LAN 等の通信の多様化を推進する。
- SNS を含めたソーシャルメディアなど多様な通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

《通信事業者》

- 安否確認手段の確保、都民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。
- 広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- 早期復旧に向けた取組内容について周知する。

《都交通局》《鉄道事業者》

- 駅での情報提供やホームページ及び SNS 等を利用した情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

《各通信事業者》

- 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。
- 基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。

【応急対策】

1 防災機関相互の情報通信連絡体制 (警報及び注意報などの第一報)	3 広報体制
2 防災機関相互の情報通信連絡体制 (被害状況等)	4 広聴体制
	5 住民相互の情報連絡等

1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

(1) 対策内容と役割分担

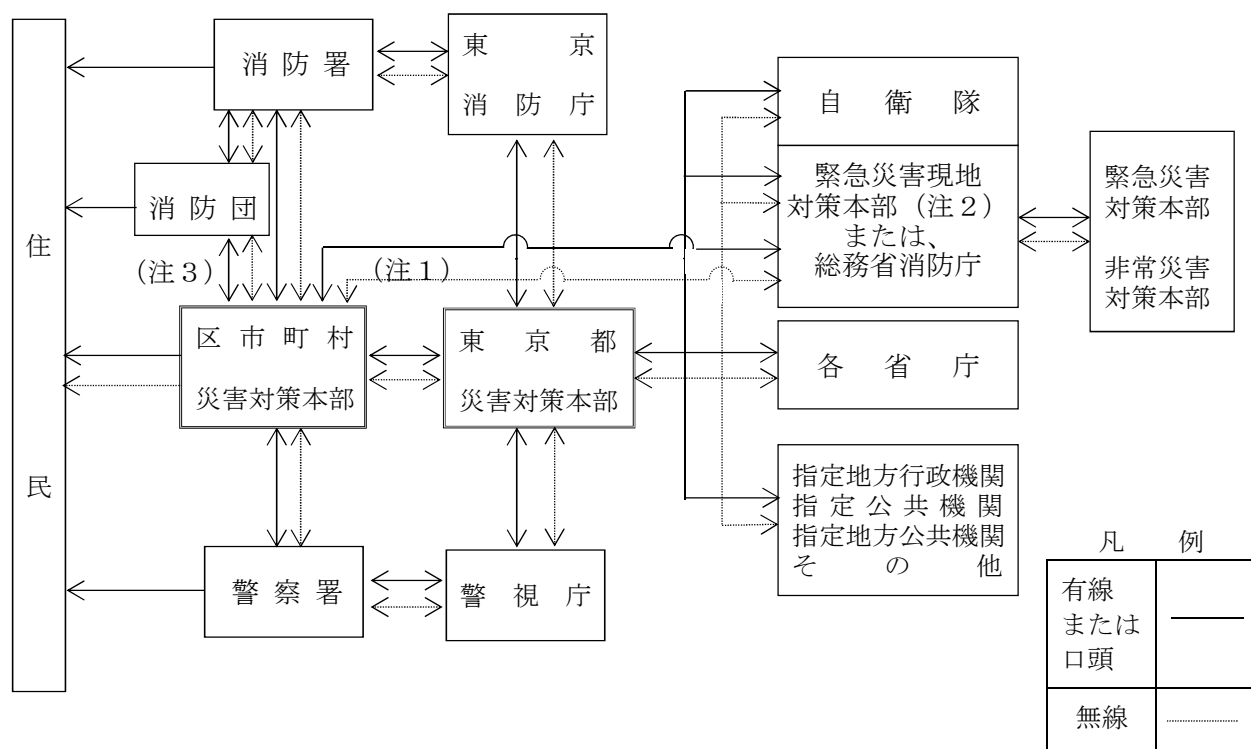
警報及び注意報の発表・伝達を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報 ○ 津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区市町村に通知
都 各 局	○ 災害原因に関する情報について、都総務局に通報 ○ 都総務局その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属機関に通報
警 視 庁	○ 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、関係区市町村に通報
東 京 消 防 庁	○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、都民に周知 ○ 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、都民に周知
区 市 町 村	○ 災害が発生するおそれのある異常な現象についての通報 ○ 災害原因に関する重要な情報についての周知 ○ 津波警報及び注意報についての伝達・周知

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 津波警報等及び災害に関する情報の伝達・周知
東 京 管 区 気 象 台	○ 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の発表 ○ 発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。 ○ 大津波警報・津波警報・注意報の関係機関への通知
N T T 東 日 本	○ 各種警報の通報 ○ 警報の優先取扱い
各 放 送 機 関	○ 災害に関する警報等の周知

(第2部第5章「津波等対策」P●●参照)

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 都総務局は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区

市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。

- 都総務局は、津波の警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。
- 災害が発生し都本部が設置されるまでの都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局（総合防災部）が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当する。
- 都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。
- 通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。
- 危機管理監は、東京都防災行政無線において以下のとおり通信統制を実施する。
 - ・ 全回線又は任意の回線についての時限統制
 - ・ 任意の話中回線への割込み通話や、その回線の強制切断
- 災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、区市町村首長とのホットラインを活用する。
区市町村首長とのホットラインは以下に従って運用する。
 - ・ 区市町村首長の携帯電話への連絡は、原則として東京都危機管理監が行う。
 - ・ 区市町村首長の携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性や危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行うものとする。

《都各局》

- 都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報について、直ちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については直ちに所属機関に通報する。
- 災害情報システムの機能を活用し、各局の参集状況や被災箇所の状況を報告する。

《警視庁》

- 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに関係区市町村に通報する。

《東京消防庁》

- 都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、都民に周知する。
- 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、都民に周知する。

《区市町村》

- 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。なお、島しょ地域の町村は、支庁にも併せて連絡する。
- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。ただし、小笠原支庁管内にあっては気象庁に代えて、父島気象観測所に通報する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織及び一般住民等に周知する。
- 津波の注意報及び警報について、都又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、住民に周知する。

《第三管区海上保安部（東京海上保安部）》

- 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必要に応じ関係事業者等に周知する。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行う。

《東京管区気象台》

- 震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。
- 東京管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報 で用いる府県 予報区の名称	緊急地震速報や 震度速報で用い る区域の名称	郡区市町村名
東京	東京都23区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

緊急地震速報 で用いる府県 予報区の名称	緊急地震速報や 震度速報で用い る区域の名称	郡区市町村名
	東京都多摩東部	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、西多摩郡の一部（瑞穂町）
	東京都多摩西部	青梅市、あきる野市、西多摩郡の一部（日の出町、檜原村、奥多摩町）
伊豆諸島	伊豆大島	大島町
	新島	利島村、新島村
	神津島	神津島村
	三宅島	三宅村、御蔵島村
	八丈島	八丈町、青ヶ島村

- 大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合、気象情報伝送処理システム（アデス）、防災情報提供システム（以下、「提供システム」という。）により、関東地方整備局、警察庁、海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、NTT 東日本、NTT 西日本、日本放送協会、総務省消防庁、都及び警視庁に通知する。
- 大津波警報・津波警報を発表した場合、緊急警報信号の放送（緊急警報放送システム：EWS）により津波警報の放送を行う放送局に対し通知する。
- 地震及び津波に関する情報を発表した場合は、気象情報伝送処理システム（アデス）及び提供システムにより、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。

（資料第●●「関係防災機関その他に対する地震及び津波に関する情報の伝達系統図」別冊①資料 P●●）

（資料第●●「気象庁による注意報、警報の種類及び基準表」別冊①資料 P●●）

《NTT 東日本》

- 気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本に伝達された各種警報は、各区市町村及び関係機関に通報する。
（資料第●●「FAX による気象等警報等の伝達系統図」別冊①資料 P●●～●●）
- 津波警報の伝達は、FAX により関係機関に通報する。
- 警報に関する通信は優先して取り扱う。

《各放送機関》

- 各社の規定に基づき、災害に関する警報等を放送する。
（資料第●●「災害時の放送」別冊①資料 P●●～●●）

《その他の防災機関》

- 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

《都》《区市町村》《各放送機関》

- 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
 - ・ 実施機関
 - 東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関
 - ・ 伝達する情報
 - a 高齢者等避難開始
 - b 避難指示
 - c 緊急安全確保
 - d 警戒区域の設定

2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

（1）対策内容と役割分担

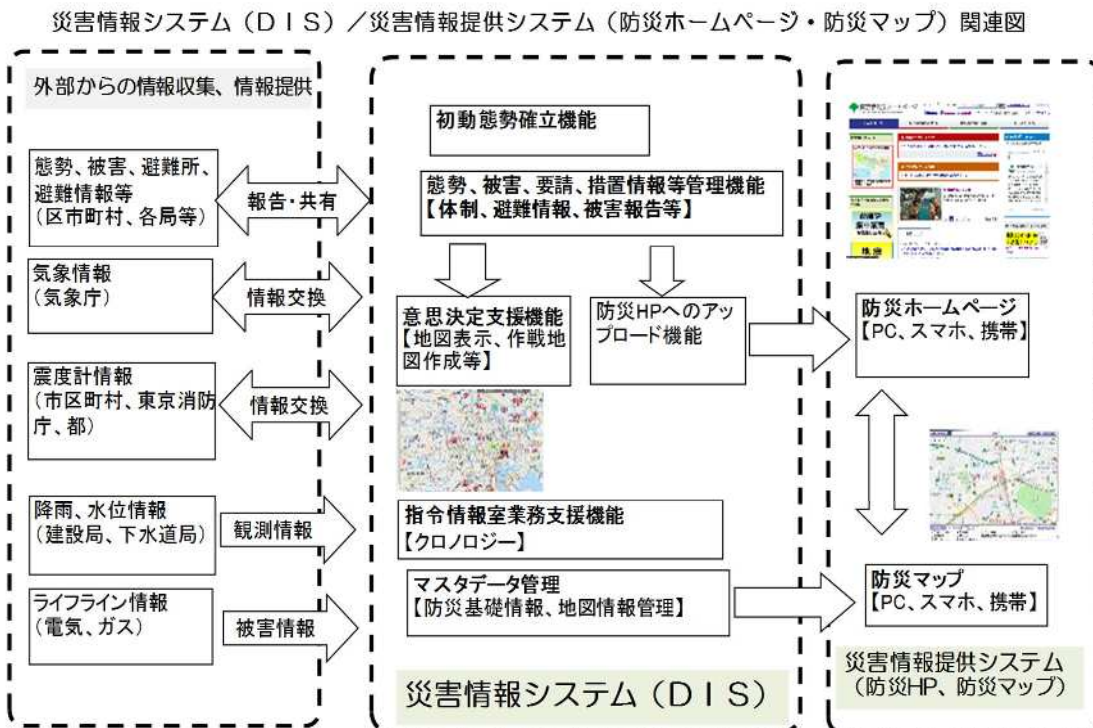
東京都災害情報システムのほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 所在区市町村別の被害状況等調査 ○ 国（総務省消防庁）への報告と他関係防災機関への通報 ○ 被害状況等とりまとめ ○ 東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 ○ 重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡
警 視 庁	○ 都への通報、関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集
東 京 消 防 庁	○ 地震被害予測システム等による被害予測 ○ 高所カメラ、地震被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、関係機関との情報交換

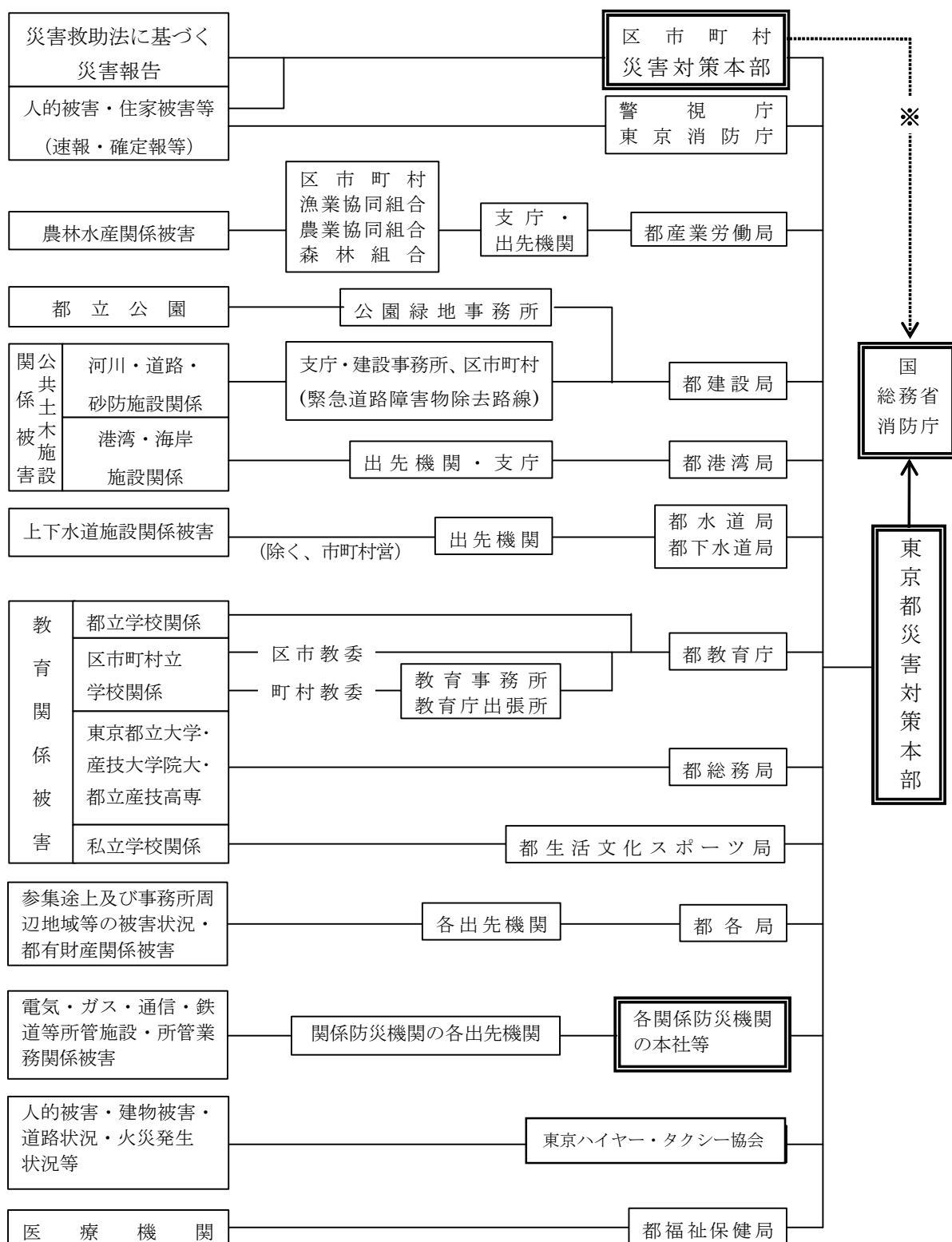
機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 情報収集及び通報
関東地方整備局	○ 情報収集及び連絡
関東地方測量部	○ 情報収集及び連絡
関東総合通信局	○ 防災情報伝達システムの検討 ○ 電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○ 放送局の被災・復旧状況等
各 通 信 事 業 者	○ 通信の被害、疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等
東京ハイヤー・タクシー協会	○ 発災時の災害情報の収集・伝達 ○ 発災直後の被害状況等を、都に対して提供
各 防 災 機 関	○ 発災直後の被害状況等を、都に対して提供

(2) 業務手順

【東京都災害情報システム（DIS）の場合】



【東京都災害対策本部の情報体制】



※ 災害の状況により都本部に報告できない場合

（3）詳細な取組内容

《都総務局》

- 都総務局は、区市町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国（総務省消防庁）に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。
- 都総務局は、被害情報、関係防災機関等の活動状況、その他応急対策に関する情報等をとりまとめ、区市町村等の関係防災機関に提供する。

《都各局》

- 都各局は、所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項）を都総務局に報告する。
- 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。

《警視庁》

- 各方面本部、各警察署及び安否・被害情報確認システム、地震被害判読システムから収集した情報を、都に通報するとともに、東京消防庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。
- 主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、堤防・護岸等の破損状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況等とする。

《東京消防庁》

- 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。
 - ・ 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
 - ・ 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測
 - ・ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握
 - ・ 地震被害判読システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握
 - ・ 消防職（団）員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握

《区市町村》

- 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。
 - ・ 報告すべき事項

第7章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 <応急対策>

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況（被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

- ・ 報告の方法

原則として、災害情報システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。）。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

- ・ 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第2部第13章応急対策「9 災害救助法等の適用」P●●に定めるところによる。

《第三管区海上保安部（東京海上保安部）》

○ 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用し情報収集活動を実施し、都及び関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行う。

- ・ 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ・ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ・ 船舶、海洋施設、港湾施設等の状況
- ・ 危険物施設の状況
- ・ 流出油等の状況
- ・ 水路、航路標識の異常の有無
- ・ 港湾等における避難者の状況

《関東地方整備局》

○ 緊急道路パトロールを行うとともに、ヘリコプター等からの情報収集に努め、必要に応じ、関係機関に速やかに連絡する。

○ 港湾事務所は、所管施設の点検を行うとともに、情報収集に努め、必要に応じ関係機関に速やかに連絡する。

《関東総合通信局》

- 被災地域の通信確保を目的として、災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA 無線機及び簡易無線機）を被災地域に対して速やかに無償貸与する。
- 災害発生時に、重要な通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、総務省が全国に配備している災害対策用移動電源車を貸出し、電源の応急確保に資する。
- 非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについて、口頭等により許認可を行う特例措置を実施（臨機の措置）。

《各通信事業者》

- 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - ・ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
 - ・ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
 - ・ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。

（資料第●●「電報の優先利用について」別冊①資料P●●～●●）

- 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供する。
- 通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ、SNS等を通じて広報する。

《NTT 東日本》

- 自治体の要請に基づき、避難所等へ、罹災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

《東京ハイヤー・タクシー協会》

- 「タクシーによる防災情報ネットワーク」により収集した発災直後の被害状況等を、都に対して、直接または東京放送及びニッポン放送の協力を得て提供する。

（資料第●●「タクシーによる防災情報ネットワーク実施要領」別冊①資料P●●）

《各防災機関》

- 各防災機関は、所管施設の所在区市町村別に被害、実施済みの措置、実施する措置その他必要事項について、区市町村の例に準じ都に報告する。
- ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。
- システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。

第7章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 <応急対策>

- 各防災機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める非常通信）

【被害程度の認定基準】

被害の種類		内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

被害の種類		内容
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
非 住 家 被 害	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
そ の 他	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

第7章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 <応急対策>

被害の種類		内容
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生件数		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

被害の種類	内容
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

3 広報体制

(1) 対策内容と役割分担

住民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 震災発生直後に行う広報内容 ○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な通信手段による住民への情報提供
都 政 策 企 画 局	○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ○ 都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。 ○ 報道機関に対する発表 ○ 要請文の作成
都 総 務 局	○ 都政策企画局その他の関係機関に対し必要な情報提供の指示及び要請、無線一斉通報 ○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ○ 東京都防災ホームページを災害対策用に切り替え、迅速な情報提供を行うほか、東京都防災 Twitter、東京都防災アプリを活用して災害情報等を発信 ○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて災害情報を発信
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に、(一財)東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。
都 水 道 局	○ 地震発生直後に行う広報 ○ 応急対策開始後に行う広報 ○ 応急対策の進捗に伴う広報 ○ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報
都 下 水 道 局	○ 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等についての広報

第7章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 <応急対策>

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 余震、津波等気象庁の情報 ほか
東 京 消 防 庁	○ 災害情報、消防活動状況等の広報
区 市 町 村	○ 警察署、消防署等と連携した広報活動
東京管区気象台	○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項など
関東総合通信局	○ 電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○ 放送局の被災・復旧状況等
自 衛 隊	○ 情報収集と広報活動
日 本 郵 便	○ 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等
各 通 信 事 業 者	○ 通信の被害、疎通状況の案内等 ○ 災害用伝言サービス提供開始の案内 ○ 災害時用公衆電話の開設状況 ○ 避難所 Wi-Fi 等の開設状況
日 本 銀 行	○ 災害応急対策に関する情報
東日本高速道路 中日本高速道路 首都高速道路	○ 応急対策の措置状況等
J R 東 日 本	○ 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況等
東京電力グループ	○ 電気による二次災害等を防止するための方法等
東京ガスグループ	○ ガス供給の応急対応、復旧状況 ○ マイコンメーター復帰操作、ガス機器の使用上の注意事項等
各 放 送 機 関	○ 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知

(注) 都総務局と都政策企画局は、災害発生時に、協働して広報発信を行うものとする。

(2) 業務手順

ア 都本部からの報道機関への発表

- 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ等において行う。
- 報道機関からの問合せに係る対応は、都政策企画局とする。
- 都本部及び各局の報道発表に関する庁内調整は、都政策企画局が行う。
- 夜間又は勤務時間外に発災した場合は、都本部が設置されるまでの間は、都総務局総合防災部が発表を行う。
- 都災害対策本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約・調整、整理・突合・精査を行い、報道機関への発表を行う。

イ 警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表

- 警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。
ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。

ウ 各防災機関からの報道機関への発表

- 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて都本部においても発表する。

(3) 詳細な取組内容

《都本部》

- 震災発生直後に行う広報は、次のとおりである。
 - ・ 地震の規模・津波・気象の状況
 - ・ 混乱防止の呼び掛け
 - ・ 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意
 - ・ 避難及び避難時の方法等
 - ・ 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
 - ・ 学校等の措置状況
 - ・ 都及び区市町村の体制・措置状況
- 被災者に対する広報は、次のとおりである。
 - ・ 被害情報
 - ・ 避難所開設状況
 - ・ 食料・生活物資等の供給状況
 - ・ 医療機関の診療状況
 - ・ 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況
 - ・ 道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況
 - ・ 防疫・保健衛生措置状況
 - ・ 学校の休校・再開等の措置状況
 - ・ 都及び区市町村の措置状況

《都総務局》

- 都総務局は、区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。
- 都総務局は、携帯電話による利用が可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。
- 東京都災害情報システムの一層の活用を図り、情報共有と集計を効率的に実施し、迅速な報道発表へつなげる。
- 帰宅困難者等への情報提供において、一時滞在施設等における無線 LAN や

SNS の活用、駅周辺における大型ビジョン等の活用を図る。

- 防災 Twitter 及び東京都防災アプリ、Lアラートなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。

《都政策企画局》

- 都政策企画局は、災害対策本部が発する情報を基に、インターネット、広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。
- 都庁総合ホームページについては、災害対策用に切り替え、災害対策本部が発信する情報を都民等に迅速に提供する。
- 都政広報番組については、放送事業者等と調整の上、可能な限り放送内容を変更し、災害関係情報を放送する。
- 都政策企画局は、都本部から指示があったとき、又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。
- 放送要請については、都政策企画局が都総務局と協議の上、要請文を作成した後、本部長（知事）が決定し、都総務局が各放送機関へ無線一斉通報（音声及びFAX）にて伝達する。

なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。

- 報道要請については、都政策企画局が都総務局と協議の上、要請文を作成した後、本部長（知事）が決定し、各報道機関へ要請する。なお、その他については、「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。
- 戦略広報調整監の職にある者は、本部の報道発表に関する事項や災害時の広報に関する事項を総合調整する。

《都生活文化スポーツ局》

- 被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部が発する情報を基に、（一財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。

《都水道局》

- 地震発生直後に行う広報内容は、次のとおりである。
 - ・ 水道施設の稼働状況
 - ・ 浄水場及び給水所における飲料水
 - ・ 応急対策の基本方針
 - ・ その他住民への協力要請等
- 応急対策開始後に行う広報内容は、次のとおりである。
 - ・ 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み
 - ・ 復旧作業の実施方針
 - ・ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況
 - ・ 住民の注意すべき事項及び協力要請
- 応急対策の進捗に伴う広報内容は、次のとおりである。

- ・ 水道施設の被害詳報及び復旧見込み
 - ・ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域
 - ・ 当日の復旧活動の概要
 - ・ 水質についての注意
 - ・ 住民への協力要請
- 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNSを活用して行う。
- 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報、及び区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。

《都下水道局》

- 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等について広報を行う。
- 広域的な広報については、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。
- 地域広報は、各下水道事務所等が地元区市町村と連携して行う。

《警視庁》

- 広報内容は、次のとおりである。
- ・ 避難を必要とする情報
 - a 火災の発生及び延焼状況
 - b 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ
 - c 津波のおそれ
 - d 崖（山）崩れのおそれ
 - e その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ
 - ・ 混乱防止及び人心の安定を図るための情報
 - a 余震、津波等の気象庁の情報
 - b 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し
 - c ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し
 - d 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し
 - e 交通機関の被害状況及び復旧の見通し
 - f 交通規制の実施状況及び渋滞情報
 - g 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等
 - h その他混乱防止等を図るための情報
 - ・ デマ・流言打ち消し情報
- 広報手段は、次のとおりである。
- ・ トランジスターメガホン
 - ・ 交番（駐在所）備付けマイク
 - ・ パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー
 - ・ ヘリコプター、警備艇
 - ・ 交通情報板、光ビーコン、ラジオ
 - ・ ホームページ等

《東京消防庁》

- 広報内容は次のとおりである。
 - ・ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - ・ 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等）への支援の呼びかけ
 - ・ 火災及び水災に関する情報
 - ・ 避難指示等に関する情報
 - ・ 救急告示医療機関等の診療情報
 - ・ その他都民が必要としている情報
- 広報手段は、次のとおりである。
 - ・ 消防車両等の拡声装置等
 - ・ 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示
 - ・ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
 - ・ ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供
 - ・ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

《区市町村》

- 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- 区市町村は、コミュニティ FM 局やケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。

《東京管区気象台》

- 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項などを広報する。
- 報道機関に対して速やかに知らせるほか、ホームページでも広報する。

《第三管区海上保安部（東京海上保安部）》

- 船舶に対し航行警報、安全通信等を実施するほか、巡視船艇により必要な広報活動を実施する。
- 各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」に基づいた放送の依頼を行う。

《関東総合通信局》

- 電気通信事業者の被災状況、電気通信設備の復旧状況について情報提供
- 放送局の被災・復旧状況について情報提供

《自衛隊》

- 都及び関係機関と連絡を密にし、空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。
 - ・ 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達
 - ・ 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況
 - ・ 都及び関係機関等の告示事項

- ・ その他必要事項
- 広報手段は、次のとおりである。
 - ・ ヘリコプター、地上部隊等による呼び掛け
 - ・ 報道機関を介しての情報提供

《日本銀行》

- 広報内容は、次のとおりである。

災害応急対策に関する情報。特に、金融機関の業務運営確保に係る措置及び金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する情報
- 広報手段は、次のとおりである。

新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

《日本郵便》

- 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。
- 災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。
 - ・ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ・ 被災地宛救助用郵便物の料金免除
 - ・ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
- 広報手段は、次のとおりである。
 - ・ 郵便局窓口又は局前等に掲出する。
 - ・ 放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

《各通信事業者》

- 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。
- 以下の措置等を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。(NTT 東日本)
 - ・ 公衆電話の無料化
 - ・ 災害時用公衆電話の開設
 - ・ 避難所 Wi-Fi 等の開設
 - ・ 料金減免

《東京電力グループ》

- 広報内容は、次のとおりである。
 - ・ 電気による二次災害等を防止するための方法
 - ・ 避難時の電気安全に関する心構えについての情報
 - ・ 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報
- 広報手段は、次のとおりである。
 - ・ テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ等を通じた広報
 - ・ 区市町村の防災行政無線（同報系）の活用

- ・ 広報車等による直接当該地域への周知

《東京ガスグループ》

- 広報内容は、次のとおりである。
 - ・ ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し
 - ・ マイコンメーター復帰方法
 - ・ ガス機器の使用上の注意事項
- 広報手段は、ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体とする。
- NHK 及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。

《JR 東日本》

- 広報内容は、次のとおりである。
 - ・ 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況
 - ・ 列車の不通線区や開通見込み等
- 広報手段は、次のとおりである。
 - ・ 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で都民への情報提供に努める。
 - ・ 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

《東日本高速道路》《中日本高速道路》

- 広報内容は、応急対策の措置状況、交通規制状況等
- 広報手段は、ラジオ、情報板、ホームページ、報道機関を介しての情報提供等

《首都高速道路》

- 広報内容は、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等
- 広報手段は、ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備

《各放送機関》

- 放送機関の活動態勢
(資料第●●「各放送機関の主な活動態勢」別冊①資料P●●～●●)
- 災害時の放送
(資料第●●「災害時の放送」別冊①資料P●●～●●)

4 広聴体制

(1) 対策内容と役割分担

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
都 各 局	○ 相談窓口等を開設するとともに、都総務局に報告
警 視 庁	○ 臨時相談所を開設 ○ 交通規制に係るテレホンコーナーを開設
東 京 消 防 庁	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応
区 市 町 村	○ 被災者のための相談所を開設

（２）詳細な取組内容

《警視庁》

- 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
- 交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。

《東京消防庁》

- 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

《区市町村》

- 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。
(第2部第13章「住民の生活の早期再建」P●●参照)

5 住民相互の情報連絡等

（１）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 住民、事業者及び帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、情報提供を行う。
通 信 事 業 者	○ 住民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。

（２）詳細な取組内容

- 都は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
- NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料 Wi-Fi サービス（00000JAPAN）を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。
- NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、通信サービス提供のため、携帯電話の不通地域に移動基地局を派遣し、通信の確保に努める。

第7章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 <応急対策>

- 通信事業者は、行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。
- 報道機関は、行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や災害用伝言サービスの利用方法等について、住民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
- 都民等は、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第8章 医療救護・保健等対策

本章における対策の基本的考え方

○ 医療救護・保健等対策の基本的な考え方

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。

また、遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

本章では、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、災害拠点病院の整備や医療施設の耐震化等の医療施設の基盤整備、遺体の火葬について示す。

○ 現在の対策の状況

東日本大震災では、津波の被害などにより、多くの医療機関が損壊し、医療機能が喪失した。一方で、全国から多くの医療支援が行われ、こうした支援を適切に活用して医療機能を発揮することが求められた。

そのため、都は、一刻も早い救命措置等が行えるよう東京 DMAT の編成、医療救護班等の確保及び搬送体制を整備するとともに多くの負傷者の医療を確保するため災害拠点病院及び災害拠点連携病院を整備した。

また、災害拠点病院に災害用救急医療資器材の配備や補充用医薬品を備蓄するなど医薬品等を確保した上、災害時の情報を共有できるよう広域災害救急医療情報システムを全病院（救急診療所を含む。）に整備するなど、災害時における医療機能の確保に努めてきた。

更に、医療救護活動に必要な情報を集約・一元化し、迅速かつ的確な医療救護活動が行えるよう、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンを配置し、医療救護活動を統括・調整する体制を確保している。

加えて、精神保健医療ニーズに対応するため、都立病院等及び民間精神科医療機関（病院・診療所等）との協力による医療提供体制の確保に努めるとともに、東京 DPAT の整備を進めており、また、大規模災害時に保健所の指揮調整機能等を支援するための健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備も進めている。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

首都直下地震などの大規模災害発生時に、限られた医療資源を最大限に活用するため、医療機関が発災直後から医療機能の継続や災害拠点病院をはじめとした医療機関の受入体制の充実が求められている。また、医薬品や医療資器材についても、備蓄などの方法により確実に確保するとともに、医療機能を提供するための基盤となる医療機関の耐震化や事業継続計画（BCP）の策定などを促進する必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 初動医療体制の確立
→ <到達目標> 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化
- ・ 医薬品・医療資器材の確保
→ <到達目標> 医薬品等の確保に向けた供給体制の構築
- ・ 医療施設等の基盤整備
→ <到達目標> 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院の耐震化 100%）、災害拠点病院等の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第8章 医療救護・保健等対策

第1節 現在の到達状況

- 東京 DMAT、医療救護班、東京 DPAT 等の初動医療体制を整備
- 災害拠点病院や都備蓄倉庫等に災害用救急医療資器材等を確保
- 全病院（救急診療所を含む。）に広域災害救急医療情報システム（EMIS）を整備
- 発災時における検案活動の応援等に関し、関係機関と協定を締結するとともに、火葬に関しても民間火葬場等と協定を締結（都内火葬場数：26 箇所）

第2節 課題

- 膨大な数の負傷者等に対応するため、限られた医療資源を活用できるよう都内の医師や応援医療チームの受入及び配置等の調整機能が必要
- 発災当初の医療資器材等については、一定の備蓄があるが、一方で、医薬品等の資器材の枯渇に備えた供給体制の強化が必要
- 災害拠点病院や救急医療機関の全てが耐震化されていない。また、災害時の医療機関相互の情報通信手段が十分でない。
- 検案医等の不足が生じないよう、体制の強化が必要。また、都内の火葬場のみで対応するには、限りがある。

第3節 対策の方向性

- 被害情報を効率的に（一元的に）集約して、発災直後から限られた医療資源を最大限活用できるよう災害医療コーディネーターを中心としたコーディネート体制を構築し、速やかな初動医療体制を確保
- 精神科領域での初動医療体制の整備を推進
- 備蓄の充実と製薬事業者も活用した医薬品等の供給体制の強化
- 医療施設の耐震化の促進やライフラインの確保及び情報共有など医療基盤の強化
- 関係機関と連携した検案医の養成や広域的な火葬体制の充実などによる火葬の迅速化

第4節 到達目標

- 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化
- 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化
- 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化
- 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院の耐震化 100%）、災害拠点病院等の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）	
○ 初動医療体制等の整備	
・ 東京都災害医療コーディネーター等の設置	・ 医療救護活動の確保
・ 東京 DPAT の整備及び精神科医療体制の確保	
・ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備	・ 負傷者等の搬送手段の確保
・ 防疫体制の整備	
○ 医薬品・医療資器材の確保	
・ 医薬品・医療資器材等の備蓄及び供給体制の整備	・ 東京 DMAT カーの配備
○ 医療施設の整備	
・ 病院の耐震化など施設の機能維持	・ 災害拠点病院の機能確保のための充実強化
○ 遺体の取扱い	
・ 関係機関との連携による体制の整備	
地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内	
○ 初動医療体制等	
・ 被害情報を効率的に（一元的に）集約して、東京都災害医療コーディネーターを中心に医療資源を活用	
・ 東京 DMAT・都医療救護班等による救護活動の実施	
・ 搬送先や搬送手段、方法など迅速な調整及び航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）と連携した広域搬送の実施	
・ 東京 DPAT などによる医療支援（初動医療から引継ぎ）	
・ DHEAT や保健活動班による支援	
○ 医薬品・医療資器材の供給	
・ 医薬品等の安定供給	
○ 医療施設の確保	
・ 災害拠点病院等に対し空床の利用や収容能力の臨時拡大等を図るなど医療施設を確保	
・ 医療機関及び救護所等の情報を収集、分析できる体制を整備	
○ 行方不明者の捜索・遺体の検視・検案・身元確認等	
・ 行方不明者の捜索、収容、検視・検案・身元確認等	
地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途	
○ 防疫体制の確立	
・ 防疫体制の範囲と明確化	・ 感染症蔓延の予防、感染症流行状況の把握
・ 搬送先や搬送手段、方法など迅速な調整及び航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）と連携した広域搬送の実施（応急対策から継続して実施）	
・ 東京 DPAT などによる医療支援（初動医療から引継ぎ）（応急対策から継続して実施）	
・ DHEAT や保健活動班による支援（応急対策から継続して実施）	
○ 医薬品・医療資器材の供給	
（応急対策から継続して実施）	
○ 医療施設の確保	
（応急対策から継続して実施）	
○ 火葬体制等	
・ 広域火葬体制の整備	

第1節 現在の到達状況

1 初動医療体制の確立

東京 DMAT 指定病院を 25 病院指定し、約 1,000 名の DMAT の隊員を確保している。また、都医療救護班、東京 DPAT 等を確保するとともに、災害医療コーディネーターを中心に災害時の医療救護活動の統括・調整を実施するなど、初動医療体制を整備している。

さらに、医療搬送業務協定の締結による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。

- ・ 東京 DMAT 指定病院 25 病院
- ・ 都医療救護班 219 班
- ・ 都歯科医療救護班 110 班
- ・ 都薬剤師班 200 班
- ・ 災害拠点病院ヘリコプター緊急離着陸場 23 箇所
- ・ 東京 DPAT 登録病院 31 病院

2 医薬品・医療資器材の確保

最大で500名まで対応できる災害用救急医療資器材を全ての災害拠点病院に備蓄し、更に約7万4千人に対応できる補充用医薬品の防災倉庫への備蓄や東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）の配備など災害時に対応できる医薬品等を確保している。

また、医薬品、医療機器、衛生材料、歯科用医薬品の関係6団体と災害時協力協定を締結している。

- ・ 災害時応急用資器材 108 セット
- ・ 現場携行用資器材 84 セット
- ・ セルフケアセット 254 セット

3 医療施設等の基盤整備

災害拠点病院等の医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに、自家発電装置の設置等を推進している。

また、全病院（救急診療所を含む。）を対象に広域災害救急医療情報システム（EMIS）（※）を整備している。

- ・ 災害拠点病院の指定 83 病院（令和5年3月31日現在）
 - ・ 災害拠点連携病院の指定 137 病院（令和5年3月31日現在）
 - ・ 広域災害救急医療情報システムの整備 650 病院（令和5年3月31日現在）
- ※ 広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）

Emergency Medical Information System の略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムをいう。

4 遺体の取扱い

関係機関と協力し、震災時における検案班を編成して、遺体の検案や死体検案書の発行等を行う訓練を実施するとともに、都の検案体制のみでは不足する場合に備えて、検案活動の応援等に係る協定を東京都医師会等関係機関と締結している。

また、広域火葬実施計画を策定し、民間火葬場や、各関係団体と協定を締結している。

- ・ 都内火葬場 26 箇所
 - 区部 9 箇所（うち 7 箇所が民営）
 - 多摩地域 9 箇所（うち 1 箇所が民営）
 - 島しょ 8 箇所
- ・ 遺体の搬送に関する協定
- ・ 遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定
- ・ 火葬の実施に関する協定
- ・ 棺等葬祭用品の供給に関する協定

第2節 課題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被 害 項 目	想定される被害
負傷者数	最大 93,435 人
重傷者数	最大 13,829 人
死者数	最大 6,148 人

1 初動医療体制等の確立

都内で約 9 万 3 千人の負傷者（うち重傷者は約 1 万 4 千人）の発生が想定されており、東京 DMAT 等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう他道府県からの保健医療活動チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整する機能が必要であり、そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。

さらに、災害時において円滑に医療救護活動を行えるよう、引き続き地域の実情に沿った区市町村の体制強化を図る取組が必要である。

また、傷病者や応援保健医療活動チーム等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。

2 医薬品・医療資器材の確保

都は、災害時に備え医薬品等を備蓄しているが、不足した場合には医療機能の維持に大きな支障がでる。このため、医薬品及び災害時応急用資器材等を確実に確保する必要がある。

3 医療施設等の基盤整備

多くの負傷者に対し迅速かつ的確に医療提供を行うためには、災害拠点病院等の機能確保が大切である。

また、地域の災害医療の中核的機能を担う災害拠点病院や被災を免れた医療機関等が連携するためには、医療機関相互の情報通信手段や医療連携体制の整備など、地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要がある。

4 遺体の取扱い

被災による死者は、最大で6,100人が想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、検案医等の不足が生じないように、関係機関と連携し、養成研修等を実施するなど体制の強化が必要である。

また、区部及び多摩地域の18箇所の火葬施設（火葬炉は171炉）のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 初動医療体制等の確立

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、東京都災害対策本部の下に設置する東京都災害医療コーディネーターと、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。

さらに、地域の実情に応じて構築している災害時の情報連絡系統や緊急医療救護所の設置場所などが円滑に機能するよう、引き続き体制強化を図っていく。

また、精神科領域の災害時における医療体制の整備を推進するとともに、小児・周産期に係る災害時の情報収集や関係機関との調整機能について体制を構築する。

合わせて、関係各局や東京消防庁、警視庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の

備蓄に加え、医薬品等の卸売販売業者を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

3 医療施設等の基盤整備

災害時において、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画の策定支援を行う。

また、災害拠点病院については、病院の医療機能を維持できるように、施設の耐震化の促進、水、食料、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能を確保する。

さらに、災害拠点精神科病院についても、精神科医療を行うための診療機能を維持できるように、体制整備を進めていく。

なお、災害拠点病院等の配置については、「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、各二次保健医療圏の医療資源や傷病者の収容力を踏まえ、都として必要な規模を検討し、整備を進めていく。

4 遺体の取扱い

都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図る。

また、協定を締結している民間関係団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

第4節 到達目標

1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化

東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を強化する。

負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じて、陸路、空路及び水路を最大限に活用した搬送手段を確保するとともに、他県等被災地域外への負傷者等の搬送を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。

さらに、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき災害拠点病院の近接地にヘリコプター緊急離着陸場を確保する。

2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化

医薬品や医療資器材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を強化する。

また、医薬品等の確保については、医療機関及び薬局が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、都は卸売販売業者が早期に復旧できるよう支援し、医療機関及び薬局において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等

を備蓄するよう働きかける。

3 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化 100%）、災害拠点病院等の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

災害拠点病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有していることとし、その他の医療機関についても、耐震診断や耐震化を推進する。

また、災害拠点病院等医療機能の維持が特に必要となる病院においては、災害時にも水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多元的な供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築する。

更に、災害拠点精神科病院についても、精神科医療を行うための診療機能の維持や確実な情報連絡体制を構築する。

4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における広域火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や他府県との連携や協力体制を確保する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

- | | |
|----------------|-------------|
| 1 初動医療体制等の整備 | 3 医療施設の基盤整備 |
| 2 医薬品・医療資器材の確保 | 4 遺体の取扱い |

1 初動医療体制等の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立
区 市 町 村	○ 区市町村内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立 ○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置 ○ 区市町村災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び区市町村管内の関係機関との情報連絡体制を構築

(2) 詳細な取組内容

ア 都全域の情報連絡体制

- 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害時小児周産期リエゾン、東京都災害薬事コーディネーター（※）、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。

※ 東京都災害薬事コーディネーター

災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう

支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。

イ 二次保健医療圏の情報連絡体制

- 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。
- 東京都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開催し、東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。
- 二次保健医療圏ごとに、傷病者の搬送や受け入れ医療機関の調整、関係機関同士の連絡体制などを確認・検証するための図上訓練を実施する。

ウ 区市町村の情報連絡体制

- 区市町村は、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区市町村災害医療コーディネーターを任命する。
- 区市町村は、区市町村災害医療コーディネーターが区市町村内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

【災害時小児周産期リエゾン】

名 称	説 明
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

【医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏 医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療 連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

1-2 医療救護活動等の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 東京 DMAT (※) 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の事業継続計画策定を支援 ○ DHEAT 構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備 ○ 東京都立病院機構との調整
東京都立病院機構	○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○ 都立病院の医療救護班を整備 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・豊島病院）に東京 DPAT を整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院の事業継続計画を策定
東 京 消 防 庁	○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○ 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練を実施
区 市 町 村	○ 区市町村内の医療機関、地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等の確保 ○ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所を確保 ○ 医療救護活動拠点の設置場所を確保

(2) 詳細な取組内容

ア 東京 DMAT の確保・養成

- 都は、平成 16 年に発足させた東京 DMAT を擁する東京 DMAT 指定病院 25 病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。
- 東京 DMAT のチーム編成は原則として医師 1 名、看護師等 2 名の計 3 名を基準とする。ただし、必要に応じて業務調整員を含めることができる。
- 東京消防庁は、東京 DMAT 連携隊を編成し、東京 DMAT と一体的に活動することを原則とし、平時からの情報共有等を図る。

※ 東京 DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）
大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。

イ 東京 DPAT の確保・養成

- 都は平成 30 年度に発足した東京 DPAT（※）の隊員への研修を行う。
- 東京 DPAT のチーム編成は、精神科医師、看護師、業務調整員等を含めた 4 名を標準とする。

※ 東京 DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team：ディーパーット）
被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

ウ 医療救護班等の確保

《都福祉保健局》

- 病院又は区市町村の医療救護活動を応援・補完する立場から、東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会などの関係機関と協定や委託契約を締結し、医療救護活動の体制を確保している。
- 災害時における迅速な医療活動等を確保するため、都医療救護班（都医師会に限る。）、都歯科医療救護班、都薬剤師班の従事者に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。

《区市町村》

- 地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班等を編成できるように、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等と協定を締結する。
- あらかじめ医療救護所を設置する場所を定めておく。
- 災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。

- 医療救護活動拠点を設置し、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

エ 医療機関等の機能維持に向けた取組み

- 都福祉保健局は、医療機関等が事業継続計画を策定できるように、支援する。
- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめ事業継続計画を策定するとともに、訓練等を定期的に実施する。

【医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所 （病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

オ DHEAT 構成員の養成・確保

- 都は、DHEAT（※）構成員の人材育成及び資質の維持向上を図るため、国の実施する研修に加え、都独自の研修を実施する。

※ DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team:ディーヒート)
被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム

カ 応援保健医療活動チームの受入れ体制の整備

- 都福祉保健局は、都外から参集する応援保健医療活動チーム（※）を速や

かに受け入れ、迅速な医療救護活動に繋げるために、受入れ体制を整備する。

※ 応援保健医療活動チーム

日本 DMAT、医療救護班、JMAT、日本赤十字社救護班、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）などの医療チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム等

1-3 負傷者等の搬送体制の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 救出救助活動拠点等を選定し確保
都 福 祉 保 健 局	○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）（※）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
都 港 湾 局	○ 医薬品、医療従事者等を搬送するため、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会と協定を締結
東 京 消 防 庁	○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結
区 市 町 村	○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築

※ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）

広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。SCU は、Staging Care Unit の略。

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。

《都総務局》《都福祉保健局》

- 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を

選定する。

《都総務局》《都福祉保健局》《都港湾局》《東京消防庁》《区市町村》

- 都及び区市町村は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。

《都福祉保健局》

- 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。
- 応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。

1-4 防疫体制の整備

（1）対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 薬品等の受入・調達計画を策定 ○ 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成 ○ 区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備
区 市 町 村	○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定 ○ 都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

（2）詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 避難所における飲料水の安全を確保するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄する。

【備蓄一覧】

区 分	備蓄量・調達量
消毒薬の確保（次亜塩素酸ナトリウム） （備蓄分：前期3日分） （調達分：後期4日分）	6%溶液 1,017本（600mL/本） 1,356本（600mL/本）
配布用消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）（買取り：7日分）	1%溶液 4,200本（15mL/本）
簡易残留塩素検出紙（買取り：7日分）	12,600枚
残留塩素測定器（環境衛生指導班用）	30台

- 薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他県市等からの受入・調達計画を策定する。
- 避難所での水の使用の留意点等を周知するためのリーフレット、ハエや蚊の防除方法を示したリーフレットを作成する。
- 避難所の室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。
- 区市町村及び保健所職員を対象に、ねずみ衛生害虫防除に関する講習会を開催する。

- 被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。

《区市町村》

- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
(第2部第10章「避難者対策」P●●参照)

2 医薬品・医療資器材の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備
東京都立病院機構	○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保
区 市 町 村	○ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 ○ 地区薬剤師会と連携し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議
都 薬 剤 師 会	○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 都薬剤師班の編成体制等を整備
日 赤 東 京 都 支 部	○ 日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄

(2) 詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 都、卸売販売業者及び災害時協力協定締結団体（※）は、災害時の医薬品等の供給体制を構築する。

なお、医薬品等の供給の優先順位については、災害拠点病院に優先供給することを基本的な考え方とし、状況により逐次、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることとする。

※災害時協力協定締結団体：東京都薬剤師会、東京医薬品卸業協会、日本医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、日本衛生材

料工業連合会、大東京歯科用品商協同組合

- 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関と連携体制を構築する。
- 災害時の調達業務を円滑に行うために、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体職員の都への派遣協定を締結するといった準備を行う。
- 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄を進めるとともに、必要な医薬品等の確保に努める。
- 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置付けとする。

国、製薬団体、都薬剤師会等と医薬品等の支援物資の要請方法及び受入れ方法を協議の上、以下の医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針（本章では以下「基本方針」という。）を製薬団体等の関係団体にあらかじめ周知し、協力を求める。

- 関係機関とあらかじめ医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。

【医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針】

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。
- エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）へ提供する。

《区市町村》

- 地区薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- 地区薬剤師会と連携して、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容等について協議しておく（卸売販売業者

は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する。

- 災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝区市町村災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長））は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と区市町村が協議の上決定する。区市町村災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。
- 区市町村は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に地区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

《災害拠点病院等》

- 災害拠点病院及び災害拠点連携病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点精神科病院は、医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

（資料第●●「東京都災害拠点病院標準整備品目」別冊①資料P●●）

3 医療施設の基盤整備

（1）対策内容と役割分担

広域的な連携体制の下迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 災害拠点病院等の石油燃料供給について、安定的に供給できるよう、実効性のある方策を構築 ○ 近江市等との広域後方医療に関する応援体制の確立

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 災害拠点病院を指定し、重症者等を中心とした受入体制を確保 ○ 救急告示を受けた病院等から、災害拠点連携病院を指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保 ○ 災害拠点精神科病院を指定し、措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる体制を確保 ○ 災害拠点精神科連携病院を指定し、医療保護入院患者を受け入れる体制を確保 ○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保 ○ 医療機関の耐震化の促進とともに、多元的な水の確保、電力等のライフライン機能の確保や事業継続計画の策定を支援 ○ 衛星携帯電話や EMIS など通信手段の確保やマニュアルの整備など活用方法を確立 ○ 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施
東京都立病院機構	○ 都福祉保健局及び関係機関との連絡体制を確立 ○ 基幹災害拠点病院である広尾病院の再整備 ○ 平時から、広域的な連携体制を強化するとともに、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害時後方医療体制の充実強化を図る。
都 水 道 局	○ 救急医療機関等への供給ルートの耐震継手化（令和元年度末におおむね完了）
都 下 水 道 局	○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院について、下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施 ○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を実施

（資料第●●「救急医療機関数」別冊①資料P●●）

（資料第●●「都立・国立病院施設の現況」別冊①資料P●●）

（２）詳細な取組内容

＜都総務局＞

- 「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、石油燃料の安定供給を図るとともに、災害拠点病院等の重要施設について、非常時において 72 時間の稼働を可能とするため、国など関係者との連携体制を構築し、必要となる非常用発電燃料の確保に努める。

（第2部第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」P●●参照）

- ヘリコプターの臨時離着陸場が整備されていない災害拠点病院等については、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき、近隣に緊急離着陸場を確保する。

＜都福祉保健局＞

- 二次保健医療圏ごとの医療資源や病院の収容能力、地域の実情等を踏まえ、次の基準から災害拠点病院を指定している。
 - ・ 原則として 200 床以上の病床を有する救命救急センター又は第二次救急医療機関
 - ・ 建物が耐震・耐火構造
 - ・ 多数の患者を受入れるスペースや備蓄スペースを有する。
 - ・ 通常時の6割程度の発電容量を確保できる非常用発電設備を保有し、3日程度の燃料を確保する。
 - ・ 災害時に少なくとも3日分の病院機能を維持するための水を確保する。
 - ・ 3日分程度の食料、飲料水、医薬品等を備蓄する。
 - ・ ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。
- 主に中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる医療機関として、救急告示を受けた病院及び都が認める病院を災害拠点連携病院として指定する。
- 専門医療や慢性疾患への対応等、区市町村地域防災計画に基づく医療救護活動を行う医療機関として、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付ける。
- 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建物等を有する都内の医療機関に対して、耐震診断及び耐震化工事（新築建替・耐震補強工事等）を促進する。
- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局における発災時の対応能力向上に向けた取組として、事業継続計画及び災害対応マニュアル等の策定を支援する。
- 平時から、災害拠点病院の通信訓練や、東京都災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施する。

【災害拠点病院等】

指定区分	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 （基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される）
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 （災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

（資料第●●「東京都災害拠点病院一覧」別冊①資料P●●）

【災害拠点精神科病院等】

指定区分	説 明
災害拠点精神科病院	措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院
災害拠点精神科連携病院	医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院

(資料第●●「東京都災害拠点精神科（連携）病院一覧」別冊①資料P●●)

《東京都立病院機構》

- 都立病院は、広尾病院を中心として、都立病院医療危機管理ネットワークの充実を図り、災害医療提供体制を強化する。
- 都心部唯一の基幹災害拠点病院である広尾病院の災害医療機能を強化するため、再整備を進める。
- 都立病院は、非常時においても72時間の稼働を可能とするため、必要となる非常用発電燃料を確保する。

《都水道局》

- 震災時にも給水を確実に確保しなければならない救急医療機関等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を実施した(令和元年度末におおむね完了)。
- (第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P●●参照)

《都下水道局》

- 災害拠点病院及び災害拠点連携病院における下水道機能を確保するため、これらの施設からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部分の耐震化などを実施するとともに、震災時の交通機能を確保するため、これらの施設と緊急輸送道路を結ぶ道路についてもマンホール浮上抑制を実施する。
- (第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P●●参照)

4 遺体の取扱い

(1) 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視（※1）・検案（※2）等の各段階において、区市町村及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○ 都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○ 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○ 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化
区 市 町 村	○ 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項 ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 ・ 屋内施設 ・ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設 ・ 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設 ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

※1 検視

検視とは、検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。

※2 検案

検案とは、監察医（医師）が、死亡原因を調べることをいう。

【応急対策】

1 初動医療体制等	3 医療施設の確保
2 医薬品・医療資器材の供給	4 行方不明者の捜索、遺体の検視・ 検案・身元確認等

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動						
全 体 概 要	フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ				慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ	
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動			区市町村中心の救護活動		
① 区市町村		緊急医療救護所の設置・運営				
区市町村災害医療コーディネーター		地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
		避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置				
② 都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
東京都災害医療コーディネーター	東京DMATの活動					
地域災害医療コーディネーター		都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣 主に日本DMATによる支援活動			主に他都府県の医療救護班による支援活動	
③ 災害拠点病院		主に重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
④ 災害拠点連携病院		主に中等症者又は重症の安定した重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院						
⑥ 診療所等		診療継続または区市町村のための医療救護			平常時の医療体制へ徐々に移行	
※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します						

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

1 初動医療体制等

都福祉保健局を保健医療福祉調整本部（※）として位置付け、関係各機関と協力し、以下保健医療福祉活動の総合調整を図る。

※ 保健医療福祉調整本部

令和4年7月22日年付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」において示された組織。

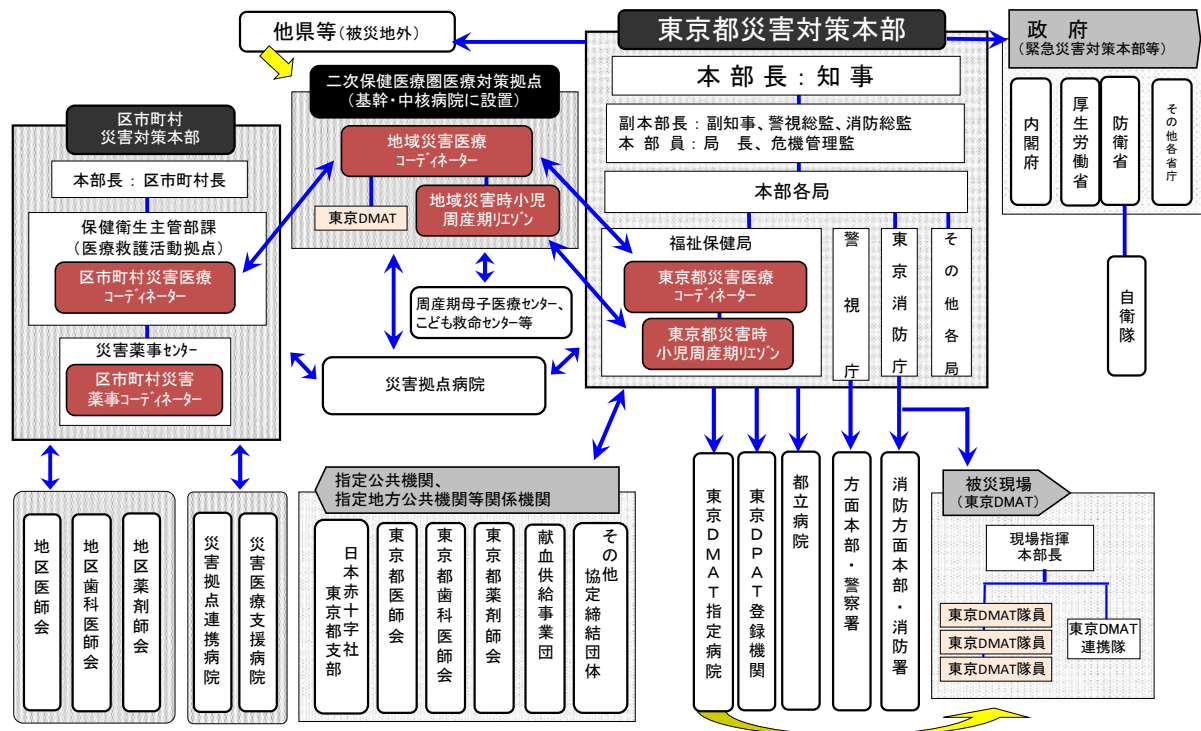
大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う。

1-1 医療情報の収集伝達体制

（1）対策内容と役割分担

都は、医療機関の被害状況や活動状況、区市町村が設置する医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

機 関 名	活 動 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報
区 市 町 村	○ 地区医師会及び区市町村災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置
都 医 師 会 都 歯 科 医 師 会 都 薬 剤 師 会	○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告



《都福祉保健局》

- 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からの DMAT・DPAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
- 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を収集する。
- 収集した医療情報を区市町村等の関係機関に提供する。
- 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。
- 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等を活用して、医療機関から情報収集を行う。

- 地区医師会及び区市町村災害医療コーディネーター、区市町村災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

1-2 初動期の医療救護活動
(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	活 動 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保 (各二次保健医療圏) ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT の支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援
東 京 消 防 庁	○ 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施

機 関 名	活 動 内 容
区 市 町 村	○ 災害時における医療救護を一次的に実施 ○ 区市町村災害医療コーディネーターの助言を受け、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 避難所等に避難所医療救護所を設置 ○ 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営 ○ 急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整 ○ 避難所等において定点・巡回診療を実施 ○ 自らの公的医療機関において医療救護を行うほか、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会との協定（島しょ地域を除く）に基づき、医療救護を実施するよう要請 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。 ○ 災害薬事センターを設置して区市町村災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整
都 医 師 会	○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、都医療救護班を編成・派遣
都 歯 科 医 師 会	○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、都歯科医療救護班を編成・派遣
都 薬 剤 師 会	○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、都薬剤師班を編成・派遣
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施
献 血 供 給 事 業 団	○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。 ○ 都外から血液製材の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。
都 看 護 協 会	○ 都から「災害時の救護活動についての協定書」に基づく要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護所等における看護業務を行う。

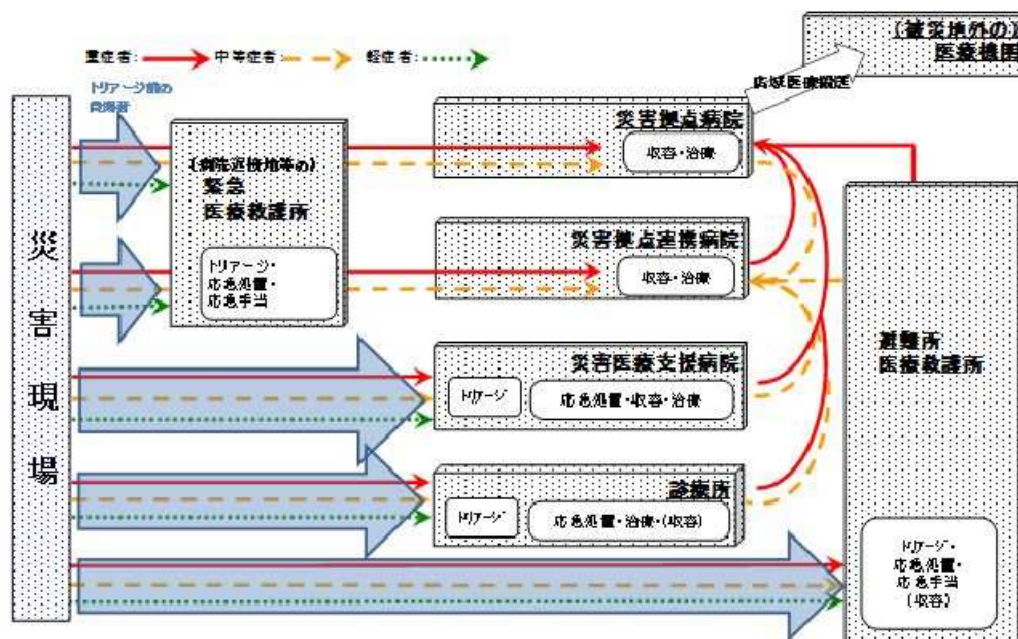
機 関 名	活 動 内 容
都 柔 道 整 復 師 会	○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施

（２）業務手順

- 医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
- 東京 DMAT を被災現場に派遣し、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。都から出場要請を受けた東京 DMAT は、東京消防庁とともに被災現場へ出場し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。
- 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日赤東京都支部等の関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下、「都医療救護班等」という）の編成を要請し、区市町村からの要請を受けて派遣する。
- 都医療救護班等は、各区市町村の計画等に基づき、区市町村が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。
- 都内被害状況に応じ東京 DPAT を派遣する。

【災害時医療救護の流れ】

- ※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。



（３）詳細な取組内容

ア 災害医療コーディネーターの活動

- 東京都災害医療コーディネーターは、都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。
- 東京都地域災害医療コーディネーターは、二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。

イ 災害時小児周産期リエゾンの活動

- 東京都災害時小児周産期リエゾンとは、重点的に小児周産期領域に係る医療救護活動を行う地域の選定、多数傷病者を受け入れる二次保健医療圏の設定、等について、東京都災害医療コーディネーターと連携の上、都に対して医学的な助言を行う。
- 地域災害時小児周産期リエゾンは、小児周産期領域に係る二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、災害時小児周産期リエゾンと調整する。

ウ 東京 DMAT の活動

- 東京 DMAT の出場に当たっては、医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーターの支援活動を除いて東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。
- 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。
- 都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、東京消防庁で協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。
- 都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。
- 都は、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を補佐するため、医療対策拠点に、東京 DMAT を派遣する。
- 他県からの応援 DMAT の受入れに当たっては厚生労働省（DMAT 事務局）と調整する。
- 他県からの応援 DMAT 及び応援医療救護班の活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。

エ 東京 DPAT の活動

- 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。
- 災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局が決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。
- 他県からの応援 DPAT の受入れに当たっては厚生労働省（DPAT 事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。

オ 医療救護班等の活動

- 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医 療 救 護 班	○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○ 助産救護 ○ その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬 剤 師 班	○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

＜都医療救護班等の編成＞

- 都は、東京都立病院機構、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に

都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。

- 都医療救護班等は、原則として、搬送手段を自ら確保して出動する。搬送手段を自ら確保することが不可能な場合、都に要請する。
- 都医療救護班（計 219 班） 令和 5 年 3 月 31 日現在
 - （ア）都立病院 26 班（医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名）
 - （イ）都医師会 94 班（医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名）
 - （ウ）日赤東京都支部 32 班（医師 1 名、看護師 3 名、事務その他 2 名）
 - （エ）災害拠点病院 67 班（医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名）
- 都歯科医療救護班：都歯科医師会 110 班（55 地区各 2 班）
（歯科医師 1 名、歯科衛生士又は歯科技工士 1 名、事務その他 1 名）
- 都薬剤師班：都薬剤師会 200 班（薬剤師 3 名で 1 班）

カ 医療救護活動協力機関の活動内容

- 都看護協会は、医療救護所等において、看護業務を行う。
- 都柔道整復師会は、医療救護所等において、医師の指示に基づく応急救護を行う。

キ 職種による色の定め

- 都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニホームなどを身に付けることとしている。（赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、黄：事務）

ク dERU（デルー：国内型緊急対応ユニット（※））による活動

- 日赤医療救護班は、デルーを被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。

※ dERU（domestic Emergency Response Unit）

日本赤十字社の緊急仮設診療所設備（大型テント、医療資機材）とそれを輸送する車両及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称（東京に 2 基、その他全国に 17 基）。

（別冊資料②協定参照）

1－3 負傷者等の搬送体制

（１）対応内容と役割分担

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
都 福 祉 保 健 局	○ 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
東 京 消 防 庁	○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。
警 視 庁 自 衛 隊 第 三 管 区 海上保安本部 (東京海上保安部)	○ ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送
区 市 町 村	○ 被災現場から医療救護所まで搬送 ○ 区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送 ○ 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。

（２）業務手順

- 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは区市町村が対応し、医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までは、都及び区市町村が対応する。
- 医療機関や医療救護所で対応できない重症者は、日本 DMAT などの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区市町村が調達する。

（３）詳細な取組内容

ア 負傷者の搬送

- 都及び区市町村は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。

- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都福祉保健局及び区市町村が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）・船舶等により行う。
- 都本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

イ 医療スタッフの搬送

- 区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区市町村が対応する。
- 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。
- 都医療救護班等の搬送に当たって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。
- 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班等の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

ウ 山間部における医療救護活動

- 山間部の市町村においては、地震等により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立するおそれがあり、孤立地区が生じる可能性がある。
 - 孤立地区における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。こうした場合には、市町村は、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を都に要請する。
 - 都は、要請に応じ東京都立病院機構、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院等と調整し、医療スタッフ等を派遣する。
- また、都は災害の状況に応じて東京 DMAT の出場調整を行う。

《都福祉保健局》

- 警視庁、東京消防庁、自衛隊などの関係機関と連携して、搬送手段を確保
- 要請に応じ東京都立病院機構、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣
- 災害の状況に応じて東京 DMAT の出場を調整
- 孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、市町村からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターを活用

《警視庁》《東京消防庁》《自衛隊》

- ヘリコプターを活用し、速やかに医療機関へ搬送

《市町村》

- 医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を都に要請
- 孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合、代替手段としてヘリコプターのホイスト（※）が行える地点を事前に選定

※ ホイスト

救助隊員などをホバリングしながら降下させ、傷病者などを救出して機内まで吊り上げること。

1-4 保健衛生体制

（1）対策内容と役割分担

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○ 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
区 市 町 村	○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。 ○ 区市町村単独では対応が困難な場合は、都に応援を要請するほか、各区市町村が独自に他県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請 ○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ○ 「環境衛生指導班」（区、保健所設置市）による飲料水の安全等環境衛生の確保

各 機 関	対 策 内 容
	○ 「食品衛生指導班」(区、保健所設置市)による食品の安全確保 ○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

(環境衛生指導班、食品衛生指導班の詳細は、本章第5節の復旧対策「1 防疫体制の確立」P●●参照)

(第2部第10章「避難者対策」P●●参照)

(2) 業務手順

- 保健所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- 区市町村は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 都福祉保健局は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、関係団体等と協力して被災動物を保護する。

(3) 詳細な取組内容

ア 保健所の指揮調整機能支援等

《都福祉保健局》

- DHEATに関する総合的な連絡調整を行う。
- 被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEATを派遣する。
- 国へ他道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。
- 他道府県及び指定都市からのDHEATの派遣場所の調整を行う。

イ 保健活動

《都福祉保健局》

- 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。
- 区市町村における保健活動班による巡回健康相談等が円滑に行われるよう、通信機器を活用した支援を実施する。
- 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非(小)被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、国及び他縣市等に保健活動班の派遣を要請する。
- 要配慮者等の栄養・食生活の支援について、都栄養士会と連携して実施する。

《都福祉保健局》《区市町村》

- 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

《区市町村》

- 巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 区市町村単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、各区市町村が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。

ウ 地域精神保健活動

《都福祉保健局》

- 都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区市町村へ提供する。
- 被災状況に応じて、東京DPAT登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DPAT事務局）を通して、他県DPATへも派遣要請をし、受入れの調整を行う。
- 被災区市町村の要請に基づき、東京DPAT及び他県DPATを派遣する。
- 避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。
- 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。
- 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。
- 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。
- 都立の3つの精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。

エ 精神医療体制の確保

《都福祉保健局》

- 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受入れ先を確保する。
- 転院については、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、日本DMAT等との連携により行う。
- 東京DPAT及び他県DPATは、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。
- 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT事

務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。

（措置入院の体制確保）

- 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。
- 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。

《都福祉保健局》《区市町村》

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 被災住民等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

オ 在宅難病患者への対応

- 保健所及び市町村は、在宅難病患者の状況把握に努める。
- 都は、区市町村からの要請に応じ、医療機関及び他道府県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

カ 在宅人工呼吸器使用者への対応

《都福祉保健局》

- 区市町村からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他道府県市等と調整に努める。

《区市町村》

- 区市町村は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

キ 透析患者等への対応

《都福祉保健局》

- 東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
- 他県市への支援要請について、必要な調整を図る。

ク 被災動物の保護

《都福祉保健局》

- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。

- 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。
- 《区市町村》
- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

2 医薬品・医療資器材の供給

(1) 対策内容と役割分担

都の災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ○ 必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供
東京都立病院機構	○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。
区 市 町 村	○ 発災後速やかに災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置 ○ 災害発生時には区市町村が備蓄しているものを使用 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
都 薬 剤 師 会 地 区 薬 剤 師 会	○ 区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力 ○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。 ○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施

第8章 医療救護・保健等対策
 第5節 具体的な取組 <応急対策>

各 機 関	対 策 内 容
日 赤 東 京 都 支 部	○ 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行 ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。 ○ 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請
献 血 供 給 事 業 団	○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）等と協力して供給を行う。 ○ 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。

（資料第●●「都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況」別冊①資料 P●●～●●）

（別冊資料②協定参照）

(2) 業務手順

【区市町村が使用する医薬品等の調達手順】

① 区市町村の備蓄品を使用する

災害発生時には区市町村の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。

② 都の備蓄品を使用する

区市町村の備蓄が不足する場合に、区市町村は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。）。

区市町村での調達が不可能な場合

③ 区市町村が卸から調達する

区市町村は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う。）。

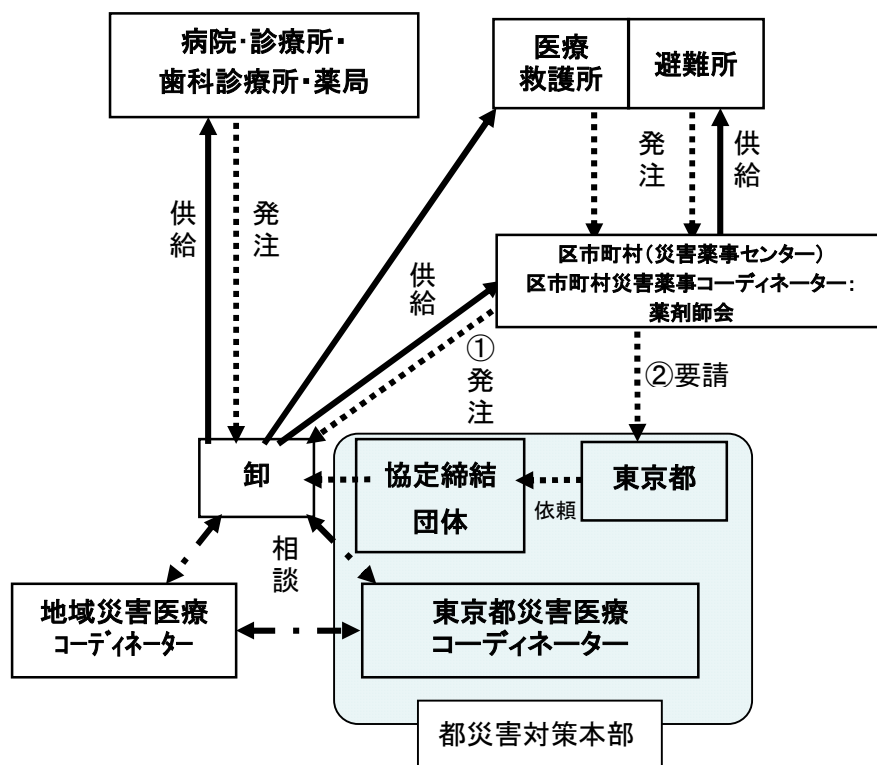
③ 都が卸から調達する

区市町村は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、区市町村へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する。）。

【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】



- ① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ② 区市町村での調達が不可能な場合は、区市町村は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（医療救護所）

発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）でとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

（避難所）

発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）でとりまとめて発注（又は調達要請）

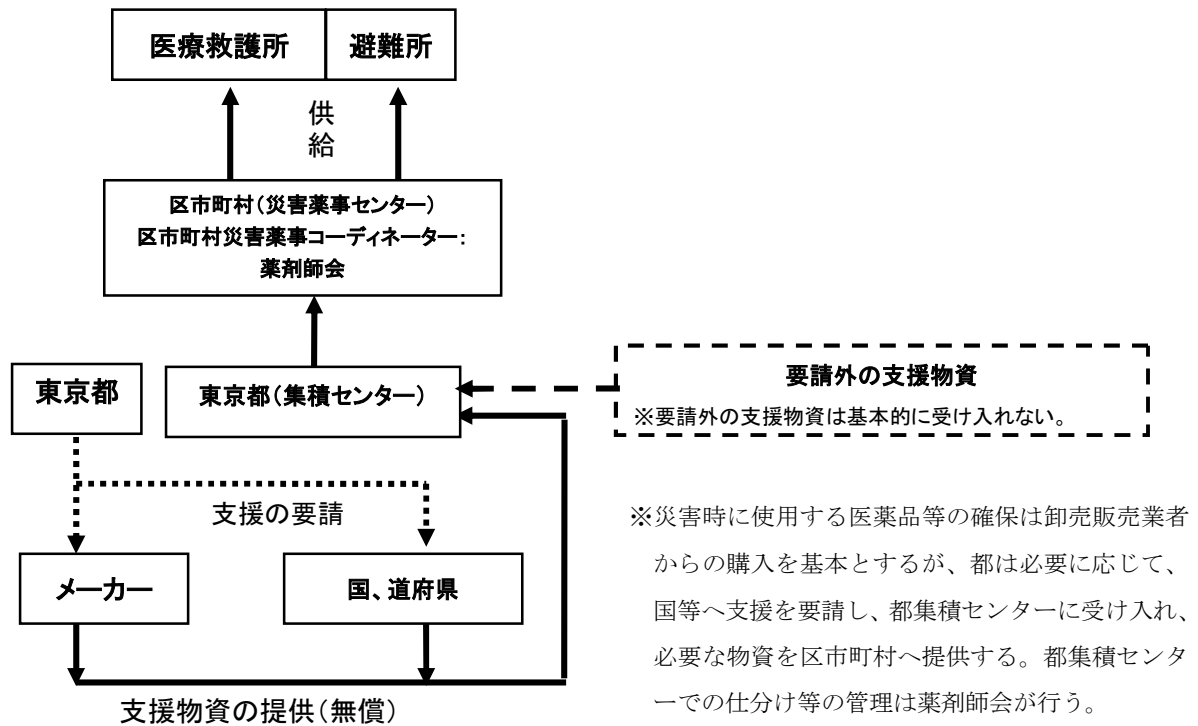
納品：卸は区市町村の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

※協定締結団体

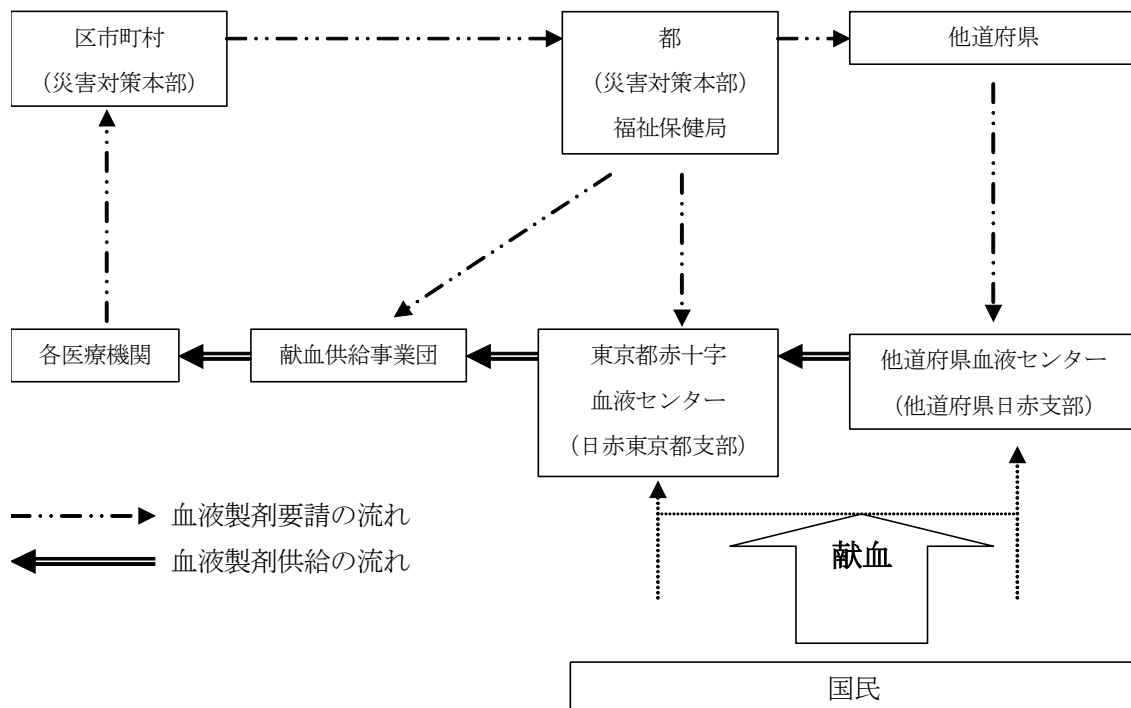
都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】



《都福祉保健局》

- 区市町村から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。
- 血液製剤が不足する場合は、都は他道府県を通じて他道府県血液センター（他道府県支部）に応援を依頼し、都外からの供給によりその確保を図る。

《日赤東京都支部》

- 災害発生後、速やかに東京都赤十字血液センター及び事業所等の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、東京都赤十字血液センターを中心に血液製剤確保体制をとる。
- 東京都赤十字血液センターは、被害の軽微な地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受ける。
- 医療機関等への血液製剤の供給は、東京都赤十字血液センターが、都及び献血供給事業団と密接な連携の下に行う。

（３）詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援する。
- 区市町村から要請があった場合、区市町村に代わって以下の手順で医薬品等を調達する。

また、調達を円滑に行うため、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。

（区市町村への支援手順）

- ア 区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区市町村は都に医薬品等の調達を要請する。
- イ 都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。
- ウ 協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。
- エ 依頼を受けた卸売販売業者は、当該区市町村へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）へ納品する）。
- 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置付けとする。
 - ・ 都は、基本方針（P●●）にのっとり支援物資の受入れ等を行う。
 - ・ 都薬剤師会は、区市町村災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

《区市町村》

- 地区薬剤師会と連携して、薬剤師班活動や医療救護所、避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）」を発災後速やかに設置する。
- 災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝区市町村災害薬事コーディネーター（旧称；医薬品ストックセンター長））は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と区市町村が協議の上決定する。区市町村災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。
- 区市町村災害薬事コーディネーターは、区市町村災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

【区市町村災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）の業務】

災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

- 地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、医療救護所や避難所等において、発災直後は区市町村の備蓄を使用する。不足する場合は、地区薬剤師会と協議の上薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う）。
- 備蓄及び地区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、地区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。

《医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体》

- 都と協働し早期に機能を復旧させ、都や区市町村からの要請に基づき、医薬品等を供給する。
- また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

《災害拠点病院》

- 災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機

関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

《災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局》

- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

3 医療施設の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	内 容
都 総 務 局	○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都 福 祉 保 健 局	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
東京都立病院機構	○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
区 市 町 村	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
自 衛 隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 ○ 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 傷病者搬送のための巡視船艇、航空機を出動

(第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P●●参照)

(2) 業務手順

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

《自衛隊》

- 陸上自衛隊は、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。
- 海上自衛隊は、東京湾に、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動させ、重症者等の受入れ及び医療処置等を行い、あわせて重傷者を受け入れた船舶により被災地域外への搬送を行う。

(3) 詳細な取組内容

- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。

- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行い、診療継続に努める。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 他縣市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援縣市に受入要請する。
- 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。
- 被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神科病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。

4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(1) 対策内容と役割分担

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区市町村は連携して遺体収容所を開設し、火葬手続を迅速に実施する。

ア 遺体の搜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 関係機関との連絡調整に当たる。
警 視 庁	○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 区市町村が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
区 市 町 村	○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施
陸 上 自 衛 隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により搜索を実施する。 ○ 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇または航空機の応援派遣を求めて搜索に当たる。 ○ 収容した遺体は、検視（見分）後、区市町村に処理を引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区市町村に連絡する。

なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

イ 遺体の搬送（遺体収容所まで） についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。
区 市 町 村	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
警 視 庁	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 ○ 開設された遺体収容所に検視班等を派遣
区 市 町 村	○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ○ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底

(資料第●●「遺体収容所における標準的な配置区分図」別冊①資料P●●)

エ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

(ア) 都・区市町村等が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
監 察 医 務 院	○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○ 大規模災害時には、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 ○ 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。
区 市 町 村	○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定

(資料第●●「遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図」別冊①資料P●●)

(イ) 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都福祉保健局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 医 師 会	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
都 歯 科 医 師 会	○ 都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日 本 法 医 学 会	○ 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

(資料第●●「検案班処理能力」別冊①資料P●●)

(ウ) 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 行方不明者と身元不明者の照合、DNA 型鑑定等の身元調査を行う。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ(引き継いだ後も身元調査は継続する。)

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
都 歯 科 医 師 会	○ 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣 ○ 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事

オ 都民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供
区 市 町 村	○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施

カ 遺体の遺族への引き渡しについての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施
区 市 町 村	○ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施

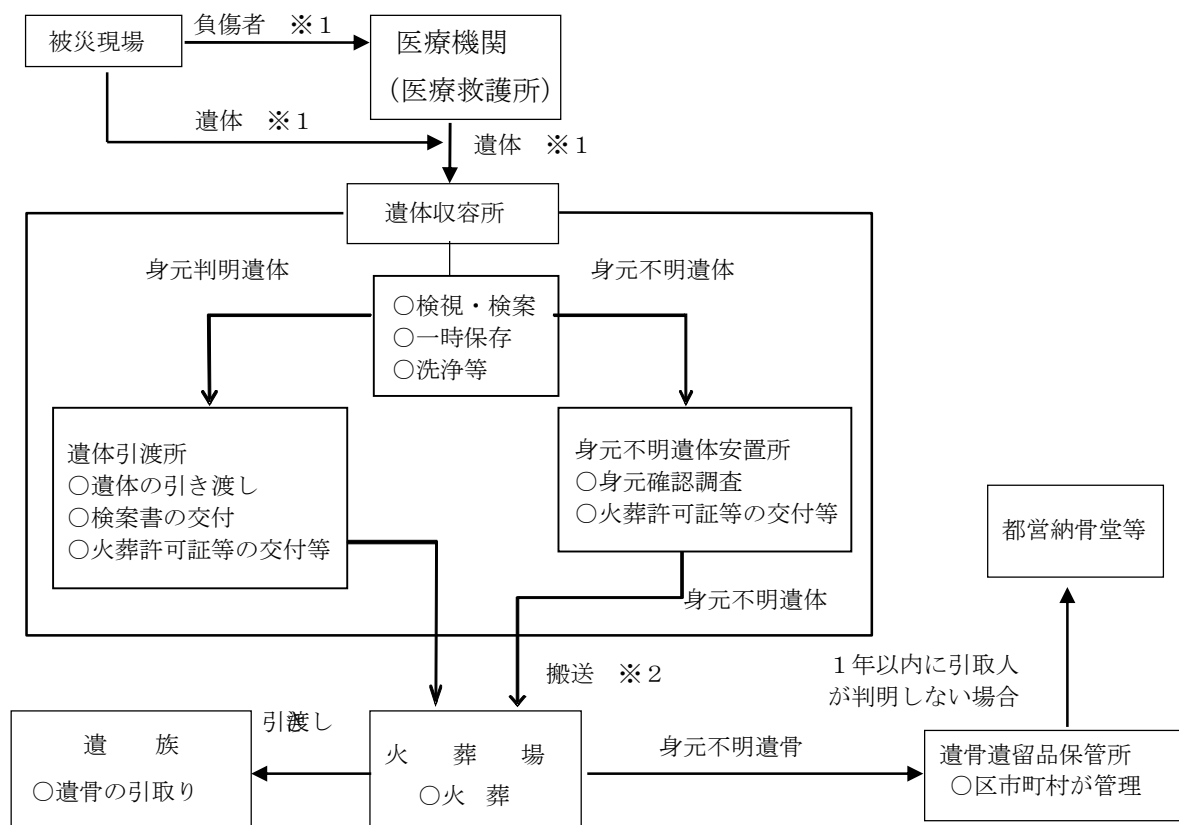
キ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる。

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 遺族等引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

(2) 業務手順

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分		内 容
搜 索 の 期 間		災害発生の日から 10 日以内とする。
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)		災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区市町村長の場合は知事）に申請する。 ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・ その他（期間延長によって搜索されるべき遺体数等）
国 庫 負 担	対 象 と な る 経 費	○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	そ の 他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分		内 容
遺体処理の期間		○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)		○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に内閣総理大臣（区市町村長の場合は知事）に申請する。
国庫負担の対象となる経費		○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗淨・縫合・消毒の処理等のための費用

【復旧対策】

1 防疫体制の確立

2 火葬

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機 関 名	活 動 内 容
都福祉保健局	○ 区市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請 ○ 他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○ 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達 ○ 区市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

機 関 名	活 動 内 容
都 保 健 所	○ 市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保
区 市 町 村	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等を行う。 ○ 「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」（食品衛生指導班及び環境衛生指導班は特別区及び保健所設置市のみ）を編成し、防疫活動を実施 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は地区医師会、地区薬剤師会等に協力を要請 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握 ○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施（特別区及び保健所設置市のみ） ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保（特別区及び保健所設置市のみ） ○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都 医 師 会	○ 都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○ 都福祉保健局（都保健所を含む）又は区市町村と協議の上、防疫活動を実施

（第2部第10章「避難者対策」P●●参照）

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

（２）業務手順

＜都福祉保健局＞

- 区市町村等から情報を収集し、感染症の発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認めるときは、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除について指示を行うとともに、防疫用薬剤の供給や駆除等について支援を行う。
- 「食品衛生指導班」を編成し、区市町村と連携して食品の安全を確保する。
- 必要に応じて、都医師会、都薬剤師会等に対して、区市町村の実施する防疫活動への協力を要請するとともに、連絡調整を行う。
- 必要に応じて、他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに、連絡調整を行う。

＜区市町村＞

- 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」（食品衛生指導班及び環境衛生指導班は特別区及び保健所設置市のみ）を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	機関名	役割
防疫班	区市町村	・ 健康調査及び健康相談 ・ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・ 感染症予防のため広報及び健康指導 ・ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	区市町村	・ 患者発生時の消毒（指導） ・ 避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	区市町村	・ 健康調査及び健康相談の実施 ・ 広報及び健康指導

食品衛生指導班	保健所等	・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・ 食品集積所の衛生確保 ・ 避難所の食品衛生指導 ・ その他食品に起因する危害発生の防止 ・ 食中毒発生時の対応 ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・ 手洗いの励行 ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・ 情報提供 ・ 殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所等	・ 飲料水の塩素による消毒の確認 ・ 都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・ 都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

（３）詳細な取組内容

ア 各班の役割

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、区市町村と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ・ 都食品衛生指導班（計 41 班 食品衛生監視員 2 名/班で編成）
 本庁（都福祉保健局健康安全部）：4 班
 都保健所：12 班

健康安全研究センター	:15 班
市場衛生検査所	: 5 班
食肉衛生検査所	: 5 班

- ・ 区市食品衛生指導班（区市の食品衛生監視員で編成）
- 都及び区、保健所設置市が編成した環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

イ 感染症対策

- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所（以下「都区市保健所」という。）が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 都福祉保健局及び都区市保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- 区市町村は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 都福祉保健局は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、区市町村に対して（保健所設置市を除く市町村は都保健所を通じて）、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- 都区市保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

ウ 被災動物の保護

《都福祉保健局》

- 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

《区市町村》

- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

2 火葬

（1）対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、区市町村において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

（資料第●●「火葬場一覧表」別冊①資料P●●）

ア 火葬特例の適用・許可証発行について

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行

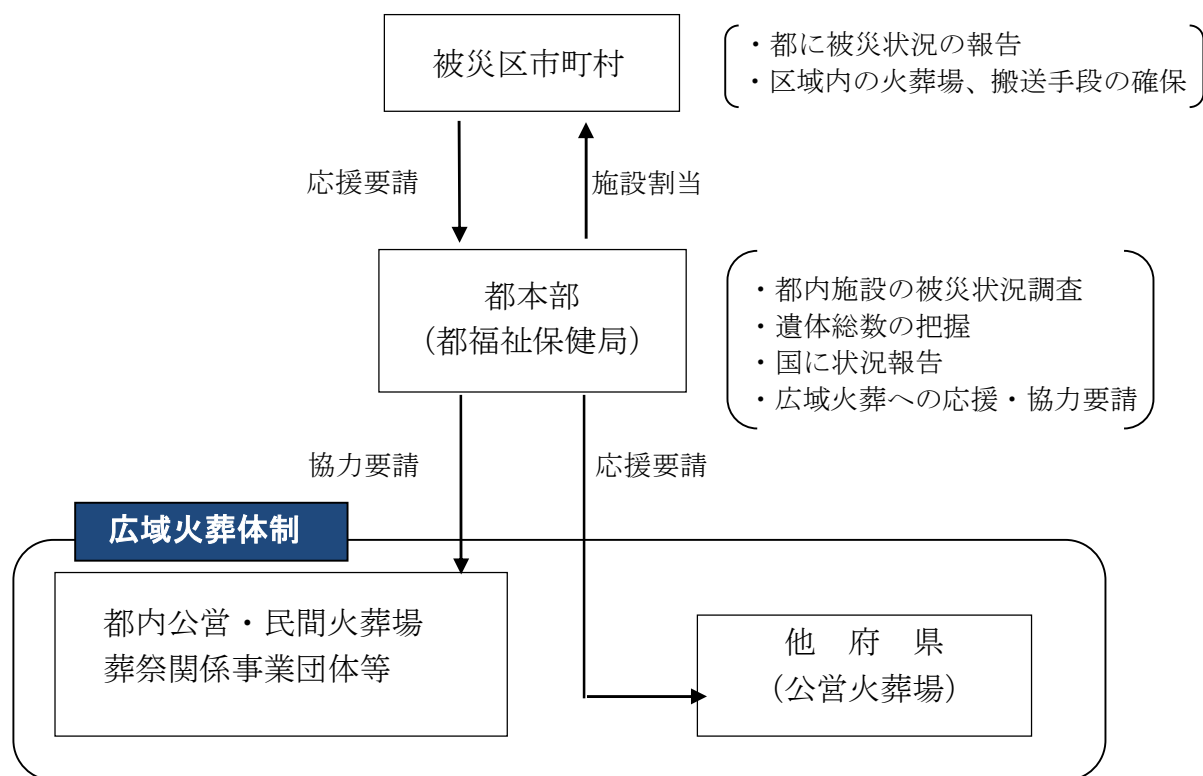
イ 広域火葬の実施について

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○ 区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。 また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都 建 設 局	○ 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受け入れを実施 ○ 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保 ○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請

（２）業務手順

【火葬体制】



（３）詳細な取組内容

- 区市町村は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

- 東京都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

第9章 帰宅困難者対策

本章における対策の基本的考え方

○ 帰宅困難者対策の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、都内において混乱が想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。

このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要になる。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。

また、帰宅困難者の搬送について、国を中心とした広域的な応援調整が必要となる。

本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく都民、事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標とする。

○ 現在の対策の状況

都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」（以下この章において「協議会」という。）を設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめ、これに基づき「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定（平成24年11月）するとともに、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を施行（平成25年4月）した。その後、国と都は「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策の検討を行っている。

なお、令和5年の東京都地域防災計画の修正時より、本章を東京都帰宅困難者対策条例第2条に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付けている。

また、対策を更に前進させるため、有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置し、報告書を公表（令和3年12月）した。

さらに、一斉帰宅抑制の実効性を高めるため、令和4年3月から「事業所防災リーダー」制度を開始。最新のDX技術を活用し、発災時の対応を高度化するため、令和4年度からは帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発に着手している。

これまでに一時滞在施設を1,213箇所（446,694人分）確保するとともに、災害時帰宅支援ステーションを10,740箇所確保している。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約453万人の帰宅困難者の発生が想定されている。徒歩帰宅者の発生抑制や、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化や帰宅支援策の強化など総合的な帰宅困難者対策が必要である。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 事業所における帰宅困難者対策の強化
 - <到達目標> 従業員等の施設内待機とこれを可能にするための3日分の備蓄確保
- ・ 一時滞在施設の確保と質的向上
 - <到達目標> 行き場の無い帰宅困難者を待機させる一時滞在施設確保と発災時にも確実に運営できる体制の整備 など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり。

第9章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

- 東京都震災対策条例を施行するとともに、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき、総合的に対策を推進
- 国とともに、「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策を検討
- 有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置し、報告書を公表
- 事業所防災リーダー制度の創設・運用
- 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発
- 一時滞在施設を1,213 か所（446,694 人分）確保
- 災害時帰宅支援ステーションを10,740 か所整備（令和3年12月現在）

第2節 課題

- 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の普及啓発
- 帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制の整備、通信事業者の安否確認に関するツールの普及
- 一時滞在施設の確保、発災時の運営体制の整備
- 帰宅ルールの周知、帰宅時における搬送、支援体制の充実

第3節 対策の方向性

- 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底
（事業所防災リーダーの活用、SNS・Webメディア等を活用した広報）
- 国、都、区市町村、事業者等の連携による安否確認や情報提供のための基盤整備（帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発）
- 再開発の機会を捉えた民間一時滞在施設の確保及び運営支援
- 事業者等への安全な帰宅ルールの検討の周知、帰宅支援のための代替輸送手段や災害時帰宅支援ステーションの確保

第4節 到達目標

- 事業所における帰宅困難者対策等の強化
- 一時滞在施設の確保及び質的向上
- DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備
- 帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

○ 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- ・ 事業所防災リーダーを活用した企業における従業員の帰宅抑制、備蓄促進
- ・ 駅・大規模集客施設における利用者保護
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保

○ 帰宅困難者への情報通信体制整備

- ・ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備
- ・ 通信事業者における情報通信体制整備

○ 一時滞在施設の確保及び運営の支援

- ・ 都有施設の一時滞在施設指定
- ・ 国、区市町村、事業者における施設確保

○ 帰宅支援のための体制整備

- ・ 帰宅ルールの検討・作成・周知
- ・ 徒歩帰宅支援のための体制整備
- ・ 災害時帰宅支援ステーションの拡充

地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内

○ 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

- ・ 情報収集と判断
- ・ 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入
- ・ 帰宅困難者、一時滞在施設等への情報提供

○ 事業所等における帰宅困難者対策

- ・ 事業所防災リーダーの活用
- ・ 企業における従業員の待機対応
- ・ 学校等における児童・生徒等の待機などの対応

○ 駅周辺での混乱防止

- ・ 駅周辺の混乱防止、情報提供
- ・ 駅・大規模集客施設における対応
- ・ 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途

○ 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

- ・ 帰宅ルールの周知・運用
- ・ 鉄道運行情報等の提供
- ・ 代替輸送手段の確保

○ 徒歩帰宅者の支援

- ・ 徒歩帰宅支援への情報提供・誘導等
- ・ 災害時帰宅支援ステーションによる支援

第1節 現在の到達状況

1 国及び首都圏における検討状況

都は、国と共に東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。

その後、国と都は「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策の検討を行っている。

国は、近年の鉄道の耐震対策の進展など社会状況の変化などを踏まえ、帰宅困難者対策のあり方について検討を行うことを目的として、令和3年11月に「首都直下地震等対策検討委員会」を設置し、令和4年8月に「帰宅困難者等対策における今後の検討方針」を公表した。

2 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定

都は、平成24年11月に、帰宅困難者対策の事業方針や行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定した。

なお、令和5年の東京都地域防災計画の修正時より、本章を東京都帰宅困難者対策条例第2条に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付けている。

3 東京都帰宅困難者対策条例の施行

都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を平成25年4月に施行した。

4 都における検討状況

東日本大震災から10年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の帰宅困難者対策の方向性を検討するため、有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を令和3年5月に設置し、同年12月に報告書を公表した。

5 事業所防災リーダー制度の創設・運用

令和4年3月、平時はもとより災害発生時も東京都と直接つながって防災に関する情報を受け取り、各事業所内で帰宅困難者対策や防災対策を推進していくための「事業所防災リーダー」制度を開始した。

6 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発

令和4年度から、発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の開発に着手している。

7 一時滞在施設の確保

都立施設を指定するとともに、国、区市町村、民間事業者と協力し、一時滞在施設を 1,213 箇所（446,694 人分）確保した（令和4年7月現在）。内訳は、国等施設 25 箇所（9,570 人分）、都立施設 228 箇所（90,073 人分）、区市町村施設 311 箇所（99,619 人分）、民間施設 649 箇所（247,432 人分）。

8 災害時帰宅支援ステーションの整備

混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを 10,740 箇所確保した（令和3年8月現在）。

第9章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

【帰宅困難者対策の状況】

	国・都・首都圏	国（内閣府）	東京都
平成 23 年 9 月	首都直下地震帰宅困難者等 対策協議会の設置		
平成 24 年 3 月			東京都帰宅困難者対策条例 の公布
9 月	協議会の最終報告及び5つ のガイドライン（※）の取り まとめ		
11 月			東京都帰宅困難者対策実施 計画の策定
平成 25 年 1 月	首都直下地震帰宅困難者対 策連絡調整会議の設置		
4 月			東京都帰宅困難者対策条例 の施行
平成 27 年 2 月	連絡調整会議にて一部のガ イドラインを改訂		
平成 29 年 9 月			「今後の帰宅困難者対策に 関する検討会議」の設置
平成 30 年 12 月			「今後の帰宅困難者対策に 関する検討会議」最終報告
令和 3 年 5 月			「帰宅困難者対策に関する 検討会議」の設置
11 月		「首都直下地震等対策検討 委員会」を設置	
12 月			「帰宅困難者対策に関する 検討会議」最終報告
令和 4 年 8 月		「首都直下地震等対策検討 委員会」にて「帰宅困難者等 対策に関する今後の対応方 針」取りまとめ	

※協議会で策定した5つのガイドライン

- ・事業所における帰宅困難者対策ガイドライン
- ・大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン
- ・一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成 27 年 2 月連絡調整会議改定）
- ・帰宅困難者等への情報提供ガイドライン
- ・駅前滞留者対策ガイドライン

第2節 課題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被害項目	想定される被害
都内滞留者数	最大 15,836,955 人
帰宅困難者数	最大 4,525,949 人

※企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者数 66 万人

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底における課題

東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容について、都民、事業者などにおいても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行うことが必要である。

一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や都民の条例認知度が低下傾向にあり、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要である。特に都内滞留者の大半を占める企業等の従業員に対しては、より効果的な対策が求められる。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言い難く、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。都では、帰宅困難者や関係機関向けに防災ホームページや防災 Twitter など情報提供方法を整備してきている。

また、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきており、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。

3 一時滞在施設に関する課題

被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要である。既存の都立施設をはじめとして大規模な民間施設も含め、一時滞在施設の確保は着実に進んでおり、行き場のない帰宅困難者として予想される66万人に対して、約44万人分を確保している。

また、発災時に確実かつ迅速に施設運営ができるよう、平時から施設に対する支援が重要である。

4 帰宅支援に関する課題

例えば、鉄道の運行が再開された場合、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到するおそれがある。地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者等への周知徹底や、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制、徒歩帰宅者をサ

ポートする災害時帰宅支援ステーションなどの支援体制の充実が必要である。

第3節 対策の方向性

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を都民及び事業者にも周知していく。
(従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など)

特に事業所防災リーダー制度を活用し、都内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図る。

普及啓発動画を制作し、幅広い世代に訴求するよう SNS・Web メディア等も活用した広報を実施していく。

2 情報通信基盤の整備

国、都、区市町村、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。

都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発するとともに、このシステムが十分に活用できるよう、一時滞在施設における通信体制の強靱化等に努める。

3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

一時滞在施設の確保に向けて、都及び都関連施設を指定するとともに、国、区市町村、事業者団体等に対しても一時滞在施設の確保を要請する。今後、都内の都市開発等が進むにつれ、民間一時滞在施設が拡大していく見込みではあるが、災害はいつ生じるかわからないため、なるべく早期に確保が進むよう、国と都などの支援制度を充実させつつ、特に民間事業者に対し再開発の機会等を捉えて積極的な周知啓発を図る。

また、行き場のない帰宅困難者の受入れを速やかに実施・運営できるよう、平時から一時滞在施設の運営方法について支援する。

4 帰宅支援のための対策

鉄道運行再開等を踏まえ、従業員等の安全な帰宅方法を検討するよう事業者にも周知徹底するほか、帰宅支援のための代替輸送手段や、災害時帰宅支援ステーションの確保、地域での取組の推進を目指す

第4節 到達目標

1 事業所における帰宅困難者対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。

2 一時滞在施設の確保及び質的向上

企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者66万人を待機させるため、なるべく早期に一時滞在施設を確保する。また、発災時にもより確実に運営できる体制を整備する。

3 DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備

帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用するとともに一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図ることで、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築する。

4 帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援

混乱収拾後に安全な帰宅方法を検討するよう、事業所防災リーダー制度等を活用して事業者にも周知徹底するほか、引き続き災害時帰宅支援ステーションの確保・周知を図る。更に徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底 | 3 一時滞在施設の確保及び運営の支援 |
| 2 帰宅困難者への情報通信体制整備 | 4 帰宅支援のための体制整備 |

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

(1) 対策内容と役割分担

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者（※）等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容を周知徹底する必要がある。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 ○ 「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化 ○ 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催 ○ 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施
都 教 育 庁 都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局 学 校 等	○ 児童・生徒等の安全確保のための体制整備
都 産 業 労 働 局	○ 中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援

機 関 名	対 策 内 容
都 都 市 整 備 局	○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進 ○ 発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援
都 交 通 局	○ 都営地下鉄の駅における備蓄の配備
警 視 庁	○ 所轄の警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して助言 ○ 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 ○ 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東 京 消 防 庁	○ 所轄の消防署は、駅前滞留者対策協議会等に対して指導・助言 ○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
区 市 町 村	○ 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への周知徹底 ○ 駅前滞留者対策協議会、又は自治体ごとの帰宅困難者対策協議会等を設置 ○ 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保
事 業 者	○ 事業所防災リーダーへの登録 ○ 企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○ 外部の帰宅困難者を受け入れるため 10%程度余分の備蓄を検討 ○ 企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	○ 事業所防災リーダーの普及啓発への協力 ○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○ 団体における連携協力体制の整備
集客施設及び駅 の 事 業 者	○ 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○ 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進
都 民	○ 外出時の発災に備えた必要な準備

(資料第●●「災害用伝言板の利用方法」別冊①資料P●●～●●)

※ 帰宅困難者

事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

(2) 詳細な取組内容

都は、帰宅困難者対策に関する対策全般について、本章「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づき、取組を推進する。

ア 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- 都及び区市町村は、都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
(資料第●●「東京都帰宅困難者対策条例」別冊①資料P●●～●●)
- 都民向け防災ブックや、令和5年度に実施する「関東大震災100周年」の関連イベントなど、様々な普及啓発の手段と連携し周知を図る。
- 事業所の防災担当者等が東京都と直接つながって、発災時に災害情報や防災行動の協力依頼等を届ける「事業所防災リーダー」制度を活用し、平時にも防災コンテンツ等を配信して従業員向けに一斉帰宅抑制等の普及啓発を図る。
- 事業所防災リーダー等を対象に、継続的に事業所の防災人材を育成するためのコンテンツをとりまとめた防災ブックを作成し、帰宅困難者対策の内容などについて普及啓発を促進する。事業所防災リーダー等を通じて事業所単位の防災力の向上を図るとともに、地域と連携した共助の取組へと促していく。また、「企業防災アドバイザー」の派遣等により、個々の事業所の状況に応じた防災対策の徹底を図る。
- 事業所防災リーダーを拡大し活用促進を図るため、事業所防災リーダーシステムを強化し、事業所ごとの支援用Webページの作成や気象警報等の即時反映など、平時も発災時も利用しやすい仕組みを開発する。また、リーダーの意義等についてより効果的に発信できるよう、企業の経営層に向けた媒体を活用するなど属性に応じた広報展開を実施する。
- 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。
動画の発信については、トレインチャンネルや電車中吊り広告等の媒体のほか、SNSやWeb広告等の媒体も活用し幅広い世代へ展開していく。
- 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備の促進を図る。
- 一時滞在施設に指定されていない民間建物内の会議室・ホール、公開空地等を活用し、発災時に多数の来街者をより柔軟に受け入れることができるよう、エリアマネジメント団体等の活動を支援する。
- 都内中小企業の事業継続計画(BCP)の策定を支援するとともに、パンフレットの作成・配布やセミナーの開催等により、BCPの普及啓発及び継続的な取組を促進する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

イ 事業者における施設内待機計画の策定

- 事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。

テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

- 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。
- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

このことから、備蓄量の目安は3日分となる。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・ 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討していく。
- ・ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅

困難者など)のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、下記のとおりである。

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

3 備蓄品目の例示

- (1) 水 : ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

(備考)

- ①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
 - (例) 非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- ②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。
 - (例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

- 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散

防止対策等に努める。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。

なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

- 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

（ア）外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

（イ）安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- ・ 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

（例）災害用伝言ダイヤル（171）

- ・ 固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの

（例）災害用伝言板（web171）、SNS、IP 電話、専用線の確保等

（資料第●●「災害用伝言板の利用方法」別冊①資料P●●～●●）

事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

（例）毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

- 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的 to 実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。事業者は、年1回以上の訓練を定期的 to 実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。
- 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発、事業所防災リーダーの普及啓発などを行う。また、都や区市町村、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

ウ 駅前滞留者対策協議会等の設置

- 協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び区市町村が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、区市町村、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会等を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。

【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】

- ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
- ・ 誘導場所の選定
- ・ 誘導計画、マニュアルの策定
- ・ 駅前滞留者対策訓練の実施

- 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

- ・ 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。
- ・ 地域が連携して対応する（共助）
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- ・ 公的機関は地域をサポートする（公助）
地元区市町村が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

- 駅前滞留者対策協議会では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させる。
- 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
- 駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、大型ビジョンやエリアメール、SNS、スマートフォンのアプリなどを積極的に活用する。あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、駅前滞留者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。
エリア単位での活動が活発な地域を中心に、都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムとの連携等も検討していく。

- 駅前滞留者対策協議会は、平時より区市町村が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 災害時における避難経路等の安全点検等を平時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組むことが重要である。
- 例えば、都と区市町村は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、地元区市町村と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。
- 都は、広域的な立場から、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、都内区市町村及び駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。

エ 集客施設及び駅等の利用者保護

- 事業者は、協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。

テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。

また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

- 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人）通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

- ・ 要配慮者、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。

また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

- ・ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさ

しい日本語」の活用を検討する。

- 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。

なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

- 各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。
- 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。

訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

オ 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 都教育庁は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、区市町村に対し、必要な措置を行うよう要請する。
- 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

カ 帰宅困難者対策訓練の実施

- 首都直下地震により多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。
- 地元自治体や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。

キ 都民における準備

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○ 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用の Wi-Fi 及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 ○ 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 ○ 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布
警 視 庁	○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備
区 市 町 村	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
通 信 事 業 者	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

(2) 詳細な取組内容

- 都は、スマートフォンの GPS 情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。

なお、令和5年度末を目途に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握するシステムを実装し、その後順次運用を開始。令和6年度末までに、人流混雑状況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう、開発を進めて

いく。その後、実災害等で運用し、さらなる機能向上を図る。

- 協議会において、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（本章では以下、「情報提供ガイドライン」という。）を作成した。この情報提供ガイドラインを基に、国・都・区市町村・事業者等は取組を進めていく。
- 都及び区市町村は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

都は、都民向け防災ブックやWeb 広告等、利用可能なあらゆる手段で災害時の安否確認方法について周知啓発を行う。

- 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。
 - 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者が安否確認等に使用可能な Wi-Fi アクセスポイントや災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備する。また、帰宅困難者のスマートフォン等を充電可能な蓄電池を配備する。
 - 都は、民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者のスマートフォン等を充電するために必要な蓄電池等の機器の購入費用に対し補助を実施してきた。今後、都立施設も含め、一時滞在施設において帰宅困難者がスマートフォン等の通信端末を用いて安否確認や情報収集ができるよう、施設の電力・通信環境等を調査し、既存のインフラを活用しエリア単位で強靱化を図るなど具体的な取組を検討し進めていく。
 - 都は、電源途絶時でも帰宅困難者等が一時滞在施設を判別・認識できるよう、一時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。
 - 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

（資料第●●「災害用伝言板の利用方法」別冊①資料P●●～●●）

3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

(1) 対策内容と役割分担

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施 ○ 民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施
都 主 税 局	○ 民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施
都 総 務 局 都 都 市 整 備 局	○ 都市開発の機会を捉え、一時滞在施設の整備を促進
都 下 水 道 局	○ ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進
区 市 町 村	○ 所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請 ○ 地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。
事 業 者 団 体	○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼
事 業 者 学 校 等	○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入にできる限り協力
一 時 滞 在 施 設 と な る 施 設	○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 ○ 事業所防災リーダーへの登録

機 関 名	対 策 内 容
国 都 総 務 局 区 市 町 村	○ 都民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知 ○ 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 ○ 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化

（２）詳細な取組内容

- 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者等に周知する（都立施設に約9万人確保）。

（資料第●●「都立一時滞在施設一覧」別冊①資料P●●～●●）

- 都は、広域的な立場から、国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働きかけを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区市町村又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。

- 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進する。既存の都市開発諸制度を活用するほか、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。

このほか、事業所防災リーダーを活用しながら一時滞在施設への理解促進を図り、中小企業等も含め幅広く民間事業者へ協力を求めていく。

- 区市町村は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。

- 事業者や学校等は、区市町村や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、区市町村と協定を締結する。

事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

- 一時滞在施設として確保した公立施設の名称や所在地等は、原則として公表する。

民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

- 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、都立の一時滞在施設は、災害時に帰宅困難者を受け入れるための体制を整備する。
- 要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。
- 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策は以下のとおりである。
 - ・ 一時滞在施設に関する普及啓発
都及び区市町村は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。
また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。
 - ・ 防災関係機関への周知
都及び区市町村は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。
 - ・ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理
国と都は、運営に係る費用（備蓄品等の消耗器材費等）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）を明確にできるように努める。
 - ・ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策
民間施設の協力を得るために、国、都、区市町村は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。
 - ・ 民間一時滞在施設も含めた運営マニュアルの整備
「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」をもとに、民間一時滞在施設向けのマニュアルも整備し、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。
 - ・ 民間事業者向け防災コンテンツ・アドバイス提供
これまでも一時滞在施設になっている民間事業者向けに、施設運営等に関する助言を提供し、一時滞在施設の運営体制の強化を図るための民間一時滞在施設戦略アドバイザー派遣事業を実施してきた。今後はこの事業を拡充し、企業防災アドバイザーとして、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地

域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。また、事業所防災リーダー制度とも連携し、幅広く発信していく。

- 都下水道局は、下水道機能を確保するため、ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施する。

4 帰宅支援のための体制整備

(1) 対策内容と役割分担

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
国 都 区 総 務 局 市 町 村	○ 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルール of 事前策定について都民・事業者 to 周知
都 区 総 務 局 市 町 村	○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者 to 周知 ○ 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者 to 周知 ○ 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備
都 総 務 局	○ 全都立学校（島しょを除く。）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 ○ 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 ○ 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備 ○ 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置
通 信 事 業 者	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

機 関 名	対 策 内 容
事業 学 校	○ 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定 ○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 ○ 帰宅ルールを策定

(2) 詳細な取組内容

ア 混乱収拾後の帰宅方法の周知

- 都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を検討し、事業所防災リーダーも活用しながら、都民・事業者に周知していく。
- 都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。
- 事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるように、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

(ア) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

(イ) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

イ 災害時帰宅支援ステーションによる支援

【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

(資料第●●「災害時帰宅支援ステーション協定締結先一覧及び各都県市店舗数」別冊①資料P●●)

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

(別冊②協定等参照)

- 都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。
また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営に関するハンドブックを事業者配布する。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。また、機能充実のための検討を実施する。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を行う。
- 単一の区市町村内で営業する事業者とは、当該区市町村が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、区市町村は、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。
- 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

ウ 徒歩帰宅訓練の実施

- 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、

途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。

- 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

エ 帰宅支援対象道路

- 都は、帰宅支援対象道路（※）として指定した16路線について都民へ周知を図る。
- 帰宅支援対象道路沿道では、災害時帰宅支援ステーションだけでなく、地域ぐるみの取組も必要である。例えば、沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休憩場所の提供を行うことや、商店等による炊き出しが考えられる。これらの取組を組織的に行うために、駅前滞留者対策協議会のような地域の徒歩帰宅支援のための協議会の取組を支援する。
- 帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置のほか、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化等）や、円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の解消に向けた検討を行う。

（資料図●●「帰宅支援の対象道路」別冊①資料P●●）

（資料第●●「帰宅支援の対象道路（16路線）」別冊①資料P●●）

※ 帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート

【応急対策】

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| 1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応 | 3 駅周辺での混乱防止 |
| 2 事業所等における帰宅困難者対策 | |

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

1-1 情報収集と判断

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
区 市 町 村	○ 区市町村内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 区市町村内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
国 交 通 事 業 者	○ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有

(2) 詳細な取組内容

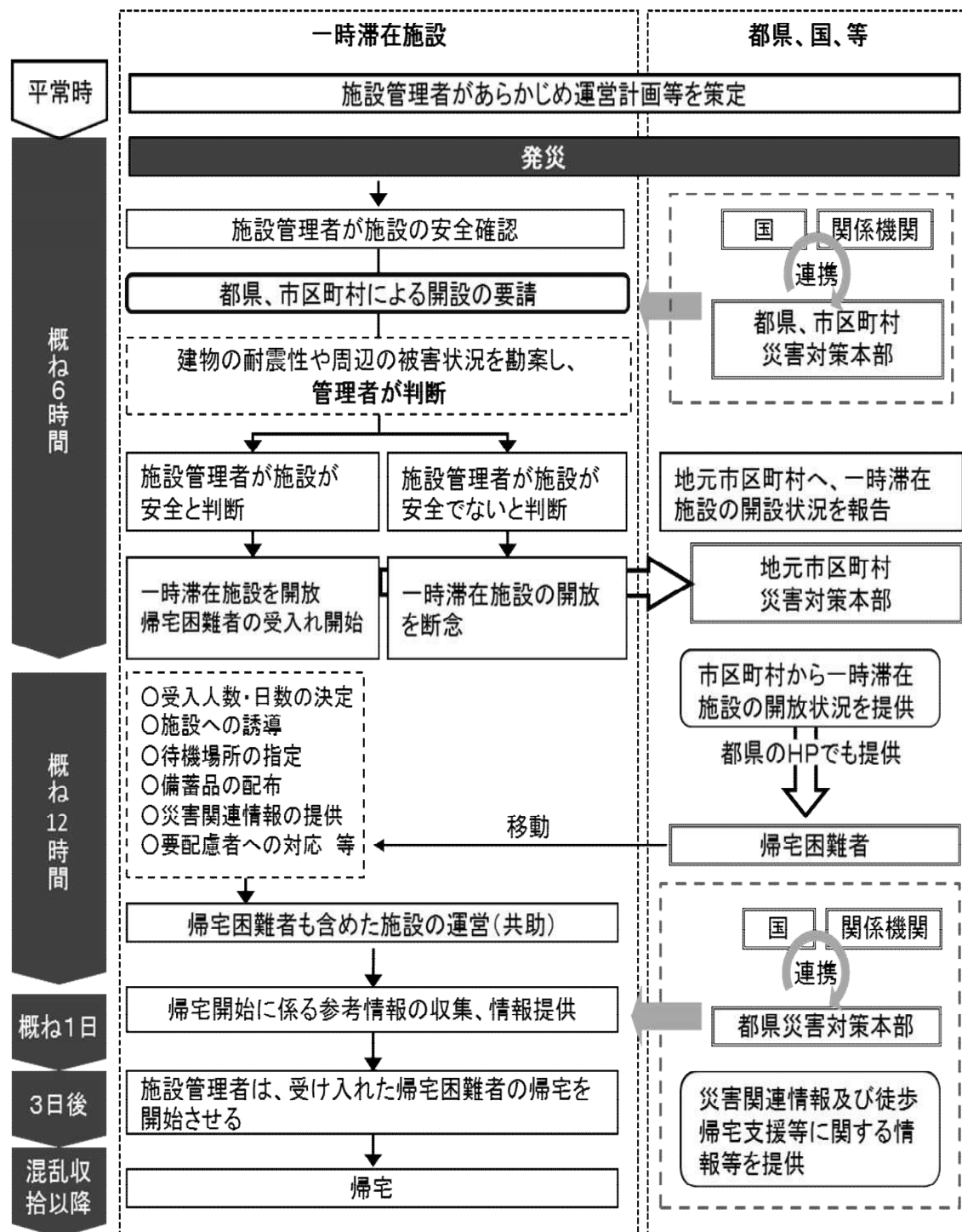
- 都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、対応する。
- 都及び区市町村は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- 都及び区市町村は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜 DIS 等で共有する。
また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS 情報に基づく混雑状況や SNS 投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。
- 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区市町村や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。

1－2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入
(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都立一時滞在施設に開設要請 ○ 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
区 市 町 村	○ 区市町村立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
一 時 滞 在 施 設 と な る 施 設	○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ

(2) 業務手順

一時滞在施設運営のフロー図



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

（３）詳細な取組内容

ア 都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区市町村に対し、所管の民間一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。

イ 区市町村は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設など、所管の施設に対し開設要請を行う。

ウ 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区市町村が、都のDISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。

エ 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の区市町村からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

オ 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。

○ 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ・ 従業員の安否確認
- ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ・ 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
- ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- ・ 施設利用案内の掲示等
- ・ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保

・ 区市町村等への一時滞在施設の開設報告

○ 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）

- ・ 帰宅困難者の受入開始
- ・ 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ・ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- ・ し尿処理・ごみ処理のルールの確立
- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- ・ 受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告

○ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- ・ 受入者も含めた施設の運営及び区市町村等への運営状況報告
- ・ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提

供

- 一時滞在施設の開設（おおむね4日後以降）
 - ・ 一時滞在施設開設の判断
 - ・ 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

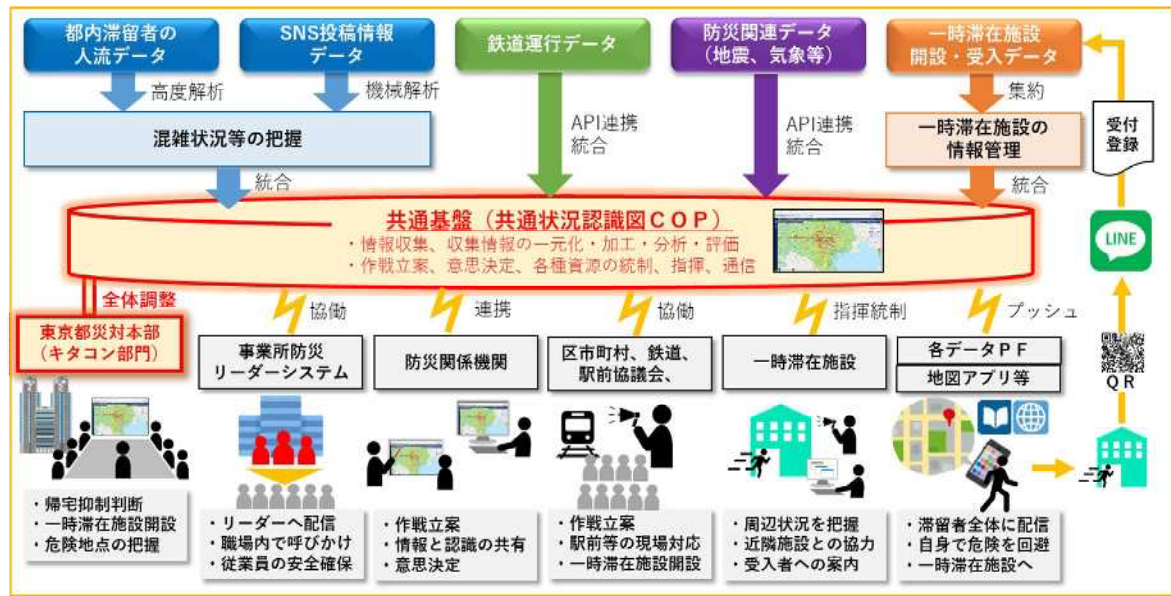
（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災 Twitter、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供 ○ 一時滞在施設に対し、DIS のほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有 ○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信 ○ 事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供
区 市 町 村	○ 帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供
報 道 機 関	○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供

（2）詳細な取組内容

- 都や区市町村は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を実際に活用していく。令和6年度末までに、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を把握する機能について実装し、適宜帰宅困難者や一時滞在施設に提供・共有できるよう開発を進める。
情報提供に当たっては、民間の地図アプリや報道機関とも連携するなど幅広い提供方法を検討する。
- 都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。

【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】（完成イメージ）



2 事業所等における帰宅困難者対策

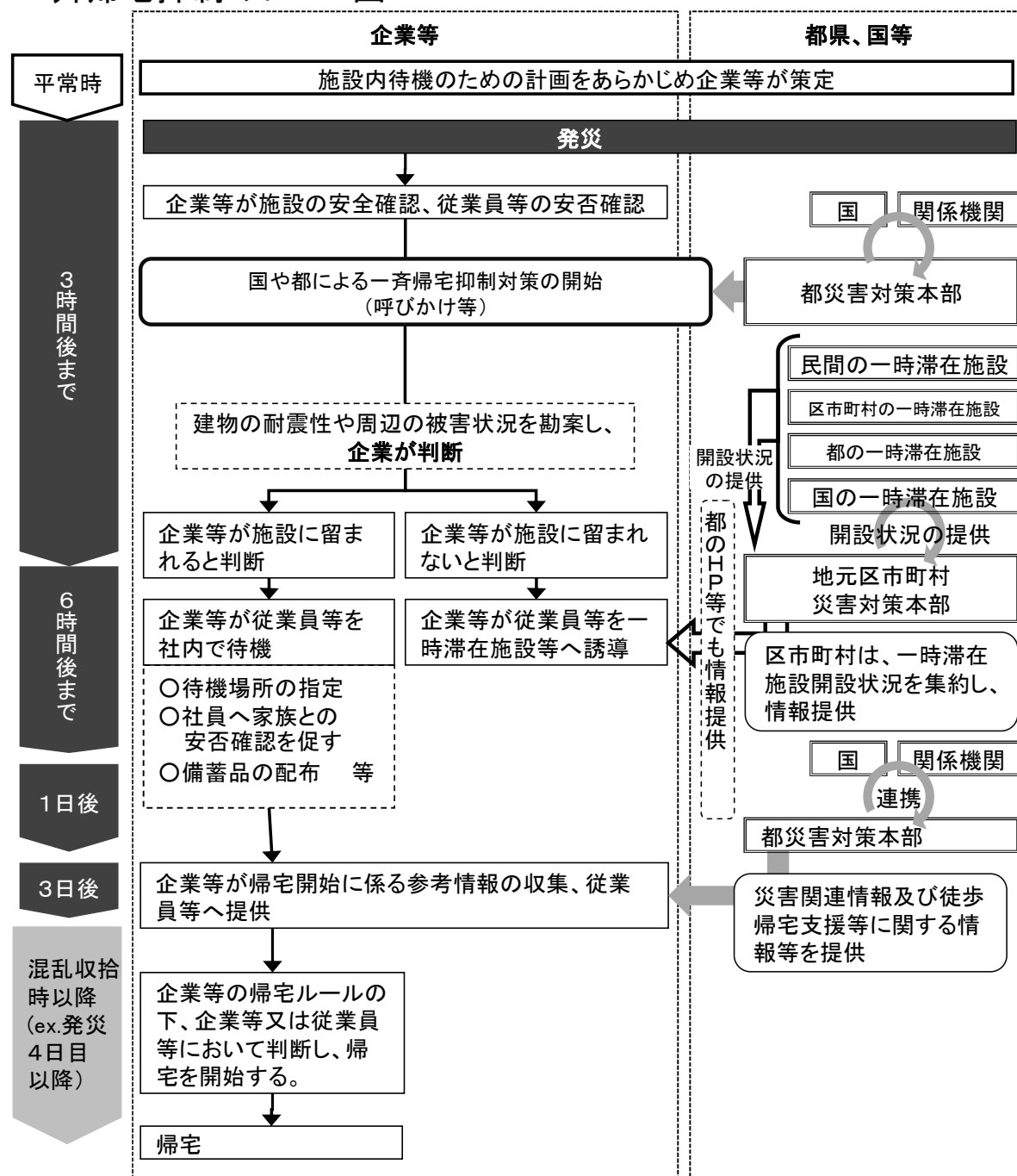
（1）対策内容と役割分担

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	○ 加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請
事 業 者	○ 従業員等を施設内に一定期間待機
学 校 等	○ 児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡
国 都 総 務 局 区 市 町 村	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築

(2) 業務手順

一斉帰宅抑制のフロー図



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

(3) 詳細な取組内容

ア 事業所防災リーダーの活用

- 都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINEアカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。
- 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

イ 事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。
なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

ウ 施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等（※）の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。
なお、誘導先は地域の事情によるものとする。
また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。
※ 一時滞在施設、避難場所等を指す。

エ 防災活動への参加

- 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

オ 情報提供体制の確保

- 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区市町村は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

カ 学校等の対応

- 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

第9章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 ＜応急対策＞

【事業所防災リーダーを通じた東京都からの情報発信の例】（イメージ）

	想定シーン	事業所防災リーダーへの呼びかけ（イメージ）
1	電車が止まる程度の地震 【朝（出勤前後）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後も余震等の恐れがあることに加え、出勤者等による混雑が大きくなると大変危険です。また医療やライフラインなど、エッセンシャルワーカーの円滑な出勤を優先していく必要があります。 各企業におかれては、従業員等の安全を確保するため、適宜出勤の制限やすでに出勤した方の事業所内での保護等を、適切に実施していただきますようお願いいたします。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
2	電車が止まる程度の地震 【日中（勤務時間中）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。 各企業におかれては、従業員の安否を確認し、安全な帰宅ができるよう情報収集等に努めてください。従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
3	電車が止まる程度の地震 【夜間（勤務時間外）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。 各企業におかれては、従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
4	首都直下地震クラス 【朝（出勤前後）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。 各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。 まだ出勤していない従業員に対しては、身の安全を確保することを最優先とし、出勤の抑制等を呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
5	首都直下地震クラス 【日中（勤務時間中）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。 各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。 業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
6	首都直下地震クラス 【夜間（勤務時間外）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。 各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、事業所内の従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。 業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。

3 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

3-1 駅周辺の混乱防止

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
区 市 町 村	○ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導
警 視 庁	○ 所轄の警察署は、区市町村等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施
東 京 消 防 庁	○ 所轄の消防署は、区市町村等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施
通 信 事 業 者	○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板等の利用を周知
報 道 機 関	○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供
事 業 者 等	○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施

(2) 詳細な取組内容

- 駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。

また、地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。

災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合がある。現地本部は、行政側で立ち上げを行い、ある程度、駅前滞留者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。

- 現地本部は、大型ビジョン、デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- 駅前滞留者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

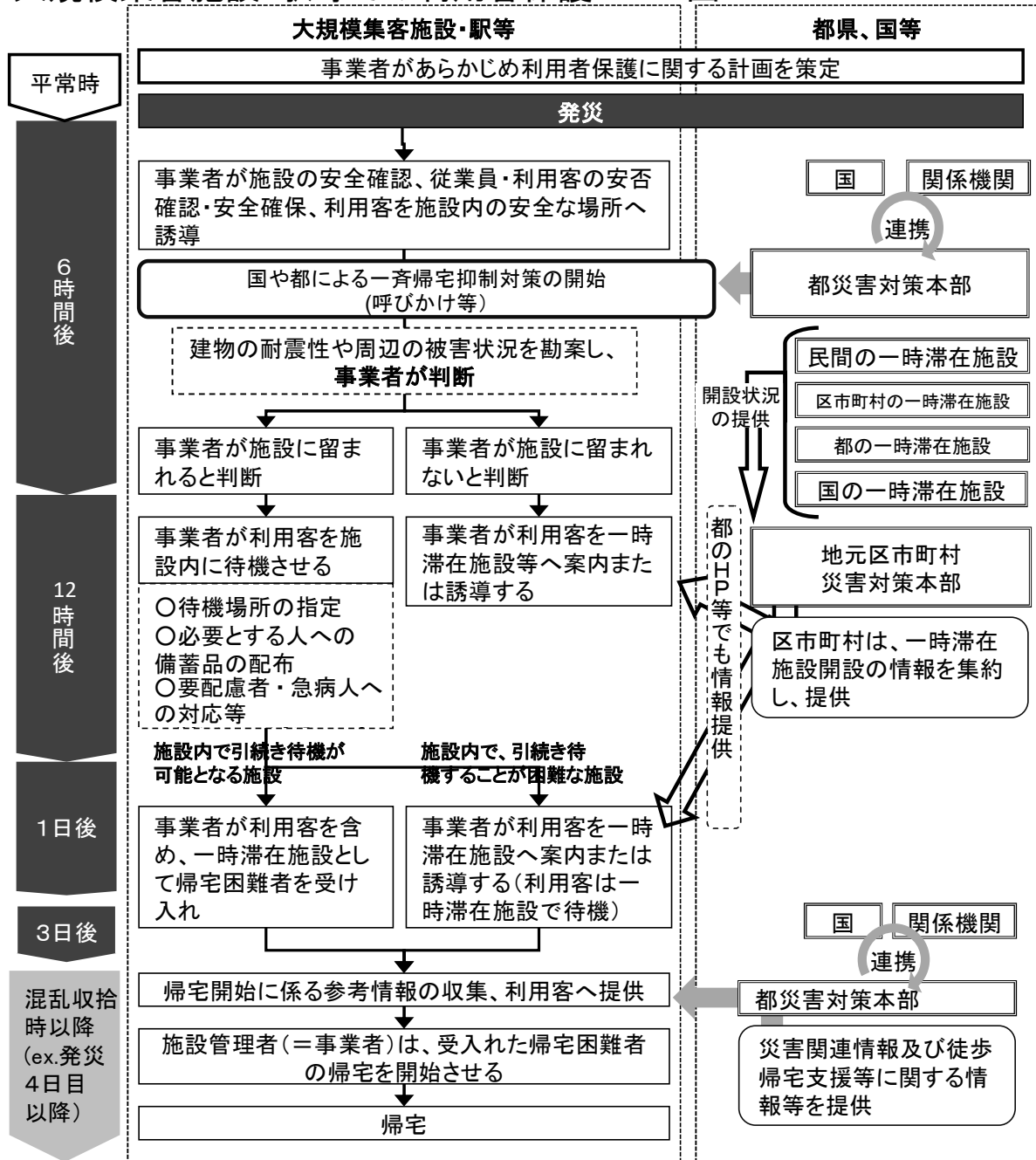
3-2 集客施設及び駅等における利用者保護

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
集客施設及び駅等の事業者	○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導
鉄道事業者	○ 駅利用者に必要な情報を提供
国 都 総 務 局 区 市 町 村	○ 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築

(2) 業務手順

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

(3) 詳細な取組内容

《国、都、区市町村》

- あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようシステムを構築していく。

《集客施設及び駅等の事業者》

- 施設の安全性の確認
 - ・ 施設の安全の確認
事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
 - ・ 施設の周囲の安全の確認
国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。
 - ・ 利用者の保護
安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。
なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。
- 一時滞在施設への誘導等
 - ・ 事業者等による案内又は誘導
保護した利用者については、区市町村や関係機関との連携の下、事業者や駅前滞留者対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。
 - ・ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合
災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区市町村や関係機関と連携し、施設の特長や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。
 - ・ 帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供
都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。
- 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応
建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区市町村や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。
- 要配慮者への対応

利用者保護に当たって、事業者は、区市町村や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

○ 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

《鉄道事業者》

○ 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。

○ 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

【復旧対策】

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 2 徒歩帰宅者の支援

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

(1) 対策内容と役割分担

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。

ア 帰宅ルールの周知・運用

機 関 名	対 策 内 容
事 業 者 等	○ 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意 ○ 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知
国 都 総 務 局 区 市 町 村	○ 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知 ○ 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知

イ 鉄道運行情報等の提供

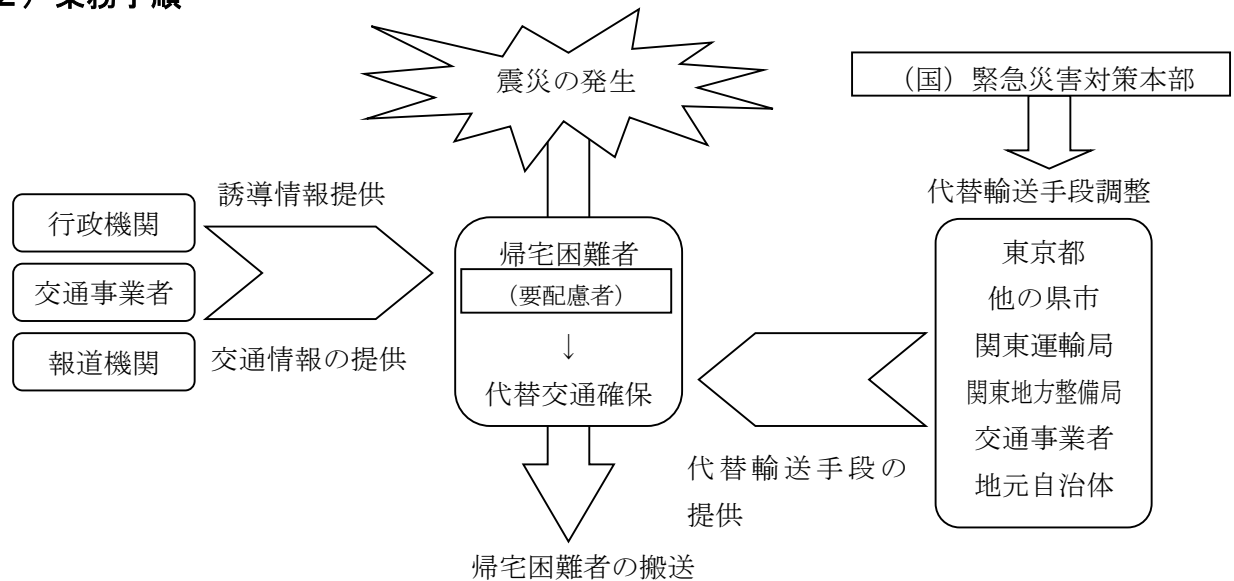
機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供 ○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、一時滞在施設等に提供

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を誘導など支援
関 東 運 輸 局	○ 所管区域の総合的な交通情報の集約・提供
鉄 道 事 業 者	○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 ○ 発災後、早期に運転を再開
バ ス 事 業 者	○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供
報 道 機 関	○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者提供

ウ 代替輸送手段の確保

機 関 名	対 策 内 容
国 都 総 務 局 都 建 設 局 都 港 湾 局 都 交 通 局 等	○ 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施 ○ バス・船舶による代替輸送手段を確保
区 市 町 村	○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導
関 東 地 方 整 備 局	○ 船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供
関 東 運 輸 局	○ 代替交通の許可等を速やかに実施
バ ス 事 業 者	○ バス等による代替輸送手段を確保
船 舶 事 業 者	○ 船舶等による代替輸送手段を確保

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア 帰宅ルールの周知・運用

- 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。
- 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。
- 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。

イ 鉄道運行情報等の提供

- 都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 区市町村は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対

応」や「利用者への情報提供」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。

- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
- 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供する。

ウ 代替輸送手段の確保

- 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。
- 国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
- バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
- 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。
- 区市町村は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- 関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- 関東地方整備局は、船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供を行う。
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。
- 船舶事業者は、行政機関と連携して、船舶等による代替輸送手段を確保する。

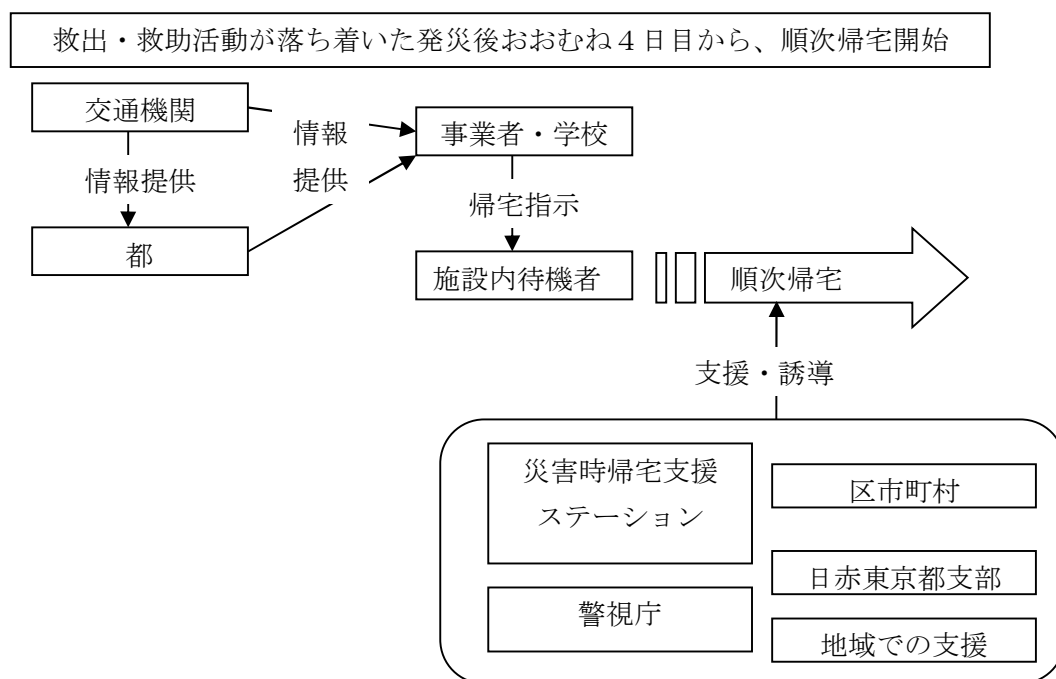
2 徒歩帰宅者の支援

（1）対策内容と役割分担

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
区 市 町 村	○ 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援
警 視 庁	○ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供
日 赤 東 京 都 支 部	○ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供
事 業 者 学 校	○ 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援

（２）業務手順



(3) 詳細な取組内容

- 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 都は、帰宅支援対象道路として指定した 16 路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
(資料図●●「帰宅支援の対象道路」別冊①資料 P●●)
- 区市町村は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- 警視庁は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
- 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第 10 章 避難者対策

本章における対策の基本的考え方

○ 避難者対策の重要性と対策内容の基本的考え方

住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。

また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方についての検討が必要である。

本章では、避難者対策として、避難場所・避難所等の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組を定めている。

○ 現在の対策の状況

避難場所について、都は、東京都震災対策条例に基づき、区部において、避難場所 221 箇所、地区内残留地区 40 箇所、避難道路 49 kmを指定している。

一方、区市町村は、災害対策基本法に基づき、地震に対する指定緊急避難場所を指定しており、都内で 1,154 箇所が指定されている（区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所と重複している場合あり。）。

避難所について、都内で避難所 3,140 箇所、福祉避難所 1,584 箇所（避難所が使用できない場合や収容可能人数等を超えた場合等により開設する避難所、協定施設等を含む。）が確保されており、避難所の収容人数は約 323 万人である。

また、都は自治体の枠を越えた迅速な連携を可能にするための枠組みの他、高齢者や外国人など要配慮者の避難対策の検討を進めている。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、避難者数が最大で約 339 万人、うち避難所へ避難する人が最大で約 220 万人となっており、避難所の収容人数は、それを上回っている状況である。

しかし、自治体の枠を越える大規模災害に係る避難先の確保や避難誘導の在り方についての検討及び避難所における女性・要配慮者等、災害関連死対策の観点等を踏まえた体制の整備について、引き続き検討・整備を推進する必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 的確な避難指示等に係る対策の推進及び避難訓練の実施
 - <到達目標> 自治体の枠を越えた避難先の確保・避難誘導の仕組みの構築
- ・ 区部における、避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所の指定及び安全化
 - <到達目標> 全避難場所ですべて避難有効面積（1人当たり1㎡以上）を確保、避難距離が3km以上となる避難圏域の解消、避難場所の安全性や利便性の向上
- ・ 避難所生活の安全・安心の確保の推進、女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営マニュアル等を作成し、体制整備を推進
 - <到達目標> 女性・要配慮者等の視点も踏まえた安全・安心な避難所運営体制の確立

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第 10 章 避難者対策

第 1 節 現在の到達状況

- 区市町村における要配慮者対策の支援や外国人への防災知識の普及・啓発等を推進
- 区部においては、令和 4 年 7 月現在、避難場所 221 箇所、地区内残留地区 40 箇所、避難道路 49km を指定
- 平成 30 年 4 月 1 日現在、避難所 2,964 箇所、福祉避難所 1,397 箇所が確保されている。
- 「避難所管理運営の指針」を平成 29 年度に改訂し、区市町村の避難所運営を支援

第 2 節 課 題

- 昨今の災害を踏まえ、要配慮者をはじめとした避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要
- 区部において、指定された避難場所が遠く、その避難距離が長くなる場合があるため、避難場所の新規・拡大指定を図り、避難距離を短縮する必要がある。
- 避難所における安全・安心の確保、女性・要配慮者のニーズに応える必要がある。

第 3 節 対策の方向性

- 的確な避難指示等、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進
- 区部において、避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所の指定及び安全化を図る。
- 避難所における安全性の確保や、避難所管理運営マニュアル等において女性や要配慮者の視点に立った対応について定める。

第 4 節 到達目標

- 避難行動要支援者や外国人をはじめとした避難者が適切に避難できる体制を整備
- 避難場所の確保や安全性等の向上
- 女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）	
○ 避難体制の整備	・ 広域避難も含めた避難誘導の在り方検討 ・ 避難行動要支援者や外国人対策の強化
○ 避難場所・避難所等の指定・安全化	・ 避難場所・避難所の確保 ・ 避難場所・避難所等の安全化
○ 避難所の開設、管理運営	・ 避難所管理運営マニュアルの作成 ・ 女性や要配慮者の視点に立った体制
地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内	
○ 被災者の他地区への移送	・ 避難指示等から避難誘導までの流れ ・ 避難誘導時の避難行動要支援者対策
○ 避難所の開設、管理運営	・ 避難所の開設、開設状況の報告 ・ 避難所での食品の安全確保、衛生管理対策 ・ 女性や要配慮者の視点に立った管理運営 ・ 動物の保護、避難所における飼育 ・ ボランティア受入時の対応
地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途	
○ 被災者の他地区への移送	・ 被災者の避難先の決定 ・ 避難手段の確保及び実施
○ 避難所の開設、管理運営	（応急対策から継続して実施）

第1節 現在の到達状況

1 避難体制の整備

自治体の枠を越え、迅速な連携を可能にするための枠組みづくりを目指し、検討を進めている。また、区市町村における要配慮者対策の支援や外国人への防災知識の普及・啓発等、高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について検討を進めている。

2 避難場所等の指定

令和4年7月現在、都は、東京都震災対策条例に基づき、区部において、避難場所 221 箇所、地区内残留地区 40 箇所、避難道路 49 kmを指定している。避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3 km未満となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり 1 m²以上を確保することを原則としている。

一方、区市町村は、災害対策基本法に基づき、地震に対する指定緊急避難場所を指定しており、令和3年4月現在、都内で 1,554 箇所が指定されている（区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所と重複している場合あり。）。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

令和3年4月現在、都内で避難所 3,140 箇所、福祉避難所（※） 1,584 箇所が確保されている。避難所の収容人数は約 323 万人となっている。

なお、都内公立小中学校の耐震化率は令和4年4月現在、99.8%である。

また、「避難所管理運営の指針」を平成29年度に改訂し、令和2年度には「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を策定し、区市町村の避難所運営を支援している。

※ 福祉避難所

一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のため特別な配慮がなされた避難所

第2節 課題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被害項目	想定される被害
避難者数	最大 2,993,713 人
避難所へ避難する人	最大 1,995,809 人
避難所以外のところへ避難する人	最大 997,904 人
停電率	最大 11.9%
固定電話不通率	最大 4.0%
低圧ガス供給支障率	最大 24.3%
上水道断水率	最大 26.4%
下水道管きよ被害率	最大 4.0% (多摩東部直下地震の場合 4.3%)

1 避難体制の整備

自治体の枠を越える大規模災害時における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。

また、昨今の災害を踏まえ、高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要である。

2 避難場所の指定

区部において、指定された避難場所が遠く、その避難距離が長くなる場合があるため、避難場所の新規・拡大指定を図り、避難距離を短縮する必要がある。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

避難所における安全・安心の確保や、女性・要配慮者等のニーズに応える必要がある。

第3節 対策の方向性

1 避難体制の整備

的確な避難指示等の発令、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 避難場所の指定及び安全化

区部において、避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所の指定及び安全化を図る。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

災害関連死（※）の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性・要配慮者等のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について定める。

※ 災害関連死

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

第4節 到達目標

1 避難体制の整備

自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築していく。また、個別避難計画の策定の推進等、避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制を整備するほか、外国人が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとれる体制を整備していく。

2 避難場所の確保や安全性等の向上

「防災都市づくり推進計画〈基本方針〉」（令和2年3月）に基づき、区部において、避難場所の確保を進めていく。

- ・ 全避難場所で避難有効面積（1人当たり1㎡以上）を確保
- ・ 2025（令和7）年度までに避難距離が3km以上となる避難圏域を解消
- ・ 避難場所の安全性や利便性の向上

3 女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

第 5 節 具体的な取組

【予防対策】

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む） | 3 避難所の管理運営体制の整備等 |
| 2 避難場所・避難所等の指定・安全化 | 4 車中泊 |

1 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載する。津波時の避難体制は、第 2 部第 5 章「津波等対策」（P●●）、洪水時の避難体制は、東京都地域防災計画（風水害編）に記載する。

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 震災対策訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難場所等の周知に関する区市町村との連携
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援 ○ 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ○ 緊急通報システムの活用を促進 ○ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る市町村への情報提供
都 教 育 庁	○ 都立学校に対する避難計画の作成等指導
都 関 係 各 局	○ 各施設における自衛消防訓練内容の充実 ○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 ○ 外国人旅行者対応マニュアルの配布 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施 ○ 在京大使館等との連絡体制の確保

機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁	○ 区市町村等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 救急直接通報等の活用 ○ 地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進
区 市 町 村	○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討 ○ 避難場所使用に関する他の区市町村との調整 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知 ○ 避難指示等の発令基準の整備 ○ 一時集合場所の選定 ○ 避難行動要支援者名簿の更新 ○ 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成 ○ 障害特性に応じた避難支援体制の整備 ○ 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 都と連携した緊急通報システム等の整備 ○ 地区内残留地区での小規模火災対策

(2) 詳細な取組内容

ア 都における対策

住民の避難に関し、区市町村が主たる役割を担うが、大規模災害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合には、都は、広域的視点から調整を行う。そのための体制構築のため、下記の取組を行う。

(ア) 広域避難に関する検討

《都総務局》

- 自治体の枠を越えた広域避難の体制を構築するため、区市町村や関係機関等と連携して、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方について検討していく。

(イ) 外国人への連絡体制

《都関係各局》

- 在住外国人及び外国人旅行者等へ、防災知識の普及・啓発をする。
- 外国人旅行者応対マニュアルを配布する。
- 在住外国人のための防災訓練を実施する。
- 在京大使館等との連絡体制を確保する。

(第2部第2章「都民と地域の防災力向上」P●●参照)

（ウ）要配慮者対策

《都福祉保健局》

- 要配慮者対策に係る指針や個別避難計画の作成・活用に向けたガイドラインを整備し、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。
特に、在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区市町村における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害時対策の強化を図る。
- 広域的な立場から、安否確認や避難支援、情報提供について、区市町村が障害者団体等と連携して取り組めるよう支援していく。
- 災害の発生に備えて、災害福祉広域支援ネットワークや災害派遣福祉チーム（DWAT）を整備し、平時からの研修・広域訓練の実施等を通じ、災害時の活動体制構築に向けた取り組みを推進する。
- 65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進する。
- 都民一人ひとりが災害時に援助を必要としている方へ円滑に手助けができるよう、ヘルプマークやヘルプカードの活用を促進する。
- 災害時にも、障害者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立していく。
- 要配慮者が主な利用者である社会福祉施設について、耐震化・業務継続計画（BCP）の策定、非常用自家発電の整備等の災害対策を推進する。

《都関係各局》

- 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

※ 要配慮者・避難行動要支援者

従来、都では、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）を「災害時要援護者」と定義していたが、災害対策基本法の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、以下のとおり、「要配慮者」、「避難行動要支援者」を定義する。

	都の定義	(参考) 災害対策基本法による定義
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。 具体的には、区市町村が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる人。	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

(エ) 訓練の実施

《都関係各局》

- 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。
- 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

(オ) 避難場所等の周知

- 東京都ホームページや「東京都防災アプリ」における東京都防災マップにより防災施設等を周知するほか、効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、要配慮者についても考慮した安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。

(カ) 都立学校における対策

《都教育庁》

- 災害状況に応じ、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

【児童生徒等の避難計画（教育庁）】

- ア 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
- イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。

- ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
- カ 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

(キ) 新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた対応

《都福祉保健局》

- 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等の避難の確保の観点も踏まえ、市町村に対し自宅療養者等の情報を提供する。

イ 東京消防庁における対策

- 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 区市町村が整備する救急直接通報等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。
- 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - ・ 区市町村等と連携して避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - ・ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- 社会福祉施設等と事業所、町会、自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

ウ 区市町村における対策

- 区市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

- 2以上の区市町村にわたって所在する避難場所又は2以上の区市町村の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区市町村があらかじめ協議して対処する。
- 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。
 - ・ 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - ・ 避難場所の衛生保全に努める。
 - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。
- 内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準(具体的な考え方)を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「居住者等がとるべき行動等」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。
- 都及び東京消防庁と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な住民(避難行動要支援者)の把握に努めるとともに、「避難行動要支援者名簿」の情報を適切に更新する。合わせて、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)の作成を推進する。
- 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にし、訓練を踏まえて計画を検証する等、迅速かつ円滑な避難誘導体制

の整備を推進する。

- 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- 避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の避難支援等関係者に対する提供に当たっては、区市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者本人の同意が必要であることに留意する。
- 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。
また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。
- 区市町村は、安否確認や避難支援、情報提供について、社会福祉施設や障害者団体等と連携して取り組む。
- 区市町村は、高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組む。
- 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。
- 地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区市町村は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

2 避難場所・避難所等の指定・安全化

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 公共施設の基本的な役割の明確化 ○ 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討 ○ 避難場所・避難所等の住民への周知 ○ 状況に応じた多様な避難行動の推進 ○ 避難所等における通信環境等の確保の促進
都 環 境 局	○ 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化
都 都 市 整 備 局	○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、地区内残留地区、避難道路の指定
都 建 設 局	○ 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁を整備 ○ 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備
都 水 道 局	○ 避難所等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化の実施
都 下 水 道 局	○ 避難場所・避難所等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進 ○ 避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を推進 ○ 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進
東 京 消 防 庁	○ 消防水利の整備 ○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
都 デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	○ 避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進
都 各 局	○ 都立施設の活用に係る区市町村への協力 ○ 指定管理者等の役割の明確化
区 市 町 村	○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所・指定避難所（指定一般避難所と指定福祉避難所の別を含む）の指定 ○ 避難場所・避難所等の住民への周知 ○ 避難場所・避難所等の安全性確保
東京電力グループ 東京ガスグループ	○ 避難道路沿い施設の安全化

(2) 詳細な取組内容

ア 都における対策

《都総務局》

- 発災時における公共施設の基本的な役割を明確化する。
- 既存の避難所に避難した帰宅困難者を円滑に受け入れるため、避難所での避難者と帰宅困難者の受入場所を分離するなどの運営ルールを検討する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、災害対策基本法及び施行令に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所、東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所、一時集合場所などの役割の違い、安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知していく。
- 避難所の収容人数に限りがあることを踏まえ、自宅等での生活が可能な場合における在宅での避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難行動の実践について、区市町村と連携を図りながら推進していく。
- 可能な限り多くの避難所等を確保するために、区市町村における都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用を支援する。
- 避難所等における通信環境の確保やトイレ環境の確保について、区市町村を支援する。

《都都市整備局》

- 大地震時に発生する延焼火災から避難者の生命を保護するため、区部の必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを東京都震災対策条例に基づき、避難場所に指定する。大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区については、地区内残留地区を定める。
また、地区割当による避難場所への距離が3 km以上ある地域や、火災による延焼の危険性が著しい地域において、避難者を安全に誘導するため、避難道路を指定する。

避難場所標識を新たに設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するとともに、当該標識の見方に関する周知を図る。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。

（資料第●●「区部の避難場所及び地区内残留地区」別冊①資料 P●●～●●）

（資料第●●「区別避難道路系統図」別冊①資料 P●●）

（図●●「避難場所及び避難道路図」別冊①資料 P●●）

- 避難場所周辺で火災が拡大した場合のふく射熱を考慮した上で利用可能な空間として、避難計画人口一人当たりの避難有効面積1 m²以上を確保することを原則とする。

《都建設局》

- 震災時に住民が避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁を整備する。また、避難場所となる都立公園について、避難に必要な施設・

設備を含めて整備する。

(第2部第3章「安全な都市づくりの実現」P●●参照)

《都環境局》

- 避難場所隣接地及び避難道路沿いにあるアンモニア冷凍事業所、塩素ガス貯蔵事業所及び液化石油ガス貯蔵事業所等の高圧ガス施設に対して、現行法令に基づく保安設備の設置確認及び定期検査の実施の徹底を図るとともに、震災時における防災計画の提出等について指導を強化していく。

《東京消防庁》

- 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。
- 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

《都デジタルサービス局》

- 避難所として指定されている都立施設等に対して、Wi-Fi アクセスポイントを設置することにより情報インフラの整備を推進する。

《都各局》

- 都立施設の活用について、活動庁舎や一時滞在施設など、発災時に求められる他の役割や機能等を踏まえつつ、区市町村の避難所等の確保に可能な限り協力する。
- 都立施設を管理する施設管理者や指定管理者については、各施設の特性等を踏まえた上で発災時の役割を明確化するなど、都立施設における円滑な受入体制を整えていく。

イ ライフライン事業者の対策

《都水道局》

- 避難所等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を実施している。

《都下水道局》

- 避難場所・避難所等の下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施している。
- 震災時の交通機能を確保するため、避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を実施している。
- 地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施している。

《東京電力グループ》

- 配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。
- 設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。
- 万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し二次災害防止措置を実施している。

《東京ガスグループ》

- 導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

ウ 区市町村における対策

- 区市町村長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。また、指定避難所の指定に当たっては、指定一般避難所と指定福祉避難所を分けて指定する。
- 災害対策基本法及び施行令に基づき指定緊急避難場所及び指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所の別を含む）を指定した場合は、都に報告するとともに、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違ふこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難場所、避難所及び福祉避難所を指定し、住民に周知しておく。
(資料第●●「避難所及び福祉避難所区市町村別一覧表」別冊①資料P●●)
(資料第●●「指定緊急避難場所一覧」別冊①資料P●●)
- 避難場所等を指定した場合、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。
- 避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物をいう。避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ・ 避難所は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。
 - ・ 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
 - ・ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m²当たり 2 人とする。
ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。
 - ・ 避難所の指定に当たっては、津波等の浸水想定も考慮して選定する。
- 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など

必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。

- 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。
- 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- 避難所が不足する場合に備え、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、避難所等の確保に努める。
- 新たな感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努めるものとする。
- 避難場所については、避難に必要な施設・設備を含めて整備する。避難場所の指定については、津波等の浸水想定を考慮し、安全を確保できるように選定する。災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難場所を近隣区市町村に設けるものとする。
- 避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

3 避難所の管理運営体制の整備等

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など (第2部第2章「都民と地域の防災力向上」P●●参照)
都 福 祉 保 健 局	○ 女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援 ○ 避難所の衛生管理対策の推進 ○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援 ○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保
都 教 育 庁	○ 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定

機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁	○ 避難所の防火安全対策の策定等による区市町村の避難所運営支援
区 市 町 村	○ 「避難所管理運営マニュアル」作成 ○ 公立小中学校等を避難所として指定した場合の、食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 ○ 避難所の衛生管理対策の促進 ○ 飼養動物の同行避難の体制整備 ○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 ○ 仮設トイレ等に関するマニュアル作成
日 赤 東 京 都 支 部	○ 避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備

(2) 詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 「避難所管理運営の指針」、「要配慮者対策に係る指針」を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、引き続き新たな感染症対策、女性の参画推進、男女双方など多様な性の在り方、要配慮者の視点等を踏まえて対応する。
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考に、区市町村が新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組めるよう支援する。
- 区市町村から収集する避難所・福祉避難所設置に関する情報については、関係部署において情報の共有化を図る。
- 区市町村の要請に応じ福祉関連のボランティアを避難所に派遣できるよう、福祉関係団体等と調整を行う。
- 避難所管理運営者と公衆衛生専門職種との役割分担を改めて検討する。
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置することなどを区市町村に働き掛ける。
- トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。
- 指定避難所へ冷房設備の整備を行う区市町村を支援し、避難所機能の向上を図る。
- 被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係各団体等との連携を強化し、避難所等での動物の受入体制の整備や動物収容施設の確保を含めた動物救護体制を検討していく。
- 避難所等から動物保護施設への負傷した動物等の受入等に関する仕組みを整備していく。

《都教育庁》

第10章 避難者対策

第5節 具体的な取組 <予防対策>

- 避難所に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、区市町村職員との役割分担について協議の上、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。
- 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援し、避難所機能の向上を図る。
- 都教育庁は、都立高校体育館等の空調設備の整備を推進し、避難所となった際の良好な環境の確保に資する。
- 避難所となる公立学校の体育館等へ空調設置の整備を行う区市町村を支援し、避難所機能の向上を図る。

《東京消防庁》

- 避難所の防火安全対策を策定し、区市町村に対し、「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう働きかける。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、区市町村に働きかける。
- 区市町村の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、区市町村等の避難所運営を支援する。

《区市町村》

- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。
- 「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。
- 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達で

きるよう、体制整備を図る。

- 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。(第2部第2章「都民と地域の防災力向上」P●●●参照)
- 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話(特設公衆電話)やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- 区市町村は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 区市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。

4 車中泊

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 都 福 祉 保 健 局	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発
警 視 庁	○ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発
区 市 町 村	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 避難所環境の整備促進

(2) 詳細な取組内容

ア 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

- 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。

(理由)

- ・ 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- ・ 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ・ 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ・ 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- ・ エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

イ 車中泊者発生抑制に向けた取組

《都》《区市町村》

- 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやTwitter、その他媒体等で、予め都民に普及啓発し意識の醸成に努める。

(啓発事項)

- ・ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・ 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ・ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

《区市町村》

- 区市町村においては、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

【応急対策】

1 避難誘導	4 動物救護
2 避難所の開設・管理運営	5 ボランティアの受入れ
3 車中泊	6 被災者の他地区への移送

1 避難誘導

ここでは、震災時における避難誘導の流れについて記載する。津波時の避難は、第2部第5章「津波等対策」(P●●)、洪水時の避難は、東京都地域防災計画（風水害編）に記載する。

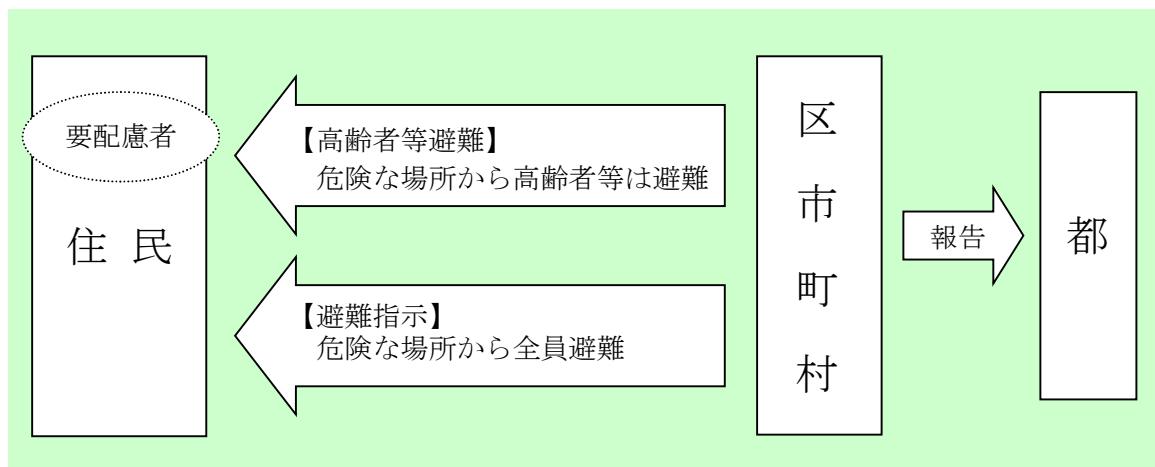
(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整 ○ 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言
都 関 係 各 局	○ 区市町村からの要請対応
都 福 祉 保 健 局	○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整
都 支 庁 都 建 設 局 都 港 湾 局	○ 地すべり等防止法に基づく立退き指示 ○ 水防法に基づく立退き指示
警 視 庁	○ （区市町村長が避難指示できない場合）警察官による避難指示 ○ 住民の避難誘導
東 京 消 防 庁	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区市町村への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 ○ 避難指示等の伝達

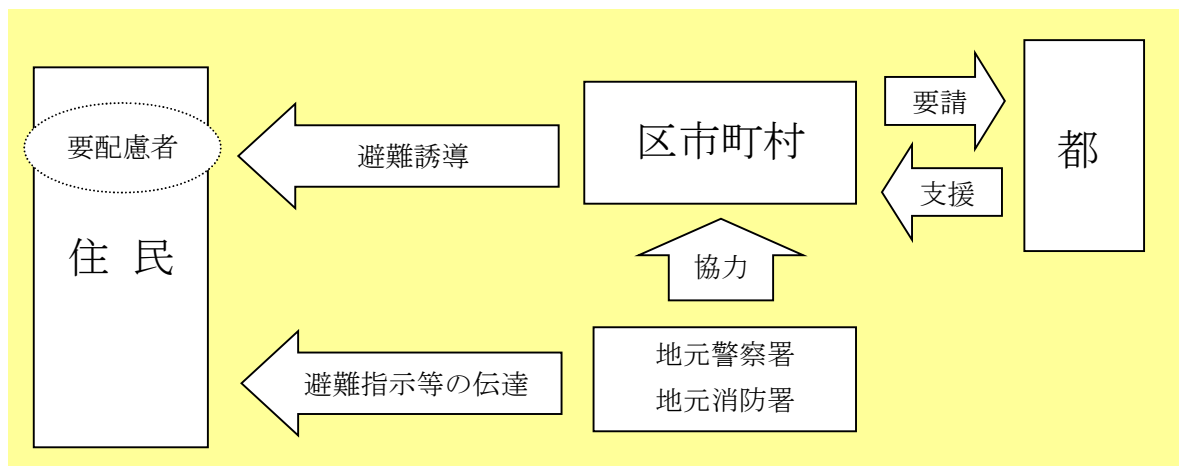
機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 避難指示等 ○ 警戒区域の設定 ○ 避難誘導 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○ 避難場所におけるトイレ機能の確保 ○ 水防法に基づく立退き指示

（２）業務手順

【避難指示等】



【避難誘導】



(3) 詳細な取組内容

《区市町村》

(避難指示・危険区域の設定等)

- 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区市町村長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。
- 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市町村長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- また、区市町村長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。
- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区市町村長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(避難誘導)

- 避難指示等を発令した場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会（自治会）、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。
- 区部における避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること）とする。
- 避難指示等を発令するいとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。
- 震災時における避難場所の運用は、原則として避難場所所在の区市町村が行う。ただし、区部においては所在区のみに対応が困難な場合は都が補完する。
- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局、多文化共生担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
- 区市町村は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。
 - ・ 学校のプール、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
 - ・ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

- ・ 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区市町村が組立てトイレ等を備蓄により確保する。

(水防法に基づく立退き指示)

- 水防法第29条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

《都本部》

- 区市町村から避難場所の運用に必要な措置の要請があった場合、直ちに都関係各局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。
- 区市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

《都福祉保健局》

- 区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、「要配慮者対策統括部」を設置し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣縣市等と連絡調整を図る。

《警視庁》

- 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。
- 避難誘導に当たっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
- 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
- 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区市町村長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
- 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置をとる。
- 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

《東京消防庁》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区市町村への通報
- 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡

大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。

- 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車やヘリコプターの活用等により避難指示等の伝達を行う。
- 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

《都関係各局》

(水防法に基づく立退き指示)

- 水防法第29条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は津波等によって、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(地すべり等防止法に基づく立退き指示)

- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】

(内閣府「避難情報に関するガイドライン」より)

	居住者等がとるべき行動等
高齢者等避難	○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
避難指示	○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
緊急安全確保	○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保

2 避難所の開設・管理運営

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 必要な避難所等の確保のための区市町村支援
都 財 務 局	○ 野外受入施設の開設に向けたテントの調達
都 福 祉 保 健 局	○ 避難所及び福祉避難所開設状況の把握 ○ 避難所管理運営に関する支援 ○ 避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ○ 保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療福祉活動の総合調整を図る。 ○ 区市町村の避難住民に対する健康相談支援 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 区市町村の衛生管理対策支援 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉保健局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。
都 教 育 庁	○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援

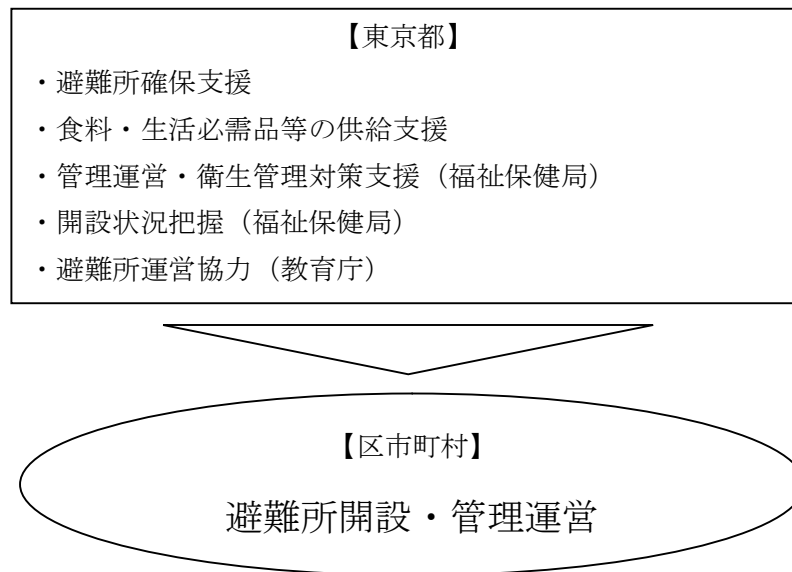
第10章 避難者対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 避難所の開設 ○ 福祉避難所の開設 ○ 避難所の運営等対策 ○ 避難所が不足する場合、野外に受入施設を開設 ○ 食料・生活必需品等の供給 ○ 被災した区市町村において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請 ○ 避難住民に対する健康相談 ○ 「環境衛生指導班」（区、保健所設置市）による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」（区、保健所設置市）による食品の安全確保 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 避難所におけるトイレ機能の確保 ○ 公衆浴場の確保 ○ 住民への情報提供 ○ 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 ○ 避難所における防火安全性の確保
日赤東京都支部	○ 日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分 ○ 避難住民に対するこころのケアを実施

（資料第●●「災害救援物資等の支給」別冊①資料P●●）

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

《都本部》

- 避難所については、設置者である区市町村が学校以外にも多様な手段で確保に努めるとともに、都としても都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、避難所等の確保のための支援策を実施する。

《都財務局》

- 都福祉保健局から野外受入施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達の手配を行う。
- 調達する資材は、その緊急性に鑑み短期日に設置可能なテントとする。

《都福祉保健局》

(開設状況の把握)

- 区市町村からの東京都災害情報システムへの入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。
- 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
- 避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報について区市町村から報告を受け、国等へ報告を行う。

(福祉避難所)

- 区市町村の報告に基づき、福祉避難所の所在地等について把握する。
- 開設済み福祉避難所について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。
- 都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。

(災害派遣福祉チームの派遣調整)

第10章 避難者対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

- 災害福祉広域支援ネットワークを活用し、避難所、福祉避難所及び社会福祉施設の被災状況等の情報を集約、共有する。

また、庁内に東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災した区市町村・社会福祉施設からの応援要請に基づき、都内の被災していない地域または他道府県からの応援派遣に関する総合調整を行い、避難所・福祉避難所及び社会福祉施設等へ災害派遣福祉チームを派遣する。

(野外受入施設)

- 区市町村から野外受入施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を都財務局に調達依頼する。

(健康相談支援)

- 区市町村における避難者の健康相談が円滑に行なわれるよう支援する。

(飲料水の安全等環境衛生の確保)

- 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。

- 環境衛生指導班は、以下の活動を行う。

- ・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
- ・ 都民（避難所管理者等）への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
- ・ 都民（避難所管理者等）への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
- ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認
- ・ 室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
- ・ トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法についての助言指導

(食品の安全確保)

- 食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
- 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、区市町村と連携して次の活動を行う。
 - ・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
 - ・ 食品集積所の衛生確保
 - ・ 避難所の食品衛生指導
 - ・ その他食品に起因する危害発生の防止
 - ・ 食中毒発生時の対応

(衛生管理対策の支援)

- 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、区市町村に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。
- 都は、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制について

の助言・指導を区市町村に対して行う。

《都教育庁》

- 避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、区市町村による避難所の開設・管理運営に協力する。
- 都立学校について、区市町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、当該区市町村と連絡を取り、開設・管理運営に協力する。

《区市町村》

(開設・報告)

- 被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成した上で、受入れる。
- 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努める。
- 管理責任者は、管理運営に際して、女性・要配慮者等の視点に配慮する。
- ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 避難所は、設置者である区市町村が学校以外にも多様な手段で確保に努める。
- 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズに対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、Wi-Fi 環境、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 区市町村災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。（第2部第2章「都民と地域の防災力向上」P●●参照）
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。
- 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システムへの入力等

第10章 避難者対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

- 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。
- 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

（野外受入施設）

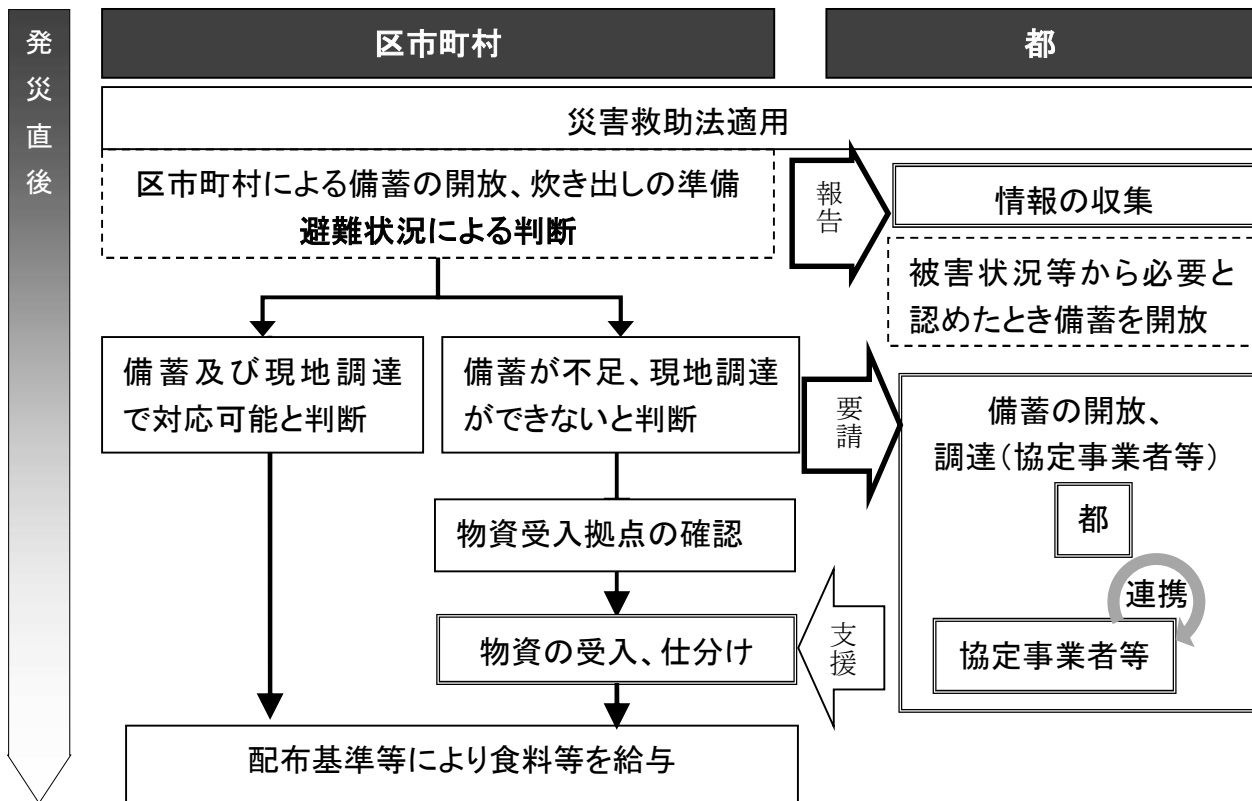
- 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

（食料・生活必需品等の供給・貸与）

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区市町村が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区市町村の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

（第2部第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」P●●参照）

【避難所における物資供給のスキーム】



(飲料水の安全確保)

- 区市町村は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。区及び保健所設置市は、環境衛生指導班を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

また、市町村（保健所設置市を除く。）は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

(食品の安全確保)

- 区及び保健所設置市は、食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
- 都及び区市町村は連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ・ 手洗いの励行
 - ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - ・ 情報提供
 - ・ 殺菌、消毒剤の適切な使用

- ・ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導
(トイレ機能の確保)
 - 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
 - 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区市町村は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
 - 発災後4日目からは、区市町村は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
 - 備蓄分が不足した場合には、区市町村は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
- (避難所の運営等)
 - 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
 - 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。
 - 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
 - やむを得ない理由により避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
 - 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
 - 区市町村は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
 - 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
 - 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
 - 福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。
 - 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
 - ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
 - インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

- 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
(公衆浴場等の確保)
- 区市町村は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

3 車中泊

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ○ 必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）
都 福 祉 保 健 局	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 車中泊者等の情報収集（区市町村） ○ 避難所管理運営に関する支援（再掲）
警 視 庁	○ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発
区 市 町 村	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 避難所環境の整備促進 ○ 車中泊者等の状況把握及び都福祉保健局への報告 ○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）

(2) 詳細な取組内容

- 発災時には、以下のとおり対応することを原則とするが、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、適切な対応を図る。
- 《都》《区市町村》
 - 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方（P●●）に基づき、啓発事項（P●●）について、発災後にも積極的な呼びかけ等を行い、混乱を防止する。
 - 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。
- 《都本部》
 - 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報について知り得た場合、区市町村に対し提供に努める。

《都福祉保健局》

- 区市町村から、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。

《区市町村》

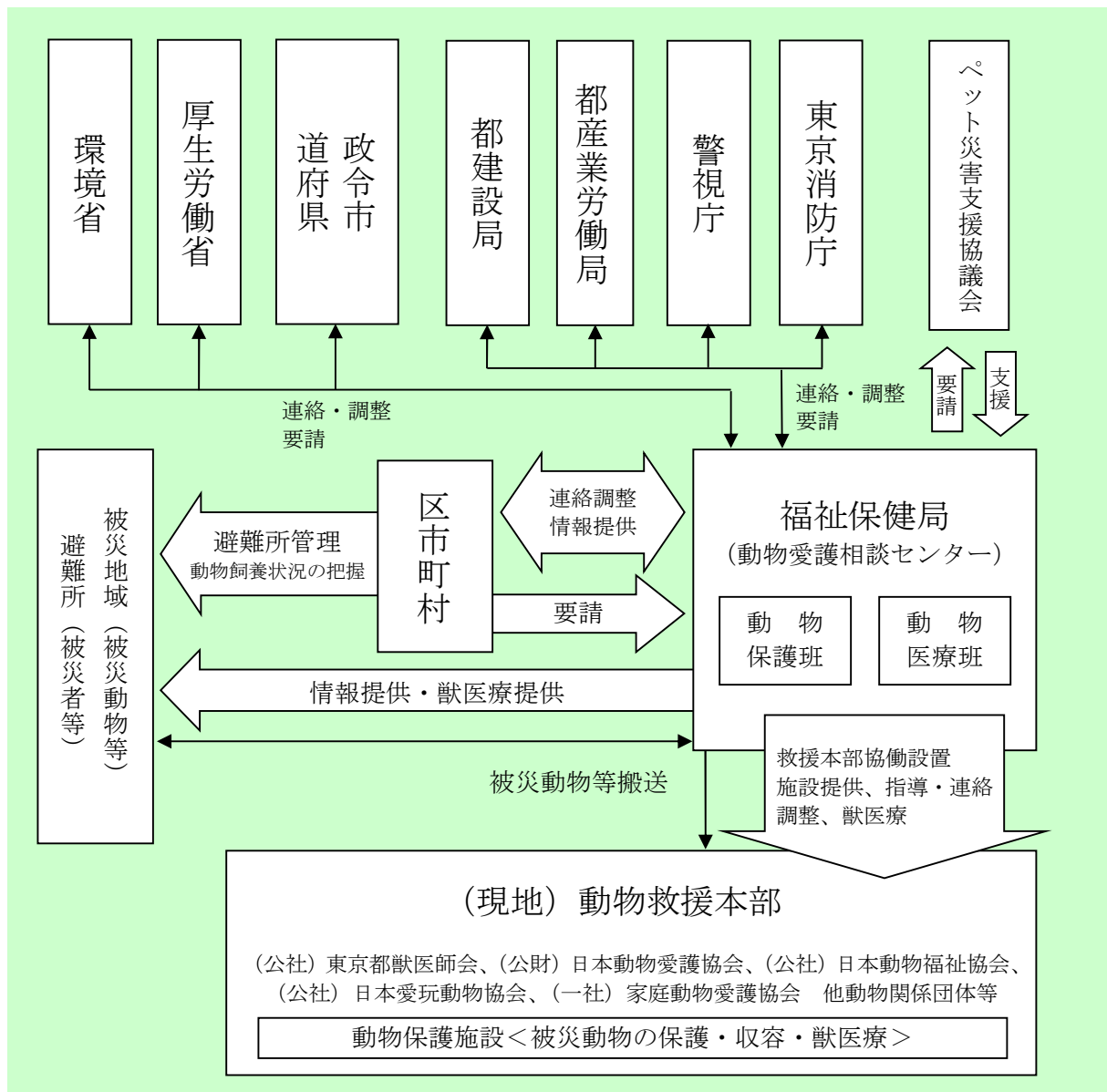
- 区市町村は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。
- 健康面等についての相談・支援などは、区市町村において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

4 動物救護

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等
区 市 町 村	○ 同行避難動物の飼養場所等の確保 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

ア 被災地域における動物の保護

- 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。
- 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
- 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、

動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

イ 「動物保護班」「動物医療班」の編成

- 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。
- 「動物保護班」は、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。
- 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

ウ 避難所における動物の適正な飼養

《区市町村》

- 開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

《都福祉保健局》

- 区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。
 - ・ 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - ・ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
 - ・ 他縣市への連絡調整及び要請

5 ボランティアの受入れ

(1) 対策内容と役割分担

避難所の運営におけるボランティアの受入れについて、必要な流れを示す。

機 関 名	対 策 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 ○ 東京都防災（語学）ボランティアを派遣
都 福 祉 保 健 局	○ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入 ○ 区市町村災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 ○ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携

（２）業務手順・取組内容

《都生活文化スポーツ局》

- 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等により、区市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。
- 区市町村の要請に基づき、避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティアを派遣する。

《福祉保健局》

- 福祉関連のボランティア派遣については、区市町村からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により広域的な支援を実施する。
- 福祉関連のボランティア派遣に際しては、区市町村の要請内容、避難所の状況を把握し、ニーズに適切に対応する。

《区市町村》

- 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。
- 区市町村災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
（第2部第2章「ボランティアとの連携」P●●参照）
- 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る

6 被災者の他地区への移送

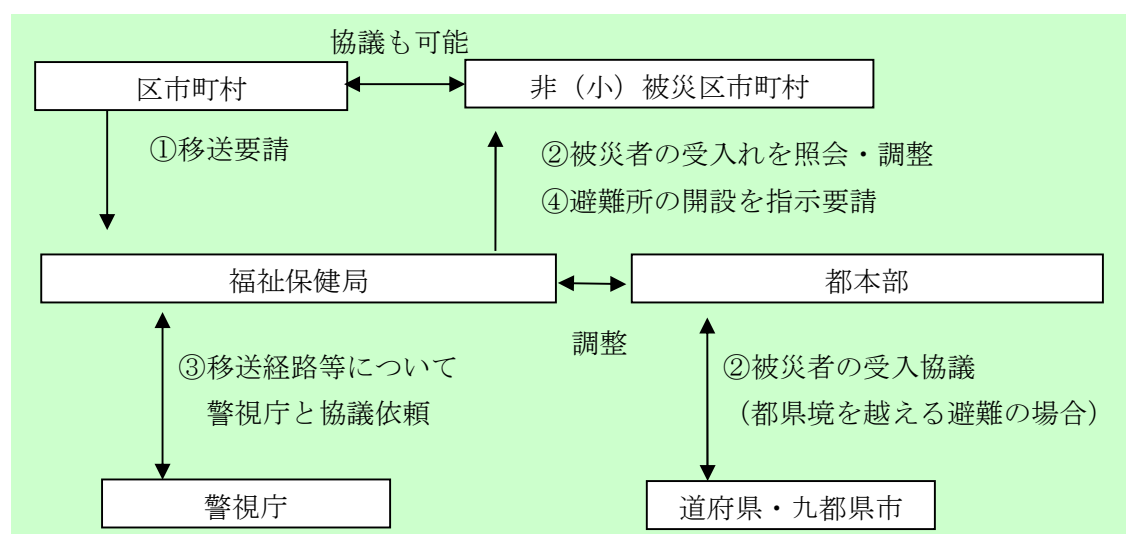
（１）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 都県境を越える避難についての調整
都 福 祉 保 健 局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	(被災地側) ○ 移送について知事（都福祉保健局）に要請 ○ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 避難所運営への積極的な協力 (受入側) ○ 受入態勢を整備 ○ 移送後の避難所運営

(2) 業務手順

【移送先の決定】



※ なお、移送に伴う車両の調達については、第2部第11章P●●以降を参照

(3) 詳細な取組内容

《都本部》

- 都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行う。
- 全国知事会、九都県市、21大都市との連携は、第2部第6章P●●参照。
- 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、旅客運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の移送を要請することができる。
- 区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を当該区市町村長に代わり実施する。

《都福祉保健局》

- 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機

関と調整の上、被災者の移送先を決定する。

- 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。
- 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。
- 要配慮者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

《区市町村》

- 区市町村長は、当該区市町村の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。
- 被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- 都から被災者の受入を指示された区市町村長は、受入体制を整備する。
- 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区市町村は運営に積極的に協力する。
- その他、必要事項については区市町村地域防災計画に定める。

第 1 1 章 物流・備蓄・輸送対策の推進

本章における対策の基本的考え方

○ 物流・備蓄・輸送対策における基本的考え方

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。

本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫・広域輸送基地、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

○ 現在の対策の状況

都と区市町村は、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等と協定を締結している。

また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径 2 km の距離内に 1 箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。

備蓄倉庫は都が 20 箇所、区市町村が 2,936 箇所を整備しているほか、都は物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を 21 箇所整備している。

東京都トラック協会と車両供給に関して契約するなど輸送手段の確保に努めているほか、都備蓄倉庫での荷さばき作業の協力に関する協定を締結している。さらに、石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者と協定を締結している。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約 200 万人の避難所生活者が見込まれており、避難者（一定数の避難所外避難者を含む。）に供給する物資を品目、量ともに確保する必要がある。また、物資を備蓄倉庫や広域輸送基地において円滑に荷さばきできる機能を確保する必要がある。あわせて、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を的確に行うことのできる体制の構築が必要である。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 備蓄及び調達によるニーズに応じた物資の確保
 - **<到達目標>** 都と区市町村合わせた 3 日分の備蓄の確保を継続、要配慮者等に配慮した備蓄の推進、国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築
- ・ 備蓄倉庫及び物資拠点の整備
 - **<到達目標>** 物資の荷さばき機能の強化
- ・ 輸送体制の整備
 - **<到達目標>** 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第 1 1 章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第 1 節 現在の到達状況

- 都と区市町村は発災後おおむね 3 日分の物資を備蓄
- 発災時には、物販事業者（小売事業者）、生協、業界団体から食料・生活必需品等を調達
- 備蓄倉庫のほか、多摩広域防災倉庫・トラックターミナルなどの広域輸送基地を整備
- 石油連盟及び東京都石油商業組合と石油燃料の安定供給に関する協定を締結

第 2 節 課 題

- 多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。
- 物流事業者と連携し、発災時に迅速に物資を搬出できる体制を整備する必要がある。
- 燃料も含めた輸送手段の確保等に向けたオペレーションの体制が構築できていない。

第 3 節 対策の方向性

- 発災後 3 日分の備蓄を継続
- 備蓄物資の充実と調達体制の整備
- 民間倉庫の活用と物資拠点の効率的な運営体制の構築
- 物流事業者等と連携した発災時の物資輸送体制を構築

第 4 節 到達目標

- 3 日分の備蓄の継続確保、要配慮者等に配慮した備蓄の推進
- 国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築
- 物資の荷さばき機能の強化
- 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

○ 飲料水・食料・生活必需品等の確保

- ・ 給水拠点の整備
- ・ 食料・生活必需品の備蓄
- ・ 業界団体との協定締結等による連携体制確立
- ・ 都民・事業者への備蓄呼び掛け

○ 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

- ・ 広域輸送基地の管理について民間活用
- ・ 民間倉庫の活用

○ 輸送体制の整備

- ・ 物流全体の体制構築
- ・ 燃料の確保体制の確立

地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内

○ 飲料水・食料・生活必需品等の支給

- ・ 応急給水の実施
- ・ 備蓄物資を被災者へ給与
- ・ 協定等に基づき、業界団体へ調達を要請

○ 備蓄倉庫及び物資拠点での積替・仕分作業

- ・ 広域輸送基地で物資の受入・積替・配送作業
- ・ 備蓄倉庫から物資搬出

○ 物資の輸送

- ・ 物流事業者等と連携した体制整備
- ・ 緊急車両、災害拠点病院等へ緊急給油を実施
- ・ 車両、船舶及びヘリコプターの調達
- ・ 物資の輸送

地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途

○ 飲料水・食料・生活必需品等の安定供給

- ・ 飲料水の消毒、生活用水の確保
- ・ 炊き出しによる被災者への給与
- ・ 卸売業者へ在庫放出要請・産地へ出荷要請
- ・ 市場の流通確保・消費者への情報提供

○ 備蓄倉庫及び物資拠点での積替・仕分作業

（応急対策から継続して実施）

○ 物資の輸送

（応急対策から継続して実施）

第 1 節 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品等の確保

都と区市町村は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。

また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径 2 km の距離内に 1 箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。

さらに、防災都市づくり施策として、都市の安全性向上に向け、市街地整備や再開発等を進め、備蓄倉庫や貯水槽などの機能を有する地域における防災上の拠点を整備してきた。

- ・ 都と区市町村を合わせて、おおむね 3 日分の食料を確保（4 日目からは、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資等での対応を想定）
- ・ 被災乳幼児（2 歳未満）用の調整粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね 7 日分確保
- ・ 災害時給水ステーション（給水拠点）213 箇所整備（25m プール約 2,150 杯に相当する約 108 万 m³の水を確保）（令和 4 年 7 月 1 日現在）
- ・ 区市町村で、浄水装置 3,378 個備蓄（平成 23 年 4 月 1 日現在）
- ・ 白鬚東防災拠点（機能：貯水槽 約 2,700 m³、都備蓄倉庫も併設）

2 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

都と区市町村は、避難者用の備蓄物資を保管するための備蓄倉庫を整備・保全している。都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区市町村は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定している。

また、都トラック協会、日本自動車ターミナル株式会社及び民間物流事業者と協定を締結し、発災時には、都備蓄倉庫からの物資の搬出作業やトラックターミナルにおける荷さばき作業等を、物流事業者の協力を得て行うこととなっている。

義援物資については、都と区市町村が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定することとなっている。

- ・ 都備蓄倉庫 20 箇所、区市町村備蓄倉庫 2,936 箇所を整備（区市町村備蓄倉庫 平成 29 年 4 月 1 日現在）
- ・ 物資拠点として、広域輸送基地を 25 箇所（陸上 6、海上 16、航空 3）、広域輸送基地を補完する水上輸送基地を 98 箇所指定

3 輸送体制の整備

都トラック協会、民間物流事業者、日本通運、東京バス協会、関東旅客船協会、調布空港協議会、東京ヘリポート協議会等と協定・契約締結等により、車両・船舶・ヘリコプターの確保に努めている。

また、石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者との間で協定を締結し、毎年、訓練を実施している。

備蓄物資の放出の調整、物資の調達及び輸送調整に関するオペレーションは、都災害対策本部の下に設置する物資・輸送調整チームが行う。

第 2 節 課 題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被 害 項 目	想定される被害
避難者数	最大 2,993,713 人
避難所へ避難する人	最大 1,995,809 人
避難所以外のところへ避難する人	最大 997,904 人

1 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題

被害の程度によっては、物資の途絶が 3 日以上に及び、備蓄している食料が足りなくなるおそれや、区市町村による物資の供給や都への物資要請を行えなくなる可能性がある。

また、高齢者など要配慮者及び女性の視点、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。

また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応も図る必要がある。

2 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

都備蓄倉庫及び広域輸送基地においては、発災時に迅速・的確に物資を荷さばきすることが求められることから、効率的な運用体制を整備する必要がある。

また、既存の広域輸送基地が活用できない場合も想定した代替拠点の検討が必要である。

さらに、発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫及び物資拠点の地理的配置についても検証する必要がある。

3 輸送体制の整備

物流事業者等と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送を行う必要がある。

第 3 節 対策の方向性

1 食料・水・生活必需品等の確保

○ 食料・生活必需品等の確保

都は、区市町村と連携し、発災後 3 日分の物資（一定数の避難所外避難者分を含む。）を寄託制度（※）のより一層の活用等により継続して備蓄する。

また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の確保に努める。

都の備蓄物資は区市町村の要請に基づき放出することになっているが、要請を待ついとまがないと認める場合は、都は区市町村からの要請を待たずに、必要な物資の供給（プッシュ型支援）を行う。

また、都は、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、受入体制の整備や多様なニーズに対応できるよう調達体制の強化に努める。災害時には、物資供給を適正かつ円滑に行われるよう区市町村、国・他道府県及び物販事業者（小売事業者等）との連絡調整を行う。

※ 寄託制度

都が区市町村と寄託契約を締結し、都の所有する物資を区市町村の備蓄倉庫等に事前に配置しておく制度

○ 水の確保

区市町や防災市民組織等が水道局職員の参集を待たずに、円滑な応急給水活動を開始することができるよう施設整備等を行う。

また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等については、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓等及び避難所応急給水栓などの施設を活用するなど多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて、必要な取組を行う。

なお、飲料水確保策については、都水道局及び区市町の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。

生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

2 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

物流事業者と連携した備蓄倉庫からの搬出体制の強化及び広域輸送基地における効率的な運営体制を構築する。

また、倉庫事業者や輸送事業者等と連携し、広域輸送基地の補完拠点（広域輸

送基地で滞留する可能性がある物資の一時保管及び仕分けを行う拠点）や代替拠点（広域輸送基地が損壊等により使用できない場合の拠点）を確保する。

加えて、広域輸送基地等の運営の円滑化を図るため、物資輸送車両の待機場所の確保も進める。

さらに、都備蓄倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

3 輸送体制の整備

発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、都災害対策本部に物流事業者等も含めたチームを編成する等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

第 4 節 到達目標

1 発災後 3 日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進

発災後 3 日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、都と区市町村が連携し、発災後 3 日間で必要となる食料・水・生活必需品等（一定数の避難所外避難者分を含む。）を備蓄などにより確保する。

また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄を推進する。

2 国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築

国・他道府県等からの支援物資の受入体制の整備を行うとともに、避難者の多様なニーズにこたえ、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との連携の強化により、強固な調達体制を構築する。

3 物資の荷さばき機能の強化

備蓄物資を迅速、効率的に搬出するため、備蓄倉庫における保管方法等について、毛布の洗浄・リパック、カーペットの梱包替等を実施することにより改善・推進する。

広域輸送基地での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷さばき作業を、民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用して、円滑に進める体制を構築する。

4 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

東京都災害対策本部内に物流事業者等も含めたチームを編成し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。

第 5 節 具体的な取組

【予防対策】

1 食料及び生活必需品等の確保	4 輸送体制の整備
2 飲料水及び生活用水の確保	5 輸送車両等の確保
3 備蓄倉庫及び物資拠点の整備	6 燃料の確保

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築
都 都 市 整 備 局	○ 都民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都 福 祉 保 健 局	○ 広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局 都 産 業 労 働 局 都 中 央 卸 売 市 場	○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築
区 市 町 村	○ 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 都民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。
- 帰宅困難者の発生を抑制するための備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例等により、事業者による備蓄を促進する。
- 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者（小売事業者等）等にあらかじめ協力を依頼する。
- ブルーシートや土のう袋に加え、避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な段ボール製の簡易ベッドや屋内テントを都としても備蓄をする。

なお、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。

- 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、物販事業者と連携した訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保を図る

《都都市整備局》

- 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、防災備蓄倉庫の整備を促進する。

《都福祉保健局》

- 区市町村が被災により物資が調達不能となった場合に、当該区市町村に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。
- 区市町村の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区市町村と連携し、発災後3日分の備蓄を確保し、その継続に努める。
- 迅速かつ効率的に物資を搬出するために必要な保管体制の整備に努める。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。
- 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳など、要配慮者のニーズに対応した食品を確保する。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区市町村で確保する。災害発生後の最初の3日分は区市町村で対応し、都は広域的見地から区市町村を補完するため、以後の4日分を備蓄する。
- 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。
また今後、乳幼児用液体ミルクの災害時の備蓄についても検討する。
- 子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。
- 生活必需品等については、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などを確保する。
- 災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した搬出訓練等を実施する。

《都生活文化スポーツ局》

- 応急生活物資の調達について、東京都生活協同組合連合会にあらかじめ協力を依頼する。
- 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、東京都生活協同組合連合会

と連携した訓練等を実施する。

《都産業労働局》

- 米穀、漬物、つくだ煮等の副食品や調味料の調達について、業界等にあらかじめ協力を依頼する。
- 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、業界等と連携した訓練等を実施する。

《都中央卸売市場》

- 生鮮食料品の調達について、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者にあらかじめ協力を依頼する。
- 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、業界等と連携した訓練等を実施する。

《区市町村》

- 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボール製の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
- 区市町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後 3 日分の備蓄の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における当該区市町村の発災から 3 日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 物資の確保に当たっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- 調製粉乳の備蓄について、区市町村は災害発生後の最初の 3 日分を備蓄する。
（資料第●●「食料等の備蓄状況」別冊①資料 P●●）
（資料第●●「米穀の調達先一覧表」別冊①資料 P●●）
（資料第●●「米穀販売事業者等名簿一覧表」別冊①資料 P●●）
（資料第●●「調製粉乳等備蓄等一覧」別冊①資料 P●●）
（資料第●●「副食品の調達先（予定）一覧表」別冊①資料 P●●）
（資料第●●「食塩調達経路図」別冊①資料 P●●）

2 飲料水及び生活用水の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）（※1）を設置 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽（※2）及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な施設や資器材等を整備
都都市整備局	○ 都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進 ○ 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している災害時給水ステーション（給水拠点）となる貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施
都 水 道 局	○ 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な資器材等を管理 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定 ○ 区市町や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備 ○ 区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与 ○ 区市町が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備
区 市 町 村	○ 雨水貯留槽、非常災害用井戸等の整備により、生活水の確保に努める。

※1 災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽等をいう。居住場所からおおむね半径 2 km 程度の距離内に 1 箇所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。

※2 応急給水槽

居住場所からおおむね半径 2 km の範囲内に給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

(2) 詳細な取組内容

ア 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備

《都》

- 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径 2 km の距離内に 1 箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場（所）・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点がなく空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。その結果、これまでに 213 箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設（浄水場、給水所、応急給水槽等）を確保している。
- 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水及び生活水の確保に向けて、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓等、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区市町村と連携して応急給水に万全を期する。
- 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- 浄水場（所）、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。
- 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- 区市町や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。
- 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に災害時給水ステーション（給水拠点）として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。

【浄水場（所）・給水所等及び応急給水槽の施設数、確保水量（令和 4 年 7 月 1 日現在）】

（単位：箇所、m³）

区分	区部		多摩		計	
	施設数	確保水量	施設数	確保水量	施設数	確保水量
浄水場（所）・給水所等	32	617,980	94	375,310	126	993,290
既存の貯水槽（2,700 m ³ ）	1	2,700	－	－	1	2,700
応急給水槽（1,500 m ³ ）	46	69,000	7	10,500	53	79,500
小規模応急給水槽（100 m ³ ）	26	2,600	7	700	33	3,300
計	105	692,280	108	386,510	213	1,078,790

（資料第●●「災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設一覧表」別冊①資

料P●●●～●●●)

(資料第●●●「応急給水用資器材及び給水能力一覧表」別冊①資料P●●●)

イ 多様な応急給水への取組

都は、災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、区市町と覚書を締結の上、応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施する。

また、避難所応急給水栓からの応急給水について、区市町と覚書を締結の上、応急給水用資器材の譲渡を実施する。

ウ 生活用水の確保

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水のくみ置き等により生活用水の確保に努める。

エ 飲料水の確保

都は、都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉えて、大規模な新規の民間建築物に対して防災備蓄倉庫の整備を促進する。

3 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。
都福祉保健局	○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置 ○ 都の備蓄物資を管理 ○ 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築
区 市 町 村	○ 区市町村の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理 ○ 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定める。

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 円滑に他の者の応援を受け入れるため、あらかじめ、応援部隊の活動拠点、緊急物資の輸送経路、広域輸送基地での物資受入や輸送車両の待機場所等について明らかにした受援体制を整備する。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録をする。
- 広域輸送基地の補完拠点や代替拠点として、民間倉庫を活用した広域的な

体制を構築する。

- 区市町村が指定した地域内輸送拠点を把握する。

《都福祉保健局》

- 都備蓄倉庫の確保及び管理運営を行うとともに、都備蓄倉庫の適正な配置を検討する。
- 物流事業者等と連携した都備蓄倉庫及びトラックターミナルにおける物資の搬出体制を構築する。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録をする。
- 区市町村が指定した地域内輸送拠点を把握する。
- 災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した搬出訓練等を実施する。

《区市町村》

- 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 区市町村が備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 区市町村が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都総務局に報告する。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。
- 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

【物資拠点】

広域輸送基地	国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、ふ頭、空港、民間倉庫など
地域内輸送拠点	区市町村の地域における緊急物資等の受入れ、配分、避難所への輸送等への拠点

（資料第●●「物資拠点一覧」別冊①資料 P●●～●●）

（資料第●●「都備蓄倉庫一覧」別冊①資料 P●●）

4 輸送体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 関 係 局	○ 東京都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施

(2) 詳細な取組内容

都は、発災時に迅速な情報収集及び連絡調整を可能にするため、東京都災害情報システムの整備を進めるとともに、円滑な物資の搬送調整、車両調達等が行えるよう、物流事業者などの関係機関と連携して、実践的な訓練を実施する。

5 輸送車両等の確保

(1) 対策内容と役割分担

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 緊急通行車両等の確認
都 財 務 局	○ 緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都 交 通 局 都 水 道 局 都 下 水 道 局 東 京 消 防 庁	○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認
都 総 務 局 都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局 都 福 祉 保 健 局 都 産 業 労 働 局 都 中 央 卸 売 市 場	○ 物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。
区 市 町 村	○ 調達先及び調達予定数を区市町村地域防災計画において明確にしておくなどにより、調達体制を整える。

(2) 詳細な取組内容

- 震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している車両については、事前届出を行うことができる。
- 都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両の事前届出の審査及び交付を財務局長が行う。
- 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊

急通行車両等事前届出済証」を交付する。

(上記の他、緊急通行車両全般については第 2 部第 4 章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」参照)

(資料第●●「緊急通行車両等の確認事務①②」別冊①資料 P●●)

6 燃料の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 石油燃料の供給体制を整備する。

(2) 詳細な取組内容

- 都は、石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を、石油製品販売事業者と「大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定」を締結し、対策を進めている。
- 協定を締結した石油製品販売事業者と連携し、石油燃料の買取り・保管（ランニングストック方式）（※）を行い、石油燃料を確保している。
- 協定の実効性を高め、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。
- さらに、災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していく。

※ ランニングストック方式

「流通在庫契約」のことで、長期保存ができず備蓄しにくいものは、生産者等との契約により常にある一定量の在庫を義務付け、災害発生時に被災者に支給する方法をいう。

【応急対策】

1 備蓄物資の供給	5 義援物資の取扱い
2 飲料水の供給	6 輸送車両の確保
3 物資の調達要請	7 船舶の確保
4 国・他道府県等からの支援物資の 受入れ・配分	8 ヘリコプター等の確保
	9 燃料の供給

1 備蓄物資の供給

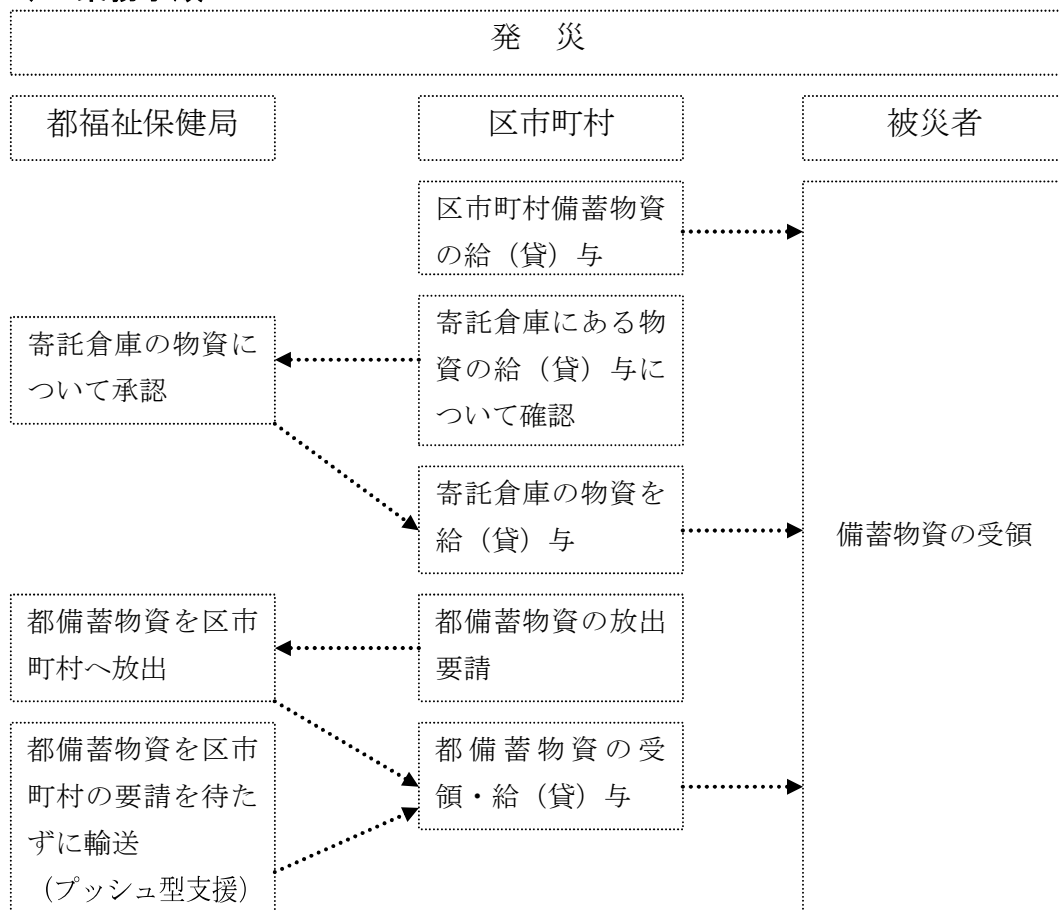
都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは都庁各局（総務局、財務局、生活文化スポーツ局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場、港湾局）、関係団体、事業者などで構成し、関係者間で必要な情報共有や調整を行い、円滑なオペレーションを図る。

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 都備蓄物資を区市町村へ放出
区 市 町 村	○ 備蓄物資を被災者へ給（貸）与

※輸送車両の確保については、本章第5節の応急対策「6 輸送車両の確保」P●●●を参照

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 災害救助法適用後、区市町村長から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出し、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
 - 主として避難所生活者を対象に食料及び生活必需品を放出する。
 - 区市町村の被災状況を鑑みて緊急を要し、区市町村からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。
 - 都備蓄倉庫には、あらかじめ協力を依頼している東京都トラック協会等、都福祉保健局職員等を配置し、搬出作業を行う
 - 被災地以外の隣接区市町村の避難所に避難した被災者に対しても、当該区市町村長において救援に協力するよう連絡する。
 - 区市町村長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳を放出する。
- ※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

《区市町村》

- 震災時における被災者への食料及び生活必需品の給与を実施する。
- 被災者に対する食料及び生活必需品の給与は、区市町村が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。
- 被災者に食料の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲等について考慮する。
- 献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
- 備蓄物資として都福祉保健局が区市町村に事前に配置してある食料及び生活必需品は、都福祉保健局長の承認を得て区市町村が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。
- 被災した区市町村において給（貸）与の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。
- 必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
 （資料第●●「食料等の備蓄状況」別冊①資料P●●）
 （資料第●●「調製粉乳等備蓄等一覧」別冊①資料P●●）

2 飲料水の供給

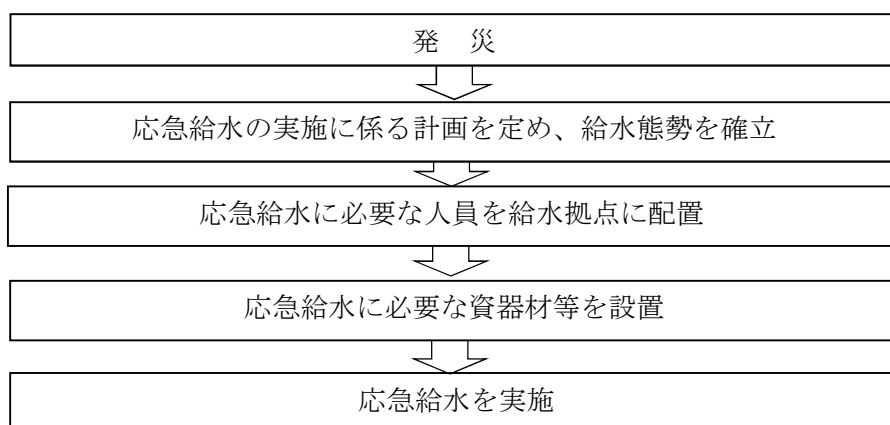
(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 水 道 局 区 市 町 村	○ 災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね半径2km以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設などについて、車両輸送による応急給水 ○ 必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 ○ 避難所応急給水栓による応急給水

（資料第●●「災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設一覧表」別冊①資料P●●～●●）

（資料第●●「応急給水用資器材及び給水能力一覧表」別冊①資料P●●）

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア 震災時の応急給水の方法

- 震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況など必要な状況を把握する。
- 浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。
- 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。
- 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
- 避難所応急給水栓が設置されている場合は、区市町が応急給水用資器材

を接続して応急給水を行う。

イ 医療施設等への応急給水

- 医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

ウ 災害時給水ステーション（給水拠点等）での都と区市町の役割分担

- 応急給水槽においては、区市町が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う。
- 浄水場（所）・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、区市町が住民等への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った災害時給水ステーション（給水拠点）では、区市町が指定した住民による応急給水も可能である。
- 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都が区市町により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区市町が住民等への応急給水を行う。
- 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が区市町に貸与する。発災時、区市町が通水状況を水道局に確認した後、区市町や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。
- 避難所応急給水栓を活用した応急給水については、区市町が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

エ 飲料水の給水基準

- 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。

オ 給水体制

- 震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
- 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。
- 給水拠点である浄水場（所）・給水所において、都水道局は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と区市町が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- 車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。
- 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、区市町において受水槽の水、ろ過器により雨水貯留槽・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水及び生活水の確保に努める。

3 物資の調達要請

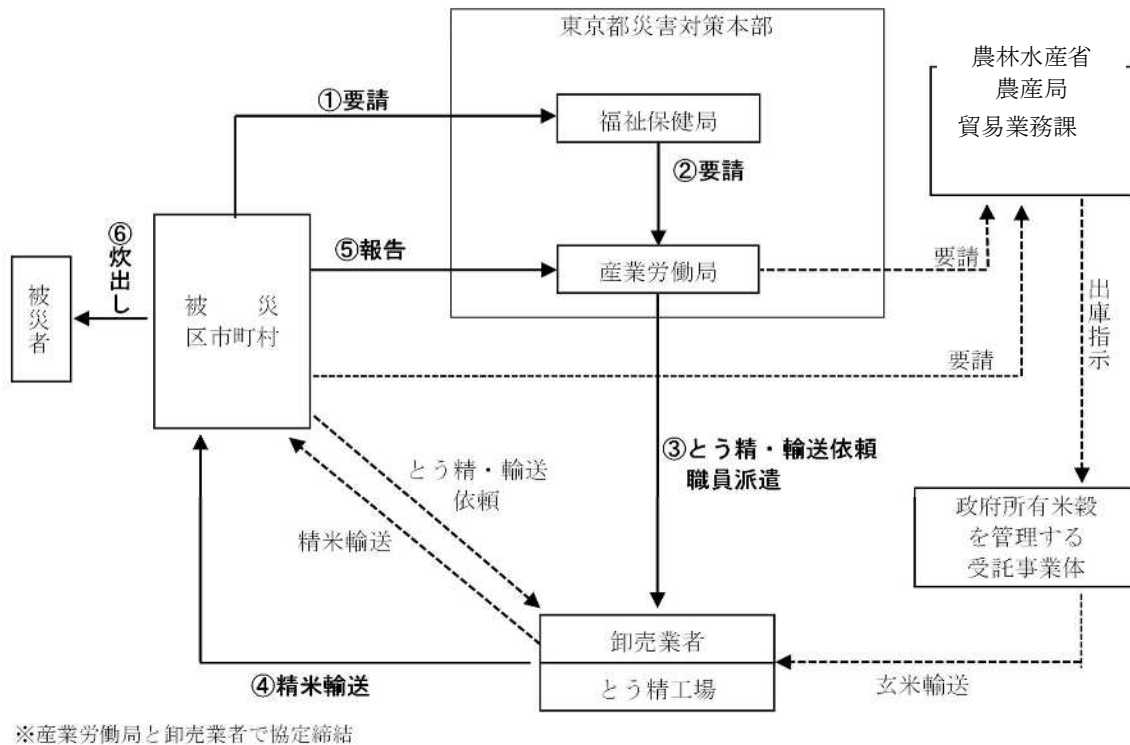
(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 国・他道府県等との連絡調整 ○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達
都 福 祉 保 健 局	○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請
都 産 業 労 働 局	○ 米穀、副食品及び調味料を調達
都中央卸売市場	○ 生鮮食料品を調達
区 市 町 村	○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 現地調達が適当な場合は、現地調達する。
農 林 水 産 省 農 産 局 貿 易 業 務 課	○ 都からの米穀の放出要請に対応する。
関 東 農 政 局	○ 都からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。
関東経済産業局	○ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保を行う。

※輸送車両の確保、物資の輸送については、本章第 5 節の応急対策「6 輸送車両の確保」P●●及び復旧対策「6 物資の輸送」P●●を参照

（２）業務手順

【米穀の調達フロー図】



（３）詳細な取組内容

《都本部》

- 国・他道府県等に物資の調達を要請する。（本章第5節の応急対策「4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分」P●●参照）
- 都福祉保健局から食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。

《都生活文化スポーツ局》

- 都福祉保健局から食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、東京都生活協同組合連合会に調達を要請する。

《都福祉保健局》

- 東京都災害情報システム等で収集した被災区市町村の要請や被災状況により、関係局等に調達を要請するとともに、都本部を通じて都内の被災地外区市町村に応援を要請する。
- 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

《都産業労働局》

- 米穀の調達
 - ・ 都福祉保健局から米穀の調達について依頼があった場合は、農林水産省

農産局貿易業務課と協議を行い、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達して提供する。

- ・ 米穀販売事業者の在庫で不足する場合は、農林水産省農産局貿易業務課と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託して精米し、調達する。

○ 副食品及び調味料の調達

- ・ 道路の障害物除去が本格化する 4 日目以後は、原則として米飯の炊き出しにより給食することから、都福祉保健局から副食品（漬物、つくだ煮等）及び調味料（味噌、醤油）についての調達依頼があった場合は、あらかじめ協力依頼している業界等を通じ必要量を調達する。

《都中央卸売市場》

- 都福祉保健局から生鮮食料品の調達について依頼があった場合は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者から入荷物品及び在庫品のうち必要な量を買上げる。

《区市町村》

○ 食料

- ・ 被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- ・ 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

○ 生活必需品

- ・ 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- ・ 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

○ 都への要請

- ・ 災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

《農林水産省農産局貿易業務課》

- 都から米穀の放出要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に定める災害救助法または国民保護法が発動された場合の特例により処理する。

《関東農政局》

- 都から調達困難な生鮮食料品の出荷要請を受けた場合は、速やかに管内の需給動向を把握し、農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。

《関東経済産業局》

- 所管に係る緊急に必要な生活必需品であって、都内で調達できないものの調達先に関する資料を整備する。

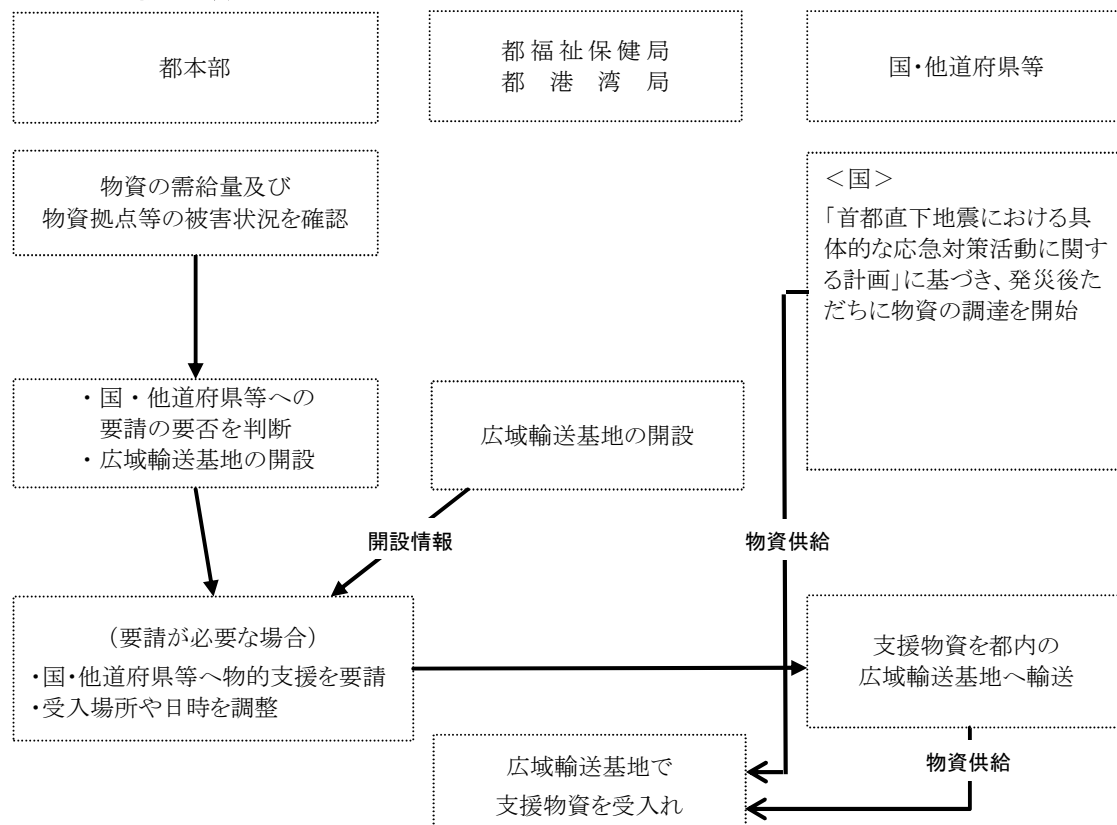
- 所管の生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関との連携協力体制を確立する。
- 都の要請により、所管に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。
 (資料第●●「米穀の調達先一覧表」別冊①資料 P●●)
 (資料第●●「米穀販売事業者等名簿一覧表」別冊①資料 P●●)
 (資料第●●「副食品の調達先(予定)一覧表」別冊①資料 P●●)
 (資料第●●「食塩調達経路図」別冊①資料 P●●)

4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 国(現地対策本部)との連絡調整 ○ 他道府県等との連絡調整 ○ 広域輸送基地の開設 ○ 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等 ○ 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送
都福祉保健局 都港湾局	○ 広域輸送基地の開設 ○ 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等作業 ○ 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

（2）業務手順



※広域輸送基地での受入れ・荷さばき及び区市町村の地域内輸送拠点への輸送については、本章第5節の復旧対策「6 物資の輸送」P●●●参照

（3）詳細な取組内容

ア 国（現地対策本部）との連絡調整

《都本部》

- 国が「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づくプッシュ型支援を実施する場合、その必要量等を現地対策本部と調整する。
- 区市町村からの具体的な要請に基づき、国に要請する場合は、現地対策本部に、調達を必要とする理由、必要な品目及び数量等必要事項を示し、物資調達を要請する。
- 受入場所や受入日時等について現地対策本部と調整する。
- 受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。

イ 地方公共団体との相互応援協定

- 都は、必要に応じて、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定、九都県市災害時相互応援に関する協定、震災時等の相互応援に関する協定等の相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等に物資調達を要請する。
- 要請に当たっては、受入場所までの経路、輸送手段、受領日時等について相手方と調整する。

- 受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。
- 上記のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、備蓄物資又は資材の供給に関し、他道府県等と相互に協力するよう努める。

5 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

都福祉保健局・区市町村は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

6 輸送車両の確保

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 物資等の輸送に必要な車両を調達
都 交 通 局 都 水 道 局 都 下 水 道 局 警 視 庁 東 京 消 防 庁	○ 独自に調達計画を立てる。
関 東 運 輸 局	○ 都本部の要請に基づき、車両の調達あっせんを行う。
区 市 町 村	○ 独自に調達計画を立てる。所要車両が調達できない場合は、都本部へ調達あっせんを要請

（2）業務手順

- 都各局において車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示の上、都本部に要請する。
- 都本部は所要車両を調達し、用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。

（3）詳細な取組内容

《都本部》

- 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都本部（物資・輸送調整チーム）が集中的に調達する。
- なお、車両の調達に当たっては、原則として運転手を含め、運行できる体

制とする。

- ・ 乗用車

都各局の不足分は、都本部（物資・輸送調整チーム）がレンタカー会社から調達する。

- ・ 貨物自動車

都トラック協会、日本通運等協定締結先から優先調達する。

- ・ 乗合自動車

東京バス協会等協定締結先から優先調達する。

○ 他道府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入を行う。

○ 車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議の上、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。

○ 災害復旧計画に必要な車両についても、都各局の要請を踏まえ、所要車両を調達し、輸送力を確保する。

（資料第●●「車両等の調達・供給等の流れ」別冊①資料 P●●）

（資料第●●「貨物自動車・乗合自動車供給機関」別冊①資料 P●●）

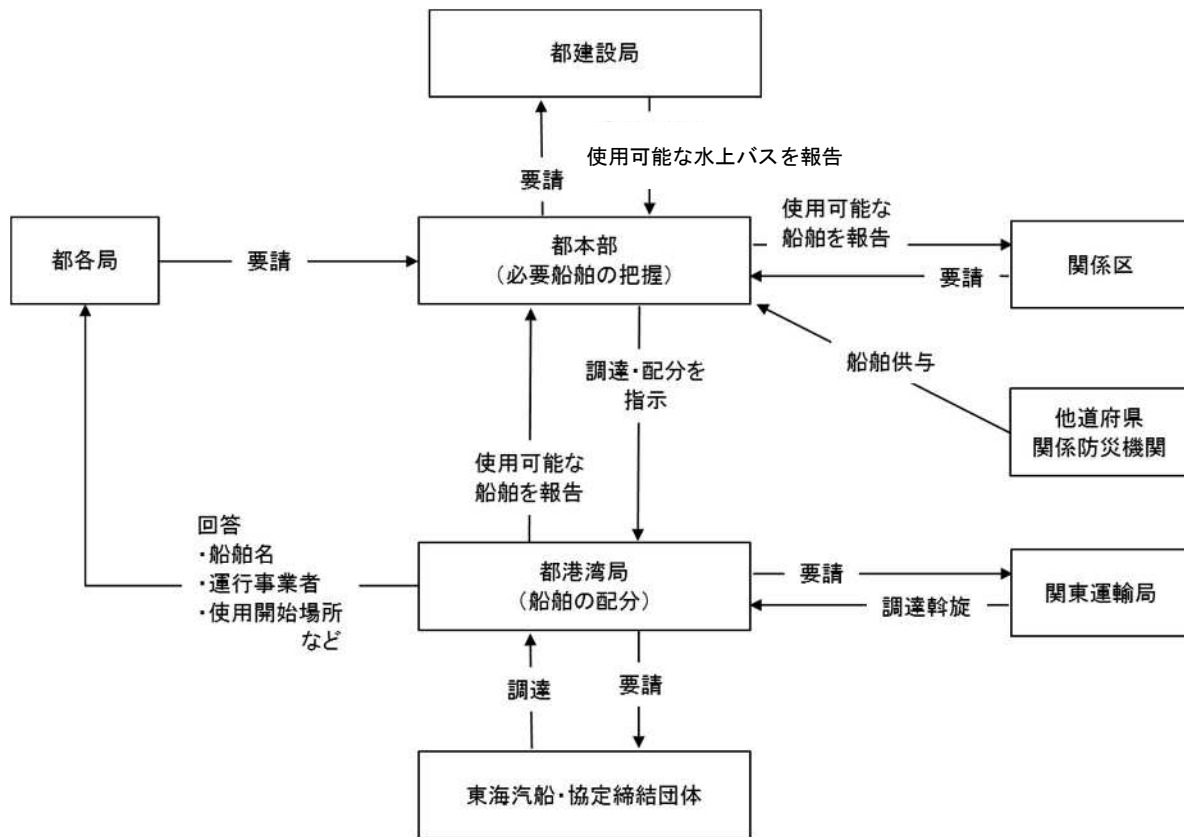
（別冊②協定参照）

7 船舶の確保

（１）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 船舶必要数を調整し、都建設局、都港湾局へ調達を指示
都 各 局	○ 都本部へ、物資の輸送及び人員の搬送等のため、必要船舶を請求
都 建 設 局	○ 使用可能な都建設局所有の水上バスを都本部に報告
都 港 湾 局	○ 船舶を調達・配分し、要請局へ回答する。 ○ 使用可能な船舶を都本部に報告
関 東 運 輸 局	○ 都港湾局の要請により、船舶を調達あっせんする。
関東地方整備局	○ 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶を確保されるよう努める。

（２）業務手順



（３）詳細な業務内容

ア 調達

＜都＞

- 都建設局は、使用可能な都建設局所有の水上バスを都本部へ報告する。
- 都港湾局は、東海汽船や協定締結団体から使用可能な船舶を把握し、都本部へ報告する。
- 都本部は、他道府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都本部へ報告する。
- 都港湾局は、これらの船舶を把握し、いつでも調達できるよう確保する。
- 都港湾局は、船舶に不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議の上、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な船舶を確保する。

＜関東運輸局＞

- 都本部の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。

＜関東地方整備局＞

- 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶が確保されるよう努める。
(資料第●●「都各局舟艇保有状況」別冊①資料P●●)
- (資料第●●「調達あっせん対象船舶一覧表」別冊①資料P●●)

《関係区》

- 都本部へ物資の輸送及び人員の搬送のため、必要船舶を請求する。

イ 配分

《都各局》

- 都各局は、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都本部に対し、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示の上、必要船舶を請求する。

《都本部》

- 調達した船舶数及び各局の用途別配分船舶数を都港湾局に通知するとともに、各局への配分を指示する。
- 他道府県及び関係防災機関から都に供与された船舶についても、都本部が都港湾局へ指示し、配分させる。

《都港湾局》

- 都本部の指示に基づき、船舶を各局へ配分し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を要請局に回答する。
- 他道府県及び関係防災機関から都に供与された船舶についても、都港湾局が配分する。

ウ 荷役の確保

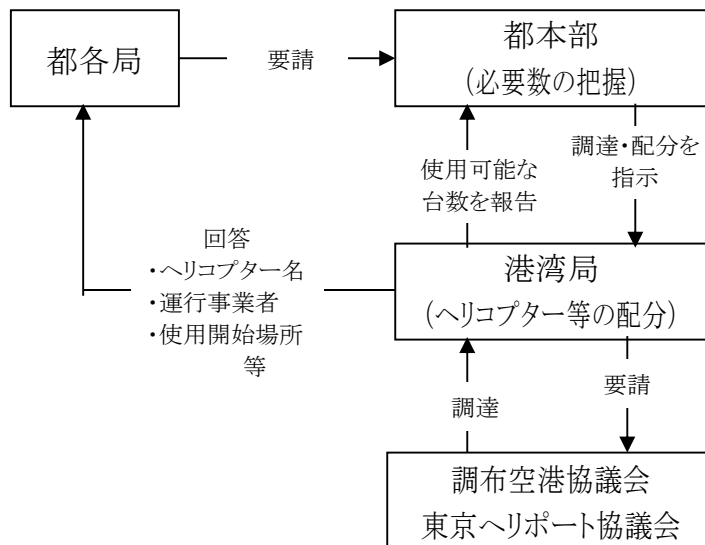
- 都港湾局は、支援物資受入れのため必要な荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。
- 依頼を受けた関係団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、荷役に必要な態勢を整える。
- 都港湾局は、荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置・運営について、関係団体に協力する。

8 ヘリコプター等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 都本部へ必要数を請求
都 本 部	○ ヘリコプター等の必要数を調整し、都港湾局へ調達を指示
都 港 湾 局	○ ヘリコプター等を調達・配分し、要請局へ回答
都 福 祉 保 健 局	○ 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送、その他人員物資等の搬送業務に必要なヘリコプターの調達

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア 調達

《都港湾局》

- 都各局が必要とするヘリコプター等について、都本部の指令を受け、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会との協定に基づき、調達する。
- 調達したヘリコプター等の数を都本部に報告する。

《都福祉保健局》

- 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送、その他人員物資等の搬送業務に必要なヘリコプター等は、日本救急医療財団との協定に基づき、同財団が別途協定を締結した航空会社から調達する。

イ 配分及び離着陸

- 都本部は、各局の用途別必要数を都港湾局に通知するとともに、都港湾局へ各局への配分を指示する。
- 都港湾局は、自ら調達したヘリコプター等を、都本部の指示に基づき都各局に対して適宜配分し、機種、機体番号、運航事業者、使用開始場所等を要請局に回答する。
- 都各局は、東京ヘリポート又は東京都調布飛行場を使用するときは、都港湾局へ施設の使用を申請する。他の施設を使用するときは、都本部の指示を仰ぎ使用する。

なお、東京航空局により航空保安業務の提供が行われている空港を使用する場合については、東京航空局と調整を実施する。

(警視庁、東京消防庁、自衛隊等のヘリコプターの活用については、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」参照)

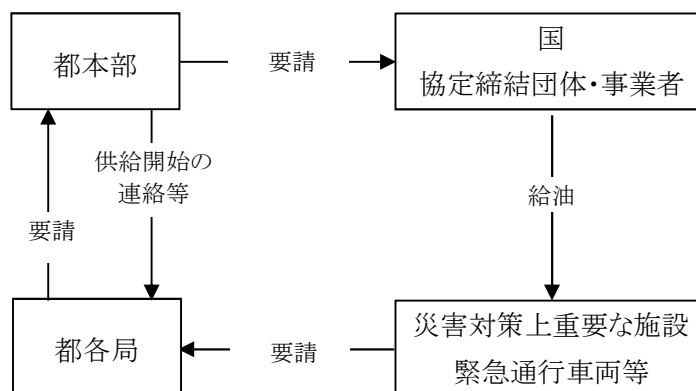
(資料第●●「ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ」別冊①資料P●●)

9 燃料の供給

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 国との連絡調整 ○ 都内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、石油連盟等に提供する。
石 油 連 盟 東京都石油業協同組合 東京都石油商業組合 石油製品販売事業者	○ 協定に基づき、災害対策上特に重要な施設や緊急通行車両等に対し、給油を行う。
給 油 対 象 施 設	○ 給油の要請、給油作業への協力を行う。

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

- 給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者等は、まずは、平時の取引先に給油を依頼する。
- 平時の取引先での給油調達が不可能な場合、都各局を経由し、都本部へ要請する。
- 都本部は、各局からの要請に基づき、協定締結団体・事業者に給油を要請する。
- 都本部は、協定締結団体・事業者での給油調達が不可能な場合、国へ要請する。
- 協定に基づき、石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内すべての交通規制が解除されるまでの期間とする。

【復旧対策】

1 多様なニーズへの対応	4 生活用水の確保
2 炊き出し	5 市場の流通確保、消費者への情報提供
3 水の安全確保	6 物資の輸送

1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。

また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区市町村は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

都は、広域的見地から区市町村を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

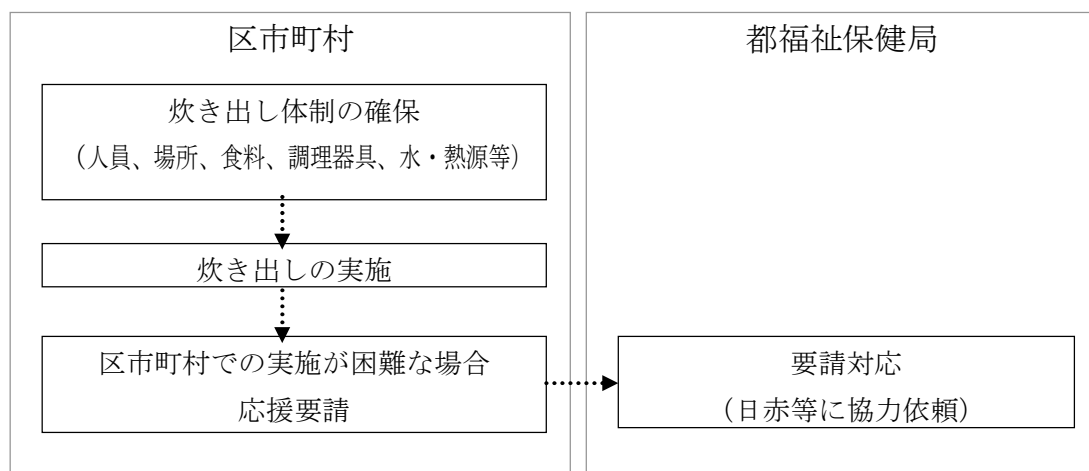
企業、団体からの大口の義援物資について、上記の体制の中で受入れを検討する。

2 炊き出し

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村長から炊き出しの要請に対応する。
区 市 町 村	○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

（２）業務手順



（３）詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 被災した区市町村長から炊き出しの要請があった場合、都福祉保健局は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。

《区市町村》

- 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- ボランティア・市民活動団体等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。
- 被災した区市町村において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。
- なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。

3 水の安全確保

（１）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局 区・保健所設置市	○ 状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているか確認を行う。 ○ 住民への消毒薬の配布及び消毒の確認並びに飲料水の消毒指導を行う。
市 町 村 (保健所設置市を除く)	○ 飲料水の消毒を行う。

（２）業務手順

【水の安全確保に都の業務】



（３）詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 区市町村からの要請に応じ、消毒薬の配布を行う。
また、保健所設置市を除く多摩地域における残留塩素の確認等を行う。
- 「環境衛生指導班」を編成し、以下の活動を行う。
 - ・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
 - ・ 都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
 - ・ 都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

《区・保健所設置市》

- 区（市）は「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
- 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。
- ライフライン復旧後、住民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

《市町村》

- 市町村は都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。
- 保健所設置市を除く多摩地域においては、環境衛生指導班が、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

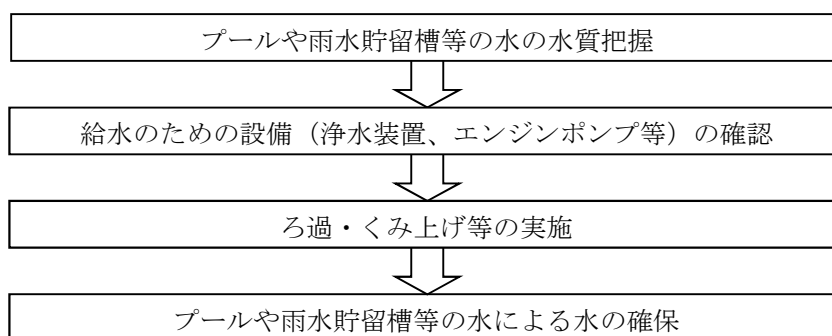
- ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

4 生活用水の確保

（１）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 避難場所・避難所における生活用水の確保
都 民 ・ 事 業 者	○ 事業所・家庭等における生活用水の確保

（２）業務手順



（３）詳細な取組内容

《区市町村》

（避難場所における対応）

- 雨水貯留槽、非常災害用井戸等によって生活用水を確保する。

（避難所における対応）

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、非常災害用井戸等で確保した水を使用する。

《都民・事業者》

（事業所・家庭等における対応）

- 上水機能に支障が発生している場合には、くみ置き、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保する。

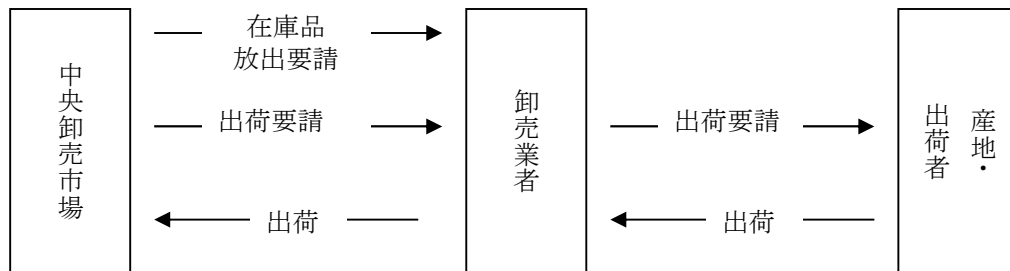
5 市場の流通確保、消費者への正確な情報提供

（１）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 中 央 卸 売 市 場	○ 生鮮食料品価格の安定を図る。
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 物資流通に係る情報を提供

機 関 名	対 策 内 容
関 東 農 政 局	○ 応急用食料・物資調達に係る情報を提供
関 東 経 済 産 業 局	○ メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し、出荷を要請

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

《都中央卸売市場》

- 流通量の確保を図るため、卸売業者等に対して、在庫品の放出を要請するとともに、卸売業者を通じて産地・出荷者に対し出荷要請を行う。
- 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、場内関係業者と協議調整の上、販売方法の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。

《都生活文化スポーツ局》

- 消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、適切に情報提供を行う。

《関東農政局》

- 都から応急用食料・物資調達に関して要請を受けた場合、速やかに農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。

《関東経済産業局》

- 生活必需品等の流通確保のため、メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し、出荷要請をする等の協力体制を整備する。

6 物資の輸送

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点等に輸送 ○ 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。

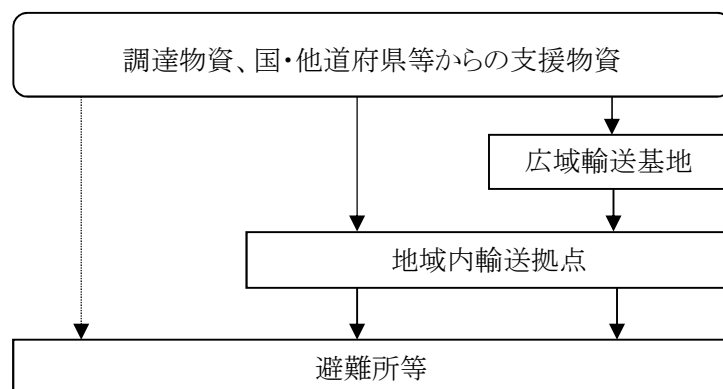
機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局 都 産 業 労 働 局 都中央卸売市場	○ 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送
区 市 町 村	○ 区市町村の地域内輸送拠点から避難所等へ物資を輸送

※ 広域輸送基地の開設及び輸送車両については、本章第5節の応急対策「3 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分」P●●及び「6 輸送車両の確保」P●●を参照

（２）業務手順

- 調達物資の輸送
 - ・ 調達した食料及び生活必需品等は、広域輸送基地又は区市町村が指定する地域内輸送拠点等へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
 - ・ 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。
- 国・他道府県等からの応援物資の輸送
 - ・ 他道府県等から陸上輸送による応援物資等は、広域輸送基地又は区市町村が指定する地域内輸送拠点等へ、他道府県等の協力を得て輸送する。
 - ・ 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。
- 海上輸送
 - ・ 陸上輸送することが困難な場合、又は大量の物資が必要な場合は、被災状況や道路啓開状況を踏まえ、都港湾局が海上輸送基地を決定する。
 - ・ ふ頭内での滞留物資は、港湾施設の上屋やヤードで一時保管後、地域内輸送拠点へ輸送する。

【陸上搬送概念図】



※被害や物資の状況により、避難所へ輸送する場合もある。

(3) 詳細な業務内容

《都本部》

- 区市町村が指定した地域内輸送拠点を把握する。
- 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、多摩広域防災倉庫、トラックターミナル等を活用し、区市町村の指定する地域内輸送拠点等に輸送する。
- 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性がある物資は、あらかじめ協力依頼している民間倉庫等を活用し、一時保管する。
- 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、区市町村の指定する地域内輸送拠点等まで輸送し、引き渡す。
- 交通途絶のために孤立した被災者に対しては、必要に応じて船舶等による水上、海上輸送、ヘリ、無人航空機等による空中輸送を実施する。

《都福祉保健局》

- 区市町村が指定した地域内輸送拠点を把握する。
- 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、トラックターミナル等（トラックターミナルに置ききれない生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等）を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- 調達した物資は、トラックターミナル等を一時積替基地として活用し、調達業者、民間物流事業者等の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。トラックターミナル等に置ききれない生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。
- トラックターミナル等における物資の仕分・搬出作業は、あらかじめ協力依頼している物流事業者等が行うものとする。

《都生活文化スポーツ局》《都産業労働局》《都中央卸売市場》

- 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。

《区市町村》

- 区市町村が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 地域内輸送拠点を指定し、都総務局に報告する。
- 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。
(資料第●●「物資拠点一覧」別冊①資料 P●●)
- (資料第●●「都備蓄倉庫一覧」別冊①資料 P●●)

※ 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、本章第 5 節の応急対策「1 備蓄物資の供給」P●●と同様に行う。

第 12 章 放射性物質対策

本章における対策の基本的考え方

○ 放射性物質対策における基本的考え方

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、都は、都民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220 km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、都民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

本章では、放射性物質対策について、都の初動態勢と都民の不安の払拭と安全の確保を図るために、迅速・正確な情報提供、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示す。

○ 現在の対策の状況

都は、地域防災計画原子力災害編において原子力緊急事態に関する対応を、大規模事故編において核燃料物質等の運搬中の事故に関する対応を定めてきた。

また、東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害の態様と都内の状況を踏まえ、都民の不安の払拭に向けて、空間放射線の測定を行うなど迅速かつ臨機応変に対処した。

○ 課題

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

また、都民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報を提供し、問い合わせに対応する窓口を整備する等の対策を講じる必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 関係局の役割分担を明確化し、都の体制を整備
 - <到達目標> 円滑かつ的確に対応できる都の体制を構築
- ・ 都民の不安払拭のための情報提供策の構築
 - <到達目標> 適切な情報提供等により都民の不安を払拭

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり。

第 1 2 章 放射性物質対策

第 1 節 現在の到達状況

- 福島第一原子力発電所の事故による放射性物質等の影響について、関係部署が連携し対応
- 都民の不安払拭に向け、放射線測定や情報提供等を実施
 - ・ 都有施設等における放射線測定・放射性物質検査等
 - ・ 測定・検査した放射線量等をホームページで公表

第 2 節 課 題

- 福島第一原子力発電所事故への対応の教訓を踏まえ、今後同様の事態が発生した場合に、より円滑に対応できる体制の構築が必要
- モニタリング結果や相談窓口の設置等の都民への情報提供を講じることが必要

第 3 節 対策の方向性

- 関係局の役割分担を明確化し、都の体制を整備
- 都民の不安払拭のための情報提供策の構築

第 4 節 到達目標

- 円滑かつ的確に対応できる都の体制を構築
- 適切な情報提供による都民の不安を払拭

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

○ 情報伝達体制の整備

- ・ 放射能対策チームの設置準備

○ 都民への情報提供等

- ・ 情報提供体制整備
- ・ 原子力防災の普及啓発

○ 放射線等使用施設の安全化（再掲）

- ・ 安全体制の整備
- ・ 安全予防対策

地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内

○ 情報連絡体制

- ・ 放射能対策チームの設置

○ 都民への情報提供等

- ・ モニタリング等の実施
- ・ モニタリング等の結果の公表

○ 放射線等使用施設等（再掲）

- ・ 放射線等施設の応急措置
- ・ 核燃料物質等運搬中の事故対応

地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途

○ 保健医療活動

- ・ 健康相談に関する窓口設置等
- ・ 被ばく線量等の測定

○ 放射性物質への対応

- ・ 状況に応じ除染等を実施

○ 風評被害への対応

- ・ 農林水産物等の放射性物質の検査
- ・ 国内外へ安全性を PR

第1節 現在の到達状況

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は以下のとおりとなっている。

1 都有施設等における放射線測定・放射性物質検査等

放射性物質の飛散に対処するため、各部署が適切に対応するとともに、都民の健康不安を払拭するために、大気中の空間放射線量について、日常的な定点観測等を実施した。

また、風評被害の払拭に向け農林水産物や工業製品の放射能測定の実施や、東京港のコンテナふ頭の大気、港内の海水、コンテナの抜き取りによる放射能測定の実施や輸出コンテナの表面検査等を実施した。

- ・ 8箇所モニタリングポストによる空間放射線量の測定
- ・ 地表土から高さ1mの空間放射線量測定
- ・ 都内100箇所の空間放射線量測定
- ・ 都内山間部における空間放射線量測定
- ・ 島しょ地域の空間放射線量測定
- ・ 降下物の放射性物質検査
- ・ 土壌中の放射性物質検査
- ・ 海水（海水浴場）の放射性物質検査
- ・ 都内流通食品の放射性物質検査
- ・ 都有施設における局所的な放射線量の調査
- ・ 工業製品の表面検査、放射性物質検査
- ・ 各コンテナふ頭の大気・港内の海水、輸出コンテナ表面検査
- ・ 水道水の放射性物質検査
- ・ 浄水場原水等の放射性物質検査
- ・ 下水汚泥焼却灰等に含まれる放射性物質検査

2 都民への正確な情報提供等

放射能に関する都民の相談等について、専用の窓口や保健所において相談を実施するとともに、ホームページ上にQ&A集を掲載する等、都民のニーズにあった情報提供を実施した。

第2節 課題

1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

2 都民への情報提供策の構築

科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供、農林水産物の安全性の確保、出荷制限等に関する情報の提供、問合せに対応する窓口の整備など、都民への情報提供策を講じることが必要である。

第 3 節 対策の方向性

1 関係局の役割分担の明確化

これまでに各局でとられた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる都の体制を構築する。

2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、都民の不安払拭のための情報提供策を構築する。

第 4 節 到達目標

1 円滑かつ的確に対応できる都の体制を構築

放射性物質等による影響が生じた際に、都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チームを設置し、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う等、都各局が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築する。

2 適切な情報提供による都民の不安を払拭

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気、農林水産物、浄水場浄水等の放射線量を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、都民に対する正確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

1 情報伝達体制の整備	3 放射線等使用施設の安全化
2 都民への情報提供等	

1 情報伝達体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

都は今後、都内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、本章第5節「応急対策」P●●を参照）。

2 都民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

- 国や区市町村との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。
- 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - ・ 原子力施設の概要に関すること。
 - ・ 原子力災害とその特性に関すること。
 - ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。
 - ・ 緊急時に住民が取るべき行動に関すること。
- 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。
- 都及び区市町村の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3 放射線等使用施設の安全化（再掲）

（1）対策内容と役割分担

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）（※）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

※ RI（ラジオ・アイソトープ）

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都 総 務 局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議
都 福 祉 保 健 局	
都 産 業 労 働 局	○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進

（2）詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- RI 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4 人を 1 班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

《都総務局》《都福祉保健局》《都産業労働局》

- RI による、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
- 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。

（資料第●●「RI 規制法対象の事業所数」別冊①資料 P●●●）

（第 2 部第 3 章「安全な都市づくりの実現」P●●●参照）

【応急対策】

1 情報連絡体制	3 放射線等使用施設の応急措置
2 都民への情報提供等	4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

1 情報連絡体制

(1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる都の体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 放射能対策チーム等を設置

(2) 詳細な取組内容

ア 都災害対策本部を設置した場合

- ・ 都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チーム（以下、「対策チーム」という。）を設置する。
- ・ 対策チームでは、都各局が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

（構成メンバー）

都政策企画局、都総務局、都財務局、都環境局、都福祉保健局、都産業労働局、都中央卸売市場、都港湾局、都水道局、都下水道局ほか

- ・ 対策チームの事務は都総務局が掌理する。

イ 都災害対策本部を設置しない場合

- ・ 放射能対策連絡調整会議を設置する。
- ・ 機能は上記対策チームと同様とする。

2 都民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 都 政 策 企 画 局	○ 正確な情報提供・広報
都 環 境 局	○ 大気環境測定局で得られた気象データの提供 ○ 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都 福 祉 保 健 局	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都 産 業 労 働 局	○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査
都中央卸売市場	○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
都 水 道 局	○ 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都 下 水 道 局	○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーの測定、情報提供
区 市 町 村	○ 放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表

（２）詳細な取組内容

《都総務局》《都政策企画局》

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における都民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、都民に対する情報提供・広報を迅速かつ正確に行う。
- 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。
- 各防災機関の広報活動方法は、東京都地域防災計画大規模事故編第 3 部第 2 章第 4 節「災害時の広報及び広聴活動」に定めるところによる。

《都環境局》

- 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。
- 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。

《都福祉保健局》

- 原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。

- 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。

《都産業労働局》

- 都内産農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供

《都中央卸売市場》

- 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が出荷制限等を指示した食品及び生産地自治体が出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM（※））を通じて、市場関係事業者へ周知し、市場内での流通・取引を防止する。

※SQM（セイフティ&クオリティ・マネージャー）

市場内の自主的衛生管理等の推進役・食品危害発生時の連絡調整役

《都水道局》

- 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定した結果を公表するとともに、流域水道事業体の状況等について情報収集を実施する。

《都下水道局》

- 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表する。

3 放射線等使用施設の応急措置（再掲）

（1）対策内容と役割分担

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命じることができる。

（資料第●●「RI 規制法対象の事業所数」別冊①資料P●●）

機 関 名	対 策 内 容
東 京 消 防 庁	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都 福 祉 保 健 局	○ RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施
区 市 町 村	○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

（２）詳細な取組内容

《東京消防庁》

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
 - ・ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

《都福祉保健局》

- RI 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4 人を 1 班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

《区市町村》

- 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難の指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

（第 2 部第 3 章「安全な都市づくりの実現」P●●参照）

4 核燃料物質輸送車両等の応急対策（再掲）

（１）対策内容と役割分担

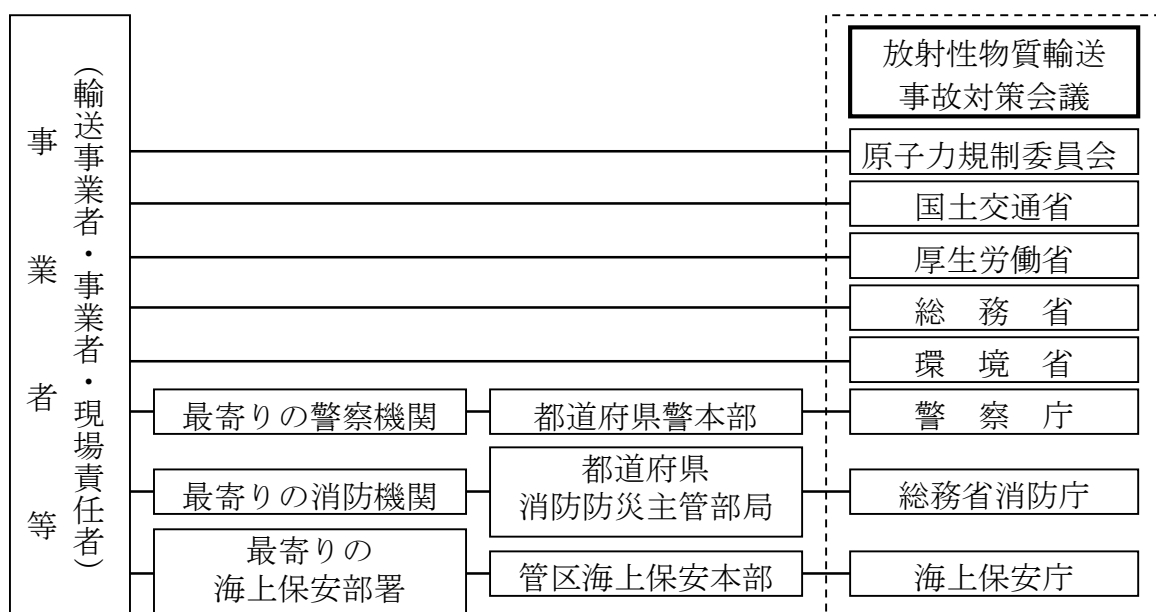
- 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和 58 年 11 月 10 日設置）において安全対策を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
原子力規制委員会 国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○ 派遣係官及び専門家の対応

第12章 放射性物質対策
第5節 具体的な取組 <応急対策>

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東 京 消 防 庁	○ 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都 総 務 局	○ 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○ 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 ○ 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事 業 者 等	○ 関係機関への通報等、応急の措置を実施 ○ 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
区 市 町 村	○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

《原子力規制委員会》《国土交通省》《厚生労働省》《総務省》《環境省》《警察庁》《総務省消防庁》《海上保安庁》

- 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。
 - ・ 事故情報の収集、整理及び分析
 - ・ 関係省庁の講ずべき措置
 - ・ 係官及び専門家の現地派遣
 - ・ 対外発表
 - ・ その他必要な事項
- 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。
- 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。
- 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

《警視庁》

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

《東京消防庁》

- 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

《都総務局》

- 事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講じる。

《第三管区海上保安本部》

- 事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。措置を実施するために必要な体制を整備する。
- 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行う。

《事業者等》

第 12 章 放射性物質対策

第 5 節 具体的な取組 <応急対策>

- 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講じる。
- 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

《区市町村》

- 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難の指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡
- (第 2 部第 3 章「安全な都市づくりの実現」P●●●参照)

【復旧対策】

1 保健医療活動	3 風評被害への対応
2 放射性物質への対応	

1 保健医療活動

(1) 役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局 東京 都 立 病 院 機 構	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定
区 市 町 村	○ 健康相談に関する窓口の設置 ○ 外部被ばく線量等の測定

(2) 詳細な取組内容

＜都福祉保健局＞＜東京都立病院機構＞

- 放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定を実施する。
- 都の体制では不足が見込まれる場合は、災害拠点病院等に対し、実施を要請する。

＜区市町村＞

- 住民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

2 放射性物質への対応

(1) 役割分担と対策内容

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局 区 市 町 村	○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

(2) 詳細な取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

3 風評被害への対応

(1) 役割分担と対策内容

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

機 関 名	対 策 内 容
都 産 業 労 働 局	○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施するとともに、都民に対して情報提供 ○ 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力を PR ○ 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性の PR に努める。
都中央卸売市場	○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 ○ 卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性の PR 及び正確な情報の提供
都 港 湾 局	○ 貿易相手国等に対して東京港の安全性を PR

(2) 詳細な取組内容

《都産業労働局》

- 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施して検査結果を公表することで、風評被害の防止に努めるとともに、消費者に対して正確な情報提供を行い、都民の安全・安心の確保に努める。
- 外国人旅行者を回復・増加させるため、海外の有力メディアや旅行事業者等に対して、旅行目的地としての東京の安全性や魅力を積極的に PR する。
- 都内中小企業が海外との商取引において、工業製品の放射線検査証明が求められる場合、東京都立産業技術研究センターに協力要請して、放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性の PR に努める。

《都中央卸売市場》

- 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が出荷制限等を指示した食品及び生産地自治体が出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者にも周知し、市場内での流通・取引を防止する。
- 卸売市場に出荷された生鮮食料品について、産地支援イベントを開催し、安全性を PR するとともに、放射性物質に関する正確な情報提供などを行う。

《都港湾局》

- 必要に応じて東京港における放射性物質検査を実施することにより、安全性を確認して正確な情報提供を行い、風評被害の防止に努める。

第13章 住民の生活の早期再建

本章における対策の基本的考え方

○ 住民の生活の早期再建に向けた基本的考え方

震災後の都民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した都民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

本章では、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の供給、応急修理の実施、災害用トイレ及びし尿処理体制、災害廃棄物処理等の都民の生活再建についての対策を示す。

○ 現在の対策の状況

都はこれまで、罹災証明書の迅速な交付に向けて、区市町村への被災者生活再建支援業務に係るシステムの導入を推進するとともに、人材育成に向けた研修及び訓練を実施してきた。

また、応急仮設住宅の早期供給等に向けては、民間賃貸住宅の活用を含め、実施体制の確保を進めてきた。

さらに、発災時の下水道機能の確保に向け、施設の耐震化と災害用トイレ及びし尿処理体制の確保を進めてきた。災害廃棄物の処理については、東京都災害廃棄物処理計画を策定し、発災後に取り組む事項や手段等を定めている。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」では、約8万棟の建物が全壊し、約20万棟の建物が半壊するほか、上下水道の被害や、約300万人の避難者が想定されている。また、災害廃棄物については3,164万トンが発生するとされている。

こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、罹災証明書の交付を迅速に行う体制を整備するとともに、応急仮設住宅供与等の体制整備や、下水道機能の確保、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 生活再建対策の早急な実施
 - ＜到達目標＞ 生活再建のための「罹災証明書」交付手続き等の迅速化、応急仮設住宅供与等の体制の構築
- ・ 災害用トイレの確保、し尿処理への備え
 - ＜到達目標＞ 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
- ・ ごみの集積場所及び災害廃棄物の仮置場と最終処分場の確保
 - ＜到達目標＞ ごみ、災害廃棄物の広域処理体制の構築

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり。

第 13 章 住民の生活の早期再建

第 1 節 現在の到達状況

- 被災者の生活再建対策
 - ・ 罹災証明書交付に向けたガイドラインを策定
罹災証明書交付のシステム化が 55 区市町村で進捗（令和 5 年 4 月時点）
 - ・ 応急的な住宅確保の体制構築
- トイレの備蓄及びし尿処理
 - ・ 災害用トイレの備蓄、し尿処理車の保有
- ごみ処理、災害廃棄物処理
 - ・ 災害廃棄物の処理可能量（2 年間）：年間 134 万トン

第 2 節 課 題

- 膨大な建物被害により、罹災証明書の交付、応急的な住宅の確保が滞る可能性
- 下水道機能の確保が必要
- 災害廃棄物処理の仮置場や最終処分場が必要

第 3 節 対策の方向性

- 発災時の住家被害認定調査から罹災証明書交付までの業務の実効性向上に向けた体制整備
- 民間賃貸住宅の活用等による生活再建対策の早期化
- 災害用トイレの確保、し尿処理への備え
- ごみ、災害廃棄物の仮置場と最終処分場の確保

第 4 節 到達目標

- 生活再建のための「罹災証明書」交付手続き等の迅速化
- 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
- ごみ、災害廃棄物の広域処理体制の構築

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

○ 生活再建のための事前対策

- ・ 応急危険度判定員の養成、被害家屋調査員の確保等
- ・ 罹災証明書交付に向けた実施体制構築
- ・ 義援金配分の事前準備
- ・ 応急的な住宅確保の体制・仕組み構築

○ トイレの確保及びし尿処理

- ・ 災害用トイレの備蓄、し尿等収集体制の整備

○ ごみ処理、災害廃棄物処理事前対策

- ・ 迅速な処理体制の整備

地震直後の行動（応急対策） 発災後 72 時間以内

○ 生活再建のための応急・復旧対策

- ・ 応急危険度判定、家屋被害認定調査等
- ・ 罹災証明書の交付準備・交付
- ・ 応急的な住宅確保等
- ・ 被災者の生活相談等の支援
- ・ 義援金の募集・受付

○ トイレ確保及びし尿処理

- ・ 速やかな災害用トイレの確保、し尿処理

○ ごみ処理、災害廃棄物処理

- ・ 広域処理体制を確保し、迅速に処理を実施

地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途

○ 生活再建のための応急・復旧対策（継続）

- ・ 応急危険度判定、家屋被害認定調査等
- ・ 罹災証明書の交付準備・交付
- ・ 応急的な住宅確保等
- ・ 被災者の生活相談等の支援
- ・ 生活再建資金援助、義援金の配分等
- ・ 中小企業等への融資、応急金融対策等

○ し尿処理

- ・ し尿の広域処理の調整等

○ ごみ処理、災害廃棄物処理

- ・ ごみ・災害廃棄物の広域処理の調整、最終処分場の調整等

第1節 現在の到達状況

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期発行が可能となる、被災者生活再建支援業務に係るシステムの導入が区市町村において進捗している。

また、災害発災時の被災者生活の早期再建に資するため、都と区市町村が一体となった基本的な方針の確立や業務フローなどを定めたガイドラインを策定している。

義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。

さらに、民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅など応急仮設住宅の早期確保については、各種関係団体等と協定を締結しており、実務に係る具体的な業務体制の検討を進めている。合わせて、広域的な自治体間の応援体制の構築を進めることとしている。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

全国知事会や九都県市等との災害用トイレの広域応援の協定を締結している。区市町村においては、災害用トイレを備蓄している。

(資料●●「災害用トイレの分類と備蓄等状況」別冊①資料P●●)

3 ごみ処理、災害廃棄物処理

非常災害に伴う大量の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定した。

また、計画の実効性を高めるため、マニュアルを策定するとともに、区市町村や民間事業者との連携などに取り組んでいる。

第2節 課題

【被害想定（都心南部直下地震）】

被害項目	想定される被害
建物被害棟数	約 82,200 棟（全壊）、約 207,300 棟（半壊） 約 118,800 棟（焼失）
災害廃棄物の推定発生量	約 3,164 万トン、約 3,550 万 m ³
避難人口	約 300 万人（避難生活者数は約 200 万人）
上水道の断水率	最大 26.4%
下水道管きょ被害率	最大 4.3%（多摩東部直下地震）

1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

罹災証明書は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に発行する必要がある。

また、建物被害棟数が膨大になることが想定されるため、住家被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。

また、被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

さらに、過去の震災時には、住家被害（全壊・半壊・全焼戸数）の2、3割分の応急仮設住宅が提供されており、同様に想定する場合、応急的な住宅対策に係る事務等をできるだけ迅速化する必要がある。

2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題

下水道は4.3%の下水道の被害が想定されている。復旧までの間を乗り切るため、被災後の災害用トイレの確保に向けた手続きを講じる必要がある。

また、都内は下水道整備地域が多いため、し尿収集車の保有台数が少ない。

3 大量の災害廃棄物の処理に向けた課題

最大で約 3,164 万 t が発生する災害廃棄物を処理するためには、東京都災害廃棄物処理計画に掲げた基本方針などに則って処理する必要がある。

また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、電気や水道の復旧が必要である。それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。

第3節 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

「罹災証明書」の交付については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、都と東京消防庁と区市町村との情報（固定資産関連情報、住家被害認定調査結果、住民基本台帳等）を連係させるシステム導入による、事前準備・対策が欠かせない。

被災者生活再建支援業務に係るシステムによる、都内自治体共通の業務標準フローを構築するとともに、その標準フローに沿って業務を実現するための体制整備を推進していく。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

賃貸型応急住宅の早期供与に向けて、関係業団体等と協力し、住宅確保から入居まで適切かつ迅速に対応できる体制を構築する必要がある。

2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

下水道機能を確保するため、避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを進めるとともに、被害が発生した被災自治体に対して、災害用トイレを融通すること等により、避難所の災害用トイレの確保を図る。併せて、し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を行っていく。

3 区市町村との連携と人材育成

災害廃棄物の実施主体となる区市町村が、速やかに自区域内の災害廃棄物発生量を推計し、具体的な処理方法を検討できるよう、日頃から災害廃棄物に係る情報を共有するとともに、研修等により人材育成等を図る。併せて、区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に、支援を実施する。

第4節 到達目標

1 生活再建の迅速化

平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を着実に実施し、速やかに罹災証明書を交付するための体制を構築するとともに、デジタル技術を活用した業務迅速化に向け、都と区市町村で連携しながら検討を進めていく。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築する。

さらに、賃貸型応急住宅を迅速に供与できるようマニュアル等を整備し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、区市町村は、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。

都は、区市町村が備蓄している災害用トイレや保有しているし尿収集車が不足する場合、広域的な応援の調整を行い、生活環境の保持を図る。

3 災害廃棄物処理体制の構築

広域自治体として調整機能を果たす都が、国、都外自治体、民間業者等と平常時から連携を密にしていくことにより、非常時においても迅速に処理できる体制を構築する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 生活再建のための事前準備 | 4 災害廃棄物処理 |
| 2 トイレの確保及びし尿処理 | 5 災害救助法等 |
| 3 ごみ処理 | |

1 生活再建のための事前準備

(1) 対策内容と役割分担

都は、区市町村が実施する罹災証明発行手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

ア 応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保

機 関 名	対 策 内 容
都 都 市 整 備 局	○ 応急危険度判定員の確保（※1） ○ 被災宅地危険度判定士の確保（※2）

※1 応急危険度判定

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

※2 被災宅地危険度判定

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的として被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することをいう。

イ 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 都 主 税 局	○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○ 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整 ○ 区市町村に対する研修や訓練の実施 ○ 区市町村の応援要員の確保の検討 ○ 固定資産関連情報等に関し、区と調整
東 京 消 防 庁	○ 火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区市町村との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立
区 市 町 村	○ ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築 ○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施 ○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る情報収集等、連携体制の確立

ウ 義援金の配分事務

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 都 福 祉 保 健 局	○ 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任 ○ 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○ 義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認
区 市 町 村	○ 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続きを明確化

エ 建設型応急住宅に関する計画の策定

機 関 名	対 策 内 容
都住宅政策本部	○ 建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 ○ 建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討 ○ 規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ あらかじめ建設候補地を決定

(2) 詳細な取組内容

ア 応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保

- 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
- 応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、引き続き実員の確保を図っていく。
- 平成13年11月に区市町村が会員となり発足した「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」が毎年講習会を開催し、修了した者には判定士として知事が認定登録を行うなど、引き続き判定士の養成・確保に努めていく。
- 全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じた判定員の相互応援体制の整備を進めており、広域支援が可能となっている。

イ 罹災証明書の交付

《都総務局》

- 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。
- 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。
- 被災者生活再建支援業務に係るシステムのうち、都内区市町村が導入しやすい環境整備として構築した「被災者生活再建支援システム共同利用版」に関する調整及び合意形成を図る。
- 区市町村に対し、罹災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。
また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。
- 発災時に備え、事前に罹災証明書発行における必要人員数等の把握及び体制整備に向けた情報発信に努める。

《都主税局》《東京消防庁》《区市町村》

- 区市町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- 東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。
- 区市町村は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認

定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

- 区部は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。

ウ 義援金の配分事務

- 都は、義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続を明確にする。
- 区市町村は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

エ 建設型応急住宅に関する計画の策定

《都住宅政策本部》《区市町村》

- 区市町村は、あらかじめ、次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。
 - ・ 接道及び用地の整備状況
 - ・ ライフラインの状況（埋設配管）
 - ・ 避難場所などの利用の有無
- 都住宅政策本部は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくため、年1回区市町村から報告を求める。
- 都住宅政策本部は、区市町村から報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
- 都住宅政策本部は、発災後迅速に建設型応急住宅を着工できるよう、区市町村と連携して候補地における具体的な配置計画等を検討する。
- 都住宅政策本部は、国の基準や災害関連死対策の観点を踏まえ、入居者の孤立防止や団地・地域住民との交流に配慮し、規模に応じた集会室や談話室等の設置について検討する。

2 トイレの確保及びし尿処理

（1）対策内容と役割分担

災害用トイレを確保するとともに、区市町村が各避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進
都 福 祉 保 健 局	○ トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進 ○ し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施
都 下 水 道 局	○ 避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進 ○ し尿の受け入れ体制の整備 ○ 災害用トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）
都 教 育 庁	○ 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援
区 市 町 村	○ 災害用トイレの確保 ○ し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ○ 避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ○ 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）等への収集・運搬体制の確保等

（２）詳細な取組内容

ア 災害用トイレの確保

- 避難者 75 人（※） 当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
 ※ 過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）
- 《東京都》
- 関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進災害用トイレの需要と供給や、災害関連死対策の観点、女性・要配慮者等の視点を踏まえた総合的なトイレ対策の推進
- 《区市町村》
- 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保
 - 強固な構造や防犯性、利用者の利便性にも配慮
 - 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
 - 要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進

《事業所及び家庭》

- 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄
- 水のくみ置き等により生活用水を確保

イ 災害用トイレの普及啓発

- 区市町村や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。
（資料●●「災害用トイレの分類と備蓄等状況」別冊①資料P●●）

3 ごみ処理

（1）対策内容と役割分担

大量に発生するごみの処理は、区市町村を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築
都 総 務 局	○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進
区 市 町 村	○ ごみ処理に関する窓口 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化を促進するとともに不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保

（2）詳細な取組内容

- 都は、区市町村が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる資機材について、区市町村からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行うことで、不足分の確保を図る。
- 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体制の構築により、迅速な処理体制を実現する。
- 区市町村は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して各区市町村のマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

4 災害廃棄物処理

(1) 対策内容と役割分担

大量に発生する災害廃棄物の処理は、区市町村を実施主体として、必要に応じて都が支援して仮置場や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握 ○ 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物処理マニュアル」を策定 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施
都 総 務 局	○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な災害廃棄物処理体制につき、連携体制の構築推進
区 市 町 村	○ あらかじめ、仮置場所候補地を指定 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○ 各区市町村災害廃棄物処理計画及びマニュアルを策定すると共に国や都の動向等を踏まえ随時修正

5 災害救助法等

(1) 対策内容と役割分担

ア 災害救助法の適用

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区市町村に周知を徹底
区 市 町 村	○ 区市町村長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備

イ 激甚災害法の適用

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）（以下「激甚災害法」という。）に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底
都 各 局	○ 激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備
区 市 町 村	○ 区市町村長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備

（２）詳細な取組内容

ア 災害救助法の適用基準

（ア）災害が発生した段階の適用

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準は災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

（資料第●●「区市町村別災害救助法適用基準早見表」別冊①資料 P●●）

- 区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第 1 に定める数以上であること。
- 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第 2 に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第 3 に定める数以上であること。
- 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第 4 に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

（イ）災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。

イ 滅失世帯の算定基準

- 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼す

る等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

○ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

(ウ) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

(エ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

上記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

○ 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家とは、現実にはその建物を居住のために使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

ウ 激甚災害法の指定基準

(ア) 激甚災害指定基準

- 昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

(イ) 局地激甚災害指定基準

- 災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害（※）として指定すること等の基準は、昭和 43 年 11 月 22 日の中央防災会議にて定められた。
- 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

※ 激甚災害（激甚災害制度）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

【応急対策】

1 被災住宅の応急危険度判定	6 トイレの確保及びし尿処理
2 被災宅地の危険度判定	7 ごみ処理
3 家屋被害状況調査等	8 災害廃棄物処理
4 罹災証明書の交付準備	9 災害救助法等の適用
5 義援金の募集・受付	10 激甚災害の指定

1 被災住宅の応急危険度判定

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 都 市 整 備 局	○ 地震発生後10日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を実施

(2) 詳細な取組内容

- 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

【応急危険度判定の実施内容等】※社会公共施設等として応急危険度判定を行う公的住宅を除く。

判定対象住宅	判 定 の 実 施
民 間 住 宅	○ 区市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施 ○ 知事は、区市町村長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施 ○ 区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置 ○ 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請

判定対象住宅	判 定 の 実 施
都 営 住 宅 等	○ 都営住宅等の応急危険度判定は、主として都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施 ○ 都住宅政策本部及び都住宅供給公社所属の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員等が判定業務に従事 ○ 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請
都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	○ 都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の公的機関が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施

2 被災宅地の危険度判定

(1) 対策内容

- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。
- 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(2) 詳細な取組内容

ア 判定の実施

- 区市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 知事は、区市町村長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。
- 知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

イ 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

3 家屋被害状況調査等

(1) 対策内容と役割分担

都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、建物の被害状況を把握する。

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 建物の被害状況調査を行い、都本部に報告
都	○ 被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備
東 京 消 防 庁	○ 火災による被害状況調査を実施

(2) 詳細な取組内容

《区市町村》

- 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。

《都》

- 被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備する。
- 必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学及び他の地方公共団体に対して人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。

4 罹災証明書の交付準備

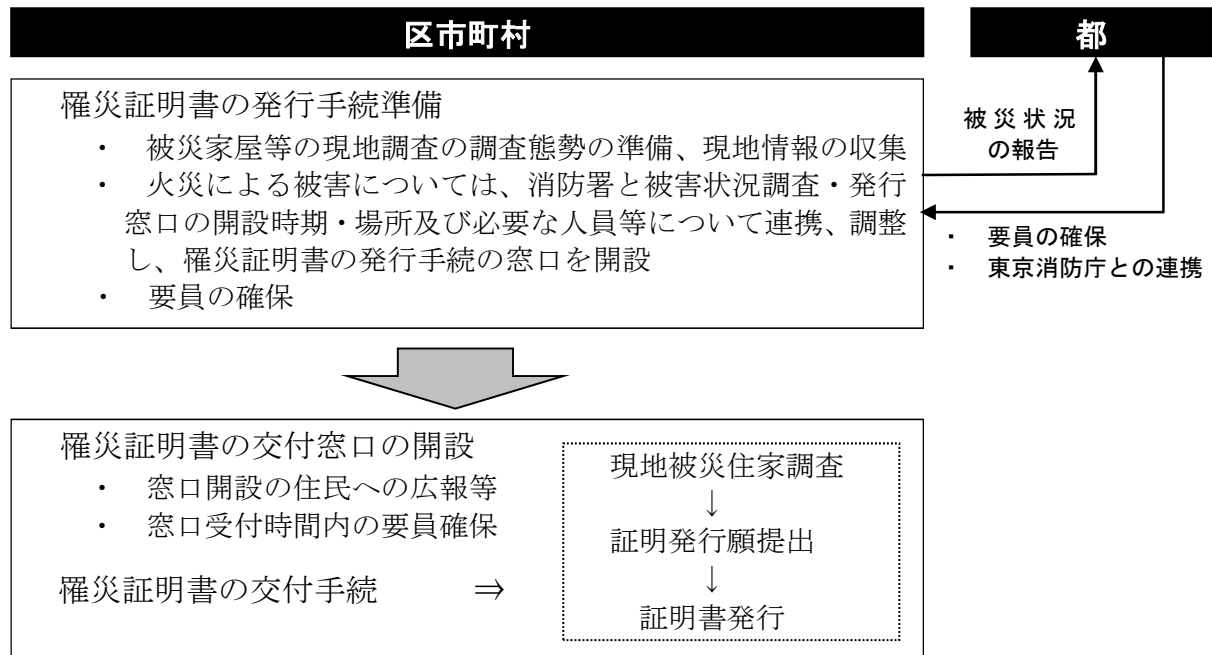
(1) 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施
東 京 消 防 庁	○ 火災による被害状況調査の実施に向けた区市町村との調整 ○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
区 市 町 村	○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築

機 関 名	対 策 内 容
	○ システム稼動に向けた準備や資機材を確保 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 ○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 区市町村が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施する。
- 共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行う。
- 住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行う。
- 住家被害認定調査や罹災証明書の交付手続事務に係る区市町村向け説明会を実施する。

《東京消防庁》

- 火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と連携を図る。
- 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために区市町村と必要な情報の共有を図る。

《区市町村》

- 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
- 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。
- 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために東京消防庁と必要な情報の共有を図る。

5 義援金の募集・受付

(1) 対策内容と役割分担

都、区市町村、日赤東京都支部等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有
区 市 町 村	○ 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有
日 赤 東 京 都 支 部	○ 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、区市町村等と情報を共有

(2) 業務手順

《都総務局》《都福祉保健局》《区市町村》《日赤東京都支部》

- 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。

(3) 詳細な取組内容

《都総務局》《都福祉保健局》

- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームペ

ージに掲載する等により、広く周知を図る。

《区市町村》

- 都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

《日赤東京都支部》

- 日赤東京都支部事務局、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。
- 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。
- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

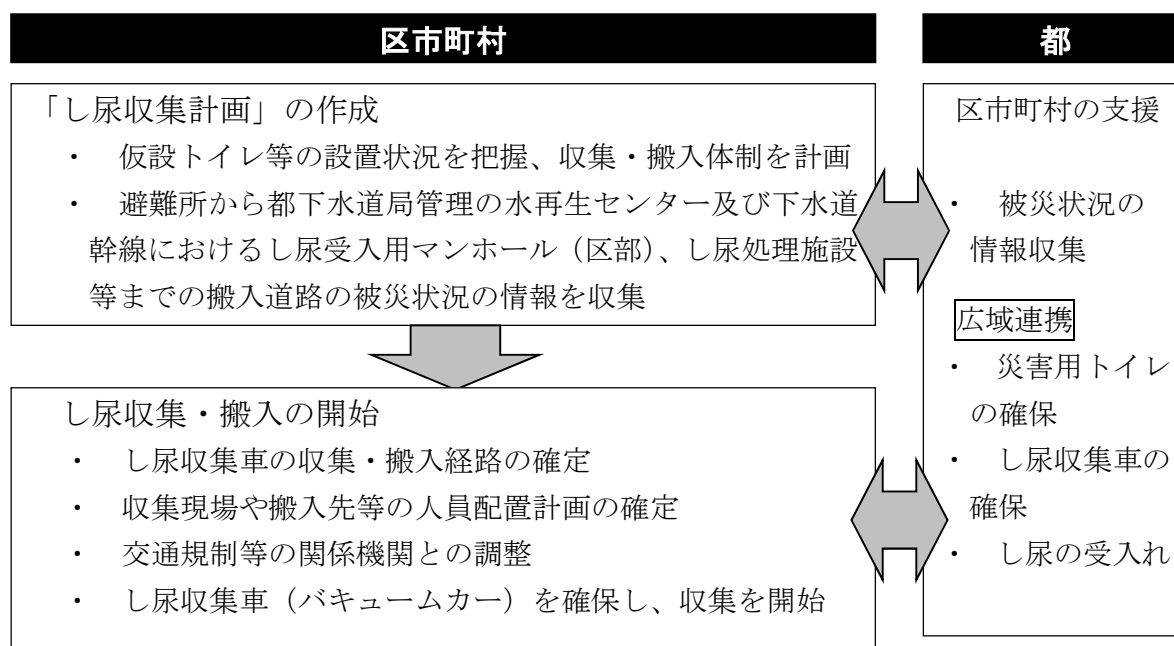
6 トイレの確保及びし尿処理

(1) 対策内容と役割分担

区市町村は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 災害用トイレに関する広域的な調整等
都 環 境 局	○ し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等
都 下 水 道 局	○ 水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）での、し尿の受入れ・処理
区 市 町 村	○ 仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画の策定、収集体制の整備 ○ 断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保 ○ 発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める。

(2) 業務手順



- 区市町村は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）、し尿処理施設等に搬入する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区市町村は、都に応援を要請する。
- 都は、区市町村からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。
- 都内ではし尿収集車保有台数が少ないことから、区部では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。

イ 避難所等における対応

(ア) 避難場所における対応

- 雨水貯留槽、非常災害用井戸等によって生活用水を確保
- 下水道機能を確保するため、避難場所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区市町村は備蓄した組立てトイレ等により対応する。

(イ) 避難所における対応

- 下水道機能を確保するため、避難所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区市町村は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- 発災後4日目からは、区市町村は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、区市町村は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(ウ) 事業所・家庭等における対応

- 上水機能に支障が発生している場合には、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

7 ごみ処理

(1) 対策内容と役割分担

ごみ処理は、区市町村の被災状況や要請を踏まえ、都も収集・運搬機材等の確保を協力して行うなど広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都 総 務 局	○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議
区 市 町 村	○ 所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定

(2) 業務手順

- 区市町村は、各自治体で策定する「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って可能な限り主体的に対応する。

(3) 詳細な取組内容

《都環境局》

- 区市町村から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施する。
- 区市町村の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、地方公共

団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び他府県や関係業界団体への応援要請及び調整を行う。また、区市町村が対応できず住民の生活環境保全上の支障が生じうる場合は、区市町村の支援要請に応じて、災害廃棄物の撤去に対して自衛隊の支援を求めるものとする。さらに、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による人的支援・人材育成に努める。

《区市町村》

- 可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

8 災害廃棄物処理

（1）対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、区市町村の被災状況や委託要請を踏まえ、都も仮置場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、処理主体である区市町村が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置し、関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集、把握 ○ 区市町村の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請
都 建 設 局	○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告
都 総 務 局	○ 都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議
区 市 町 村	○ 各区市町村の災害廃棄物処理計画及びマニュアルに沿って対応 ○ 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、仮置場や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定

(2) 業務手順



(資料第●●「災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ」別冊①資料P●●)

(3) 詳細な取組内容

ア 災害廃棄物処理の基本方針

最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行う。

(資料第●●「災害廃棄物の推定発生量」別冊①資料P●●)

イ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置

都環境局は、速やかに被災区市町村及び各機関間との連携を図り、災害廃棄物処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）を設置し、次の業務を所管する。

【東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の構成等】

○ 構成局

都環境局・都総務局・都財務局・都主税局・都都市整備局・都建設局・都港湾局・都住宅政策本部

○ 業務

- ・ 災害廃棄物処理全般に関する進行管理
- ・ 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定
- ・ 区市町村との連絡調整、情報提供
- ・ 災害廃棄物の処理に関する広報
- ・ 仮置場の確保に関する支援
- ・ 国との連絡調整・協議
- ・ 広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整
- ・ 最終処分に関する調整

(資料第●●「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の業務」別冊①資料P●●)

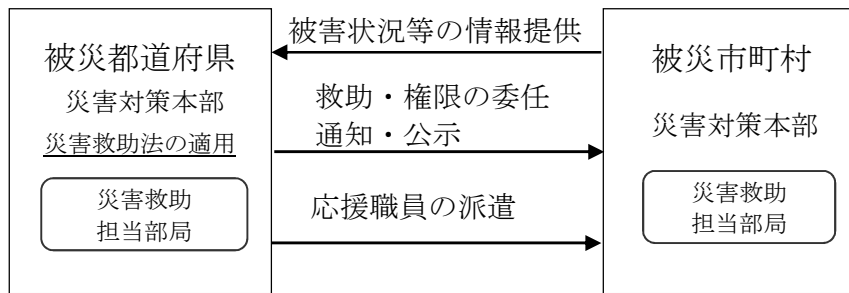
9 災害救助法等の適用

(1) 対策内容と役割分担

都は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用の必要性を決定する。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 知事は、災害救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡 ○ 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て災害救助法の適用を決定。災害救助法適用の際には速やかに公布
区 市 町 村	○ 区市町村長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

- 知事は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該区市町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。
- 区市町村長は、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。
- 区市町村長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

10 激甚災害の指定

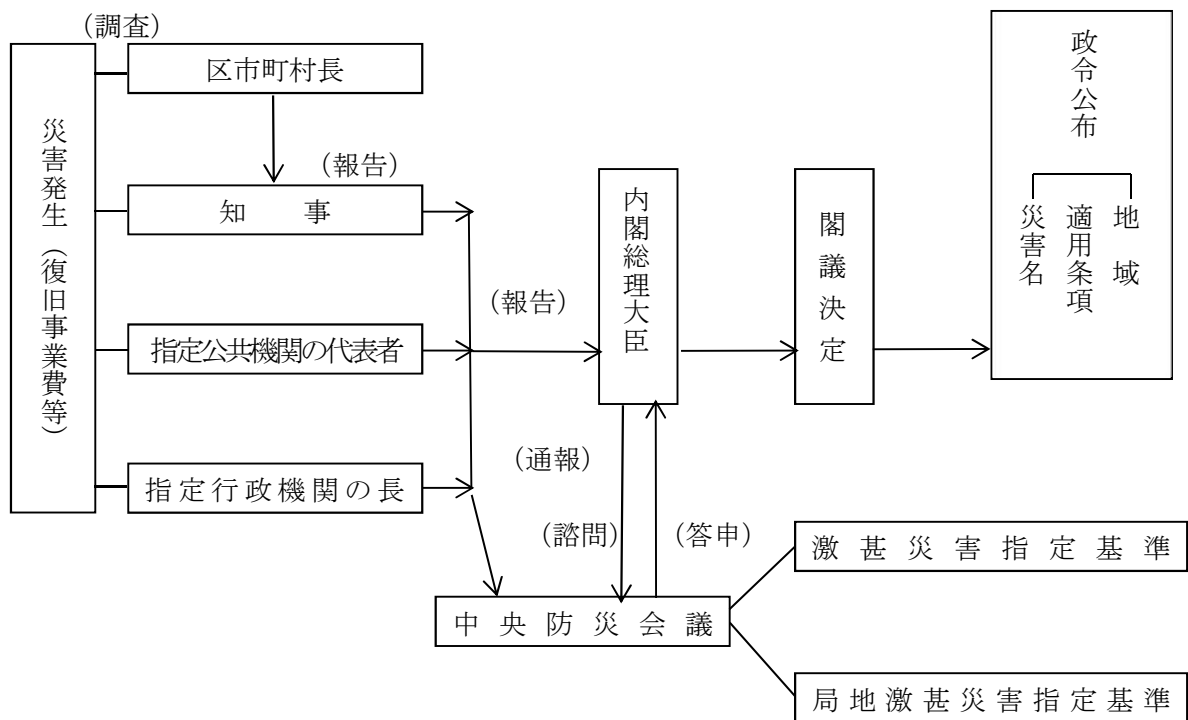
(1) 対策内容と役割分担

大規模な自然災害が発生した場合には、知事は、区市町村の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 都 関 係 局	○ 激甚災害に関する調査報告 ・ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査の実施を指示 ・ 局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施 ・ 関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を調査、都総務局に提出 ・ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議 ・ 知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告 ○ 特別財政援助等の申請手続等 ・ 都関係局は、激甚災害法に定められた事業を実施 ・ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施
区 市 町 村	○ 激甚災害に関する調査報告 - 区市町村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告 ○ 特別財政援助等の申請手続等 - 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出

(2) 業務手順

【激甚災害指定の手続フロー図】



(3) 詳細な取組内容

- 激甚災害の指定は、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。
(資料第●●「激甚災害法に定める事業及び関係局」別冊①資料P●●)
- 局地激甚災害の指定は、市町村段階の被害の規模で捉え、その指定基準は、昭和43年11月22日中央防災会議で定めている。
- 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

【復旧対策】

1 罹災証明書の交付	10 租税等の徴収猶予及び減免等
2 被災住宅の応急修理	11 その他の生活確保
3 応急仮設住宅等の供与	12 中小企業への融資
4 都営住宅の応急修理	13 農林漁業関係者への融資
5 建設資材等の調達	14 応急金融対策
6 被災者の生活相談等の支援	15 災害廃棄物処理の実施
7 義援金の募集・受付・配分	16 災害救助法の運用等
8 被災者の生活再建資金援助等	
9 職業のあっせん	

1 罹災証明書の交付

(1) 対策内容と役割分担

- 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
東 京 消 防 庁	○ 区市町村と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の発行手続の支援を実施
区 市 町 村	○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 ○ 火災被害の罹災証明書発行について東京消防庁と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図る。 ○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施 ○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 罹災証明書交付窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を行う。また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合

についても調整を行う。

- 都の復興計画の策定に向けて、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。

《東京消防庁》

- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区市町村と連携を図り、必要に応じて発行手続きの支援を行う。

《区市町村》

- 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。

2 被災住宅の応急修理

(1) 対策内容と役割分担

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。

このため、応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区市町村に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。原則として、区市町村は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都住宅政策本部	○ 居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持 ○ 応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定 ○ 関係団体及び協力業者との連絡調整
区 市 町 村	○ 都が提示する募集選定基準等をもとに、募集・受付・審査を実施

(2) 詳細な取組内容

《都住宅政策本部》

- 応急修理方針等を策定する。
- 事前協定等に基づき、関係団体等に対して協力要請をする。
- 区市町村に対して募集・受付・審査等を事務委任する。
- 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。

ア 住宅の応急修理の概要

(ア) 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(イ) 対象者

災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(ウ) 対象者の調査及び選定

区市町村による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区市町村長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区市町村が募集・受付・審査等の事務を行う。

(エ) 修理

都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

(オ) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(カ) 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）

(キ) 帳票の作成

応急修理を実施した場合、都及び区市町村は、必要な帳票を整備する。

3 応急仮設住宅の供与

(1) 対策内容と役割分担

都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。

都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 住 宅 政 策 本 部	○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。
区 市 町 村	○ 必要に応じて、区市町村は、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。

(2) 詳細な取組内容

《都住宅政策本部》

- 応急仮設住宅等供給方針を策定する。
- 公的住宅の空き住戸を確保する。
- 賃貸型応急住宅の確保に向け、事前協定に基づき、関係団体へ協力を依頼する。
- 建設型応急住宅の計画・建設を開始する。必要に応じて、区市町村に工事監理等を委任する。
- 募集・受付・審査等の業務について、区市町村に事務委任するとともに、募集計画等を提示する。
- 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。

ア 応急仮設住宅等の種類

(ア) 公的住宅の活用による一時提供型住宅

都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(イ) 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

(ウ) 建設型応急住宅

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設型応急住宅】

事 項	内 容
建 設 地	○ 都は区市町村から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供
構 造 及 び 規 模 等	○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施
建 設 工 事	○ 災害発生の日から20日以内に着工 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注 ○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注 ○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任 ○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供

事 項	内 容
そ の 他	○ 区市町村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導

イ 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ・ 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・ 居住する住家がない者
- ・ 自らの資力では住家を確保できない者

使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

ウ 入居者の募集・選定

- 都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
- 住宅の割り当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区市町村が入居者の選定を行う。

エ 応急仮設住宅等の管理及び入居期間

- 応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行う。
- 区市町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

4 都営住宅の応急修理

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 住 宅 政 策 本 部	○ 都営住宅等について、東京都住宅供給公社と協力して応急修理に当たる。

(2) 詳細な取組内容

都及び東京都住宅供給公社は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等について、協力して応急修理に当たる。

5 建設資材等の調達

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都住宅政策本部	○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を実施

(2) 詳細な取組内容

ア 応急仮設住宅資材等の調達

- 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。
(資料第●●「応急仮設住宅供給能力一覧表」別冊①資料P●●)
- 必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。
- 仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

イ 災害復旧用材（国有林材）の供給

- 農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用木材（国有林材）の供給を行う。
- 災害復旧用材の供給は、知事、区市町村長等からの要請により行う。
(資料第●●「災害復旧用材の供給に係わる特例措置」別冊①資料P●●)

6 被災者の生活相談等の支援

(1) 対策内容と役割分担

被災者の生活復旧に向けて、様々な相談に対応する窓口を設ける。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○ 男女平等参画の観点からの相談支援等の実施
警 視 庁	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応
東 京 消 防 庁	○ 消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施
都福祉保健局 都都市整備局 都住宅政策本部	○ 区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ○ 被災者のための相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録

（２）業務手順

《東京消防庁》

- 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

《区市町村》

- 被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。
- 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。

（３）詳細な取組内容

《都》

- 被災者臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の対応を実施
- 被災1か月後を目途に、各局と連携して復興のための被災者総合相談所を開設し、就労相談、健康相談など様々な生活相談を含む、総合的な相談業務を実施
- 男女平等参画の視点から、避難所生活における課題等についての相談支援を実施するとともに、相談内容等を区市町村へ情報提供

《東京消防庁》

- 被災者に対して、出火防止として、次のような指導を行う。
 - ・ 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - ・ 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
 - ・ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

《都福祉保健局》《都都市整備局》《都住宅政策本部》

- 区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

《区市町村》

- 避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。
- 設置した相談所で、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

7 義援金の募集・受付・配分

(1) 対策内容と役割分担

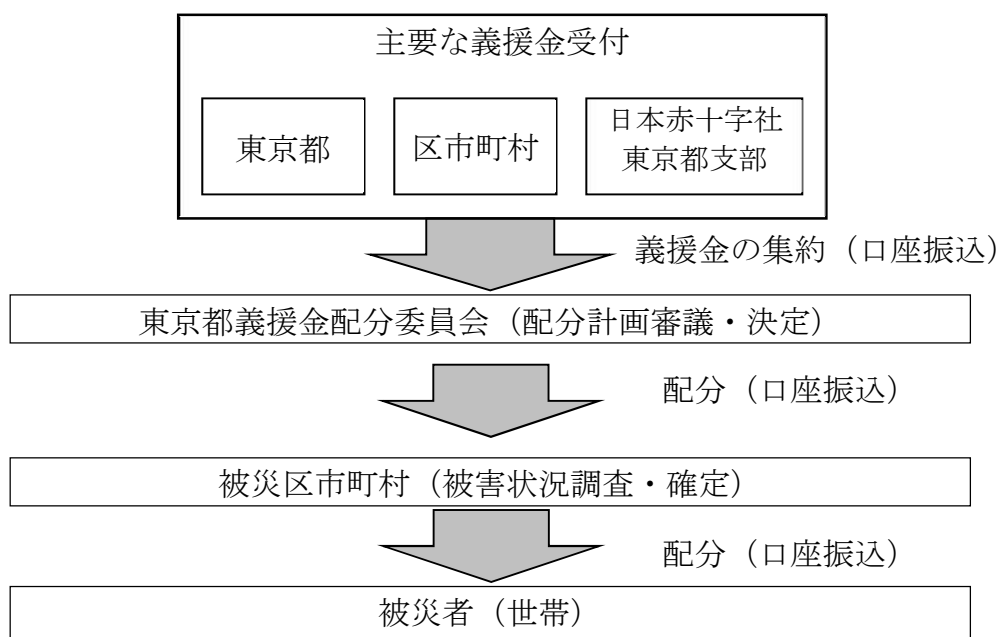
義援金の募集から受付、一時保管から配分まで迅速に対応する。

機 関 名	対 策 内 容
都福祉保健局	1 東京都義援金配分委員会の設置 ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置 2 義援金の管理 ○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理 3 義援金の配分 ○ 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定 ・ 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ・ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ・ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 ○ 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金 4 義援金の広報 ○ 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	1 義援金の募集・受付 ○ 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 ○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。 なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。 2 義援金の配分・受入れ ○ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告 3 義援金の支給 ○ 被災区市町村は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給 ○ 被災区市町村は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告
日赤東京都支部	○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管 ○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金

（２）業務手順

【義援金受付・配分の流れ】



（３）詳細な取組内容

- 都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。
- 都各局・関係団体等は義援金の募集に協力する。
- 金融機関は、都及び区市町村の義援金口座の開設に協力する。
- 報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力する。
- 国又は地方公共団体からの知事あての見舞金は、都本部において受け付ける。
なお、義援品（義援物資）については、「第2部第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進」（P●●参照）に記載している。

8 被災者の生活再建資金援助等

（１）対策内容と役割分担

災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の生活支援策を迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局 区 市 町 村	○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援金の支給
都 福 祉 保 健 局 東 京 都 社 会 福 祉 協 議 会	○ 生活福祉資金の貸付

（２）詳細な取組内容

《都福祉保健局》《区市町村》

- 自然災害により死亡した都民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。
- 自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

《都福祉保健局》《東京都社会福祉協議会》

- 被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。
（資料第●●「災害弔慰金等の支給」別冊①資料P●●）
（資料第●●「災害援護資金の貸付」別冊①資料P●●）

(資料第●●「生活福祉資金の貸付」別冊①資料P●●)

(資料第●●「被災者生活再建支援金の支給」別冊①資料P●●)

9 職業のあっせん

(1) 対策内容と役割分担

国と都、区市町村が連携し、被災者に対する職業のあっせンを迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定
東 京 労 働 局	○ 災害による離職者の把握に努め、そのあっせんを図る。 ○ 他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。

(2) 詳細な取組内容

《東京労働局》

- 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区市町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（ハローワーク）（17箇所）と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図る。
- 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。
- 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じる。
 - ・ 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - ・ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

10 租税等の徴収猶予及び減免等

(1) 対策内容と役割分担

国や都、区市町村が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
都 主 税 局	○ 都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置を実施
区 市 町 村	○ 区市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定
東 京 労 働 局	○ 労働保険料等の納入期限の延長措置を実施

(2) 詳細な取組内容

《都主税局》

- 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は東京都都税条例（昭和25年条例第56号）により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じる。

《東京労働局》

- 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講じる。

11 その他の生活確保

(1) 対策内容と役割分担

国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
東 京 労 働 局	○ 雇用保険の失業給付等に関する特別措置 ○ 労働保険料等の徴収の猶予
関 東 森 林 管 理 局	○ 国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請
日 本 郵 便	○ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ○ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ○ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ○ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 放 送 協 会	○ NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施 ○ 被災者の受信料免除 ○ 状況により避難所へ受信機を貸与
N T T 東 日 本 NTTコミュニケーションズ N T T ド コ モ	○ NTT の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ○ 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

(2) 詳細な取組内容

《東京労働局》

- 災害により、失業の認定日にハローワークへ出向くことができない受給資格者に対して、事後に証明書等による失業の認定を行い、失業給付を行う。
- 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料等の納入期限の延長等や免除の措置を講じる。

- ・ 納期限の延長
災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。
- ・ 制度の周知徹底

《関東森林管理局》

- 知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。

《日本郵便》

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

《NTT 東日本》《NTT コミュニケーションズ》《NTT ドコモ》

- 料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等でその旨を周知する。

12 中小企業への融資

(1) 対策内容と役割分担

被災した中小企業に対する生活支援策を、迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
都 産 業 労 働 局 関 係 機 関	○ 中小企業事業者及び組合への融資

(2) 詳細な取組内容

- 都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。
(資料第●●「中小企業への融資」別冊①資料P●●)

13 農林漁業関係者への融資

(1) 対策内容と役割分担

被災した農林漁業関係者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
都 産 業 労 働 局 関 係 機 関	○ 株式会社日本政策金融公庫による融資 ○ 経営資金等の融通 ○ 特別対策資金の融通 ○ 農林漁業団体に対する指導

（２）詳細な取組内容

- 株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について融資を行う。
 - 都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。
 - 都は、農林漁業対策上必要と認めるときは、被害農林漁業者等に対する特別対策資金の融通等の措置を講じる。
 - 都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。
- （資料第●●「農林漁業関係者への融資」別冊①資料P●●）

14 応急金融対策

（１）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
日 本 銀 行	○ 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ○ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
関 東 財 務 局 日 本 銀 行	○ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
関 東 財 務 局 日 本 銀 行	○ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

（２）詳細な取組内容

《日本銀行》

- 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。
- 被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

- 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上で、輸送、通信の確保を図る。
- 金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講じることがを要請する。
- 金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付を行う。

《関東財務局》《日本銀行》

- 関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長又は休日臨時営業の措置をとるよう要請する。
- 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置をとるよう要請する。

【金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請】

- ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
(①)
- ・ 届出の印鑑のない場合には、母印にて応ずること。(②)
- ・ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。(③)
- ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。(④)
- ・ 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。(⑤)
- ・ 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。(⑥)
- ・ 国債を紛失した場合の相談に応ずること。(⑦)
- ・ 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。(⑧)
- ・ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。(⑨)
- ・ 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書

の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。
(⑩)

- ・ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。(⑪)
- ・ ①～⑩にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。(⑫)
- ・ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑬)

【証券会社等への要請】

- ・ 届出の印鑑を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。(①)
- ・ 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をする事。(②)
- ・ 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに応ずること。(③)
- ・ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。(④)
- ・ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑤)
- ・ その他、顧客への対応について十分配慮すること。(⑥)

【生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請】

- ・ 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。(①)
- ・ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。(②)
- ・ 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。(③)
- ・ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること。(④)
- ・ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑤)

【電子債権記録機関への要請】

- ・ 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること。(①)
- ・ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。(②)
- ・ 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。(③)
- ・ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(④)

15 災害廃棄物処理の実施

(1) 対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況や区市町村での一次仮置場の状況を踏まえて、都本部及び東京都災害廃棄物対策本部（仮称）において対策を検討し、処理主体である区市町村が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○ 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導 ○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討 ○ 仮置場、最終処分場の確保に関する支援
都 総 務 局	○ 区市町村と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請
区 市 町 村	○ 所管区域内の仮置場の集積や運搬状況等を把握 ○ 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告 ○ 災害廃棄物の最終処分受入場所を確保

(2) 詳細な取組内容

《都》

- 被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の下で検討し、決定する。

《区市町村》

- 解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

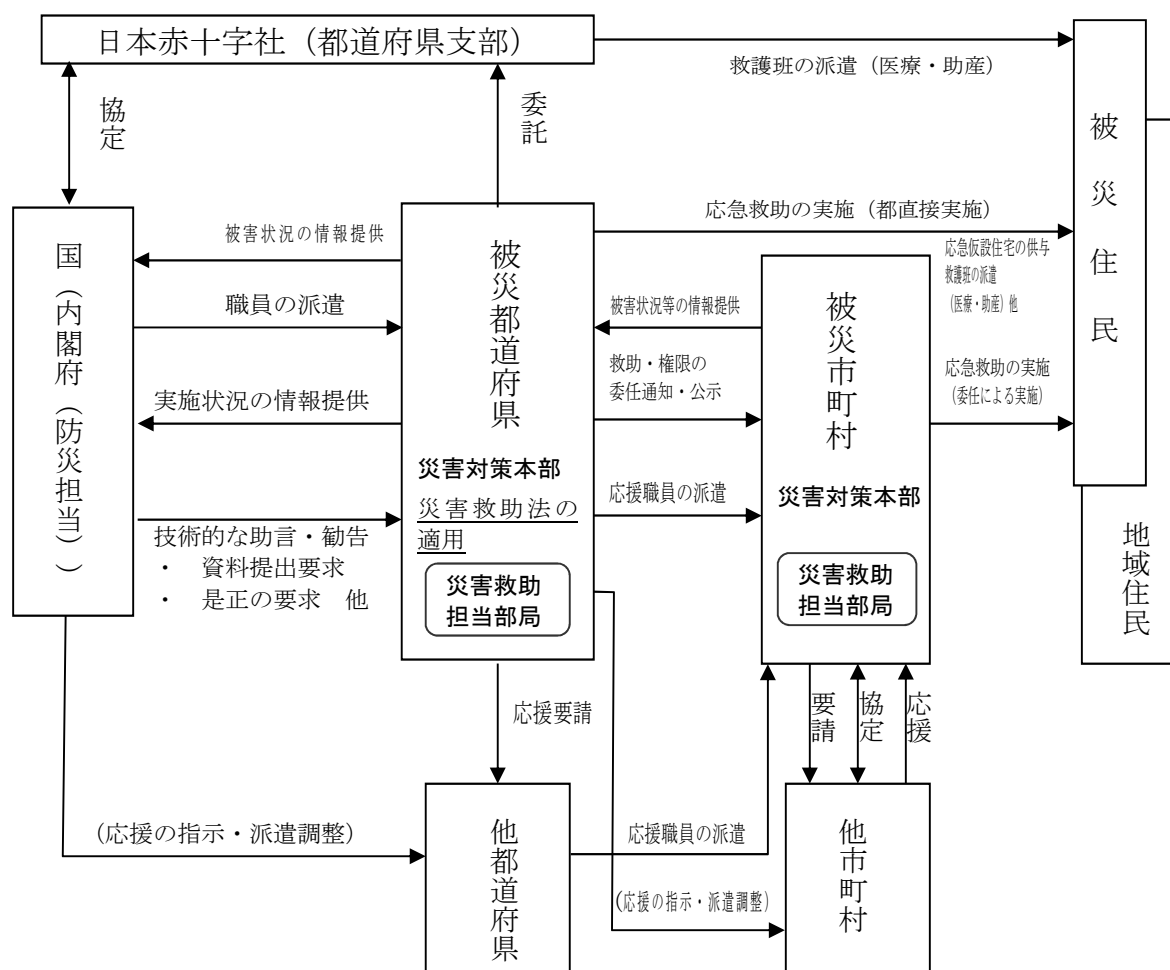
16 災害救助法の運用等

(1) 対策内容と役割分担

都は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 関 係 各 局	○ 都本部での審議を経て災害救助法の適用を決定 ○ 都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備 ○ 被災区市町村の被害状況を調査する体制の整備 ○ 救助の実施に必要な関係帳票を整備
区 市 町 村	○ 区市町村長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア 災害救助法の公布

災害救助法を適用したときは、速やかに次により公布する。

公告
○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。 ○年○月○日
東京都知事 ○○○○

イ 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

【災害救助法に基づく救助の種類】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所及び応急仮設住宅の供与② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与④ 医療及び助産⑤ 被災者の救出⑥ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去⑦ 被災した住宅の応急修理⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与⑨ 学用品の給与⑩ 埋葬⑪ 死体の搜索及び処理 |
|---|

- 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

ウ 救助実施体制の整備

(ア) 救助実施組織の整備

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- そのため都は、災害対策本部の組織を、救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研

修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

(イ) 被害状況調査体制の整備

- 災害救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

(ウ) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が必要となる。
- 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。
(資料第●●「災害救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ」別冊①資料P●●)
- (資料第●●「各担当別災害救助関連必要帳票一覧」別冊①資料P●●)

(エ) 救助の実施方法等

- 災害報告
救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。
これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。
(資料第●●「災害報告の様式」別冊①資料P●●)
- 救助実施状況の報告
災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。
(資料第●●「日毎の記録を整理するために必要な書類」別冊①資料P●●)
- 救助の程度・方法及び期間
 - ・ 救助の程度・方法及び期間は、資料第●●「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」別冊①資料P●●のとおりとする。
 - ・ 基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

(オ) 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。

【従事命令等の内容】

種 類	内 容
従事命令	○ 一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等
協力命令	○ 被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限 (例) 被災者を炊き出しに協力させる等
管 理 使 用 保管命令 及び収用	○ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 (管理) 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 (使用) 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 (保管命令) 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 (収用) 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限 なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

(カ) 従事命令を受けた者の実費弁償

従事命令を受けた者の実費弁償は次のとおりである。

なお、基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

【従事命令を受けた者の実費弁償】

区分	範 囲	令和 4 年度費用(日当)の限度額	期 間	備 考
実費 弁償	災害救助法 施行令第 4 条第 1 号か ら第 4 号ま でに規定す る者	1 人 1 日当たり 医師……………21,600 円以内 歯科医師……………20,700 円以内 薬剤師……………17,900 円以内 保健師、助産師、看護師・16,800 円以内 准看護師……………13,600 円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床 工学技士……………14,700 円以 内 歯科衛生士……………14,200 円以内 救急救命士……………17,100 円以内	救助の実 施が認め られる期 間内	時間外勤 務手当及 び旅費は 別途東京 都規則で 定める額

		土木技術者及び建築技術者・ 16,200 円以内 大工……………25,600 円以内 左官……………28,100 円以内 とび職……………27,900 円以内 など		
--	--	---	--	--

(キ) 災害救助基金の積立

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てる。

【災害救助基金の積立額】

(令和4年3月31日現在)

区 分		金 額	備 考
積 立 金		16,059,156,014 円	
内 訳	預 金 等	10,302,182,337 円	定期預金、公社債等
	給 与 品	5,756,973,677 円	(資料第●●「給与品事前購入分一覧表」別冊①資料 P ●●)

(注) 1 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額である。

2 令和3年度法定必要額は、152億9,870万4,442円である。

(ク) 災害救助基金の運用

災害救助基金は、預金又は公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要なとする食料、生活必需品などの給与品の事前購入に充てている。

第 3 部

災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

1 復興の基本的考え方

- 東京に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。
被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。
- さらに、我が国の首都として、東京の政治・経済中枢機能及び国際都市機能を回復するために、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、活力とゆとりのある高度成熟都市として発展させていかなければならない。
- このため、東京の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建とする。

(1) 生活復興

- 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- 個人及び事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

(2) 都市復興

- 都市復興の理念
世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。
そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。

- ア 安全でゆとりある都市
- イ 世界中の人から選択される都市
- ウ 持続的な発展を遂げる都市
- エ 共助、連携の都市

○ 都市復興の目標

「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」

- ・ 都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。
- ・ これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合わせて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。

2 東京都震災復興マニュアル

阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、平成15年3月に、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために策定した。

被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」から構成されている。

マニュアルに記載する事項については「東京都地域防災計画」に位置付け、復興対策を推進する。また、関係部局が所管する分野別復興施策についても、地域防災計画の分野別復興計画として、施策を推進する。

(1) 復興プロセス編の主な内容

被災者の行動指針となるよう復興過程の全体像を表し、自助・共助と公助の連携による「地域力」を生かした復興を行うための仕組みを示しており、主な内容は下記のとおりである。

- ・ 復興の基本的な考え方
- ・ 復興プロセス
- ・ 分野別の復興プロセス

(資料第●●「復興の全体像」別冊①資料P●●)

(2) 復興施策編の主な内容

分野別に行政が実施する具体的な行動指針で構成されており、主な内容は下記のとおりである。

- ・ 復興体制の構築
- ・ 都市の復興 (資料第●●「都市復興」別冊①資料P●●)
- ・ 住宅の復興 (資料第●●「住宅復興」別冊①資料P●●)
- ・ 暮らしの復興 (資料第●●「暮らしの復興」別冊①資料P●●)
- ・ 産業の復興 (資料第●●「産業復興」別冊①資料P●●)

第2章 復興本部

1 復興本部の設置

知事は、地震により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興方針及び震災復興計画（※）を早期に策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、都民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を都民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

※ 震災復興計画

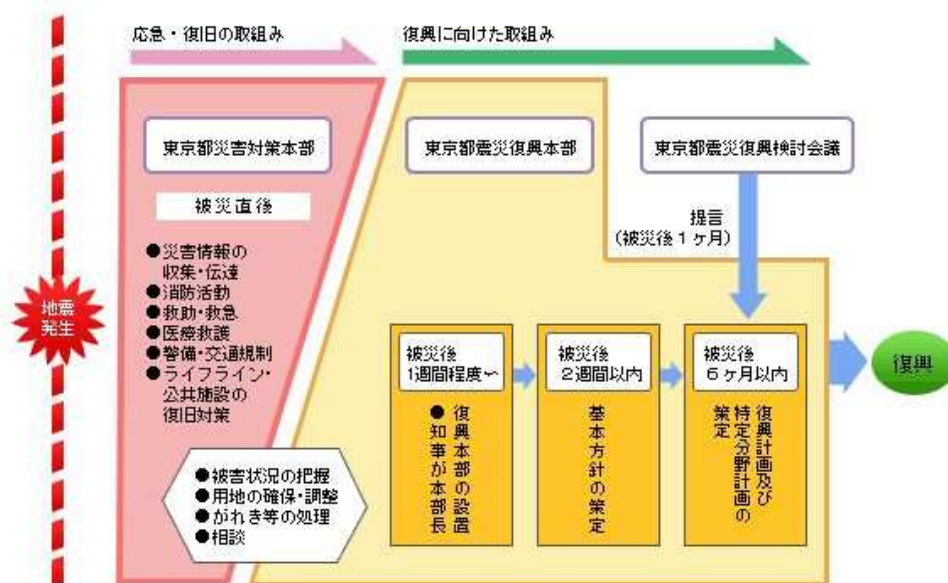
震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興並びに都民生活の再建及び安定を図るため、東京都震災対策条例第56条に基づき策定する計画

2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

【震災時における東京都の取組図】



3 復興本部の関連組織

- 本部に本部長（知事）、副本部長（副知事）及び本部員を置く。
- 副本部長のうち、復興担当副知事は、発災直後から復興準備を指揮し、復興計画の策定、復興事業の推進等を統括する。
- 本部員は、東京都組織規程に定める本庁の局、室並びに住宅政策本部及び中央卸売市場の長、東京都公営企業組織条例に定める局の管理者、消防総監、教育長及び危機管理監とする。
- 震災の状況に応じ、外務長等、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。
- 警視庁、東京都教育委員会等行政委員会の管理に属する組織の職員を本部員として指名する場合は、当該組織の長又はその長の指定する者を指名する。
- 本部員の職責は、本部長の命を受け、又は復興本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関すること。

（資料第●●「東京都震災復興本部及び関連組織」別冊①資料P●●）

4 復興本部における各局の分掌事務

機 関 名	分 掌 事 務
都 政 策 企 画 局	1 本部会議の運営に関すること。 2 震災復興方針の策定に関すること。 3 震災復興計画の策定に関すること。 4 震災復興事業の総合調整に関すること。 5 震災復興に係る企画調査に関すること。 6 震災復興に係る広報広聴に関すること。 7 震災復興に係る報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 8 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。
都 子 供 政 策 連 携 室	1 震災復興に係る子供政策に関すること（他の局に属するものを除く。）。
都 総 務 局	1 震災復興事業に係る人事計画に関すること。 2 区市町村における震災復興事業の調整に関すること。 3 震災復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関すること。 4 被害情報等の収集及び連絡調整に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、他の局に属しないこと。

機 関 名	分 掌 事 務
都 財 務 局	1 震災復興事業に係る予算の総括に関すること。 2 震災復興に係る財政計画に関すること。 3 震災復興に係る用地調整に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、震災復興に係る財務及び議会に関すること。
都 デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	1 震災復興に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2 震災復興に係る島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること。 3 震災復興に係る基盤システムの維持に関すること。
都 主 税 局	1 震災復興に係る税制の調査研究に関すること。 2 都税の課税、減免等に係る家屋被害調査に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、震災復興に係る都税に関すること。
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	1 震災復興に係る広報広聴及び都民相談体制の整備に関すること（他の局に属するものを除く。）。 2 震災復興に係るボランティア活動等市民活動に関すること。 3 在住外国人等に対する震災復興に係る情報連絡等に関すること。 4 震災復興に係る治安、交通安全及び若年支援に関すること。 5 文化施設及びスポーツ施設の再開に関すること（他の局に属するものを除く。）。 6 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る男女平等参画、消費生活、私立学校、文化、スポーツその他都民生活に関すること。
都 都 市 整 備 局	1 都市復興計画の策定及び推進に関すること。 2 震災復興に係る再開発事業及び土地区画整理事業の事業計画及び実施に関すること。 3 震災復興に係る再開発事業、土地区画整理事業等における事業予定地の利用調整に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る都市計画その他の都市整備に関すること。
都 住 宅 政 策 本 部	1 住宅復興計画の策定及び推進に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、震災復興に係る住宅及び住環境整備に関すること。
都 環 境 局	1 震災復興事業の遂行に係る環境対策に関すること。 2 災害廃棄物の処理に係る連絡調整に関すること。

第3部 災害復興計画

第2章 復興本部

機 関 名	分 掌 事 務
都 福 祉 保 健 局	1 震災復興に係る地域医療体制及び地域福祉体制の整備に関する こと。 2 医療機関及び社会福祉施設等の再建に関すること（他の局に属 するものを除く。）。 3 震災復興に係る保健対策に関すること（他の局に属するものを 除く。）。 4 震災復興に係る生活環境の整備に関すること。 5 震災復興に係る生活支援対策に関すること（他の局に属するも のを除く。）。 6 地方独立行政法人東京都立病院機構における病院の機能回復 に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る保健衛生、医療、 社会福祉及び社会保障に関すること（他の局に属するものを除 く。）。
都 産 業 労 働 局	1 震災復興に係る中小企業施策に関すること。 2 震災復興に係る観光施策に関すること。 3 震災復興に係る産業・エネルギー施策に関すること。 4 震災復興に係る農林漁業施策に関すること。 5 震災復興に係る雇用就業施策に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る産業及び雇用就業 に関すること。
都中央卸売市場	1 震災復興に係る市場業務に関すること。
都 建 設 局	1 震災復興に係る道路、河川及び公園事業の計画及び実施に関す ること。 2 震災復興に係る公園、河川、事業予定地その他のオープンスペ ースの利用調整に関すること（他の局に属するものを除く。）。 3 前2号に掲げるもののほか、震災復興に係る土木に関するこ と。
都 港 湾 局	1 港湾、空港及び漁港の復興に関すること。 2 震災復興に係る港湾等の機能の確保に関すること。 3 震災復興に係る海上公園及び埋立地の利用調整に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、震災復興に係る港湾に関するこ と。
都 会 計 管 理 局	1 震災復興事業に係る会計事務に関すること。

機 関 名	分 掌 事 務
東 京 消 防 庁	1 震災復興に係る火災その他の災害の予防、警戒及び防御並びに救急に関すること。 2 危険物施設等の機能回復に関すること。 3 震災復興に係る消防についての都民相談体制の整備に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、震災復興に係る消防に関すること。

(注) 本部の局は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制として、組織規程上の局等に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とし、名称及び分掌事務を定めたものである。なお、公営企業及び行政委員会の震災復興に係る組織の設置に関する事項は、各公営企業管理者及び各行政委員会の権限に属する。

5 復興総局

本部長は、震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため必要があると認めるときは、復興本部に復興総局を置くことができる。

6 復興総局の編成

復興総局に、連絡調整室及び復興調整室を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

室 名	分 掌 事 務
連 絡 調 整 室	1 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に係る国、他の地方公共団体等との連絡調整に関すること 2 その他復興総局に係る庶務に関すること
復 興 調 整 室	1 震災復興事業に係る基本的な方針並びに事業、財政、人事及び組織に関する計画の総合調整に関すること 2 震災復興事業の推進に係る土地利用その他重要事項の全庁的な調整に関すること

総合的な事業計画については都政策企画局が、人事・組織計画については都総務局が、都市復興計画については都都市整備局が、住宅復興計画については住宅政策本部が、予算・財政計画については都財務局が、それぞれ所管するが、復興総局を設置した場合には、復興総局がこれら個別の施策調整・立案部門を更に横断的に総合調整する。

7 復興総局の分掌事務及び役割

- 用地の利用調整など震災復興事業の推進に当たって必要となる重要事項についての全庁的な調整を行う。
- 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に関して、国、区市町村その他の地方公共団体等との連絡調整を行う。
- 復興総局は、個別計画等の策定等自体を直接行うものではなく、これらを総合的に調整するためのスタッフ機能を担う。
- 復興総局の局長は、震災復興事業に関する重要な計画等を総合的に調整するという職務を有するものであるため、その範囲内で各局の事務を総括する。
- 復興総局の編成は、資料第●●「復興総局の編成」別冊①資料P●●のとおりである。

第3章 震災復興計画の策定

知事は、震災発生後、震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針（震災復興方針）を策定するとともに、被災後6か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

1 震災復興方針の策定

- 本部長は、復興後の都民生活及び市街地形成のあるべき姿やその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「震災復興方針」を策定し、公表する。
- 震災復興方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。
 - ・ 人々の暮らしのいち早い再建と安定
 - ・ 災害に強く、安心してらせる都市づくり
 - ・ 誰もが快適にらせる生活環境づくり
 - ・ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
 - ・ わが国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

2 震災復興計画の策定

- 本部長は、震災復興方針に基づき、復興に係る都政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と都が実施する復興事業の体系を明らかにする。
- 震災復興計画の策定手続
 - ・ 本部長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
 - ・ 本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に、復興計画を策定し公表する。

【東京都震災復興検討会議】

震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成される「東京都震災復興検討会議」を設置。この会議は平常時（震災前）においては、震災復興マニュアルに関することや個別の震災復興施策に関することについての検討を行っている。

本部設置時（震災後）においては、震災復興計画の理念等を検討する。

3 特定分野計画の策定

復興に当たっては、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

（1）都市の復興

- 都は、被害の状況を把握し、広域的な観点からの復興都市づくりの方針等を示した「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「震災復興グランドデザイン」を

踏まえ、区市町村等と調整を図りながら、都市復興の基本的な考え方をまとめる「東京都復興方針〈都市の復興〉」や、都市復興への具体的な計画をまとめる「東京都復興計画〈都市の復興〉」等の作成を行う。

- 都は、「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」を目指して、「都市計画区域マスタープラン」を基に、被災状況に応じた「東京都復興計画（原案）〈都市の復興〉」を被災後およそ2か月で公表する。
- それに基づき、「東京都復興計画〈都市の復興〉」をおおよそ6か月で作成し、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

（2）住宅の復興

- 住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握したうえで、都市復興の計画と連携しつつ、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。
- あわせて、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者の自力での住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じる。

（3）くらしの復興

- 都民のくらしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。
- また、ボランティアや NPO 等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

（4）産業の復興

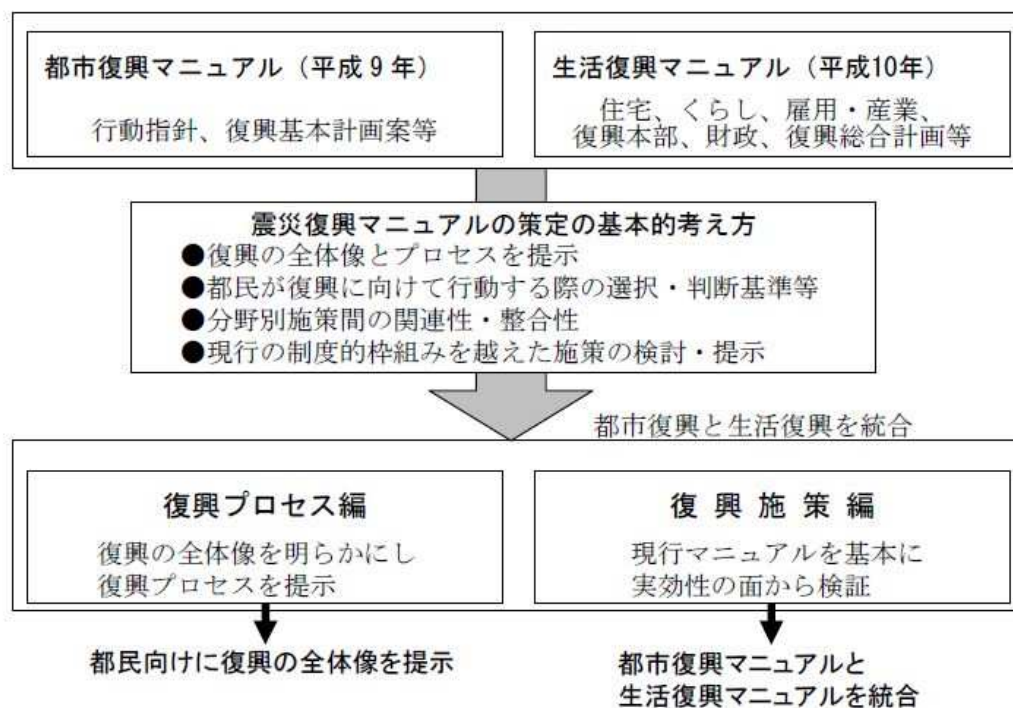
- 震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、東京の産業振興を図る施策を進める。
- 産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、産業・エネルギー施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。
- 復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

4 被災者総合相談所の設置

- 都は、復興対策の本格化に応じて、関係各局との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。
 - (1) 開設場所
都庁第二本庁舎1階に開設する。
 - (2) 開設時期
被災後1か月程度を目途とする。
 - (3) 開設決定
震災復興本部において決定する。
 - (4) 相談分野、相談内容
資料第●●「被災者総合相談所の相談分野・相談内容」別冊①資料P●●のとおり。
- 福祉をはじめとする数多くの行政分野において、復興施策の中心的役割を果たすのは区市町村であることから、被災者からの相談に対しても区市町村の窓口を的確に案内することが重要になるため、都は、災害時における区市町村との連携・協力体制を確立する。
- 被災後の復興まちづくりを円滑に実施し、被災住民の生活の早期安定を図るために、都は、東京弁護士会など20の専門団体と協定を締結し、専門相談及びまちづくり支援班の派遣ならびに平常時からの連携・支援体制を整備している。

第4章 東京都震災復興マニュアルのしくみ

東京都震災復興マニュアル（以下、「震災復興マニュアル」という。）は、「都市復興マニュアル」（平成9年）と「生活復興マニュアル」（平成10年）を統合し、復興事務の手引きとなる「復興施策編」と都民向けの「復興プロセス編」の2部構成となっている。



震災復興マニュアル（復興プロセス編）は、被災者が生活の変化にうまく適応するための行動指針となるよう復興過程の全体像を示すとともに、自助・共助と公助の連携による地域力を活かした様々な仕組みを提示している。

震災復興マニュアル（復興施策編）に示されている行政が実施する主な項目と具体的行動名は下記のとおりとなっている。

1 復興体制の構築

（1）東京都震災復興本部の設置

項目	具体的行動名
復興本部の設置	1 復興本部の設置
	2 復興本部の組織

項目	具体的行動名
復興本部の機能	1 復興本部会議の運営 2 復興政策会議の運営 3 復興本部長等連絡会議等の運営 4 東京都震災復興検討会議の設置・運営

(2) 被害状況及び復旧・復興状況の把握

項目	具体的行動名
都民被害の状況把握	1 家屋・住家の応急危険度判定 2 被災宅地の危険度判定 3 家屋・住家の被害状況の把握 4 住民の被害・被災後の生活状況の把握 5 被災者生活再建支援業務の推進 6 区市町村が作成する被災者台帳情報の収集
社会公共施設等の被害状況把握	1 社会公共施設等の被害状況集約 2 社会公共施設等の応急危険度判定 3 社会公共施設等の被災度区分判定
都民生活の復旧・復興状況把握	1 まちの復旧・復興状況の把握 2 都民生活の再建状況等の把握

(3) 震災復興方針及び震災復興計画の策定

項目	具体的行動名
震災復興方針及び震災復興計画の策定	1 震災復興方針及び震災復興計画の策定

(4) 財政方針の策定等

項目	具体的行動名
財政方針の策定	1 財政需要見込み額の把握 2 予算の執行方針の策定 3 予算見積り方針の策定
財源の確保	1 財源対策 2 国への提案要求事項の取りまとめ
復興基金の創設	1 公益財団法人の設立 2 復興基金条例の制定に基づく復興基金の設立

(5) 人的資源の確保

項目	具体的行動名
人的資源の確保	1 都庁内における職員配置の調整 2 人的受援応援に係る総合調整 3 派遣職員の受入れ
継続的な執行体制の確保	1 継続的な執行体制の確保

(6) 用地の確保・調整

項目	具体的行動名
用地の確保・調整	1 用地の確保・調整

(7) 災害廃棄物等の処理

項目	具体的行動名
災害廃棄物等の処理	1 東京都災害廃棄物処理推進計画の策定等

(8) 広報・相談体制

項目	具体的行動名
復興関連情報の提供	1 復興関係広報の実施
相談体制の整備・運営	1 被災者総合相談所の設置等

(9) 学校教育

項目	具体的行動名
学校教育施設の再建	1 都立学校施設の再建 2 私立学校施設の再建支援
授業の再開	1 公立学校における授業の再開 2 私立学校における授業の再開支援
被災児童・生徒等への支援	1 公立学校の被災児童・生徒等への支援 2 私立学校の被災児童・生徒等への支援
入学者選抜への対応	1 入学者選抜の日程変更等
教育活動の取組	1 教育活動の取組

(10) 文化・社会教育

項目	具体的行動名
文化・社会教育施設等の再開	1 文化・社会教育施設等の再建 2 博物館、美術館の収蔵品の管理 3 野外彫刻の仮保管及び修復
文化財等	1 文化財の復旧・復興支援 2 東京都選定歴史的建造物の復旧支援

(11) 外国人への支援

項目	具体的行動名
外国人への支援	1 外国人に対する情報提供等

(12) ボランティア等や専門家との連携

項目	具体的行動名
ボランティア等や専門家との連携	1 応急対応期における連携体制の整備 2 復興期における連携体制の整備

(13) 消費生活

項目	具体的行動名
相談等の実施	1 消費生活相談等の実施

2 都市の復興

(1) 行動プログラム

項目	期間
家屋被害状況調査（優先調査地区）	（発災～10日間以内）
家屋被害状況調査（その他）	（10日間～1か月以内）
東京都復興方針＜都市の復興＞	（2週間以内）
第一次建築制限	（2週間～1か月）※最大2か月まで
時限的市街地	（発災～）
協働復興区	（発災～）
東京都復興計画（原案）＜都市の復興＞	（発災～2か月以内）
第二次建築制限	（2か月～2年以内）
復興まちづくり計画等	（発災～6か月以内）
東京都復興計画＜都市の復興＞	（発災～6か月以内）
復興事業	（6か月～）

3 住宅の復興

(1) 応急的な住宅の供給方針の策定

項目	具体的行動名
局災害対策本部の設置	1 局災害対策本部の設置
住宅の被害状況の判定	1 民間住宅の応急危険度判定の実施 2 都営住宅等の応急危険度判定の実施 3 民間住宅の被災度区分判定 4 都営住宅等の被災度区分判定の実施
応急的な住宅の必要量の算定	1 応急仮設住宅等供給方針（暫定）の策定 2 応急仮設住宅等全体必要量の算定
応急的な住宅の供給可能量の算定	1 建設可能用地の確保 2 建設可能量の把握・算定 3 公的住宅等の空き住戸の確保 4 賃貸型応急住宅の確保 5 全体供給量の算定 6 応急仮設住宅等供給方針の策定

(2) 応急的な住宅の整備

項目	具体的行動名
被災住宅の応急修理	1 民間住宅の応急修理 2 公的住宅等の補修・補強
応急的な住宅の整備	1 応急仮設住宅の建設等 2 公的住宅等の空き住戸の活用 3 賃貸型応急住宅の提供 4 道府県での応急仮設住宅等の確保
入居者の募集・選定・入居手続	1 入居選定基準・募集計画の策定 2 入居者の募集・選定 3 入居の手続
入居者の管理	1 応急仮設住宅等入居者の管理

(3) 住宅復興計画の策定

項目	具体的行動名
恒久的な住宅の供給量の算定	1 全体必要量の算定 2 供給可能量の算定 3 供給量の算定
住宅復興計画の策定	1 計画策定体制の整備 2 計画の策定

(4) 公的住宅等の供給

項目	具体的行動名
公営住宅等の整備等	1 公営住宅等の新築・建替え 2 公営住宅等の買取り・借上げ 3 公社・機構住宅の供給促進
被災者の円滑な入居	1 一時使用から正式入居への移行 2 入居募集・選定等

(5) 自力での住まいの確保への支援

項目	具体的行動名
マンションの再建に対する支援	1 マンション建替えの合意形成等に係る支援 2 マンション建替え・補修に係る支援
住宅資産活用等による住宅再建支援	1 高齢者等の居住安定のための住宅再建支援 2 住宅資産を活用した民間賃貸住宅供給支援
民間住宅の供給支援	1 民間住宅の供給支援
民間賃貸住宅入居支援	1 民間賃貸住宅入居者に対する支援
住まい・まちづくり推進体制	1 住まい・まちづくり活動への支援 2 まちづくりとの連携 3 地域復興協議会への支援
情報提供及び相談の実施	1 情報提供・相談体制の整備

(6) 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

項目	具体的行動名
安全で快適な住宅・住環境の整備	1 耐震・不燃化の促進
福祉のまちづくりの推進	1 住宅・住環境のバリアフリー化の推進
災害廃棄物等の処分及び発生抑制等	1 資材・設備等の再利用、がれき等の処分

4 くらしの復興

(1) 福祉

項目	具体的行動名
地域福祉需要の把握等	1 福祉活動関連情報の収集 2 一時入所の実施

第3部 災害復興計画

第4章 東京都震災復興マニュアルのしくみ

項目	具体的行動名
社会福祉施設等の再建	1 社会福祉法人等の設置する施設の再建支援 2 都立社会福祉施設の再建 3 福祉避難所等へ避難した要配慮者支援体制の整備
福祉サービス体制の整備	1 施設の整備等 2 在宅サービス体制の整備
生活支援対策	1 生活に必要な資金の貸付 2 災害弔慰金等の支給 3 被災者生活再建支援金の支給 4 義援金の募集、配分 5 生活保護 6 租税の減免等

(2) 保健

項目	具体的行動名
保健対策	1 メンタルヘルスケア 2 被災住民の健康管理 3 防疫活動の実施
生活環境の整備	1 火葬体制の支援 2 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援 3 生活衛生関係営業施設（理・美容所、クリーニング所及び飲食店等）の営業状況に関する情報提供と再開支援 4 食品・飲料水の安全確保 5 動物愛護

(3) 医療

項目	具体的行動名
地域医療体制	1 医療機関の復旧状況に関する情報提供 2 仮設診療所の設置支援
医療機関の機能回復	1 民間医療機関の再建支援 2 都立病院の機能回復

5 産業の復興

(1) 産業復興方針の策定

項目	具体的行動名
復興体制の整備	1 復興体制の整備

項目	具体的行動名
産業復興計画の策定 (各施策共通)	1 被害状況・復旧状況の把握 2 緊急対応事項の選定 3 産業復興のために取り組むべき重点課題の検討 4 新たな支援制度の検討・創設 5 産業復興計画の策定
相談・指導体制 の整備(各施策共通)	1 相談窓口の設置・運営
その他の (各施策共通)	1 物流ルートに関する情報提供、港湾機能の確保等 2 港湾機能の確保及び水上物的・人的輸送ルートの確保 3 国への激甚災害指定等の申請

(2) 中小企業施策

項目	具体的行動名
被害状況等の把握	1 被害・復旧状況の把握 2 取引状況の把握
一時的な事業スペース の確保支援	1 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供 2 共同仮設工場・店舗を設置する組合等への支援 3 民間貸し工場・店舗情報の提供 4 仮設工場から本設工場への移行に伴う支援
施設の再建の ための金融支援	1 資金需要の把握と関係機関への要請 2 被害状況の把握と国へのセーフティネット保証4号 の要請 3 既往融資制度の活用促進 4 信用保証協会基本財産の造成支援
取引等のあっせん	1 発注の開拓 2 商談会等の開催

(3) 観光施策

項目	具体的行動名
観光地としての都市 イメージの回復	1 情報の発信及び観光復興キャンペーン等の開催

(4) 農林水産業施策

項目	具体的行動名
経営の安定	1 農林漁業の基盤等の再建 2 物流ルートに関する情報提供

(5) 雇用・就業施策

項目	具体的行動名
雇用の維持	1 事業所等への雇用維持の要請 2 公的機関への雇用維持の要請 3 雇用調整助成金制度の活用促進
離職者の生活支援	1 雇用保険制度の活用促進
離職者の再就職の促進	1 求人情報の把握と分析 2 求職動向の把握と分析、求人開拓等 3 求人ニーズを踏まえた職業訓練の実施 4 特定求職者雇用開発助成金制度の活用促進

第 4 部

南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の方針

第1節 対策の目的

第4部では、南海トラフ巨大地震など南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定める。

1 南海トラフ地震等防災対策（第1～4章）

令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」等で明らかにあった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めるものである。

南海トラフ巨大地震等が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合にとるべき応急災害対策活動体制を定めるとともに、避難計画の策定や物資の備蓄等の予防対策など、外海孤立離島という伊豆諸島・小笠原諸島の島しょの特質を考慮した対策計画を定め、都、島しょ町村、各防災機関等が一体となって災害対策の推進を図ることを目的に策定する。

- (1) 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき予防・応急対策の基本的事項を定める。
- (2) 第4部第1章から第4章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第3条で指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に関して、同法第5条の規定に基づく推進計画として定める。
- (3) 南海トラフ巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるが、その後発生する地震に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき対策の基本的事項を定める。
- (4) 島しょ町村、各防災機関等は、ここでの対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。

2 東海地震事前対策（第5章）

第5章においては、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第5章第1節「事前対策の目的等」で定める。

第2節 南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方

- 1 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、島しょ部で最大約 28m の大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、島しょ部の全町村が推進地域に指定された（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号。資料第●●「南海トラフ地震防災対策推進地域」別冊①資料 P●●）。

これらの地域における防災対策については、以下の 2 つの視点の下、推進していく。

＜視点 1＞「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策

＜視点 2＞孤立化する可能性がある島しょ部の地域特性を踏まえた対策

- 2 第4部第1章から第4章では、「首都直下地震等による東京の被害想定」で明らかになった島しょにおける人的被害などを踏まえ、島しょ部における津波対策を中心に記載するが、第4部に記載のない事項については、東京都地域防災計画震災編第1部から第3部までにに基づき実施する。

- 3 南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の想定は都心南部直下地震等より震度が小さく、最大津波高等は大正関東地震と同程度と想定されるため、区部、多摩地域における津波対策については、第1部から第3部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

なお、島しょ部における最大津波高の想定は南海トラフ巨大地震となるため、津波対策については第4部第1章から第4章までの対策を講じるものとする。

第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標

第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

平成23年度から内閣府は、発生確率が高いと懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした新たな被害想定を実施した。平成24年8月に公表されたこの被害想定結果は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討」（平成23年9月28日中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告）したものとなっている。

このように設定された内閣府の南海トラフ地震・津波断層モデルは、発生頻度は極めて低いものの、M9クラスの巨大地震の中でも最大級のものであり、都においては津波の影響が大きい島しょ部に甚大な被害を示していた。そのため、平成24、25年度、都においても改めてこの結果を検証し、より詳細な被害像を示した上で、震災対策の充実に努めることとし、東京都防災会議地震部会で調査検討を実施し、「南海トラフ巨大地震等に基づく東京の被害想定」として公表した。

令和4年度には、その内容の更新を図った。

1 前提条件

(1) 南海トラフ巨大地震の震源・波源モデル

内閣府が公表した震源モデル4種類のうち、都において最大震度分布を示した「東側ケース」と、経験的手法の震度分布を重ね合わせた各地点での大きな震度を採用した場合(東側ケース+経験的手法)により地震動予測を実施した。

また、波源モデルについては、内閣府が公表した波源モデル11ケースのうち、都に大きな影響を与えるケース①、②、⑤、⑥及び⑧の5つのケースについて想定を行った。

(2) 想定するシーン

島しょ部の常住人口を対象に定量的な被害想定を行うこととし、島しょ部の常住人口の季節変動は少ないと考えられることから、火災の起こりやすい冬における昼と早朝の2つのシーン設定とする。

なお、観光客の実際の滞在地点等について、昼夜を区別して具体的に推定することは困難であることから、観光客数を含む人的被害の推計は行っていない。

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・昼	沿岸部の労働者が多い時間帯であり、津波から避難すべき人が最も多くなる。
②冬・早朝	多くの人々が自宅等で就寝中に被災するため、津波からの避難が遅れて被害が大きくなる可能性がある。

2 被害想定結果の概要

(1) 南海トラフ巨大地震全体の傾向

ア 島しょ部

- ・ ほとんどの地域が震度5強以下
- ・ 最大津波高はT.P. +27.83m、到達時間は14分程度（式根島）
- ・ 建物の全壊棟数は1,258棟、うち津波による全壊棟数は1,235棟
- ・ 早朝の人的被害は、最大で953人

イ 区部・多摩地域

- ・ 区部・多摩地域の震度は、ごく一部の地域で震度6弱となるものの、ほとんどの地域で5強以下となる。
- ・ 東京湾岸の区部における津波高及び浸水域は、最大津波高T.P. +2.63mで、河川敷は浸水するが、住宅地等は浸水しない想定となる。
- ・ 以上のように、区部・多摩地域のほとんどの地域で震度5強以下、津波浸水域もごく一部であることから、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的と想定される。

(2) 南海トラフ巨大地震の被害想定（島しょ部）

ア 震度分布

島しょ部の一部で震度6弱が想定されるが、ほとんどの地域（島しょ部面積の99%）で震度5強以下と想定される。

イ 最大津波高及び最大津波高到達時間

島ごとの想定結果は以下のとおりである。

ここでは最大津波高到達時間（各ケースのうち最短のもの）を示しているが、実際には最大津波高が到達するよりも早く津波が到達するおそれがあることに十分注意が必要である。

第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標
第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

(ア) 伊豆大島（大島町）

表：ケース別地点別最大津波高及び最大津波高到達時間（最短ケース）。以下（イ）～（サ）も同様

注：最大津波高は地殻変動量（沈降量）込みの値である。以下（イ）～（サ）も同様

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)元町港・元町漁港	11.61	4.17	3.12	11.63	11.05	28.2(ケース①、⑥)
(2)岡田港・岡田漁港	8.34	3.38	2.93	8.33	8.55	29.1(ケース①、⑥)
(3)泉津漁港	3.01	1.88	1.60	3.01	3.15	27.9(ケース①、⑥)
(4)波浮港	7.82	4.22	3.15	6.95	8.20	51.2(ケース⑧)
(5)差木津漁港	8.06	3.16	2.33	8.05	8.72	21.5(ケース①、⑥)
(6)野増漁港	15.14	3.87	2.79	15.11	13.95	27.7(ケース①、⑥)

(イ) 利島（利島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)利島港	11.65	3.20	2.58	11.64	12.30	17.0(ケース①、⑥)

(ウ) 新島（新島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)新島港	23.16	4.82	3.92	23.13	23.67	15.9(ケース①、⑥)
(2)若郷漁港	22.29	5.23	3.94	22.30	22.37	17.8(ケース①、⑥)
(3)羽伏漁港	10.70	4.58	3.88	11.94	11.81	44.0(ケース⑥)

(エ) 式根島（新島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)式根島港	10.10	3.69	3.26	10.12	9.91	15.2(ケース①、⑥)
(2)野伏漁港	22.37	4.79	3.82	22.39	22.32	14.2(ケース①、⑥)
(3)小浜漁港	18.14	4.37	3.85	18.12	18.08	15.3(ケース①、⑥)

(オ) 神津島（神津島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)神津島港	23.44	8.65	3.94	23.44	23.24	13.8(ケース①、⑥)
(2)三浦漁港（多幸港）	14.97	6.10	3.84	14.97	15.50	17.4(ケース①、⑥)
(3)三浦湾	23.97	6.13	3.53	23.93	24.18	16.8(ケース①、⑥)

第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標

第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

(カ) 三宅島（三宅村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)三池港	9.22	4.57	8.28	10.34	9.86	36.0(ケース①、⑥)
(2)坪田漁港	7.14	5.42	4.37	8.17	9.17	23.4(ケース①)
(3)阿古漁港	10.90	5.87	3.87	10.89	11.33	22.7(ケース①、⑥)
(4)伊ヶ谷港	15.87	8.13	3.84	15.86	14.42	24.7(ケース①、⑥)
(5)大久保港・大久保漁港	12.67	4.66	4.02	12.66	11.38	26.7(ケース①、⑥)
(6)湯の浜漁港	11.98	5.65	4.20	11.98	11.15	26.9(ケース①、⑥)

(キ) 御蔵島（御蔵島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)御蔵島港	5.30	3.78	2.66	5.13	4.80	21.4(ケース⑥)

(ク) 八丈島（八丈町）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)神湊漁港	10.66	5.86	4.72	9.33	8.50	35.9(ケース②)
(2)神湊港	7.72	6.21	5.73	7.16	8.62	39.6(ケース②)
(3)洞輪沢漁港	9.92	9.74	7.65	11.45	9.58	32.9(ケース①)
(4)中之郷漁港	11.09	5.62	4.70	10.87	7.36	28.4(ケース⑥)
(5)八重根港・八重根漁港	15.73	9.28	4.74	17.16	13.41	27.5(ケース①)
(6)ナズマド漁港	5.41	4.66	2.34	5.07	4.19	23.5(ケース⑥)
(7)出鼻漁港	6.02	5.70	2.67	6.25	5.07	28.3(ケース①)

(ケ) 青ヶ島（青ヶ島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)青ヶ島港	6.68	5.15	4.89	9.42	5.27	35.5(ケース②)
(2)大千代港	6.95	6.27	5.03	7.24	6.56	32.4(ケース①)

(コ) 父島（小笠原村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)二見港・二見漁港	7.85	7.99	9.49	8.82	6.60	112.7(ケース①)

(サ) 母島（小笠原村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)沖港	7.94	7.91	12.05	7.93	7.94	109.6(ケース⑤)
(2)母島漁港（東港）	7.91	10.01	10.60	8.72	8.28	120.5(ケース⑤)
(3)母島漁湾（北港）	6.86	6.36	8.19	8.51	7.63	108.0(ケース⑤)

ウ 建物被害及び人的被害

津波による被害が甚大となり、島しょ部全体としては南海トラフ巨大地震（東側ケース＋経験的手法）津波ケース⑥が建物被害が最大に、津波ケース①が人的被害が最大となる。

下表は、いずれもほとんどが津波による被害であるが、急傾斜地崩壊等による被害も含まれている。

		冬・昼	冬・早朝
建物被害	建物全壊棟数		
	南海トラフ①	1,198 棟	
	南海トラフ②	131 棟	
	南海トラフ⑤	257 棟	
	南海トラフ⑥	1,258 棟	
	南海トラフ⑧	1,184 棟	
人的被害	死者数		
	南海トラフ①	678 人	953 人
	南海トラフ②	7 人	7 人
	南海トラフ⑤	9 人	11 人
	南海トラフ⑥	663 人	937 人
	南海トラフ⑧	585 人	927 人

* 津波による人的被害は、最大被害となる「早期避難者比率が低い場合」

* 死者数には、行方不明者数を含む。

(3) 島しょ部における共通被害様相

ア ライフライン被害

項目	被害様相
上下水道	○ 津波浸水域に立地する水源施設や浄水施設等が被害を受けることで中長期にわたり上水道が使用できなくなる可能性がある。 ○ 式根島は新島からの海底導水管が津波により破断した場合、中長期に渡り供給停止となる可能性がある。新島及び神津島では津波浸水域に下水処理施設が立地しており、水洗トイレが使用できなくなる住宅や施設等が発生する可能性がある。

第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標

第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

項目	被害様相
電力	○ 内燃力（ディーゼル）発電所や配電設備等の被災により、島内の電力供給が停止する可能性がある。 ・ 新島、神津島、三宅島、父島の発電所は津波浸水域に立地しているため津波の被害を受ける恐れがあり、また、発電所の建物及び配電設備に被害が発生した場合は運転停止により停電が発生する可能性がある。 ・ 新島から送電を受ける式根島は海底ケーブルの切断等により島内の電力供給が停止する可能性がある。 ・ 津波浸水域に配電設備があり津波の被害を受けた場合、電力供給が停止する可能性がある。 ○ 内燃力（ディーゼル）発電所において被害が発生しない場合であっても、島外からの燃料供給が途絶え停電する可能性がある。
通信	○ 海底通信ケーブルの被災により通信が途絶する可能性がある。 ○ 島内の電話線等が複数断線し、通信や通話が困難となる可能性がある。 ○ 停電により、通信設備が停止して通信が途絶する可能性がある。 ○ 携帯電話は伝送路を海底通信ケーブルに依存しているため、海底通信ケーブルの被災により音声通信もパケット通信も利用が困難になる可能性がある。
ガス等	○ 各住戸のガス設備に損傷が生じない限りは使用できる可能性が高い。 ○ 港湾施設の被災や航路の閉鎖により、内地からプロパンガスの搬入が途絶する可能性がある。この場合、ガスがなくなり使用できない家庭や施設がでてくる可能性がある。

イ 交通インフラ被害

項目	被害様相
道路・ 島内交通	○ 津波や急傾斜地崩壊によって通行不能となる箇所が発生する可能性がある。 ○ 車両の被災により車やバスが利用できず、生活に支障をきたす可能性がある。 ○ 発災により航路等が利用できず物流が途絶え、燃料不足が発生し車やバスが利用できない期間が中長期に渡る可能性がある。

第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標
第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

項目	被害様相
港湾・漁港	○ 津波による貨物の海洋への流失、引き波により転覆・沈没・破損した船舶が港湾施設にぶつかることで、航路障害や倉庫、荷役施設や防波堤の損壊などの被害が発生し、航路の閉鎖や港湾施設の機能停止等が発生する可能性がある。 ○ 航路の閉鎖や港湾施設の被災等により、生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。
空港等	○ 空港やヘリポートは高台に設置されているため津波による浸水リスクは低く、被害は限定的と想定される。 ○ 停電等の影響により通常通り利用できない場合は、生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。

第2節 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

目標

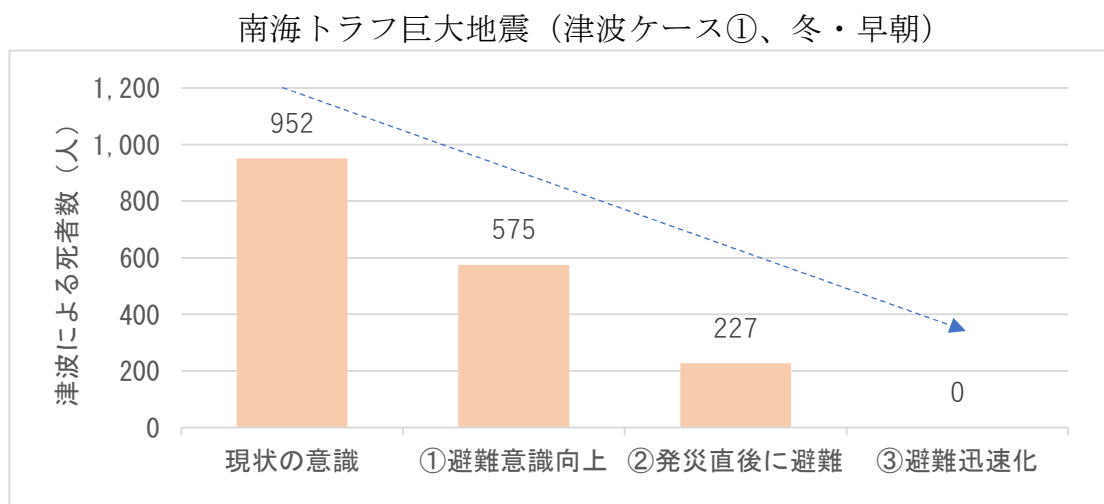
津波による人的被害をゼロとする。

- 南海トラフ巨大地震等においては、津波高が高く、到達時間も数十分以内と早いため、津波浸水域において、大きな人的被害が想定される。

島しょ部全体で、津波ケース①が人的被害が最大となる。次の図は、複数の条件で計算した場合に、人的被害がどのように変化するかを示すものである。

災害において人命を守ることは最優先かつ重要な課題であり、津波による人的被害を削減するためには、迅速な避難につながる備えが重要である。

そこで、都は、目標達成に向けて、国、関係機関、島しょ町村、住民及び事業者と協力して、段階的に対策を推進し、最終的には、津波による人的被害ゼロを目指していく。



歩行速度：健常者中心の場合で 2.72km/時（平野部）、1.72km/時（傾斜部）、避難行動要支援者の場合で 1.89km/時（平野部）、1.20km/時（傾斜部）

現状の意識：地震発生後、早期に避難開始（地震発生後、10分で避難開始）する人の割合が 38.7%

避難意識向上：地震発生後、早期に避難開始する人の割合が 7割、的確な津波情報・避難情報の伝達や呼び掛け

発災直後に避難：地震発生後全員が早期に避難開始する場合

更に避難迅速化：全員が発災直後に避難し、さらに早朝の避難開始までの時間を昼間と同水準の 5分に短縮し、避難速度を 1.5倍に上げた場合

<目標達成のための主な対策>

- ・ 津波浸水ハザードマップの作成
- ・ 町村、地域及び事業者の津波避難計画策定
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有

第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標

第2節 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

- ・ 個別避難計画の作成及び情報共有
- ・ 津波避難訓練の実施
- ・ 避難路（夜間照明等を含む。）の整備
- ・ 津波避難意識向上に向けた普及啓発

第3章 都、島しょ町村及び防災機関の役割等

第1節 都、島しょ町村及び防災機関の役割

都、島しょ町村及び防災機関の役割は、第2部第1章「都、区市町村等の基本的責務と役割」の第2節「都、区市町村及び防災機関の役割」に定めるところによるが、南海トラフ地震等防災対策に係る役割については、第4部第4章「南海トラフ地震等防災対策」において定める。

第2節 島しょ住民と地域の防災力向上

自助又は共助による地域の防災力向上については、第2部第2章「都民と地域の防災力向上」に定めるところによるが、本節では、島しょにおける南海トラフ地震等の対策として必要な取組について定める。

1 自助による都民の防災力向上

短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、迅速な避難行動の確保のために住民は第2部第2章第5節予防対策「1-1 都民による自助の備え」P●●に定める取組に加え、以下の取組に努める。

- ・ 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。
- ・ 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法（災害用伝言ダイヤル 171 等）などをあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておく。
- ・ 地域ごとの津波避難計画の策定へ参画する。
- ・ 遠隔離島である島しょにおいて、物資等の供給が途絶することが想定されるため、地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。
- ・ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、その後津波を伴う地震が発生する可能性があることを踏まえ、日常生活を行いつつできるだけ安全な行動をとるという観点から、町村等からの情報を十分に確認し、あわせて避難先、避難方法、備蓄物資の確認等を行う。
- ・ 事前避難対象地域の住民等は、自らの生命を自ら守るために事前避難等の適切な行動をとる。

2 地域による共助の推進

消防団又は防災市民組織の活動の充実強化により、地域における共助の取組を

進めていく。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合等における地域の支援体制を整備する。

- ・ 避難行動要支援者名簿等による、地域の要配慮者の把握
- ・ 避難の際、要配慮者を支援する連絡体制の強化
- ・ 行政、地域内の企業、事業所との連携又は協力体制の強化

3 事業所による自助・共助の強化

事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、可能な限り1週間程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の事前避難対象地域等について確認を行う。

地域における共助の取組に協力するよう、行政、防災市民組織等との連携や協力体制を強化する。

さらに、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの津波避難計画を策定するなど、観光客等を安全に避難させる支援を行う。

また、特別措置法第7条に基づき、南海トラフ地震防災対策計画の作成を義務付けられている事業者は同計画の策定を行う（詳細は、第4部第4章第1節「5 事業所に対する指導等」参照）。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 災害予防対策

本節では、特別措置法第3条で指定された推進地域に係る整備事業の推進及び島しょ町村における津波被害等を軽減するための災害予防対策について定める。

1 緊急整備事業

南海トラフ巨大地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することにより都民の生命及び財産を守るため、都及び推進地域の島しょ町村は、あらかじめ避難場所、避難経路、海岸保全施設等各種防災関係施設の整備を推進する必要がある。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進計画に定める緊急整備事業

都及び推進地域の島しょ町村は、特別措置法第5条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号。以下「特別措置法施行令」という。）第1条の規定に基づき、下記の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）に定めるよう努めるとともに、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

ア 地震防災上緊急に整備すべき施設等

次に掲げる施設等で当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。

(ア) 避難場所

最大クラスの津波に対し、人命を守ることを目的として、高台等の安全な地域に避難場所の整備を図ること。

(イ) 避難経路

避難時間の短縮、避難経路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、避難経路の整備を図ること。

(ウ) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設等

消防団による避難誘導のための拠点施設や緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他消防用施設の整備を図ること。

(エ) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

消防用資機材の運搬に支障があるなど、消防活動が困難な区域を解消する道路の整備を図ること。

(オ) 延焼防止上必要な道路若しくは公園等

木造住宅が密集するなど、火災延焼の危険がある区域において、延焼防止に必要な道路、公園その他の公共空地等の整備を図ること。

(カ) 緊急輸送を確保するため必要な道路、空港施設、港湾施設等

人員・緊急物資・復旧用資機（器）材等の輸送機能を確保するために必要となる施設の整備を図ること。

(キ) 共同溝、電線共同溝等

電柱の倒壊による道路閉塞などに有効な対策となる電線共同溝等の整備を図ること。

(ク) 海岸保全施設等

津波による被害の発生を防止又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため、海岸保全施設や津波防護施設の整備を図ること。

(ケ) 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要となる砂防施設、地すべり防止施設等の整備を図ること。

(コ) 公的医療機関、社会福祉施設、その他改築、補強を要するもの

発災時に重要な役割を果たす公的医療機関、要配慮者に係る社会福祉施設及び公立小中学校等において、改築、補強など必要な整備を図ること。

(サ) 農業用排水施設

農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修等を要するものについて、整備を図ること。

(シ) 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

防災拠点としての機能を有する庁舎など、発災時に応急対策の拠点となる地域防災拠点施設の整備を図ること。

(ス) 防災行政無線設備等

発災時において、迅速かつ的確な被害状況の把握や住民への災害情報の伝達を行うために必要となる、防災行政無線設備等の整備を図ること。

(セ) 被災者の生活に不可欠なものを確保するための施設又は設備

被災者の生活に必要な飲料水、食料等を確保するため、貯水槽、備蓄倉庫、その他施設又は設備の整備を図ること。

(ソ) 救助用資機材、その他の物資の備蓄倉庫

発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要となる救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備を図ること。

(タ) 救護設備、その他の設備又は資機材

発災時に負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図ること。

(2) 津波避難対策緊急事業計画

推進地域のうち、特別措置法第10条で南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された島しょ町村は、特別措置法第12条の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業に関する津波避難対策緊急事業計画（以下「緊急事業計画」という。）を作成することができる。

緊急事業計画の作成に当たっては、島しょ町村の地域防災計画において、基本となるべき事項を定める。

ア 基本的な方針

島しょ町村における津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき緊急事業計画の基本となるべき事項を定める。

イ 目標及びその達成期間

津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定める。

(3) 都における推進計画に定める緊急整備事業

都における推進計画は次の事業を基本とするとともに、本項以降で規定するが、特別措置法及び特別措置法施行令が規定する範囲で、適宜、推進計画を見直すこととする。

なお、各事業の具体的な目標及びその達成の期間については、別途定める。

ア 避難場所

最大クラスの津波に対して、人命を守ることを目的に、高台等への避難が困難な港湾・漁港区域に津波避難施設を整備する。

イ 避難経路

避難時間の短縮、避難経路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、町村と連携し、避難経路等の整備を検討する。

ウ 緊急輸送を確保するため必要な道路、空港施設、港湾施設等

発災時における人員や緊急物資等の緊急輸送機能を確保するため、港湾・漁

港・空港施設の改良等を実施する。

エ 海岸保全施設等

防波堤など既存施設の改良等に当たっては、津波に対して倒壊しにくい構造に改良するなど、津波低減効果を高めていく。

オ 被災者の生活に不可欠なものを確保するための施設又は設備

津波による浸水から、被災者の生活に不可欠となる備蓄物資等の被害を防ぐため、備蓄倉庫等は高台や浸水が及ばない建物階へ設置する。

2 地震・津波対策の推進

(1) 地震・津波対策の推進

ア 対策内容と役割分担

伊豆諸島及び小笠原諸島の防災対策は、「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、浸水被害を軽減するとともに、必要な耐震強化等に取り組む。

なお、発生頻度の高い地震・津波に対しては、海岸保全施設等の構造物で防護するための対策を講じるとともに、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波に対しては、避難対策等により人命を守ることを目標とする。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、各島の津波対策を支援 ○ 救出救助活動等に伴う人員や物資の輸送について、船舶のみならず、ヘリコプター等を活用するなど輸送体制の複線化を検討 ○ 島しょ部において応急対策に必要な燃料確保等を行う。 ○ 南海トラフ地震対処要領の策定
都 総 務 局 警 視 庁 東 京 消 防 庁	○ 島しょ地域におけるリアルタイムでのヘリテレ映像を、都、警視庁及び東京消防庁で共有するための検討を行う。
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	○ 海底光ケーブルのループ化によるバックアップ体制を確保 ○ 常時通信状況を監視するとともに、ケーブル損傷発生時に復旧作業に向かう体制を整備 ○ 波浪によるケーブルの切断損傷を防ぐ強靱化対策工事を実施
都 環 境 局 都 産 業 労 働 局	○ 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入など、防災力の向上に資する自立・分散型エネルギーの導入を支援

機 関 名	対 策 内 容
都 産 業 労 働 局	○ 漁船又は養殖施設の係留促進及び漁業用燃料タンクの耐震化・耐浪化を事業者等へ働き掛ける。
都 建 設 局	○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、海岸保全施設の整備推進や必要に応じた既存施設の改良等を促進 ○ 島しょ町村が策定する津波避難計画等を踏まえて、迂回路又は代替路の確保を検討
都 港 湾 局	○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、港湾施設及び海岸保全施設等の整備推進や必要に応じた既存施設の改良等を実施 ○ 発災時における人員や緊急物資等の緊急輸送機能を確保するため、港湾・漁港・空港施設の改良等を実施 ○ 既存施設の改良等に当たっては、津波に対して倒壊しにくい構造に改良するなど、津波低減効果を高める。
島 しょ 町 村	○ 指定緊急避難場所等、避難路等について、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波を想定した整備等を推進 ○ 地域の実情を踏まえつつ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定するなど、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 南海トラフ巨大地震等に関し、人的・物的被害などを島ごとに検証し、島しょ町村に提供するなど、各島の津波対策を支援する。
- 南海トラフ地震対処要領において、島しょ町村、救出救助機関等との連携体制を踏まえた発災後対応をタイムライン等で整理する。

《都総務局》《警視庁》《東京消防庁》

- 島しょ地域におけるヘリテレ映像のリアルタイム受信を可能とし、都、警視庁及び東京消防庁で共有する体制の実現に向けた検討を行う。
(第2部第7章「情報通信の確保」P●●参照)

《デジタルサービス局》

- 都所有海底光ケーブルのループ化により、通信のバックアップ体制を確保する。
- 常時通信状況を監視するとともに、ケーブル損傷発生時に迅速に復旧作業に向かう体制を整備する。
- 利島、御蔵島では海底光ケーブルが陸上に揚がる箇所において、波浪によるケーブルの切断損傷を防ぐ強靱化対策工事を実施する。

《都環境局》《都産業労働局》

- 島しょ地域における都有施設等に、非常用電源としても有効な太陽光

発電設備と蓄電池を設置する。

- 島しょ地域での再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、技術的助言等を行うとともに、島の全ての電力を再生可能エネルギーで賄うための調査・検討を行う。

《都建設局》《都港湾局》

- 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、護岸などの海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。

《都港湾局》

- 想定地震・津波に対して、港湾・漁港施設等の耐震性・耐波性の向上を図るため、施設の改良等を実施する。
- 防波堤等を津波に対して倒壊しにくい構造に改良し、津波低減効果による減災効果を高めていく。
- 島しょ港湾・漁港の緊急輸送用岸壁は、「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針（平成26年1月東京都港湾局離島港湾部計画課）」に基づき、整備を推進していく。（資料第●●「島しょ港湾・漁港の緊急輸送用岸壁整備計画」別冊①資料P●●）
- 島しょ部の緊急輸送用岸壁等と東京における輸送拠点との機能連携に取り組み、防災力を向上させる。

（資料第●●「島しょ港湾・漁港けい船施設現況」別冊①資料P●●）

《島しょ町村》

- 指定緊急避難場所等・避難施設、避難路・避難階段等について、発生頻度が少ない最大クラスの地震・津波想定を踏まえ、整備、指定等を着実に推進する。
- 夜間、季節等の状況に応じて円滑な避難が可能となるよう避難体制を確立するため、必要に応じて避難路や夜間照明の整備を推進する。
- 島しょ町村は、都と連携し、地域の実情を踏まえつつ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定するなど、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりに取り組んでいく。

《都各局》《島しょ町村》

- 地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、避難行動要支援者に関わる社会福祉施設、医療施設等の建築物の耐浪化等を推進するとともに、想定される津波の高さ、立地条件等の地域の実情等を踏まえた津波対策を講じる。

3 避難等対策

（1）事前避難対象地域の指定

津波避難計画の策定等については、第2部第5章「津波等対策」第5節予防対策「5 津波避難計画の策定等」（P●●）に定めるところによるが、島しょ町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、地域住民等が後発地震発生後の避難では、津波の到達までに避難が間に合わない

いおそれがある地域として事前避難対象地域をあらかじめ定める。

また、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として住民事前避難対象地域を、事前避難対象地域のうち要配慮者等に関り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として高齢者等事前避難対象地域をあらかじめ定める。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定等

避難指示を行った場合、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要があることから、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所等を指定し、住民へ周知するなど、円滑な避難を推進する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の住民への周知 ○ 島しょ町村が実施する指定緊急避難場所、指定避難所等の機能の強化を支援
都 支 庁	○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の選定について、管内町村を支援
都 福 祉 保 健 局 (島しょ保健所)	○ 東京都災害情報システム (DIS) への入力、支庁からの報告等に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所等(福祉避難所含む)の所在地等について把握 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の衛生確保について管内町村を指導 ○ 法人設置の社会福祉施設等の福祉避難所等指定を支援
都 教 育 庁	○ 指定避難所等に指定されている都立学校における避難所運営支援
島 しょ 町 村	○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・確保及び住民への周知 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の安全性確保 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等において、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入を検討 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等において、住民の特性に応じた情報提供手段を確保

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 効率的・効果的な避難を実現するため、指定緊急避難場所、指定避難所等の役割、安全な避難方法について、島しょ町村と連携を図りながら周知していく。
- 島しょ町村が実施する指定緊急避難場所、指定避難所等の機能の強化について助言するなど、安全・安心な指定緊急避難場所、指定避難所等

における生活の確保を支援していく。

《都福祉保健局》

- 「避難所管理運営の指針」及び要配慮者対策に係る各指針に基づき、「避難所管理運営マニュアル」などの作成・改訂に関する島しょ町村における取組を支援する。
- 法人設置の社会福祉施設等について、島しょ町村による福祉避難所への指定を支援する。

《都教育庁》

- 指定避難所等に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、町村職員との役割分担について協議の上、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定し、避難所運営を支援する。

《島しょ町村》

- 指定避難所等の開設・管理運営については、第2部第10章「避難者対策」第5節応急対策「2 避難所の開設・管理運営」(P●●)に定めるところによるが、南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策に当たって、指定避難所等の開設期間は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の日から1週間を目安とする。

4 広報及び教育

南海トラフ地震等による災害に適切に対応するためには、都民及び職員等が地震及び津波に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

都は、都民が南海トラフ地震等災害に対して的確な行動がとれるように不断に地震及び津波に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

(1) 防災広報

地震・津波災害に対応するため、平常時から、津波の高さ・津波の到達時間、防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

また、推進地域に指定された町村では、津波防災意識の啓発、教育及び観光客の安全確保など、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、的確な判断に基づいた行動ができるための広報活動を行う。

さらに、地域の防災市民組織の育成やその活用、各種商工団体、PTA、その他の公共的団体、事業所等の協力を得るなど多様な手段を用い、住民等の立場を考慮した広報を行う。

ア 主な実施事項

- 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生し

た場合の出火防止策等、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

- 正確な情報の入手方法
- 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 各地域における避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 各地域における指定緊急避難場所、避難経路等に関する知識
- 地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 津波避難意識向上を図る内容

イ 広報の方法

①テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③印刷物等による地域的・現場的広報により実施する。

(ア) テレビ、ラジオ、新聞等による広報

- a 各放送機関は、南海トラフ地震等情報番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。
- b 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて南海トラフ地震対策の内容の周知に努める。

(イ) インターネット等による広報

ホームページや「東京都防災アプリ」など、様々な媒体を通じ、自助の必要性に係る意識啓発を行う。

(ウ) 印刷物による広報

防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、普及啓発冊子の作成・配布、活用促進により意識啓発を行う。

(エ) イベント、講演会等による広報

防災展又は津波防災の日におけるイベントの実施、講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

ウ 島しょ町村による広報

島しょ町村は、パンフレット、ワークショップによる広報のほか、地域の実情に応じて広報を行う。

また、津波に関する看板の設置、住民等へのハザードマップ等の配布などにより、避難方法等の周知徹底を図る。

エ 事業者による広報

- 旅館及びマーケットをはじめ不特定多数の者が立ち寄る施設では、現地の地理に不案内な観光客向けのチラシ又はパンフレットにより、指定緊急避難場所、

避難経路等の広報を行うよう留意する。

- 電気事業者・ガス事業者は、電気、ガス等の住民等への使用上の注意など、二次災害防止に関する広報を行う。
- 通信事業者は、以下の取り組みを実施する。
 - ・ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布
 - ・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介
 - ・ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援
 - ・ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
- 船舶運行事業者は、船客待合所や船舶内等不特定多数の者が立ち寄る施設等では、チラシやパンフレットにより、指定緊急避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。

（２）教育指導

ア 幼児・児童・生徒に対する教育

都、島しょ町村、当該区域内学校等においては、次の事項について、幼児・児童・生徒に対する地震防災教育を実施する。

（ア）教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- a 地震発生時の安全行動
- b 登下校（園）時等の安全行動等

（イ）教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

イ 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、津波警報等が発せられた場合又は津波が発生した場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

（ア）教育指導事項

- a 南海トラフ巨大地震等での津波の基本的事項
- b 道路交通と交通規制の概要
- c 自動車運転者のとるべき措置
- d その他の防災措置等

（イ）教育指導の方法

- a 運転免許更新時の講習
- b 安全運転管理者講習
- c 自動車教習所における教育、指導

（３）職員への教育

都及び島しょ町村は、南海トラフ地震等に関する知識など、発災時に職員が

果たすべき役割に相応した防災教育を実施する。

ア 主な実施事項

- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に職員が果たすべき役割
- 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

5 事業所に対する指導等

(1) 南海トラフ地震防災対策計画の作成

津波による災害を防止するため、下記の条件に該当する施設等の管理者・運営者は、特別措置法第7条に規定する南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成する。

ア 対策計画の作成義務者

対策計画（準用（みなし）される計画を含む。以下この項について同じ。）の作成を法律上義務づけられている者（以下「対策計画作成義務者」という。）は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定める「対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者」で特別措置法第7条第1項各号及び特別措置法施行令第3条各号に掲げる、旅館、マーケット等の不特定多数の者が出入りする施設、危険物施設、電気・水道などの施設、旅客航路事業等を管理又は運営する者である。

なお、推進地域内で作成義務を生じない地区においても、自主的に対策計画を作成することが望まれる。

イ 作成期限

対策計画作成義務者は、推進地域の指定の日から6か月以内に、また事業を開始する等により対策計画作成の義務が生じるときは、事業の開始に先立ち対策計画を作ることとされている。

なお、施設の拡大、事業内容の変更等により対策計画を変更する必要があるときは、対策計画を変更しなければならない。

ウ 対策計画に記載すべき事項

- 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - a 各計画において共通して定める事項
 - ・ 津波に関する情報の伝達等

- ・ 避難対策
- ・ 応急対策の実施要員確保等
- b 個別の計画において定める事項
 - ・ 病院、百貨店その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者が行う、津波情報等の顧客等への伝達、避難のための措置等
- 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
- 防災訓練に関する事項
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

エ 対策計画の届出先等

対策計画の届出先等は、次表により行うものとする。

特別措置法施行令第3条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と根拠規程	届出先
1	不特定多数人が出入りする以下の用途の防火対象物	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・ 島しょ町村長 ・ 消防本部消防長
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）、文化財等	[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・ 都知事
2	複合用途防火対象物のうち、その一部が以下の用途（不特定多数人が出入りするものに限る）に供されているもので、当該用途部分の収容人員が30人以上のもの	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・ 島しょ町村長 ・ 消防本部消防長
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）等	[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・ 都知事
3	危険物施設	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程（特別措置法第8条みなし規定）	・ 都知事
11	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業	[一般旅客定期航路事業] 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の安全管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特	・ 関東運輸局長

第4章 南海トラフ地震等防災対策
第1節 災害予防対策

特別措置法施行令第3条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と根拠規程	届出先
		別措置法施行規則第3条みなし規定)	
		[旅客不定期航路事業] 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の安全管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第3条みなし規定）	
12	一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法、運行管理規程）	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第3条みなし規定）	・ 都知事
13	学校、専修学校、各種学校	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・ 島しょ町村長 ・ 消防本部消防長
		[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・ 都知事
14	社会福祉施設等	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・ 島しょ町村長 ・ 消防本部消防長
		[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・ 都知事
21	水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業、専用水道	対策計画	・ 都知事
22	電気事業	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程（特別措置法第8条みなし規定）	・ 経済産業大臣

注）特別措置法施行令第3条の第4～10、15～20、23～24号に規定する施設等については、推進地域内での対策計画を策定する必要がある者の範囲に該当する施設等が存在しないことから、記載していない。

（２）事業所に対する指導

対策計画の作成指導については、前記（１）エに掲げる届出先の機関が行う。
また、推進地域内で作成義務を生じない地区の事業所に対しても、発災時の

対応措置に関して消防計画等、予防規程及び事業所防災計画に定めるよう指導し、定める場合は必要な助言及び支援を行う。

さらに、災害発生により、輸送手段等が途絶する可能性があることから、島しょの事情を踏まえ、各事業所においても、地域住民等と同様、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄など、防災対策を働き掛ける。

6 防災訓練の充実

南海トラフ地震に伴う津波による災害が発生した際の防災措置の円滑化を図るため、津波からの迅速な避難や津波警報等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び島しょ町村における訓練を実施する。

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 島 しょ 町 村	○ 津波を想定した防災訓練を実施

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》《島しょ町村》

- 地震の発生により短時間で到来する津波を想定した防災訓練を都と島しょ町村とが合同で実施するなど、訓練で得られた成果や課題を検証して、島しょ町村の新たな避難計画の策定及びその後の防災訓練に活かしていく。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定した防災訓練についても実施する。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 災害予防対策

区分	機 関	内 容
総合防災訓練	都	南海トラフ地震発生に伴う津波被害が発生するおそれがある場合又は発災した場合における、都・推進地域指定町村及び各防災機関がとる防災措置及び津波による発災時の応急対策が、迅速かつ的確に行えるよう住民等の協力を得て、津波避難対策に重点をおいた実動訓練等を実施し、推進地域での訓練の充実を図る。 - 参加機関 都各局、島しょ町村、指定地方行政機関、指定公共機関、事業所、施設利用者、住民等 - 訓練項目 非常参集訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練及び避難訓練 - 実施時期 他の防災訓練等との調整を行い実施する。 また、津波防災の日（11月5日）も考慮し、実施するよう検討する。
島しょの訓練	町 村	南海トラフ地震発生に伴う津波被害が発生するおそれがある場合又は発災した場合において、防災活動を円滑に進めるため、特に津波情報伝達訓練を実施するとともに、住民の津波避難訓練など地域の実情に合わせた訓練を実施する。 そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施することで実践的能力のかん養に努める。 - 参加機関 島しょ町村、地域住民、事業者、防災機関等 - 訓練項目 非常招集訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練、避難訓練、要配慮者等避難誘導訓練、津波警報等情報伝達訓練及び消防訓練 - 実施時期 他の防災訓練等との調整を行い実施する。 また、津波防災の日（11月5日）も考慮し、実施するよう検討する。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

本節では、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応について定める。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、地震・津波による被害が発生している場合は、本章第3節「災害応急対策」に基づいて対応する。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

情報名	発表条件
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化（※4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○ （巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニ

チュードで6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定

レベル3：レベル1の2倍に設定

「有意な変化」とは上記レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

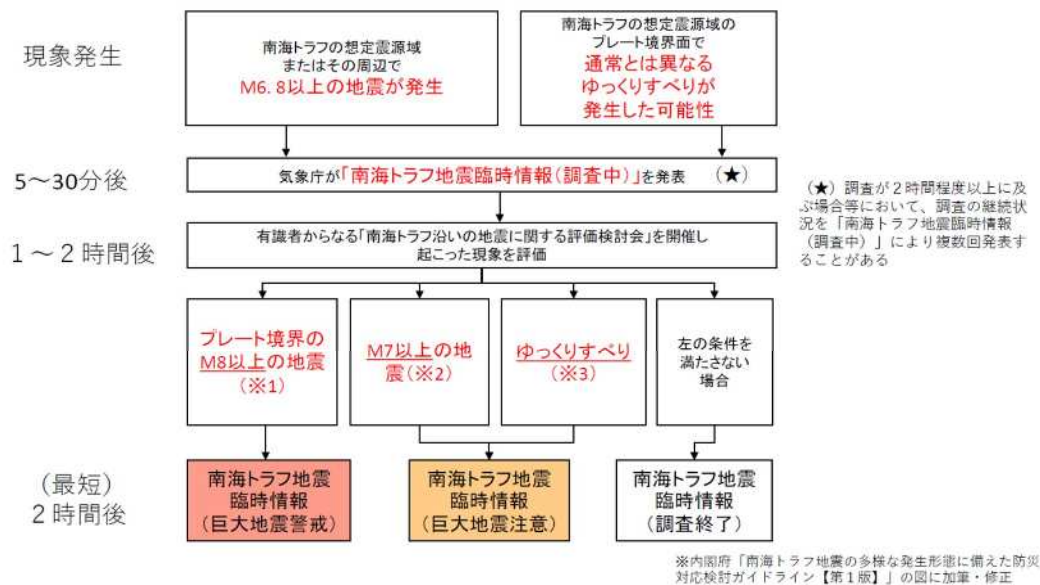
※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40 km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(資料) 気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について (令和元年5月31日)

(2) 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応

- 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表された場合
都、島しょ町村、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努める。
- 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合
都、島しょ町村、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して次の期間注意する措置をとる。
 - ・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く)が発生する場合: 1週間
 - ・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合: プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間
- 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表された場合
都、島しょ町村、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。
また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
なお、機関ごとの情報の伝達体制は、次のとおりとする。

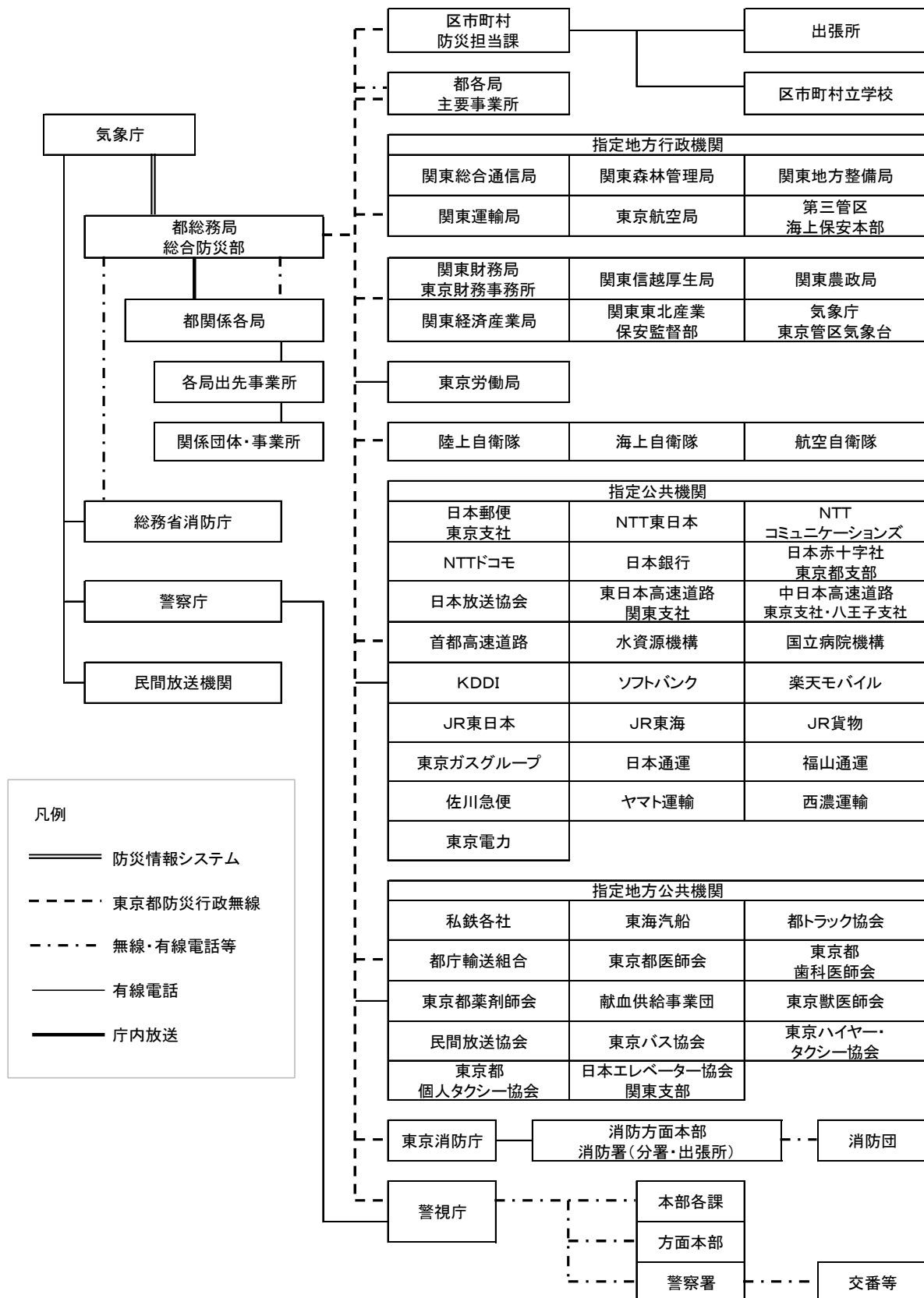
第4章 南海トラフ地震等防災対策
第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

機 関 名	内 容
都 各 局	1 都総務局は、情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を区市町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等の各関係機関に伝達（資料第●●「東京都防災行政無線回線構成図」別冊①資料P●●、資料第●●「東京都防災行政無線移動系回線構成図」別冊①資料P●●） 2 都各局は、都総務局から情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知 3 都生活文化スポーツ局は、上記2のほか、私立学校に伝達 4 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達
島 し ょ 町 村	情報を受けたときは、直ちに各課及び各出先事業所に伝達するとともに、町村教育委員会を通じて町村立学校（園）長に伝達する。社会福祉施設に対しても各所管課を通じて伝達する。 また、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努める。 消防本部・消防団、港湾管理者等と連携して必要な対策を実施
警 視 庁	都総務局又は警察庁から通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達
東 京 消 防 庁	都総務局から通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	情報を受けたときは、船舶に対する伝達（航行警報、安全通報等による）及び関係事業者への周知を行う。 「災害時における放送要請に関する覚書」を締結している放送機関に対し、速やかな放送を依頼する。
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局から通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達
東 海 汽 船	港湾ターミナルに滞在する旅客等に対して、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを周知する。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

【情報の連絡伝達系統図】



2 住民等の避難

(1) 住民等の避難誘導

島しょ町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、先に発生した地震に伴う大津波警報又は津波警報が津波注意報へ切り替わるなど安全が確認された後に、後発地震に備え、高齢者等事前避難対象地域に対し高齢者等避難を、住民事前避難対象地域に対し避難指示を発令し、島しょ町村が指定する指定避難所、知人宅等へ避難誘導する。

また、対象地域外において地震に伴う土砂災害や耐震性に不安がある住居に居住する住民、滞留旅客等についても、必要に応じて指定避難所等へ避難誘導する。

避難誘導に係る機関ごとの対策は次のとおり。

機 関 名	対 策 内 容
都 教 育 庁	○ 児童・生徒の避難誘導
警 視 庁	○ 住民等の避難誘導
島 しょ 町 村 消 防 団	○ 住民等の避難誘導 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○ 滞留旅客者等に関する情報収集
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 船舶交通の整理指導

ア 詳細な取組内容

《都教育庁》

- 校長及び教職員は、地域の防災機関と連絡を取り、必要に応じ計画に従い臨時休校の対応や避難誘導を行い、児童・生徒の安全を図る。

《警視庁》

- 島しょ町村に協力し、あらかじめ指定された指定避難所等へ避難誘導する。
- 避難誘導にあたっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止にあたる。

《島しょ町村》

- 津波警報等の情報収集に努め、地域に応じて、適切な措置をとる。
- 避難指示等を発令した場合、地元警察署、消防本部等の協力を得て、可能な限り地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定した指定避難所等に誘導する。この際、指定避難所等に職員を派遣するか又は指定避難所等の管理責任者と連絡を密にして常に情報を共有する。
- 避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

(2) 指定避難所等の開設・管理運営

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 支 庁	○ 島しょ町村から応援要請を受け、指定避難所等の開設運営に協力
都 福 祉 保 健 局 (島しょ保健所)	○ 島しょ町村からの報告に基づき、局において指定避難所等の開設状況を把握 ○ 島しょ町村の避難住民に対する健康相談支援 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 島しょ町村の衛生管理対策支援 ○ 食料・生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都本部に対して応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。
都 教 育 庁	○ 都立学校に指定避難所等を開設する場合の運営協力
島 し ょ 町 村	○ 指定避難所等（福祉避難所を含む）の開設 ○ 指定避難所等の運営等対策 ○ 食料・生活必需品等の供給 ○ 被災した島しょ町村において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請 ○ 避難住民に対する健康相談 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 指定避難所等におけるトイレ機能の確保 ○ 保健衛生上必要な入浴の確保に努め、住民へ情報提供 ○ 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 ○ 指定避難所等における防火安全性の確保

イ 詳細な取組内容

《島しょ町村》

- 指定避難所等の開設・管理運営については、第2部第10章「避難者対策」第5節応急対策「2 避難所の開設・管理運営」(P●●●)に定めるところによるが、南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策に当たって、指定避難所等の開設期間は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の日から1週間を目安とする。

3 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた機関ごとの対策

(1) 都

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
 - ・ 都総務局総合防災部は「情報連絡態勢」を構築し、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行うとともに、区市町村、都各局、防災関係機関等に対し情報提供を行う。
 - ・ また、東京都防災ホームページ、東京都防災 Twitter、「東京都防災アプリ」等を活用し、都民等に対して情報提供を行う。この際、第4部第3章第2節「島しょ住民と地域の防災力向上」に記載されている取組について再確認を促す。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
 - ・ 都総務局総合防災部は「災害即応対策本部」を設置し、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行うとともに、区市町村、都各局、防災関係機関等に対し情報提供を行う。
 - ・ また、東京都防災ホームページ、東京都防災 Twitter、「東京都防災アプリ」等を活用し、都民等に対して情報提供を行う。この際、都推進計画第3章第2節「島しょ住民と地域の防災力向上」に記載されている取組について再確認を促す。
 - ・ 災害即応対策本部の組織は以下の通り。

本部長	構成員	主な役割
危機管理監	○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○ 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	○ 危機に対処するための対応策の策定 ○ 対応局役割分担の総合調整 ○ 南海トラフ地震臨時情報等の情報共有 ○ 他局又は区市町村の設置する本部等との連携 ○ その他必要な応急対策に関すること

(2) 島しょ町村

- 第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画、島しょ町村地域防災計画等の定めるところにより、都、他区市町村、防災関係機関等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、後発地震の発生等に伴う被害の防止に努める。
- 島しょ町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 島しょ町村は、町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。

- 島しょ町村は、町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置、服務等に関する基準を定める。
- 町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- 島しょ町村は、夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- 災害が発生し、町村本部が設置されるまでは、町村長、支庁長及び警察署長からなる三者連絡会等を開催して災害情報の相互提供等を行う。
- 防災行政無線だけではなく、適宜他媒体を活用すること等により、住民に対し適切な情報を迅速かつ確実に提供する。

なお、警視庁等と連携し、住民等に対し事前避難対象地域内での車両走行は極力控えるように周知する。

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(3) 警視庁・海上保安庁

都民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締りその他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	1 関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。 (1) 各種情報の収集並びに的確な情報発信 (2) 不法事案等の予防及び取り締まり (3) 地域防犯団体等の行う民間防犯活動に対する指導 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときで、町村長若しくはその職権を行う当該町村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を当該町村長に通知 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領等について定め、住民等に周知する。 なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、島しょ町村等と連携し、住民等に対し事前避難対象地域内での車両走行は極力控えるように周知する。

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	1 各種情報の収集及び的確な情報発信 2 海上における治安の維持

(資料第●●「警備活動用資機材の整備」別冊①資料P●●)

(資料第●●「ヘリコプターの機種及び性能基準」別冊①資料P●●)

(資料第●●「警備艇の性能等」別冊①資料P●●)

(4) その他の防災機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、都、島しょ町村等の活動が円滑に行われるよう協力する。

4 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた各施設等の取るべき対策

(1) 船舶

後発地震による被害を防ぐため、必要な情報の伝達、適切な退避措置の実施などにより、船舶の安全を確保する。

(2) 島しょ空港・港湾・漁港

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、国、地方自治体等の応急対策活動、緊急輸送活動等が実施される場合があるため、都港湾局が所管する島しょ空港・港湾・漁港の各施設管理者は、所管する施設の点検等を実施し、これらの活動に協力する。

(3) 水道施設

島しょ町村は、後発地震が発生した場合に備え飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に必要な人員、車両及び資器材の確保、情報収集連絡体制等を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
島 し ょ 町 村	○ 水道施設の点検及び災害発生による被害を受けた場合の応急復旧、広報等の確認 ○ 住民に対する飲料水備蓄の広報
都 支 庁	○ 島しょ町村の要請に応じ、当該町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡にあたる。
都 水 道 局	○ 島しょ町村及び都本部からの要請に応じ、当該町村への技術支援を実施
都 福 祉 保 健 局 (島しょ保健所)	○ 必要に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

(4) 下水道施設等

公共下水道及び浄化槽に係る対策は、町村の定める地域防災計画による。

(5) 電気施設

《東京電力グループ》

- 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針とし、後発地震が発生した場合でも迅速に復旧できるよう備える。
- 津波被害を受ける可能性のある発電所に対しては、電源車などによる暫定的な対応及びその稼動に必要なとなる燃料の調達について検討する。

(6) ガス施設

《都環境局》

- 後発地震が発生した場合でもLPガスが利用できるように、都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の構築について支援を行う。

(7) 通信施設

《各通信事業者》

- 後発地震が発生した場合でも重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、応急復旧対策に備える。
 - ・ 気象状況、災害予報等
 - ・ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
 - ・ その他必要な情報(資料第●●「通信事業者等の活動態勢」別冊①資料P●●●)
(資料第●●「通信事業者等の応急対策」別冊①資料P●●●)

(8) 放送施設

《各放送事業者》

- 南海トラフ地震臨時情報の正確かつ迅速な報道に努める。
その際、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
また、推進地域外の住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。

(9) 危険物、毒劇物施設等

《島しょ町村消防本部等》

- 危険物施設、毒劇物施設等の管理者等に対して、地震発生後の津波等の襲来に備え、避難に要する時間を十分確保した上で当該危険物施設、毒劇

物施設等の実態に応じた措置を講じるよう指導する。

(10) 不特定多数の者が出入りする公共施設等

- 道路、河川、海岸、港湾施設、漁港施設、庁舎、社会福祉施設、学校等の施設管理者は次の措置等を講ずる。
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報の入場者等への伝達
 - ・ 入場者等の安全確保のための待避等の措置
 - ・ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ・ 出火防止措置
 - ・ 水、食料等の備蓄
 - ・ 消防用設備の点検整備
 - ・ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - ・ 各施設における緊急点検、巡視
 - ・ その他、道路利用者に対する情報提供等の必要な措置

(11) 災害応急対策の実施上重要な公共施設等

- 災害応急対策の実施上重要な施設は、後発地震の発生に備え、本節5(1)「飲料水・食料・生活必需品等の確保」に掲げる措置をとるほか、非常用電源の確保や無線通信機器等通信手段の確保、緊急車両や災害対策本部設置に必要な資機材を確保する。

(12) 工事中の建築物等

- 都が工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全保全上必要な措置をとる。

5 飲料水・食料・生活必需品等の確保

後発地震の発生に伴う津波により港湾施設等が大きな被害を受けた場合は、船舶を利用した島しょ地域への物資輸送が困難となり、飲料水・食料・生活必需品等が不足することが想定される。

このため、少なくとも発災後1週間程度は地域内で対応することを目標に、自助、共助、公助が相互に補完できる体制を整備するなど効率的、効果的に飲料水・食料・生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を確保する。

また、公助においては、地域特性を踏まえ、都及び島しょ町村の役割分担等を整理した上で、飲料水・食料・生活必需品や感染症対策に必要な物資等を確実に確保するために、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、必要に応じて物資の供給を行う。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

(1) 物資の供給

島しょ町村は、南海トラフ地震臨時情報の発表を受けて備蓄物資の状況を確認し、備蓄物資が不足している場合には都に対し要請を行う。

都は、要請に基づき、関係機関と連携して、島しょ町村に対し必要な物資の供給を行う。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 島しょ町村の要請を取りまとめ ○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請
都 支 庁	○ 管内町村から支援要請があった場合物資の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整
都 水 道 局	○ 都総務局からの応援要請があった場合は、都水道局が保有する資器材等による応援を実施
都 福 祉 保 健 局	○ 島しょ町村と連携して、分散備蓄等により物資を確保 ○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。 ○ 必要に応じて都備蓄物資を島しょ町村へ放出
島 しょ 町 村	○ 都と連携して、分散備蓄等により物資を確保 ○ 備蓄状況等を確認し、必要に応じて物資調達・輸送調整等支援システムにより都へ要請

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 都総務局は、物資調達・輸送調整等支援システムによる島しょ町村からの要請を取りまとめ、必要に応じ関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請する。

《都支庁》

- 都支庁は、都総務局の要請に応じ、島しょ町村への応援を行う。
- 都支庁は、管内町村から支援要請があった場合、物資の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整をする。（なお、支庁では、コンテナ等を活用して、ブルーシートと土のう袋を確保している。）

《都水道局》

- 都総務局の要請に応じ、島しょ町村への応援を行う。

《都福祉保健局》

- 島しょ町村の指定避難所等やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、島しょ町村と連携して、分散備蓄等により少なくとも発災後1週間程度の物資の確保に努める。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の

登録をする。

- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 島しょ町村の状況を踏まえて、必要に応じて備蓄物資を放出する。

《島しょ町村》

- 島しょ町村は都と連携して、分散備蓄等により少なくとも発災後1週間程度の物資の確保に努める。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 物資確保が困難な場合には、物資調達・輸送調整等支援システムにより、都に対して要請する。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。

(2) 物資の輸送体制

- 島しょ地域に必要な物資を輸送する場合は、海上輸送に伴う荷役が発生するなど、複数の事業者が関係し、調整に時間を要することが想定される。
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、原則として平時の輸送ルートを活用して輸送を行うこととなるが、それだけで不足する場合には、関係する事業者と横断的に調整を図り、迅速に輸送体制を構築する必要がある。
- その場合には、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、臨時便の増発、船舶のチャーター、航空機等による輸送手段を確保し、輸送体制の迅速化及び複線化を図る。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫）の開設 ○ 輸送に必要な船舶、ヘリコプター等を関係各局及び関係機関に要請 ○ 島しょ町村の選定した地域内輸送拠点を把握
都 支 庁	○ 島しょ町村から物資の受入れについて支援要請があった場合、支庁倉庫等を活用 ○ 物資の輸送に必要な車両、船舶等を調達 ○ 島しょ町村からの要請も含め輸送手段の確保が困難な場合は、都総務局に要請
都 福 祉 保 健 局	○ 都備蓄物資の本土側港湾までの陸上輸送を協定団体に要請 ○ 広域輸送基地（トラックターミナル）を開設し、協定民間物流事業者に調達物資等の本土側港湾までの陸上輸送を要請

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

機 関 名	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 島しょ港湾・漁港施設について、受入れ場所の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体、協定団体に要請 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保
島 し ょ 町 村	○ 島しょ町村の備蓄（都の事前配置分を含む。）、調達する食料、生活必需品等の輸送等の方法について定める。 ○ 交通及び連絡に便利な公共施設等を災害時における地域内輸送拠点として選定し、都総務局に報告 ○ 島内の輸送手段について、車両の調達先及び調達予定数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達あっせんを要請
関 東 地 方 整 備 局	○ 緊急輸送に必要な船舶の情報を収集
関 東 運 輸 局	○ 災害時における輸送用船舶のあっせん
日 本 通 運 ヤ マ ト 運 輸 福 山 通 運 佐 川 急 便 西 濃 運 輸 東 海 汽 船 都 ト ラ ッ ク 協 会 協定民間物流事業者	○ 飲料水・食料・生活必需品等の輸送

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 東京都多摩広域防災倉庫を開設し、拠点運営及び本土側港湾までの物資輸送について、協定団体に要請する。
- 他道府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。
また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都総務局へ報告する。
- 各局の用途別必要船舶数を把握して都港湾局に通知し、調達を指示する。
- 都港湾局が調達した船舶及び他道府県及び関係防災機関から都に供与された船舶について、配分する。

《都支庁》

- 食料・生活必需品等の輸送に必要な車両、船舶等を調達する。
- 輸送手段の確保に当たっては、支庁保有の車両又は島内漁業協同組合所属の漁船を活用する。
- なお、車両、船舶等を調達する際には、島しょ町村の調達計画に競合し

ないよう、独自の調達計画を策定し調達する。

《都福祉保健局》

- 都備蓄倉庫の備蓄物資の本土側港湾まで輸送を、協定団体に要請する。
- 調達物資等の一時積替基地として、トラックターミナルに広域輸送基地を開設し、協定民間物流事業者に本土側港湾までの陸上輸送を要請する。
トラックターミナルにおける荷役作業は協定民間物流事業者が行うものとする。

《都港湾局》

- 東海汽船又は協定締結団体（関東旅客船協会、日本船主協会、日本外航客船協会及び日本内航海運組合連合会）から必要な船舶を調達し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を都総務局に回答する。
- 支援物資受入れのため必要な荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。
- 依頼を受けた関係団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、荷役に必要な態勢を整える。
- 荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置・運営について、関係団体に協力する。

《関東地方整備局》

- 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶が確保されるよう努める。

《関東運輸局》

- 都総務局の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。

第3節 災害応急対策

本節では、島しょ町村における津波災害等に対応するための災害応急対策について定める。

1 津波情報の収集・伝達

津波による災害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、津波災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模及び位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さ（※）を求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられている。

津波警報等とともに発表される、予想される津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、マグニチュードが8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表される大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表され、非常事態であることが表現される。

予想される津波の高さが定性的表現で発表された場合は、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等が更新され、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

なお、気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を周知し、その後の国内外の潮位変化に応じて、津波警報や津波注意報を発表することとしている。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等は次のとおりである。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

種類	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表 (発表基準)	定性的 表現 での発表	
大津波警報	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	10m (5m<予想高さ≤10m)		
	5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(気象庁ホームページ参照)

※ 津波の高さ

津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容が更新される場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等は解除される。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断された場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除される場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表している。

以下に、津波情報の種類と発表内容等を示す。

【津波情報の種類と発表内容】

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、上記（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された観測点ごとの最大波の観測時刻と高さ及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

発表中の 津波警報等	観測された 津波の高さ	内容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(気象庁ホームページ参照)

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される 津波の高さ	内容
大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(気象庁ホームページ参照)

- 沿岸からの距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより

大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波による災害が起こるおそれがない場合の発表内容】

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業、釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(気象庁ホームページ参照)

(4) 津波警報等の伝達

津波から住民及び観光客等を守るためには、情報を迅速に伝達することが非常に重要となる。そのため島しょ町村等は、伝達ルートに関係なく最初の津波警報等に接したときは、直ちに地域防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等により住民、観光客、船舶等に広報するなどの的確な措置を行う。

各機関の役割は、次のとおり。

機 関	伝 達 方 法
東 京 管 区 気 象 台 (気 象 庁)	○ 津波警報等を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、総務省消防庁、警察庁、警視庁、海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、NTT 東日本、NTT 西日本、日本放送協会、関東地方整備局、都、島しょ町村及び緊急放送を行う放送局に通知 (資料第●●「関係防災機関その他に対する地震及び津波に関する情報の伝達系統図」) (注) NTT 東日本及び NTT 西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。
N T T 東 日 本	○ 気象庁から津波警報等を受けたときは、FAX により関係機関に通報 (資料第●●「FAX による気象等警報等の伝達系統図」)
都 総 務 局	○ 気象庁から津波警報等を受けたときは、防災行政無線によって、沿岸区、島しょ町村、各支庁(大島、三宅、八丈、小笠原)、東京消防庁、都建設局総務部、同水門管理センター、都港湾局総務部及び同高潮対策センター等にその旨を通報
都 産 業 労 働 局	○ 津波警報等を受けたときは、指導用海岸局から漁業無線によって漁船にその旨を通報
都 建 設 局	○ 津波警報等を受けたときは、総務部は直ちに局内に周知を図り、河川部は各建設事務所及び江東治水事務所に連絡し、これらの事務所は、各出先機関や関係者等に周知
都 港 湾 局	○ 津波警報等を受けたときは、総務部は直ちに離島港湾部、東京港管理事務所及び東京港建設事務所に連絡し、これらの事務所は、各出先機関や関係者等に周知
警 視 庁	○ 気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、直ちに津波の警戒強化警察署(以下「指定警察署」という。)に対し津波警報等の発表を伝達 ○ 指定警察署は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトカー、警備艇を活用して危険区域の住民等に広報 ○ 指定警察署の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して住民等に周知
東 京 消 防 庁	○ 都総務局からの情報に基づき、地震による津波が発生するおそれがあるときは、直ちに管内の消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は都民に周知を図る。

機 関	伝 達 方 法
島 し ょ 町 村	○ 津波警報等を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を実施 ○ 津波警報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、地域防災行政無線、広報車、サイレン等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 巡視船艇、ヘリコプターにより適宜港内及びその周辺を巡回し、港内及びその付近に在泊する船舶に対して拡声器、横断幕等により周知 ○ 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターほか各海岸局から等、国際VHF（16ch）156.8MHzで船舶向けに周知 ○ 各港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に伝達

（５）船舶の安全確保対策

船舶は、島しょと本土を結ぶ交通手段として島しょの生活上重要な役割を果たしている。災害時においても、救援物資及び人員の円滑な輸送を図るため、港湾施設の整備、適切な退避措置の実施などにより、船舶の安全を確保する必要がある。

各機関が実施する安全確保対策については、次のとおりとする。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
島 し ょ 町 村	○ 港湾又は漁港において、津波災害が発生するおそれがある場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、停泊中の船舶に対して、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとる。 ○ また、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達
都 支 庁	○ 津波情報が出された場合、警察署及び島しょ町村並びに漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した、津波情報の伝達や、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとる。 ○ また、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 船舶の安全を確保するため、津波災害の発生が予想される場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、次の措置を講じる。 1 港内又は沿岸付近にある船舶に対して、港外又は沖合等安全な海域へ避難すること、避難できない船舶等は、係留策の強化等必要な安全措置を講じることを命令又は勧告 2 危険物荷役中の船舶に対して、作業の中止等を命令又は勧告 3 避難誘導にあたっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。
東 海 汽 船	○ 第三管区海上保安本部等から勧告又は情報伝達があった場合、それに従って対処 ○ 地震・津波防災対策基準に基づき、防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命、財産の保護および本船の安全確保を図る。

2 避難

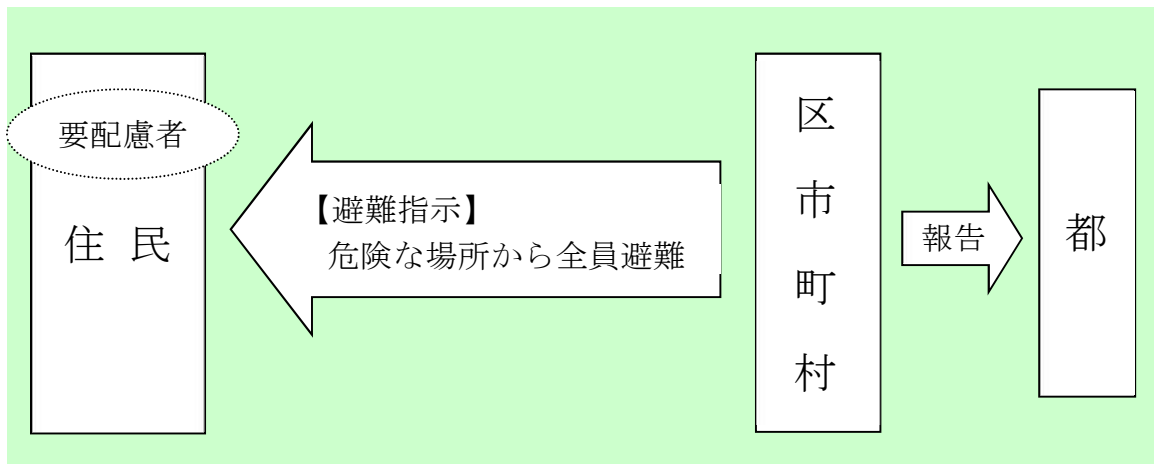
津波災害時には、広範囲にわたり、住民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。このため、迅速かつ的確な避難対策を講じ、住民等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

(1) 避難の指示

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、町村長の代行（避難指示、応急措置）） ○ 島しょ町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整
警 視 庁	○ （島しょ町村長が避難指示を発令できない場合）警察官による避難指示の発令
島 し ょ 町 村	○ 避難指示の発令
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 港内外にある船舶等に対して必要な命令又は勧告を行う。

【避難指示】



イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 知事は、災害の発生により島しょ町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該島しょ町村長に代わって実施する。

《警視庁》

- 警視庁は、危険が切迫した場合において、島しょ町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町村長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合警察官は、直ちに当該島しょ町村長に通知する。

《島しょ町村》

- 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。
ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。
- 島しょ町村長は、津波情報等の発表を待たず、浸水予想区域への立入り規制を行う必要があると認めるときは、都支庁長、警察署長等と協議の上、立入り規制を行う。
- 島しょ町村長は、津波災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、必要があると認めるときは、警察署、消防本部に連絡の上、避難のための立ち退きの指示を行う。
- 南海トラフ巨大地震等の強い地震が発生し、津波警報等の情報を報道機関等から入手した場合、あるいは津波情報の伝達があったときは、関係島しょ町村長は、基本的に直ちに住民等に対して避難の指示を発令するものとする。
- 島しょ町村長は、立入り規制、避難のための立ち退きの指示を行った場合、直ちに、支庁長を経由の上、都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、関係防災機関に通知する。

- 島しょ町村長は、津波災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

《第三管区海上保安本部》

- 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の命令又は勧告を行う。

(2) 避難誘導

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 教 育 庁	○ 児童・生徒の避難誘導
警 視 庁	○ 住民等の避難誘導
島 し ょ 町 村	○ 住民等の避難誘導 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 船舶交通の整理指導

イ 詳細な取組内容

《都教育庁》

- 島しょ町村から避難指示が出た場合、校長及び教職員は、地域の防災機関と連絡を取り、必要に応じ計画に従い臨時休校の対応や避難誘導を行い、児童・生徒の安全を図る。

《警視庁》

- 避難の指示が出された場合には、島しょ町村に協力し、あらかじめ指定された指定避難所等へ避難誘導する。
- 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合、避難の指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。
- 津波から避難させるための高台等への自主的避難を行わせる。
- 避難誘導にあたっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止にあたる。

《島しょ町村》

- 津波警報等の情報収集に努め、地域に応じて、適切な措置をとる。
- 避難の指示をした場合、島しょ町村は、地元警察署、消防本部等の協力を得て、可能な限り地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある指定避難所等に誘導する。この場合、当該島しょ町村は指定避難所等に職員を派遣するか又は指定避難所等の管理責任者と連絡を密にして、常に情報を共有する。
- 避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、

要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。

- 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

(3) 指定避難所等の開設・管理運営

ア 対策内容と役割分担については、本章第2節南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策「2(2) 指定避難所等の開設・管理運営」に定めるところによる。

イ 詳細な取組内容

《島しょ町村》

- 指定避難所等の開設・管理運営については、第2部第10章「避難者対策」第5節応急対策「2 避難所の開設・管理運営」(P●●)に定めるところによるが、指定避難所等の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。

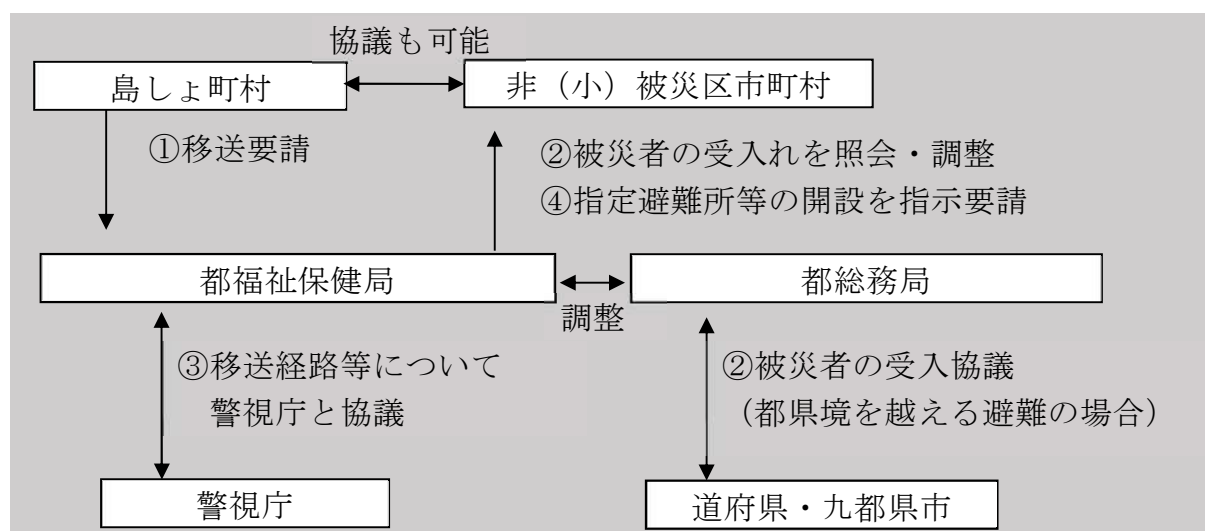
(4) 被災者の他地区への移送

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都県境を越える避難についての調整
都 福 祉 保 健 局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 島しょ町村による要配慮者等の移送支援
国 ・ 都	○ 観光客等の帰宅困難者に対し、船舶等による代替輸送手段を確保
島 し ょ 町 村	(被災地側) ○ 移送について知事(都福祉保健局)に要請 ○ 移送先における指定避難所等の管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 指定避難所等の運営への積極的な協力
区 市 町 村	(受入側) ○ 受入態勢を整備 ○ 移送後の指定避難所等の運営

【移送先の決定】

移送に伴う車両の調達については、都震災編第2部第11章以降を参照



イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 都総務局は、都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行う。
- 全国知事会、九都県市、21大都市との連携は、都震災編第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」参照。
- 都総務局は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請することができる。
- 島しょ町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、その全部又は一部の事務を当該区市町村長に代わり実施する。

《都福祉保健局》

- 被災地の島しょ町村から被災者の移送の要請があった場合、被災者の移送先を決定する。
- 島外への避難を行う場合は、集合位置、移動手段、携行品の制約等の情報提供を行う。
- 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制の整備を要請する。
- 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、船舶、航空機及びバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁等の協力を得て実施する。
- 要配慮者の移送手段については、島しょ町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が関係各局等の協力を得て調達する。
- 被災地以外の指定避難所等に避難した被災者に対しても、避難先の区市

町村において救援に協力するよう連絡する。

《島しょ町村》

- 島しょ町村長は、当該島しょ町村の指定避難所等に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。
- 被災者の他地区への移送を要請した島しょ町村長は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- その他、必要事項については島しょ町村地域防災計画に定める。

《区市町村》

- 都から被災者の受入を指示された区市町村長は、受入体制を整備する。
- 移送された被災者の指定避難所等の運営は、原則として被災者を受け入れた区市町村が行い、移送元島しょ町村は運営に積極的に協力する。
- その他、必要事項については区市町村地域防災計画に定める。

3 応急活動体制

南海トラフ地震による被害は、極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源や被害情報等が不足する可能性がある。そのため、都、島しょ町村、その他防災関係機関は、被害の全容の把握を待つことなく、直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより被害を最小化することが重要である。

そのため、津波災害が発生した場合、都、島しょ町村及びその他の防災関係機関は防災対策の中核機能として、それぞれ災害対策本部を速やかに設置するなど、防災業務の遂行にあたる必要がある。

ここでは、各防災機関の応急活動体制について必要な事項を定める。

（１）都の活動体制

- 知事は、島しょ町村において津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、防災機関及び他府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、島しょ町村及びその他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。上記の責務を遂行するため、必要がある場合は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部 (都 総 務 局)	○ 本部長室の構成 本部長室は、次の者をもって構成する。 ・ 災害対策本部長 ・ 災害対策副本部長 ・ 災害対策本部員 ○ 本部長室の所掌事務 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 ・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 避難の指示に関すること。 ・ 災害救助法の適用に関すること。 ・ 区市町村の相互応援に関すること。 ・ 局長、地方隊長及び島しょ町村長に対する事務の委任に関すること。 ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 ・ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 ・ 公用令書による公用負担に関すること。 ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
現 地 災 害 対 策 本 部	○ 構成員 ・ 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。 ・ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ・ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 ・ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 ○ 分掌事務 ・ 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。 ・ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 ・ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 ・ 各種相談業務の実施に関すること。 ・ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。

機 関 名	対 策 内 容
	○ 設置場所 ・ 災害現場又は区市町村庁舎等

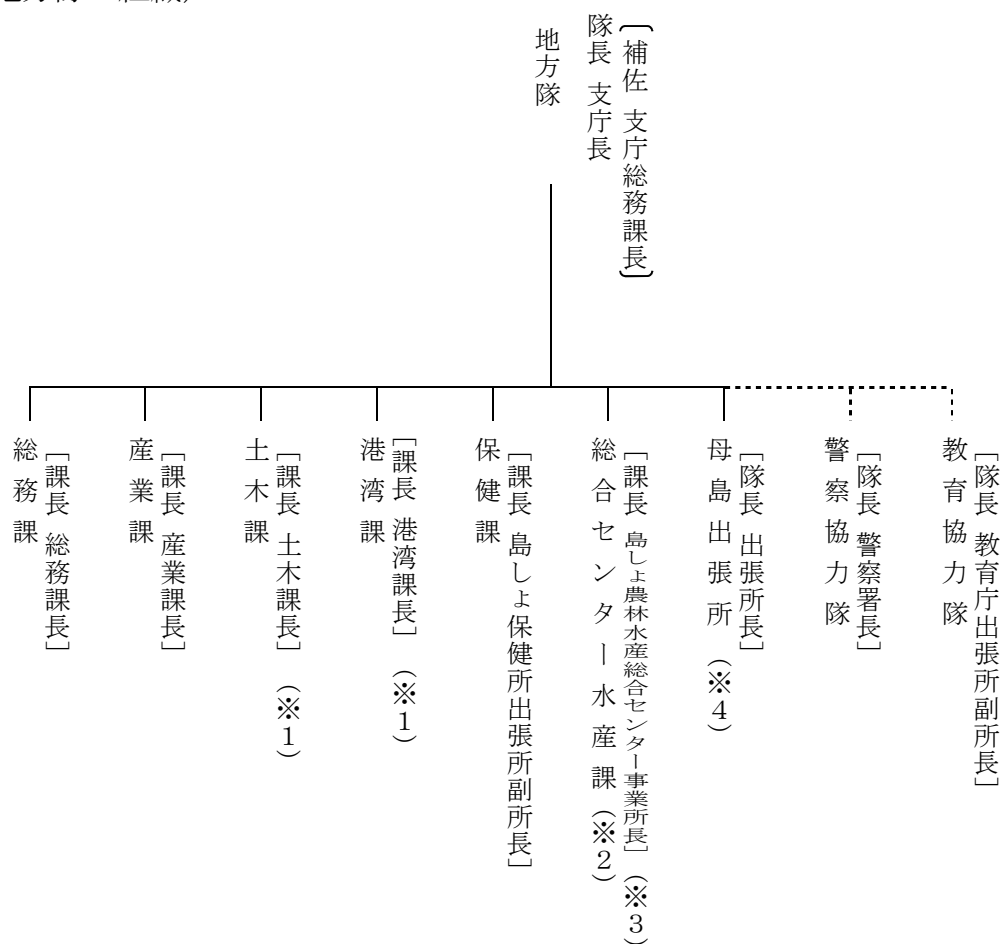
○ 各局の災害対応における分掌事務は、第2部第1章「都、区市町村等の基本的責務と役割」のとおり（東京都災害対策本部条例施行規則）。

また、都本部等の組織、運営等については、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」のとおりである。

○ 支庁（地方隊）は、管轄区域内に津波災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、都本部等の事務を包括的に分掌するとともに、島しょ町村の実施する災害予防及び応急対策を援助し、若しくは総合調整し、又は災害援助事務の補助執行を指導する。

名称	管 轄 区 域	分掌事務
大 島 地 方 隊	大島支庁の管轄区域 （大島町、利島村、新島村、神津島村）	地方隊は本部の 事務を分掌す る。
三 宅 地 方 隊	三宅支庁の管轄区域（三宅村、御蔵島村）	
八 丈 地 方 隊	八丈支庁の管轄区域（八丈町、青ヶ島村）	
小笠原地方隊	小笠原支庁の管轄区域（小笠原村）	

○ 地方隊の組織、分掌事務等は以下のとおりである。
(地方隊の組織)



※1 三宅地方隊においては土木港湾課長

※2 大島・八丈地方隊のみ

※3 小笠原地方隊においては小笠原水産センター所長

※4 小笠原地方隊のみ

(所掌事務)

- ア 都本部、推進地域指定島しょ町村及び防災機関との連絡・調整
- イ 被害状況・対応状況の把握及び被災住民への広報
- ウ 救助物資の確保、輸送及び配分
- エ 被災者の救助及び避難
- オ 医療及び防疫
- カ その他災害対策に必要な事項

(設置及び廃止)

- ア 支庁長は、都本部を設置する必要があると認めた時は、危機管理監に都本部の設置を要請する。
- イ 本部長は、本部が設置された時は、直ちに地方隊長（支庁長）に通知する。

ウ 地方隊長は、地方隊が設置された時は、直ちに管轄区域内の町村長及び地方隊協力機関の長に通知する。

エ 地方隊長は、必要に応じ、管轄区域内の島しょ町村の町村長又はその指定する職員に対し、地方隊長室の事務に協力するよう求めることができる。

オ 地方隊は、当該災害に対する応急救助等の措置が終了し、都本部が廃止されたときは、廃止する。

（２）島しょ町村の活動体制

- 島しょ町村は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画、町村地域防災計画等の定めるところにより、都、他区市町村、防災関係機関等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 島しょ町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 島しょ町村は、町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。
- 島しょ町村は、町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- 島しょ町村の地域に災害救助法が適用されたときは、町村長（町村本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 島しょ町村は、夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- 災害が発生し、町村本部が設置されるまでは、町村長、支庁長及び警察署長からなる三者連絡会等を開催して災害情報の相互提供等を行う。

（３）防災機関の活動体制

防災機関の活動体制は、第２部第６章「広域的な視点からの応急対応力の強化」第５節「具体的な取組」（P●●）の定めるところによる。

４ 救出・救助・救急活動体制

津波による被害を最小限にとどめるため、消防機関等の発災時の活動を予め定め、救出・救助活動を迅速かつ円滑に実施する体制を整備するとともに、都と島しょ町村及び関係機関は、相互に連携し、被災者の医療救護に万全を期することで、人命の安全を図る。

ここでは、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 救出・救助活動

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 島しょ町村における消防機関の応援体制が必要となった場合に備え、応援体制の事前調整を図る。 ○ 他の道府県から緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁と連携を図り、受け入れ態勢を確保 ○ 救出・救助に関し島しょ町村から要請があった場合は、関係機関に対し依頼 ○ 救出・救助に関する関係機関からの要請があった場合、協定団体（建設機械等を保有する団体等）等に対し協力を依頼
都 産 業 労 働 局	○ 津波災害等による操業漁船の遭難事故等について、島しょ農林水産総合センター大島事業所及び八丈事業所所属の漁業指導船を転用してこれに対応
警 視 庁	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に部隊を投入 ○ 救出した負傷者は、速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。 ○ 救出救助活動は、保有する資器材を有効に活用 ○ 関係機関と連携協力し、負傷者等の救出救助の万全を期する。
東 京 消 防 庁	○ 島しょ町村から要請があった場合、東京消防庁と各島しょ町村間における消防応援協定及び「島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定」に基づき、関係機関と連携して対応 ○ ヘリコプターによる情報収集を状況に応じて実施するとともに、災害に対応した資器材を活用して、組織的な救出・救助活動を実施 ○ 傷病者の島外への搬送は、ヘリコプター等を活用して迅速に行う。 ○ 関係機関と協力し、負傷者等の救出・救助に当たる。
島 し ょ 町 村	○ 救出、救助活動の実施にあたり、関係機関と情報の共有その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。 ○ 被害その他の状況により、必要があると認めたときは、支庁を通じて都本部及び関係機関に対し、応援を要請 ○ 消防職員、団員は警察官と相互に連絡・協力し、住民の協力を得て被災者の救出に努める。 ○ 職員による救出班を編成し救出活動にあたる。

機 関 名	対 策 内 容
自 衛 隊	○ 知事からの派遣要請に基づき、部隊を派遣する。主な活動は次のとおり。 ・ 被害状況の把握 ・ 避難の援助 ・ 避難者等の捜索援助 ・ 人員及び物資の緊急搬送 ・ 応急医療、救護及び防疫など
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 救出活動は、被災者の乗下船場所や運送方法等について、都本部と協議の上、巡視船又は航空機により実施 ○ 都知事の要請に基づき、巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

（２）医療救護活動

医療救護の必要を認めた場合には、医療救護班等を編成し医療救護活動を実施する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 支 庁	○ 支庁は、島しょ町村から医療救護に関する要請があったときは、都本部に連絡
都 福 祉 保 健 局	○ 島しょ町村から応援要請があった場合、又は医療救護班等の応援が必要と認めた場合は、医療救護班等と医療用資器材の応援を行う。 ○ 都が派遣する医療救護班等は、島しょ町村の設置する医療救護所又はその指定する場所で医療救護活動を実施 ○ 必要に応じて都医師会、日赤東京都支部、関東信越厚生局等に医療救護班等を、都歯科医師会に歯科医療救護班を、都薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請
島 し ょ 町 村	○ 医療救護班の編成 ○ 当該島しょ町村の能力では医療救護活動が十分でない認められるときは、都（支庁）に応援を要請
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引き渡す必要のあるものについては、直ちにその措置を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施。

イ 詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 医療救護班等は、島しょ町村長が設置した医療救護所において医療救護活動を実施することを原則とする。
- 島しょ保健所各出張所は、医療救護班に対する支援業務を行う。
- 被災者が、都内又は近県の施設へ島外避難した場合には、知事は、必要に応じて避難先県等の協力を求めて、医療の確保に万全を期する。
- 医療救護班等の活動内容及び編成については、都震災編第2部第8章第5節「1 初動医療体制等」に定めるところによる。
- 医療救護班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、都福祉保健局長が定める者が行う。

《島しょ町村》

- 島しょ町村は、災害時において即時に医療救護活動を行えるよう、現地で開業又は勤務する医師等の協力を得て、医療救護に必要な医療救護班を編成する。
- 救助・救急の実施要領は、次のとおりである。
 - ・ 障害物のため自力で脱出できない傷病者について、各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除し生命身体を安全を確保する。
 - ・ 被災傷病者に対する止血、鎮痛処置、創症部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸並びに緊急処置等、医療手術を受けるまで、症状悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。
 - ・ 救出された傷病者及び応急救護処置を施した傷病者を担架隊による救護所への搬送並びに医療機関等への緊急分散輸送を行う。

(3) 負傷者等の取扱い

入院治療を必要とする負傷者など島内の医療機関で対応出来ない場合、都は、島しょ町村及び関係防災機関との密接な連携により、島外の医療機関に搬送する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 支 庁	○ 管内町村長から負傷者等の島外への搬送等を要請されたときは、搬送手段及び受入医療機関の確保について、都本部に要請
都 本 部 (都 総 務 局) (都 福 祉 保 健 局)	○ 被災地から島外医療機関までの負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保に関する連絡調整
島 し ょ 町 村	○ 医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保を都（支庁）に要請

イ 詳細な取組内容

《都総務局》《都福祉保健局》

- 島しょ町村から負傷者等の搬送要請等を受けた場合、次のように対応する。
 - ・ 航空又は海上輸送手段を有する関係防災機関の出動を要請し、迅速かつ的確な患者搬送を実施
 - ・ 必要に応じて添乗医師を確保
 - ・ 受入医療機関を確保

（４）医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制

医療救護班が使用する医薬品・医療資器材は、都や島しょ町村がそれぞれ備蓄しているものを優先使用する。

当該町村長は、医薬品・医療資器材の不足により医療救護活動に支障をきたすと認めた場合は、支庁を通じ都本部に補給を要請する。

都は、医薬品・医療資器材に不足が生じた場合、供給協定を締結している関係団体等から調達するとともに、関係防災機関の協力を得て、迅速な輸送・供給体制を確保する。

5 相互応援協力・派遣要請

相互応援協力・派遣要請については、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」第5節応急対策「3 応援協力・派遣要請」（P●●）に定めるところによるが、島しょにおいては、以下のとおり相互応援協力のための協定を締結している。

項 目	内 容
島しょ町村の相互応援に関する協定	島しょ町村においては、その区域で災害が発生し、被災町村独自では応急措置ができない場合に、他の町村が、友愛精神に基づき相互に救援協力し、応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するよう「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」を締結している。
東京消防庁における協定	消防組織法第39条に基づく消防応援協定を締結している。 また、島しょ町村の救急患者搬送に関し、「島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定」を締結している。

6 警備・交通規制

津波災害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予測される。このため、都民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

(1) 警備

ア 警備活動

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	1 津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。 (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集並びに的確な情報発信 (2) 交通規制 (3) 被災者の救出救助及び避難誘導 (4) 行方不明者の捜索及び調査 (5) 遺体の調査等及び検視 (6) 公共の安全と秩序の維持 2 災害現場において、町村長若しくはその職権を行う当該町村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を当該町村長に通知

第三管区 海上保安本部	1 津波情報等の伝達に関する事 2 震災に関する情報の収集に関する事 3 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関する事 4 排出油の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関する事 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測及び航路標識等の復旧）に関する事 6 海上における治安の維持に関する事 7 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する事 8 その他、震災応急対策に必要な事項
------------------------	--

イ 詳細な取組

《警視庁》

- 島しょ部警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 必要に応じて機動隊、警視庁特殊救助隊等の支援部隊を島しょ部警察署に派遣する。
- 住民等の生命、身体、財産の保護及び被災地における治安維持に万全を期す。
（資料第●●「警備活動用資機材の整備」別冊①資料P●●）
（資料第●●「ヘリコプターの機種及び性能基準」別冊①資料P●●）
（資料第●●「警備艇の性能等」別冊①資料P●●）

（2）交通規制

ア 交通対策（警視庁）

（ア）交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事（都本部長）に通報する。

（イ）交通規制

被災地を管轄する警察署長は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

イ 海上交通規制（第三管区海上保安本部）

（ア）航行情報の収集伝達

- 第三管区海上保安本部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇の配備など必要な措置を講じる。
- 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動など必要な措置を講じる。

(イ) 規制措置

- 船舶が輻輳する海域に巡視船艇を配置して、船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合で船舶交通に危険が生じるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。
 - ・ 船舶海難の発生
 - ・ 岸壁等係留施設、その他海上構造物の損壊
 - ・ 大量の危険物の海上流出
 - ・ いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上流出
- 緊急物資輸送船舶を、状況により巡視船艇による直接警戒等を実施して、都港湾局の開設する広域輸送基地（ふ頭）に着岸できるよう措置をとる。

(ウ) 広報活動

- 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行う。

ウ 航空機対策（島しょ空港）

○ 運航対策

島しょにおいて津波災害が発生した場合、島しょの都営空港は、国及び地方自治体の応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまで、空港を使用できる運航者を制限する。

7 飲料水・食料・生活必需品等の供給

被害が広域かつ甚大な場合、サプライチェーンの寸断から物資が絶対的に不足する。特に、島しょ地域は、船舶を利用した物資輸送が不可欠であることから、津波により港湾施設等が大きな被害を受けた時、長期間にわたり、飲料水・食料・生活必需品等が不足することが予測される。

そのため、少なくとも発災後1週間程度は地域内で対応できることを目標に、自助、共助、公助が相互に補完できる体制を整備するなど効率的、効果的に飲料

水、食料、生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を確保するとともに、公助においては、地域特性を踏まえ、都及び島しょ町村が連携し、飲料水、食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等を確実に確保する。

また、他道府県等からの支援は西日本に集中することが想定されるため、定期航路を持つ民間の輸送事業者を最大限に活用し、迅速かつ的確に避難者へ供給する。

(1) 飲料水及び生活用水の供給

島しょ町村は、災害時の応急給水のため給水計画を定め、給水態勢を確立する。

また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な応援給水を実施する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 国・他道府県等との連絡調整 ○ 支庁の要請を取りまとめ ○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請
都 支 庁	○ 管内町村の要請に応じ、当該町村に対して給水用資器材の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整 ○ 被害状況に応じ、資器材等を輸送
都 水 道 局	○ 都総務局からの応援要請があった場合は、都水道局が保有する資器材等による応援を実施
島 し ょ 町 村	○ 非常災害用井戸等の整備等により生活用水の確保に努める。 ○ 事前に給水計画を作成し、飲料水の確保を図る。 ○ 給水拠点で応急給水 ○ 支庁に給水や資器材等の応援を要請

イ 詳細な取組内容

《都本部》

- 必要に応じて、国・他道府県等に物資の調達を要請する。
- 物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。

《都支庁》

- 都支庁は、管内町村から給水状況の報告を求め、原水の確保ができない等の状況が生じたときは、都総務局へ連絡し、水の確保に向けた応援を要請する。

《都水道局》

- 都総務局の要請に応じ、島しょ町村への応援を行う。

- 資器材の輸送については、都本部と調整し実施する。

《島しょ町村》

- 被災者に給水を行う場所は、給水拠点とする。
- 給水拠点は、町村役場、同出張所又は指定避難所等とする。
- 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。
- 水の輸送は、給水車及びポリタンク等により行う。

(2) 食料、生活必需品等の供給

津波等により指定避難所等で生活をする被災者に対して、速やかに食料、生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配布ができるよう、平素から食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等を備蓄するほか、緊急に食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等を調達しうる措置を講じておき、物資の確保に努める。

また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等を調達する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 国・他道府県等との連絡調整 ○ 島しょ町村の要請を取りまとめ ○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請
都 支 庁	○ 支庁の備蓄物資を管内の町村へ放出
都 福 祉 保 健 局	○ 島しょ町村と連携して、分散備蓄等により物資を確保 ○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。 ○ 都備蓄物資を島しょ町村へ放出
島 し ょ 町 村	○ 都と連携して、分散備蓄等により物資を確保 ○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。 ○ 備蓄物資を被災者へ給（貸）与

イ 詳細な取組内容

《都本部》

- 必要に応じて、国・他道府県等に物資の調達を要請する。
- 島しょ町村から、物資調達・輸送調整等支援システムにより、食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、物販事

業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。

《都福祉保健局》

- 島しょ町村の指定避難所等やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、島しょ町村と連携して、分散備蓄等により少なくとも発災後1週間程度の物資の確保に努める。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 食料の備蓄においては、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食など要配慮者のニーズを踏まえた食料を確保する。
- 災害救助法適用後、島しょ町村から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出する。
- 島しょ町村の被災状況を鑑みて緊急を要し、島しょ町村からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。

《島しょ町村》

- 島しょ町村は都と連携して、分散備蓄等により少なくとも発災後1週間程度の物資の確保に努める。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定を踏まえ、島しょ町村の地域特性に応じた最大の避難者数等を基準とする。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 物資の確保に当たっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 備蓄倉庫については、指定避難所等として指定した学校の余裕教室等を活用し、浸水から免れる高台又は建物の浸水が及ばない階に設置するなどして、分散備蓄の確保に努める。
- 震災時における被災者への食料、生活必需品等の給（貸）与については、第2部第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」（P●●）第5節「1 備蓄物資の供給」に定めるところによる。

(3) 物資の輸送体制

- 島しょ地域へ救援物資等の応急対策に必要な物資を輸送する場合は、海上輸送に伴う荷役が発生するなど、複数の事業者が関係し、調整に時間を要することが想定される。一方、災害時には、迅速性又は融通性がより一層求められることから、関係する事業者と横断的に調整を図り、迅速に輸送体制を構築する必要がある。
- そのため、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、臨時便の増発、船舶のチャーター、航空機等による輸送手段を確保し、輸送体制の迅速化及び複線化を図る。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部 (都 総 務 局)	○ 広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫）の運営 ○ 輸送に必要な船舶、航空機等を関係各局及び関係機関に要請 ○ 島しょ町村の選定した地域内輸送拠点把握
都 支 庁	○ 島しょ町村から物資の受入れについて支援要請があった場合、支庁倉庫等を活用 ○ 物資の輸送に必要な車両、船舶等を調達 ○ 島しょ町村からの要請も含め輸送手段の確保が困難な場合は、都総務局に要請
都 福 祉 保 健 局	○ 都備蓄物資の本土側港湾までの陸上輸送を協定団体に要請 ○ 広域輸送基地（トラックターミナル）を開設し、協定民間物流事業者に調達物資等の本土側港湾までの陸上輸送を要請
都 港 湾 局	○ 受入れ場所（広域輸送基地）の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体、協定団体に要請 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保
島 しょ 町 村	○ 島しょ町村の備蓄（都の事前配置分を含む。）・調達する食料、生活必需品等の輸送等の方法について定める。 ○ 交通及び連絡に便利な公共施設等を災害時における地域内輸送拠点として選定し、都総務局に報告 ○ 島内の輸送手段について、車両の調達先及び調達予定数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達あっせんを要請
関 東 地 方 整 備 局	○ 緊急輸送に必要な船舶の情報を収集
関 東 運 輸 局	○ 災害時における輸送用船舶のあっせん

機 関 名	対 策 内 容
日 本 通 運 ヤ マ ト 運 輸 福 山 通 運 佐 川 急 便 西 濃 運 輸 東 海 汽 船 都 ト ラ ッ ク 協 会 協定民間物流事業者	○ 災害時における食料、生活必需品等の輸送

イ 詳細な取組内容

《都本部》

- 東京都多摩広域防災倉庫を開設し、拠点運営及び、本土側港湾までの物資輸送について、協定団体と調整する。
- 他道府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都総務局へ報告する。
- 各局の用途別必要船舶数を把握して都港湾局に通知し、調達を指示する。
- 都港湾局が調達した船舶及び他道府県及び関係防災機関から都に供与された船舶について、配分する。

《都支庁》

- 食料、生活必需品等の輸送に必要な車両、船舶等を調達する。
- 輸送手段の確保に当たっては、支庁保有の車両又は島内漁業協同組合所属の漁船を活用する。
- なお、車両、船舶等を調達する際には、島しょ町村の調達計画に競合しないよう、独自の調達計画を策定し調達する。

《都福祉保健局》

- 都備蓄倉庫の備蓄物資の本土側港湾までの輸送を、協定団体に要請する。
- 調達物資等の一時積替基地として、トラックターミナルに広域輸送基地を開設し、協定民間物流事業者に本土側港湾までの陸上輸送を要請する。トラックターミナルにおける荷役作業は協定民間物流事業者が行うものとする。

《都港湾局》

- 東海汽船又は協定締結団体（関東旅客船協会、日本船主協会、日本外航客船協会及び日本内航海運組合連合会）から必要な船舶を調達し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を都総務局に回答する。
- 支援物資受入れのため必要な荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。
- 依頼を受けた関係団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、荷役に必要な態勢を整える。

- 荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置・運営について、関係団体に協力する。

《関東地方整備局》

- 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶が確保されるよう努める。

《関東運輸局》

- 都総務局の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。

8 水道、下水道、電気、ガス、通信施設等の応急・復旧対策等

水道、下水道、電気、ガス、通信等の施設は、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設において、広域的な連携活動体制を早期に確立し、全国から要員又は資機材の確保を行うとともに、人命に直接関わる重要施設に関するライフライン等の応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

また、危険物、毒劇物取扱施設等においても、施設の実態に応じた措置が必要である。

(1) 水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、島しょ町村は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、実情に即した判断のもとに、緊急配水調整を行い、断水区域を限定した上、応急・復旧対策を実施する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
島 し ょ 町 村	○ 水道の施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、その機能を維持
都 支 庁	○ 島しょ町村の要請に応じ、当該町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡にあたる。 ○ 被害状況に応じ、資機材の輸送を行う。
都 水 道 局	○ 島しょ町村及び都本部からの要請に応じ、当該町村への技術支援を実施
都 福 祉 保 健 局 (島しょ保健所)	○ 必要に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

(2) 下水道施設等

公共下水道及び浄化槽の復旧活動等については、町村の定める地域防災計画による。

(3) 電気施設

《東京電力グループ》

- 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。
- 災害が発生した際は、各島しょ事務所にて設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。
- 復旧活動は、被害状況に応じて対応にあたる。また、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し応急復旧にあたる。
- 復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。
- 津波被害を受けた発電所に対する暫定的な対応として、電源車の活用及びその稼動に必要となる燃料の調達について検討する。

(4) ガス施設

《都環境局》

- LPガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の構築について支援を行う。

(5) 通信施設

《各通信事業者》

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。
 - ・ 気象状況、災害予報等
 - ・ 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
 - ・ 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
 - ・ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
 - ・ 被災設備、回線等の復旧状況
 - ・ 復旧要員の稼働状況
 - ・ その他必要な情報(資料第●●「通信事業者等の活動態勢」別冊①資料P●●)
(資料第●●「通信事業者等の応急対策」別冊①資料P●●)

(6) 危険物、毒劇物施設等

《消防本部等》

- 危険物施設及び毒劇物施設等の管理者等に対して、地震発生後の津波等の襲来に備え、避難に要する時間を十分確保した上で当該危険物施設及び毒劇物施設等の実態に応じた措置を講じるよう指導する。

9 公共施設等の応急・復旧対策

道路、港湾等の公共施設は、島民が生活を行う上で重要な役割を担っており、これらが地震・津波により被災した場合、救出・救助・救急活動に重大な支障を及ぼすこととなる。

このため、被害が発生した場合、津波警報等の解除など安全が確認された後、速やかに応急措置を行い、復旧を図る必要がある。

(1) 道路

- 津波災害により道路が被害を受けた場合、道路管理者は、津波警報等の解除等の安全を確認した後、道路交通の確保を図るため、速やかに被害状況の調査を行い次のような応急活動を実施して被害箇所を復旧する。また、道路状況の広報活動を迅速に行う。
 - ア 津波による浸水、砂れき等の道路上の障害物除去
 - イ 路面の陥没、決壊、亀裂等の損傷及び津波による道路埋没の復旧
 - ウ その他道路施設における損傷の復旧

(2) 港湾・漁港

- 地震・津波災害により、港湾・漁港施設が被害を受けた場合又はそのおそれがある場合、港湾・漁港管理者は、津波警報等の解除等の安全を確認した後、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被災施設については関係機関と協力して直ちに必要な応急措置及び応急復旧を行う。
- 都港湾局は、被災状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を行う。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。
 - ア 係留施設の被害で船舶・漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
 - イ 臨港交通施設・輸送施設の被害でこれによって当該施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
 - ウ 港湾・漁港の埋そくで船舶・漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
 - エ 外郭施設の被害でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(3) 海岸

- 海岸法で定めた海岸保全施設の管理者は、地震・津波により被災した海岸保全施設について、速やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。
 - ア 海岸護岸の施設機能が著しく低下しており、決壊又は倒壊のおそれがある

もの

イ 津波により、護岸前面が埋そく又は洗堀され、これを放置すると越波や波浪浸食により護岸背後地の保全施設に著しい被害を与えるおそれがあるもの

ウ その他、新たな被害発生の要因となるおそれがあるもの

※ 海岸管理者の所管区域は次のとおり

- ・ 都建設局・・・伊豆諸島の25海岸
- ・ 都港湾局・・・港湾区域及び港湾に関わる区域並びに港湾局所管の漁港区域に関わる区域
- ・ 関東地方整備局・・・小笠原諸島の1海岸

(4) 河川

○ 津波災害により、堤防護岸等が被害を受けた場合、各施設の管理者は、津波警報等の解除等の安全を確認した後、被災状況を速やかに調査し、その施設を復旧する。

○ 特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は以下のとおりである。

ア 堤防の破損、護岸又は自然河岸の欠壊で住民の日常生活に重大な影響を与えるもの

イ 堤防護岸等の欠壊で、破堤のおそれがあるもの

ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの

エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

オ 護岸又は自然河岸等の全壊又は欠壊で、これを放置すると著しく被害を生じるおそれがあるもの

(5) 空港

○ 地震が発生した場合、空港管理者は、所管する施設の巡回、点検、整備等必要な措置、その他空港内における応急救護活動等の措置を行う。

○ 空港が被害を受けた場合は、都港湾局が応急復旧計画を立案し、早期復旧、供用に努める。

○ 東京航空局は、所管する施設の巡回、点検、整備等必要な措置を行う。また、航空保安無線施設又は管制施設等が破壊され、航空機の離着陸に重大な支障を与えている場合は、速やかに応急復旧を実施する。

○ 気象施設が破壊され、航空機の離着陸に重大な支障を与えている場合は、東京管区气象台は、速やかに応急復旧を実施する。

○ 空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、駐機場、照明施設などの基本施設が破壊され、航空機の離着陸に重大な支障を与えている場合は、都支庁及び都港湾局は、速やかに応急復旧を実施する。

第5章 東海地震事前対策

第1節 事前対策の目的等

1 対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報等が発令された場合に、都、区市町村及び各防災機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条に基づき東京都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心とするが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない地域における応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項を定めるものとする。

（資料第●●「東海地震に係る地震防災対策強化地域」別冊①資料P●●）

- （1）この対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都内全域を対象とし、都、区市町村及び防災機関等のとるべき事前対策の基本的事項を定める。
- （2）この対策中、強化地域に係る部分については、大震法第6条の規定に基づく地震防災強化計画とする。
- （3）区市町村及び防災機関等は、この対策に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施するものとする。

2 基本的な考え方

- （1）東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされている。この章では、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。
- （2）東海地震発生の際、強化地域内の新島村及び神津島村においては、5～10mの大津波が10分程度で到達し、また、三宅村においては3m強の大津波が20分以内に到達するおそれがあることから、強化地域における迅速・的確な応急対策活動がとれるよう事前対策を充実する。
- （3）東海地震発生の際、区部沿岸部においては、津波は1m以下であり、また、区部・多摩地区とも震度5弱（地域によって5強）程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、当該地域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会

的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じることにより、都民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。

- (4) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- (5) 東京都震災対策条例に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じる。
- (6) この章に記載のない東海地震の事前対策については、第2部に基づき実施する。

- (7) この章における事前対策は、次の事項に留意し策定した。

ア 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。

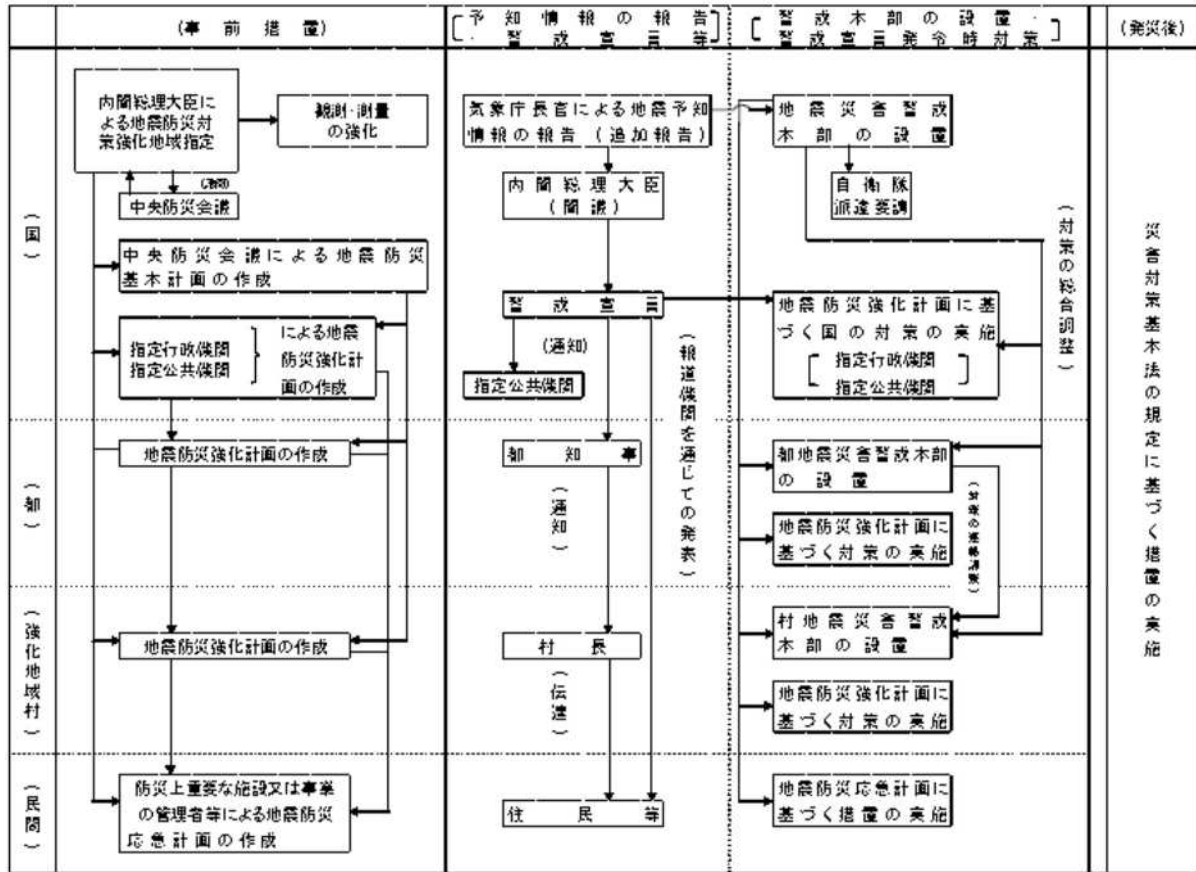
イ 警戒宣言が発せられた時点には、地震及びこれに伴う津波の発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。

ウ 区市町村及び各防災機関並びに隣接県等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

3 東海地震に関する事前対策の体系

大震法が定める東海地震の強化地域に係る事前対策の体系は、おおむね次のとおりである。

強化地域外の区市町村にあつては、「警戒本部」に代え「災害対策本部」の設置等、これに準じた対策を講じるものとする。



第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

都、区市町村及び防災機関の役割は、第2部第1章「都、区市町村等の基本的責務と役割」第2節「都、区市町村及び防災機関の役割」に定めるところによるが、東海地震事前対策に係る役割については、本節以下の各事項において定める。

第3節 都民・事業所等のとるべき措置

東海地震は、現時点においては、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国・都・区市町村をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。

都民、防災市民組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、防災活動ははじめて総合力を発揮し得るものである。その意味から、都民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、都民一人ひとりが理解したうえ、都民、防災市民組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本節においては、都民、防災市民組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

1 都民のとるべき措置

(1) 平常時

ア 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。

特に、強化地域においては、津波の到達時間・津波危険予想区域・避難先・避難誘導策等を確認しておく。

イ 消火器具など防災用品を準備しておく。

ウ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。

(ア) 窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。

エ ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。

オ 飲料水（1人1日分の最低必要量3ℓ）・食料を3日分程度の備蓄、医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。

カ 家族で対応措置を話し合っておく。

(ア) 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難

や連絡方法などをあらかじめ決めておく。

(イ) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談しておく。

キ 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・区市町村・消防署、防災市民組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

ク 避難行動要支援者がいる家庭では、町村の定める要件に従い、差し支えがない限り、「避難行動要支援者名簿」や個別避難計画の情報について、避難支援関係者の提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

ア テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

イ 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。強化地域における津波危険予想地域からは、あらかじめ定められた避難場所に避難する。

ウ 電話の使用を自粛する。

エ 自動車の利用を自粛する。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

ア 情報の把握を行う。

(ア) 区市町村等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

(イ) 都・区市町村・警察・消防等防災機関の情報に注意する。

(ウ) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。

イ 強化地域における津波危険予想地域からは、あらかじめ定められた避難場所に迅速に避難する。

ウ 火気の使用に注意する。

(ア) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。

(イ) ガスメーターコックの位置を確認する（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）。)

(ウ) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオ等を除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。)

(エ) LP ガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、LP ガスボンベの元栓を閉める。）。)

(オ) 危険物類の安全防護措置を点検する。

エ 消火器の置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めてお

- く。
- オ テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- カ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- キ 窓ガラス等の落下防止を図る。
- (ア) 窓ガラスに荷造用テープ等を貼る。
- (イ) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- ク 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- ケ 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。(非常持出品の準備)
- コ 防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。
- サ 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- シ 自家用車等の利用を自粛する。
- (ア) 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
- (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
- (ウ) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
- ス 幼児、児童の行動に注意する。
- (ア) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
- (イ) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取決めに基づいて引き取りにいく。
- セ 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- ソ エレベーターの使用は避ける。
- タ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- チ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- ツ 買い急ぎをしない。

2 防災市民組織のとるべき措置

(1) 平常時

- ア 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- 特に強化地域内にあっては、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難場所、観光客等の避難誘導策等について、地域住民等に周知しておく。
- イ 情報の収集・伝達体制を確立する。
- (ア) 区市町村及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に

伝達する体制を確立する。

(イ) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。

ウ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。

エ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。

オ 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。

カ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。

キ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

ア テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。

イ 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼び掛ける。

ウ 強化地域においては、津波到来に備え、観光客等に対する避難誘導措置を確認又は準備する。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

ア 区市町村等からの情報を地区内住民に伝達する。

イ 防災市民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。

ウ 強化地域における津波危険予想地域からは、あらかじめ定められた避難場所に避難誘導する。

エ 地区内住民にとるべき措置（前項参照）を呼び掛ける。

オ 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。

カ 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。

キ 要配慮者の安全に配慮する。

ク がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。

ケ 救急医薬品等を点検する。

コ 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

(4) その他

その他防災市民組織が結成されていない地域にあつては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

3 事業所のとるべき措置

(1) 平常時

ア 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成

(ア) 強化地域における第2部第5章「津波等対策」第4節3(1)記載の地震防災応急計画の作成義務のある事業所については、当該計画を作成

(イ) 上記以外の事業所にあっても、努めて同節3(2)記載の内容を消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画に規定

- イ 従業員等に対する防災教育の実施
- ウ 自衛消防訓練の実施
- エ 情報の収集・伝達体制の確立
- オ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- カ 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ア テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- イ 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- ウ 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- エ 強化地域においては、津波到来に備え、従業員・観光客等に対する避難誘導措置を確認又は準備する。
- オ その他状況により、必要な防災措置を行う。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ア 自衛消防組織等の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- イ テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。

特に、強化地域においては、顧客・従業員等の安全を第一に、津波に係る情報を、事前に定めた伝達手段により、迅速に伝える。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- ウ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。
- エ 都民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあつては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- オ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講じる。
- カ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備

- (消火用水を含む。)等の保安措置を講じる。
- キ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を講じる。
- ク 不要不急の電話(携帯電話を含む。)の使用を中止するとともに、特に都・区市町村・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- ケ バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。
- コ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- サ 建築工事、ずい道工事、金属溶融作業又は高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
- シ 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。
- ただし、近距離通勤者にあっては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第4節 災害予防対策

本節では、強化地域に係る整備事業の推進及び警戒宣言発令時の対策を適切に行うための災害予防対策について定める。

1 緊急整備事業

東海地震による津波等の災害から、都民の生命及び財産を守るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要がある。

このため、都、強化地域内村及び関係機関は、これらの防災関係施設の整備につき地震対策緊急整備計画を定め関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとする。

(1) 整備事業の内容

都及び強化地域内村は、大震法第6条第1項第2号及び同施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第2条の規定に基づく避難路、消防用施設、緊急輸送港湾施設、緊急輸送漁港施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。

ア 消防用施設の整備

地震の発生時に予想される災害から、生命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、軽可搬消防ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

イ 通信施設の整備

警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話の輻輳、途絶が予想される。このため、防災関係機関からの情報収集及び住民に対する災害情報の伝達を円滑にするため必要な防災無線システムの充実を図る。

ウ 避難路の整備

避難時間の短縮、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、避難路の整備を図る。

エ 緊急輸送港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するため、港湾の整備を図る。

オ 緊急輸送漁港施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資器材等の輸送の機能を確保するため、漁港の整備完了を図る。

カ 備蓄倉庫の整備

発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄施設の整備を図る。

(2) 年次計画

都及び区市町村は、大震法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防災対策関連事業についても、年次計画を定め、その整備推進に努める。

2 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、都民が地震及び津波に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

都は、都民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

(1) 防災広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・津波の高さ・津波の到達時間・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

ア 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。

また、強化地域に指定された新島村、神津島村、三宅村を含む島しょ地域では、津波防災意識の啓発及び教育、区部・多摩地域では、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止など安全対策とともに住民の不安解消のための広報活動を中心に行う。

イ 実施事項

- 東海地震についての教育、啓発及び指導
- 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
（資料第●●「警戒宣言、地震予知情報について」別冊①資料P●●）
- 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- 東京の予想震度、被害程度、津波の高さ、津波の到達時間
- 強化地域住民への津波に対する心得の広報
（資料第●●「津波避難勧告文例、津波に対する心得」別冊①資料P●●）
- 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報

- 住民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
主な例を示すと次のとおりである。
 - a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - (a) 電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - (b) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - (c) その他防災上必要な事項
 - b 道路交通の混乱防止のための広報
 - (a) 警戒宣言時の交通規制の内容
 - (b) 自動車利用の自粛の呼び掛け
 - (c) その他防災上必要な事項
 - c 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - (a) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - (b) 回線の輻輳と規制の内容
 - (c) 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
 - d 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - (a) 生活関連物資取扱店の営業
 - (b) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
 - e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
 - f その他の広報
電気、ガス等の使用上の注意

ウ 広報の方法

①テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③印刷物等による地域的・現場的広報、により実施する。

(ア) テレビ、ラジオ、新聞等による広報

- a 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。
- b 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

(イ) インターネット等による広報

ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

(ウ) 印刷物による広報

「広報東京都」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。

(エ) イベントや講演会等による広報

防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

エ 区市町村による広報

区市町村は、広報車や同報無線による広報の他、地域の実情に応じ、都に準じて広報を行う。特に、強化地域内村は、津波に関する防災マップを住民等に配付し、避難方法等の周知徹底を図る。

(2) 教育指導

ア 幼児・児童・生徒に対する教育

都、区市町村及び学校等においては、次の事項について、幼児、児童、生徒等に対する地震防災教育を実施する。

(ア) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- a 地震発生時の安全行動
- b 登下校（園）時等の安全行動等

(イ) 教育指導方法

児童・生徒に対しては防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

イ 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

(ア) 教育指導事項

- a 東海地震に関する基本的事項
- b 道路交通と交通規制の概況
- c 自動車運転者のとるべき措置
- d その他の防災措置等

(イ) 教育指導の方法

- a 運転免許更新時の講習
- b 安全運転管理者講習
- c 自動車教習所における教育、指導

3 事業所に対する指導等

(1) 地震防災応急計画の作成

警戒宣言発令時の社会的混乱と、発災時の災害を防止するため、強化地域内にある施設等の管理者又は運営者は、下記により、地震防災応急計画を作成する。

ア 地震防災応急計画の作成義務者

地震防災応急計画の作成を法律上義務づけられているもの（以下「地震防災

応急計画作成義務者」という。)は、大震法施行令第4条各号に列記する、旅館、マーケット等の不特定多数の者が出入りする施設、危険物施設、電気・水道などの施設、旅客航路事業等を管理又は運営する者である。

なお、警戒宣言発令時の対応を決めておくことは、すべての事業所について必要なことから、上記に該当しない事業所にあっても、自主的に計画を作成することが望まれる。

イ 作成期限

地震防災応急計画作成義務者は、地震防災対策強化地域の指定の日から6か月以内に、また事業を開始する等により計画作成の義務が生じるときは、事業の開始に先立ち計画を作ることとされている。

なお、施設の拡大、事業内容の変更等により計画を変更する必要があるときは、計画を変更しなければならない。

ウ 地震防災応急計画に記載すべき事項

(ア) 各施設等が実施すべき事項に関する計画

- a 地震防災応急対策を実施する組織の確立
警戒宣言が発せられた時の、迅速・的確に防災措置を行うための組織の編成及び活動体制
- b 情報の収集伝達等
テレビ・ラジオ等による情報の把握、顧客・従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達及び顧客、従業員等に対する安全の確保
- c 避難誘導
津波危険予想区域、避難場所等の周知及び避難誘導方法
- d 出火防止及び初期消火
火気使用設備器具の使用制限、危険物・薬品等の安全措置、消防用設備等の点検、初期消火体制の確保
- e 危険防止
商品、設備器具等の転倒、落下、移動防止措置
- f 応急救護
避難時における負傷、その他の事態に備えた応急救護措置等

(イ) 防災訓練に関する計画

警戒宣言が発せられた時の地震防災応急対策の実施等を想定した訓練計

画

(ウ) 教育及び広報に関する計画

計画作成の日から、警戒宣言が発せられるまでの間に、従業員・利用者等に対し実施する教育及び広報計画

エ 地震防災応急計画の届出先等

地震防災応急計画（準用（みなし）される計画を含む。）の届出先等は、次表により行うものとする。

施行令 第4条 の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画 又は規程と根拠規程	届出先
1	不特定多数人が出入する以下の用途の防火対象物	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（大震法第8条みなし規定）	・村長（新島村・神津島村） ・消防本部消防長（三宅村）
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）、文化財等	[消防計画の作成義務がないもの] 地震防災応急計画	・都知事
2	複合用途防火対象物のうち、その一部が以下の用途（不特定多数人が出入りするものに限る）に供されているもので、当該用途部分の収容人員が30人以上のもの	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（大震法第8条みなし規定）	・村長（新島村・神津島村） 消防本部消防長（三宅村）
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）等	[消防計画の作成義務がないもの] 地震防災応急計画	・都知事
3	危険物施設	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程（大震法第8条みなし規定）	・都知事
11	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業	[一般旅客定期航路事業] 海上運送法施行規則第7条の2第1項の安全管理規程（大規模地震対策特別措置法施行規則第3条みなし規定）	・関東運輸局長

第5章 東海地震事前対策

第4節 災害予防対策

施行令 第4条 の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画 又は規程と根拠規程	届出先
		[旅客不定期航路事業] 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同令第7条の2第1項の安全管理規程（大規模地震対策特別措置法施行規則第3条みなし規定）	
12	一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法、運行管理規程）	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規程（大規模地震対策特別措置法施行規則第3条みなし規定）	・都知事
13	学校、専修学校、各種学校	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（大震法第8条みなし規定）	・村長（新島村・神津島村） ・消防本部消防長（三宅村）
		[消防計画の作成義務がないもの] 地震防災応急計画	・都知事
14	社会福祉施設等	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（大震法第8条みなし規定）	消防法施行令別表第一（六）項ロで収容人員が10人以上のもの及び同（六）項ハで収容人員が30人以上のもの ・村長（新島村・神津島村） ・消防本部消防長（三宅村）
		[消防計画の作成義務がないもの] 地震防災応急計画	上記以外の社会福祉施設等 ・都知事

施行令 第4条 の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画 又は規程と根拠規程	届出先
21	水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業、専用水道	地震防災応急計画	・都知事
22	電気事業	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程（大震法第8条みなし規定）	・経済産業大臣

（注）施行令第4条の第4～10、15～20、23、24号に規定する施設等については、強化地域内に該当する施設等が存在しないことから、記載していない。

（２）強化地域以外の事業所における事業所防災計画等の作成

強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

ア 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

イ 情報の収集伝達等

- テレビ、ラジオ等による情報の把握
- 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- 顧客、従業員等に対する安全の確保

ウ 安全対策面からの営業の方針

- 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- その他消防計画等に定める事項の徹底

エ 出火防止及び初期消火

- 火気使用設備器具の使用制限
- 危険物、薬品等の安全措置
- 消防用設備等の点検
- 初期消火態勢の確保

オ 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

(3) 事業所に対する指導

ア 地震防災応急計画の作成指導

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関し、強化地域における地震防災応急計画については、前記(1)エに掲げる届出先の機関が、作成指導を行う。

また、強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画に定めるよう指導する。

イ 事業所防災計画等の指導

(ア) 対象事業所

機 関	対象事業所
東 京 消 防 庁	1 消防法及び火災予防条例により消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所
都 環 境 局	1 高压ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高压ガス製造者 (2) 高压ガス貯蔵所 (3) 特定高压ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所
都 福 祉 保 健 局	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 RI 使用医療機関

(注) 1 東京消防庁は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

2 島しょ町村及び稲城市については、それぞれの市町村又は消防本部が指導を行うものとする。ただし、予防規程に関して、稲城市については、当該市において指導を行うものとする。

(イ) 事業所指導の内容

機 関	対象事業所
東 京 消 防 庁	1 消防計画、全体についての消防計画に定める事項 2 予防規程に定める事項 (危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 2 項に規定する事項を含む。) 3 事業所防災計画に定める事項
都 環 境 局	1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項
都 福 祉 保 健 局	1 毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項 2 RI 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項

4 防災訓練の充実

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。

第5章 東海地震事前対策
第4節 災害予防対策

区 分	機 関	内 容
総合防災訓練等	都	注意情報及び警戒宣言時において、都、区市町村及び各防災機関がとる防災措置が迅速かつ的確に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施する。また、強化地域村と連携して、情報伝達及び津波対策に重点をおいた実動訓練及び図上訓練を実施し、島しょ訓練の充実を図る。 1 参加機関 (1) 都各部局 (2) 区市町村 (3) 指定地方行政機関等 (4) 各事業所及び施設利用者 (5) 住民 2 訓練項目 (1) 非常参集訓練 (2) 警戒本部運営訓練（災害対策本部運営訓練に準ずる。） (3) 情報伝達訓練 (4) 現地訓練 3 実施時期 他の防災訓練等との調整を行い実施する。 また、強化地域村と連携した訓練については、必要に応じて随時実施する。

区 分	機 関	内 容
区市町村の訓練	区 市 町 村	警戒宣言時において、区市町村は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる責務がある。 このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。 そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。 特に、強化地域内にあつては、津波情報伝達訓練など地域の実情に合わせた訓練を実施する。 1 参加機関 (1) 区市町村 (2) 地域住民及び事業者 (3) 都及び防災機関 2 訓練項目 (1) 非常招集訓練 (2) 警戒本部運営訓練（災害対策本部運営訓練に準ずる） (3) 情報伝達訓練 (4) 現地訓練 (5) 要配慮者等避難誘導訓練 (6) 津波警報等情報伝達訓練
警備・交通対策訓練	警 視 庁	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 1 参加機関 (1) 都各部局 (2) 区市町村 (3) 地域住民及び事業所等 2 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む） (3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器材操作訓練 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

第5章 東海地震事前対策

第4節 災害予防対策

区 分	機 関	内 容
消 防 訓 練	東 京 消 防 庁	警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。 1 参加機関等 (1) 消防団 (2) 協定締結等の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (4) その他関係機関 2 訓練内容 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (6) 通信運用訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
応 急 医 療 訓 練	都 福 祉 保 健 局	警戒宣言時において、迅速・的確な医療救護体制を確保するため、次により訓練を実施する。 1 予知情報の収集、伝達 (1) 局内事業所、都立病院等及び関係機関（都医師会等）に対する情報伝達 (2) 入院患者等に対する広報 2 医療救護班等の編成 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、都立病院、日赤東京都支部等：医療救護班等の編成準備要請 3 病院施設、設備及び防災資器材等の緊急点検 (1) 建物、各種消防用設備、医薬品等の点検 (2) 発火性物質等危険物及び火気の点検 これらの訓練は、他の防災訓練等との調整を行い実施する。

区 分	機 関	内 容
応急医療訓練	都 医 師 会	警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 1 各医療機関の被害状況を把握 2 医療救護班の編成 3 都の要請により検案に協力 各医療機関は、随時、目的（例えば、入院患者の安全対策、多数傷病者受入時の対策等）を定め、反復して防災訓練を実施する。
	都 歯 科 医 師 会	警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 1 各歯科医療機関の被害状況を把握 2 歯科医療救護班の編成 3 都及び警視庁の要請により身元確認作業に協力 各歯科医療機関は、随時、目的を定め、反復して防災訓練を実施する。
	都 薬 剤 師 会	警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 1 各薬局等の被害状況を把握 2 薬剤師班の編成 3 区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）等の設置協力 4 その他、随時、目的（例えば、医療救護所における調剤・トリアージ補助、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）からの医薬品供給等）を定め、反復して防災訓練を実施する。
	都 獣 医 師 会	警戒宣言時の動物救護ならびに獣医療を円滑に実施するため、次の防災訓練を、都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 1 各獣医療機関の被害状況を把握 2 動物救護および獣医療班の編成 3 人獣共通感染症まん延に対する予防措置支援 各獣医療機関は、随時目的を定め反復して防災訓練を実施する。

第5章 東海地震事前対策
第4節 災害予防対策

区 分	機 関	内 容
応急医療訓練	東京都赤坂支部	次により防災訓練を実施する。 1 防災訓練は、毎年1回以上実施する。 2 防災訓練は、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策に係る次の事項について行う。 (1) 地震予知情報等の伝達 (2) 関係職員の非常招集 (3) 救護資材等の点検確認 (4) 業務用無線による通信 (5) 医療救護班の待機及び出動 (6) 医薬品の緊急輸送 (7) 医療救護 3 防災訓練の実施計画は、その都度定める。
その他防災機関訓練	都水道局	1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び東京都政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 - ア 本部運営訓練 - イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 - ア 情報連絡訓練 - イ 保安点検訓練 - ウ 応急給水訓練 - エ 復旧訓練 - オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的を実施するほか、施設の新設、運転方法の変更や職員の異動があった時など、必要に応じて随時行う。
	東京電力グループ	大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。

区 分	機 関	内 容
その他防災機関訓練	東京ガスグループ	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 訓練内容は、次のとおりである。 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請
	各鉄道機関	防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を、年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識及び技能の習得を図る。
	各放送機関	警戒宣言等が発せられた場合などの対応について、次の内容を主とする訓練を、年1回以上実施する。 1 予知情報等を想定した放送送出訓練 2 非常招集訓練 3 放送設備の防災措置訓練 4 その他必要な事項 このほか国又は地方公共団体等が主催する防災訓練に積極的に参加する。

第5章 東海地震事前対策
第4節 災害予防対策

区 分	機 関	内 容
その他防災機関訓練	N T T 東 日 本	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 - 警戒宣言等の伝達 - 非常召集 - 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 - 大規模地震発生時の災害応急対策 - 避難及び救護 - その他必要とする事項 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	大規模地震を想定し、地震防災対策の実施上必要な次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。 - 警戒宣言等の伝達 - 非常招集 - 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 - 大規模地震発生時の災害応急対策 - 避難及び救護 - その他必要とする事項 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	N T T ド コ モ	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 - 警戒宣言等の伝達 - 非常召集 - 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 - 大規模地震発生時の災害応急対策 - 避難所等への支援 - その他必要とする事項 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

区 分	機 関	内 容
	K D D I	防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次に掲げる事項を重点に、年1回以上訓練を実施する。 1 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練 2 地震災害対策警戒組織の設置と要員参集訓練 3 警戒宣言時における防災措置の実施訓練 4 防災設備の運用に関する訓練 5 その他必要な訓練
その他防災機関訓練	ソフトバンク	防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を毎年1回以上実施する。 1 地震災害予報及び警報の伝達 2 非常招集 3 各種災害対策用機器の操作 4 電気通信設備等の災害応急復旧 5 避難所等への支援
	楽天モバイル	防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を年1回以上実施する。 1 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練 2 地震災害対策警戒組織の設置訓練 3 電気通信設備等の災害応急復旧訓練 4 その他必要な訓練
	第三管区 海上保安本部	防災業務を迅速・的確に実施するため、都が行う総合防災訓練に参加するほか、次の項目を年1回以上訓練する。 1 職員の呼集、警戒宣言等情報の伝達等に関する訓練 2 海難救助、消防、排出油の防除、水路の確保、人員又は物資の緊急輸送等に関する訓練 3 関係機関との通信訓練

第5章 東海地震事前対策
第4節 災害予防対策

区 分	機 関	内 容
	東 京 空 港 事 務 所	東京国際空港内の関係機関と連携を図りながら、年1回以上、次の内容を主とする予知対応型及び発災対応型訓練を実施する。 1 震災対策連絡調整室の設置及び関係機関との連絡調整 2 警戒宣言等情報の伝達 3 情報の収集 4 旅客及び空港内関係者への放送設備、広報車による警戒広報 5 避難 6 航空機による輸送能力の把握及び報告 7 非常用管制塔の機能確認 8 空港内交通規制等 9 消火及び救難救護 10 空港ビル会社、各航空会社、その他の主要機関による個別訓練
	そ の 他 の 防 災 機 関	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

本節においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

（資料第●●「異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス」別冊①資料P●●）

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

（1）情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名		情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

（2）情報活動

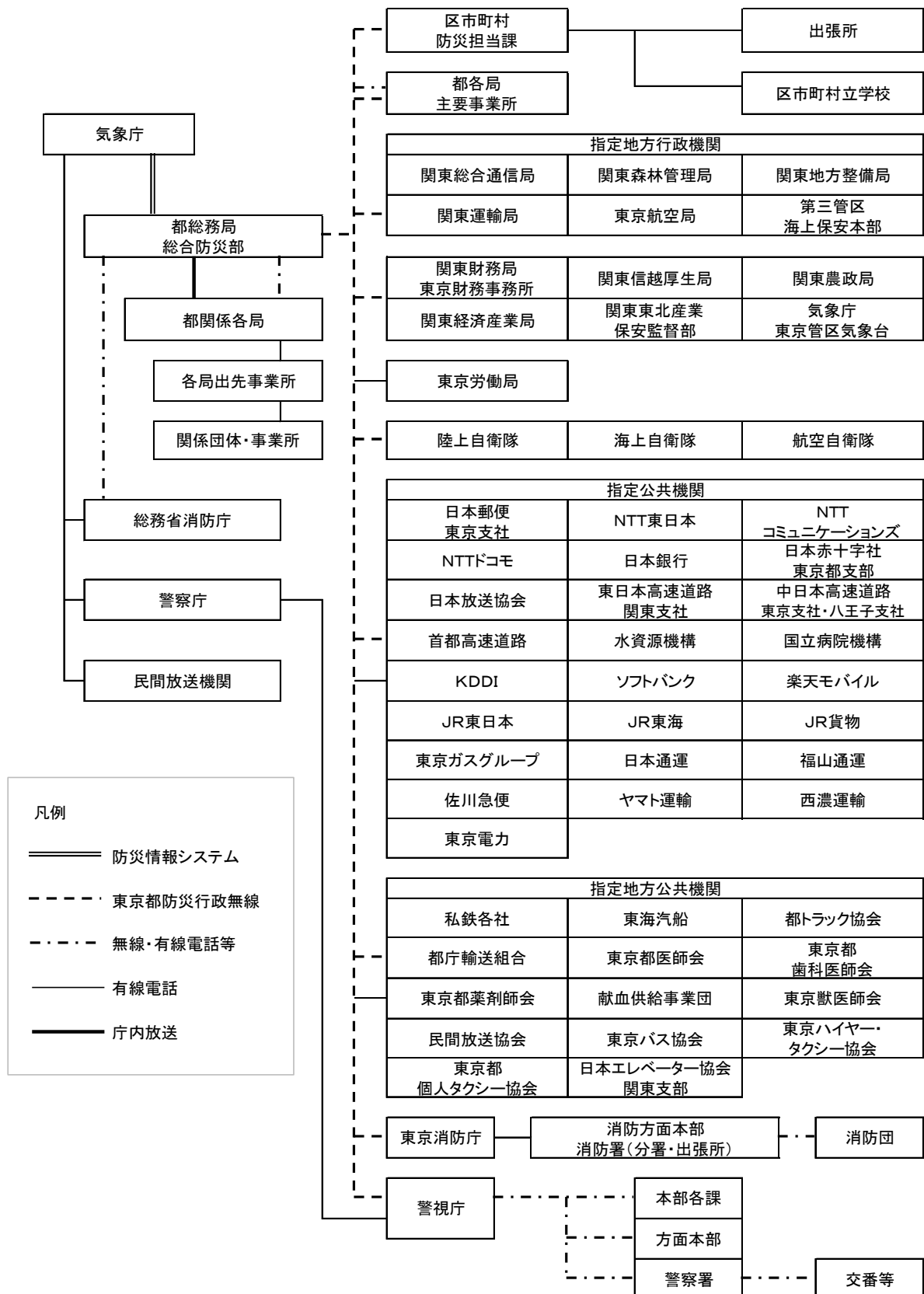
都総合防災部は「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。

また、区市町村、都各局及び防災関係機関等に一斉連絡を行う。都・区市町村・防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。都が夜間・休日において東海地震に関連する調査情報（臨時）を受けたときは、夜間防災連絡室において必要な対応を行う。

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】



2 東海地震注意情報発表時の対応

（１）情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、都・区市町村・各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。また、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震 注意情報 [カラーレ ベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

（２）情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁、関係機関から情報収集を行う。また区市町村、都各局及び各防災関係機関に一斉連絡を行う。

情報の伝達系統及び伝達方法は、別記「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」のとおりとする。

各機関の内部における情報連絡伝達系統については、各々の機関で定めておくこととする。

（３）危機管理対策会議の開催

注意情報が発表され、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を講じるための準備行動等を行う必要があると認める場合には、政府は官邸対策室を設置するなど準備行動の実施体制をとることとされている。

都においては、危機管理対策会議を開催し、都各局及び各防災機関と連携をとり情報収集を行う。

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

（４）伝達体制

各機関の伝達体制は、次のとおりである。なお、公衆通信は規制される場合があることを考慮しておく。

機 関 名	内 容
都 各 局	1 都総務局総合防災部は、注意情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を区市町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊等の各関係機関に伝達 （資料第●●①「東京都防災行政無線回線構成図」別冊①資料P●●、資料第●●②「東京都防災行政無線移動系回線構成図」別冊①資料P●●） 2 都各部署は、都総務局総合防災部から注意情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知 3 都生活文化スポーツ局は、上記2のほか、私立学校に対して、以下のとおり伝達 （1）幼稚園、専修学校及び各種学校は、所管庁（都・区市）を通じて、電話連絡網等により伝達 （2）小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へは、東京私立初等学校協会及び一般財団法人東京私立中学高等学校協会を通じて、電話連絡網等により伝達 4 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達
区 市 町 村	都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、区市町村教育委員会を通じて、区市町村立学校（園）長に伝達する。 また、区市町村内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。
警 視 庁	都総務局又は警察庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達
東 京 消 防 庁	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達

機 関 名	内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	注意情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、関係事業者に周知する。 なお、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やか放送を依頼する。
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達

（５）伝達事項

ア 都及び各関係防災機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、都職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。

イ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、都職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

（6）活動体制

ア 都・警視庁・東京消防庁

機 関 名	内 容
都 各 局	1 都の情報連絡態勢 都は、注意情報を受けたときは、直ちに総務局総合防災部において、情報連絡態勢をとる。 また、政府が準備行動の開始を公表したときは、災害即応態勢をとる。 各部局は、有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。 2 職員の参集 都職員動員態勢を地震防災強化地域内においては、第1配備態勢とし、それ以外の地域においては、第1又は第2配備態勢とする。 3 掌握事務 都総務局総合防災部は、各防災関係機関の協力を得て、次の事務を行う。 （1）政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報及び東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集及び伝達 （2）社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、東海地震に関する情報内容やその意味についての広報の実施 （3）都各局、区市町村及び防災関係機関との連絡調整
警 視 庁	1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し指揮体制を確立 （1）特別の警備本部 警視庁本部に特別の警備本部を設置し、警備指揮に当たる。 （2）方面警備本部 各方面本部に方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮に当たる。 （3）現場警備本部 各警察署に現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。 2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁	東京消防庁は注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。 1 東京消防庁管内における活動体制 (1) 震災態勢 ア 情報収集体制を強化 イ 震災対策資器材等の準備 (2) 震災非常配備態勢 主に次の対策をとる。 ア 全消防職員及び全消防団員の非常招集 イ 震災消防活動部隊の編成 ウ 気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣 エ 救急医療情報の収集体制の強化 オ 航空隊運航体制の確保 カ 救助・救急資器材の準備 キ 情報受信体制の強化 ク 高所見張員の派遣 ケ 出火防止、初期消火等の広報の準備 コ その他消防活動上必要な情報の収集 2 強化地域（新島村、神津島村及び三宅村）における活動体制 注意情報が発表された時から警戒宣言が発令されるまでにおいて要請があった場合、島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定に基づき、救急患者等に対応

イ 区市町村

注意情報が発せられた場合、又は知り得た場合、強化地域内村は、職員の緊急参集を行う。

また、注意情報に基づき政府が準備行動を開始した場合、必要に応じ、安全確保対策等の措置を講じる。

ウ 防災機関等

注意情報等を受けた場合、各防災機関は職員参集など、次のとおり実状に応じた防災態勢をとる。

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容		
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	1 職員の非常呼集 (1) 注意情報を入手したときは、必要に応じ全職員に伝達し、非常呼集を行う。 (2) 職員の非常呼集は、別に定める非常呼集要領により行う。 2 船艇の対応措置 注意情報を入手したときは、運用区分に応じ必要な措置を講じる。		
自 衛 隊	1 注意情報の発表に伴う措置 東部方面隊は、速やかに非常勤務態勢に移行し、情報・指揮・通信の整備に着手し、警戒態勢を強化するとともに、第32普通科連隊については都庁に連絡班を派遣し連絡調整及び現況把握をする。 また、海・空自衛隊と密接な共同関係を保持し、三自衛隊一体の「地震防災派遣」を実施する。 2 連絡・調整担任部隊（陸上自衛隊）		
	部 隊 名 等 (駐屯地名)		第 32 普通科連隊 (大宮駐屯地)
	所 在 地		〒331-8550 埼玉県さいたま市北区日進町 1-40-7
	連絡責任者	時間内	第 3 科長又は運用訓練幹部 048 (663) 4241 内線 436・437
		時間外	連隊当直司令 048 (663) 4241 内線 402
東日本高速道路 中日本高速道路	注意情報を受けたときは、職員の非常参集を行い、災害対策本部を設置		
首都高速道路	注意情報を受けたときは緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、災害対策本部の設置準備に入る。		
J R 東 日 本	1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置 2 地震防災対策に関係する対策本部要員及び必要な要員を非常招集		

機 関 名	内 容
J R 東 海	1 本社、各鉄道事業本部等は、あらかじめ注意情報発表時の非常参集要員を指定し、注意情報が発表されたときは、直ちに原則として勤務箇所に参集させることとする。 2 本社、各鉄道事業本部等は、注意情報の発表後速やかに、あらかじめ定めた組織により地震防災対策本部を設置し、本社地震防災対策本部長は、設置した旨を速やかに関係行政機関に報告することとする。なお、各地震防災対策本部は、地震災害警戒対策本部が設置されたとき又はその任務を満了したときに廃止することとする。
都 交 通 局	1 注意情報が発表された旨周知を図る。 2 職員を招集するとともに、交通局災害対策本部の設置準備を行う。
東 武 鉄 道	注意情報を受けたときは、伝達経路により本部関係者や応急対策従事員を非常招集
東 急 電 鉄	1 事故・災害対策本部の設置準備にはいる。 2 要員を非常招集
京 成 電 鉄	1 注意情報を受けたときは、災害対策規則に基づき、災害対策本部を設置 2 要員を非常招集
京 王 電 鉄	1 注意情報の情報連絡を受けたときは、防災会議を開催し、情報の収集と災害対策本部の設置、警戒体制の種別決定、列車の運転方式その他事前対策を協議 2 要員を非常招集
京 急 電 鉄	注意情報を受けた場合、警戒宣言に伴う初期における対応措置に支障を来たさないよう、情報連絡態勢、職員の非常招集、警戒本部の設置、活動態勢等、常に必要な防災態勢を整備しておくものとする。
西 武 鉄 道	注意情報発令の情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え、指定された場所に出動
小 田 急 電 鉄	1 鉄道部門では所属員の召集を必要と認めた場合、速やかに非常召集を行う。 2 所属員は、所属長の指示により出勤 3 総合対策本部の設置準備を行う。
東 京 地 下 鉄	気象庁が注意情報を発表した場合は、直ちに要員を非常招集して対策本部を設置
東京モノレール	1 地震防災対策本部の設置準備に入る。 2 要員を非常招集

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
ゆ り か も め	注意情報を受けた場合は、直ちに要員を非常招集して対策本部を設置
北 総 鉄 道	1 注意情報を受けたときは、災害対策本部を設置 2 要員を非常招集
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	注意情報を受けた場合は、直ちに要員を非常招集して災害対策本部を設置
多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	注意情報を受けた場合、直ちに災害・事故等対策会議を招集して、災害・事故等対策本部の設置及び社員を非常招集
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	注意情報を受けた場合は、非常時の対応要員を招集し、対策本部を設置
N T T 東 日 本	東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じる。
N T T コミュニケーションズ	注意情報の連絡を受けた場合、強化地域内において重要通信の確保を優先するとともに可能な範囲において一般通信を確保することを基本とし、次の地震防災応急対策の業務に準じて適切かつ、効果的に実施するものとする。 1 注意情報の伝達と周知 2 非常態勢の発令及び情報連絡室の設置 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 4 要員、資材、物資、災対機器、車両等の確保及び輸送に関する確認等 5 その他発災に備えた諸措置等
N T T ド コ モ	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため、状況の把握及び情報の収集を行う。
K D D I	注意情報の連絡を受けた場合又は警報宣言が発せられた場合、その情報伝達、とるべき措置の確認・指示、通信の疎通状況の確認と疎通確保に向けた対策をとる。
ソ フ ト バ ン ク	注意情報の連絡を受けた場合又は警報宣言が発せられた場合、必要要員を確保し、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行い、通信疎通状況の確認及び疎通確保の対策をとる。
楽 天 モ バ イ ル	注意情報の連絡を受けた場合又は警報宣言が発せられた場合、状況の把握に努め、場合によっては必要要員を確保、派遣し通信疎通状況の確認及び疎通確保の対策をとる。

機 関 名	内 容
日 赤 東 京 都 支 部	注意情報が発表されたときは、災害救護活動を効果的に行うため主に次の対策をとる。 1 職員非常召集 2 災害対策本部設置準備 3 所属施設への情報伝達 4 医療救護班の編成準備 5 その他必要な情報収集と準備措置
そ の 他 防 災 機 関	注意情報を受けた場合、又は注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

（７）注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼び掛ける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁、東京消防庁）へ通報し、関係機関は必要な情報等を都民に広報する。

ア 東京都の広報対応措置

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、都民等に対し注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、住民の冷静な対応を呼び掛ける。

具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止他の安全対策の実施等である。

また、各防災機関の対応について、適切な情報提供を行うが、この場合、注意情報の主旨について、誤解の招くことのないよう十分に留意する。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、都においても迅速に同様の発表を行う。

イ 区市町村の広報対応措置

注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼び掛けるものとする。

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

ウ 放送機関の対応措置

機 関 名	内 容
日 本 放 送 協 会	1 放送態勢 注意情報を受けて、職員の緊急招集を行い、速やかに非常配備態勢に移る。 2 放送内容 注意情報から警戒宣言までの間、状況に応じて最大で全7波（テレビ「総合、Eテレ、BS1、BSプレミアム」、ラジオ「第1、第2、FM」）の番組を中断し、地震関係の放送を全国に向けて行う。 （1）観測データの解説 （2）地震予知の仕組みと段取りの説明 （3）住民に冷静な行動への具体的な呼び掛け
T B S ラ ジ オ	1 放送態勢 （1）注意情報の発令を受けた場合、直ちに非常態勢をとり、特別番組開始の準備を行う。 （2）報道解禁時刻をもって平常番組の放送を中断して特別番組の放送を開始 （3）報道解禁が深夜の放送休止時間中の場合は、直ちに電波を出して特別番組の放送を行う。 2 放送の内容 （1）注意情報の報道（臨時ニュースに準ずる。） （2）注意情報に至った経過と今後の段取り （3）家庭、職場での心得 （4）情報に注意するよう呼び掛け （5）注意情報に至った観測データが発表された場合、その内容等 なお、アナウンス原稿又は取材現場からのレポートなどは、住民に不安感及び誤解を与えないよう慎重に配慮する。

機 関 名	内 容
文 化 放 送	1 放送態勢 注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、特別放送対策会議を招集、警戒宣言の発令に備え、特別放送実施本部設置の準備に入る。 (1) 特別放送は、特別放送対策会議がその実施を決定して行う。 (2) 特別放送対策会議は、大規模な災害が発生又は近く発生すると思われるときに、放送事業局長の発議により招集される。 (3) 特別放送対策会議により、非常事態等が発生又は近く発生すると判断されたときは、直ちに特別放送実施本部が設けられる。 2 放送の内容 「特別放送措置規程」の実施に入る前段階の措置として、①異常データが発見され判定会で検討中であること、②これが直ちに大規模地震の発生に結びつくものではないので、無用の混乱を生ぜぬよう聴取者の冷静な対応を繰り返し呼び掛ける。 (1) 東海地震の予知の仕組み等（その後の観測結果、警戒宣言までの手続き等） (2) 住民への呼び掛け（情報に注意、冷静な行動、自動車、電話等の利用の自粛、家庭・職場での心得）
ニ ッ ポ ン 放 送	1 放送態勢 (1) 気象庁から注意情報の連絡を受けた報道部デスク（夜間・休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備態勢をとる。 (2) 同時に社長を本部長とする「特別放送本部」の設置準備に入り、要員を招集 (3) 地震パーソナリティは「特別放送本部」スタジオ、地震リポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、東京都庁等）に待機 2 放送の内容 直ちに注意情報の発令ニュース速報を放送し、その後はおおむね以下の要領で放送を行う。 (1) 注意情報の根拠、判定会の説明、動静速報 (2) 注意情報から警戒宣言までの手続き説明 (3) 警戒宣言が出された場合の各機関の対応説明 (4) 住民への冷静な行動呼び掛け (5) 行うべきこと、行ってはならないことの具体的な説明ほか

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
ラ ジ オ 日 本	1 放送態勢 （1）報道部デスクは、気象庁から注意情報の連絡を受けた場合、直ちに社内規程に定められた緊急連絡ルートに従い、各部責任者に通報、緊急放送の準備態勢に入る。 （2）警戒宣言の発令に備えて、社内に「非常事態放送対策本部」の設置準備と非常要員の招集を行う。 （3）緊急配置の指示 2 放送の内容 報道解禁に伴い、直ちに注意情報についてのニュース速報を放送 （1）注意情報の根拠となった観測データ （2）判定会の役割 （3）招集後の判定会の動きと見通し （4）注意情報から警戒宣言への手順の説明 （5）都民へ冷静な行動の具体的な呼び掛け （6）不安の解消に努める。
エ フ エ ム 東 京	1 放送態勢 気象庁から同報装置で注意情報の連絡を受けた報道・情報センター（夜間・休日は当直者）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備態勢をとる。 2 放送の内容 情報に注意、冷静な行動、自動車や電話自粛などの呼び掛けと家庭での心得、都民のとるべき防災措置、文字多重放送（見えるラジオ）による注意情報の報道
J - W A V E	1 放送態勢 注意情報を気象庁の同報装置で受信した場合は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に沿って、この旨を伝達 2 放送の内容 （1）注意情報の解説 （2）今後の情報に注意する呼び掛け （3）混乱の防止と防災知識の啓発

機 関 名	内 容
日 経 ラ ジ オ 社	1 放送態勢 注意情報の連絡が入った場合、情報入手者は、あらかじめ定められた「緊急時連絡系統」に従い、速やかに社内関係先に連絡し、特別放送態勢に入るとともに随時、地震関連情報を伝達 2 放送の内容 (1) 注意情報の報道 (2) 予知情報の仕組みの解説 (3) 注意情報の経緯解説 (4) 地震に際しての安全確保の心構えと説明 (5) 判定会の結論の報道 (6) 警戒宣言解除まで、安全確保の呼び掛けを中心に地震関連情報の報道
I n t e r f m	1 放送態勢 (1) 注意情報の連絡が入った場合、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従い、速やかに社内に連絡し、特別放送態勢に入る。 (2) 注意情報の発令と同時に、随時、地震関連情報を伝達 2 放送の内容 (1) 注意情報の報道 (2) 注意情報の経緯と解説 (3) 混乱の防止と防災知識の啓発等 (4) 在日外国人に向けた各言語による注意情報の報道
日 本 テ レ ビ	1 放送態勢 (1) 注意情報が発表された時は、「東海地震関連」番組を編成 (2) 「東海地震関連」番組は、その後の観測データの変化に応じて継続させるものとする。 2 放送の内容 「東海地震関連」番組は、原則として全国向け放送番組として制作する。 注意情報の発表が放送休止中の場合（早朝・深夜）は速やかに放送を再開し、スーパーインポーズ等により緊急放送を行う旨を告知する。「東海地震関連」番組は気象庁の東海地震予知観測データの変化、防災の心得等の告知を行う。

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
T B S テ レ ビ	1 放送態勢 （1）注意情報の発令を受けた場合、直ちに非常態勢をとり、特別番組開始の準備を行う。 （2）報道解禁時刻をもって平常番組の放送を中断して特別番組の放送を開始 （3）報道解禁が深夜の放送休止時間中の場合は、直ちに電波を出して特別番組の放送を行う。 2 放送の内容 （1）注意情報の報道（臨時ニュースに準ずる。） （2）注意情報に至った経過と今後の段取り （3）家庭、職場での心得 （4）情報に注意するよう呼び掛け （5）注意情報に至った観測データが発表された場合、その内容等 なお、アナウンス原稿やテレビ画面は、住民に不安感や誤解を与えないよう慎重に配慮する。
フジテレビジョン	1 放送態勢 注意情報の発表を受けて直ちに速報スーパーで情報内容を放送、態勢が整い次第、通常番組を中断、報道特別番組を放送 2 放送の内容 （1）注意情報の内容や観測された異常データの推移などについて詳しく解説 （2）国や各自治体、各防災機関の動向などの情報を伝える。 （3）住民に冷静な対応を呼び掛ける。

機 関 名	内 容
テ レ ビ 朝 日	1 放送態勢 （１）ANN 取材本部を設置 （２）報道情報局員、関係する技術局員、編成制作局員を非常招集 （３）注意情報発表直後にニュース速報（スーパー）で伝え、可及的速やかに通常番組を中断して注意情報の内容を気象庁からの中継等で伝える。 （４）報道特別番組を放送 2 放送の内容 （１）地震予知の仕組みや、発災への流れの中で東海地震注意情報の位置付けなどについて解説 （２）発災・終息両方の可能性について、以後起こりうる事態について説明 （３）防災準備行動の具体的な内容 （４）住民の防災準備に役立つ情報
テ レ ビ 東 京	1 放送態勢 あらかじめ決められた連絡ルートで緊急連絡を行い、関係各部はニュース速報（臨時ニュース）の態勢をとる。 2 放送の内容 注意情報および判定会関係の情報に関しては速報（臨時ニュース）として、気象庁等の中継をまじえて放送 （１）東海地震注意情報 ・ 注意情報の内容、意味に関する周知 ・ 判定会招集・開催に関する情報 （２）東海地震予知情報 ・ 警戒宣言時 （３）各レベルともに社会的な混乱を防止するために必要な情報、心得等 なお、一般家庭の心得等、住民の冷静な対応を呼び掛けるため、特定の番組内で集中的に必要事項を告知するとともに、各番組内で可能な限りスーパーテロップ（字幕）を用いて、情報を伝達する。

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
T O K Y O M X	1 放送態勢 注意情報を受けた時点から、MX 非常事態放送対策規程により職員の緊急動員を行い、放送態勢をとる。 2 放送の内容 (1) 予知情報関係の情報等を放送 - ア 判定会招集情報 - イ 判定会開催情報 - ウ 混乱防止の呼び掛け - エ その他必要な情報の提供 (2) 気象庁の情報を正確かつ分かりやすく伝えるとともに、住民に冷静な対応を呼び掛ける。

(8) 注意情報時の混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
都 各 局	1 対応措置の内容 (1) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案及び実施 (2) 混乱防止に関する情報の収集及び分析 (3) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (4) その他必要事項 2 対応機関 都危機管理対策会議を中心として、総務局（総合防災部）が各局、各防災機関の協力を得て対処
警 視 庁	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、都民等に対して注意情報が発表された場合の都民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。

機 関 名	内 容
都 交 通 局	1 旅客に対し以下の内容について、随時伝達 （１）注意情報 （２）混乱防止のための旅客への協力要請 （３）警戒宣言発令時の運行方針等 （４）その他東海地震に関する情報 2 主要駅（ターミナル、連絡駅等）において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全確保を図る。 （１）警察署の協力を得て警備体制を確立 （２）状況により駅出入口の使用制限を実施
J R 東 日 本	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道 2 各支社（首都圏本部・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 （１）状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 （２）階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 （３）状況により、警察官の警備の応援を要請
J R 東 海	各鉄道事業本部は、注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。
東 武 鉄 道	1 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため正確な情報連絡に努める。 2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
東 急 電 鉄	1 お知らせモニター、放送装置、ホームページ等を活用しお客さまに情報提供を行い、駅構内の混乱防止に努める。 2 状況により、改札規制及び入場制限等の措置を行う。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止
京 成 電 鉄	1 要員を非常招集するとともに、早期に警察官の出動を要請 2 旅客の安全確保のため、状況により、次の処置をとる。 （１）状況を把握し、適切な放送を行う。 （２）必要により入場規制を行う。

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
京 王 電 鉄	1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供等を行い、混雑緩和への協力要請を行う。 2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。 （１）状況により本社員の応援動員を行う。 （２）各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。 （３）放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制等を実施 （４）駅構内営業の中止等、必要な措置を講じる。
京 急 電 鉄	1 列車の運行計画を広報するとともに、混乱防止の協力を依頼 2 状況により、改札規制、入場制限等の措置を行う。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止
西 武 鉄 道	1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。 （１）掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。 2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。
小 田 急 電 鉄	1 旅客に対し正確な情報提供と旅客混乱防止に努め冷静に対応 2 注意情報の発表後の運転計画等を案内するとともに、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請 3 状況に応じ、早期に警察官の派遣を要請
東 京 地 下 鉄	1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請 2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を実施し、旅客に協力を要請
東京モノレール	1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道 2 旅客の安全を確保するため、次の措置をとる。 （１）状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 （２）必要に応じて改札止め等の入場制限を行うほか、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等適切な旅客誘導に努める。 3 管理部門から係員を駅に派遣し、旅客扱い要員の増強を図る。
ゆりかもめ	1 係員を派遣し、乗降客扱い要員を増強するとともに、必要により警察官の応援を求める。 2 的確な情報を逐次放送して、旅客の動揺防止に努める。 3 入場制限等規制を早めて、混乱防止を図る。

機 関 名	内 容
北 総 鉄 道	1 要員を非常招集するとともに、状況に応じ、早期に警察官の出動を要請 2 旅客の安全確保のため、状況により、次の処置をとる。 （１）状況を把握し、適切な放送を行う。 （２）必要により入場規制を行う。
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	1 旅客扱い要員を増配置し、警戒体制を強化するとともに、必要により警察官の派遣を要請 2 旅客の安全確保のため、状況により次の措置を講じる。 （１）駅放送等によりの確な情報を繰り返し放送し、混乱の防止を図る。 （２）混乱状況に応じ、出入口及び改札口の入場規制を早めに実施
多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運行状況を報道 2 旅客の安全を確保するため、次の措置を講じる。 （１）適切な放送を行い、旅客の冷静な対応と協力を要請 （２）必要に応じ入場規制等を行う。 3 管理部門から係員を駅に派遣し、旅客扱い要員の増強を図る。 4 混雑状況に応じて、警察官に出動を要請
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	1 情報を的確に収集及び把握して、構内の掲示板、駅、車内放送等により旅客に対し適切な情報提供を行う。 2 旅客扱い要員を増強し、旅客の冷静な対応と混乱防止を図る。
N T T 東 日 本	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
N T T コミュニケーションズ	国、都等からの指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 重要通信の確保、通信の利用制限等の措置準備 3 対策要員の確保 4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 5 通信建物、設備等の巡視と点検 6 工事中の設備に対する安全措置 7 社員の安全確保
N T T ド コ モ	国、東京都、各区市町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。
K D D I	指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。
ソ フ ト バ ン ク	国又は都から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。
楽 天 モ バ イ ル	国、東京都、各自治体及び関係機関から発出される指示及び各種情報、または報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。

第6節 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、都、区市町村及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

1 活動態勢

（1）東京都地震災害警戒本部

- 警戒宣言が発せられた場合、法令及び本計画の定めるところにより、都は、防災機関・国及び他道府県などと連携・協力し、地震防災応急対策等を実施するとともに、区市町村及びその他の防災機関が行う地震防災応急対策等を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。
- このため大震法第16条の規定に基づき、知事を本部長とする東京都地震災害警戒本部（以下「都警戒本部」という。）を設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 都警戒本部の組織及び運営は大震法、災害対策基本法、都警戒本部条例及び都警戒本部運営要綱の定めによるものとする。

ア 都警戒本部等の設置

《都警戒本部》

- 都は、地震防災応急対策等を実施するため、都警戒本部を設置するものとする。
- 東京都知事は都警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を各局長、地方隊長その他の本部員並びに総務省消防庁に通知しなければならない。また、必要があると認めたときは、次にあげる者に対して、都警戒本部の設置を通知する。
 - ・ 区市町村長
 - ・ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
 - ・ 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊航空総隊司令官
 - ・ 厚生労働大臣

- ・ 隣接県知事
- 政策企画局長は、本部を設置したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
- 各局長、地方隊長その他の本部員は、本部の設置について所属職員に周知徹底しなければならない。
- 知事は、東京都災害対策本部が設置されたとき、又は警戒宣言解除があったときは、速やかに本部を廃止する。都警戒本部廃止の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。

《都現地警戒本部》

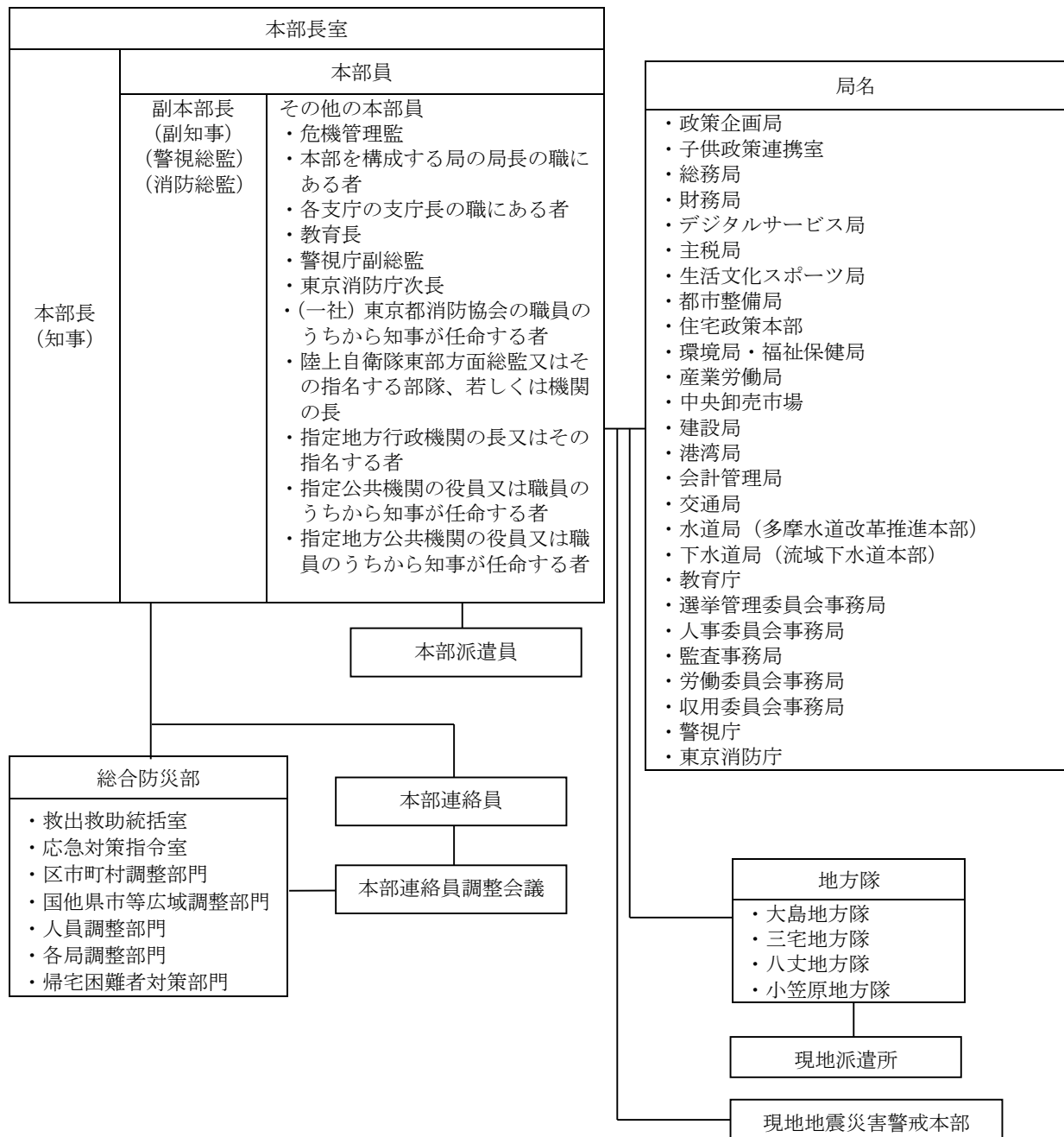
- 本部長は、必要に応じて都現地警戒本部を設置する。設置場所は、強化地域又は区市町村庁舎等に設置する。現地副本部長は、本部長が本部職員から指名する。その他の職員は、本部長が本部職員から指名する現地本部員及び関係防災機関の長が指名した現地派遣員とする。
- 都現地警戒本部の分掌は以下のとおり
 - ・ 地震防災状況の情報分析
 - ・ 区市町村及び関係機関との連絡調整
 - ・ 現地部隊の役割分担及び調整
 - ・ 自衛隊の災害派遣要請の依頼についての意見具申
 - ・ 本部長の指示による地震防災応急対策等の推進
 - ・ 各種相談業務の実施
 - ・ その他緊急を要する地震防災応急対策等の実施

イ 都警戒本部の組織

- 都警戒本部の組織は別図のとおりである。
- 本部長（知事）は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。
- 都警戒本部における所掌事務は以下のとおり。

機 関 名	内 容
都 警 戒 本 部	○ 本部長は、次の事項について本部の基本方針を策定 ・ 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 ・ 重要な地震防災情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 避難指示に関すること。 ・ 区市町村の相互応援に関すること。 ・ 局長、地方隊長、現地地震災害警戒本部長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。 ・ 内閣府に設置される地震災害警戒本部に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること。 ・ 政府機関、他府県、公共機関及び駐留軍に対する応援の要請に関すること。 ・ 公用令書による公用負担に関すること。 ・ 地震防災応急対策及び災害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。 ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な地震防災応急対策等に関すること。

【別図 東京都地震災害警戒本部組織図】（令和5年4月1日現在）



(ア) 構成

- 副本部長（副知事、警視総監、消防総監）は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 本部員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 本部連絡員は、局長があらかじめ局に所属する課長級の職にある者のうちから指名した者で、通信要員を伴って本部の事務に従事する。
- 本部員でない者で次に掲げるものの長、代表者若しくは管理者又はその指名する者に対し、本部派遣員として本部の事務に協力を求めることができる。
 - ・ 東京都を警備区域とする海上自衛隊又は航空自衛隊
 - ・ 東京都の区域内の特別区又は市町村
 - ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関
- 局長及び地方隊長は、局又は地方隊の分掌事務を遂行するため、局又は地方隊に属すべき者を本部職員として、あらかじめ指名する。

(イ) 本部長室

- 本部長は、本部の基本方針を策定するために必要と認めるときは、本部長室を設置することができる。
- 本部長室は、原則として東京都防災センターに開設し、本部長、副本部長及び本部長が指名する本部員によって構成する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ウ) 地方隊長室

- 地方隊長は、地震防災応急対策等を推進するため、地方隊長室を設置することができる。

(エ) 各局の分掌事務

局 名	分 掌 事 務
都 総 務 局	1 本部の運営に係る庶務に関すること。 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 3 区市町村との連絡に関すること。 4 警戒宣言、地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5 警戒本部の職員の動員及び給与に関すること。 6 警戒本部における通信施設の保全に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、地震防災応急対策等の総合調整に関すること。
都 政 策 企 画 局	1 広報及び広聴に関すること。 2 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 3 大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 4 その他特命に関すること。
都 子 供 政 策 連 携 室	1 災害時における他の局の応援に関すること。 2 子供に関する災害対策に係る他の局との調整に関すること。
都 財 務 局	1 地震防災応急対策等関係予算に関すること。 2 車両の調達に関すること。 3 緊急通行車両確認標章に関すること。 4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5 野外受入施設の設営に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
都デジタルサービス局	1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること。 3 基盤システムの維持に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。 5 都所有海底通信ケーブル等の保全に関すること。
都 主 税 局	他の局及び区市町村の応援に関すること。
都生活文化スポーツ局	1 私立学校の東海地震対策の指導に関すること。 2 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。 3 文化施設の保全に関すること。 4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に関すること。

局 名	分 掌 事 務
都 都 市 整 備 局	1 地震防災における他の局及び区市町村の応援に関する こと。
都 住 宅 政 策 本 部	1 応急仮設住宅等の供給準備に関する こと。 2 都営住宅等の保全に関する こと。
都 環 境 局	1 高圧ガス、火薬類等の製造・販売等における地震災害 の防止のための情報連絡に関する こと。 2 災害廃棄物の処理に係る調整に関する こと。
都 福 祉 保 健 局	1 医療に関する こと。 2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の安全 確保及び支援に関する こと。 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関する こと。 4 避難者の移送及び避難所の設営に関する こと。 5 地方独立行政法人東京都立病院機構に関する こと。 6 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保 護に関する こと（他に属するものを除く。）。
都 産 業 労 働 局	1 救助物資の確保準備に関する こと。 2 中小企業及び農林漁業の地震防災応急対策に関する こと。
都 中 央 卸 売 市 場	生鮮食料品等の確保準備に関する こと。
都 建 設 局	1 河川及び海岸堤の保全に関する こと。 2 砂防、高潮防御及び排水場施設の保全に関する こと。 3 道路及び橋りょうの保全に関する こと。 4 水防に関する こと。 5 河川における貯木及び流木対策に関する こと。 6 公園の保全に関する こと。
都 港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設、都営漁港及び都営空港の 保全及び復旧に関する こと。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路 の障害物の除去に関する こと。 3 輸送拠点となる岸壁、野積み場等の確保及び在港船 舶の整理に関する こと。 4 輸送手段を確保するための船舶及びヘリコプター等 の調達に関する こと。 5 港湾及び都営漁港における流出油の防除に関する こと。
都 会 計 管 理 局	地震防災応急対策等に必要な現金及び物品の出納に関 すること。

第5章 東海地震事前対策
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

局 名	分 掌 事 務
都 交 通 局	1 都営交通施設の保全に関する事。 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関する事。
都 水 道 局	水道施設の保全に関する事。
都 下 水 道 局	下水道施設の保全に関する事。
都 教 育 庁	1 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関する事。 2 被災児童及び生徒の学用品の共有に関する事。 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関する事 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関する事。
都選挙管理委員会事務局	他の局の応援に関する事。
都人事委員会事務局	
都監査事務局	
都労働委員会事務局	
都収用委員会事務局	
警 視 庁	1 避難誘導に関する事。 2 警備情報に関する事。 3 交通の規制に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、公安に関する事。
東 京 消 防 庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。 2 救急及び救助に関する事。 3 危険物等の措置に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。

(オ) 現地警戒本部の分掌事務

区 分	内 容
組 織	現地地震災害警戒本部長：本部長が副本部長又は本部員の中から指名 現地地震災害警戒副本部長：本部長が指名する本部の職員

分掌事務	1 地震防災状況の情報分析 2 区市町村、関係機関との連絡調整 3 現場部隊の役割分担及び調整 4 自衛隊の災害派遣要請の依頼についての意見具申 5 本部長の指示による地震防災応急対策等の推進 6 各種相談業務の実施 7 その他緊急を要する地震防災応急対策等の実施
設置場所	地震防災対策強化地域又は区市町村庁舎等

(カ) 地方隊の分掌事務

名称（隊長）	管轄区域	分掌事務
大島地方隊 （大島支庁長）	大島支庁の管轄区域 （大島町、利島村、新島村、神津島村）	地方隊は本部の事務を分掌する。
三宅地方隊 （三宅支庁長）	三宅支庁の管轄区域 （三宅村、御蔵島村）	
八丈地方隊 （八丈支庁長）	八丈支庁の管轄区域 （八丈町、青ヶ島村）	
小笠原地方隊 （小笠原支庁長）	小笠原支庁の管轄区域 （小笠原村）	

ウ 都警戒本部の運営

- 都警戒本部は、原則として東京都防災センターに置かれる。本部が設置されたときは、危機管理監は直ちに本部運営のための必要な措置を講じる。本部設置後は、危機管理監は各局の総合調整を行い、総務局総合防災部長が補佐する。
- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図るため必要があると認められるとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。
- 国の現地警戒本部が設置された場合、都警戒本部は国の現地警戒本部との連絡を密にして、円滑な地震防災応急対策等を実施する。
- 都警戒本部からの発表は、政策企画局長が都庁記者クラブ、又は臨時記者室において行う。警視庁又は東京消防庁が収集した情報等については、それぞれの庁内記者クラブにおいて報道機関に発表すると同時に都警戒本部においても発表する。局長又は、地方隊長は、所管事項について報道機関に対して発表しようとするときは、あらかじめ政策企画局長に協議しなければならない。
- 本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。危機管理監は、重要情報の収集及び伝達を優先的かつ迅速に行うた

め、東京都防災行政無線等の通信回線を確保する必要があるときは、通信の統制を行うことができる。

- 局長、地方隊長及び現地本部長は、次の事項について、速やかに危機管理監に報告しなければならない。
 - ・ 調査把握した地震防災状況等
 - ・ 実施した地震防災応急措置の概要
 - ・ 今後把握しようとする地震防災応急措置の内容
 - ・ 本部長から特に指示された事項
 - ・ その他必要と認められる事項

エ 都警戒本部の運営確保のための施設

都警戒本部の運営を確保するに当たり、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」第5節「具体的な取組」に定めるとおり、東京都防災センター及び東京都立川地域防災センターの機能を活用する。

（2）都職員の活動体制

非常配備態勢により参集した都職員は、都警戒本部の所掌事務に掲げる各局の準備活動を行う。参集職員は専ら都警戒本部の事務に従事するが、都警戒本部の設置期間中は、ローテーション等を行い終日活動できる態勢で臨む。

ア 職員動員態勢

- 内閣総理大臣が警戒宣言を発令したときの都職員動員態勢は、地震防災対策強化地域内においては東京都災害対策本部運営要綱に定める第一配備職員及び第二配備職員による態勢とし、それ以外の地域においては、第一配備職員及び局長が認めた者による態勢とする。
- 本部長は、災害の状況により必要があると認めたときは、特定の局長若しくは地方隊長に対して、非常配備態勢を指令し、又は種類の異なる非常配備態勢を指令することができる。
- 局長及び支庁長は、都警戒本部運営要綱別表3及び4に定める分掌事務について、あらかじめ局又は地方隊の部課が非常配備態勢において措置すべき要領を作成し、所属職員に周知徹底する。また、都警戒本部設置期間中はローテーション等を行い終日活動できる態勢で臨む。
- 局長及び地方隊長は、参集した職員に対し、都警戒本部の所掌事務に掲げる各局の準備活動を行うよう必要な指示をする。また、都警戒本部が設置された場合は、地震防災応急対策等を実施する。

イ 夜間・休日における初動態勢の確保

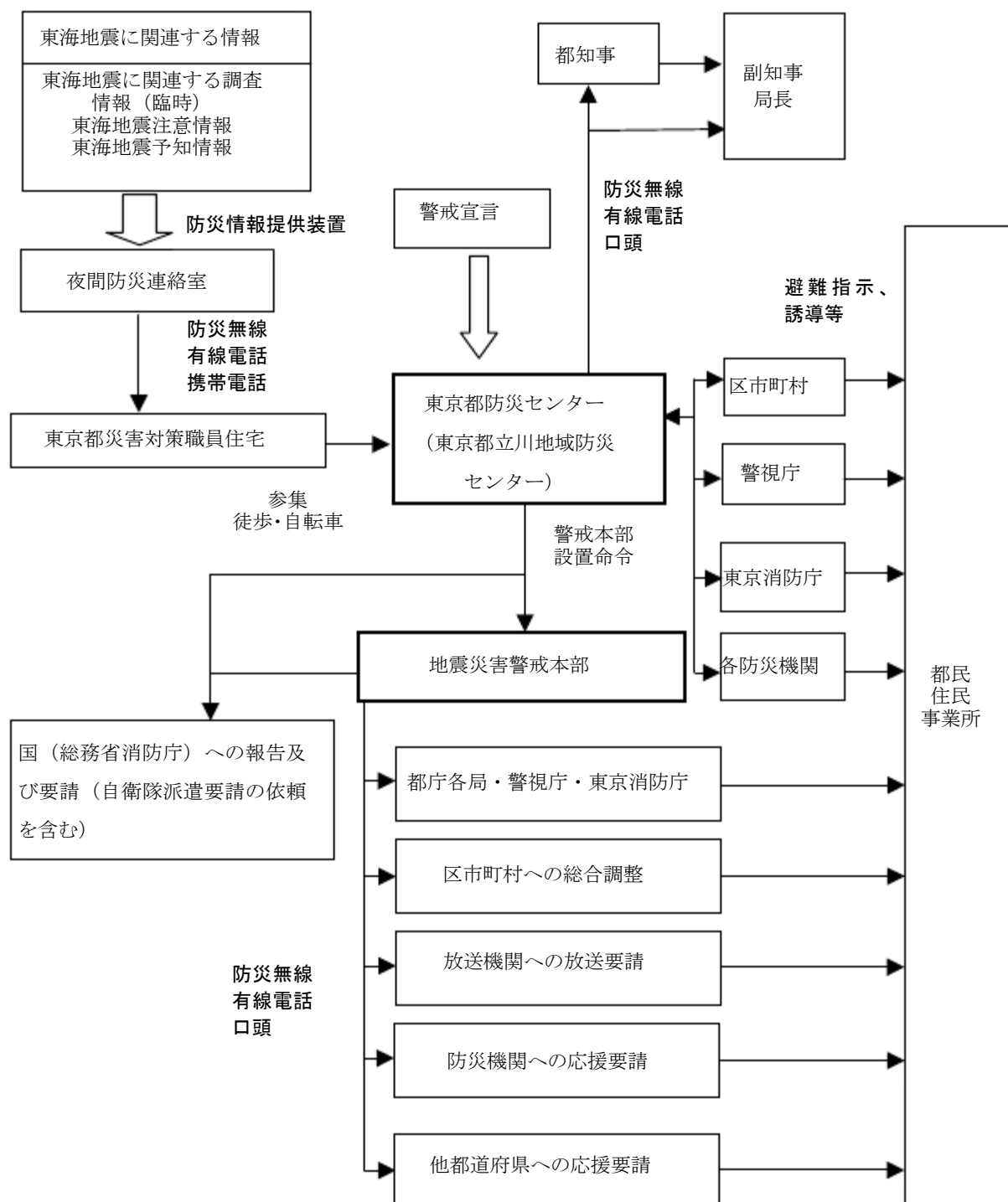
夜間・休日等に発生する地震災害等に対応するため、夜間防災連絡室及び東京都災害対策職員住宅を設置し、初動態勢を確保する。

(ア) 夜間防災連絡室

- 東京都防災センター内に設置している東京都夜間防災連絡室の業務内容は次のとおりである。

要員	業務内容
夜間 防災 連絡 主任 連絡 員	1 地震災害等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 災害対策職員住宅に入居する災害対策連絡要員等に対する災害情報等の連絡 4 東京消防庁等に対する救急患者の輸送に係る要請及び連絡 5 総合防災部長等が東京都防災センターに登庁するまでの間、都警戒本部の設置業務及び都警戒本部構成局への指示、関係防災機関に対する要請 6 総合防災部職員に対する連絡 7 上記のほか、特に総合防災部長等が指示する業務

【初動態勢概要図】



(イ) 災害対策職員住宅入居職員

- 東京都防災センター及び東京都立川地域防災センター周辺に整備した災害対策職員住宅に入居している職員は、地震災害警戒時における情報の収集、都警戒本部設置準備等の事務に従事する。
- 上記職員は、東海地震に関する情報が発表された場合には、必要に応じて直ちに東京都防災センター若しくは東京都立川地域防災センターに参加し、危機管理監の指揮の下、災害情報の収集・連絡や都本部の運営等に当たる。

(3) 区市町村の活動体制

ア 強化地域内村の活動体制

- 強化地域内村は、警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急対策等の実施及びその推進を図るため、大震法第16条の規定に基づき村地震災害警戒本部（以下「村警戒本部」という。）を設置する。
- 強化地域内村は、警戒解除宣言が発せられた場合、大震法第19条第1項の規定に基づき村警戒本部を廃止する。地震が発生し、村災害対策本部が設置された場合も、同条第2項の規定に基づき廃止するものとする。
- 村は、村警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防本部等の関係機関に通報する。

イ 強化地域外区市町村の活動体制

- 強化地域外区市町村は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置することができる。
- 区市町村は、区市町村災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

(4) その他の防災機関の活動体制

- 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、都地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、都及び区市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。
- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。
- 都の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

(5) 相互応援協力

- 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- 防災機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、ひとまず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。
 - ・ 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
 - ・ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
 - ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする日時、活動時間
 - ・ 応援を必要とする場所
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要な事項
- 知事は、強化地域の村において実施する地震防災応急対策が円滑に行われるため、必要なときは、次の事項を示し他の区市町村に応援すべきことを指示するものとする。
 - ・ 応援すべき区市町村名
 - ・ 応援の範囲又は区域
 - ・ 担当業務
 - ・ 応援の方法
- 都は、災害が発生し、他の道府県等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制、受入体制を確保するよう努めるものとする。

(6) 自衛隊への応援要請

ア 自衛隊への災害派遣要請

都警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、必要があるときは国の警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を依頼する。

- ・ 派遣を要請する理由
- ・ 派遣を要請する期間
- ・ 派遣を希望する区域
- ・ その他参考となるべき事項

イ 自衛隊の災害派遣態勢（「警戒宣言」発令に伴う措置）

(ア) 陸上自衛隊

東部方面隊は、「派遣準備命令」に基づき「地震防災派遣」準備及び「災害派遣」準備を実施して即応態勢の確立を図る。

都内各駐屯地司令等は、自衛隊の管理する施設等について地震防災応急措置を講じ、即応態勢を確立する。

(イ) 派遣担当部隊

第32 普通科連隊朝霞駐屯地所在部隊 第2 高射特科群

(ウ) 航空自衛隊

航空総隊は、「東海地震対処体制」への移行準備を実施し、指揮所の開設、非常用臨時通信系の構成、広域航空偵察及び防災応急措置のための諸準備を行う。

<参考> 災害派遣部隊の活動内容

項目	内 容
救出・救護	○ 倒壊家屋、崖崩れ等からの救出 ○ 火災現場からの救出 ○ 津波による漂流者の救出 ○ 新幹線、高速道路等交通途上被災者の救出、救護 ○ 倒壊・落下物等による負傷者に対する応急救護
避難の援助	○ 火災・有毒ガスの発生、堤防決壊及び余震等に関する情報の収集・伝達 ○ 避難者の誘導及び輸送 ○ 避難路の啓開
人命救助	○ 孤立者（家屋倒壊、地下道、地下街、水没地域）の救出 ○ 行方不明者（崖崩れ等）の捜索・救出 ○ 傷病者等の応急救護 ○ 緊急患者等の輸送
二次災害の拡大防止	○ 危険物除去（半壊建造物の倒壊作業を含む。） ○ 決壊堤防の締切り ○ 流出油のせき止め
民生支援	○ 給水・配水 ○ 炊飯・給食 ○ 入浴 ○ 被災者等の輸送 ○ 救援物資の輸送・配分 ○ 防疫活動
復旧支援	○ 倒壊・焼失・浸水・埋没地域の整理 ○ 建設資器材・応急施設資材等の輸送 ○ 港湾・埠頭の応急復旧

項目	内 容
地震発生後の終始を通ずる救援活動	○ 道路の応急啓開 ○ 関係地方機関等に対する支援

2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

各防災機関は警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

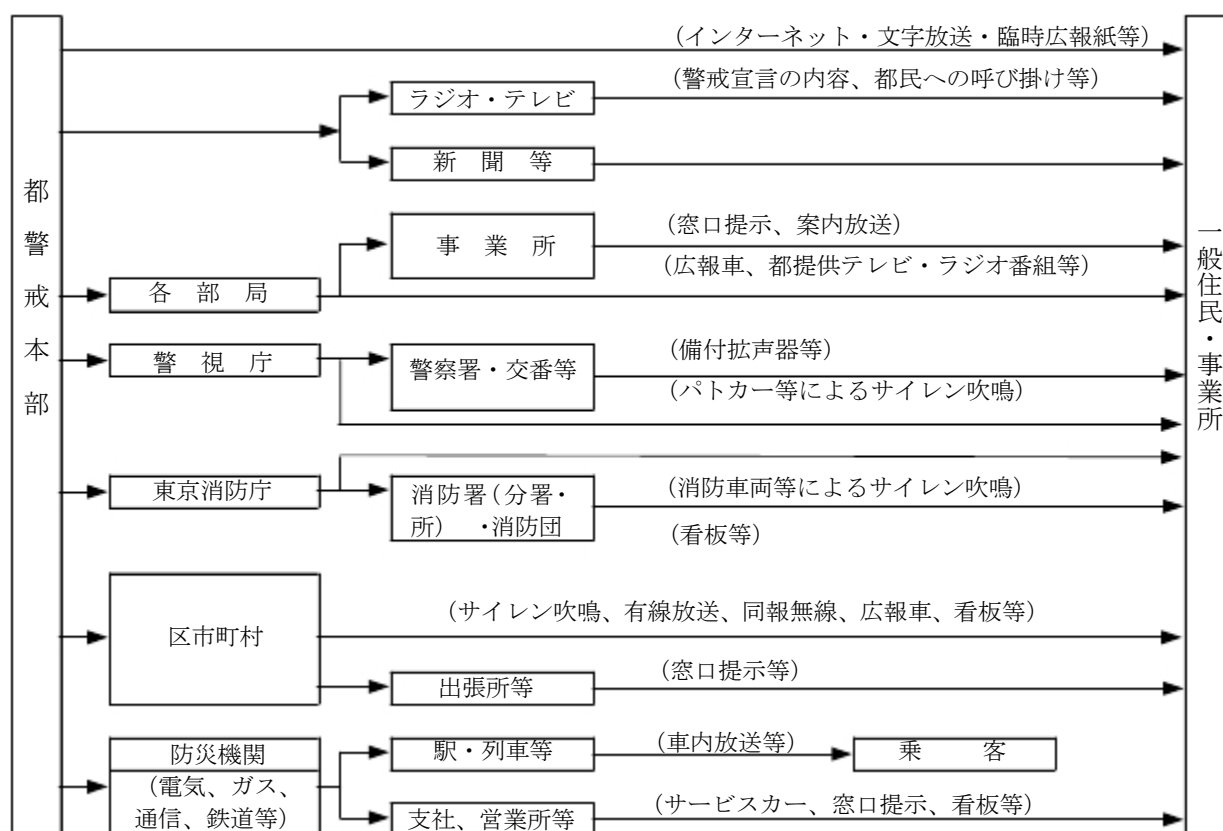
ここでは、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

(1) 警戒宣言の伝達等

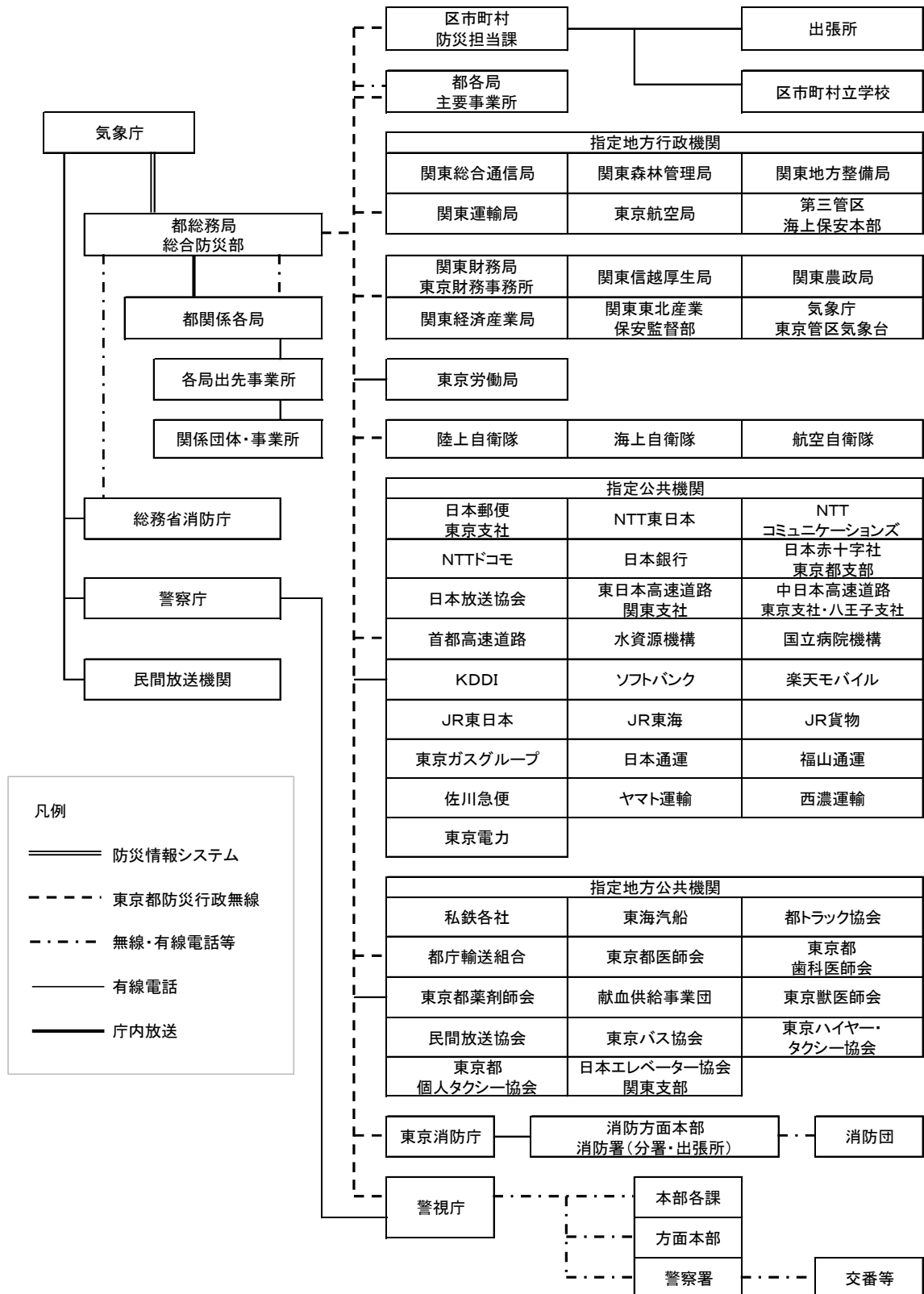
ア 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、以下の図のとおりとする。

【一般住民に対する警戒宣言の伝達経路及び伝達手段】



【関係機関に対する警戒宣言の連絡伝達系統図】

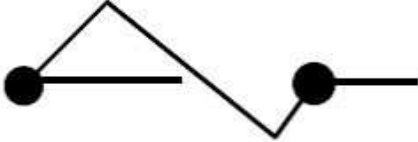


イ 伝達態勢

機 関 名	内 容
都 各 局	1 都総務局は、警戒宣言及び地震予知情報等について、総務省消防庁及び気象庁から通報を受けたときは、直ちに防災行政無線、有線電話及びその他の手段により、その旨を区市町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊に伝達 2 都各局は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、有線電話、無線等により、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関及びに施設利用者等に対し周知 3 都環境局は上記2のほか、関係団体に対し、以下のとおり伝達 (1) 都環境局から（公社）東京都高圧ガス保安協会等の関係保安団体に伝達し、そこから高圧ガス事業所に連絡 (2) 都環境局から緊急連絡網により（一社）東京都火薬類保安協会等の関係団体に伝達し、そこから火薬類保管施設を有する事業所に連絡 4 都住宅政策本部は上記2のほか、東京都住宅供給公社、（一社）東京建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）日本木造住宅産業協会に伝達 5 都生活文化スポーツ局は上記2のほか、私立学校に対して、以下のとおり伝達 (1) 幼稚園、専修学校及び各種学校には、所管庁（都・区市町村）を通じて、電話連絡網により伝達 (2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校には、東京私立初等学校協会及び（一財）東京私立中学高等学校協会を通じて、電話連絡網等により伝達 6 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達
区 市 町 村	1 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を部内各部課、出先事業所に伝達するとともに、区市町村教育委員会を通じて区市町村立学校（園）に伝達 2 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号広報車及び同報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達

機 関 名	内 容
警 視 庁	1 警察庁又は都総務局から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは直ちに一斉通報、模写電報により全所属に伝達 2 各警察署は、区市町村に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達
東京消防庁	1 都総務局から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、各消防方面本部、各消防署（分署・出張所）及び各消防団に伝達 2 各消防署（分署・出張所）は、区市町村と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達
第三管区海上保安本部	1 巡視船艇、航空機等により、たれ幕、横断幕、拡声器、サイレン等により伝達周知 2 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターほか、各海岸局から次の周波数で船舶向け周知放送を行う（国際 VHF（16ch）156.8 MHz）。 3 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報を提供
放送機関	第4部第5章第6節2（3）「放送機関の対応措置」（P●●）参照
鉄道機関	第4部第5章第6節6（3）ア「情報伝達」（P●●）参照
都医師会	1 都総務局から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により各地区医師会に伝達 2 各地区医師会は、管下の病院、診療所に伝達
その他の防災機関	都総務局から通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サ イ レ ン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

ウ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ・ 警戒宣言の内容
- ・ 東京での予想震度
- ・ 防災対策の実施の徹底
- ・ その他特に必要な事項

(2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット、ツイッターなどソーシャルメディア等の媒体を活用した都の広域的な広報のほか、各防災機関及び区市町村等が広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、都警戒本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた都警戒本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに都民等へ広報する。

ア 広報

(ア) 都の広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡の下に、次の事項を中心に広報活動を行う。特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

a 広報項目

(a) 知事のコメント等

(資料第●●「予知情報の発表に伴うコメント案文」別冊①資料P●●)

(b) 都民及び事業所のとるべき防災措置

- ・火の注意 ・水の汲み置き ・家具の転倒防止等

(c) 混乱防止のための対応措置

- 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ①列車の運行状況 ②駅等の混乱状況
 - ③時差退社の呼び掛け等
- 道路交通の混乱防止のための広報
 - ①道路の渋滞状況 ②交通規制の実施状況
 - ③自動車利用の自粛要請等
- 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - ①通信のそ通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
 - ②電報の受付及び配達状況
 - ③加入電話等の開通、移転等の工事並びに故障修理等の実施状況
 - ④営業窓口における業務実施状況
 - ⑤お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）
 - ⑥その他必要とする事項
- 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報
 - ①スーパーマーケット、百貨店等の営業状況
 - ②物資の流通状況
 - ③買い急ぎをする必要がないこと等
- 預貯金引出などによる混乱防止のための広報
 - ①金融機関の営業状況
 - ②急いで引出しをする必要のないこと等

b 広報の実施方法

都政広報番組（テレビ、ラジオ）やインターネット、Twitter 等を最大限に活用して広報活動を行う。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼び掛けを適宜実施する。

c 在住外国人等への情報提供

都生活文化スポーツ局は、都警戒本部設置と同時に「外国人災害時情報センター」を設置し、在住外国人及び関係団体等に対し、必要な情報の収集・提供を行う。

(イ) 区市町村の広報

住民に対して行う広報は都に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

a 広報項目

- (a) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (b) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼び掛け
- (c) 防災措置の呼び掛け
- (d) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け
- b 広報の実施方法
地域防災行政無線同報系、有線放送、広報車及び防災市民組織等を通じて広報活動を行う。

(ウ) その他の防災機関の広報

- a 広報項目
住民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、都に準じて行う。
 - (a) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
 - (b) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請
- b 広報の実施方法
 - (a) 各防災機関は、従業員、顧客、都民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
 - (b) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
 - (c) 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
 - (d) 広報文はあらかじめ定めておく。

イ 報道機関への発表

警戒宣言時、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。

このため次のことを実施する。

(ア) 都警戒本部からの発表

- a 都警戒本部の報道機関への窓口は、都政策企画局長とする。
- b 都警戒本部の決定事項及び各部局の発表事項は、都政策企画局長が行う。

(イ) 警視庁、東京消防庁からの発表

警視庁、東京消防庁が収集した情報等については、それぞれの記者クラブで発表すると同時に都警戒本部においても、前記(ア)により発表する。

(ウ) その他の防災機関からの発表

各防災機関の対応状況等に関する情報については、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて都本部においても、前記(ア)により発表する。

ウ 放送要請

都は警戒宣言時において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するた

め、住民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請する。

(3) 放送機関の対応措置

機 関 名	内 容
日 本 放 送 協 会	1 放送態勢 警戒宣言が発せられた場合、速やかに地震災害警戒本部等の非常組織を設置 2 放送内容 警戒宣言が発せられてから発災までの間、テレビ「総合、Eテレ、BS 1、BS プレミアム、ラジオ「第1、第2、FM」の全7波のすべての番組を中断し、地震関係の放送を全国に向けて行う。 (1) 警戒宣言及び地震予知情報の内容についての説明 (2) 防災機関の対応 (3) 交通及びライフライン（電気・ガス・水道・電話）の状況 (4) 住民への具体的な呼び掛け（防災の心得及び混乱防止）
T B S ラ ジ オ	1 TBS ラジオ災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、直ちに TBS ラジオ災害対策本部を設置 2 放送内容 (1) 警戒宣言の発表・EWS 緊急警報放送実施 (2) 判定結果の内容 (3) 防災機関の対応措置情報 (4) 交通、ライフライン、ターミナルなどの状況 (5) 都防災行政無線からの情報、告知 (6) 住民への呼び掛け（防災の心得、情報への注意等） (7) その他必要な地域情報 なお、放送に際しては、住民に必要以上の不安や誤解を与えぬよう慎重に配慮する。

機 関 名	内 容
文 化 放 送	警戒宣言が発せられたときには、特別放送対策会議（議長は取締役社長とする。）によって設置された特別放送実施本部（本部長は編成局長とする。）が、直ちに特別放送の実施に当たる。これは特別放送措置A号によるものとする。 「特別放送措置A号」 - 第1報は、臨時ニュース又はこれに代わるものとする。 - 第1報速報後は、放送中及び放送予定の全ての番組を中止し、その後24時間は、当該事態の報道に当たる。ただし、状況に応じて特別放送対策会議は、この時間を延長又は短縮できる。 - コマーシャル、コマーシャルスポットは、いずれも放送を中止する。 ただし、提供名の放送については、特別放送対策会議が判断する。
ニ ッ ポ ン 放 送	警戒宣言が発せられると同時に全ての平常番組を中止し、特別番組を放送 - 災害特別放送本部の設置 警戒宣言発令と同時に、社長を本部長とする「災害特別放送本部」を設置し、特別番組を放送 - 放送内容 （1）地震パーソナリティによる不安感の鎮静と大地震に立ち向かう勇気の喚起 （2）各地の予想震度と地震発生時の心得 （3）家庭、職場での応急対策 （4）交通機関を中心とした社会現況 （5）各防災機関の対応措置と協力要請 以上の事項を中心に、災害放送マニュアルに従い放送する。

機 関 名	内 容
ラ ジ オ 日 本	警戒宣言が発せられたとき、住民に対し、地震予知に関する情報を正確かつ迅速に伝え、住民の不安とパニック防止に努める。また、各機関の応急対策については、必要に応じて優先して放送する。 1 災害対策本部の設置 発令と同時に社内に「非常事態放送対策本部」を設置し、対策要領に基づき、A ランクの放送体制に入り、平常番組をすべて中止して事態に即応する。 2 放送内容 (1) 警戒宣言の内容について (2) 予想される地震の震度や規模、被害の予想等、発令による各機関の防災措置の実施内容 ア 都の対応措置の周知 イ 公共機関の警戒宣言に伴う対応状況（電気、ガス、交通機関、病院、学校、金融機関等） (3) 強化地域を含む住民の行動指針 (4) 冷静な行動をとるよう繰り返して呼び掛ける。 (5) 放送協定に基づく情報
エ フ エ ム 東 京	1 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部を設置する。報道・情報センター員全員の呼集及び関係者全員を招集する。 2 放送内容 警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減に資するため、次の放送活動を行う。 (音声放送及び文字多重放送の「見えるラジオ」による対応) (1) 警戒宣言の周知 (2) 都ほか各防災機関からの情報、交通情報、ラジオ・テレビの情報に注意 (3) 冷静に行動し落下物や転倒の防止、火気に注意、水、医薬品の点検 (4) 買い急ぎをしない、不要不急の外出自粛など都民がとるべき防災措置 (5) 学校、保育園、金融などの混乱防止に関する事項

第5章 東海地震事前対策
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	内 容
J - W A V E	1 非常災害対策本部の設置 警戒宣言が発令されたときは、社長を本部長に非常災害対策本部を設置し、災害特別放送を実施 2 放送内容 (1) 警戒宣言の内容と解説を明確にする。 (2) 各機関の混乱防止対策を知らせるとともに各自の平静な行動を呼び掛ける。 (3) 防災知識の啓発と防災措置の徹底を図る。 (4) 今後の情報に注意するよう呼び掛ける。
日 経 ラ ジ オ 社	1 災害時体制の発動 警戒宣言が発せられた場合、社長室長は災害時体制を発動し、特別放送体制に入る。 2 放送内容 (1) 警戒宣言の内容の周知と解説 (2) 発災に備え、安全確保のための行動要領 (3) 混乱防止のための呼び掛け (4) 国、自治体、公共機関等の対応に関する情報

機 関 名	内 容
I n t e r f m	1 特別放送本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、速やかに特別放送本部（最高責任者：社長）を設置 2 放送内容 地震予知に関する情報を正確かつ迅速に伝え、地震に不慣れな在日外国人に対して、不安を与えないようパニック防止に努める。 (1) 強化地域とその周辺地域についての告知 (2) 各防災機関、水道、ガス、電気、交通機関、避難場所等 (3) 災害マニュアルに基づく家庭、職場、学校等での心得 (4) 在日外国人で被災体験を持つゲストの出演か、電話、FAX、インターネット、Eメールなどによる質問、アドバイスを募集し、パニックを防止 3 使用言語（7か国語） 英語を中心とするが、以下の言語でも放送する。 (1) 北京語 (2) ハングル (3) タガログ語 (4) ポルトガル語 (5) スペイン語 (6) 英語 (7) 日本語
日 本 テ レ ビ	1 警戒宣言が発せられた場合は直ちに非常事態放送本部を設置し、非常事態の発生に備える。 2 放送内容 (1) 警戒宣言、地震予知情報等の内容 (2) 各防災機関の対応措置の実施状況 (3) 各地域における動向と対応状況 (4) 住民等への呼び掛け (5) その他必要な情報の提供

機 関 名	内 容
T B S テ レ ビ	TBS 災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、直ちに TBS 災害対策本部を設置 放送内容 1 警戒宣言の発表・EWS 緊急警報放送実施 2 判定結果の内容 3 防災機関の対応措置情報 4 交通、ライフライン、ターミナルなどの状況 5 都防災行政無線からの情報、告知 6 住民への呼び掛け（防災の心得、情報への注意等） 7 その他必要な地域情報 なお、放送に際しては、住民に必要以上の不安や誤解を与えぬよう慎重に配慮する。
フジテレビジョン	1 災害対策本部の設置 予知情報が出された場合、社長を本部長とする災害対策本部設置のための準備作業に着手、警戒宣言発令とともに速やかに対策本部を本格稼働させる。 2 放送内容 予知情報発令から警戒宣言、さらに発災にかけて、状況に応じて特別番組等を放送、視聴者に冷静・沈着な対応を呼び掛ける。 (1) 警戒宣言、地震予知情報等の詳細な内容と解説 (2) 強化地域内とその周辺の現状 (3) 防災機関、行政機関、公共機関のとり対応措置 (4) 混乱防止のための呼び掛け (5) その他必要な情報
テ レ ビ 朝 日	1 放送態勢 (1) 地震予知情報、警戒宣言等が発表された場合、非常災害対策本部を設置し、緊急放送態勢を敷く。 (2) 注意情報発表段階から引き続き ANN 報道特別番組を放送 2 放送内容 (1) 予知情報、警戒宣言等の詳細な内容と解説 (2) 政府・地方自治体の対応 (3) 災害対策強化地域の対応 (4) 交通機関利用上の注意 (5) ライフライン・通信インフラ利用上の注意 (6) その他の混乱防止に役立つ情報の提供

機 関 名	内 容
テ レ ビ 東 京	1 非常災害対策本部の設置 社内に設置される「非常災害対策本部」の組織、任務に従い、緊急放送実施体制（臨時ニュース体制、中継車の緊急出動体制）をとり、迅速にニュース、情報を伝達 2 放送内容 警戒宣言が発せられたときから発災までの状況に応じて、次の事項を取材し、随時放送 (1) 知事の呼び掛け (2) 住民、事業者のとるべき防災措置（例 火の注意、水の汲み置き、家具の転倒防止） (3) 地震発生時の震度・被害予想 (4) 特に必要な地域における避難指示等 (5) 各機関の混乱防止に関する対応 ア 交通機関（例 電車の運行状況、時差退社の呼び掛け、駅等の状況） イ 道路（例 自動車利用の自粛、交通規制の実施状況、路渋滞状況） ウ 電話（例 電話利用の自粛、規制措置の実施状況、回線の輻輳状況、緊急時の通話方法） エ 食料、日用品（例 物資の流通状況、スーパー・デパート等の営業状況、買い急ぎ防止） オ ガス、水道、電気（例 警戒宣言時及び発災に備える保安体制） カ 救急医療（例 救援・救護対策） キ 金融（例 金融機関の状況、預貯金引出し等の混乱防止） ク 学校 ケ 消防 コ その他 (6) 地震規模に伴う各地域の様子（被害状況）
T O K Y O M X	1 MXTV 非常災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、直ちに社長を本部長とする「MXTV 非常災害対策本部」を設置し、特別放送を実施 2 放送内容 (1) 警戒宣言の内容の周知と解説 (2) 各機関の対応措置の状況と平静な行動の呼び掛け (3) 防災措置の徹底 (4) その他必要な情報の提供

(4) 緊急警報放送

ア 緊急警報放送の活用・普及

昭和 60 年 9 月 1 日から運用を開始した緊急警報放送システム（EWS）の活用を普及していく。

イ 緊急警報放送の運用

緊急警報放送は、災害の周知に特に緊急を要し、放送による広域伝達が適している場合に行われ次の場合に限って放送されることとなっている。

なお、津波警報については、内陸など津波被害のおそれのない人々には必ずしも緊急に知らせる必要がないので、地震警報等と信号を区分して運用される。

区 分	前置する緊急警戒信号
1 大震法第 9 条第 1 項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送する場合	第 1 種開始信号
2 災害対策基本法第 57 条、大震法第 20 条において準用する場合を含む。）の規定により求められた放送を行う場合	
3 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条第 1 項の規定により津波警報が発せられたことを放送する場合	第 2 種開始信号

3 水防・津波対策、避難対策

(1) 津波情報の収集・伝達

警戒宣言発令時における東海地震予知情報の内容が、津波被害の発生を予想するものであった場合に、被害を軽減・防止するためには、津波警報等の情報を迅速・的確に収集し、住民や観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立することが大切である。

ア 大津波警報、津波警報及び注意報の種類

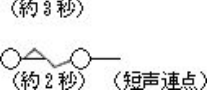
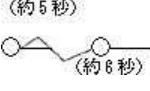
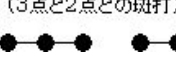
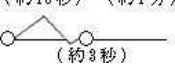
大津波警報、津波警報及び注意報それぞれの分類における発表基準や津波の高さは第 4 部第 4 章「南海トラフ地震等防災対策」第 3 節「1 津波情報の収集・伝達」（P●●）に定めるところによる。

イ 大津波警報、津波警報、注意報等の伝達

大津波警報、津波警報、注意報等の伝達方法は、第 2 部第 5 章「津波等対策」及び第 4 部第 4 章「南海トラフ地震等防災対策」第 3 節「1 津波情報の収集・

伝達」(P●●)に定めるところによる。

【津波警報・注意報の種類と標識】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		鐘音	サイレン音
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表		
大津波警報	予想される 津波の高さ が高いところ で3mを 超える場合	10m超 (10m<予想高 さ)	巨大		
		10m (5m<予想高 さ≤10m)			
		5m (3m<予想高 さ≤5m)			
津波警報	予想される 津波の高さ が高いところ で1mを 超え、3m以 下の場合	3m (1m<予想高 さ≤3m)	高い		
津波注意報	予想される 津波の高さ が高いところ で0.2m以 上、1m以 下の場 合であ って、津波 による災害 のおそれ がある場合	1m (0.2m≤予想 高さ≤1m)	(表記し ない)		
津波注意報・津波警報及び大津波警報解除					

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 予防・津波対策

東海地震発生の際、区部沿岸部における津波は1m以下であるのに対し、島しょ地域の多くは3m以上の津波が押し寄せると予想されている。警戒宣言時には、都は、津波想定を踏まえ、地震津波による被害を軽減・防止するため、島しょ地域を重点に津波対策を実施する。

ア 東京湾の津波対策

機 関	内 容
都 建 設 局	○ 警戒宣言に基づき、次のとおり警戒態勢をとる。 1 水門等の施設の操作 警戒宣言が発令された場合、水門を即時閉鎖できる態勢とし、津波警報が発令されたときは全ての水門を閉鎖 2 水防資器材の点検整備 (1) 備蓄資器材の点検整備を行う。 (2) 水防計画により、関係業者に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。 なお、水防管理団体（区市町村）から応援要請があった場合、直ちに対応する。
都 港 湾 局	○ 警戒宣言等に基づき、次のとおり警戒態勢をとる。 1 水門等の施設の点検 水門、陸こう、逆流防止扉、排水機場の操作に備え、要員の配置を行うとともに、施設の点検等を行う。 なお、津波警報が発令されたときは、全ての水門を閉鎖する。 2 港湾施設の点検整備 (1) 所掌の港湾の点検を強化する。 (2) 工事施工箇所安全対策及び危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。 (3) 船舶、漁船及び滞在者の動向について、情報を収集 ○ 海上公園利用者への緊急連絡 海上公園利用者に対して注意あるいは避難を促すための緊急連絡活動を行う。
都 下 水 道 局	○ 警戒宣言に基づき、緊急防潮配備態勢により、高潮対策防潮扉操作に備える。

機 関	内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 警戒宣言に基づき、次のとおり警戒態勢をとる。 1 海上工事作業等の施工者に対し、工事作業中止等の命令又は勧告を行う。 2 次に掲げる物件の所有者又は管理者等に対し、固縛、陸上への引き揚げ又は場所の移動等の流出防止措置を講じるよう指導 (1) 工事作業現場の資器材等 (2) 木材、筏、プレジャーボート、小型漁船等 (3) 沿岸部のドラム缶、コンテナ等 (4) その他流出した場合に航路障害物となるもの 3 港内在泊中の船舶に対し、港外等安全な水域への移動の命令又は勧告を行う。 4 船舶が輻輳する海域に巡視船艇を配備し、船舶の避難誘導等を行う。
関東地方整備局	○ 警戒宣言に基づき、次のとおり警戒態勢をとる。 1 管轄区間の河川について、次のような措置をとるものとする。 (1) 水防資器材等の把握 津波の発生が予測される地域において、危険箇所等の状況及び水防活動に必要な資器材等の把握に努めるなど、水防業務の万全を期する。 (2) 緊急点検及び巡視 被災が予想される地域にあつては、緊急点検及び巡視を行うよう努める。河川法に基づく許可工作物についても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導する。 (3) 水門等操作に必要な準備 水門、陸こう及び内水排除施設等については、地震予知情報において津波の発生が予想される場合、操作に必要な準備を行う。 2 港湾区域について、次のような措置をとるものとする。 (1) 水門、排水機場、水防資器材等の整備について、必要に応じ指導を行う。 (2) 貯木場からの木材の流出防止措置等について、必要に応じ指導を行う。

イ 島しょ地域の津波対策

東海地震事前対策としての島しょ地域の津波対策は以下のとおりであるが、一方で、都は、「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた津波対策を実施していることから、島しょ地域においては、南海トラフ巨大地震等に対応した津波対策を優先する。

(ア) 津波浸水予想区域の明示等

○ 新島村及び神津島村

東海地震発生の際、5m～10mの大津波が、10分程度で到達するおそれがあるとして、強化地域に指定されている。

そこで、平成11年3月に国土庁が作成した「津波浸水予測図」を基に、10mの大津波が押し寄せた場合にも、安全が確保されるよう津波浸水予想区域を明示するとともに、急傾斜地等の危険区域を明示したうえ、避難場所等を定め円滑に避難できるよう誘導標識の設置等、事前対策を講じる。

○ 三宅村

東海地震発生の際、3mの大津波が、20分以内に到達するおそれがあるとして強化地域に指定された。新島村及び神津島村の手法に準じ津波浸水予想区域等の危険地域を明示し、事前対策を講じる。

○ その他島しょ地域

強化地域外であるが、利島村及び大島町においては3m～5mの大津波が、八丈町にも2m～3mの津波が押し寄せるおそれがあることに鑑み、新島村及び神津島村の手法に準じ、逐次津波浸水予想区域を明示し、事前対策を講じるものとする。

(イ) 港湾施設の点検整備

- 所掌の港湾の点検を強化する。
- 工事施工箇所及安全対策及び危険箇所への立入禁止等の措置をとる。
- 船舶、漁船及び滞在者の動向について、情報を収集する。

(ウ) 住民、漁船等に対する注意の呼び掛け

警戒宣言が発せられた場合、次の区分により自発的に津波情報等を受信するよう指導する。

- 港湾、漁港等海岸隣接住民：町村放送施設、テレビ、ラジオ
- 漁船、漁業者

出漁船：ラジオ、緊急無線

係留船、陸揚船：町村放送施設、テレビ、ラジオ

(3) 避難誘導態勢

機 関	内 容
強化地域を含む島しょ町村及び沿岸区	○ 津波警報等の情報収集につとめ、地域に応じて、適切な措置をとる。 ○ 警戒宣言発令時はもとより、近海で地震が発生した場合には津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあることから、強い地震（震度4程度以上）を感じたときには、次のとおり措置する。 1 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係区町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底を図る。 2 関係区町村長は、津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等の海浜から退避するよう勧告し、又は指示する。 3 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、あるいは津波警報の伝達があったときは、関係区町村長は、直ちに住民等に対して避難指示を発令するものとする。 ○ 島しょ町村にあつては、地震発生後の海面状況の監視、避難指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力が得られるようにしておく。また、安全な避難地を定め、住民等に周知徹底を図る。
警 視 庁	○ 地震発生から津波の到達まで時間的余裕のない場合が多いので、避難指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。 ○ 津波警報の発表を待つことなく、あらかじめ定められた警戒場所に要員を配置 ○ 津波避難場所に選定された高台、中高層ビル等への自主的避難を行わせる。 ○ 避難誘導にあたっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。

機 関	内 容
東京消防庁	○ 津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動体制は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動 1 避難の指示等 関係消防署長は、津波が発生したとき、又は発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められ、関係市町村長に通報するいとまがないときは、災害状況及び消防力の余力に応じ、避難の指示等を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に通報する。 2 避難誘導体制 (1) 避難指示が発令された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係区市町村等関係機関に通報する。 (2) 避難が開始された場合は、消防団及び関係機関と協力し避難誘導に当たるとともに、可能な範囲でヘリコプターの活用を図る。
第三管区海上保安本部	○ 港内外にある船舶等に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等を行う。 ・ 港内にある又は入港しようとする船舶に対して、港外又は湾外の安全な場所に避難すること。避難できない船舶等は、係留索の強化等必要な安全措置を講じるよう命令又は勧告を行う。 ・ 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の命令・勧告 ・ 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告を行う。 ・ 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。

(4) 津波防災意識の啓発、教育、訓練の充実

レジャーや海水浴など都民が海に接する機会が多い。都及び関係機関は、沿岸地域住民に限らず「地震イコール津波・即避難」を全都民の共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を都民に広める。

（５）急傾斜地等の危険地域における避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ区市町村長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難指示等を行い、安全な場所へ避難させる。

ア 事前対策

（ア）危険が予想される地区の選定

- 区市町村長は、管内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にして実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。
- 都は区市町村の地区選定にあたり、各種の資料提供及び助言協力を行う。

（イ）避難所の指定

区市町村長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておく。

なお、指定にあたっては、次の点に留意する。

- 高台で火災の危険度の低い場所に立地していること。
（木造建物密集地、危険物取扱（貯蔵）施設の周辺は避ける。）
- 耐震性、耐火性を有すること。
- 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。
- 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。
- 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
- 避難所の運営に必要な資器材（調理、給食、非常照明等）、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

（ウ）周知、伝達方法

避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難指示等の際の伝達方法（有線放送、広報車、防災無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

イ 警戒宣言時における対応

（ア）避難指示等

区市町村長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記ア（ウ）に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難指示等を実施する。

（イ）避難所開設に伴う対応措置

- 区市町村長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局及び地元警察署、消防署、水道局営業所、保健所等関係機関に連絡する。
都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。
- 区市町村長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができ

ず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。

- 区市町村長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。
- 都福祉保健局は、区市町村長の報告に基づき避難所の開設状況の把握を行う。

(ウ) 避難所等における区市町村職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(エ) 避難生活の維持・運営

- (ウ)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。
- 区市町村長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉保健局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。
- 都本部は、区市町村から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に区市町村に供給する。

4 消防、危険物等対策

(1) 消防対策

ア 強化地域を含む島しょ町村の活動態勢

- 消防機関が出火及び混乱の防止等に関して講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - ・ 正確な情報の収集及び伝達
 - ・ 火災、水防等の防除のための警戒
 - ・ 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難のための立ち退きの指示、避難誘導、避難路の確保
 - ・ 火災発生の防止、初期消火についての住民の広報
 - ・ 防災市民組織等の防災活動に対する指導
 - ・ 迅速な救急救助のための体制確保

イ 東京消防庁管内における活動態勢

東京消防庁は、注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下にあり、次の対策をとる。

- 震災態勢
 - ・ 情報収集体制の強化
 - ・ 震災対策資器材の準備
- 震災非常配備態勢
 - ・ 全消防職員及び全消防団員の非常招集
 - ・ 活動部隊の編成

- ・ 気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都、警視庁）への職員の派遣
- ・ 救急医療情報の収集体制の強化
- ・ 航空隊運航体制の確保
- ・ 救助・救急資器材の強化
- ・ 情報受信体制の強化
- ・ 高所見張員の派遣
- ・ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ・ その他消防活動上必要な情報の収集

ウ 消防の広域応援

- 都警戒本部は、発災後、都内の消防機関の応援体制が必要となった場合に備え、応援体制の事前調整を図るものとする。
- 都警戒本部は、発災後、他の道府県から緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁と連携を図り、受け入れ態勢を確保するよう努めるものとする。
- 東京消防庁は、強化地域から要請があった場合、各町村との消防応援協定に基づく対応について調整する。

エ 都民（事業所）に対する呼び掛け

対 象	事 項	内 容
都民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、区市町村からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼び掛けを行う。

(2) 危険物等対策

機 関	内 容
都 環 境 局	○ (一社) 東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請 1 警戒宣言等の伝達 2 事故発生時に準じた保安要員の確保 3 保安用品及び保安装置の再点検等 4 その他特に必要な事項 ○ 東京都高圧ガス地域防災協議会((公社) 東京都高圧ガス保安協会、(一社) 東京都 LP ガス協会及び(一社) 東京都 LP ガススタンド協会)に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請 1 警戒宣言等の伝達 2 事故発生時に準じた保安要員の確保 3 保安上必要な施設及び設備の点検整備 4 地震による被害の防止及び軽減措置
都 福 祉 保 健 局	○ 毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集及び伝達
東 京 消 防 庁	○ 危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	○ 警戒宣言が発せられた場合において、地震が発生したときに石油コンビナート、火薬類及び高圧ガスの保安を確保するため、事業所に対して、法令等に定めるところにより、地震防災対策を講じるよう十分に監督及び指導を行うとともに、その実施状況の把握に努める。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 発火性、引火性、薬品等危険物の安全措置の実施 ○ 警戒宣言及び地震予知情報の収集及び伝達

(3) 放射性物質対策

機 関	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ RI の管理測定班の編成 都内の RI 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行う RI 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。 ○ RI 使用医療機関に対する指導 1 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設、放射線治療病室等の安全点検と補修 2 RI 使用状況の把握 3 未使用 RI 及び使用済 RI の保安確認 4 RI 治療患者の管理体制の徹底周知 5 地震予知関連情報の収集
都 産 業 労 働 局	○ 情報連絡態勢の確立 勤務時間内、夜間及び休日における地震予知情報の伝達については、あらかじめ定められた方法により実施 ○ 警戒宣言時の要請事項 放射性物質使用施設における RI 等の使用を停止し、耐震構造の貯蔵施設に収容することにより安全管理体制を確立
日 赤 東 京 都 支 部	○ RI の安全措置の実施 ○ 警戒宣言及び地震予知情報の収集並びに伝達

(4) 危険物輸送

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
東 京 消 防 庁	○ 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導 1 出荷及び受入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海上保安本部 (東京海上保安部)	○ 警戒宣言に基づき、次の措置を講じる。 1 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な措置を講じる。 2 危険物荷役岸壁及び危険物取扱事業所の管理者に対し、海上への危険物流出防止措置又はオイルフェンスその他排出油防除資器材の準備を指導 3 港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な指示又は避難勧告等を実施 (1) 港内外にある巨大船（長さ 200m 以上の船舶）及び危険物積載船（海上交通安全法第 22 条に定める危険物積載船をいう。）に対し、東京湾外の安全な場所へ避難するよう命令又は勧告 (2) 港内にある又は入港しようとする次の船舶に対し、場所を特定して港外等安全な場所へ避難する又は入港しないよう命令・勧告 - ア (1) に定める以外の危険物積載船（港則法第 21 条に定める危険物積載船をいう。） - イ 地震により岸壁、臨海施設の損壊等によって被害を受けるおそれのある場所に係留している船舶 (3) 避難措置をとらなくてもよい船舶に対しては、荷役を中止し、発災後直ちに移動できる態勢をとるよう命令又は勧告
J R 貨 物	○ 警戒宣言・地震予知情報が発せられた際は、列車の運転規制等を実施 1 火薬類 輸送状況を確認し必要に応じて関係各所へ連絡 2 その他の危険物 積載情報を確認し必要に応じて関係各所へ連絡

5 医療救護対策

(1) 医療救護態勢

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、東京都立病院機構、日赤東京都支部等に対する医療救護班等の編成準備要請 ○ 傷病者の受入体制の確保 ・ 医師、看護師等の確保 ・ 医療資器材の点検、補充 ・ 都医師会、日赤東京都支部に対する受入体制確保の要請
都 医 師 会	○ 発災時に出動するよう計画されている地区医師会医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示
都 歯 科 医 師 会	○ 発災時に出動するよう計画されている地区歯科医師会歯科医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示
都 薬 剤 師 会	○ 発災時に出動するよう計画されている地区薬剤師班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示
都 獣 医 師 会	○ 発災時に出動するよう計画されている動物救護および獣医療班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示
日 赤 東 京 都 支 部	○ 日赤東京都支部は、救護班の編成を行い、出動準備態勢をとる。 ○ 医療救護に必要な要員、医薬品、器具機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じる。

(2) 病院、診療所

ア 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおりである。

医療機関	外来診療	入院患者	手術等
都立病院 (東京都立 病院機構)	原則として、平常通り診療を行う。 ただし、乳幼児、高齢患者等、発災時の混乱に際し特に危険が予測される患者に対しては、受診の自粛を呼び掛ける。	1 施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。 2 退院及び一時帰宅を希望する患者には、担当医師の判断により、その許可を与える。	医師の判断により日程変更の可能な手術・検査は延期する。
国立病院 国立療養所	実情に応じて可能な限り診療を行い、状況により帰宅させる。	帰宅を希望する者については、主治医の判断により退院させる。	1 手術中の場合は、医師の判断により、安全措置を講じるものとする。 2 手術予定者については緊急やむを得ない場合を除き延期する。
民間病院 診療所 (都医師会)	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
民間病院 診療所 (都歯科医師会)	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
日赤病院・産院 (日赤東京都支部)	1 可能な限り、診療を行う。 2 救急患者の受入体制を講じる。	退院を希望するときは、医師の判断により退院させる。	手術、分娩中の者については、医師の指示により安全措置を講じる。

イ 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じる。

- 建物、設備の点検・防災措置
- 危険物の点検・防災措置
- 落下物の防止
- 非常用設備、備品の点検及び確保
- 職員の分担事務の確認
- 備蓄医薬品の点検・防災措置

ウ その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

(3) 救急患者等の搬送体制

東京消防庁は、強化地域から要請があった場合、消防応援協定及び島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定に基づき、救急患者等に対応する。

6 警備、交通、公共輸送対策

(1) 警備対策

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	1 警備部隊の編成及び配備 速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱の恐れのあるターミナル駅、地下街、主要交差点、港等に、必要により、部隊を配備 2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。 3 津波に対する警戒活動 強化地域を管轄する警察署は、津波警報の発令を待つことなく、あらかじめ定めた警戒場所に要員を配置し、調査に当たる。 4 避難誘導活動 強化地域を管轄する警察署は、次の措置をとるものとする。 (1) 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合が多いので、避難指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。 (2) 津波避難場所に選定された高台、中高層ビル等への自主的避難を行わせる。 (3) 避難誘導に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講じる。 1 警戒 空港、石油類貯蔵施設等重要施設の周辺海域の警戒を実施 2 立入検査 警察、消防機関等と密接な連絡をとり、治安情報等の収集に努めるとともに、警戒を実施する海域における挙動不審船に対する立入検査を実施

(2) 交通対策

ア 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

【基本方針】

- 1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。
- 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
- 5 強化地域（新島村、神津島村、三宅村）内の走行は、できる限り制限する。

イ 運転者等のとるべき措置

（ア）車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- b カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。
- d 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- e バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- f 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
- g 現場警察官等の指示に従うこと。

（イ）車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

ウ 交通規制

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。

（ア）都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

（イ）環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

（ウ）高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記（ア）の交通規制に準ずる。

（エ）強化地域（新島村、神津島村、三宅村）内

津波により被害が生じるおそれがある道路は、車両の通行を制限する。

エ 道路管理者の措置

機 関 名	内 容
都 建 設 局	○ 危険箇所の点検の実施 ○ 工事中の道路についての安全対策を確立
関 東 地 方 整 備 局	○ 道路パトロール等により、災害の発生するおそれのある箇所等の道路状況の把握に努める。 ○ 道路法に基づく占用物件について、同様の措置を講じるよう、その管理者を指導 ○ 工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとる。
中 日 本 高 速 道 路 東 日 本 高 速 道 路	○ 道路状況の把握に努める。 ○ 道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。 ○ 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。 ○ 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努める。 ○ 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとる。
首 都 高 速 道 路	○ 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行う。 ○ 都公安委員会が実施する交通規制に協力 ○ 規制状況等について必要な広報を行う。 ○ 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努める。 ○ 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとる。

《都建設局》

- 警戒宣言等が発せられた場合、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。
- 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

《関東地方整備局》

- 警戒宣言等が発せられた場合、道路パトロール等により、災害の発生するおそれのある箇所等の道路状況の把握に努める。なお、道路法に基づく占用物件についても、同様の措置を講じるよう、その管理者を指導する。
- 工事中の所管施設に関する対策地震発生危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を講じることに伴い、必要となる補強、落下防止等の保全措置に努める。

《中日本高速道路、東日本高速道路》

- 警戒宣言が発せられた場合には、道路状況の把握に努めるとともに、原則として次の方針で対処するよう努める。
 - ・ 高速自動車国道における交通対策
都公安委員会が行う車両の強化地域への流入の制限等に係る措置等に協力する。
 - ・ 一般国道等における交通対策
関係機関が行う車両の通行の制限に係る措置等に協力する。
- 警戒宣言時において、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。
- 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。
- 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努める。
- 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとり、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

《首都高速道路》

- 警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。
 - 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。
 - 2 都公安委員会が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を利用者に対して行う。
 - 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。
 - 4 工事中の構造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。

(3) 鉄道対策

ア 情報伝達

(ア) 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

(イ) 警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

イ 列車運行措置

(ア) JR 東日本

警戒宣言が発令した場合の列車の運行は次による。

- a 地震防災対策強化地域外周部における線区（bに記載する線区を除く。）は、徐行を行い列車の運転を行う。
- b 地震防災対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の都合又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

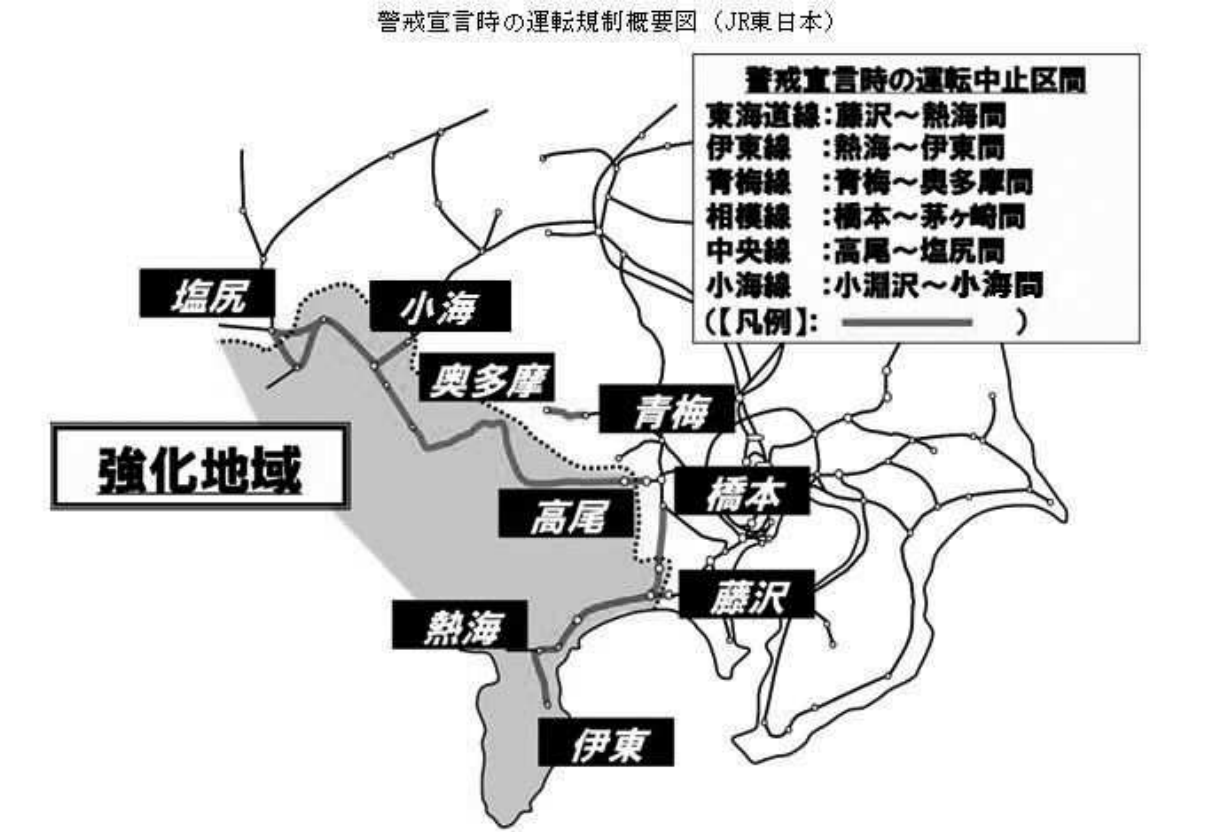
（警戒宣言時の運転規制概要図（JR 東日本）P●●参照）

- （a）東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
- （b）中央本線 高尾～上野原間
- （c）青梅線 青梅～奥多摩駅間
- （d）相模線 橋本～厚木駅間

(イ) JR 東海

指令班は、警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転規制等を実施するものとする。

- a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
- b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- c 想定震度が6弱未満の地域においては、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。



（ウ）都交通局及び民鉄各社

- a 運行方針
- 防災関係機関、報道機関及び JR 各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。
- b 運行措置

機関名	警戒宣言当日	翌日以降
都 交 通 局 東 武 鉄 道 東 急 電 鉄 京 王 電 鉄 京 急 電 鉄 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄 東 京 モ ノ レール ゆ り か も め 東京臨海高速鉄道 多摩都市モノレール 首都圏新都市鉄道	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。

機関名	警戒宣言当日	翌日以降
京 成 電 鉄 北 総 鉄 道	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	一部列車の運転中止、特急・急行の各駅停車化を、乗入先各社と調整のうえ実施する。 輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
小 田 急 電 鉄	1 強化地域内の列車の運転計画 警戒宣言が発せられた場合、次の区間の列車運転を中止する。 ・小田原線 相武台前～小田原間 ・江ノ島線 藤沢～片瀬江ノ島間 ただし、駅間走行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、旅客に対して警戒宣言が発令されたことを告げて避難場所へ案内する。 2 強化地域外の列車の運転計画 警戒宣言が発せられた場合、最寄り駅に一旦停車し、旅客に対して警戒宣言が発令されたことを告げた後、次の区間の運転を再開する。 ・小田原線 新宿～相武台前間 ・江ノ島線 相模大野～藤沢間 ・多摩線 新百合ヶ丘～唐木田間 注意運転による準急列車、各駅停車の運行となるため輸送力は大幅に減少する。	地震ダイヤ（仮称）により可能な範囲での運行に努める。 なお、運転速度、本数、区間等が制限されるため、輸送力は大幅に減少する。

ウ 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機関名	内 容
都 総 務 局	1 平常時から、都民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛ける。
東 京 消 防 庁	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
J R 東 日 本 J R 東 海 小 田 急 電 鉄 都 交 通 局 東 武 鉄 道 東 急 電 鉄 京 成 電 鉄 京 王 電 鉄 京 急 電 鉄 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄 東 京 モ ノ レール ゆ り か も め 北 総 鉄 道 東 京 臨 海 高 速 鉄 道 多 摩 都 市 モ ノ レール 首 都 圏 新 都 市 鉄 道	1 平常時から運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け、協力を要請

エ 主要駅での対応

ターミナル駅等での主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、次の対応措置を講じる。

機関名	内 容
J R 東 日 本 J R 東 海 小 田 急 電 鉄 都 交 通 局 東 武 鉄 道 東 急 電 鉄 京 成 電 鉄 京 王 電 鉄 京 急 電 鉄 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄 東 京 モ ノ レール ゆ り か も め 北 総 鉄 道 東京臨海高速鉄道 多摩都市モノレール 首都圏新都市鉄道	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止

なお、JR 東日本、JR 東海及び小田急においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。

オ 主要駅等の警備

警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

カ 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し、アからオまでの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

キ 長距離旅客等の対応措置

JR 東日本、JR 東海及び小田急は、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

ク その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講じる。

- 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

(4) バス、タクシー等対策

ア 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

イ 運行措置

機関名	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。

機関名	内 容
強化地域内村	1 強化地域内にある新島村及び神津島村における路線バス及び貸切バスは、あらかじめ定められた場所又は安全な高台に避難させて運行を停止 2 強化地域内におけるタクシー・ハイヤーは、警察署等の規制に従い、津波危険予想区域等の通行を避けつつ、減速走行（20 km/h）を行うよう指導

ウ 混乱防止措置

（ア）旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁、東京消防庁及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、都民、事業所に対する広報及び指導を行う。

（イ）バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

（ウ）強化地域における避難措置

強化地域内村においてバスが運行を停止する場合には、観光客等を安全な避難施設に搬送する等の安全対策を講じる。

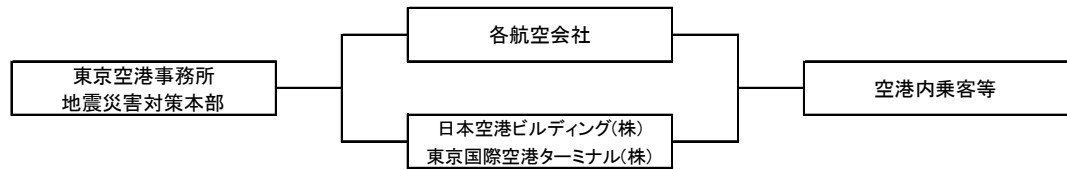
（5）航空機対策

ア 東京国際空港

（ア）情報伝達

- a 東京空港事務所は、空港内航空会社に対して、警戒宣言及び予知情報等を伝達する。
- b 空港内の乗客等に対する警戒宣言及び予知情報の伝達は、日本空港ビルデング（株）、東京国際空港ターミナル（株）及び各航空会社を通じて行う。

c 伝達ルート



(イ) 運航対策

警戒宣言が発せられた場合、航空機の安全と運航を確保するため、次の措置をとる。

- a 航空会社に対して航空機自体の保安対策及び乗降客の安全誘導を要請する。
- b 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- c 国の管制機関相互の調整を図る。
- d 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底を図る。

(ウ) 空港の混乱防止対策

警戒宣言発令時は、新幹線等、地震防災対策強化地域を通過する列車の運転中止により、航空機の利用者が増加する可能性があるため、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- a 空港ビル会社及び各航空会社に対し規制対策を要請する。
- b 東京モノレール等の交通機関に対して、駅入場、乗車等の制限措置を要請する。
- c 空港警察署に空港内の警備、交通規制を要請する。

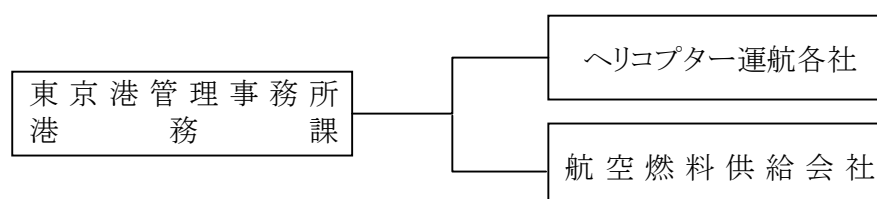
(エ) 空港施設の保安措置

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、巡回・点検を強化する。

イ 東京ヘリポート

(ア) 情報伝達

- a 東京港管理事務所は、東京ヘリポート内のヘリコプター運航会社及び航空燃料供給会社に対し、警戒宣言及び予知情報等の情報を伝達する。
- b 伝達ルート



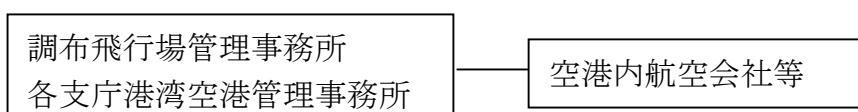
(イ) 空港施設の保安措置

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化する。

ウ 東京都調布飛行場及び島しょの空港

(ア) 情報伝達

- a 調布飛行場管理事務所、各支庁港湾空港管理事務所は、空港内航空会社等に対して、警戒宣言及び予知情報等を伝達する。
- b 空港内の乗客に対する警戒宣言及び予知情報等の伝達は、各航空会社を通じて行う。
- c 伝達ルート



(イ) 運航対策、空港施設の保安措置

東京国際空港に準じた取扱いとする。

また、強化地域内の空港については、警戒宣言が発せられた後は、国及び地方自治体の応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまでこれらの機能及び定期航空運送事業を除き閉鎖する。

(6) 船舶対策

ア 情報伝達

船舶に対する警戒宣言及び予知情報の伝達方法は、次のとおり行う。

機関名	内 容
関 東 運 輸 局	東京海上保安部と協議し、次ルートにより情報伝達を行う。 <pre> graph LR A[運輸局] <--> 相互協議 B[海上保安部] A --> C[船舶運航事業者 運航管理者] C --> D[船舶] </pre>
東 海 汽 船	1 運航管理者（本社応急対策部長）又は副運航管理者（現地応急対策部長）より船長に伝達 2 本社及び支店の旅客対策部長並びに船長は、乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し速やかに伝達し、周知する。

イ 運航措置

旅客船の運航についての指導及び運航方法は次のとおりとする。

機 関	内 容																														
関 東 運 輸 局	船舶運航事業者に対して、都の地域を出発点とする旅客船（強化地域内を到着点とする者を除く。）は、警戒宣言時においても運航するよう指導を行う。 なお、強化地域を到着点とする旅客船は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに運航を中止し安全措置をとるよう指導する。																														
東 海 汽 船	1 非強化地域を寄港地として強化地域に向かう次の航路については、警戒宣言が発せられた場合、原則として非強化地域まで運航し、強化地域への運航は中止する。 <table><tr><th>出発点</th><th>到着点</th><th>主たる船舶</th><th>総トン数</th><th>定員</th></tr><tr><td rowspan="6">東 京</td><td>大 島</td><td>橘丸</td><td>5,681トン</td><td>1,000 名</td></tr><tr><td>利 島</td><td>さるびあ丸</td><td>4,992</td><td>1,546</td></tr><tr><td>新 島</td><td>セブンアイランド 愛</td><td>280</td><td>255</td></tr><tr><td>式根島</td><td>〃 夢</td><td>281</td><td>255</td></tr><tr><td>神津島</td><td>〃 虹</td><td>281</td><td>255</td></tr><tr><td></td><td>〃 友</td><td>164</td><td>255</td></tr></table>	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員	東 京	大 島	橘丸	5,681トン	1,000 名	利 島	さるびあ丸	4,992	1,546	新 島	セブンアイランド 愛	280	255	式根島	〃 夢	281	255	神津島	〃 虹	281	255		〃 友	164	255
	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員																										
	東 京	大 島	橘丸	5,681トン	1,000 名																										
		利 島	さるびあ丸	4,992	1,546																										
		新 島	セブンアイランド 愛	280	255																										
		式根島	〃 夢	281	255																										
		神津島	〃 虹	281	255																										
			〃 友	164	255																										
	2 強化地域を寄港地として非強化地域に向かう次の航路については、警戒宣言が発せられた場合、強化地域に向かっているときは原則として直ちに運航を中止し、非強化地域に向かっているときは運航を継続する。 <table><tr><th>出発点</th><th>到着点</th><th>主たる船舶</th><th>総トン数</th><th>定員</th></tr><tr><td rowspan="2">東 京</td><td>三宅島</td><td>さるびあ丸</td><td>4,992トン</td><td>514 名</td></tr><tr><td>八丈島</td><td>橘丸</td><td>5,681</td><td>596</td></tr></table>	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員	東 京	三宅島	さるびあ丸	4,992トン	514 名	八丈島	橘丸	5,681	596																
	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員																										
東 京	三宅島	さるびあ丸	4,992トン	514 名																											
	八丈島	橘丸	5,681	596																											
3 強化地域に向かう次の航路については、警戒宣言が発せられた場合、原則として直ちに運行を中止する。 <table><tr><th>出発点</th><th>到着点</th><th>主たる船舶</th><th>総トン数</th><th>定員</th></tr><tr><td rowspan="4">大 島</td><td rowspan="4">熱 海 伊 東</td><td>セブンアイランド 愛</td><td>280トン</td><td>255 名</td></tr><tr><td>〃 夢</td><td>281</td><td>255</td></tr><tr><td>〃 虹</td><td>281</td><td>255</td></tr><tr><td>〃 友</td><td>164</td><td>255</td></tr></table>	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員	大 島	熱 海 伊 東	セブンアイランド 愛	280トン	255 名	〃 夢	281	255	〃 虹	281	255	〃 友	164	255												
出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員																											
大 島	熱 海 伊 東	セブンアイランド 愛	280トン	255 名																											
		〃 夢	281	255																											
		〃 虹	281	255																											
		〃 友	164	255																											

ウ 強化地域周辺海域の津波に対する措置

機 関	内 容
関 東 運 輸 局	船舶運航事業者に対し、あらかじめ強化地域周辺を運航する船舶の津波に対する措置を講じるよう指導を行う。
東 海 汽 船	- 警戒宣言又は地震予知情報により津波のおそれがあるときは、広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊の上、所要の保安措置を講じる。 - 狭い水道や港口付近を航行中、津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変化により乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底等十分な保安措置を講じる。 - 錨泊中津波が来襲すると、振廻や走錨により他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置を講じる。

エ 海上における交通規制

警戒宣言が発令された場合、船舶交通の安全を図るため、第三管区海上保安本部は、港内外にある船舶等に対して、次の分類により必要な命令、勧告等を行う。

- 港内にある、又は入港しようとする船舶に対して、港外又は湾外の安全な場所に避難すること。避難できない船舶等は、係留索の強化等必要な安全措置を講じるよう命令又は勧告等をする。
- 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の命令又は勧告等をする。
- 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告等をする。
- 避難誘導にあたっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。

オ 混乱防止措置（滞留旅客避難誘導）

機 関	内 容
関 東 運 輸 局	船舶運航事業者に対し、強化地域内における避難誘導について適切な措置を講じるよう指導を行う。
東 海 汽 船	運航を中止し、強化地域内の港で旅客を下船させる場合又は乗船させない場合であって、当該港について村長等の居住者等に対する避難の指示がなされている等、旅客の避難が必要とされる時の避難については、当該港の村と連絡を取り、実施するものとする。

機 関	内 容
強化地域内村	東海汽船と連携を取り、船客等の滞留旅客に対する避難誘導、食料のあっせん等必要な対策を講じる。

7 学校、社会福祉施設等の対策

(1) 学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修・各種学校）

ア 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護する。

なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休業とする。

また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業とする。

イ 児童・生徒の保護・帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保することとなる。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。

一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、Twitter等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

ウ 校外学習及び宿泊行事等実施の安全確保

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実にを行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

(2) 社会福祉施設等

ア 保育所・通所施設

(ア) 利用者等の扱い

- a 利用者等は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。
なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。
- b 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護する。
- c 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。

(イ) 防災措置

- a 施設設備の点検
- b ライフラインの確認
- c 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- d 食料、飲料水、ミルク等の確保
- e 医薬品の確保

(ウ) その他

- a 利用者等の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。
- b 職員・利用者・保護者等の防災教育を行う。

イ 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- 施設設備の点検
- ライフラインの確認
- 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- 食料、飲料水の確保
- 医薬品の確保
- 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- 関係機関との緊密な連絡・連携

(3) 劇場、高層ビル、地下街等

劇場、高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講じる。

機 関 名	対 象	対 応 措 置
東 京 消 防 庁	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導	
	劇場、映画館等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
	高層ビル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達及び誘導の実施 7 エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用
	地下街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 利用客に対しての必要な情報伝達及び従業員による誘導の実施
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	都立文化施設等	1 団体利用（貸切）形態をとる施設においては、管理者が主催責任者に警戒宣言の情報を伝達して施設利用の自粛を要請し、適切な誘導を実施 その他の施設については、管理者が施設利用者に警戒宣言の情報を伝達し、適切な誘導を実施 2 施設の危険箇所の応急補強、危険物の保安措置等を実施

機 関 名	対 象	対 応 措 置
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	体育館等施設	1 警戒宣言が発せられた場合、利用者及び団体利用の場合は主催責任者に、施設利用の自粛を要請 2 在館者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退館させる。 3 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導
都 建 設 局	都立動物園、水族館、植物館	1 警戒宣言が発せられると同時に閉園 2 入園者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退園させる。 3 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認のうえ、保安要員を確保
	日比谷公会堂	1 警戒宣言が発せられると同時に主催者と協議のうえ、閉館 2 在館者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退館させる。 3 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認のうえ、保安要員を確保
都 教 育 庁	都立図書館	1 警戒宣言が発せられた場合、利用者に施設利用の自粛を要請 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施 3 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導
区 市 町 村	図書館、公会堂等 区市町村立の施設	都の施設に準ずる処置をとる。

8 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

(1) 電気（東京電力グループ）

ア 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

イ 人員、資機材の点検確保

(ア) 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられ

たことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

(イ) 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保する。

ウ 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

エ 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

オ 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

(2) ガス（東京ガスグループ）

ア ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

イ 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

ウ 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

エ 人員、資機材の点検確保

(ア) 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(イ) 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

オ 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

(ア) 広報の内容

- 不使用ガス栓の閉止の確認
- 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保
- 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

(イ) 広報の方法

- 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。
- テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

(3) 上水道（都水道局、その他公営水道）

ア 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。

また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- 当座の飲料水のくみ置きの要請
- 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- 地震発生後の広報等の実施方法
- 地震発生後における住民への注意事項

イ 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

ウ 施設等の保安措置

- 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水压を調整する。
- 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。
また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

(4) 下水道（都下水道局、その他公共下水道）

ア 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続する。

イ 施設等の保安措置

- 管きょ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。また、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

ウ 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。

- 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

(5) 電話、通信

ア 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。

このため、各機関は次の措置をとることとする。

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程等に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 一般電報の発信及び電話による配達 (3) 営業窓口 (4) 防災関係機関等から緊急な要請への対応 (ア) 故障修理 (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

第5章 東海地震事前対策
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	内 容
N T T コミュニケーションズ	○ 警戒宣言が発せられた場合、国内、国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したとき、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
N T T ド コ モ	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により重要通信を確保するため、必要により利用制限等の必要な措置を行う。
K D D I	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。
ソ フ ト バ ン ク	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ 警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。
楽 天 モ バ イ ル	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信サービスの疎通が著しく輻輳した際は、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。

イ 広報措置の実施

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	1 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 (2) 電報の受付及び配達状況 (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 (4) 営業窓口における業務実施状況 (5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。） (6) その他必要とする事項 2 前項の広報をするに当たり必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。
N T T コミュニケーションズ	○ 警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、お客様に対し次の事項を広報する。 1 国内・国際通信の疎通状況 2 国内・国際通信の輻輳対策 3 お客様に協力を要請する事項

機 関 名	内 容
N T T ド コ モ	○ 警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 2 営業窓口における業務実施状況 3 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言板の準備状況を含む。） 業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼び掛けること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等 4 その他必要とする事項
K D D I	○ 警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。 1 通信サービスの疎通状況 2 通信サービスの輻輳対策 3 利用者に協力を要請する事項
ソ フ ト バ ン ク	○ 警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 災害用伝言板等の協力要請 3 その他必要とする事項
楽 天 モ バ イ ル	○ 警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、テレビ・ラジオ放送等を通じ利用者に以下の事項を広報する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 通信サービスの輻輳対策状況 3 その他必要とする事項

ウ 防災措置の実施

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達と周知 2 情報連絡室若しくは地震災害警戒本部の設置 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備 5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等） 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配 7 電気通信設備等の巡視点検 8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置 9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等
N T T コミュニケーションズ	○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 2 非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施
N T T ド コ モ	○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警戒宣言のお客様等への周知 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施

第5章 東海地震事前対策
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	内 容
K D D I	○ 警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 1 災害対策本部等の対策活動組織の確立 2 情報連絡体制の確立 3 通信設備の点検 4 通信疎通の監視、管理体制の強化 5 災害対策用設備の点検 6 その他、一般防災に関する措置 (1) 事務機器等の転倒防止措置 (2) 危険物等の保安点検 (3) 火気の使用制限措置 (4) 応急対策物資の点検 (5) 医療、救護備品の点検 (6) 局舎警備の強化 (7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準
ソ フ ト バ ン ク	○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警備体制の確立 3 対策要員の確保 4 社外関係機関との連携・協力 5 災害対策用設備・資機材の確保 6 社員の安全確保 7 その他必要な事項
楽 天 モ バ イ ル	○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言の伝達 2 社外機関との連携・協力 3 社員の安全確保 4 対策要員の確保 5 災害対策用設備・資機材の確保、配備 6 その他必要な事項

9 生活物資対策

(1) 市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

市場の流通を確保するため、必要に応じて事業者等へ働き掛けるとともに、ホームページ等を通じて消費者等へ正確な情報を提供するなど混乱防止を図る。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 便乗値上げ等に対する情報収集 ○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、都民からの問い合わせや相談に対応 ○ 物資流通に係る情報を提供 ○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施
都 中 央 卸 売 市 場	○ 生鮮食料品価格の安定を図る。
関 東 農 政 局	○ 応急用食料・物資調達に係る情報を提供
関 東 経 済 産 業 局	○ メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し、出荷を要請

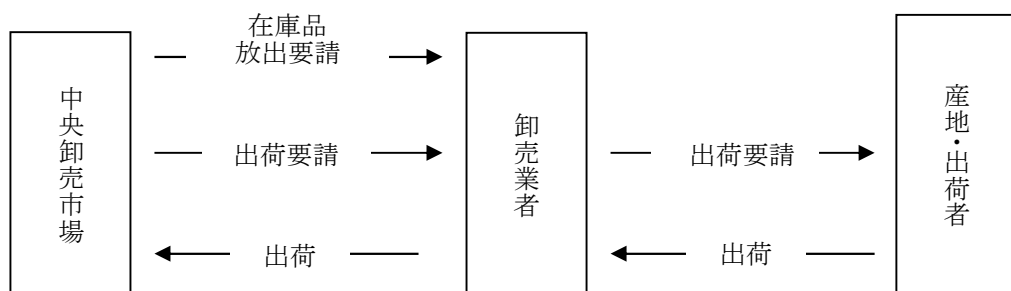
イ 詳細な取組内容

《都生活文化スポーツ局》

- 消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、適切に情報提供を行う。

《都中央卸売市場》

- 供給量の確保を図るため、卸売業者等に対して、在庫品の放出を要請するとともに、卸売業者を通じて産地・出荷者に対し出荷要請を行う。
- 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、場内関係業者と協議調整の上、販売方法の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。



《関東農政局》

- 都から応急用食料・物資調達に関して要請を受けた場合は、速やかに農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。

《関東経済産業局》

- 生活必需品等の流通確保のため、メーカー等の製造部門や卸・小売業等

の流通部門に対し、出荷要請をする等の協力体制を整備する。

(2) 物資の事前確保

都が備蓄している物資については、区市町村からの要請があった場合に備えて必要な準備を行う。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 物資の調達について、あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の確保（準備）を要請
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 物資の調達について、あらかじめ協力依頼している東京都生活協同組合連合会に物資の確保（準備）を要請
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村から要請があった場合に備えて、あらかじめ協力依頼している都トラック協会に備蓄物資の放出準備を要請 ○ 調製粉乳の調達について、あらかじめ協力依頼している事業者
都 産 業 労 働 局	○ 米穀の調達について、関係機関と連絡調整を図り、物資を確保（準備） ○ 米穀卸売販売業者に対して運搬車両及び人員の確保（準備）を要請 ○ 農林水産省農産局に対して米穀の出庫準備を要請 ○ 副食品・調味料等の調達について、あらかじめ協力依頼している事業者
都 中 央 卸 売 市 場	○ 生鮮食料品等の調達について、あらかじめ市場内の事業者を通じ数量を把握
区 市 町 村	○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地元商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）
農林水産省農産局	○ 都からの米穀の放出要請に対応
関 東 農 政 局	○ 生鮮食料品の産地での出荷状況を把握 ○ 加工食品及びミルク等の供給確保を事業者等に要請
関 東 経 済 産 業 局	○ 生活必需品等製造業者、流通業者及びその事業者団体と供給体制について検討し、必要な指導を行う。 ○ 生活必需品等の需要、価格、動向の把握及び適正価格による円滑な供給に努める。

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 食料等応急生活物資について、あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の確保（準備）を要請する。

《都生活文化スポーツ局》

- 食料等応急生活物資について、あらかじめ協力依頼している東京都生活協同組合連合会に物資の確保（準備）を要請する。

《都福祉保健局》

- 都備蓄倉庫には、あらかじめ協力依頼している物流事業者、都福祉保健局職員等を配置し、搬出準備を行う。
- 都福祉保健局が保有する備蓄調製粉乳の放出準備を行う。

《都産業労働局》

- 売事業者の在庫状況を確認し、米穀の確保（準備）及び精米の準備を要請する。
- 米穀販売事業者の在庫で不足が想定される場合は、農林水産省農産局と協議し、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託して精米し調達する準備を要請する。

《都中央卸売市場》

- 生鮮食料品の調達について、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者から入荷物品及び在庫品の状況を確認する。

《区市町村》

- 食料等応急生活物資について、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
 - ・ 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

《農林水産省農産局》

- 都から米穀の放出準備の要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に定める災害救助法または国民保護法が発動された場合の特例により処理する。

《関東農政局》

- 生鮮食料品の出荷状況等を把握するとともに、関係団体等への連絡調整等を行う。

《関東経済産業局》

- 所管に係る緊急に必要な生活必需品であって、都内で調達できないものの調達先に関する資料を整備する。
- 所管の生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関との連携協力体制を確立する。
- 都の要請により、所管に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講じる。

(3) 輸送車両の事前確保

機 関 名	対 策 内 容
都 財 務 局	○ 関係団体等に対し、車両の調達準備を要請
都トラック協会 都庁輸送組合 都バス協会	○ 要請に応じ、車両の調達準備

10 金融対策

(1) 警戒宣言時における対策

機関名	対 策 内 容
関 東 財 務 局 日 本 銀 行	1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講じるものとする。 (1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させること。なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。 (2) 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。 イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。 (3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭にその旨を掲示させること。 イ 上記1(1)なお書き及び(2)イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。 (注) 1 「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。 2 本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。 2 日本銀行は、①地震予知情報等の伝達及び避難誘導に関すること、②通貨の円滑な供給の確保に関すること、③資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること、④金融機関の業務運営に係る措置に関すること、⑤地震防災応急対策に係る広報に関すること、⑥海外中央銀行等との連絡・調整に関することを行う。

第5章 東海地震事前対策
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機関名	対 策 内 容
都 主 税 局	1 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、都税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 2 警戒宣言が発せられた後、引続き、都の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、都税の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。

東京都地域防災計画 震災編の沿革

修正年	修正の概要
昭和 48 年修正 (第 1 次)	昭和 38 年に、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、都の地域における風水害や地震、大火災など様々な災害に関する総合的な計画として、東京都地域防災計画を策定した。その後、昭和 46 年修正に当たり、震災対策計画を別途作成することとしたため、震災対策を除く地域防災計画は「風水害等編」として改編した。 そして、昭和 48 年に、都の地域における電気、ガス、鉄道等のあらゆる機関を含んだ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の総合的な震災対策計画として、「震災編」を作成した。
昭和 49 年修正 (第 2 次)	毎年検討を加え、必要な修正を行った
昭和 50 年修正 (第 3 次)	
昭和 52 年修正 (第 4 次)	
昭和 55 年修正 (第 5 次)	昭和 53 年 6 月に、東京都防災会議が公表した「東京区部における地震被害の想定に関する報告書」を踏まえ、修正を行った。
昭和 61 年修正 (第 6 次)	昭和 60 年 7 月に、東京都防災会議が公表した「多摩地域における地震被害の想定に関する報告書」を踏まえつつ、情報連絡体制の整備、食料、生活必需品、飲料水の確保、災害医療体制の整備などの修正を行った。
平成 4 年修正 (第 7 次)	平成 3 年 9 月に、東京都防災会議が公表した「東京における地震被害の想定に関する調査研究」報告書において、これまでの被害想定を大幅に改めたことや、防災センターの開設など応急活動や情報連絡の体制が充実したことなどを踏まえ、災害対策本部の組織や運営、職員の動員態勢などの見直しを行うとともに、国や区市町村等の防災機関との連携を強化し、また、新たに、行政が行う防災事業に対する都民や事業所の協力、防災ボランティアの育成と登録制度の活用を盛り込むなどの修正を行った。
平成 8 年修正 (第 8 次)	平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震は、5,500 名を超える尊い犠牲者と多数の負傷者を出し、建築物をはじめ、高速道路、鉄道・港湾施設、電気・ガス・水道等のライフラインなど、都市構造物や都市基盤施設に想像を絶する甚大な被害をもたらした。また、家屋倒壊による多数の圧死者、行政機関等の初動、救援・救護、他団体からの応援やボランティアの受入れ、あるいは地域住民組織の活動など、今後、大都市において震災対策を進める上で、数多くの貴重な教訓を残した。 こうした、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、大都市防災のあり方を根本的に問い、予測される災害態様に適切に対応できる計画を樹立することがますます重要になっている状況を踏まえ、計画全体を緊急に見直し、修正を行った。
平成 10 年修正 (第 9 次)	平成 9 年 8 月に、東京都防災会議が公表した「東京における直下地震の被害想定調査報告書」を踏まえ、帰宅困難者対策など特に推進すべき対策を盛り込むことに加え、「生活都市東京の創造 重点計画」に掲げた震災に強い社会づくりの推進に係る事項などを盛り込み、直下地震にも海溝型地震にも対応できるようにすることをねらいとして、修正を行った。

修正年	修正の概要
平成 10 年修正 (第 9 次)	平成 9 年 8 月に、東京都防災会議が公表した「東京における直下地震の被害想定調査報告書」を踏まえ、帰宅困難者対策など特に推進すべき対策を盛り込むことに加え、「生活都市東京の創造 重点計画」に掲げた震災に強い社会づくりの推進に係る事項などを盛り込み、直下地震にも海溝型地震にも対応できるようにすることをねらいとして、修正を行った。
平成 14 年修正 (第 10 次)	平成 14 年 4 月、新島村、神津島村及び三宅村が大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されたことを受け、地域防災計画震災編付編「警戒宣言に伴う対応措置」を震災編第 5 部として位置づけ、「東海地震災害事前対策」として策定するための修正を行った。
平成 15 年修正 (第 11 次)	前回修正以降、伊豆諸島近海地震などの実際の発災のほか、東京都震災対策条例の施行や、東京都総合防災訓練の実施など、震災対策を取り巻く状況の変化を考慮して、震災対策を全般的に見直し、修正を行った。
平成 19 年修正 (第 12 次)	直下地震による被害想定を公表した平成 9 年以降、東京の都市構造が大きく変化したことや、国が初めて首都直下地震の被害想定を平成 17 年 3 月に公表したことなどから、平成 18 年 5 月に、東京都防災会議は「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。 この新たな被害想定、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など最新の地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化などを反映するとともに、減災目標を初めて設定するなどの修正を行った。
平成 24 年修正 (第 13 次)	想定外の巨大地震による未曾有の大災害となった東日本大震災を契機に、これまでの防災対策の在り方が問われていたことから、都は、平成 23 年 9 月に東日本大震災の被害の状況と半年間の対応等から得られた様々な教訓を「東日本大震災における東京都の対応と教訓」として明らかにし、また、この教訓と科学的知見を有する専門家や区市町村の意見等を踏まえ、平成 23 年 11 月に「東京都防災対応指針」を発表した。 さらに、平成 24 年 4 月には、東京都防災会議が、客観的なデータや最新の科学的知見に基づいて「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。 これらによって明らかとなった、東京の防災上の課題を踏まえ、修正を行った。
平成 26 年修正 (第 14 次)	平成 25 年 5 月に、東京都防災会議が公表した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」や南海トラフ地震に係る特別措置法の施行等を踏まえた修正（第 4 部）のほか、第 1 部から第 3 部については、災害対策基本法の改正、都や各防災機関などの防災対策の進捗状況等を踏まえ、修正を行った。
令和元年修正 (第 15 次)	平成 28 年熊本地震等、前回修正以降発生した地震災害の教訓や、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりや ICT 等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた取組を反映し、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、修正を行った。
令和 5 年修正 (第 16 次)	震災対策の実効性を向上させる観点から、令和 4 年 5 月に、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」や令和 3 年 5 月の災害対策基本法等の改正等を踏まえつつ、男女平等参画その他の多様な視点に一層配慮した検討を行うため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するなど、所要の修正を行った。

令和5年2月発行

印刷物規格表第2類

印刷番号(4)104

東京都地域防災計画

震災編 本冊 素案

編集発行 東京都防災会議

(東京都防災会議事務局) 東京都総務局総合防災部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5321)1111(代) 内線25-011

印刷 株式会社 キタジマ
〒130-0023 東京都墨田区立川二丁目11番7号
電話 03(3635)4510



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています